明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十四年五月二日

○第三十一回国会　衆議院会議録追録（その一）（一）

議案に関する報告書

〔第四号参照〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十三年七月十六日付人事院の国会及び内閣に対する勧告の趣旨にかんがみ、国家公務員に対し、十二月十五日に支給する期末手当の額を増額するため、一般職の職員の給与に関する法律等につき所要の改正を加えようとするもので、その内容は次の通りである。

1　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正して、十二月十五日に支給する期末手当の額を〇・一箇月分増額することとしていること。

なお、その増額されることとなる部分の本年十二月における支給については、各庁の長が定める割合により支給することとしている。

2　防衛庁職員給与法の一部を改正して、自衛官に対する航空手当等の額の俸給日額に対する割合の最高限度を期末手当の増額分だけ引き上げることとしていること。

二　議案の可決理由

昭和三十三年七月十六日付の人事院勧告の趣旨並びに財政事情等にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、一般職・特別職の職員を合わせて約十二億円であるが、昭和三十三年においては、既定人件費の節約等によりまかない得る範囲内で支給することとしている。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

受田新吉君外十名から提出された修正案は、「十二月の期末手当を本案より更に〇・一箇月分増額し、六月の期末手当を〇・二五箇月分増額する」ことを内容とするものであるが、国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して松野総理府総務長官は、「受田新吉君外十名から提出された修正案のように期末手当を増額することは、民間におけるこの種手当の支給状況との均衡を失することとなるばかりでなく、その実施は財政的にも、きわめて困難であり賛成しかねる」旨の意見を述べた。

なお、本修正案施行に要する経費は、一般職・特別職の職員を合わせて、本年度約二十四億円、平年度約五十四億円であるが、本修正案は、少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和三十三年十二月十三日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長星島二郎殿

〔第五号参照〕

憲法調査会法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、憲法調査会の事務量の増加に伴い、これら事務の円滑な処理を図るため、現在局長のほか、七人である事務局職員の定員を改め、新たに事務官五人を増員し、これを十二人としようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、憲法調査会の事務量の増加にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に約百四十一万七千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

科学技術会議設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、科学技術に関する重要な事項について、関係行政機関の施策の総合調整をはかるため、内閣総理大臣の諮問機関として科学技術会議を設置し、これを総理府の附属機関に加える一方、従来、科学技術庁の附属機関として置かれている科学技術審議会を廃止しようとするものである。

その内容の主なるものは次の通りである。

（イ）諮問を要する事項

内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項に関して関係行政機関の施策の総合調整を行う必要があると認めるときは、当該事項について会議に諮問しなければならない。

一　科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関すること。

二　科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定に関すること。

三　前号の研究目標を達成するために必要な研究で特に重要なものの推進方策の基本の策定に関すること。

四　日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関することのうち重要なもの。

（ロ）科学技術会議の組織

会議は、議長及び議員八人をもつて構成し、議長には内閣総理大臣を充て、議員には大蔵、文部両大臣、経済企画庁及び科学技術庁両長官並びに日本学術会議会長及び科学技術に関しすぐれた識見を有する者三人を充てることとし、この三人の議員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣がこれを任命し、その任期は三年、うち一人は、日本学術会議会長とともにそれぞれ非常勤とする。

なお、会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

なお、会議の運営にあたつては、関係行政機関の専管に属する事項のみを対象とした審議は行われることなく、また、大学の学問研究の自由は尊重される建前である。

（ハ）資料提出の要求

会議は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

二　議案の可決理由

本案は、科学技術の振興をはかる上に適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案議決に際して、別紙のごとき附帯決議が附された。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十三年度一般会計歳出予算に一千五十七万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年十二月十六日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

科学技術会議設置法案に対する附帯決議

科学技術会議の運営にあたつては

第一　基礎研究を重視すること

第二　学問研究の自由を確保すること

右決議する。

司法試験法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

終戦後、大学制度が新制大学制度に切り替えられて以来、大学在学生の司法試験の合格者数が逐年減少の傾向にあり、他面、社会生活の複雑化に伴い、将来法曹たるための適格としては、法律以外の素養を備える必要があるのに、試験科目が法律のみに偏しているとの批判が強いので現行の司法試験制度の一部を改正しようというのが本案提出の目的である。

改正の要旨は次の通りである。

第一に、第二次試験の筆記試験を短答式による試験と論文式による試験とに分け、論文式による試験は、短答式による試験に合格した者に限り受験することができること。

第二に、短答式による試験は、憲法、民法及び刑法について行うこと。

第三に、論文式による試験については、現行の試験科目七科目を、いわゆる必須科目五科目と、いわゆる選択科目二科目とに分

け、選択科目の中には、新たに、政治学、経済原論、財政学、会計学、心理学、経済政策、社会政策等を加えること。

第四に、司法試験管理委員会は、試験科目のうち相当と認めるものについて、試験の範囲を限定することができること。

第五に、司法試験考査委員の数は、現在試験科目一科目につき四人を越えてはならないことになつているのを、その制限を撤廃すること。

第六に、本法の施行は昭和三十六年一月一日からとしたこと。

等である。

二　議案の可決理由

大学制度が新制大学に切り替えられて以来、大学在学生の司法試験合格者の数が逐年減少しているのは大学制度と現行司法試験制度がマッチしていないことが、その主要なる原因となつている。

これら、現行試験制度運用の実情にかんがみ、今回の改正はきわめて適当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき自由民主党、日本社会党共同提案による附帯決議が附された。

右報告する。

昭和三十三年十二月十六日

法務委員長　小島　徹三

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

司法試験法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、本案による必須科目の制度は今後大学の学制改正と照らし合せつつ、たえず検討すること。

二、司法試験管理委員会委員は将来これを相当数増員し、これが選任については公正を期すること。

三、司法試験考査委員の選任についても公正を期すること。

四、短答式試験においてはなるべく多数を合格せしむること。

右決議する。

公共用水域の水質の保全に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近年都市人口の増大、鉱工業の急激な発展に伴い河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域が著しく汚濁され各種の問題が発生するに至つた。

すなわち、汚濁水の放流により、農業、漁業等の関係産業に相当の被害を生ずる等の事例が増加している。本案は、かかる事態に対処して、公共用水域の水質保全を図りあわせて水質の汚濁に関する紛争の解決に資するため、これに必要な基本的事項を定め、産業の相互協和と公衆衛生の向上に寄与することを目的として提案されたものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　指定水域の指定、水質基準の設定

経済企画庁長官は、公共用水域のうち、汚濁による相当の被害を生じ又は生ずるおそれの高い水域を指定水域として指定し、当該水域について水質保全上必要であり、かつ、具体的に遵守可能な水質基準を定め、関係主務大臣がこの基準によつて現実に取締りができることとすること。

2　水質審議会の設置

経済企画庁の附属機関として水質審議会を設置し、指定水域の指定、水質基準の設定等の重要事項を調査審議することとする。

なお、水質保全については、地下水の汚濁等の問題もあるので、公共用水域及び地下水の水質の保全に関する基本的事項を水質審議会の所掌事務として掲げている。

3　水質汚濁による被害に関する紛争の処理

水質汚濁による紛争を公正迅速に解決するため、都道府県知事による知解の仲介制度を設け、紛争処理を合理的に行うこととすること。

4　その他、本法施行の万全を期するための所要の規定を設けること等である。

二　議案の修正議決理由

最近の公共用水域の汚濁により、関係産業に相当の損害が生ずる事例が増加し、このままに放置するときは、産業相互の協和を害し、経済発展を阻害するのみならず、これに起因する紛争等をじやく起し、又、公衆衛生の向上も期し難い。

かかる現状にかんがみ、本法の制定は時宜に適した、きわめて妥当なものと認めるが、さらに本法実施の万全を期するため、修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することとした。

右報告する。

昭和三十三年十二月十六日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

（小字及び┃は修正）

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　水質基準（第四条―第十〇条）

第三章　水質審議会（第十一条―第十八条）

第四章　和解の仲介（第十九条―第二十三条）

附則

（定義）

第三条　この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他の公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（公共下水道及び都市下水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び都市下水路をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

2　この法律において「水質基準」とは、工場若しくは事業場（工場排水等の規制に関する法律（昭和　年法律第　号）第二条第二項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。）、鉱山（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山をいう。）、水洗炭業（水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）第二条に規定する水洗炭業をいう。以下同じ。）に係る事業場、公共下水道又は都市下水路から次条第一項に規定する指定水域に排出される水（以下単に「排出水」という。）の汚濁（放射線を発生する物質による汚染を除く。以下同じ。）の許容限度をいう。

第二章　水質基準

（調査基本計画）

第四条　経済企画庁長官は、次条第一項及び第二項に規定する指定水域の指定及び水質基準の設定の円滑を実施を図るため、公共用水域の水質の調査に関する基本計画（以下「調査基本計画」という。）を立案し、水質審議会の議を経て、これを決定する。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　経済企画庁長官は、前項の規定により調査基本計画を定め又は変更したときは、これを公表するとともに、関係行政機関の長に通知しなければならない。

（指定水域及び水質基準）

第五条　経済企画庁長官は、公共用水域のうち、当該水域の水質の汚濁が原因となつて関係産業に相当の損害が生じ、若しくは公衆衛生上看過し難い影響が生じているもの又はそれらのおそれの高いものを、水域を限つて、指定水域として指定する。

2　経済企画庁長官は、指定水域を指定するときは、当該指定水域に係る水質基準を定めなければならない。

3　前項の水質基準は、第一項の指定の要件となつた事実を除去し又は防止するため必要な程度をこえないものでなければならない。

4　経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めようとするときは、水質審議会の議を経なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（意見の聴取）

第六条　経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（公示等）

第七条　経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めるときは、当該指定水域及び水質基準を公示するとともに、その旨を関係行政機関の長に通知しなければならない。これらを変更するときも、同様とする。

（関係行政機関の義務）

第八条　前条第一項の通知を受けた関係行政機関の長は、指定水域の水質の保全に関する事項に係る事務を処理するにあたつては、当該指定水域に係る水質基準を尊重してしなければならない。

（遵守義務）

第九条　排出水を排出する者は、当該指定水域に係る水質基準を遵守しなければならない。

（資料の提出の要求等）

第十条　経済企画庁長官は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2　経済企画庁長官は、この法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

（調査に対する協力）

第十一条　経済企画庁長官は、指定水域を指定し、及び水質基準を定めるために、その職員又はその委嘱した者に公共用水域の水質に関し調査させる場合には、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

（政令への委任）

第十二条　この章に定めるもののほか、指定水域の指定及びその変更に関すること。

二　水質基準の設定及びその変更に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、公共用水域の水質の調査その他公共用水域及び地下水の水質の保全に関する基本的事項に関すること。

第三章　水質審議会

（水質審議会）

第十三条　経済企画庁に、水質審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、経済企画庁長官の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一　調査基本計画の決定及びその変更に関すること。

二　指定水域の指定及びその変更に関すること。

三　水質基準の設定及びその変更に関すること。

四　前二号に掲げるもののほか、公共用水域の水質の調査その他公共用水域及び地下水の水質の保全に関する基本的事項に関すること。

3　審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、経済企画庁長官に意見を述べることができる。

（組織）

第十四条　審議会は、委員二十人以内で組織する。

2　委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、経済企画庁長官が任命する。

3　委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第十五条　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

2　前項の委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第十六条　審議会に、会長及び副会長各一人を置き、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門委員）

第十七条　審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員三十人以内を置くことができる。

2　専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、経済企画庁長官が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（資料の提出等の要求）

第十八条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第十九条　審議会の庶務は、経済企画庁調整局において処理する。

（政令への委任）

第二十条　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　和解の仲介

（和解の仲介の申立）

第二十一条　工場若しくは事業場から公共用水域に排出された水又は工場若しくは事業場から公共用水域に排出される水の処理に伴つて生じた物で工場若しくは事業場から公共用水域に廃棄されたものによつて生じた水質の汚濁による被害（鉱害及び水洗炭業の施業による被害を除く。）について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じたときは、当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事に和解の仲介の申立をすることができる。

（仲介員名簿の作成）

第二十二条　都道府県知事は、毎年仲介員候補者十五人以内を委嘱し、その名簿を作成して置かなければならない。

2　前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者及び工業、農業、水産業その他の産業又は公衆衛生に関し学識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

（仲介員の指定）

第二十三条　都道府県知事は、第十九条の規定による申立があつたときは、前条第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2　前項の場合において、一の紛争に係る申立が二以上の都道府県知事になされたときは、当該都道府県知事は、協議により仲介員を指定することができる。

（仲介員の任務）

第二十四条　仲介員は、紛争の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。

（関係行政機関の協力）

第二十五条　都道府県知事は、当該仲介員から請求があつたときは、関係行政機関の長に対し、仲介のため必要な資料又は技術的知識の提供、技術的判断その他必要な協力を求めることができる。

〔別紙〕

公共用水域の水質の保全に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当り、次の諸点について特段の努力を払うべきである。

一、経済企画庁に、水質保全に関する機構を設けるとともに、水質基準を作成するための科学的資料を可及的速やかに整備すること。なお仲介員候補者及び仲介員の人選に当つては公正を期すること。

二、水質保全行政の実効を期するための財政措置並びに金融措置の強化を図るとともに、除害施設に対し、税法上特別償却の制度を設けること。

三、下水道の整備を強力かつ速やかに推進するとともにし尿、じんあい等の処理の適切化を期すること。

一

工場排水等の規制に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、経済企画庁において定める水質基準の具体的適用範囲のうち、製造業、ガス供給業及びこれらに類する事業に関する分野における事業活動に伴つて発生する汚水等の処理を適切にすることにより、公共用水域の水質の保全を図ることを目的として提案されたものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　製造業等の用に供する生産施設のうち、汚水等を発生するものを政令で特定施設として指定し、特定施設を設置している者は、その特定施設から排出される汚水等の処理を適切にし、公共用水域の水質の保全に心掛けるべき旨を明示したこと。

2　特定施設の設置、変更を行う場合、又は特定施設の使用方法乃至は汚水等の処理方法の変更を行う場合、事前に主務大臣にその計画を届け出ることとし、主務大臣はその計画が水質基準に適合しているか否かを検討し、問題があれば汚水等の処理方法の計画の変更、特定施設自体に関する計画の変更、廃止等を命じ得ることとすること。

なお、新たに指定水域あるいは特定施設が定まつた場合、既存の特定施設を設置している者については、経過措置として届出をさせることとすること。

3　指定水域に排出されている工場排水等が、水質基準に適合していないとき、主務大臣は、その工場排水等を排出する者に対し、汚水等の処理方法の改善、特定施設の使用の一時停止、その他必要な措置をとるべきことを命令することができることとすること。

4　汚水処理施設に対する固定資産税を免税するとともに、国として汚水処理施設の設置または改善につき必要な資金の確保、技術的な助言、その他の援助に努めることとし、更に主務大臣は適切な汚水処理技術の研究及びその成果の普及に努めることとすること。

5　その他、本案実施の万全を期するため、所要の規定を設けること等である。

二

議案の修正議決理由

本案の基本法ともいうべき、公共用水域の水質の保全に関する法律の制定と相まつて、製造業等の事業活動に伴つて発生する汚水等の処理を適切にし、水質の保全を図ることは、わが国経済の調和のとれた発展と、公衆衛生の向上を図る上からも、本法の制定は適切妥当なものと認める。

なお、公共用水域の水質の保全に関する法律案の修正に伴い、関係条項の整理のため別紙のごとき修正を加える必要を認め、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十二月十六日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

（定義）

第二条　この法律において「製造業等」とは、製造業（物品の加工修理業を含む。）及びガス供給業並びにこれらに類する事業であつて政令で定めるものをいう。

2　この法律において「特定施設」とは、製造業等の用に供する施設のうち、汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を排出するものであつて政令で定めるものをいう。

3　この法律において「汚水処理施設」とは、特定施設から排出される汚水等を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。

4　この法律において「工場排水等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。

5　この法律において「公共用水域」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和　年法律第　号）第三条第一項に規定する公共用水域をいう。

6　この法律において「水質基準」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律第三条第二項に規定する水質基準をいう。

7　この法律において「指定水域」とは、公共用水域の水質の保全に関する法律第五条第一項に規定する指定水域をいう。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　本案の要旨及び目的

最近の台風による災害等の実情にかんがみ、住宅金融公庫による災害復興住宅に対する貸付を拡充、強化しようとするもので、その要旨は次の通りである。

1　災害復興住宅の建設又は補修に伴う宅地の整地（たい積土砂の排除等）ならびに補修に伴う移転に要する費用をも貸付の対象とすること。

2　災害復興住宅に対する貸付金の償還期限を、建設の場合は十八年（従来十五年）、補修の場合は十年（従来八年）に延長すること。

二　議案の可決理由

災害の復旧ならびに災者の援護に万全を期するため、適宜の措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十二月十六日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鎌五郎殿

昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、本年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨により、米穀の生産に損害を生じ、その減収により自家の飯用食糧にも事欠く農家に対して、政府保有米穀を特別価格で売り渡すことにより、被害農家の食糧に関する不安をなくし、もつて、米穀の再生産確保に寄与しようというのが目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　本案の対象となる災害は、本年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害地のうち政令で定める地域の災害とすること。

2　本案により米穀の売渡を受ける農家は、その生産する米穀が災害により著しい減収をきたし、そのためその生産する米穀が飯用として消費する量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けた農家とすること。

3　政府は、都道府県及び市町村を通じて、農林大臣の定める数量の米穀を被害農家に売渡すようにすること。

4　被害農家は、米穀をおおむね生産者価格で購入できるようにすること。

二　議案の可決理由

政府所有米穀の安売りにより、被害米穀生産農家の食糧不安を除去し、米穀の再生産を確保することは、今次災害対策として、きわめて緊要であることにかんがみ、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度及び三十四年度において二千万円の見込である。

右報告する。

昭和三十三年十二月十六日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本年度の度重なる災害により、農林漁業者は激甚な損害を受けたが、とりわけ、農地、農業用施設、林道等においてはなはだしい状態である。

国は、被害農林水産業施設の復旧事業については、被害の程度により補助を行うこととなつているが、農地及び一般林道については、農業用施設等に比し、その補助率はかなり低くなつているので、今回、農地及び一般林道につき、被害激甚な場合には、国の補助率を引き上げ、もつて災害復旧事業の促進を図り、農林業生産力の維持増進に資しようというのが本案の目的である。その主な内容は次の通りである。

1　農地の災害復旧事業における国の補助率は、復旧事業費が政令で定める一定額以上の部分については十分の八であつたものを、更にこの高率補助適用部分のうち、政令で定める一定額以上の部分については、十分の八・五に引き上げるようにすること。

2　奥地幹線林道以外の林道の災害復旧事業における国の補助率は、復旧事業費が政令で定める一定額以上の部分については、十分の七・五であつたものを、更にこの高率補助適用部分のうち政令で定める一定額以上の部分については、十分の八・五に引き上げるようにすること。

3　本案により改正される高率補助率の適用事業は、本年一月一日以後発生の災害に係る災害復旧事業にしようとすること。

二　議案の可決理由

本案は、農林業施設の災害復旧事業を促進するために妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十二月十六日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

去る十月十五日署名され、第三十回国会において承認を経た「日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定」に基いて、総額十億円の無償の経済及び技術援助をわが国がラオスに供与することとなつたので、右債務の処理に関する政府の経理を賠償等特殊債務処理特別会計において行うことができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

今回の協定に基く措置は、ラオスが本邦に対して有する賠償請求権を放棄したことに伴つて、同国の要請もあり、無償の経済協力をしようとするもので、広義の戦争債務の処理であるとの観点に立ち、本会計において処理するのが最も適当であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

外貨債の発行又は外貨借入金による収入として百八億円及び外貨債発行に関する諸費等として五億一千五百十五万三千円の予算補正措置がとられ、昭和三十三年度特別会計予算補正（特第1号）中産業投資特別会計及び国債整理基金特別会計においてそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和三十三年十二月十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鎌五郎殿

三　本案施行に要する経費

今回の措置に伴う昭和三十三年度における支出予定額は、二億円ないし三億円であるが、これは本特別会計の予備費二十七億円中より支出される。

右報告する。

昭和三十三年十二月十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鎌五郎殿

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるため、昭和三十三年度において三千万ドル（邦貨換算百八億円）を限り、外貨債を発行し又はこれに代えて外貨借入金をすることができることとし、その発行限度の繰越その他所要の規定を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

電源開発事業等の推進を図るため、国際復興開発銀行からの借款とあわせて外貨債を発行することができる道をつけておくことは、わが国今後の国際収支の状況等に照らして必要な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の海上運送法は、海運同盟に対し厳重な規制を加えているため、その活動が種々制限され、海運同盟の組織がきわめて薄弱となっている。

これがため、わが国をめぐる定期航路は過当競争に悩まされ、海運業者の経営を悪化させるばかりでなく、わが国の貿易を阻害し、ひいては国際収支の上に著しい悪影響を及ぼしている。

よつて、かかる航路の不安定を除去するため、海運同盟がその本来の安定的機能を発揮できるように現行法を改正しようとするのが本案の目的であつて、その主なる内容は次のとおりである。

1　競争抑圧船の使用及び契約運賃制に関する制限禁止規定を撤廃するとともに、運賃のべもどし制に関する制限禁止規定を緩和すること。

2　船舶運航事業者が協定等に加入を申し出た場合における拒否に関する事項について、その理由の明確化を図ること。

3　定期航路において、貨物の運送に関し過当競争を生じ、又は生ずるおそれのある場合に、運輸大臣が、事態を調整するため、当事者に対して、必要な勧告をすることができること。

二　議案の可決理由

本案は、海運界の安定及び健全な発達を図るため、有効かつ適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十二月十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔第六号（その一）参照〕

昭和三十三年九月の水害による公立の小学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、本年九月の水害によつて著しい災害を受けた地域の公立小・中学校の施設につき、早急の復旧困難と考えられるものについて、国の負担割合を現行法よりも高めようとするものである。公立学校施設の災害復旧については、従来「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」によつてその災害復旧の促進が図られていたのであるが、本年九月の水害によつて、特に著しい災害を受けた地域の公立小・中学校の施設については、この法律の適用によるだけでは、早急の復旧が困難と考えられるものがあるので、本案は、この復旧につき国の負担割合を四分の三に高める特別措置を講じようとするものであり、その適用地域は、これを政令の指定に任せ、各地の実状に即応せしめることとし、もつて早急の復旧を講ぜんとするものである。

二　議案の可決理由

本年九月の水害によつて、特に著しい災害を受けた地域の公立小・中学校の施設の復旧について、国の負担割合を四分の三に高める、特別措置を講じ早急に復旧せしめることは、適当な措置であると認め、本案は、全会一致をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行のための経費は、予備費より支出され、六千五百万円を要する見込である。

右報告する。

昭和三十三年十二月十九日

文教委員長　坂田　道太

衆議院議長加藤鎌五郎殿

国民健康保険法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国民健康保険制度は、昭和十三年農山漁村民を対象とする医療保険として発足し戦時中相当程度の普及を見たが、戦後における社会経済情勢の激変に際会して一時崩壊の危機に見舞われつつもよくこれを脱却し、その後再三の困難を排除して漸次普及の歩を進め、今日職域における健康保険と並んで地域における医療保険として国民全般に対する医療保障制度の大宗をなすに至つたのである。

政府は、かねてより昭和三十五年度を目途とする国民皆保険の達成を重要施策とし国民健康保険事業の全国普及を中心に諸般の基礎的条件の整備を進めて来たが、これが基礎法として現行の国民健康保険法の全面的改正を目的とする法律案を去る第二十八回国会に提出したが、本院解散のため審議未了となり、また、さきの第三十回国会においては本院において修正議決されたのであるが、参議院において審議未了となつたため、今回三たび本法律案が提出されるに至つたものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　国民皆保険態勢確立のため、市町村は国民健康保険を実施する義務があるものとすること。

2　国民皆保険に対する国の責任の明確化を図るため、療養給付費及び事務費に対する従来の補助金を負担金に改めるとともに、療養給付費の二割はすべての保険者に対して負担することとして、従来地方財政の良好な市部に不利となつていた点を是正することにより国民健康保険の大都市普及に対する障害を除いた外、新たにその百分の五に相当する調整交付金制度を設け国民保険財政を調整し負担の衡平及び内容の充実を図ること。

3　給付内容の充実を図るため従来、健康保険と比較して著しく劣つていた給付範囲をこれと同一のものとするとともに、給付割合についても大多数の保険者が五割に過ぎなかつたものを財政の充実につれて漸進的に向上を期し得ることとすること。

4　療養担当者制度について従来の方式を改め、

(イ)　被保険者は都道府県知事の登録を受けた国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師から療養を受けること。

(ロ)　病院診療所又は薬局の開設者が療養の給付を取り扱おうとするときは、その旨を知事に申し出でこれが受理されることを要するものとすること。

(ハ)　(ロ)の申出の受理の拒否、取消等については地方社会保険医療協議会の議を経ることとし、更に弁明の機会を与えたこと。

(ニ)　診療報酬については従来の割引等を廃止して健康保険と同一とし、また、健康保険法の規定による保険医療機関保険医等の取消によつて国民健康保険の療養取扱機関国民健康保険医等の地位を失わないようにする等その地位の安定を図つたこと等である。

二　議案の可決理由

国民皆保険の達成を期するとともに保険給付の内容を改善するため、国民健康保険法の全面的改正を行うことは社会保障制度の確立を促進するため、適切妥当な措置と認め、本案は、原案の通り、可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することとした。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に国民健康保険助成費として百五十六億五千八百五十七万九千円が計上されている。

なお、国民健康保険助成費のなかに財政調整交付金として十三億八千二百万円が含まれている。

右報告する。

昭和三十三年十二月十九日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔別紙〕

国民健康保険法案に対する附帯決議

一、政府は国民皆保険の円満なる実施運営を図るため、医療制度と社会保険制度との調整について根本的検討を加え、可及的速かに所要の立法措置等を講ずること。

二、療養担当者の権利保護、苦情処理のため公正なる中立裁定機関を設置すること。

三、政府は可及的速かに国庫負担率及び療養給付率の引き上げに努力すること。

四、国庫負担の概算交付率を引き上げ、その精算措置を速かに行うとともに、調整交付金算定の基礎となるべき療養給付費の見込額については、実績と相違が生じないよう努め、万一、相違が生じた際は、予算の補正等の措置を考慮すること。

五、保険者の事務費に対する補助については、その実情にかんがみ実質的にその全額を国庫において負担するよう措置すること。

なお、診療報酬支払についてはその期日を明確にするよう行政的措置をとること。

国民健康保険法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国民健康保険法案の施行のため必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行おうとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　国民健康保険の未加入者をすみやかに解消せしめるため昭和三十六年三月三十一日以前においても、厚生大臣及び都道府県知事が未実施市町村に対して事業の開始につき勧告又は助言を行うことができることとしたこと。

2　昭和三十六年三月三十一日までは、現に事業を行つている普通国民健康保険組合及び農業協同組合等の社団法人は、引き続

き国民健康保険を行うことができることとしたこと。

3　国民健康保険法案においては、療養の給付の範囲を健康保険と同一としているが、これによる急激な影響を避けるため、当分の間、政令で定める範囲のものは、給付を行わないことができることとしたこと。

4　経過措置として療養担当者等が新法の国民健康保険医、国民健康保険薬剤師又は療養取扱機関となることに伴う必要な規定、被保険者の範囲等に関する必要な調整規定等を設けた外、国民健康保険税の賦課方法を整備する等、国民健康保険法案の施行に伴う必要な関係法律の整理を行つたこと等である。

二　議案の可決理由

国民健康保険法の施行に必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行う等所要の諸措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十二月十九日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における繭及び生糸の需給事情の不均衡による糸価の暴落に対処し、更に約三百万貫の範囲内の数量で養蚕団体が共同保管して棚上した夏秋蚕繭につき、政令で定める価格（貫当り千二百円と想定）を確保し、もつて繭糸価格の安定を図るべく本案が提案せられたのである。

本案の主なる内容は次の通りである。

1　本法による日本輸出生糸保管株式会社の繭の買入価格を、約三百万貫の範囲内の量については、政令で定める額に保管費用等を加算した額とすること。

2　右に関連して同会社が買入等によつて取得した生糸又は乾繭を政府が買い入れる場合の買入限度を五十億円増額し、国庫債務負担行為の総額を二百億円とすること。

二　議案の可決理由

本案は、輸出振興並びに蚕糸業の経営安定上妥当と認め、多数をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度糸価安定特別会計予算に五十億円を追加計上することになつている。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

高田富之君から提出された修正案は、「一日本輸出生糸保管株式会社の繭の買入価格に政令で特例を定めることとした点を削除すること。二政府が生糸又は乾繭を買い入れる場合の買入の限度二百億円を、二百五十億円に引き上げること。」を内容とするものであるが、国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して三浦農林大臣は、「本年度の繭糸価格の安定については、現在政府より提案しておるものが適当であつて、修正案は適当でなく反対である。」旨の意見を述べた。

なお、本修正の結果必要とする経費は、約五十億円の見込であるが、本修正案は少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和三十三年十二月十九日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔第七号参照〕

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十八年以降の災害に対して行われた対策の前例にならい、昭和二十八年の大災害に次いで大きな災害をもたらした昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害による被害の甚大な地方公共団体に対して、その歳入の不足を補うため又は災害対策の財源とするための地方債の発行を特に認め、これによつて関係地方公共団体における財政運営の円滑を期そうとするものであつて、その内容は次の三点である。

（一）　この地方債は、地方財政法第五条の特例として発行を認めるもので、発行できる地方公共団体は、昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体のうち、政令で指定するものとする。

（二）　この地方債発行の目的は、地方税、使用料、手数料その他の命令で定める徴収金の減免による歳入の不足を補うため、又は災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、救農土木対策その他の命令で定める災害対策に要する経費にあてるためであること。

（三）　この地方債の資金は、資金運用部資金又は簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつて充てるものとし、また、その地方債の利息の定率及び償還方法は政令で定めること。

右のうち最後の点に関する政府の方針は、利息の定率は年利六分三厘、償還方法は昭和三十六年以降六年以内償還となつており、起債額は約五億円が予定されている。

二　議案の修正議決理由

本案の趣旨及び内容は前述のごときものであつて、これを昭和二十八年以降の災害に対して行われた対策の前例に徴しても、当然かつ必要な措置と認められるのであるが、農地の小規模災害復旧に関する地方債については、本年十一月四日閣議決定に示されたその元利について国がその財源を保障するとの主旨が、本案においては、明確化されていないうらみがあるので、この点に関する別紙のごとき本案に対する修正案が亀山孝一君外二十九名より提案された。

採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致可決されたので、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、明年度以降において総額約四億五千万円の見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して黒金自治政務次官は、本修正に対して「修正案可決の上は国会の意思を尊重し、政府部内の意思を統一して善処する。」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十三年十二月二十三日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律（小字及び――は修正）

（起債の特例）

第一条　昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害（以下「風水害」という。）により被害を受けた地方公共団体のうち政令で指定するものについては、昭和三十三年度に限り、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの風水害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二　風水害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、救農土木対策その他これらに類する命令で定める災害対策に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

（農地等の小災害に係る地方債の元利補給）

第二条　風水害により農地その他の農林水産業施設等に係る被害の著しい地域を包括する市町村のうち政令で指定するものが施行する農地その他の農林水産業施設に係る災害復旧事業のうち一箇所の工事の費用が二万円以上十万円未満のものの経費に充てるため、農地に係るものにあつては当該経費の百分の五十、その他の農林水産業施設に係るものにあつては当該経費の百分の六十五に相当する額の範囲内で発行が許可された地方債については、国は、毎年度、当該年度分の元利償還金に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

（地方債の引受）

第三条　前二条の地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けるものとする。

2　前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。

（起債許可についての協議）

第四条　自治庁長官は、第一条の規定による地方債について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。

（政令への委任）

第五条　この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、都道府県及び市町村を通じて、全国大多数の地方公共団体において、議会の議員及び長の任期が、明年四月又は五月をもつて満了し、その任期満了前一箇月以内に多数の地方選挙が集中して行われることになるので、前例にもかんがみ、これら多数の選挙の円滑な執行を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高める意味において、これらの選挙の期日を統一して行うこととしようとするものである。

その要旨は次のとおりである。

第一　選挙の期日に関する事項

一　昭和三十四年四月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙は、都道府県及び指定都市の選挙にあつては昭和三十四年四月二十三日、指定都市以外の市及び町村の選挙にあつては同月二十八日に行うものとすること。

二　前号に該当する地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和三十四年四月一日から同月三十日までの間にかかり、かつ、当該期間が次項に掲げる選挙の期日の告示の日前七日までに始まるときは、当該選挙を同年三月三十一日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、それぞれ第一号に掲げる期日に行うものとすること。

第二　選挙期日の告示に関する事項

第一項による選挙の期日を告示する日を次のとおり定めるものとすること。

1　都道府県知事の選挙にあつては、昭和三十四年三月二十九日

2　指定都市の長の選挙にあつては、昭和三十四年四月三日

3　都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、昭和三十四年四月八日

4　指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和三十四年四月十八日

5　町村の議会の議員及び長の選挙にあつては、昭和三十四年四月二十一日

第三　同時選挙に関する事項

一　都道府県又は市町村が行う当該議会の議員の選挙と長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条の規定による同時選挙とするものとすること。

二　指定都市の選挙と当該指定都市の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定による同時選挙とするものとすること。

第四　重複立候補の禁止に関する事項

一　昭和三十四年四月二十三日に行われる選挙の候補者となつた者は、同月二十八日に行われる選挙の候補者となることができないものとすること。

二　前号の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第二号の規定の適用については、同法第六十七条の規定により公職の候補者となることができない者とみなすものとすること。

第五　その他

一　この法律の規定の適用を受ける地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の手続その他その執行に関し、必要があるときは、政令で特別の定をすることができる旨の規定を設けるものとすること。

二　この法律は、公布の日から施行するものとすること。

三　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（昭和三十年法律第二号）は、これを廃止するものとすること。

二　議案の修正議決理由

明年四月及び五月に任期満了となる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等の期日を統一して執行することは、適切妥当なものと認めるが、指定都市を除く市及び町村の選挙について、その円滑な執行を図り、又郵便をもつてする立候補届出に伴う弊害を除去する措置を講ずることの必要を認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十二月二十三日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕　小字及び――は修正

（選挙期日）

第一条　昭和三十四年四月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の選挙にあつては昭和三十四年四月二十三日、指定都市以外の市（特別区を含む。以下同じ。）及び町村（全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下同じ。）の選挙にあつては同月二十八日とする。

2　前項の地方公共団体の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和三十四年四月一日から同月三十日までの間にかかるときは、当該選挙を同年三月三十一日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3　第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長について、選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が昭和三十四年四月一日から同月三十日までの間にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる日前七日までに始まるときは、当該選挙を同年三月三十一日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

（重複立候補の禁止）

第四条　昭和三十四年四月二十三日又は同月二十八日に行われる選挙における公職の候補者となつた者は、当該選挙が行われる区域の全部又は一部を含む区域についてこれらの期日に行われる選挙における公職の候補者となることができない。

2　前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第二号の規定の適用については、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（郵便による立候補届出の禁止）

第五条　昭和三十四年四月二十三日又は同月三十日に行われる選挙における公職の候補者の届出又は推薦届出は、郵便によつてすることができない。

（政令への委任）

第六条　この法律の規定の適用を受ける地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の手続その他その執行に関し、特に必要があるときは、政令で特別の定をすることができる。

一

日本放送協会昭和三十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

本件の要旨

本件は、日本放送協会の昭和三十一年度における決算に関するものであつて、放送法第四十条第三項の規定に基き、これに関する説明書とともに、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、検査の結果特に記述すべき意見はない旨の会計検査院の検査結果が添附されている。

1　資産並びに負債及び資本

財産目録及び貸借対照表によれば、昭和三十二年三月三十一日現在における資産総額は八十九億七千八百九十七万七百四十八円、負債総額は四十八億九百三万千百七十五円であつて、差引き資本として四十一億六千九百九十三万九千五百七十三円が計上されている。これを前年度末と比較すると、資産は七億二千七百五十一万八千七百九十二円、負債は五億四千六十七万七百八十一円、資本は一億八千六百八十四万八千一円をそれぞれ増加している。

2　損益

損益計算書によれば、昭和三十一年度中の事業収入は、ラジオ関係百七億八千四百五万四百七十一円、テレビジョン関係十億三千七百四十一万六百七十五円で、事業支出はラジオ関係百二億四千二十八万八千八百八十九円、テレビジョン関係十三億千二百十二万二千三百八十四円となつていて、差引きラジオ関係では、五億四千三百七十六万千五百八十二円の剰余、テレビジョン関係では、二億七千四百七十一万千七百九円の欠損となつている。

二　議決の内容

本件については異議がないと議決すべきものと決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十二月二十三日

通信委員長　淺香　忠雄

衆議院議長加藤鎌五郎殿

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

第二十六回国会に健康保険法の改正等に伴う措置として、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案が提出されたのであるが、参議院において継続審議の末、第二十七回国会において審議未了となつた。

その後第二十八回国会においては国家公務員共済組合法が全文改正されるにいたり、現行法中これと関連する条文の改正をもあわせて行う必要を生じた。以上のような経緯と要請に応じて、本案は前国会にも提出され、審議未了となり今回再度提出されるにいたつたものである。

本案の内容は概略次の通りである。

第一は、健康保険法の一部改正に伴う改正である。すなわち、療養の給付について、組合員にその費用の一部を負担させることとするとともに、偽りその他不正な行為により給付を受けたものがあるときは、組合はかかる不正受給者から給付に要した費用を徴収できることとする外、保険医療機関等に関する規定の整備を行うこととしている。

第二は、国家公務員共済組合法の制定に伴う改正であつて、附則に規定されている転出、復帰、転入組合員の長期給付に関する規定について所要の改正を行うこととしている。

第三は、短期給付に関する改正であつて、被扶養者の範囲を組合員と世帯を同一にする三親等内の親族に限ることとするとともに、組合員の資格喪失後における継続給付の受給資格要件として、一年以上組合員であつたことを要することとしている。

第四は、増加恩給を受ける権利を有する更新組合員については、その者の希望により、長期給付との選択を認めることとする等所要の改正を加えることとしている。

二　議案の可決理由

健康保険法の一部改正及び国家公務員共済組合法の制定等に伴う措置として大体において妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年十二月二十三日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔第十二号参照〕

放送法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、放送法施行後における我が国の放送事業の顕著な発達とその国民生活に及ぼす影響力の増大とにかんがみ、放送番組の向上適正化、日本放送協会の業務、財務及び機構の整備、一般放送事業者の事業運営の自主性確保等を図ろうとするものであつて、主なる改正点は次のとおりである。

(一)　放送事業者は、特別な事業計画によるものを除くほか、教育、教養番組、報道番組及び娯楽番組を設け、これらを相互に調和を保つように編集しなければならないこととする。

(二)　教育番組について、編集及び放送のよりどころを規定するとともに、その放送計画及び内容についてあらかじめ公衆が知ることができるようにしなければならないこととする。

(三)　放送番組は善良な風俗を害しないものでなければならぬ旨の規定を加える。

(四)　放送事業者は、各自その放送番組編集の基準を定め、これに従つて番組の編集をしなければならないこととし、これを定め、または変更したときは公表しなければならないこととする。

(五)　放送事業者は、それぞれ放送番組審議機関を設けなければならないこととし、番組基準及び番組編集の基本計画の決定、変更に当つては審議機関に諮問しなければならないこととする。

審議機関は諮問に答えるほか、必要があると認めるときは、当該放送事業者に対して意見を述べ得ることとし、放送事業者は、審議機関の答申又は意見を尊重して、適切な措置をしなければならないこととする。

(六)　放送事業者は、政令の定めるところにより放送後一箇月以内に限り、その放送番組の内容を番組審議機関又は、訂正若しくは取消の放送の関係者が確認することができるよう必要な措置をしなければならないこととする。

(七)　協会の放送番組については、一般放送事業者より高度の編集指標を設定する。

(八)　協会の行う国際放送について、番組編集の指標を明確にするとともに、国内放送とは別個に国際放送番組審議機関を設置し、また国際放送の番組基準を定めることとする。

(九)　協会の行う業務の範囲を広げ、単に、協会の放送のみにとどまらず、広くわが国の放送全体の進歩発達に寄与するための調査研究等を行うことのほか、放送番組の提供等一般放送事業者に対し便宜を供与することができる等とする。

(十)　協会の経営機構に関しては、経営委員会を純然たる意思決定機関とし、また、委員の数を現行の八人から十二人に増員し、一方、会長を委員よりはずすこととする。

(十一)　協会の役員については、理事を現行の三人より、五人以上十人以内に、監事を現行の二人より三人以内にそれぞれ増員すること等とする。

(十二)　協会の財務に関しては、暫定予算の制度を新設し、また、放送債券の発行限度額を引上げることとする。

(十三)　一般放送事業者は特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結してはならないこととする。

(十四)　一般放送事業者は、学校向けの教育放送番組に、学校教育の妨げになると認められる広告を含めてはならないこととする。

(十五)　郵政大臣は、放送法の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、協会並びに一般放送事業者に対しその業務に関し報告をさせることができることとする。

(十六)　施行期日は、特定事項を除き、公布の日から起算して三十日を経過した日とする。

二　議案の修正議決理由

本案は、放送事業の健全な発達を図るため、おおむね妥当なものと認めるが、改正点のうち

(一)　日本放送協会の理事の員数を「五人以上十人以内」としたのは、最大限と最小限との間の幅が広すぎるきらいがあり、

(二)　放送内容についての事後措置の期間を、当該放送番組の放送後「一箇月以内」としたのは、その期間長きに失し、

(三)　郵政大臣が、放送事業者に対し「その業務に関し、報告をさせることができる。」としたことは、放送番組の内容等に関する干渉と解されるおそれなしとせず、

(四)　一般放送事業において、放送番組審議機関を、各事業者ごとに設置することとしたのは、必ずしも事業運営の実情に即するものでない、

と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月三日

通信委員長　淺香　忠雄

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔別紙〕

（小字及び┃は修正）

第二十四条中「理事三人」を「理事五人以上十人以内」に、「監事二人」を「監事三人以内」に改める。

第四十四条の次に次の六条を加える。

（国内番組基準）

第四十四条の二　協会は、国内放送の放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて国内放送の放送番組の編集の基準（以下「国内番組基準」という。）を定め、これに従つて国内放送の放送番組の編集をしなければならない。

2　協会は、前項の規定により国内番組基準を定めた場合には、これを公表しなければならない。これ

を変更した場合も、同様とする。
（国内放送の放送番組審議会）
第四十四条の三　協会は、国内放送の放送番組の適正を図るため、中央放送番組審議会（以下「中央審議会」という。）及び地方放送番組審議会（以下「地方審議会」という。）を置くものとする。
2　地方審議会は、政令で定める地域ごとに置くものとする。
3　中央審議会又は地方審議会は、次条第一項又は第二項の規定による会長の諮問に応じて答申する。
4　中央審議会及び地方審議会は、国内放送の放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは、会長に対して意見を述べることができる。
5　中央審議会は委員十五人以上、地方審議会は委員七人以上をもつて組織する。
6　中央審議会の委員は、学識経験を有する者のうちから、経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。
7　地方審議会の委員は、学識経験を有する者であつて、当該地方審議会に係る第二項に規定する地域に住所を有するもののうちから、会長が委嘱する。
第四十四条の四　協会が国内番組基準及び国内放送の放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、中央審議会に諮問しなければならない。
2　協会が前条第二項に規定する地域向けの放送番組の編集及び放送に関する計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、会長は、地方審議会に諮問しなければならない。
3　会長は、中央審議会又は地方審議会が前条第三項又は第四項の規定により答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
（国際放送の放送番組の編集等）
第四十四条の五　協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送又は外国の放送局に提供する放送番組の編集に当つては、わが国の文化、産業その他の事情を紹介してわが国に対する正しい認識をつちかい、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。
2　第四十四条の二第一項の規定は、協会の国際放送の放送番組の編集について準用する。この場合において、同項中「国内番組基準」とあるのは、「国際番組基準」と読み替えるものとする。
（国際放送番組審議会）
第四十四条の六　協会は、国際放送の放送番組の適正を図るため、国際放送番組審議会（以下「国際審議会」という。）を置くものとする。
2　第四十四条の三第三項から第六項まで並びに第四十四条の四第一項及び第三項の規定は、国際審議会について準用する。この場合において、第四十四条の三第三項中「次条第一項又は第二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「国内放送」とあるのは「国際放送」と、同条第五項中「中央審議会は委員十五人以上、地方審議会は委員七人以上」とあるのは「国際審議会は、委員十人以上」と、第四十四条の四第一項中「国内番組基準及び国内放送」とあるのは「国際番組基準及び国際放送」とそれぞれ読み替えるものとする。
（放送内容についての事後措置）
第四十四条の七　協会は、政令の定めるところにより、当該放送番組の放送後一箇月以内に限り、放送番組の内容を放送後において中央審議会、地方審議会若しくは国際審議会又は第四条の規定による訂正若しくは取消の放送の関係者が確認することができるように必要な措置をしなければならない。
第四十九条第一項中「前条に掲げる」を「前条第一項各号の」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（報告）
第四十九条の二　郵政大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、協会に対しその業務に関し報告を求めることができる。
第五十一条中「協会以外の放送事業者をいう。以下同じ。」を削り、同条を第五十一条の三とし、第三章中同条の前に次の二条を加える。
（放送番組の編集等）
第五十一条　第四十四条第三項から第五項まで及び第四十四条の二の規定は、一般放送事業者（協会以外の放送事業者をいう。以下同じ。）の放送番組の編集又は放送について準用する。
（放送番組審議機関）
第五十一条の二　一般放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。ただし、一の一般放送事業者の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下この項において単に「放送区域」という。）と他の一般放送事業者の放送区域とが重複する場合において、その重複する部分が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域の三分の二以上に当るとき又はその重複する部分の放送区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域内の人口の三分の二以上に当るときは、これらの一般放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。
2　第四十四条の三第三項から第六項まで並びに第四十四条の四第一項及び第三項の規定は、審議機関について準用する。この場合において、第四十四条の三第三項中「次条第一項又は第二項」とあるのは「次条第一項」と、「会長」とあるのは「一般放送事業者」と、同条第五項中「中央審議会は委員十五人以上、地方審議会は」とあるのは「審議機関は、」と、同条第六項中「経営委員会の同意を得て、会長が委嘱する。」とあるのは「一般放送事業者が委嘱する。この場合において、その三分の一以内は、当該放送事業者の役員又は職員をもつて充てることができる。」と、第四十四条の四第一項及び第三項中「会長」とあるのは「一般放送事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。
第五十三条の見出しを「（放送内容についての事後措置及び報告）」に改め、同条中「第四十四条第三項」を「第四十四条の七及び第四十九条の二」に改め、同条に次の後段を加える。
この場合において、第四十四条の七中「中央審議会、地方審議会若しくは国際審議会」とあるのは、「審議機関」と読み替えるものとする。
第五十九条を次のように改める。
第五十九条　第四十九条の二（第五十三条において準用する場合を含む。）の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした者は、一万円以下の過料に処する。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近におけるいわゆる深夜喫茶等の弊害にかんがみ、現行風俗営業取締法の一部に改正を加えて、これが規制に遺憾なきを期そうとするものである。
その内容は、（一）喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、客席における照度を暗くして営むもの及び他から見とおすことが困難な狭い客席を設けて営むものを新たに風俗営業に含ませるものとすること。（二）客席を設けて客に飲食をさせる営業で、風俗営業以外のものであつても、その深夜における業態が善良の風俗を害すると認められるものについては、都道府県は条例で適当な制限を加え、また都道府県公安委員会は必要な処分をすることができるようにすること。従つて法律の名称を改めて風俗営業等取締法とすること。（三）この改正の目的を達するために、必要な限度において罰則その他の規定を整備すること等である。

二　議案の可決理由

近年いわゆる深夜喫茶等その業態が風俗営業に類似するものがあらわれ、また客席を設けて客に飲食をさせる営業で深夜にわたつて営業を営むものが急速に増加し、その営業の実態が遊興の場を提供し享楽的ふん囲気を助長するものがあり、この種の営業については、その範囲には善良の風俗保持上放置し難く、その害悪、特に青少年の健全な育成と保護のために有害な影響をもたらしている実情にかんがみ、この種の営業について、その範囲をできるだけ明確にして必要な規制を加える本案の趣旨もとより妥当と認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対して別紙のごとき附帯決議を全会一致をもつて附することに決した。
右報告する。
昭和三十四年二月三日
地方行政委員長　鈴木善幸
衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

風俗営業取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、風俗営業の営業所における照度が善良な風俗に至大の影響を及ぼすものであることにかんがみ、少くとも五ルクス程度以上とするよう充分指導するとともに、一般飲食店営業にあつても、深夜営業を営むものについては、その照度を二十ルクス程度以上の明るさとするよう指導し、なお、深夜の時間についても、善良の風俗保持上適切な考慮を払

い、所期の目的達成に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

軽機械の輸出の振興に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

ミシン、双眼鏡等の軽機械の輸出は近年目覚ましい伸びを見せているが、一方、軽機械の製造は殆んど組立方式を取り、設備らしい設備がなくても開業出来ることから、いきおい過当競争に陥り、輸出価格の著しい低下を来たしている。このような輸出価格の低落は外貨手取上の損失となるばかりか、結局安かろう悪かろうの悪循環をひき起し、将来の輸出進展上の障害となるおそれがある。

従つて、速やかに過当競争を防止し、品質の向上を計り、更に積極的マーケッティングを行うことによつて、軽機械輸出の振興を計ろうというのが本案の目的である。

本案の要旨は次の通りである。

1　定義

軽機械とは、その製造業者の大部分が中小企業者であり、組立方式によつて製造され、製品の相当部分が輸出されるものについて別表で指定することとし、本案では家庭用ミシンと双眼鏡を指定している。

2　登録

軽機械及び同部品の製造業者は一定の基準に適合する時は登録させ、登録を受けた製造業者の製造した製品には特別の表示を附することとし、この表示が附してなければ輸出してはならないこととする。

更に過当競争防止のため必要がある時は一時登録を停止することができることとする。

3　輸出振興事業協会

各軽機械ごとに輸出振興事業協会を設立し、その業務は、海外市場の調査、軽機械の紹介、宣伝、アフターサービス、及び試験研究、品質改善に関する調査等とし、更に同協会が輸出入取引法による指定機関となつた時は、軽機械の一手購入販売を行うこととする。右の業務達成のための費用として、同協会は輸出額の一定割合を登録事業者から負担金として徴収することができることとする。

二　議案の修正議決理由

軽機械の輸出の重要性にかんがみ、軽機械及び同部品の輸出上、現在著しい支障となつている点を除去するため諸般の措置を講じ、将来の軽機械輸出の健全な発展を計ろうとする本案の趣旨は国民経済上きわめて妥当なものと認めるが、更に、軽機械業界の自主性を育成することを期し、本案を五年以内に廃止することを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十四年二月三日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（廃止）

第二条　この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。

（輸出の制限についての経過規定）

第三条　第五条第一項の規定は、この法律の施行の日から起算して四月間は、適用しない。

（協会の設立）

第四条　協会を設立するには、この法律の施行の日から起算して二月を経過した日の後において、別表に掲げる軽機械ごとに当該軽機械の登録事業者十人以上が発起人となり、定款を作成し、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の発起人が同項の認可を申請するには、あらかじめ、定款作成の基準となるべき事項、発起人が推薦しようとする会長又は監事となるべき者の氏名その他通商産業省令で定める事項を公告して、当該申請の日における当該軽機械の登録事業者の三分の一以上の同意を得なければならない。

3　通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

第四条　通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して四月以内に前条第一項の認可の申請がないか、又はその期間内になされたいずれの申請についても同項の認可をすることができなかつたときは、同項に規定する者十人以上に、同項の発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の指定する期日までに同項の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2　前条第二項の規定は、前項の規定により前条第一項の認可を申請する場合には、適用しない。

第五条　通商産業大臣は、附則第四条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第六条　発起人は、前条第一項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、遅滞なく、その事務を同項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第七条　附則第五条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の事務の引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第八条　協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第九条　第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際現にその名称中に輸出振興事業協会の文字を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第一〇条　附則第五条第二項の規定により会長又は監事に任命されたものとされた会長又は監事の任期は、第三十二条第三項の規定にかかわらず、一年とする。

第一一条　協会の最初の事業年度は、第四十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十五年三月三十一日に終るものとする。

第一二条　協会の最初の事業年度については、第四十八条及び第四十九条第二項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）

第一三条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭鉱業整備事業団」の下に「、輸出振興事業協会」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「、軽機械の輸出の振興に関する法律」を加える。

（法人税法の一部改正）

第一四条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「塩業組合」を「輸出振興事業協会、塩業組合」に改める。

（地方税法の一部改正）

第一五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第六号中「輸出入組合」の下に「並びに輸出振興事業協会」を加える。

（通商産業省設置法の一部改正）

第一六条　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十二　軽機械又は軽機械部品の製造業者を登録すること。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第一七条　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　輸出振興事業協会

［別紙］

軽機械の輸出の振興に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の立法の趣旨にかんがみ、その運営を民主的に行うとともに、特に左の点に留意すべきである。

一、輸出振興事業協会に対し、その目的達成に必要な財政上、金融上特別の措置を講ずること。

二、登録の基準を定めるに際しては、関係者の意見を充分尊重して決定すること。

三、本法の施行により、関係事業の従業員の整理、労働の強化と賃金の低下を来たさないよう、厳重に指導監督すること。

〔第十四号参照〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正点は、最近における民事、刑事事件の増加、裁判官の不足等のため、地方裁判所において本来合議体で扱うのが適当と思われる複雑困難な事件が単独の裁判官で扱われているばかりでなく、訴訟が著しく遅延している実情であるので、この際第一審の充実強化策として判事補二十名を増員しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は第一審を充実強化して、裁判の適正と迅速を図る措置として妥当なものであると認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

判事補二十名の増員分として、昭和三十四年度一般会計裁判所予算（人件費）に、一千二百十五万円計上している。

右報告する。

昭和三十四年二月五日

法務委員長　小島　徹三

衆議院議長加藤鎌五郎殿

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するため、旧捕獲審検所の検定に対して、連合国より要請があつた場合、国際法に従つてこれを再審査することを目的とするものであるが、事件の性質上、法律の有効期間は、本年四月二十七日までと規定されている。

しかしながら、再審査の要請に関する連合国の状況にかんがみ、なお、今後も再審査の要請があるものと予想されるので、これが受入態勢を存続させるため、法律の有効期間を更に一箇年延長せんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、日本国との平和条約第十七条の規定による義務を履行するため、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算中、捕獲審検再審査委員会に必要な経費として四百二十万七千円を計上している。

右報告する。

昭和三十四年二月十日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

商工組合中央金庫は、中小企業者の組合等の系統金融機関として、二十数年間にわたり、中小企業振興のために重要な役割を果してきており、その貸付残高は、昭和三十三年末において約一千百億円となつている。

最近の中小企業金融の情勢にかんがみ、この商工組合中央金庫は、一層その機能を強化拡充することが要請されているので、当面の重要課題である金利の引下を実現し、あわせて業務の円滑を図るための措置を講じようとするのが本案の目的である。

本案の主な内容は次のとおりである。

1　商工組合中央金庫に対する政府出資を、昭和三十四年度において十二億円増額する。

2　金庫は、次に掲げるものから新たに預金の受入ができることとする。

イ　中小企業者を主たる構成員とする団体又はその構成員の事業の発達を図るため必要な施設を行う法人であつて、金庫が主務大臣の認可を受けて余裕金の短期貸付を行つたもの

ロ　貸付に係る債権を保全する必要がある場合に、債権に係る債務者のうち命令をもつて定めるもの

ハ　商工債券の発行を円滑にするため必要がある場合に、その応募者又は買入をしようとする者

3　商工債券の所有者のために、その債券の保護預りができることとする。

4　出資払込金の受入又は配当金の支払の取扱業務の対象を、所属団体の構成員にまで拡大する。

5　一組合当りの出資口数の限度を五万口に引き上げる。

6　金庫は、特に必要がある場合、所属団体の金庫に対する持分を取得することができることとする。

7　環境衛生同業組合又は同連合会の所属資格を限定する。

二　議案の可決理由

本案は、商工組合中央金庫の機能の充実を図り、中小企業金融の円滑化に寄与するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度産業投資特別会計に、商工組合中央金庫への出資十二億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月十三日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業信用保険公庫は、中小企業信用補完制度の中枢機関として、昭和三十三年七月に、約百十一億五千万円の資本金をもつて発足し、中小企業信用保険法による保険業務と信用保証協会に対する貸付業務とを行つている。

このうち、貸付業務については、公庫はその基金のうち三十億円を融資基金としてこの業務に充てているが、最近の中小企業の資金需要及びこれに伴う保証需要が大幅な増加の傾向にある情勢からみて、信用保証協会の保証原資を一層増強することが必要となり、従つてこの融資基金を更に増額すべきことが要請されている。

以上の趣旨に基き、昭和三十四年度において、産業投資特別会計から公庫に対し十億円を出資することにより、公庫の融資基金を増強しようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　中小企業信用保険公庫に対する出資金を十億円増額し、これを融資基金に充てることとする。なお、この出資は昭和三十四年度に行うものとする。

2　公庫の毎事業年度の損益計算上利益が生じた場合は、その利益の百分の五十を国庫に納付することとする。この場合、資本金の減額がなされているときは、当初の資本金に達するまでその利益を資本金に組み入れ、なお残余があれば、その残余額の百分の五十を国庫に納付することとする。

二　議案の可決理由

本案は、中小企業信用保険公庫の融資基金を増強することによつて信用保証協会の保証基盤を強化し、中小企業金融の円滑化に寄与するための措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度産業投資特別会計に、中小企業信用保険公庫への出資十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月十三日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は

1　鹿児島大学に医学に関する大学院を設置しようとする。

2　新潟大学、富山大学、岐阜大学にそれぞれ併設の新潟大学商業短期大学部、富山大学経営短期大学部、岐阜大学工業短期大学部を設置しようとする。

3　国立商船高等学校に包括されて経過的に存続していた旧制の商船学校を廃止しようとする。

4　以上について昭和三十四年四月一日から施行する。

ことを内容としている。

二　議案の可決理由

学術の進展、勤労青年に対する高等教育機関の拡充等の社会的要請に応えるため本案はまことに時宜に適したものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に約八百二十万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月十三日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔第十五号参照〕

昭和三十三年度一般会計予算補正（第2号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算補正は、生活保護費、義務教育費国庫負担金、災害復旧事業費等おおむね法令の規定により必要とする経費を追加するもので、その財源としては、相続税、砂糖消費税、関税等の自然増収及び専売納付金の増加等をもつて充当している。

本補正の結果、昭和三十三年度一般会計予算の歳入歳出額は、いずれも次の通りとなる。

当初予算額	一兆三千百二十一億三千百余万円
第一次補正追加額	九十億九千八百余万円
第二次補正追加額	百十八億五千三百余万円
計	一兆三千三百三十億八千三百余万円

歳入追加額の内訳は、次の通りである。

1	租税及び印紙収入	五億円
	相続税	三十五億円
	砂糖消費税	四十億円
	関税	八十億円
2	専売納付金	三十億円
3	日本専売公社納付金	
	官業益金及官業収入	四億二百余万円
	学校附属病院等収入	
4	政府資産整理収入	
	国有財産売払収入	三億四千八百余万円
5	雑収入	
	国有財産貸付収入	一億二百余万円

以上の追加額は、いずれも最近までの収納実績等を勘案して、それぞれ増加見込額を計上したものである。

歳出追加額の概略は、次の通りである。

1	生活保護費	十三億九千百余万円
	医療扶助の入院人員の増加等により、生活保護費のうち、医療扶助費補助が当初見込を上回るに至つたので、その他の扶助とともに最近の実績に基き年度内の所要見込額に再検討を加えるほか、三十二年度の精算不足額についても同時に支出することとしたものである。	
	内訳は次の通りである。	
	医療扶助	十五億三千六百余万円
	その他扶助	△二億四千八百余万円
	三十二年度不足分	一億二百余万円
	保護施設事務費等	○
	計	十三億九千百余万円
2	社会保険費	十二億一千百余万円

三十二年度分の国民健康保険助成費のうち療養給付費補助金について、一人当り療養費が予定を上回つたので、当該補助金の追加交付に必要な所要額を計上したものである。

3	失業対策費	十六億四千百余万円

三十二年度分の失業保険費国庫負担金について、一人当り給付月額及び受給実人員の実績が、いずれも予定を上回つたので、当該負担金の追加交付に必要な所要額十四億九千百余万円及び三十三年度分の政府職員等失業者退職手当が当初見込を上回る見込なので、これに要する追加所要額一億五千万円を計上したものである。

4	義務教育費国庫負担金	四十五億七百余万円

三十二年度精算の教職員給与費国庫負担金の不足額二十九億五千余万円と三十三年十二月に行われた期末手当〇・一箇月分の増額等による教職員給与費国庫負担金の追加額十五億五千七百万円を計上したものである。

5	国立学校運営費	二億七千百余万円

国立学校の退官退職手当の不足額七千百余万円と国立大学附属病院における医療費の不足額二億円を計上したものである。

6	三十三年発生災害復旧事業費	十五億八千五百余万円

先の第一次補正追加後、災害地における実地調査の進展及び災害復旧事業の進ちよくに伴い、既定経費に不足を生ずる見込みとなつたので、その不足見込額を計上したものである。

7	国庫受入預託金利子	三億三千八百余万円

「日本電信電話公社法」の規定に基き、公社に支払われる預託金利子の経費の不足見込額を計上したものである。

8	蚕糸業緊急対策費	三億九千百余万円

繭価の低落を防止し、農家経営の改善を図るため、養蚕農家が桑園の整理を行う場合に、これを奨励するために補助するに必要な経費を計上したものである。

その内訳は次の通りである。

桑樹掘取費補助金	三億八千七百万円
繭生産者団体指導費補助金	八十余万円
都府県指導費補助金	三百余万円
計	三億九千百余万円

二　本予算の可決理由

本予算補正は、昭和三十三年度予算成立後に生じた事由により、当面必要とされる最小限度の補正措置を講じたものであり、妥当適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月十四日

予算委員長　楢橋　渡

衆議院議長加藤鐐五郎殿

警察法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における少年非行の増加と悪質化の傾向及び交通事故激増の状況にかんがみ、これに対処するため警察法第二十八条の規定により、警察庁に附置されている科学捜査研究所を拡充し、その名称を科学警察研究所と改め、これにより、従来の科学捜査に関する研究、実験等のほか、新たに、近時激増せる少年の非行の要因等について、科学的にその防止のための技術、対策を発見すること並びに交通量の増加による事故の未然防止を図るため、道路交通の規制、交通安全の施設、材料、車両運転者等の諸要件等に関する研究及び実験を行い、もつて科学的な警察活動の推進を期することを目的とするものである。

二　議案の可決理由

本案の内容は右のごときものであるから、その趣旨は、現下の社会の事情に照らして、必要かつ妥当な措置と認められるので、本案は全会一致原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、その際科学警察を一層推進するため、自由民主党及び日本社会党両党共同提案にかかる別紙のごとき附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十四年度一般会計予算に八百万円が計上してある。

右報告する。

昭和三十四年二月十三日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

警察法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、警察活動の科学化を推進することの必要性にかんがみ、科学警察研究所の機構施設を更に一層整備し、所期の目的達成に遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本法は、鉱業法の改正に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省の附属機関として、二年間、鉱業法改正審議会を設置するものである。

二　議案の可決理由

本案は、高度に発展、複雑化した現在の経済関係に対応して、鉱業法の全面的再検討を必要とする情勢にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、四十五万九千円が昭和三十四年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

水産庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、漁港関係行政事務の増大かつ複雑化にかんがみ、これらの事務を円滑に処理するため、水産庁の内部部局として新たに漁港部を設置し、漁港関係行政事務を生産部から漁港部へ移管するものである。

二　議案の可決理由

本案は、わが国水産業の発展を期する施策の一環として妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として三百一万八千円が昭和三十四年度一

般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、青果物、魚介類、肉類等いわゆる生鮮食料品の流通事情にかんがみ、これが適正かつ円滑な流通を期して、早急に、生鮮食料品の卸売市場についての対策を立案するため、農林大臣の諮問機関として、委員三十人以内で組織し当該対策に関する重要事項を調査審議することを所掌事務とする臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会を設置することとし、これを農林省の附属機関に加えようとするものである。

なお、調査会は、調査審議した結果を、この法律施行の日から一年以内に、農林大臣に答申するものとする。

二　議案の可決理由

本案は、生鮮食料品の流通の改善をはかるため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、百十二万二千円が昭和三十四年度一般会計歳出予算に計上されている。なお、三十三年度の所要経費については省内流用によつて賄うこととしている。

右報告する。

昭和三十四年二月十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔第十八号参照〕

昭和三十三年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府に対し、事前売渡申込に基いて昭和三十三年産米穀を売り渡した者の同年分の所得税について、その売渡の期間の区分に応じ玄米一石（百五十キログラム）当り平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

昭和三十三年産米について、昭和三十二年度と同様事前売渡申込制による集荷によつて所要数量を確保することに資するための措置として適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する

昭和三十四年二月十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の主なる内容は次のとおりである。

1　計量単位のメートル法切かえに伴い、現行の石建税率を一キロリットル当りに改め、百円未満の端数は切り捨てることとするとともに、酒類製造免許の際の法定制限石数は百石当り二十キロリットルとして換算する。

2　みりん甲類（本みりん）の現行税率を三八％程度引下げて一キロリットル十四万円とする。また、これに応じて、みりん乙類（本直し）の規格は重ボーメ度の最高を五度（現行三度）に引き上げる。

3　博覧会場、即売会場等における販売に対しては、期限付販売免許を与えることができることとする等所要の規定の整備をはかる。

二　議案の可決理由

尺貫法による計量単位が法定計量単位とみなされないこととなるのに伴い、税率等をメートル法に切かえるとともに、みりん甲類については、その大部分が調味料に使用されているので、他の調味料及び酒類の税負担との権衡を考慮して税率を調整するとともに、最近における酒税法の実施状況等にかえりみ、期限付販売免許を与えることができることとする等の必要がある。

以上の理由により本案は適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

所得税の確定申告書等の提出期限及び第三期分の納期限、再評価の申告書の提出期限並びに再評価税の納期限等である三月十五日が休日に当るため、これらの期限を、その翌日の三月十六日に延期しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案の期限の延長措置は、適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

航空機工業振興法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

航空機工業振興法は昭和三十三年五月に制定され、以来、財団法人輸送機設計研究協会が中心となり、国庫補助金を受けてＹＳ－一一型の設計研究を進め、昭和三十三年十二月に実物大木型を完成するに至つたが、今後同型の試作及び試験機を完成し、更に量産体制に入るには現存の機構を整備強化する必要があり、そのために本案が提出されたものである。

本案の内容は次の通りである。

1　日本航空機製造株式会社を設立し、輸送用航空機の設計試作、製造その他輸送用航空機の国産化を促進するため必要な事業を行わせることとする。

2　政府は予算の範囲内で、本会社に対して出資することができることとする。

3　会社の社債発行について、その発行限度を商法に規定する制限の二倍まで認めることとし、また会社の成立後五年間は、支出した費用を繰延経理することを認めるとともに、利益配当を制限することとする。

4　本会社の取締役の選任等の決議を通商産業大臣の認可にかからしめるほか、会社の財務等について所要の監督を行うこととする。

二　議案の可決理由

航空機による輸送は世界的に今後ますます発展する状勢にあることにかんがみ、わが国航空機工業を育成することは時宜を得たものであり、この際、国際競争力のある優秀廉価な輸送機を製造するため、その中核体として、官民共同出資による特殊会社である日本航空機製造株式会社を設立することはきわめて妥当な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度経済援助資金特別会計予算に、日本航空機製造株式会社に対する政府出資金三億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月十八日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農林漁業金融公庫は、農林漁業の生産力を維持増進するために必要な長期且つ低利の資金を、過去八年間にわたり融通し、その貸付総額は約二千二百億円に上つている。昭和三十四年度においても、前年度に引き続き、四百三十二億円の貸付計画を樹て、農林漁業者に対し必要な資金の融通を行うこととしているが、政府は、今回、その原資に必要な出資金の増額を図るとともに、林業生産が長期にわたるという特殊性を考慮して造林事業に対する融資の条件の一部を改訂しようとして、本改正案を提出したのである。

本案の主な内容は次の通りである。

1　昭和三十四年度における公庫の貸付財源の一部として政府から七十七億円の出資をすること。

2　造林に必要な資金を貸し付ける場合、その貸付金の償還期限を十五年以内（現行二十年以内）据置期間を二十年以内（現行五年以内）に改訂すること。

二　議案の可決理由

本案は、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図る上に妥当と認め、全会一致をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度特別会計予算大蔵省所管産業投資特別会計に農林漁業金融公庫出資金七十億円、昭和三十四年度一般会計予算大蔵省所管本省経費に政府出資金、農林漁業金融公庫出資に必要な経費として七億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月十八日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔第十九号参照〕

最低賃金法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することによつて、その労働条件の改善を図り、もつて労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、最低賃金及び最低賃金の実施に関連する家内労働者の最低工賃に関し、必要な事項を定めるものである。

その要旨は次の通りである。

1　最低賃金の決定は、業種、職種又は地域別にその実態に即して行うこととし、全産業全国一律方式を採用しないこと。

2　最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとし、最低賃金が決定された場合、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないこと。

3　最低賃金の決定は、業者間協定による最低賃金、業者間協定による地域的最低賃金、労働協約による地域的最低賃金及び最低賃金審議会の調査審議に基く最低賃金の四方式によること。

4　家内労働については、決定された最低賃金の有効な実施を確保するために必要な限度において、行政官庁が最低賃金審議会の意見を聞いて、最低工賃を定めること。

5　最低賃金審議会は、中央及び地方に置き、委員は労、使、公益各同数とし、ほかに特別委員として関係行政機関の職員を加えることができること。また、最低賃金審議会には、必要に応じて、業種別、職種別の専門部会を置くことができることとすること。

6　本法の適用範囲は、原則として労働基準法及び船員法の適用あるもの全部とし、これが施行に関する主務大臣は、それぞれ労働大臣及び運輸大臣とすること等である。

二　議案の可決理由

低賃金労働者について適正な賃金の最低額を保障することにより、その労働条件の改善を図り、国民経済の発展に資することは、わが国労働法制上、画期的なことであり、その趣旨は適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に一千十四万円、昭和三十四年度一般会計予算に一千二十一万六千円を、それぞれ計上している。

右報告する。

昭和三十四年二月十九日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、奄美群島復興事業の進展を促進し、現在そのあい路となつている障害を除去するため、本法の一部を改正することによつて特定の港湾については、国が自ら港湾工事を行うことができることとし、また同群島内における金融が円滑に行われるよう資金融通の特別措置を講ずることを目的とするものである。

その内容は、(一)奄美群島の特殊事情にかんがみ、港湾工事を行うことが技術的にきわめて困難であり、かつ、国が自ら工事を行うことが適当であると認められる港湾については、国が直轄で港湾工事を行うことができるものとすること。(二)奄美群島復興信用保証協会を奄美群島復興信用基金に改め、従来の保証業務のほかに、復興事業関係の事業を行う中小規模の事業者に対し小口の事業資金の貸付業務を行うことができるものとすること。(三)国は、昭和三十四年度において奄美群島復興信用基金に対し、融資業務に要する資金として一億円出資することとし、従来奄美群島復興信用保証協会に対し国から出資されていた出資金は、保証業務に要する資金として出資されたものとしてそれぞれの業務に対する出資区分を明らかにすることとし、なお地方公共団体もこれに出資することができるものとすること。(四)奄美群島復興信用基金は、その運営に当り保証業務と融資業務のそれぞれごとに経理を区分して資金の運用を行うものとし、いずれかの業務に要する資金に余裕を生じたときは、他の業務に要する資金に充てることができることとして、両業務間に資金の融通を図ることができるものとすること。等である。

二　議案の可決理由

奄美群島の経済がはなはだぜい弱であるため産業資金の融通がきわめて円滑を欠き、これが復興の大きなあい路となつている現状にかんがみ、資金融通の特別措置を講じ、もつて奄美群島内における金融の円滑化に資すること及び奄美群島の特殊事情にかんがみ、技術的に困難な港湾工事については、国が直轄で工事を行いうる途を開く本案の趣旨もとより妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき附帯決議を全会一致をもつて附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に一億円計上してある。

右報告する。

昭和三十四年二月十九日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔別紙〕

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、奄美群島復興特別措置法制定の本旨及び復興事業計画施行の現状にかんがみ、速かに復興計画を完遂して、その実をあげるため、特に左記事項に留意して産業の開発、金融の円滑を図り、同地域住民の経済力を強化しその福利を増進するよう、格段の努力をいたすべきである。

一、復興計画の完全遂行に必要な予算措置を講ずること。

二、復興信用基金制度を更に拡充強化すること。

三、群島の主要農産物たる黒糖の生産につき、税負担の軽減、価格の安定等必要な措置を講ずること。

右決議する。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の市町村職員共済組合法の規定においては、市町村職員共済組合の発足の際、健康保険組合の権利義務を承継した組合は、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、当該健康保険組合が行つていた附加給付を引き続いて行うことができ、また健康保険組合を組織していた市町村で職員である被保険者の負担する保険料より多額の保険料を負担していたものについては、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、引き続き、組合の短期給付に要する費用は、市町村と職員との折半負担の建前にかかわらず、市町村において組合員より多額の負担をすることができるのであるが、本法案は、目下地方公務員を通ずる統一的な共済制度について検討が進められている情勢とも見合わせ、この際これらの特例期間を一年延長して、昭和三十五年十二月三十一日まで認めようとするものである。

二　議案の可決理由

市町村職員共済組合に、附加給付を認めるべきか、また短期給付に要する費用について市町村の負担金と職員の掛金との負担割合をどのように定めるべきか議論のあるところであるが、地方公務員を通ずる統一的な共済制度について検討が進められている情勢に見合わせ、この際は、これらの特例期間を一年間延長する本案の趣旨もとより妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月十九日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鎌五郎殿

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、公営企業金融公庫に対する政府の出資金を増額し、これによつて公庫の運営を一層充実して、その本来の使命遂行に便ならしめようとするものである。

その内容は、(一)公営企業金融公庫の経営の健全化を図るため、産業投資特別会計から五億円増資し、現在の資本金十億円を十五億円に改めること。(二)同公庫の業務が設立当初に比較して拡充されて来たことに伴い、同公庫の理事長を他の金融公庫における と同様に総裁に改めること、等である。

二　議案の可決理由

本公庫は、地方公共団体がその住民の福利増進のために経営する水道、交通、病院等の公営企業の整備のために必要とする低利かつ安定した資金を供給することを目的とするもので、発足以来順調な経営を行い所期の目的を果しつつあるが、今後地方公共団体の公営企業を円滑に推進するためには、同

公庫の運営を一層充実する必要があり、この意味において公庫の経営の健全化を図る本案の趣旨もとより妥当と認め、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度産業投資特別会計に公営企業金融公庫出資金として五億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十五日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鎌五郎殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近におけるこの法律の施行状況にかんがみ、実情に即しない点があるので、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で都道府県及び市区町村に交付するものの基準を改正しようというのである。

その要旨は次の通りである。

第一　最近の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の施行の状況にかんがみ、人夫賃及び嘱託手当の単価を増額し、選挙事務執行の実情に即するよう基準を改めるものとすること。

第二　投票管理者及び開票管理者並びに投票立会人、開票立会人、選挙会立会人及び選挙分会立会人の費用弁償額を実情に即するよう引き上げるものとすること。

第三　衆議院議員の選挙における選挙運動期間の短縮に伴い、衆議院議員の選挙に関する選挙会経費及び事務費の基準額を改めるものとすること。

第四　国会議員の再選挙、補欠選挙等の執行経費の額は、投票所経費、開票所経費、選挙会経費及び選挙分会経費、選挙公報発行費、候補者氏名等掲示費、演説会施設公営費、個人演説会立札費、立会演説会費、新聞広告公営費及びポスター用紙費の経費の額に事務費の三分の二に相当する額及び不在者投票特別経費を加算した額とすること。

二　議案の可決理由

国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で都道府県及び市区町村に交付するものの基準を最近の実情に即するように所要の改訂を加えることは、これらの選挙の適正かつ円滑な執行を確保する上に必要かつ妥当であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

参議院議員通常選挙費千三百八十四万六千円が昭和三十四年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十四日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　早稲田柳右エ門

衆議院議長加藤鎌五郎殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における市町村の廃置分合、名称の変更並びに交通の利便等の事情にかんがみ、簡易裁判所の名称及び管轄区域等を変更しようとするものである。

改正の要旨は、

第一に　二俣簡易裁判所ほか二カ所の簡易裁判所の名称を変更し

第二に　竹原簡易裁判所ほか三カ所の簡易裁判所の管轄区域を変更し

第三に　この法律の別表第四表及び第五表について所要の整理を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国民の利便又は裁判事務上の便宜のため、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更しようとするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月二十四日

法務委員長　小島　徹三

衆議院議長加藤鎌五郎殿

法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、法務省所管業務の合理的な遂行を図るため所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次の通りである。

1　法務研修所を、職員に対する研修のほか、刑事政策に関する総合的な調査研究を行う機関とするとともに、その名称を法務総合研究所に改めること。

2　東京婦人補導院の位置を八王子市に改めること。

3　千葉市ほか四箇所に入国管理事務所の出張所を置くこと。

4　市町村の廃置分合等にともない、法務局及び地方法務局の管轄区域等を定める法務省設置法の別表について所要の整理を行うこと。

二　議案の可決理由

本案は、法務行政の合理的な運営を期するため、所要の改正を行おうとするものであるため妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十四年度一般会計予算に一千二百八十八万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十四日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鎌五郎殿

文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨及び目的は次の通りである。

第一点は、文部行政における調整事務の増大に伴い、これらの事務の処理、推進機能を強化し、官房の所掌事務をより効率的に運営するため、大臣官房に官房長を置くとともに、現在調査局の所掌している広報に関する事務を大臣官房に移すことである。

第二点は、国立中央青年の家の設置について必要な規定を設けることである。従来、都道府県あるいは市においては、青年の健全な育成を図るための社会教育施設として「青年の家」が建設されており、国もこれに対して助成措置を講じてきたのであるが、全国の青年のため団体宿泊訓練を行う機関として国立中央青年の家を設置し、健全な青年の育成に資そうとするものである。

なお、施行は昭和三十四年四月一日としている。

二　議案の可決理由

本案は、官房所掌事務の効率的な運営を図るため、並びに健全な青年の育成に資するため、妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約一億一千九百三十万円が昭和三十四年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十四日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鎌五郎殿

運輸省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、航空保安に関する行政機構を整備するため、運輸省設置法及び航空法について、それぞれ一部改正を行うものであるが、その主なる内容は次の通りである。

(一)　最近とみに発展する民間航空の実情にかんがみ、航空機の運航の監督その他の行政事務を迅速かつ合理的に処理するため、本省の附属機関である航空保安事務所及び航空標識所を地方支分部局に改めるとともに、航空標識所を航空保安事務所の出先機関とし、航空局の所掌事務の一部を航空保安事務所に分掌させること。

(二)　在日米空軍より航空交通管制業務のわが国への移管に伴い、地方支分部局として、新たに、航空交通管制本部を本法公布の日から起算して九月以内に、埼玉県入間郡武蔵町に設置すること。

(三)　航空法上運輸大臣の権限に属する事務のうち、航空機に対する航空交通の指示、落下さん降下の許可、飛行場以外の場所における離着陸の許可等に関する事務を航空保安事務所長又は航空交通管制本部長に委任することができるとすること。

(四)　輸出検査法その他運輸関係法律の制定等に伴い、所掌事務に関する規定を整備すること。

二　議案の可決理由

本案は、民間航空の発達並びに航空交通管制の実施に伴う措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

在日米空軍が運営していた入間川の航空交通管制用通信施設を引き継ぐため必要な経費として三千三百三十三万七千円が、昭和三十四年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十四日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鎌五郎殿

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の改正の内容は次の三点である。

（一）京都農地事務局の管内である岐阜、愛知及び三重の三県下における農地の管理関係及び計画関係の事業量の増大に対応し、これらの事業を円滑に処理し、かつ関係地方との連絡上の便宜を図るため、名古屋建設事務所を格上げし、管理及び計画の部門をも強化して名古屋農地事務局とし、その管轄区域を岐阜、愛知及び三重の三県とすること。

（二）森林資源の造成を図るため、林木の種苗の生産と配布を行う林木育種場を林野庁の附属機関として北海道、岩手県、茨城県、岡山県及び熊本県の五箇所に設置すること。

（三）林業経営及び技術の教習の実効を挙げるため、農林大臣は、所要の地に林業講習所の支所を設けることができるとすること。

二　議案の可決理由

本案は、農地行政事務の処理の円滑化を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として千五百六万八千円が昭和三十四年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十四日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、郵政省が郵政事業を行うほか、電気通信及び電波に関する行政事務をも遂行する実体に相応するよう省名を「逓信省」と改めるとともに大臣官房の事務の質的及び量的発展に伴い省外との接触、総合調整その他、内外にわたる官房の事務を一層適切に行うため官房長を設置するほか、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会からの委託業務に関する規定を設ける等一部規定の整備を行い、本年四月一日から施行するものである。

二　議案の可決理由

本案は、行政事務の効率化を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約六十八万円が昭和三十四年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十六日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府は、昭和三十三年度までに、開拓者の必要とする肥料、家畜、飼料等の購入に要する短期営農資金が円滑に融通せられるよう三億一千万円を中央開拓融資保証協会に対し出資してきたが、この制度に加入する開拓者の増加、営農の進展に伴う資金需要の増大等により、現在の基金ではその需要を充足し得ないので、昭和三十四年度においても一般会計から更に八千万円の追加出資を行い、その総額を三億九千万円とし、これら資金の融通を円滑ならしめようとするものである。

二　議案の可決理由

開拓者の現況は、立地条件の不利、連続する災害等によつて、大部分の者が経営不振に陥つているが、これら不振開拓者の営農振興を図るため、開拓融資保証制度を拡充する措置は妥当なるものと認め、本案は全会一致これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案については、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に、開拓融資保証法の施行に要する経費として、八千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十五日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

開拓融資保証法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、引き続き経営の不振と生活の不安定に悩む開拓者の現状を率直に認め、開拓政策の今日までのあり方について徹底的な再検討を加えるとともに、開拓融資一般にわたり思い切つた改善を施し、これを簡易かつ強力な制度に再編成すべきであるが、当面、開拓者が返還に苦しんでいる政府資金については、その将来における合理的な償還を確保するため、できるだけ近い機会に、現在数口ないし十数口に及ぶ各種融資金の整理統合を行い、これが償還期限の延期等条件の緩和につき、所要の措置を講じ、もつて開拓営農振興計画の達成にいかんなきを期すべきである。

右決議する。

森林開発公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

森林開発公団は昭和三十一年に設立せられ、じ来四年にわたり地勢等の地理的条件がきわめて悪くかつ豊富な森林資源を有するにもかかわらず、その開発が十分に行われていない熊野川水系及び剣山周辺の両地域内の森林を急速かつ計画的に開発して、林業生産の増大と林業経営の改善に資するため、林道の開設、改良、復旧及び管理等の事業を行つてきたのであるが、公団の現有機能と過去の経験からして、この公団方式の活用により奥地未開発林を開発することが適当であると認められる地域が全国に未だ多く残されている。そして、この殆んどの地域は国有林と民有林とが相接して存在しているので、この両者を同時に開発することが適当であり、その地域で国有林野事業として行われる開発事業のうち開発困難な一定規模以上のものについては、国から公団にその事業を委託して実施することとし、公団の業務の範囲にこれをつけ加えるため、同法に所要の改正を行おうとするというのである。

二　議案の可決理由

本案は、奥地未開発林を急速且つ計画的に開発するために妥当な措置と認め、全会一致をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度国有林野事業特別会計予算に、関連林道事業の施行に要する経費として七億八千九百六十六万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十五日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、盲学校、聾学校及び養護学校に就学する者の保護者等の経済的負担を軽減するために、これらの学校の高等部に就学する生徒の通学又は帰省に要する交通費を就学奨励の対象に加えて、都道府県が、その全部又は一部を支弁しなければならないこととし、国は、それに要する経費の二分の一を負担するように規定するものである。

二　議案の可決理由

盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に就学する生徒の通学又は帰省に要する交通費の全部又は一部について、国及び地方公共団体が援助することは、時宜に適するものであることを認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に六百六十万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十五日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔第二十号参照〕

郵便貯金の旧預金者等に対し旧預金部資金所属の運用資産の増加額の一部を交付するための大蔵省預金部等損失特別処理法第四条の臨時特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、第二封鎖預金となつてその債権の一部が消滅した郵便貯金の旧預金者等に対し、旧預金部資金所属の運用資産の増加額の一部をもつて消滅した額に相当の利子を附して交付するため、大蔵省預金部等損失特別処理法第四条に臨時特例を設ける等の措置を定めようとするものであつて、その要点は次のとおりである。

1　大蔵省預金部等損失特別処理法第四条第二項の規定にかかわらず、旧預金部資金所属の運用資産の増加額の一部を郵便貯金の旧預金者等に交付する金額にあてることができることとすること。

大蔵省預金部等損失特別処理法第四条第二項及び第五項の規定により、旧大蔵省預金部の損失の処理が行われた日以後に、評価額に比して価額の増加または減少があつた場合に、その増加額が減少額をこえるときは、その差額に相当する金額をもつて一般会計からの補償金の返済にあて、なおその残額があるときは、これを処分することができることとなつているのであるが、同法第四条第二項の規定について臨時特例を設けて一般会計への繰入の完了をまたないで、右の差額の一部を郵便貯金の旧預金者等に交付することができることとする。

2　郵便貯金の旧預金者等に交付する金額および交付の申請をすることができる期間を定めること。

郵便貯金の旧預金者等に交付する金額は、権利が消滅した郵便貯金または郵便振替貯金の元本に相当する金額に、その金額が昭和二十四年二月二十一日から昭和三十四年三月三十一日までの間郵便貯金または郵便振替貯金として継続して預け入れられていたものとした場合に附されるべき利子に相当する金額を加算した金額とし、また、郵便貯金の旧預金者等が交付の申請をすることができる期間は、この法律の施行の日から二年とし、その他交付に関し必要な事項は、政令で定めることとする。

3　郵便貯金の旧預金者等に交付する交付金については所得税を、また、交付金に関する書類については印紙税を課さないこととすること。

4　交付すべき金額および交付をする必要がなくなつた金額の繰入等について必要な会計上の処理規定を定めること。

交付すべき金額のうち、元本に相当する金額は、資金運用部資金から資金運用部特別会計の歳入に繰り入れ、これに利子に相当する金額を加算して同会計の歳出として郵便貯金特別会計に繰り入れることとし、通信大臣は、郵便貯金の旧預金者等に交付するために必要な資金をその指定する出納官吏に交付することができることとする。

また、交付すべき金額のうち、交付をする必要がなくなつた金額があるときは、右の繰り入れとは逆にその金額を郵便貯金特別会計から資金運用部特別会計の歳入に繰り入れ、さらにその金額のうち、元本に相当する金額にかかるものは、同会計の歳出として資金運用部資金に繰り入れることとする。

5　この法律の施行期日は、昭和三十四年四月一日とすること。

6　交付すべき金額が資金運用部特別会計から郵便貯金特別会計に繰り入れられた場合には、本法により旧預金部資金所属の運用資産の価格の増加額と減少額との差額の処理の順位が変更されることとなるので、大蔵省預金部等損失特別処理法第四条第五項の規定の適用について必要な読替規定を定めること。

7　当分の間、郵便貯金特別会計法について、交付すべき金額にかかる資金運用部特別会計からの繰り入れ金を歳入とし、交付金および交付をする必要がなくなつた金額にかかる資金運用部特別会計への繰り入れ金を歳出とする旨の規定を定めること。

等である。

二　議案の可決理由

本案の趣旨及び内容は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、二億四千七十三万五千円が昭和三十四年度郵便貯金特別会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十五日

通信委員長　浅香　忠雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

石油資源開発株式会社法は第二十二回国会において成立し、同法に基いて、昭和三十年十二月に石油資源開発株式会社が設立された。同社は、今日まで、石油資源の探鉱、試掘を進めてきた結果、田麦山、茨戸、吹浦等において、有望な油田を発見するに至つており、更に昭和三十三年度よりは、新たに秋田沖の海洋掘さくを行ない、その成果が期待されているのである。

しかし、同社が探鉱の結果発見した油田の開発に必要な資金の調達については、もつぱら銀行融資その他借入金に依存せざるを得ない実情にあり、試掘機械が担保能力のない等のため、今後の資金調達についてかなりの困難が予想されているのである。従つて、このような事態に対処するために必要な規定を設けようというのが、本案の目的である。

本案の内容は次の通りである。

1　石油資源開発株式会社の債務について、政府が保証することができるものとする。

2　石油鉱業権評価審査会は、その使命を終了したので、これを廃止する。

二　議案の可決理由

本案は、石油資源の開発を促進するため、きわめて妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月二十五日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行繊維工業設備臨時措置法は、昭和三十一年に制定され、現在に至つているもので、その要旨は、精紡機及び織物幅出機について登録制を行うこと、精紡機、織物幅出機及び織機について過剰設備の処理に関する指示を行うこと等である。

この法律によつて繊維工業設備の調整を行つて来たのであるが、この間、繊維産業の不況は一層深刻化し、高率の操業短縮も余儀なくされている状況であつて、設備の調整については、更にこれを拡大することが要請されるに至つたので、現行法をこの趣旨に沿つて改正しようとするのが本案の要旨及び目的である。

本案の主な内容は次のとおりである。

1　現行法の登録制の対象に、化学繊維製造の主要設備である紡糸機を新たに加える。

既存設備の登録、新規登録その他登録関係については、現行の精紡機及び織物幅出機と同様にする。

2　紡糸機を新たに過剰設備処理の対象とする。

3　新規登録の場合、過剰設備の処理に関する共同行為の指示によつて廃棄又は格納された設備については、優先的に登録を認める。

4　仮登録の段階において、機械の種類、設置場所等の変更を認める。

5　繊維需給見透しの目標年度を昭和三十七年度に改める。

二　議案の可決理由

本案は、繊維工業設備に関する規制を拡大することにより、繊維工業の合理化に寄与する措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月二十五日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

特定物資輸入臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行特定物資輸入臨時措置法は、昭和三十一年に制定され、現在に至つているもので、その趣旨は、不急不要の物資であつてその輸入が制限されているものについては、わが国内で需給の不均衡が生じ、このためにこれらの物資の輸入には、通常の利潤以上の利益が伴うこととなるので、これに該当する物資を政令で指定し、この物資の輸入による利益のうち、通常の利益を超過した分は、これを国庫に納付せしめるというものである。

なお、現在指定されている物資は、バナナ、パイナップルかん詰、腕時計、さけますの卵及びこんにやくいもである。

この法律は、三年間の限時法であつて、昭和三十四年六月四日限り失効することとなつているが、現下の国際収支その他の情勢から見て、不急不要の物資は引続き輸入が制限されるので、当分の間は現行法の措置を存続する必要があり、この理由によつて、現行法の有効期間をさらに三年延長しようとするのが本案の趣旨である。

二　議案の可決理由

本案は、特定の物資の輸入についての現状からみて、妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案施行により、昭和三十四年度特定物資納付金処理特別会計の歳入は二十八億九百三十四万円となり、このうち、二十八億円は、産業投資特別会計へ繰り入れる予定である。

右報告する。

昭和三十四年二月二十六日
商工委員長　長谷川四郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

プラント類輸出促進臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

プラント類の輸出は今後のわが国の貿易拡大にとつて最も有力な役割を果すものと期待されており、政府においてもプラント類輸出振興のため、補助金の支出、輸出保険制度の運用等の措置を講じてきたのであるが、今日なお、列国にくらべて著しく不振な状況にある。

従つて、現在、プラント類輸出体制の弱点と思われる点を是正するために、本案が提出されたのである。

本案の内容は次の通りである。

1　プラント類輸出者が海外における工場等の建設、設備の輸出あるいはコンサルテイングすなわち計画設計を行う場合、相手方との間に、生産能力、性能等について保証条項を締結するが、この保証条項に基いて、コンサルテイングに欠陥があつたために起つた保証損失の一定割合を政府が補償することとし、そのため、政府はプラント類輸出者との間に保証損失補償契約を締結し、所定の補償料を国庫に納入せしめることとする。

2　この制度の運営にあたつては、高度の技術を要するので、業務の一部を適当な機関に委託しうることとする。

なお、本制度の実施に伴う予算措置として、昭和三十四年度一般会計予算の予算総則に、政府が保証損失補償契約を締結できる補償金額の総額の限度を六十億円と定めている。

二　議案の可決理由

世界の貿易構造は重化学工業品の輸出に重点が移りつつある現状にかんがみ、プラント類輸出を促進するための措置を講ずることはきわめて妥当なものと認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に、輸出プラント保証損失補償金百万円、輸出プラント保証損失補償事務委託費百万円を計上している。

右報告する。

昭和三十四年二月二十六日
商工委員長　長谷川四郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国有提供施設等所在市町村助成交付金が交付されるものとされる固定資産は、現在では国が所有する固定資産で、アメリカ合衆国の軍隊が使用するもの並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する土地に限られているが、今回更に、自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産を交付金の対象資産に加え、その新たに加えられる固定資産の範囲は政令で定めることにしようとするものである。しかしてその具体的範囲は補給処の弾薬支処、燃料支処及び海上自衛隊地方総監部施設の用に供する土地が予定されている。

二　議案の可決理由

自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産は、その施設の性格上、広大な面積を占めており、地元市町村においては消防施設の拡充、道路橋りようの整備等財政支出の増高を余儀なくされているので、これらの固定資産を交付金の対象に加えることは、この助成交付金制度を創設した趣旨に照らし、当然必要なことと考えられるので、全会一致原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

しかしながら、新たに交付金の対象となる資産で政令で定めることになつているものについては、これを必ずしも土地のみに限ることなく、実情に即することが望ましいので、別紙のごとき附帯決議が自由民主党、日本社会党両党共同提案により提案され、これまた全会一致で可決された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計歳出予算に十億円計上してある。

右報告する。

昭和三十四年二月二十六日
地方行政委員長　鈴木　善幸
衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当り、政府は、本制度創設の趣旨と経緯にかんがみ、特に左記事項に留意して、財政上特殊の事情に在る関係市町村助成のため、遺憾なきを期すべきである。

一、本交付金対象資産の評価の適正化を図り、もつて交付金配分の公平均衡を期すること。

一、政令で定める弾薬庫及び燃料庫の範囲は、これら施設の用に供する土地の外、アメリカ合衆国軍隊が使用した場合との権衡等を考慮して建物及び工作物をも対象に加える等対象資産範囲の拡大を図り、実情に即するよう措置すること。

一、本法制定の際、本委員会が行つた附帯決議の線にそい、特に交付金総額予算の増額に努めること。

右決議する。

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、牛又は馬に係る死廃病傷共済掛金についての国庫の負担方式を改めるとともに、最近における乳牛の被害率の異常な上昇を反映して、昭和三十四年における共済掛金標準率の改訂により乳牛に係る死廃病傷共済の共済掛金の額が増加する場合における組合員等の負担を軽減するための助成措置を講ずることにより農家負担の軽減を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、家畜共済制度の現状からみて、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に、家畜共済掛金国庫負担金八億二百十二万円及び乳牛加入奨励金七千二百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十六日
農林水産委員長　松浦周太郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

農業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、農業災害補償法実施の現況にかんがみ、今後左記の措置を講ずべきである。

記

一　本制度が農業の実態に即応し得るより抜本的改訂を行うため、速かに調査会を設置すること。

二　家畜共済事業の掛金については、農家の負担を軽減し、酪農の振興に寄与し得るため、次の機会に、全体の縦割二分の一国庫負担方式を確立すること。

右決議する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本国有鉄道の経営の実情にかんがみ、その事業の能率的な運営を確保するため、支社制度を強化するとともに投資の規定を新設する等所要の改正をしようとするもので、その内容の主な点は次のとおりである。

1　日本国有鉄道の支社制度を強化するため、理事の定数の増加を行うこと。

2　日本国有鉄道は、運輸大臣の認可をうけて、予算で定めるところにより、日本国有鉄道及び他の運送事業者がともに使用する輸送施設の運営を行う事業に投資することができるものとすること。

3　日本国有鉄道の監督の実情にかんがみ、運輸大臣の職権の一部を陸運局長に委任するものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、日本国有鉄道の能率的な運営を確保し、もつて公共の福祉を増進するため有効適切なものと認め、別紙のとおり附帯決議を附してこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月二十六日
運輸委員長　塚原　俊郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び日本国有鉄道は支社制の確立とまつてすみやかに鉄道管理局のありかたについて再検討し責任態勢の確立と輸送能率の向上をはかるべきである。

右決議する。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は次の事項からなつている。

1　新設するものとして、ハンガ

リーに公使館、ブラジルのポルト・アレグレに総領事館、アメリカ合衆国のヒューストンに領事館を設ける。

2　昇格せしめるものとして、在イラク、レバノン及びポルトガルの公使館を大使館に、在ニュー・オルリンズ及びカサブランカの領事館を総領事館とする。

以上のごとく公使館、総領事館及び領事館の新設並びに公使館の大使館への昇格及び領事館の総領事館への昇格に伴つて、在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の各一部を改正する必要がある。

なお、この法律は昭和三十四年四月一日から施行されるが、在イラク及び在レバノンの各大使館及び各公使館、在ハンガリー公使館並びに在カサブランカの総領事館及び領事館に関する部分は、それぞれ昭和三十四年四月一日以後において政令で定める日から施行することになつている。

二　議案の可決理由

本案は、当該諸国との間に広く外交関係を結び貿易、移住等を促進し、友好親善関係を一層緊密にし、わが国の国際地位を高めるために、公使館、総領事館、領事館の新設及び公使館を大使館に、領事館を総領事館に昇格せしめるものできわめて妥当な措置であり、またこれら在外公館に勤務する外務公務員の給与を定めることも必要と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案の施行に要する経費は、昭和三十四年度一般会計予算外務省所管、在外公館項目に七千四百八十四万五千円を計上している。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

ハイティ共和国は、昭和十年以来貿易上の求償主義に基いて日本産品に対し最高税率を適用し、戦後においてもガット第三十五条を採用しわが国に対し同税率を継続して来た。

このため、わが国のハイティ共和国に対する輸出は輸入に比し著しく低調な状態にあるのである。

わが国は、昭和三十三年二月ハイティ共和国駐在日本国公使をして同国大統領及び各関係当局に対し、両国の通商関係の発展が双方に有利であることを説かしめ、じ来交渉の結果、両国の合意をみるにいたり、昭和三十三年十二月十七日東京において、両国代表の間に本協定及び附属交換公文の署名調印が行われた。

本協定は、関税上の最恵国待遇の許与、輸出入制限の無差別適用、船舶事項に関する最恵国及び内国民待遇の許与等について規定しており、ガット第三十五条採用撤回にも等しい実質的効果を期待しているものである。

さらに附属交換公文において沖縄に関しては本協定が適用されないこととなつている。

なお、本協定は批准書交換の日に効力を生じ、三年間効力を有する。ただし各締約国は他方の締約国に対し少くとも三箇月前に文書による予告を与えることにより最初の三年の期間の終りに又はこの期間の満了後いつでもこれを終了させることができる。

よつて政府は、本協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定は、わが国とハイティ共和国との間の通商関係を増進させ、さらに友好関係をも促進する上で必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

特別鉱害復旧特別会計法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特別鉱害復旧臨時措置法に基く復旧工事が完了し、同法は昭和三十三年三月三十一日をもつて失効したので、これに伴い残務処理に当つてきた本特別会計についても三十三年度限りこれを廃止しようとするものである。なお、本特別会計の剰余金は、一般会計に引継ぎ、一般鉱害復旧の財源の一部に充て、これを促進することとしている。

二　議案の可決理由

特別鉱害復旧臨時措置法の失効に伴う措置として、妥当なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度において講ぜられてきた国債の償還資金の繰入に関する次の特別措置を、三十四年度においても引き続き行うこととするものである。

すなわち、第一は、国債の元金償還に充てるため一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき最低金額は、財政法第六条の規定による前々年度剰余金の二分の一相当額のみにとどめ、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首における国債総額の万分の百十六の三分の一相当額の繰り入れは、これを停止する特別措置である。

第二は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が政府に対して負う法定債務の償還元利金については、直接国債整理基金特別会計に繰り入れることとし、右の繰入金額は一般会計から同特別会計に繰り入れがあつたものとみなす措置である。

なお、昭和三十四年度予算に計上された前々年度剰余金の二分の一相当額は約三百三十億一千七百万円であり、日本国有鉄道及び日本電信電話公社から特別会計へ繰入れるべき金額は、日本国有鉄道において四十四億一千三百万円、日本電信電話公社において四十八億三千百万円である。

二　議案の可決理由

国債の償還状況にかんがみ、かつ、経理の簡素化をはかるための措置として妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業に係る保険事故が昭和三十二年度ないし三十三年度において異常に発生したことに伴う損失三千二百五十万円をうめるため、昭和三十四年度において、これに相当する金額を限度として一般会計から繰入れることができることとしようとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

保険事故が異常に発生したことに伴う措置として妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国が行う多目的ダム建設工事に関連して、電気事業者又は地方公共団体等が行う発電又はかんがい用専用施設の建設工事や道路の新設又は改築工事は、ダム建設工事と密接に関連しているため、国が委託を受けて実施している事例が多いので、これら受託工事の実施については、従来当事者間の契約により、国は設計監督等の管理事務のみを行い、工事の請負等に伴う債務は一切委託者が負担することとしていた関係上、本特別会計の歳入歳出として経理されていなかつたが、最近この種の受託工事が増加しつつあるのみならず、工事の一元的統制と工事の実施に関する責任関係を明確にして、工事の円滑化を図る等の必要があるので、今回この種の工事に関する経理をもあわせて本特別会計において行うことができることとするものである。

二　議案の可決理由

工事の円滑化を図るための措置として妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度特定多目的ダム建設工事特別会計予算に受託工事

費として一億五千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

所得税の軽減免除を受けることができる災害被害者の所得限度額を引き上げるとともに、給与所得者等が災害による雑損失の繰越控除の適用を受ける年分の所得税についても源泉徴収の猶予を受けることができる制度を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

本特例は今次の税制改正の一環として、妥当な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、合衆国軍隊の構成員等の用に供するため、免税で輸入された物品の、国内における転売の実情等にかえりみて、これら譲受物品に対する関税の課税価格の決定方法を次のように改めようとするものである。

すなわち、現行法においては、譲受物品に対する課税価格は原則として同種物品が通常の輸入により輸入された場合の輸入港到着価格を基準として決定することとしているが、通常輸入に対しては為替及び貿易上の制限を行つている結果、実際の譲受価格は、同種物品の通常輸入の場合の輸入港到着価格よりもかなり高いものが多い実情である。

そこで、このような弊害を是正するため、この際譲受物品に対する関税の課税価格は、国内における通常の取引価格から税額等を控除して逆算した価格を基準として決定することとしようとするものである。

なお、本改正案による増収見込額は、三十四年度中関税において約三億四千六百万円、物品税において約二億五千三百万円、合計約五億九千九百万円である。

二　議案の可決理由

譲受物品に対する課税の適正化を図るための措置として妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

皇居内の工作物並びに正倉院内の建物及び工作物の新築等を行い、これを皇室用財産として取得しようとするものである。

二　本件の可決理由

皇居内の内廷庁舎西口広場等は現在砂利敷となつているのでこれを舗装し、また正倉院の宝物をこどごとく収蔵し保存管理の万全を図るために第二新宝庫を新築することは、いずれも時宜に適した妥当な措置であることと認め、本件は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本件施行に要する経費

皇居内の内廷庁舎西口広場等の路面舗装工事に要する費用は五百九万五千円、正倉院第二新宝庫の新営工事に要する費用は九千九百九十万一千円、合計一億四百九十九万六千円を予定している。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔第二十一号（その一）参照〕

昭和三十四年度一般会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算は、経済の安定的成長と経済の質的改善を図ることを基本として編成されたものである。

本予算における重要施策は、次の通りである。

1　社会保障の充実
2　経済基盤の強化
3　農林漁業の振興
4　文教及び科学技術の振興
5　中小企業対策
6　貿易の振興及び経済協力の強化
7　地方財政の健全合理化

本予算の内容の概略は、次の通りである。

歳入歳出予算総額は、ともに一、四一九、二四八、一六三千円で、前年度予算（補正第1号を含む。）に比べ九八、〇一八、六六一千円の増加である。

（歳入）

1　租税及印紙収入　一、一二一、二四一、〇〇〇千円

三十四年度租税及印紙収入は、前年度に比べ九五、三二八百万円の増加である。三十四年度は、特に所得税を中心とする四一三億円（一般会計分のみ）の一般的減税を行うこととする反面、租税特別措置の整理合理化及び道路整備計画の財源充実のための揮発油税の税率引上げにより二百八十億円の増収が見込まれている。

2　専売納付金　一二〇、一二四、七七六千円

(イ)　日本専売公社納付金　一一九、七五二、二八九千円

たばこ事業においては、たばこ売上増加により、三十四年度の納付金は三十三年度予算に比べ五五億円の増加が見込まれる。しかし、塩事業において、経営の不合理を是正するため塩事業整理を実施することとし、その整理交付金として三七億円を計上した。

その結果、三十四年度日本専売公社納付金は、三十三年度予算に比べ三〇億円増加することとなる。

(ロ)　アルコール専売事業特別会計納付金　三七二、四八七千円

3　官業益金及官業収入　一六、〇七六、〇四六千円

(イ)　官業益金　五八二、〇八五千円

印刷局特別会計受入金　一五、四九三、九六一千円

(ロ)　官業収入　一四、九九一、三八二千円

病院収入　八、一四六、六四七千円

4　政府資産整理収入　六、八四四、七三五千円

(イ)　国有財産処分収入　四四、二〇八、一一二千円

(ロ)　回収金等収入　四四、二七〇、七八七千円

5　雑収入　一三、五二一、一八七千円

(イ)　国有財産利用収入　二六、四一六、一三八千円

(ロ)　納付金　二二、一三〇、〇〇〇千円

日本銀行及び日本中央競馬会の納付金である。　八〇、四七六、八四七千円

(ハ)　諸収入

6　経済基盤強化資金受入

7　前年度剰余金受入

三十二年度に新たに生じた純剰余金である。

（歳出）

1　生活保護費　四一、六三八、二四七千円

三十四年度予算は、前年度予算に比べ三、四一五百万円の増加である。その内訳は、生活扶助人員の増加及び生活保護基準二・六パーセント引上げ等による保護費の増三、二五五百万円、その他の増一六〇百万円である。

2　児童保護その他社会福祉費　九、九八三、一九四千円

社会保険費　二九、三六〇、六二三千円

3　特に、国民健康保険については、三十四年度中の被保険者の増加を六、一〇〇千人と見

込み、受診率の上昇等を織り込んで、療養給付費の二割相当額の補助、そのほかいわゆる財政調整交付金として療養給付費の五分相当額を計上し、あわせて前年度に比べ五、四二六百万円を増額している。

4　国民年金費　一一、〇五二、五〇三千円

この経費は、「国民年金法」の規定に基き、老齢者（七〇歳以上月一、〇〇〇円）、身体障害者（月一、五〇〇円）、母子世帯（月一、〇〇〇円、第二子より一人につき月二〇〇円加算）に支給する無拠出の援護年金の給付に必要な経費及びそれに伴う事務費である。ただし、援護年金給付費は、初年度分として四箇月分を計上している。

5　失業対策費　三九、三七九、〇〇〇千円

特に、一般失業対策事業については、毎月の就労日数を〇・五日増加するとともに、夏季年末の就労日数増加を一三日として積算している。

なお、失業保険については、保険給付費に対する国庫負担の割合を$\frac{1}{3}$から$\frac{1}{4}$に引き下げている。

6　結核対策費　一六、四五五、三五六千円

低所得層における濃厚感染源対策の緊急性にかんがみ、命令入所の対象件数を大幅に増加するとともに、一部補助率を$\frac{1}{2}$から$\frac{2}{3}$に引き上げ、入院治療の促進を図ることとしている。

7　義務教育費国庫負担金　九九、〇八六、〇〇〇千円

（内訳）

（イ）給与費　九七、三五七、〇〇〇千円

教職員の四、〇六八人の増加を見込んでいる。

（ロ）教材費　一、七二九、〇〇〇千円

父兄負担の軽減を図るため、教材費の児童生徒一人当りの単価を約二割引き上げることとしている。

8　国立学校運営費　四四、六七四、三七八千円

9　文教施設費　一一、三八三、七三八千円

特に、公立文教施設費については、不正常授業の解消、危険校舎の改築等を三十四年度以降五箇年間で行う計画のもとに、その初年度である三十四年度は、中学校の不正常授業の解消、危険校舎の改築、学校統合の促進等に重点を置いている。

10　育英事業費　四、五六七、三四八千円

11　科学技術振興費　二二、五二九、八〇六千円

（一）原子力関係費　七、四〇八、八三〇千円

原子力平和利用については、既定の計画にのっとり研究態勢の整備、研究の促進を図り、特に日本原子力研究所において、国産一号炉、ホットラボ及び動力試験炉等の建設を進める。

（二）各省試験研究機関の経費については、特に研究員の処遇改善を図るため、特別研究員制度の実施、超過勤務手当の増額等によつて増額されている。

12　国債費　五五、三七三、四六四千円

13　文官等恩給費　一八、三八七、八〇五千円

14　遺族及び留守家族等援護費　七、七七五、五六一千円

15　旧軍人遺族等恩給費　九六、七五一、八四三千円

16　地方交付税交付金　二四八、六四九、三五六千円

三十四年度税制改正に伴う地方公共団体の減収をも勘案し、また地方財政の健全化を促進し、かつ、行政水準の向上、住民福祉の増進を期するため、三十四年度以降特に地方交付税の率を$\frac{27.5}{100}$から$\frac{28.5}{100}$に引き上げることとした。

17　防衛支出金　一七、六二五、〇〇〇千円

18　防衛庁経費　一三六、〇四〇、〇〇〇千円

（内訳）　（単価千円）

（イ）防衛本庁　一一九、九三〇、四一五

（ロ）施設整備費　七、七八五、八〇四

艦船建造費　三、五二一、八九一

潜水艦建造費　一、六〇、五〇三

（ハ）昭和三十二年度甲型警備艦建造費　一、八三一、八一二

（ニ）昭和三十三年度甲型警備艦建造費　九九九、二三二

（ホ）昭和三十三年度乙型警備艦建造費　八三七、五七〇

（ヘ）昭和三十四年度潜水艦建造費　七〇三、五四七

（ト）施設整備等附帯事務費　二六八、八二六

（チ）以上の歳出予算のほか、国庫債務負担行為として、航空機購入のため三、一八二百万円、施設整備のため一、四〇九百万円、装備品等購入のため一三、二四七百万円及び艦船建造のため二、〇四九百万円を計上し、継続費として三十四年度乙型警備艦建造費総額三、五三五百万円及び三十四年度潜水艦建造費総額三、三五八百万円を計上している。

（リ）賠償等特殊債務処理費　三二、三四〇、〇〇〇千円

19　公共事業関係費　（一三二、三九五、八〇三千円）

二一〇、九九五、八〇三千円

（公共事業関係費において、（　）内の数字は、特に断りのある場合を除き、労働省所管の特別失業対策事業費及び建設省所管の臨時就労対策事業費を含めた金額である。）

20　（事項別内訳）　（単位千円）

（一）治山治水対策事業費　（四二、九四四、一六五）

（イ）河川改修　四二、〇八四、一六五

（二〇、四九四、〇〇〇）

（ロ）河川総合開発　一九、八五九、〇〇〇

（ハ）砂防　七、九三四、四三三

（六、三〇三、〇〇〇）

（二）治山　三、〇三三、〇〇〇

（六、二〇三、〇〇〇）

（四、五八一、二七〇）

（ホ）造林　四、四五六、二七〇

（ヘ）道路整備事業費　三、六三一、四六二

（九一、七五四、六四二）

道路整備事業は、三十四年度予算の最重点政策として取り上げられ、総投資規模一兆円の道路整備五箇年計画を決定することとして、予算を飛躍的に増加している。

（三）港湾漁港等整備事業費　八二、五二五、六四三

（二四、六四七、八五一）

二三、三七八、八五一

特に港湾、漁港、空港、都市計画等の経費を大幅に増額することとしている。

（ト）食糧増産対策事業費　三三、七三二、八一九

（チ）災害復旧等事業費　（三八、一三一、九三〇）

三八、〇八九、九三〇

（リ）鉱害復旧事業費　五三四、三九五

（ヌ）国土総合開発事業調整費　六五〇、〇〇〇

（ル）住宅及び環境衛生対策費　一三、七四二、〇一九千円

一一、六三二、〇一九千円

住宅対策費

三十四年度公営住宅建設予定戸数は、一般住宅四九、〇〇〇戸、第二種住宅一一五戸計四九、一一五戸である。

（ヲ）環境衛生対策費　（三、二五九、〇〇〇千円）

二、一一〇、〇〇〇千円

（（一）内の数字は、失業対策費及び公共事業費計上の下水道管きょ工事費を含めた金額である。）

農業保険費　一〇、八五二、二一九千円

貿易振興及び経済協力費　三、八一一、一三四千円

21　（一）住宅対策費

三十四年度公営住宅建設予定戸数は、一般住宅四九、〇〇〇戸、第二種住宅一一五戸である。

22　（三、二五九、〇〇〇千円）

二、一一〇、〇〇〇千円

（（一）内の数字は、失業対策費及び公共事業費計上の下水道管きょ工事費を含めた金額である。）

23　農業保険費　一〇、八五二、二一九千円

貿易振興及び経済協力費　三、八一一、一三四千円

特に三十四年度は、経済協力関係費を大幅に増額している。即ち、海外技術センター等の設置、後進国経済開発技術援助拡大計画（ＥＴＡＰ）を母胎とする国連特別基金への新たな参加、ＥＣＡＦＥを中心として実施されるメコン河総合開発事業調査への参加、及びコロンボ計画を中心とする技術協力の実施を図るために所要の経費を計上している。

24　中小企業対策費　二、二二〇、九〇二千円

特に中小企業設備近代化補助金につき資金量を大幅に増額し又新たに中小企業における従業員等の退職金共済制度を実施することとして必要な助成措置を講じている。

25　産業投資特別会計へ繰入　五、〇〇〇、〇〇〇千円

経済基盤強化資金取崩しの一部をもつて充てることとしている。

2726　予備費　八、〇〇〇、〇〇〇千円

雑件

(一)　参議院議員通常選挙費（総理府所管）　一、七一二、七七四千円

(二)　移住振興費（外務省所管）　一、〇六九、九三五千円

中南米諸国等への移住者一〇、〇〇〇名と派米農業労務者一、〇〇〇名を選出する計画である。

(三)　要保護、準要保護児童生徒対策費（文部省所管）　五九六、二〇八千円

三十四年度は、学校給食費の補助対象児童生徒数を給食実施総員数の二パーセント（二十二年度は一・五パーセント）に引き上げるとともに、新たに修学旅行費の補助制度を設けることとしている。すなわち、小、中学校の最高学年生について総員の四・五パーセント（要保護児童生徒二・五パーセント、準要保護児童生徒二パーセント）を対象とし、一九〇千人分を予定している。

(四)　スポーツ振興費（文部省所管）　一四一、三〇九千円

三十四年度は新たに中小都市に対する国民体育施設費補助金を計上するとともに、体育振興特別助成金を大幅に増額している。

(五)　私立学校振興費（文部省所管）　七〇四、四六六千円

(六)　畑作振興対策費（農林省所管）　四〇七、四〇三千円

(七)　畜産振興対策費（農林省所管）　三、四二〇、二二三千円

(八)　蚕糸業緊急対策費（農林省所管）　三、三六三、八二九千円

(九)　三国間輸送助成費　五〇〇、〇〇〇千円

海運市場の拡張を図ることを助成するため、三国間輸送に従事する海運会社に対し、その実績に応じて助成するほか、三国間輸送に活躍する船員のため海外に新設する厚生施設の整備費の一部を補助するための経費である。

(十)　青少年対策費（総理府、文部省、農林省、運輸省、労働省、建設省所管）　七九八、九〇六千円

三十四年度は、特に健全な青少年活動を育成し、青少年の不良化を防止することに重点をおいている。

(十一)　給与費

公務員の給与については、初任給の改訂、及び暫定手当の一部を俸給に繰り入れ、俸給表に所要の調整を行い、期末手当〇・二五箇月分の増額を行うこととしている。また、公務員の年金制度の改訂を行うこととし、所要の措置を講じている。なお、公務員の給与改訂に伴い、義務教育費国庫負担金の増額等必要な措置を講じている。

二　本予算の可決理由

本予算は、経済の安定的成長と経済の体質改善を図ることを基本とし、経費の重点的配分によつて重要諸施策の推進に資せんとするものであり、妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

予算委員長　楯橋　渡

衆議院議長加藤鐐五郎殿

昭和三十四年度特別会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算は、国民経済の安定的成長と経済の質的改善を図ることを主眼として、一般会計に準じてそれぞれ所要の経費を計上している。

本予算の歳入歳出額の通計は、歳入においては、三、三九八、八一二、九二九千円で前年度に比べ二四〇、〇五三、五九一千円の増加であり、歳出においては、三、二二三、六八三、七〇五千円で、前年度に比べ二〇七、三七一、七九七千円の増加である。

しかして、特別会計の数は、新たに特定港湾施設工事特別会計が設けられたが、特別鉱害復旧特別会計の廃止により増減はない。

各特別会計の歳入歳出予算は、次の通りである。

（単位千円）

会計別	歳入	歳出
臨時受託調達	二、一九七、五五六	二、一九七、五五六
交付税及び譲与税配付金	二八二、五〇八、九三四	二八二、〇八四、〇〇四
造幣局	六、二三五、二六二	六、二三五、二六二
印刷局	六、〇九〇、七二三	五、五〇八、六三八
資金運用部	九七、二〇六、九二四	九七、二〇六、九二四
国債整理基金	四一〇、四〇四、三四〇	四一〇、四〇四、三四〇
貴金属	二、六四九、五二一	二、六四九、五二一
外国為替資金	一二、二四一、九一七	一二、二四一、九一七
産業投資	三九、〇九六、〇一二	三九、〇九六、〇一二
経済援助資金	七〇三、二一三	七〇三、二一三
余剰農産物資金融通	六、二一一、九三七	四八一、五四九
賠償等特殊債務処理	三三、三五七、五一四	三三、三五七、五一四
国有財産特殊整理資金	三五一、五六八	二五一、五六八
厚生保険	八二、〇六五、三二七	八二、〇六五、三二七
健康勘定	六、一五〇、〇五三	六、一五〇、〇五三
日雇健康勘定	八一、五三〇、七七五	一五、九六一、一八七
年金勘定	五、〇〇三、五二一	五、〇〇三、五二一
業務勘定	七、三六二、九一四	五、五一一、七七三
船員保険	九、五六五、三九六	九、五六五、三九六
国立病院	三八四、五五七	三八四、五五七
あへん		
食糧管理	六三一、三一六、四六六	六三一、三一六、四六六
国内米管理勘定	七六、二二二、六二三	七六、二二二、六二三
国内麦管理勘定	一四六、六七五、一七〇	一四六、六七五、一七〇
輸入食糧管理勘定	五五、二八九、八三六	五五、二八九、八三六
農産物等安定勘定	一六、四一一、四七四	一六、四一一、四七四
業務勘定	六五〇、七二九、四〇一	六五〇、七二九、四〇一
調整勘定		
農業共済再保険	二、九八二、九六三	二、九八二、九六三
再保険金支払基金勘定	一一、〇四〇、三三六	一一、〇四〇、三三六
農業勘定	三、二四三、五二八	三、二四三、五二八
家畜勘定	九七、二三七	九七、二三七
業務勘定	五三三、六六八	五三三、六六八
森林火災保険		
漁船再保険		
普通保険勘定	二、一〇七、二〇五	二、一〇七、二〇五
特殊保険勘定	二六七、四一一	二六七、四一一
給与保険勘定	一五六、五四〇	一五六、五四〇

業務勘定	一、四三六、〇九四	二九、四一九	一、四三六、〇九四	二九、四一九
自作農創設特別措置	四、〇二五、五二二		四、〇二五、五二二	
開拓者資金融通	五三、〇四六、二四五		五四、〇四六、二四五	
国有林野事業	二九、五〇〇、八五八		二九、五〇〇、八五八	
糸価安定	九七〇、八九二		九七〇、八九二	
中小漁業融資保証保険	一一、二一八、三三〇		一一、二一八、三三〇	
特定土地改良工事	三、三一四、三三一		二、九四一、八四四	
アルコール専売事業	六、七九二、九一六		六、七九二、九一六	
輸出保険	二、八〇九、三四〇		二、八〇九、三四〇	
特定物資納付金処理	二五〇、四六七		二五〇、四六七	
木船再保険				
自動車損害賠償責任再保険				
保険勘定	二、八二八、一二三		二、八二八、一二三	
保障勘定	一三〇、三八一		一三〇、三八一	
業務勘定	四七、一二七		四七、一二七	
特定港湾施設工事	七、七七〇、〇〇〇		七、七七〇、〇〇〇	
郵政事業	一七三、九八三、一五六		一七三、九八三、一五六	
郵便貯金	五九、四八一、六二六		五九、四八一、六二六	
簡易生命保険及郵便年金				
保険勘定	一五四、六一三、九一四		五二、二四五、二三〇	
年金勘定	二、四〇九、六六〇		一、一七九、七三九	
労働者災害補償保険	三六、一六四、七五一		三六、一六四、七五一	
失業保険	四八、八三六、四五三		四八、八三六、四五三	
特定多目的ダム建設工事	一〇、三〇〇、〇〇〇		一〇、三〇〇、〇〇〇	
道路整備	一〇〇、五六一、五〇二		一〇〇、五六一、五〇二	
計	三、三九八、八一二、九二九	三、二二三、六八三、七〇五		

次に、主な特別会計の内容は、次の通りである。

(一)　交付税及び譲与税配付金特別会計

地方交付税の率を百分の二十七・五から百分の二十八・五に引き上げることとしている。

歳入		（単位千円）
一般会計より受入	二四八、六四九、三五六	
入場税	一七、八〇二、〇〇〇	
地方道路税	一四、八四七、〇〇〇	
特別とん税	七五一、〇〇〇	
前年度剰余金受入	四二三、四七八	
雑収入	三六、一〇〇	
計	二八二、五〇八、九三四	
歳出		（単位千円）
地方交付税交付金	二四八、六四九、四〇四	
入場譲与税譲与金	一七、八〇二、〇〇〇	
地方道路譲与税譲与金	一四、八四七、〇〇〇	
特別とん譲与税譲与金	七五一、〇〇〇	
諸支出金	一〇〇	
予備費	三四、五〇〇	
計	二八二、〇八四、〇〇四	

(二)　資金運用部特別会計

三十四年度においては、新たに郵便貯金の旧貯金者等に対し旧預金部資金所属の運用資産の増加額の一部を交付するための措置として、利子相当分を除く交付金額相当額を資金運用部資金よりこの会計の歳入に繰り入れ、これを郵便貯金特別会計に繰り入れることとしている。

資金の調達及び運用計画は次の通りである。

（資金調達）		（単位億円）
預託金の増加		
郵便貯金	一、六九八	
簡保年金	一、〇〇〇	
厚生保険	四六	
その他	五六五	
既運用の回収等	八七	
地方債	一、二三〇	
その他	三四〇	
計	八九〇	
二、九二八		
（資金運用）		
特別会計貸付	一、七八	
政府関係機関貸付	一、六〇七	
その他	一、一四三	
計	二、九二八	

(三)　産業投資特別会計

三十四年度においては、新たに原資として、一般会計より経済基盤強化資金取崩しの一部として五〇億円受け入れることとしている。

歳入		（単位千円）
運用収入	一五、九八九、三九六	
運用金回収	六、〇九〇、八一三	
運用利殖金収入	九、八九八、五八三	
特定物資納付金処理特別会計より受入資金より受入	二、八〇〇、〇〇〇	
一般会計より受入	一三、二五六、四八九	
前年度剰余金受入	五、〇〇〇、〇〇〇	
雑収入	二、〇五〇、一一二	
計	三九、〇九六、〇一二	
歳出		（単位千円）
産業投資支出	三八、二〇〇、〇〇〇	
事務費	四、五〇六	
国債整理基金特別会計へ繰入	八三五、四八五	
予備費	五六、〇二一	
計	三九、〇九六、〇一二	
		（単位百万円）
投資計画は次の通りである。		
電源開発株式会社出資金	五、〇〇〇	
日本輸出入銀行出資金	七、〇〇〇	
石油資源開発株式会社出資金	二、〇〇〇	
東北開発株式会社出資金	五〇〇	
北海道地下資源開発株式会社出資金	三〇〇	
農林漁業金融公庫出資金	七、〇〇〇	
中小企業信用保険公庫出資金	一、〇〇〇	
商工組合中央金庫出資金	一、二〇〇	
住宅金融公庫出資金	四、五〇〇	
日本住宅公団出資金	七、五〇〇	
公営企業金融公庫出資金	五〇〇	
日本航空株式会社出資金	五〇〇	
日本海外移住振興株式会社出資金	一、〇〇〇	

国内旅客船公団出資金
計　二〇〇
　三八、二〇〇

(四) 経済援助資金特別会計
三十四年度においては、総額七億円の投融資を行うこととしているが、そのうち三億円は新たに設けられる日本航空機製造株式会社（仮称）に対する出資金に充てることとしている。

歳入　（単位千円）
運用収入　六四一、〇五六
運用資金回収　四九六、九六〇
運用利殖金収入　一四四、〇九六
前年度剰余金受入　六二、一五七
計　七〇三、二一三

歳出
援助資金支出　七〇〇、〇〇〇
工業力強化投融資　三、二一三
予備費　七〇三、二一三

(五) 賠償等特殊債務処理特別会計

歳入　（単位千円）
一般会計より受入　三二、三四〇、〇〇〇
前年度剰余金受入　一、〇一七、四一四
雑収入　一〇〇
計　三三、三五七、五一四

歳出　（単位千円）
賠償等特殊債務処理費　三一、六五七、四一四
諸支出金　一〇〇
予備費　一、七〇〇、〇〇〇
計　三三、三五七、五一四

(六) 厚生保険特別会計
政府管掌健康保険については、収支が好調で相当の黒字が予想されるので、保険料率を千分の二引き下げて千分の六十三にし、一般会計からの繰入は、三十三年度と同額の一〇億円計上することとし、日雇労働者健康保険については、収入の不均衡是正のため医療給付費に対する国庫負担割合を二割五分から三割に引き上げ、保険料徴収の適正化に努力することとしている。

(1) 健康勘定

歳入　（単位千円）
保険料収入　七五、二七八、九六八
一般会計より受入　一、〇〇〇、〇〇〇
借入金　五、〇〇〇、〇〇〇
雑収入　七八六、三五九
計　八二、〇六五、三二七

歳出
保険給付費　七二、五四一、九四七
業務勘定へ繰入　一、三二七、〇七四
借入金償還金　五、〇〇〇、〇〇〇
諸支出金　二一、二四四
予備費　三、一七五、〇六二
計　八二、〇六五、三二七

(2) 日雇健康勘定

歳入　（単位千円）
保険料収入　三、八〇六、二三一
一般会計より受入　一、九四六、六四七
積立金より受入　一二五、二九九
借入金　二五〇、三五八
雑収入　二一、五一八
計　六、一五〇、〇五三

歳出
保険給付費　五、九三八、八九六
業務勘定へ繰入　一三、六六一
諸支出金　四〇〇
予備費　一九七、〇九六
計　六、一五〇、〇五三

(3) 年金勘定

歳入
保険料収入　六一、二〇〇、四七三
一般会計より受入　一、六二八、五四一
船員保険特別会計より受入　一、〇〇〇
運用収入　一八、六九五、三一九
雑収入　五、四四二
計　八一、五三〇、七七五

歳出
保険給付費　一〇、五七四、九三九
業務勘定へ繰入　四九八、三一七
諸支出金　二、七七二、九四三
予備費　二、一一四、九八八
計　一五、九六一、一八七

(4) 業務勘定

歳入　（単位千円）
他勘定より受入　一、八三九、〇五二
一般会計より受入　二、四〇七、〇九〇
積立金より受入　二三〇、一八二
雑収入　五二七、一九七
計　五、〇〇三、五二一

歳出
業務取扱費　二、九六一、七六三
庁舎新営費　二九四、七五八
公務員宿舎施設費　一一、〇三三
保健施設費　一四九、五二二
福祉施設費　一、五四六、四四五
予備費　四〇、〇〇〇
計　五、〇〇三、五二一

(七) 船員保険特別会計
この会計の疾病部門については、一般会計より一億円繰り入れるほか、年金給付費の二割相当額、失業給付費の四分の一相当額（三十三年度は三分の一相当額）及び業務取扱費の財源の一部を一般会計から受け入れ、また失業保険及び厚生年金保険に準じ、失業給付費の国庫負担割合及び年金部門の料率等を調整することとしている。

歳入　（単位千円）
保険料収入　六、五〇八、八七九
一般会計より受入　三四四、二三三
厚生保険特別会計より受入　一、〇〇〇

運用収入　四八一、八九五
雑収入　二六、九〇七
計　七、三六二、九一四
歳出　（単位千円）
保険給付費　四、六五七、八八二
厚生保険特別会計へ繰入　一、〇〇〇
業務取扱費　一四九、八一六
諸支出金　三二、一九五
福祉施設費　二七七、五九八
予備費　三九三、二八二
計　五、五一一、七七三

(ハ) 食糧管理特別会計

(1) 三十四年度産国内米の買入については、四、七九一千トンを見込み、配給については、三十四米穀年度は毎月十五日、三十五米穀年度は毎月十四日を見込み、国内産麦及び輸入米麦の買入については、三十三年度とほぼ同量程度を予定しており、てん菜糖については、国内産糖対策のための砂糖消費税と関税との振替を行うことにより、通常の場合は政府買上の必要が生じないことを前提に一部新設工場製品の暫定買入のみを予定している。

(2) 三十四年度末食糧証券及び借入金残高は、三、四三〇億円で三十三年度予算に比べ二三四億円の増加であり、これは主に最近の食糧、特に国内米買入数量の増大を反映して予備費を約二四〇億円増加させているためである。

(3) 三十四年度中の損益は、食糧管理勘定における輸入食糧価格の低下、管理費の合理化等による損失の軽減はあるが、なお、二八億円の損失を生ずる。また調整勘定資金は、三十二年度に一般会計より一五〇億円受け入れたが、食糧管理勘定の三十二年度損失六八億円、三十三年度損失見込三七億円が減額整理されるので、三十四年度期首の資金残高は四五億円となる。農産物等安定勘定では、主にてん菜糖に関する関税と消費税の振替措置により、約一一億円の利益を生ずるが、三十三年度からの繰越損失二一億円と通算すると年度末損益はおおむね零となる見込である。

米麦の買入予定数量及び買入価格は次の通りである。

	買入数量（千トン）	買入価格（円）
内地米	四、八〇〇・六	
前年産米	九・七	
当該年産米	四、七九〇・九	（一〇、二五〇石当り俵代込）
大麦	三二三・〇	一、六九四（五二・五キログラム）
はだか麦	三七一・〇	二、二六五（六〇キログラム）
小麦	五七四・〇	二、一八〇（〃）（ドル）
準内地米	一九三・八	一五八・一（トン）
普通外米	九四・四	二七・七（〃）
外砕米	二八・八	一六・七（〃）
外大麦	五八八・〇	六九・五四（〃）
外小麦	二、〇七四・〇	七八・〇八（〃）

米の消費者価格

内地精米（一〇キログラム）	八五〇	（円）
準内地米（〃）	七四〇	
普通外米（〃）	六二〇	
麦の政府売渡価格		（円）
大麦（五二・五キログラム）	一、六四五	
はだか麦（六〇キログラム）	二、〇四五	
小麦（〃）	二、〇五五	

国内米管理勘定　（単位千円）

歳入

国内米売払代　三六六、四八八、〇三二
他勘定より受入　二六四、五二五、六四二
雑収入　三〇二、七九二
計　六三一、三一六、四六六

歳出

国内米買入費　三二八、〇一九、三六〇
国内米管理費　一八、五〇〇、六一五
他勘定へ繰入　二三四、七九六、四九一
予備費　五〇、〇〇〇、〇〇〇
計　六三一、三一六、四六六
（単位千円）

国内麦管理勘定

歳入

国内麦売払代　四四、三四九、九四九
他勘定より受入　三一、八七〇、一九六
雑収入　二、四七八
計　七六、二二二、六二三

歳出

国内麦買入費　四五、三〇六、一一一
国内麦管理費　二、九三六、三〇四
他勘定へ繰入　二〇、九八〇、二〇八
予備費　七、〇〇〇、〇〇〇
計　七六、二二二、六二三
（単位千円）

輸入食糧管理勘定

歳入

輸入食糧売払代　一二三、六三三、八二一
他会計より受入　一、五七〇、〇〇〇
他勘定より受入　二〇、〇八四、一二九
雑収入　一、三八七、二二〇
計　一四六、六七五、一七〇

歳出

輸入食糧買入費　八八、四四〇、三九八
輸入食糧管理費　四、七八一、二二四
他勘定へ繰入　三八、四五三、五四八
予備費　一五、〇〇〇、〇〇〇
計　一四六、六七五、一七〇
（単位千円）

農産物等安定勘定

歳入

農産物等売払代　三一、八八四、七一二
他会計より受入　一、〇〇〇、〇〇〇
他勘定より受入　二二、四〇四、二三六
雑収入　五五、二八九、八八八
計　一〇九、四七九、七七二

歳出

農産物等買入費　二五、四七九、七七二
農産物等管理費　一、四六四、八二七
他勘定へ繰入　八二、三四五、二三七
予備費　七、〇〇〇、〇〇〇
計　一〇九、四七九、七七二
（単位千円）

業務勘定

歳入

他勘定より受入　一五、八二七、八四七
検査印紙収入　四三〇、一七三
雑収入　一五三、四五四
計　一六、四一一、四七四
歳出
事務費　一一、八四三、五四三
サイロ及倉庫運営費　一二五、三五九
他会計へ繰入　三九六、六三五
他勘定へ繰入　三、八九五、九三七
予備費　一五〇、〇〇〇
計　一六、四一一、四七四
（単位千円）
調整勘定
歳入
他勘定より受入　三〇七、七四四、三八六
食糧証券及借入金収入　三四二、九八五、〇一五
計　六五〇、七二九、四〇一
歳出
他会計へ繰入　三〇七、七四四、三八六
他勘定へ繰入　三四二、九八五、〇一五
計　六五〇、七二九、四〇一

(九)　国有林野事業特別会計

(1)　三十四年度の伐採量を標準伐採量の満度まで行う。

(2)　奥地林開発のための自動車道開設を推進する。

(3)　民有林開発促進のため、民有林開発に重要な関連のある林道事業を創設する。（森林開発公団に委託実施の予定。）

(4)　造林保育事業及び種苗事業を拡大強化し、林木育種場をすべてこの特別会計で運営する。

(5)　官行造林事業のうち、水源林造成事業を強化した。

歳入　（単位千円）
国有林野事業収入　五二、九五四、九五六
業務収入　五〇、一八七、三一六
林野売払代　九六〇、〇九〇
雑収入　一、八〇七、五五〇
他会計より受入　九一、二八九
計　五三、〇四六、二四五
歳出　（単位千円）
管理費　一二、四三〇、五一一
事業費　三七、二九四、三三六
林産物処分費　三一六、五九三
製品費　一四、一〇五、九〇六
林道費　八、二九五、〇二四
造林費　七、二一五、四一三
治山費　三、二六一、二五七
官行造林費　一、四三九、七八一
民有保安林買入費　一、〇三五、五二一
その他　一、六二四、八四一
他会計へ繰入　二、〇〇三、〇〇九
予備費　二、三一八、三八九
計　五四、〇四六、二四五

(一〇)　糸価安定特別会計

(1)　「繭糸価格の安定に関する臨時措置法」に基き、三十三年産春蚕及び夏秋蚕について、日本輸出生糸保管株式会社が買い入れて保管している生糸及び繭を二〇〇億円の買入れの金額の限度内で買い入れる。

(2)　三十四年度は、「繭糸価格安定法」第二条による政府の生糸の買入れは行わず、三十三年度からの繰越生糸四九、六六二俵及び日本輸出生糸保管株式会社からの買入れ生糸一五五俵を保管する。

(3)　日本輸出生糸保管株式会社からの生糸の買入数量は、春蚕分六二、七三一俵、夏秋蚕分三〇、三五五俵である。

(4)　保管買入れ資金の調達のため、この会計の借入限度額を現行七〇億円から二七五億円に引き上げるとともに、一般会計から二〇億円の資金を受け入れる。

歳入　（単位千円）
糸価安定収入　八〇〇
証券及借入金収入　二七、五〇〇、〇〇〇
他会計より受入　二、〇〇〇、〇〇〇
雑収入　五八
計　二九、五〇〇、八五八
歳出　（単位千円）
糸価安定事務費　二五、九〇五
生糸買入費　二、五〇、〇五六
生糸管理費　二五五、八三六
日本輸出生糸保管株式会社損失補塡補助　一、〇〇〇
他会計へ繰入　六、三五九、一一〇
予備費　四、六〇八、九五一
計　二九、五〇〇、八五八

(一一)　特定土地改良工事特別会計

三十四年度の対象地区は、国営かんがい排水事業は継続一一地区のほか新規着工三地区、干拓事業は継続事業のほかに新規着工三地区を予定し、三十二年度に着工した八郎潟の干拓事業については、約二五億円の事業費を予定している。

歳入　（単位千円）
一般会計より受入　七、〇八二、二〇七
借入金　二、九四五、〇二五
受託工事収入　四八一、三九九
他用途転売収入　五〇九、〇二二
雑収入　六七七
予備収入　二〇〇、〇〇〇
計　一一、二一八、三三〇
歳出　（単位千円）
土地改良事業費　一〇、一七〇、一九七
国営かんがい排水事業　二、六三六、八九七
直轄干拓事業　五、七二七、二〇七
代行干拓事業　一、三三〇、七七一
他用途転売土地管理処分費　三、四一三
受託工事費　四七一、九〇九
土地改良事業工事事務費　五七七、六三一
他会計へ繰入　二六九、四七七
予備費　二〇一、〇二五
計　一一、二一八、三三〇

(一二)　特定港湾施設工事特別会計

(1)　この会計は、新長期経済計画に即応して特に伸長を予想される輸出物資、石油、石炭及び鉄鋼原材料を取り扱う港湾の整備を重点的に推進するために新設されたものである。

(2)　この特別会計において整備する港湾は次の通りである。

輸出港湾　横浜、神戸ほか四港及び関門航路
石油港湾　川崎ほか三港
鉄鋼港湾　室蘭ほか六港
石炭港湾　積出港四港　揚陸港五港

(3)　輸出埠頭及び石炭埠頭については、従来、港湾管理者が単独で実施してきた上屋、荷役機械及び港湾施設用地の建設をこの特別会計において受託工事として実施する。

(4)　この特別会計において実施する港湾については、原則として受益者負担金徴収制度を確立し、従来から受益者負担金を徴していた石油、鉄鋼のほかに、新たに石炭港湾等（輸出雑貨埠頭を除く。）についても受益者負担金を徴することとし、徴収方法は使用者からの貨物トン当り使用料として回収を図る。

三十四年度の事業内容及びその財源の内訳は次の通りである。

事業内容

（単位百万円）

	事業費	国費
輸出港湾	二、五一九	一、七二八
石油港湾	一、一九六	二九九
鉄鋼港湾	八八〇	二四六
石炭港湾	一、五三〇	八七三
計	六、一二五	三、一四六
受託工事	一、五四五	—
合計	七、六七〇	三、一四六

財源の内訳

一般会計より受入	三、一四六
資金運用部借入金	一、九四一
受益者負担金	一、〇三八
計	六、一二五
受託工事収入	一、五四五
合計	七、六七〇

一般会計より受入には、北海道開発庁の港湾関係工事事務費に計上分約四八百万円を含んでいる。

(一三)　郵政事業特別会計

(1)　郵便収入のうち基本収入（年賀はがきの収入等を除いたもの）は、三十三年度実績見込に対し七・八パーセント増加を見込み、郵便貯金の増加目標額を一、〇〇〇億円としている。

(2)　特定郵便局二〇〇局及び簡易郵便局五〇〇局を増置する。

(3)　簡易保険の新契約目標額は、新たに創設予定の家族保険分二億円を含み、第一回保険料払込額一八億円、また郵便年金の募集目標額は三十三年度と同じ初年度掛金額八億円である。

(4)　郵便局舎緊急改善措置については、自己資金二〇億円、簡保年金資金の借入れ二七億円を財源として、局舎その他建設費四七億円を計上し、郵便局一五一局の新増築等を行う。

（単位千円）

歳入	
事業収入	一七〇、七五三、八〇四
業務収入	六〇、四一二、九四九
他会計より受入	六九、九九五、八三二
雑収入	二、六四八、二九九
業務外収入	三七、六九六、七二四
資本収入	三、二二九、三五二
公債又は借入金	二、七〇〇、〇〇〇
設備負担金	五二九、三五二
計	一七三、九八三、一五六

（単位千円）

歳出	
業務費	一二九、六〇九、一三〇
業務外支出	三七、六九六、七二四
局舎其他建設費	四、六七二、〇八五
公債及借入金償還金	二〇五、二一七
予備費	一、八〇〇、〇〇〇
計	一七三、九八三、一五六

(一四)　失業保険特別会計

三十三年度までは保険給付に要する費用の三分の一を一般会計から受け入れることとなつていたが、この会計の従来の実績（三十二年度末積立金五三九億円）等にかんがみ、国民年金制度の創設を契機として、社会保険の費用負担割合等を総合的に調整する一環として、労使及び国庫の三者の負担をほぼ同程度軽減することを目途とし、保険料を労使とも千分の一ずつ引き下げて千分の一四とし国庫負担割合を四分の一とする。

（単位千円）

歳入	
保険料収入	三五、一九二、〇〇〇
印紙収入	九四八、一〇〇
一般会計より受入	八、八三二、〇〇〇
運用収入	三、三六〇、〇〇〇
雑収入	五〇四、三五三
計	四八、八三六、四五三

（単位千円）

歳出	
保険金	三五、一六一、〇〇〇
業務取扱費	二、一四三、九五四
庁舎等新営費	一二七、六五六
公務員宿舎施設費	一、四九九
保険施設費	五四〇、〇二八
労働福祉事業団出資金	一、〇一二、三一六
予備費	九、八四〇、〇〇〇
計	四八、八三六、四五三

(一五)　特定多目的ダム建設工事特別会計

(1)　この会計の事業計画の内容は次の通りである。

(2)　継続費として実施中の荒川（二瀬ダム）、肱川（鹿野川ダム）については、既定の年度割に従つて事業を促進し、肱川（鹿野川ダム）は三十四年度に完成する。

(3)　継続事業として実施中の岩木川（目屋ダム）ほか七ダムについては、工事の経済的進度を確保することとして、特に予算を増額して促進を図り岩木川（目屋ダム）は三十四年度に完成する。

(4)　利根川（矢木沢ダム及び下久保ダム）、川内川（鶴田ダム）については、三十四年度から新規に実施設計調査を実施し、筑後川（松原、下筌ダム）については、三十三年度に引き続き実施設計調査を行う。

（単位千円）

歳入	
一般会計より受入	六、四五七、五二八

借入金　二、一六三、二八八
工事負担金収入　一、〇九七、八九四
受託工事納付金収入　一五七、五〇〇
前年度剰余金受入　一二、〇〇〇
雑収入　一二、九八五
予備収入　三九八、八〇五
計　一〇、三〇〇、〇〇〇

歳出
荒川二瀬ダム建設事業費　一、三八二、〇〇〇
肱川鹿野川ダム建設事業費　一四、三〇三
多目的ダム建設事業費　七、五五六、〇〇一
工事事務費　三一五、三七三
事務費　二五四、四三一
受託工事費　一五〇、〇〇〇
他会計へ繰入　二一三、六〇二
予備費　四一四、二九〇
計　一〇、三〇〇、〇〇〇

（単位千円）

(一六) 道路整備特別会計

(1) 三十四年度は、一級国道の整備については約五割の大幅増額を行い、直轄改築については新規工事として、二級国道から昇格した三路線及び国道一六号線（横浜―横須賀）の採択を予定している。

(2) 一級国道の直轄管理は、約七九〇キロメートル（三十三年度約一、四一一キロメートル）の新規指定を予定している。

(3) 二級国道については、交通量の多い重要路線、国土資源の開発の基幹となる重要幹線に重点をおき、道路改良二四一箇所、踏切除却九カ所、長大橋四一橋及び道路舗装、修繕等の工事を行う。

(4) 首都の高速度道路を早急に整備するため、新たに三十四年度から首都高速道路公団を設立し、この特別会計より一〇億円を出資するほか、東京都からの出資金等を合せて約三五億円で五反田線の工事を実施する予定である。

(5) 日本道路公団に対しては、この特別会計より四五億円を出資することとし、名古屋神戸間高速自動車国道事業を一段と促進するとともに名古屋四日市間道路、第三京浜国道の新規着工を行う予定である。

三十四年度の事業計画の大要及びその財源の内訳は次の通りである。

（単位百万円）

事業計画
(1) 道路
一級国道　七一、八八三
二級国道　三四、三八四
主要地方道　一一、七七六
その他地方道　八、六三〇
維持修繕等　八、四二二
(2) 街路　八、六七一
(3) 道路機械　一三、二四五
(4) 雪寒道路　四、二四四
(5) 離島道路　一、七七〇
計　九一、三七六
(6) 災害関連　五一八
(7) 日本道路公団　二一〇
(8) 首都高速道路公団　四、〇〇〇
(9) 再建団体補助率差額　一、〇〇〇
合計　二、〇二七
財源の内訳
(1) 揮発油税収入　九九、二五五
(2) 一般財源　八一、四八七
(3) 借入金　九、二一三
(4) 工事事務費（北海道開発庁道路関係）　七、五〇〇
計　九九、一五五
(5) 附帯工事及び受託工事収入　一、一五八
合計　一〇〇、四一三

二　本予算の可決理由

本予算は、経済の安定的成長に資するとともに、経済基盤の強化に留意し経済の体質改善を図ることを基本として、重要施策を重点的に実施することを目途としており、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

予算委員長　楢橋　渡

衆議院議長加藤鐐五郎殿

昭和三十四年度政府関係機関予算に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算は、日本専売公社等三公社及び国民金融公庫等九政府関係金融機関に関するものである。

本年度における政府関係機関を通ずる収入総額は、一、三〇五、一一三、一九一千円、支出総額は、一、一七四、一八三、七六五千円で、前年度に比べそれぞれ収入においては六八、四一五、八五二千円、支出においては六七、一九九、七〇四千円の増加である。

次に、本予算の機関別の概略は、次の通りである。

1　日本専売公社

（単位百万円）

収入
たばこ事業収入　二四六、七八三
塩事業収入　二三、六〇四
しょう脳事業収入　七八四
共通収入　四一四
計　二七一、五八五

支出
給与その他諸費　一四、三四七
たばこ事業費　一一〇、三六六
塩業整理交付金　二四、〇一六
しょう脳事業費　三、七一〇
共通費　七一〇
固定資産取得費　一、三八五
予備費　二、二六一
計　一五八、〇九五
差引収入超過額　一一三、四九〇
資産増加額　六、四九九
純益金　一一九、九八九
固定資産増加額控除　二三七
専売納付金　一一九、七五二

特に塩事業においては、既に生産過剰となり、今後毎年巨額の赤字が生ずることとなるので、根本的対策として塩事業の整備合理化を行うこととし、三十四年度二〇万トン及び

三十五年度一〇万トン合計三〇万トンの生産規模の縮少を予定している。この生産縮少に伴う塩業整理を円滑に実施するため二年後にわたつて支給する整理交付金のうち初年度分として三七億円を計上している。

2　日本国有鉄道

三十四年度は、前年度の実行見込収入に対し、旅客は五・七パーセント、貨物は七パーセントの増加を見込むとともに、主として東海道幹線増設工事の着工、幹線輸送力の増強、電化及びディーゼル化の促進に重点をおくこととしている。

各勘定の内訳は、次の通りである。

(一)　損益勘定　（単位百万円）

収入	
運輸収入	三四四、〇三九
雑収入	一四、四八〇
政府会計より受入	三六
計	三五八、五五五
支出	
事業費	二九三、六五八
資本勘定へ繰入（固定資産の取替資金及び借入金等償還資金）	五九、八九七
予備費	五、〇〇〇
計	三五八、五五五

(二)　資本勘定

収入	
損益勘定より受入	五九、八九七
借入金	二六、五〇〇
鉄道債券	三四、五〇〇
公募債	二四、〇〇〇
利用債	五、五〇〇
縁故債	五、〇〇〇
資産充当	八一一
計	一二一、七〇八
支出	
借入金等償還	九、七〇八
工事勘定へ繰入	一一一、五〇〇
出資	五〇〇
計	一二一、七〇八

(三)　工事勘定

収入	
資本勘定より受入	一一一、五〇〇
支出	
建設費	九、五〇〇
東海道幹線増設費	三、〇〇〇
電化設備費	一二、七七六
車両費	二七、一〇五
諸設備費	五二、四六二
総係費	六、六五七
計	一一一、五〇〇

3　日本電信電話公社

おう盛な電話需要に応ずるため前年度より三万加入増の二八万加入（ほか公衆電話一万箇）の架設を行うこととするほか、特別措置として、町村合併に伴う施設整備のため四〇億円、農山漁村電話普及のため三五億円を計上することとしている。

各勘定の内訳は、次の通りである。

(一)　損益勘定　（単位百万円）

収入	
電信収入	九、九六八
電話収入	一七〇、九五六
受託業務収入	一、四三五
雑収入	四、一七一
計	一八六、五三〇
支出	
業務費	一二二、八一六
利子及債務取扱費	九、〇八一
減価償却費	三一、三〇〇
予備費	一、五〇〇
資本勘定へ繰入	三一、八三三
計	一八六、五三〇

(二)　資本勘定

収入	
減価償却引当金	三一、三〇〇
損益勘定より受入	三一、八三三
資産充当	三、〇五二〇
設備負担金	二、〇五八
電話設備負担金	六、八二八
電信電話債券	一一、八一一
借入金	二、五〇〇
計	八九、八五〇
支出	
債務償還	四、八三九
建設勘定へ繰入	八五、〇一一
計	八九、八五〇

(三)　建設勘定

収入	
資本勘定より受入	八五、〇一一
支出	
電信電話施設費	六七、一七二
局舎建設費	一〇、〇五〇
諸施設費	一、一四二
総係費	六、六四七
計	八五、〇一一

4　国民金融公庫

資金計画は、次の通りである。

	（単位億円）
資金調達	
政府資金借入	二五〇
回収金等	六六〇
計	九一〇
資金運用	
普通貸付	七九〇
特別小口貸付	一
恩給及び遺族国債担保貸付	九四
更生資金貸付	五
引揚者国債担保貸付	二〇

計　九一〇

普通貸付、特別小口貸付及び更生資金再貸付の貸出金利は、従来、年九分六厘であつたが、資金需要者の金利負担の軽減を図るため、三十四年四月から年九分三厘程度に引き下げられる予定である。

5　住宅金融公庫

資金計画は、次の通りである。

（単位億円）

資金調達	
産業投資特別会計出資金	四五
資金運用部資金借入金	一六二
簡保年金資金借入金	一二三
回収金等	四九
計	三七九
貸付契約計画	
住宅融資	
一般住宅	三六〇
産業労働者住宅	二三二
増築	三六
高層化	三〇
宅地造成	六二
災害融資	一〇
計	三八〇

なお、貸付利率は、一般住宅、増築及び災害復興住宅は年五分五厘、産業労働者住宅、宅地造成及び高層化融資は六分五厘である。

6　農林漁業金融公庫

三十四年度は、非補助小団地等土地改良事業、自作農創設資金、寒冷地農業振興対策の拡充に重点をおいている。

資金計画は、次の通りである。

（単位億円）

資金調達	
一般会計からの造林事業資金	七
産業投資特別会計出資金	七〇
資金運用部資金借入金	八五
簡保年金資金借入金	一三〇
回収金等	一二〇
計	四一二
貸付契約計画	
土地改良	一四二
林業	四二
漁業	三九
塩業	七
共同利用施設及び新規用途事業	二八
小団地開発整備事業	三
農山漁村建設総合対策事業	三〇
主務大臣指定施設	五
主務大臣指定災害復旧	二
自作農維持創設	一〇〇
奄美群島復興事業	一
開拓	一五
寒冷地農業振興	一二
予備	六
計	四三二

なお、貸付率は最高八分、償還期限は五年ないし二五年以内、据置期間は一年ないし二〇年である。

また、三十四年度においては二支店を新設し、特定の事業についての直接貸付及び貸付金の管理に関する業務を行うことを予定している。

7　中小企業金融公庫

三十四年度においては、中小企業金融の円滑化を図るため、原資を拡大して貸付額を増加することとしている。

資金計画は、次の通りである。

（単位億円）

資金調達	
政府資金借入	二七五
回収金等	三七〇
計	六四五
資金運用	
貸付	六四五

なお、貸出金利年九分六厘は、三十四年四月から年九分三厘に引き下げられる予定である。

8　北海道東北開発公庫

資金計画は、次の通りである。

（単位億円）

資金調達	
資金運用部資金	六〇
公庫債券発行	六〇
自己資金	二三
計	一四三
資金運用	
出資	三
貸付	一四〇
計	一四三

9　公営企業金融公庫

三十四年度は、公営企業公募債の応募等一〇、三七五百万円を予定しているが、その原資は、政府保証のある公営企業債券一〇〇億円及び産業投資特別会計からの出資五億円である。

10　中小企業信用保険公庫

三十四年度は、包括保証保険を中心として保険業務の拡充を図り、また信用保証協会に対する貸付財源として産業投資特別会計からこの公庫に一〇億円の出資を行い、保証協会に対する助成を引き続き強化することとしている。

11　日本開発銀行

資金計画は、次の通りである。

（単位億円）

資金調達	
資金運用部資金借入	四五〇
回収金等	二三〇
計	六八〇
資金運用	
貸付	
電力	六八〇
海運	二五〇
その他	一八〇
	二五〇

特に三十四年度においては、石炭その他の重要産業に対する所要の融資資金を確保している。

12　日本輸出入銀行

資金計画は、次の通りである。

（単位億円）

資金調達	
政府資金	三六〇
産業投資特別会計出資	七〇
資金運用部資金借入	二九〇
回収金等	四四〇
計	八〇〇
資金運用	
貸付	八〇〇

特に三十四年度においては、ミナス製鉄所の建設、インドに対する円借款供与等の特殊案件に対する貸出所要額を確保することとしている。

二　本予算の可決理由

本予算は、経済の安定的成長と経済の体質改善を図ることを基本とし、経費の重点的配分によつて重要諸施策の推進に資せんとするものであり、妥当なるものと認め可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

予算委員長　楠橋　渡

衆議院議長加藤鐐五郎殿

就学困難な児童及び生徒のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、義務教育の円滑な実施に資するため、市町村が、要保護家庭の児童及び生徒のうち、小、中学校の最高学年者の修学旅行費を給与する場合には、国は、予算の範囲内で、これに要する経費の一部を補助するよう規定するものである。

二　議案の可決理由

要保護家庭の児童及び生徒のため、修学旅行費の給与を行う地方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることは、時宜に適するものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に、八千七百三十四万七千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、科学技術振興に関する政府の施策の遂行を一層周密なものたらしめるとともに、科学技術会議の円滑かつ効果的な運営に資し、あわせてますます複雑膨大化する原子力行政に対処するため、科学技術庁の機構について、一部改正を行うものであつて、その主なる内容は、次の通りである。

1　従来の企画調整局及び調査普及局をそれぞれ計画局及び振興局に改め、これら両局の所掌事務について、有機的な再配分を行い、調査事務と基本的な政策等の計画事務に関する部分は、これを一体化して計画局の所掌事務とし、関係行政機関の事務の総合調整、科学技術の振興、普及等いわゆる行政的実務に属するものは、これを振興局の所掌事務とすること。

2　科学審議官の職務のうち、その最も重要なものである「科学技術に関する基本的な政策の審議」を特に抽出掲記すること。

3　原子力局に置く次長は、一人増員してこれを二人とすること。

4　本案の施行期日は、法律公布の日から起算して二月をこえない範囲内において、政令でこれを定めること。

二　議案の可決理由

本案は、行政事務の効率化を図り、今後ますます複雑膨大化せんとする原子力行政に対処するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行のため、原子力局に置く次長一人増員に要する経費として、九箇月分約六十五万六千円が、昭和三十四年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、市町村の退職年金条例の適用を受ける市町村立の大学、全日制高等学校及び幼稚園の教員並びに市町村の教育事務に従事する職員等につき、市町村の教育職員としての在職期間を、その市町村の教育職員に適用される退職年金条例の規定が恩給法に準ずるような基準に従つて定められている場合においては、義務教育職員の場合と同様、恩給並びに都道府県及び他の市町村の退職年金等の基礎となるべき在職期間と相互に通算する措置を講ずべきものと規定して、現行法上この措置が地方公共団体の自主的な判断に委ねられ

ているのを強制措置に改めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、現行制度上、市町村立の全日制高等学校職員等市町村の退職年金条例の適用を受ける者について、都道府県と市町村との間及び市町村相互間にその在職期間の通算措置が強制されていないため、教育職員にとくに必要な人事の交流が阻害されるのみならず、義務教育職員及び定時制高等学校職員との均衡をも失している現状にかんがみ、これを是正しようとするものであり、かねて本委員会においても決議その他によつて是正方を要望してきたところであつて、趣旨きわめて妥当なものと認め、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

地方行政委員長　鈴木善幸

衆議院議長加藤鎌五郎殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国民に、家族の全員（夫婦及び子）を被保険者とする生命保険を安い保険料で提供するため、簡易生命保険の新種として家族保険の制度を創設しようとするものであつて、その要点は次のとおりである。

1　家族保険は、夫婦及び子を被保険者として、主たる被保険者である夫婦のいずれか一方については、その保険期間が満了しまたはその期間の満了前に死亡したときに保険金を支払うほか、主たる被保険者の配偶者及び子については、それぞれの保険期間の満了前に死亡したときに保険金を支払うものとすること。

2　保険金額は、主たる被保険者に係る保険金額を基本とし、配偶者については、主たる被保険者に係る保険金額の百分の四十、子については一人につき主たる被保険者に係る保険金額の百分の二十に相当する金額とすること。

3　保険料計算の基礎は、従来の第九回生命表の男子死亡率により作成した死亡生残表、予定利率及び附加率のほか、昭和二十五年の国勢調査報告及び人口動態統計に基いて計算した予定出生率、昭和二十五年の国政調査報告に基いて計算した予定既婚率並びに保険約款で定める主たる被保険者とその配偶者との間の年齢差を用いることとすること。

4　保険契約者は、主たる被保険者となる者に限ることとし、主たる被保険者が死亡した場合には、被保険者たる配偶者、子がその順序により保険契約者の地位を承継するものとすること。

5　被保険者となる子は、主たる被保険者の子（配偶者のある者及び第三者の養子となつている者を除く。）で年齢二十年に満たない者に限ることとし、保険契約申込の当時年齢一箇月に満たない子は、年齢一箇月に達した日から被保険者となるものとすること。

2　保険契約の効力発生後主たる被保険者について保険金の支払の事由が発生するまでに、出生した子は年齢一箇月に達した日から、主たる被保険者の養子となつた者及び主たる被保険者の子で第三者の養子となつていた者のうち離縁又は縁組の取消があつた者はその届出の日（届出の日において年齢一箇月に満たないときは、年齢一箇月に達した日）から、それぞれ被保険者となるものとすること。

7　保険金受取人は、各被保険者について主たる被保険者、その配偶者、被保険者たる子の順序により保険金受取人となるものとすること。ただし、被保険者たる子が保険金受取人となる場合に限り、保険契約者は、被保険者たる子以外の子を保険金受取人に指定することができることとすること。

8　配偶者のない者は、保険契約の申込をすることができないこととし、また保険契約をするには、被保険者となる配偶者の同意を要するものとすること。

9　主たる被保険者及びその配偶者については、面接をし、また告知義務を課するものとすること。

10　主たる被保険者が保険契約の効力発生後六箇月を経過する前に災害又は法定伝染病によらないで死亡した場合には、当該保険契約は消滅するものとすること。

11　保険金の倍額支払及び被保険者廃疾による保険金の支払は、主たる被保険者についてのみ行うものとすること。

12　被保険者（保険契約の効力発生後出生し、出生後一箇月を経過したことにより被保険者となつた子を除く。）が保険契約の効力発生後二年又は保険契約の効力発生後被保険者となつた者が被保険者となつた日から一年（再婚にかかる配偶者は二年）を経過する前に災害又は法定伝染病によらないで死亡した場合には、保険金額を削減して支払うものとすること。

13　主たる被保険者の配偶者につき離婚又は婚姻の取消があつたとき、及び主たる被保険者の子が縁組又は婚姻をしたときは、配偶者又は子は被保険者の資格を失うものとすること。

14　保険契約の効力発生後主たる被保険者が再婚をした場合（配偶者について保険金の支払の事由が発生した後再婚した場合を除く。）には、再婚に係る配偶者を当該保険契約に被保険者として追加することができることとすること。

15　本案の施行期日は本年六月一日とすること。

等である。

二　議案の可決理由

本案の趣旨及び内容は妥当なものと認め、別紙のとおり附帯決議を附して、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、二億九千三百万円が昭和三十四年度簡易生命保険及郵便年金特別会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年二月二十七日

逓信委員長　浅香忠雄

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔別紙〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、最近における経済情勢の推移並びに家族保険の創設にかんがみると、簡易生命保険の現行保険金最高制限額をもつてしては、簡保事業の使命を果すにじゆうぶんでないと認められる。

よつて政府は、なるべく近い時期に、右最高制限額を引き上げるよう措置すべきである。

二、簡易保険の経営の趣旨にかんがみ、政府は、保険料率の引下げ、福祉施設の拡充強化等契約者サービスの向上を図るよう努力すべきである。

三、家族保険創設の趣旨にかんがみ、政府は、加入対象から除かれている父子世帯及び母子世帯の経済生活の安定を図るため、母子保険等の実施について研究を進めるべきである。

右決議する。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部十五円（送し料共）　一カ月分前金は二十円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十四年五月二日

○第三十一回国会　衆議院会議録追録（その一）（二）

〔第二十二号参照〕

国内旅客船公団法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国内旅客船の整備について、その資金の調達が困難である海上旅客運送事業者等に協力することにより民生の安定に必要な航路の維持及び改善に資せんとするものであつてその主なる内容は次のとおりである。

1　国内旅客船公団は資本金二億円全額政府出資の特殊法人としてその設立解散は法律に定めるものとする。

2　公団の役員は理事長一人、理事二人以内及び監事一人としその任免職務権限等は他の公団と同様とする。

3　公団は、海上旅客運送事業者又は旅客船貸渡業者と費用を分担して国内旅客船の建造又は改造を行い、これを海上旅客運送事業者に使用させるとともに必要に応じて当該事業者にこれを譲渡することを本来の業務とする。

4　公団は、業務方法書を定めて運輸大臣の認可を受くべきものとする。

5　公団の毎年度の予算事業計画及び資金計画並びに毎年度の財務諸表及び決算報告書については、運輸大臣の認可又は承認を要するものとする。

6　公団は、運輸大臣の認可を受けて、長期若しくは短期の借入をし又は旅客船債券を発行できるものとする。

7　運輸大臣は、公団の監督のため、必要な命令をし報告をさせ又は、その職員をして立入検査をさせることができるものとする。

8　運輸大臣は、公団の財務に関する事項等について処分するときは大蔵大臣と協議しなければならないものとする。

二　議案の可決理由

本案は、海上旅客運送事業の健全な発達を図るため有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度特別会計予算大蔵省所管産業投資特別会計投資計画表に出資金として二億円が計上されている。なお資金運用部資金より三億円の融資を受けることとなつている。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

国内旅客船公団法案に対する附帯決議

政府は、老齢船を一掃し海上旅客運送事業の健全な発展を図り民生の安定に必要な航路の維持改善のためすみやかに左記措置を講ずべきである。

一、政府出資金を増額するとともに、資金運用部資金の融資を十分に確保すること。

二、海上旅客運送事業の健全な発展を期するため

1　航路補助金の増額を図ること。

2　海上旅客運送事業の業態にかんがみ、事業税、固定資産税等の軽減を図ること。

三、船員の福利厚生施設の整備を図るよう指導すること。

右決議する。

道路法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

東京等の大都市その他特定の地域における交通の円滑化を図るため、自動車専用道路を指定することができることとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　道路管理者は、交通が著しくふくそうして道路における車両の能率的な運行に支障のある市街地及びその周辺の地域において、交通の円滑を図るために必要があると認めたときは、まだ供用されていない道路（高速自動車国道及び一級国道を除く。）について、自動車のみの一般交通の用に供する道路を指定できるものとする。

2　道路管理者は、道路（高速自動車国道及び前項により指定された道路を除く。）の交通が著しくふくそうして車両の能率的な運行に支障のある区間内において、交通の円滑を図るために必要があると認めるときは、区域を定めて、自動車のみの一般交通の用に供する部分を指定することができる。ただし、その道路の区間に他の一般交通の用に供する部分があつて自動車以外の方法による通行に支障がない場合に限るものとする。

3　自動車専用道路の構造その他に関する規定を整備する。

二　議案の可決理由

本案は、最近における自動車交通量の増加に伴う交通の混雑を打開し、道路の機能を発揮させるために、妥当なる措置であると認め、原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

道路整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行道路整備緊急措置法では、第五条（国の負担金の割合の特例等）において、道路整備五箇年計画中、昭和三十四年度以降における国の負担金の割合又は補助金の率については別の法律で定めるところによることとなつているのであるが、これを、昭和三十四年度以降四箇年についても、昭和三十三年度における同様に、道路法等の規定にかかわらず、改築については四分の三、修繕については二分の一の範囲内で政令で特別の定めをすることができるようにしたものである。

二　議案の可決理由

本案は、道路整備の緊急性並びに地方財政の状況等にかんがみ、妥当なる措置であると認め、原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日本道路公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本道路公団の事業の拡大に伴う増資及び高速自動車国道の建設に要する外貨資金の借入について、次の通り規定を整備しようとするものである。

1　公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができることとし、この場合には、政府は、公団に出資することができるものとする。

2　国際復興開発銀行が公団に資金の貸付をした場合には、同銀行は、道路債券の債権者と同様に、一般の先取特権に次ぐ優先権を有することとし関連規定を整備するものとする。

二　議案の可決理由

本案は、日本道路公団の行う業務の促進を図るため、妥当なる措置であると認め、原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度特別会計予算建設省所管道路整備特別会計中、日本道路公団出資に必要な経費として四十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔第二十三号参照〕

九州地方開発促進法案（小澤佐重喜君外六十二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び山口県）における資源の総合的開発を促進す

るために必要な基本的事項を定めるものであつて、その要旨は次の通りである。

1　内閣総理大臣は九州地方開発審議会の審議を経て、九州地方開発促進計画を作成するものとすること。

2　総理府に九州地方開発審議会を設置し、その所掌事務、組織その他必要な事項について規定すること。

3　経済企画庁長官は毎年度、事業計画の円滑な実施を図るため、関係行政機関についての必要な調整を行う。又政府は、開発促進計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならないものとすること。

4　自治庁長官は、開発促進計画に基く事業を実施するために必要がある場合には、財政再建団体等の財政再建計画について、これらの事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならないものとすること。

なお、昭和三十五年度以降における特別措置については、別に法律で定めるものとすること。

二　議案の修正議決理由

本案の九州地方における資源の総合的開発を促進し、もつて国民経済の発展に寄与せんとする趣旨は妥当なものと認めるが、さらに本案実施の円滑を図るため附則第二項の昭和三十五年度以降における国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

（総理府設置法の一部改正）

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中東北開発審議会の項の次に次のように加える。

九州地方開発審議会	九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

（国土総合開発法の一部改正）

4　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「東北開発促進計画」の下に「又は九州地方開発促進計画」を加える。

（経済企画庁設置法の一部改正）

5　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三　九州地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号のリの次に次のように加える。

ヌ　九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第　号）第九条に次の一号を加える。

八　九州地方の開発の促進に関すること。

国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して河本経済企画政務次官は、「原案及び両党共同提案の修正案については、政府は賛成である。」旨の意見を述べた。

なお、井手以誠君外八名から提出された修正案は「重要なる事業に要する経費については、国の負担割合を一律に二割引き上げ、これを昭和三十四年四月一日から施行しようとすること」を内容とするものであるが、国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して河本経済企画政務次官は「時期尚早で、現在としては内閣は反対である。」旨の意見を述べた。本修正の結果必要とする経費は、約五億円の見込であるが、本修正案は少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

国土総合開発特別委員長　篠田弘作

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

（昭和三十五年度以降における特別措置）

2　九州地方の第十二条に規定する県に係る開発促進計画に基く事業のうち重要なものに要する経費に係る昭和三十五年度以降における国の負担又は補助の割合について、当該事業の実施の促進上特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

（総理府設置法の一部改正）

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中東北開発審議会の項の次に次のように加える。

九州地方開発審議会	九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第　号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

（国土総合開発法の一部改正）

4　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「東北開発促進計画」の下に「又は九州地方開発促進計画」を加える。

（経済企画庁設置法の一部改正）

5　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第十五号の二の次に次の一号を加える。

十五の三　九州地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

第四条第二十号のリの次に次のように加える。

ヌ　九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第　号）第九条に次の一号を加える。

八　九州地方の開発の促進に関すること。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、北海道の区域内の寒冷地畑作振興地域を指定して、その地域内の農業者で営農改善計画をたて、これに基きその営農の改善を図ろうとするものに、農林漁業金融公庫が、必要な資金を長期かつ低利で貸し付けることにより、その地域における農業者の経営の安定を図ろうとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、北海道農業の現状から適切なるものと認めるが、営農改善資金の貸付条件について適正を期するとともに、家畜の導入に関する国の措置について明確にする必要があると認めるが、本案は、営農改善資金の貸付利率を原案では七分以内となつているのを五分五厘以内とすること、据置期間については五年以内を五年と改めること、および家畜の導入について国のとるべき措置についての規定を設けることを必要と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することを全会一致をもつて議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度政府関係機関予算農林漁業金融公庫貸付資金中、寒冷地農業振興事業用として十二億円が計上されている。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣の意見として、石坂農林政務次官は、「本修正案には直ちに賛成し難いが、その内容をよく検討して措置いたしたい。」旨の意見を述べた。

なお、本修正の結果昭和三十四年度本案による、農林漁業金融公庫法第十八条第一項第八号資金の貸付計画を九億四千万円とすれば、本貸付額に見合う利子収入減は、年額約千四百万円の見込である。

右報告する。

昭和三十四年三月四日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（貸付条件）

第四条　前条に規定する者に対し同条に規定する資金（以下「営農改善資金」という。）の貸付を行う場合における貸付金の利率は年七分以内、その償還期間（据置期間を含む。）は二十年以内、その据置期間は五年以内において、それぞれ公庫が定めるものとし、（これらにおいてそれぞれ公庫が定めるものとし）

第七条　北海道知事は、前条第一項の規定により認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認定をするものとする。

一　営農改善計画に記載された前条第二項第四号の改善措置が当該寒冷地畑作振興地域の寒冷な気象条件その他の自然的経済的条件に適応する営農条件に応ずる農業経営の確立を図るために必要かつ適当なものであること。

二　営農改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込が確実であること。

三　申請者が営農改善計画を達成するためには、当該貸付を受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

（家畜の導入に関する措置）

第八条　国は、第六条第一項の規定による認定を受けた営農改善計画の達成を図るため、当該営農改善計画に基く家畜の導入については、国が所有する家畜の貸付その他の助成措置を講ずるよう努めなければならない。

（指導等）

第九条　北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けようとする者又はその貸付を受けた者（その者の一般承継人を含む。）からの申出があつたときは、その者に対し、営農改善計画の作成又はその達成につき必要な指導をするものとする。

2　北海道知事は、営農改善資金の貸付を受けようとする者の営農改善計画の作成に資するため、寒冷地畑作振興地域ごとに、当然寒冷地畑作振興地域の区域内において主として畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行う者の営農の改

善の目標として、その寒冷な気象条件その他の自然的経済的条件に適応する営農条件に応ずる営農方式の例を作成することができる。

〔別紙〕

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当り、北海道畑作農業の特異性と、累年災害のため困窮をきわめている農家経済の実情にかんがみ、左記各項のごとく実施すべきである。

記

一、営農改善資金のうち、土地改良関係資金の貸付については、非補助小団地等土地改良事業助成基金の運用による公庫の非補助土地改良事業融資に関する利子軽減の措置を活用するよう措置すること。

二、営農改善計画の作成又はその達成につき、北海道知事が行う指導について、その万全を期するため、農業改良普及員の営農指導能力の涵養及び寒冷地畑作振興地域に対する増員を図る等指導態勢の整備拡充につき積極的考慮を払うこと。

三、天災により生じた農家の固定化負債についてすみやかに全国的な実情調査を行い、その整理のための特別措置を講ずることとし、連年災害をうけ困窮する農家数が特に多い北海道については、その特殊性を考慮し、明年度以降固定化債務の整理を促進するため、自作農維持創設資金わくの大幅の拡大をはかり、同資金の同地域貸付分としてとくに資金源の確保に努め、従来の配分額と合せて増額割当すること。

四、自作農維持創設資金の貸出限度は最高二十万円となつているが、実情に副わない場合があるので業務方法書を改訂し、最高額を実情に即するよう引上げること。

右決議する。

昭和三十四年五月二日　衆議院会議録追録（その一）（二）　議案に関する報告書

海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十八年、海岸砂地地帯の農業振興を促進する目的をもつて、本法の制定をみたが、この法律は、昭和三十五年三月三十一日を限り失効することとなるので、この際、他の特定農業地域法の有効期限ともあわせ、とりあえず、これを二箇年間延長して、昭和三十七年三月三十一日までとし、その間、この法律に基く農業振興計画による事業の実施を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

この法律に基く農業振興計画に対し、事業実施の進捗度がきわめて低い現状にかんがみ、所期の目的達成のため、本法の有効期限を延長して事業実施の促進を図ることは、妥当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算農林省所管の土地改良事業費、農山漁村建設総合対策費補助、治山事業費補助等のうちに二億四千八百余万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月四日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案附帯決議

近来、農業と他産業との所得又は生産性の較差はますます拡大しているのみならず、農業部門の内部にあつても水田農業と畑地農業との間に同様の事態が生じている。最近、政府は、畑作振興のため対策を講ずるに至つているが、その内容をみるに、財政措置、経営及び技術指導、生産物の流通等の面において総合一貫性を欠き、各般の措置が不徹底であるため、畑作農家の経営は正に行きづまりの現状にある。よつて政府は速やかに畑地農業振興の総合的基本施策を確立するため左記の各項につき特段の考慮を払うべきである。

記

一、土地条件を整備して畑地かんがい等の土地改良事業を大幅に実施するとともに、水資源の開発及び利用の対策を充実し、これがため必要な財政上の措置を講ずること。

二、昭和三十三年度までの畑地改良地域の農業改良計画及び海岸砂地地帯の農業振興計画に基く実績は、それぞれわずかに二四％及び一六％であるに過ぎない状態にかんがみ、可及的に進捗率の引上げを図るよう各般の措置を講ずるとともに、特に現行補助体系を改善し、利子補給を伴う融資制度を拡充すること。

三、速やかに、各種の畑地農業対策を総合した基本制度を確立するための特別の措置を講ずること。

右決議する。

農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十七年、農山漁村の未点灯の又は電気の供給が不足している農山漁家に対し、電気導入を図る目的をもつて、この法律の制定をみたのであるが、その後開拓者及び離島については国庫補助をもつて、その他一般の農山漁家については農林漁業金融公庫の融資をもつて、それぞれ電気導入事業を実施し、相当の成果を収めてきたのであるが、この際、経済的に遅れており、かつ、農山漁家の所得水準が低いいわゆるへき地についても、開拓者及び離島と同様、国庫補助をもつて事業を実施し、もつて、へき地における農山漁家の未点灯を解消し又は電気の供給不足な状態を緩和しようとするものである。

二　議案の可決理由

経済的に貧困ないわゆるへき地における未点灯の農山漁家に対し、その電気導入事業について、開拓地及び離島と同様、国庫補助の途をひらくことは、それら農山漁家の文化生活の向上及び農林漁業の生産力の増大のため適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に、へき地農山漁村電気導入事業費補助として千九百四十九万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月四日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

畑地農業改良促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十八年、畑地地域の農業改良を促進する目的をもつて、本法の制定をみたが、この法律は、昭和三十四年三月三十一日を限り、失効することとなるので、この際、他の特定農業地域法の有効期限ともあわせ、とりあえず、これを三箇年間延長して、昭和三十七年三月三十一日までとし、その間、この法律に基く農業改良計画による事業の実施を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

この法律に基く農業改良計画に対し、事業実施の進捗度がきわめて低い現状にかんがみ、所期の目的達成のため、本法の有効期限を延長して事業実施の促進を図ることは、妥当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算の農林省所管土地改良事業費、農山漁村建設総合対策費補助等のうちに二億一千七百余万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月四日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

畑地改良促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

近来、農業と他産業との所得又は生産性の較差はますます拡大しているのみならず、農業部門の内部にあつても水田農業と畑地農業との間に同様の事態が生じている。最近、政府は、畑作振興のため対策を講ずるに至つているが、その内容をみるに、財政措置、経営及び技術指導、生産物の流通等の面において総合一貫性を欠き、各般の措置が不徹底であるため、畑作農家の経営は正に行きづまりの現状にある。よつて政府は速やかに畑地農業振興の総合的基本施策を確立するため左記の各項につき特段の考慮を払うべきである。

記

一、土地条件を整備して畑地かんがい等の土地改良事業を大幅に実施するとともに、水資源の開発及び利用の対策を充実し、これがため必要な財政上の措置を講ずること。

二、昭和三十三年度までの畑作改良地域の農業改良計画及び海岸砂地地帯の農業振興計画に基く実績は、それぞれわずかに二四％及び一六％であるに過ぎない状態にかんがみ、可及的に進捗率の引上げを図るよう各般の措置を講ずるとともに、特に現行補助体系を改善

し、利子補給を伴う融資制度を拡充すること。

三、速やかに、各種の畑地農業対策を総合した基本制度を確立するための特別の措置を講ずること。

右決議する。

糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるため一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

糸価安定特別会計において「繭糸価格安定法」又は「繭糸価格の安定に関する臨時措置法」の規定により昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払の財源の一部に不足を生じるため、昭和三十四年度において、一般会計から二十億円を限度として、この会計に繰り入れることができることとしようとするものである。

なお、この金額は、後日一般会計へ繰り戻す建前になつている。

二　議案の可決理由

糸価安定特別会計の運営を円滑にするための措置として、適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度糸価安定特別会計予算に、一般会計からの繰入額として二十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月四日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、別途提案された一般会計から糸価安定特別会計への二十億円の繰入措置と相まつて、同会計が行う生糸及び繭の買入原資の確保を図るため、同会計において負担することができる証券、一時借入金及び借入金の限度を、現行の七十億円から二百七十五億円に引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

糸価安定特別会計の運営を円滑にするための措置として、妥当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月四日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1　所得税等の場合の例にならい法人税においても更正の請求の制度を設け、法人の申告した所得金額又は法人税額が過大であることが判つたとき、一定期間内に減額するための更正の請求ができることとする。

2　新設法人で、設立の日から三箇月以内に第二回事業年度が開始するものの当該事業年度分に係る青色申告の承認申請書の提出期限を延長するものとする。

3　株式会社が配当すべき利益をもつて株式の消却をした場合の「みなし配当」の規定を、所得税法の改正に準じて改正するものとする。

二　議案の修正議決理由

税法民主化の見地から妥当な措置であるが、なお、別紙の通り修正する必要があると認め、本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月四日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

第二十五条第一項中「前条」を「第二十四条」に改め、同条第三項を次のように改める。

（小字は修正）

第一項の政府の承認を受けようとする法人は、青色申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。ただし、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に掲げる日の前日までにこれを提出することができる。

一　内国法人にあつてはその設立後、外国法人にあつては新たに外国法人となつた後、第五条第一項各号に掲げる法人又は人格のない社団等にあつては新たに収益事業を開始した後の最初の事業年度　それぞれ当該設立の日、外国法人となつた日又は新たに収益事業を開始した日（以下次号において設立の日等という。）から三箇月を経過した日と当該最初の事業年度終了の日とのいずれか早い日

二　設立の日等から前号の最初の事業年度終了の日までの期間が三箇月に満たない場合におけるその直後の事業年度　設立の日等から三箇月を経過した日と当該直後の事業年度終了の日とのいずれか早い日

第二十五条第九項に後段として次のように加える。

この場合において、前項の規定による承認の取消の通知をするときは、当該通知の書面にその取消の基因となつた事実が同項各号のいずれに該当するかを附記しなければならない。

産業投資特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和三十四年度における産業投資特別会計の財源の状況にかえりみ、同会計の資金内容の充実を図るため、前年度に設けられた経済基盤強化資金から一般会計に受け入れた金額のうち、五十億円を限り、この会計に繰り入れることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

本特別会計の財源の状況等にかんがみ、妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度特別会計予算に五十億円を計上している。

右報告する。

昭和三十四年三月四日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

関税定率法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近におけるわが国の経済状況等にかんがみ、次の通り関税の暫定減免制度の適用期限を延長するとともに、一部の品目及び税率について所要の調整を行うこととしている。

1　本年三月三十一日で免除又は軽減の期限が到来する重要機械類学童給食用乾燥脱脂ミルク、原子力研究用物品、小麦、四エチル鉛、原油等については、その減免の期限を更に一年間延長することとしている。

2　事務管理の向上並びに企業合理化に資するため、電子計算機及び石油化学工業用の触媒を免税品目に追加し、また、国産保護の見地からカーボンブラックを減税品目から削除することとしている。

3　皮革産業の発展に資するため、合成なめし剤の軽減税率を一割から五分に引き下げ、また、繊維製品の染色用として使用されるピグメントレジンカラーベースについては、国産保護の見地から、その軽減税率を七分五厘から一割に引き上げることとしている。

二　議案の可決理由

国内における生産事情及び経済状況等にかんがみ、妥当なるものと認め、本案は別紙のごとき附帯決議を附してこれを可決すべきものと議決した次第である。なお、本改正案による減収見込額は、昭和三十四年度において、約三百五億円である。

右報告する。

昭和三十四年三月四日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法案による暫定的減免税の制度は昭和二十六年以来毎年度更新されておりかつその減免税額は相当巨額に達しているので、政府は従来の惰性に陥ることなく、国産保護等の見地から、輸入の緊要度が薄くなつたものについては、極力その品目の整理を行うべきである。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金三百八十八億円を七十億円増加して四百五十八億円としようとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

日本輸出入銀行の主たる業務である輸出金融をはじめ賠償及び経済協力金融が漸次軌道に乗るに従つて対象件数、融資残高も逐次増加し、業務の円滑な運営を図るために資本金を増加することは必要適切な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十四年度財政投融資資金計画において産業投資特別会計から七十億円の出資を計上している。

右報告する。

昭和三十四年三月五日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

補助金等の臨時特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

補助金等の臨時特例等に関する法律は、昭和三十四年三月三十一日限り効力を失うことになつているが、この法律による特例措置を、昭和三十四年度においても引き続き講ずることとするため、この法律の効力を昭和三十五年三月三十一日まで一年間延長するとともに、社会教育法、図書館法、博物館法及び精神衛生法に基く補助金に関するものについては、本法の趣旨に添つた実体法の改正を行うこととして、本法中より削除することにしている。

二　議案の可決理由

わが国の財政状況等にかんがみ、適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月五日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の主なる改正点は次の通りである。

1　別途今国会に提案された「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案」により、本年十月一日以降、非現業恩給公務員も国家公務員共済組合法の長期給付制度の適用をうけることとなるのに伴い、これらの公務員に対する一般の退職手当を五現業職員等と同様の水準に引き上げることとする。

2　三公社職員については、右の退職手当の引上措置を本年一月一日以降適用することとするが、公共企業体職員等共済組合法の規定による長期給付との間には、その算定方法に差異があることを考慮して、その支給額については所要の調整を加えることとする。

3　その他退職手当制度の合理化をはかることとし、所要の法律改正を行うほか、現行法の暫定措置法たる建前を改め、法律の題名を「国家公務員等退職手当法」に改める。

二　議案の可決理由

国家公務員共済組合法の改正等に伴う措置として妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案の施行に要する経費

昭和三十四年度における経費は次の通りである。

一般会計分　七億一千万円

特別会計分　一億二千万円

計　八億三千万円

右報告する。

昭和三十四年三月五日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

再評価実施会社の再評価積立金の資本組入を促進して企業経営の健全化等に資するため、その組入が十分でない会社について、配当制限を若干強化するとともに、損失をうめるための再評価積立金の取りくずしには特別決議を要する等の措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

再評価積立金の資本組入は資本市場の正常化のためにも、企業経営の健全化のためにも必要な措置であり、また、損失をうめるための再評価積立金の取りくずしは、従来安易に行われて弊害が多かつたので、これが特別決議を要することとするのも適切妥当な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月五日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

再評価積立金の資本組入を促進するためその手続を簡素化するとともに、その組入の際における端数株式の処理等について所要の規定の整備を図ろうとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

再評価積立金の資本組入について、現行法では株主総会の特別決議によることとなつているのを取締役会の決議で足りることとするのは、組入れを容易にする見地から適切な措置であり、また、新株割当に際して一株未満の端数について、現行法では切り捨ててよいこととなつているのを、端株を売却する等してその代金を端株主に分配しなければならないように改めることは、株主の権利を尊重する建前から妥当な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月五日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般政府職員の給与の改訂に関する措置を講ずることになつたので、裁判官の報酬についてもこれに準じて改正する必要がある。改正点の第一は、裁判官の報酬の号及びその月額を改めるほか、判事一号の報酬月額をこえる特別の報酬月額の定を設け、特別のものに限り、当分の間これを適用しようとするものである。

この改正は、昭和三十四年四月一日から施行するものである。

第二は、昭和三十四年十月一日から、判事、判事補及び簡易裁判所判事について、現行の暫定手当の一定額、すなわち、いわゆる一級地に在勤する者に支給される額に相当する額を報酬月額に繰り入れようとするものである。

第三は、同じく本年十月一日から、最高裁判所長官、最高裁判所判事、及び高等裁判所長官について、現行暫定手当の一定額を報酬とみなし、恩給、退職手当及び寒冷地手当等の額の計算の基礎としようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、一般政府職員の給与改訂に伴い、裁判官の給与をこれに準じて改正しようとするもので、妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計裁判所予算人件費に約三十万円を計上している。

右報告する。

昭和三十四年三月五日

法務委員長　小島　徹三

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、裁判官の職責は重大にして特別の権威を保持せねばならぬことは今更いうまでもない。

然るに、最近裁判官の定員充足すら困難になりつつある現状は憂慮にたえない。

本法の運用は、最高裁判所の責任においてなさるべきであるが、政府においても財政の許す範囲において、これを規制することなく万全を期するよう要望する。

二、裁判官の報酬及び任用制度については、そのことの重要性にかんがみ政府は根本的な検討を行うことを要望する。

右決議する。

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般政府職員の給与の改訂に関する措置を講ずることになつたので、検察官の俸給についてもこれに準じて改正する必要がある。改正点の第一は、検察官の俸給の号及び月額を改正し、昭和三十四年四月一日から施行しようとするものである。

第二は、昭和三十四年十月一日から、検事及び副検事について、現行の暫定手当の一定額、すなわちいわゆる一級地に在勤する者に支給される額に相当する額を俸給月額に繰り入れようとするのである。

第三は、同じく本年十月一日から検事総長、次長検事及び検事長について、現行暫定手当の一定額を俸給とみなし、恩給、退職手当及び寒冷地手当等の額の計算の基礎とするものである。

二　議案の可決理由

本案は、一般政府職員の給与改訂に伴い、検察官の給与をこれに準じて改正しようとするもので、妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙の通り附帯決議が附された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計法務省予算人件費に約二十万円を計上している。

右報告する。

昭和三十四年三月五日

法務委員長　小島　徹三

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

検察官は司法権の発動を促す重大なる職責を有することにかんがみこれが処遇については十分考慮すべきものありと考えられる。

よつて政府は将来この点につき慎重なる配慮措置を講ずべきことを要望する。

右決議する。

特定港湾施設整備特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現下のわが国における躍進的な輸出貿易の伸長及び工業生産の拡大の傾向にかんがみ、すでにその隘路となつている主要港湾の重要な港湾施設をこれら経済発展の速度に対応して緊急に整備しようとするものであつて、その内容の主なる点は、次のとおりである。

1　輸出貿易の伸長及び工業生産の拡大に対応して、重要な港湾施設を緊急に整備するため、運輸大臣が特定港湾施設工事を施行すること。

2　特定港湾施設工事に要する費用については、借入金をもつてその財源とすることができること。

3　特定港湾施設工事について、港湾管理者の費用負担の特例を設けること。

4　企業合理化促進法による受益者負担金を国が徴収する場合に強制徴収の制度を認めること。

5　港湾管理者は、石炭等の港湾施設について、施設利用者から特別利用料を徴収できること。

6　運輸大臣は、特定港湾施設工事の一部を港湾管理者に委託することができること。

二　議案の可決理由

本案は、わが国の経済基盤の強化を図るため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案の施行に要する経費は、昭和三十四年度特別会計予算中、運輸省所管特定港湾施設工事特別会計として、七十七億七千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月五日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

特定港湾施設整備特別措置法案に対する附帯決議

本案は、重要な港湾施設を緊急に整備し、もつて経済基盤の強化に資することを目的とするものであるが、港湾の機能を完全に発揮させるためには施設の整備と相まつて、その円滑な管理、運営を図らねばならない。

よつて政府は、所期の目的を達成するため、左記事項につき特段の措置を講ずべきである。

一、港湾管理者の自主性を確保すること。

二、港湾管理者の財政負担の軽減を図ること。

三、上屋埠頭用地等を本案の対象施設とすること。

右決議する。

港域法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、港湾事情の変化及び市町村の廃置分合等に伴い港域法の別表を改正しようとするものであつて、その内容の主なる点は、次のとおりである。

1　伊達港外八港について、新たに港域を定めること。

2　釧路港外三十八港について、港域を変更すること。

3　金石港外四港について、港名を変更すること。

4　港則法及び関税法の別表中「武豊」を「衣浦」に改めること。

二　議案の可決理由

本案は、港湾の実情に合致した適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月五日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、経済企画庁の附属機関として地盤沈下対策審議会及び九州地方開発審議会を設けようとするもので、その要旨ならびに目的は次のとおりである。

1　地盤沈下対策審議会は、最近新潟、尼崎等鉱工業地帯の一部において地盤沈下の現象が著しく、もしこれをそのままに放置するときは産業の発展を阻害することは勿論、民生安定の上からも大きな問題となるおそれがあるので、地盤沈下対策審議会を設けて諸般の対策に関する重要事項の調査審議を行おうとするものである。

2　九州地方開発審議会は、九州地方における広大な未開発後進地域の停滞性を打破し、資源の開発と産業の振興を図るために九州地方の開発に関する重要事項の調査審議を行おうとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案の趣旨は、合理的な行政運営をはかる見地において時宜に適した措置と認められるが、議案付託後、同目的の法案が国土総合開発特別委員会において議決されたので、本案中、九州地方開発審議会の項を削除する旨の修正を加えることを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和三十四年度一般会計予算に百九十六万円が計上されている。ただし本案の修正に伴い、所要経費は九十六万円となる。

右報告する。

昭和三十四年三月六日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

第十四条第一項の表中水質審議会の項の次に次のように加える。

（―は修正）

地盤沈下対策審議会	経済企画庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、地盤沈下対策に関する重要事項を調査審議すること。
九州地方開発審議会	経済企画庁長官又は関係各大臣の諮問に応じ、九州各県及び山口県の区域の開発に関する重要事項を調査審議すること。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨及び目的は次の通りである。

第一点は、大蔵省の附属機関として、新たに保険審議会および専売制度調査会を設け、保険制度その他保険行政に関する重要事項又は専売事業の経営方式等に関する大蔵大臣の諮問機関とするとともに、従来、行政措置により設置していた金融機関資金審議会を法制化することである。

なお、専売制度調査会の存続期間は一年とし、金融機関資金審議会の存続期間は二年としている。

第二点は、設置法上その規定が明確を欠いている国税庁の醸造試験所を、酒類の分析、鑑定および醸造の試験、講習、指導を行う国税庁の附属機関として法制化することである。

第三点は、市制施行に伴う行政区画の改正に即して、税関の管轄区域に関し規定の整備を行うことである。

なお、施行期日は昭和三十四年四月一日としている。

二　議案の可決理由

本案は、行政運営の改善を図るため、妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に約百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月六日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

南方同胞援護会法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、南方同胞援護会が、南方地域に関する業務のほか、当分の間、政令で定める北方の地域についても同種類の業務をあわせ行うことができるようにしようとするものである。

二　議案の可決理由

南方地域と同様の業務を行うことが現在の北方地域にとつて必要である実情にかんがみ、本案は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十四年度一般会計予算に百五十万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月六日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日本国憲法第八条の規定による議決案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本年四月十日に、皇太子明仁親王の結婚式が挙行されることが内定しており、これを祝するため、国民を代表する各界等から物品が皇室に贈与されることが予想されるので、本案は、皇室経済法施行法第二条に規定するほかに、特に本年三月二十一日から四月三十日までの間において、内閣の定める基準により、皇室が、皇太子明仁親王の婚姻を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるよう、日本国憲法第八条の規定による国会の議決を得ようとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、皇太子明仁親王の婚姻に伴い、妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月六日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔第二十四号参照〕

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案（關谷勝利君外八名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行法によれば、海上保安官がその場にいた場合に、これに協力援助した者の災害給付については規定されているが、海上保安官がいない場所で、職務によらないで自発的に犯人の逮捕又は被害者の救助に当つたため、災害をこうむつた者には国より給付を受ける方法がない。
しかしながら最近の海上における兇悪犯罪の増加の傾向にかんがみ、右のような事態の発生が予想されるので、本案は、かような場合にも国がこれに対し療養その他必要な給付を行うことができるように改正しようとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、海上における犯罪の防止に寄与するため、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、平年度約六万五千円が見込まれる。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
内閣を代表して中馬運輸政務次官は、「本案に対して異存がない」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十四年三月六日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

首都高速道路公団法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、東京都の区の存する区域及びその周辺において、その通行について料金を徴収することができる自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もつて首都の機能の維持及び増進に資することを目的とするものであり、その要旨の主な点は次の通りである。

1　首都における自動車専用道路の建設及び管理に専念する事業体として、新たに首都高速道路公団（以下「公団」という。）を設立すること。

2　公団は法人とし、その資本金は、政府及び政令で定める地方公共団体からの出資金の合計額とし、政府は公団設立の際、十億円を出資するものとすること。

3　公団に、管理委員会を設け、任期二年の委員五人及び公団の理事長をもつて組織し、予算、事業計画、資金計画及び決算についての議決機関とすること。

4　公団の役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置き、その任期は、それぞれ四年とすること。

5　公団の業務は、主として、有料の自動車専用道路の建設及び管理を行うものとし、あわせて、有料の路外駐車場の建設及び管理等を行うものとすること。

二　議案の可決理由
最近の首都における自動車の交通量の激増に対処するため、新たに首都高速道路公団を設け、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域における自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図る必要を認め、本案の措置は、必要かつ緊急を要するものとして、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
公団が、昭和三十四年に施行すべき事業に必要な経費として、昭和三十四年度道路整備特別会計から十億円を公団に出資するほか、東京都出資金として十億円、東京都からの交付金として六億円及び借入金九億円合計三十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月六日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十七条の規定に基き、首都圏の既成市街地への産業および人口の過度の集中を防止するため、人口増加の原因となる施設の新設を制限しようとするのが本案の目的である。
その要旨は、首都圏の既成市街地の区域のうち、特に人口の集中のいちじるしい東京都二十三区、武蔵野市および三鷹市を工業等制限区域として指定し、この区域内においては、人口増加の原因となる一定規模以上の工場、大学、各種学校等の施設を新設することを制限しようとするものである。

二　議案の可決理由
東京を中心とする首都圏の既成市街地における産業および人口の過度の集中が各方面にいちじるしい障害を来たしている実情にかんがみ、本案による措置は特に必要かつ緊急を要するものであると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月六日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
骨関節結核の療養は非常に長期間にわたるものであるが、心身の発育途上にある児童については、特に、適正なる生活指導のもとに医療と教育とをあわせ行う必要がある。
よつて、本案は骨関節結核児童の福祉の向上を図るために療育制度を設けようとするものである。
本案の要旨は、次の通りである。

1　都道府県知事は、骨関節結核児童を、厚生大臣が指定する病院に入院させ、療育の給付を行うことができることとしたこと。

2　骨関節結核児童に対する療育給付に要する費用は、都道府県が支弁することとし、国庫はその十分の八を負担することとしたこと。

二　議案の可決理由
骨関節結核にかかつている児童の福祉の向上を図るため、療育給付制度を設けることは、きわめて適切妥当な措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費
昭和三十四年度一般会計予算に一千四百五十一万三千円を計上している。

右報告する。

昭和三十四年三月十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

今回骨関節結核にかかつている児童に対する療育の制度を設けることはきわめて時宜に適したものであるが、政府はすみやかにこのような制度を骨関節結核以外の結核にかかつている児童にも拡大するよう適切な措置を講ずべきである。

〔第二十五号（その一）参照〕

旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案（川野芳滿君外九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、旅行あつ旋業者の大部分が零細な中小企業形態であるので、その営業保証金の供託に現金又は国債証券以外に地方債証券その他運輸省令で定める有価証券で充て得るようにし、企業の安定を図ることを目的とするものである。

二　議案の可決理由
旅行あつ旋業界の実態にかんがみ、妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

自治庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方公共団体の財務会計制度のほとんどが市制、町村制、府県制当時のままであつて、合理的、能率的な財務会計制度の運営という見地からすると、根本的に改善、検討を必要とする面が少くないのにかんがみ、地方公共団体の財務会計制度に関する重要事項を調査審議するため、自治庁に附属機関として、昭和三十六年三月三十一日までの間、地方財務会計制度調査会を設置しようとするものである。

二　議案の可決理由

合理的、能率的な地方財務会計制度の樹立を目途として自治庁に地方財務会計制度調査会を設置しようとする本案の趣旨は適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に約七十三万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月十日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

千九百五十八年の国際砂糖協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国が当事国となつていた千九百五十三年の国際砂糖協定は、五箇年の有効期間の後昨年末をもつて終了したが、これに代る新たな協定として、昨年十月国際連合主催のもとにジュネーヴで開催された国際連合砂糖会議で本協定が作成され、わが国も十二月二十三日これに署名した。

この協定は、従来の協定に比べ、五年間の運用の成果を考慮して種々の修正改善が加えられているが、その趣旨及び骨子は従来の協定と同様で、その目的は、砂糖の輸出入国の立場を相互に調整し、世界の自由市場における砂糖価格を安定せしめることにある。

わが国もこの協定の当事国となることにより、砂糖輸入国としての立場を十分に保護することができるのみならず、世界の自由市場の砂糖需給計画策定に積極的な発言権をもつことができるようになる。

なお、本協定の受諾期限は、協定第四十一条(6)の規定により一応、本年一月一日となつているが、国内手続上同日前に受諾を行うことのできない国は、本年六月一日前に協定を受諾するよう努力する旨の通告をあらかじめ英国政府に行つておき、その後六月一日前に正式の受諾を行えばよいことになつているので、この規定により、政府は、昨年十二月二十九日に右の通告を行つている。

よつて政府は、本協定の受諾について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国は、既に加入している千九百五十三年の国際砂糖協定によつて、輸入国の立場から国際市場の砂糖需給計画の策定に参加しているので、引き続き本協定に加入することは、砂糖の大口輸入国であるわが国にとつて利益であると認め、本件は承諾すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十日

外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は昭和二十九年八月以来、五カ年の限時法として施行されれ、姉妹法である臨時肥料需給安定法と相呼応して、硫安工業の合理化と硫安の輸出調整を図つてきたものである。

しかるに、硫安工業の合理化は、当初掲げられた目標に達しない上に、最近いよいよ激しくなつている硫安輸出の国際競争に対抗するためには更に合理化目標を引き下げる必要に迫られている状態である。又、現在、日本硫安輸出株式会社を通じて行つている硫安の輸出調整についても、合理化が完成する間はなお継続する必要がある。

このような事情に対処するために本案が提出されたものであり、その内容は、現行法の有効期限を五カ年間、昭和三十九年八月一日まで延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、硫安工業合理化を促進し、硫安輸出の伸張に資することを目的とするものであり、その趣旨は、国民経済発展の観点からきわめて妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十一日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

輸出品デザイン法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の輸出品がしばしば外国デザインの模倣を行うため、海外から苦情の申し入れが頻々とあり、また、国内輸出業者相互間でもデザインの模倣を行つて過当競争の状態をひき起している。このような事態が続くならば、わが国輸出貿易に著しい悪影響を及ぼすものと考えられる。

これに対処する策としては、現在、意匠法等の工業所有権制度及び輸出入取引法による意匠協定等があるが、輸出品デザインの保全については、必ずしも充分ではないので、新たに強固な制度を確立しようとするのが本案の目的である。

本案の主な内容は次の通りである。

1　輸出貿易上デザインの模倣を防止することが特に必要である貨物であつて、輸出入取引法に基く協定等ではその目的達成が困難であるものを、政令によつて「特定貨物」に指定する。

2　特定貨物を輸出しようとする者は、デザインについて認定機関の認定を受けなければならない。

3　国内で特定貨物の製造、加工、集荷、販売又は輸出の事業を営む者は、認定機関に申請して、デザインについて登録を受けることができる。

4　認定機関は、一定の指定基準により通商産業大臣が指定することとし、業務その他について監督を行うとともに、国が援助を行う。

二　議案の可決理由

本案は、輸出品デザインの模倣の防止を図り、輸出貿易の健全な発達に寄与する措置として有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に、輸出品品質意匠向上費一千五百四十二万八千円及び意匠センター事業費補助金一千五百六十八万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月十一日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

工場立地の調査等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国工場立地の実情は、工場適地の立地条件に関する的確かつ、公正な調査資料が十分整備されておらず、企業としては、自らの限られた調査で立地点を求めざるを得ない結果となり、工業は必要以上に既成工業地帯に集中し、種々の問題をじやく起している。

又、一方では、優れた立地条件を具えた新しい工業地帯が工業化されずにいるところも少なくない現状である。

かかる実情にかんがみ、工場立地の適正化に資するため、工場適地の調査及び工場又は事業場の設置に関する助言を行い、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており、その要旨は次の通りである。

1　工場適地の調査については、調査地区の選定を行い、地区内の団地ごとに実地調査及び地形、地質等の自然条件、用水、輸送その他の立地条件に関する資料を収集し、又、必要ある場合は、関係事業者より業務の状況につき報告を徴集しうることとした。

2　調査の結果を、工場立地調査簿に記載し、これを利用する者の閲覧に供し、又新たに工場又は事業場を設置しようとする者に、必要な資料の提供、助言等をすることとした。

3　学識経験者をもつて組織する工場立地調査審議会を設け、工場立地の調査等に関する重要事項を審議し、あらかじめその意見を聴くこととした。

二　議案の可決理由

本案は、工場立地の適正化等の見地より、きわめて、適切妥当なものと認める。

よつて、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に、一千四百三十五万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月十一日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

特定港湾施設工事特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

別途今国会に提案された「特定港湾施設整備特別措置法案」に規

定する特定港湾施設工事及びこれと密接な関連のある受託工事に関する経理を一般会計と区分して行うため、新たに特定港湾施設工事特別会計を設けることとしようとするものである。

1　この会計は運輸大臣が管理することとする。

2　この会計の歳入は、一般会計からの繰入金、港湾管理者の負担金、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の規定により納付された地方債証券に係る償還金及び利子、受益者負担金、受託工事に係る納付金、借入金並びに附属雑収入とし、歳出は、特定港湾施設工事に要する費用、受託工事に要する費用、事務取扱費、借入金の償還金及び利子、一般会計への繰入金並びに附属諸費とする。

3　この会計においては、特定港湾施設工事に関する費用のうち、港湾管理者の負担金の額に相当するものの財源に充てるため、借入金をすることができることとするとともに、借入金のうち、その年度内に借入をしなかつた金額があるときは、その額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において借入金をすることができることとしている。

以上のほか、この会計の歳入及び歳出について規定するとともに、予算及び決算の作成並びに提出手続等、この会計の経理に関し必要な事項等を規定している。

二　議案の可決理由

特定港湾施設整備特別措置法案の成立に伴う措置として適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度特定港湾施設工事特別会計予算に、七十七億七千万円を計上している。

右報告する。

昭和三十四年三月十一日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

砂糖消費税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国内産てん菜糖等の生産の保護育成を図るため、別途輸入糖に対する関税（現行一キロ当り十四円）を一キロ当り四十一円五十銭に引き上げられることに伴い、これと照応して第二種分みつ白糖に対する砂糖消費税（現行一キロ当り四十六円六十七銭）を一キロ当り二十一円に引き下げ、その他の砂糖類についてもこれに準じてそれぞれの税率を引き下げようとする等である。

二　議案の可決理由

国内産砂糖類の生産の保護育成に資するため、妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、昭和三十四年度における砂糖消費税の減収額は二百七十三億三千八百万円である。

右報告する。

昭和三十四年三月十一日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

関税定率法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今次税制改正の一環として、国内産てん菜糖及び沖縄産糖の保護育成を図るため、砂糖消費税の引下措置と関連して砂糖の関税率を引き上げるとともに、この際インド蛇（じゃ）木根、マグネシウム、鉛等の税率を調整することとしている。

1　砂糖については、原料糖の関税を一キログラムにつき現行の十四円から四十一円五十銭に引き上げ、あわせて関連品目の関税率について所要の調整を行うこととしている。

2　インド蛇木根は、高血圧の治療に不可欠な医薬品の原料となるものであり、しかも現在その全部を輸入に仰いでいるので、その関税率を現行の一割から無税として、国民保健の向上に資することとしている。

3　マグネシウム及び鉛については、最近における需要増加に伴つて、これらの国内生産が増加し、現在では国内需要の大部分を国内生産で充足できるようになつてきているので、これら国産を保護するため、それぞれ関税率を現行の五分から一割に引き上げるとともに、関連品目の税率についても所要の調整を行うこととしている。

二　議案の可決理由

国内産糖及び沖縄産糖の保護育成を図るための措置として適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本改正案による関税の増収見込額は、昭和三十四年度において二百七十三億三千三百万円である。

右報告する。

昭和三十四年三月十一日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

別途今国会に提案された「地方交付税法の一部を改正する法律案」の成立に伴い、毎会計年度地方交付税相当分として一般会計からこの特別会計に繰り入れる金額を、所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十七・五から百分の二十八・五に引き上げることとするのが本案の要旨である。

二　議案の可決理由

地方交付税法の一部を改正する法律案の成立に伴う措置として適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十八・五に相当する額の合算額は、二千三百四十二億円であるが、これに昭和三十二年度の地方交付税の精算追加額百四十四億円を加算した二千四百八十六億円を一般会計からこの特別会計に繰り入れることとしている。

右報告する。

昭和三十四年三月十二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の非現業の普通公務員についての恩給制度を退職年金制度に切りかえることについて、その方式を共済組合方式とするか、特別会計方式とするかは昨年来の懸案問題であつたが、今回共済組合方式とすることに決定したので、ここに共済組合法の長期給付に関する規定を本年十月一日以降非現業恩給公務員にも適用することとし、あわせて国家公務員共済組合法等の関係法律に所要の改正を加えることとしている。

1　非現業の恩給公務員についても、長期給付の規定を適用する。

ただし、永年勤続者に年金を支給しようとする本制度の趣旨にかんがみ、次に掲げる特別職の職員の一部を適用対象から除外する。

(1)　任命について国会の両院の議決又は同意を必要とする職員

(2)　国会議員が兼職を禁止されていない職にある職員

2　非現業の恩給公務員について長期給付の規定を適用するに当り、従来の恩給法上の既得権、一部の期待権等は尊重するとともに、特に、下級の警察官、自衛官等については、従来の取扱をも考慮し、当分の間、勤続十五年以上で退職した場合にも退職年金を支給することができる等の特例措置を講ずることとする。

3　現行共済組合制度について、次のような改正を加える。

(1)　公務上の事由による廃疾年金、遺族年金に対する国庫負担額を増加することとする。

(2)　掛金算定の基礎となる俸給の最高額を七万五千円から十一万円に引き上げることとする。

(3)　退職年金の高額所得制限を廃止する。

(4)　非現業恩給公務員の長期給付の決定は、当分の間、恩給局の審査を経ることとする。

二　議案の可決理由

本案は、非現業の恩給公務員についても国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定を適用することとする等のため関係法律に所要の改正を加えようとするもので、妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお本案については、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十四年三月十二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、本共済組合の管理機構の運営並びに積立金の運用を適正にし、福祉事業への積立金の還元利用について配意すること。

二、公務災害給付の制度的取扱及びその全額国庫負担についてなお検討すること。

三、地方公務員の退職年金制度については、地方自治体における制度の沿革及びその特殊性を考慮し別途の措置によりその自主性を可及的尊重すること。

四、将来長期給付の改訂等の場合においては、退職公務員恩給受給者についてもこれが実質的均衡を失しないよう配慮すること。

五、長期給付の決定を恩給局の審理を経て行うことは、事務の二重化となる虞れがあるので、速かに、この決定事務を連合会へ一元化するよう検討すること。

関税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

改正案の主なる内容は次の通りである。

1　姫路港及び佐賀関港を開港に、伊丹空港を税関空港に、それぞれ追加することとする。

2　開港閉鎖の基準を若干引き上げることとする。すなわち、現行法においては、一年間を通じての輸出入額が五千万円以上であるか、出入りの外国船舶の隻数が二十五隻以上であるか、いずれか一方の基準を満足すれば開港として存続することとなつているのを、輸出入額が五千万円以上であるとともに、かつ、出入港船舶隻数が十一隻以上でなければならないこととし、これ以下の状態が二年間引き続いたときは、開港でなくなることとする。

なお、これについては、現在実績の少い開港の実情等を考慮して、その適用を一年間猶予し、来年末までの実績をみることとしている。

二　議案の可決理由

最近における外国貿易の実情及び開港の実態等にかえりみ、妥当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国税徴収法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、今次の税制改正の一環として、国税徴収の制度を全般的に改正することとし、その内容は、私法秩序との調整を図りつつ、国税収入を確保することを基本とし、国税と抵当権等により担保される債権とが競合した場合における国税の優先権を緩和し、差押、換価、配当等の手続の整備改善を行うとともに、関係者の保護のため必要な措置を講じ、その他納税の猶予に関する要件の緩和、差押禁止財産の範囲の拡張等を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国税の徴収の現況にかえりみ、時宜に適するものと認め、別紙の通り附帯決議を附して、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

国税徴収法案に対する附帯決議

本案施行による抵当権等の保護と併行して、賃金債権及びこれに関連する中小企業の下請代金債権について政府は、将来、私法秩序との調整を図りつつこれが保護につき特段の考慮をすべきである。

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国税徴収法の全文改正に伴い、所得税法その他の国税に関する法律及び国税徴収法を準用する諸法律の整備合理化を図るため所要の規定の改正を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国税の徴収の現況にかえりみ、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、原子炉施設のうち政令で定めるものの事故に基いて災害が起つた場合における損害賠償措置を、原子炉を設置する者に講じさせるとともに、核燃料物質を臨界実験装置に使用する場合において、これに必要な安全上の措置を確保しようとするもので、その主な改正点は次の通りである。

第一点は、原子炉の事故に基いて第三者に損害を与えた場合の損害賠償措置関係として、原子炉設置の許可申請をするときに、損害賠償措置を明らかにさせることとし、原子炉設置の許可基準に、損害賠償措置が政令に定める基準に適合していることを加えるとともに、損害賠償措置を変更する場合には、変更の許可を要するものとすること。

第二点は、核燃料物質の使用許可関係として、原子炉以外で使用して原子核分裂をさせた核燃料物質は、これを使用済燃料として扱うよう定義を改め、核燃料物質使用の許可申請をするときに、使用済燃料の処分の方法を明らかにさせるとともに、使用済燃料の処分の方法を変更する場合には、変更の許可を要することとし、核燃料物質使用の許可基準に、臨界実験装置に使用する場合には、これを適確に遂行する技術的能力を要するものを加えること。

二　議案の可決理由

本案は、原子力の研究開発を推進する上における措置として、適切妥当なものと認め、別紙の通り附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十一日

科学技術振興対策特別委員長　小金　義照

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案に対する附帯決議

原子力の研究開発を推進するためには、災害の予防とその補償が特にわが国の現実にかえりみて緊要である。従つて、政府は最も速やかなる機会に左の各項の実現を期すべきである。

一、原子炉に関する万一の災害に対し、その責任の所在を明確にし、民間保険の負担の限度を超える分については、国家の補償責任を明らかにするため、立法その他必要な措置を講ずべきである。

二、国家補償に関連して、大型実用原子炉の安全性に対しては、資料の公開、公聴会の開催等の手続を経て決定すべきである。しかしながら、教育訓練用小型原子炉については、政府において、安全性等に関し国民の理解と協力を求むるよう措置を講じて原子力の研究、開発及び原子炉の設置を積極的に推進すべきである。

三、国際原子力機関憲章の趣旨に基き、原子力災害の賠償については、国際的規模における保険プールの設定に努むべきである。

右決議する。

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、臨時肥料需給安定法の施行後の状況にかんがみ、同法の有効期限を五年延長して引き続き肥料の需給の調整及び価格の安定を図るとともに、肥料の需給計画の公表に関する規定を整備しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、現下の肥料事情からみて、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十一日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日本蚕繭事業団法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

養蚕業の経営の安定に資するため、繭について弾力的な市場操作を行い適正な繭価水準の実現を図る機関として、日本蚕繭事業団を設立し、その組織、業務、財政、会計等について所要の規定を設けようとするものである。

本案の内容のおもな点は次の通りである。

1　日本蚕繭事業団は、政府の出資により設立する法人で、政府は、設立当初に十億円出資する。

2　事業団は、農業協同組合連合会から委託を受けて乾繭を売り渡し、又は乾繭を加工若しくは交換により生糸にして売り渡す。なお、事業団運営の細目は業務方法書に規定することになつている。

3　事業団に、役員として理事長一人、理事二人以内、監事一人を置く。

理事長及び監事は、農林大臣が任免し、理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任免する。理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。また、運営審議会を設け、事業団の業務運営に関する重要事項について理事長の諮問に応じ答申させる。

委員は、学識経験者中から十人以内を、農林大臣の認可を受けて理事長が任命することとなつている。

4　事業団は、政府が出資している関係上、毎事業年度、収支予算、事業及び資金計画は、あらかじめ農林大臣の認可を要することとなつている。なお、決算についても農林大臣に決算書類を提出して、その承認を受けることとなつている。

二　議案の修正議決理由

重要農産物である繭は、近来その需要に対し生産が超過するすう勢にあり、従つて生繭が一時に出回るために、繭価が不当に低落することを防止するよう新機関を設けて、各蚕期ごとに一定量の繭を、生産者団体から販売委託を受けて保管しておき、じ後乾繭のまま、あるいは生糸にして売り渡すことにより、適正繭価水準を維持しようとすることは、養蚕業の振興のためきわめて時宜に適する措置であるが、なお、事業団の積立金の一部を養蚕業の経営の安定のための事業に充てる必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に、日本蚕繭事業団出資金として十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月十二日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

（小字は修正）

（業務の範囲）

第二十三条　事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　農業協同組合連合会からの委託を受けて、乾繭を売り渡し、加工し、又は生糸と交換すること。

二　前号の委託による加工又は交換に係る生糸を当該農業協同組合連合会からの委託を受けて売り渡すこと。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務

2　事業団は、前項に掲げる業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、前事業年度における損益計算上の利益金から積み立てられた積立金に相当する金額に政令で定める率を乗じて得た金額の範囲内で、養蚕業の経営の安定に資するための事業に対する助成を行うことができる。

（受託数量の限度）

第二十四条　事業団は、前条○第一項○第二項に掲げる業務を行う場合には、農林省令で定める蚕期ごとに、あらかじめ、繭及び生糸の需給事情からみて適正と認められる繭価水準の実現を図ることを旨として、同号の委託を受ける乾繭の数量の限度を定め、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　事業団は、前項の承認を受けた数量の範囲内でなければ、前条○第一項○第一号の委託を受けることができない。

（大蔵大臣との協議）

第三十八条　農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第五条第二項、○第二十三条第二項、第一項、第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二　第二十四条第一項、第二十九条第一項又は第三十三条の承認をしようとするとき。

三　第三十二条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

四　第二十五条第二項又は第三十四条の農林省令を定めようとするとき。

〔別紙〕

日本蚕繭事業団法案に対する附帯決議

政府は、日本蚕繭事業団が適正な繭価水準を実現するため乾繭の委託販売等を行う場合、各蚕期ごとの産繭量のおおむね二割までの繭の市場操作を行うことができるよう所要資金の確保の措置を講ずべきである。

右決議する。

小かん加糖れん乳等の製造の用に供するため売り渡す国有てん菜糖の売渡価格の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における乳業事情等にかんがみ、小かん加糖れん乳又は小かん加糖粉乳の製造を業とするものに対し、政府の所有するてん菜糖をこれら乳製品の製造の用に供するため時価よりも低い価格で売り渡す方途をひらこうとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、現下の乳業事情等にかんがみて、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十二日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日本てん菜振興会法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、てん菜の生産振興及びてん菜糖工業の健全な発展に寄与するため、てん菜及びてん菜糖に関する試験研究、優良なてん菜の原原種及び原種の生産及び配布等に関する業務を行う法人として、日本てん菜振興会を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、畑作農業の振興及び国内甘味資源の自給度の向上の上において妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に、日本てん菜振興会への出資金として、一千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月十二日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

日本てん菜振興会法案に対する附帯決議

政府は、今回、甘味資源の自給力総合対策に基き、一連のてん菜振興対策を講ずることとなつたが、その実施にあたつては次の各項を考慮すべきである。

記

一、将来、糖価水準の著しい低落その他の困難な事態が発生し、国内てん菜糖工業の採算の悪化、原料てん菜の現行指示価格の引下げ等のおそれがある場合には、てん菜糖の全面買入措置の再開或は特別の保護措置の実施により原料及び製品の価格の維持とてん菜栽培農家の所得確保につきいかんなきを期すること。

二、原料てん菜の共販態勢を確立し、てん菜栽培農家の利益を増進するよう措置すること。

三、てん菜生産の飛躍的促進を図るため、これが生産計画の策定及び実施に当つては、土地改良、土壌改良、品種改良、家畜導入、輪作等てん菜栽培のための積極的な助成措置を講ずること。

四、てん菜生産の裏付のないてん菜糖製造工場の濫設は、てん菜糖工業の健全なる発展を阻害することとなるので、今後における製造工場の新設に当つては慎重に対処すること。

五、今後のてん菜対策が、わが国の国際収支の改善、甘味資源の自給、寒冷地及び西南暖地の農業振興等の上に果すべき重大な役割にかんがみ、原料てん菜の価格形式、原料の出荷地域の調整、工場の新増設方針の確定、生産基盤の整備増強、試験研究の促進等てん菜及びてん菜糖の生産流通に関する各般の重要事項を調査審議するため、農林省に「てん菜振興調査会（仮称）」を設置することとし、その調査を進めすみやかに、てん菜生産振興臨時措置法を改正し、てん菜生産振興のための恒久的な基本制度を確立するものとすること。

右決議する。

臨時てん菜糖製造業者納付金法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国内産のてん菜糖の保護に資するため砂糖の関税率を引き上げ、かつ、砂糖消費税の税率を引き下げる措置をとつた結果、特定のてん菜糖製造場につきてん菜糖の製造を業とする者について、当該製造場に係る償却費に関する負担の寡少等による低額の生産費に応じ特別の利益金を生ずることとなり、これを放置すれば、てん菜の生産の現状とてん菜糖工業の特殊性から、てん菜糖製造業者間における公正な競争の基礎が失われることにかんがみ、当該税制上の措置によつて当該てん菜糖製造業者に生ずる利益の調整を図ることにより、てん菜の生産の振興とてん菜糖工業の健全な発展に資せんとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、現下のてん菜の生産状況並びにてん菜糖工業の特殊性からみて、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十四年三月十二日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

臨時てん菜糖製造業者納付金法案に対する附帯決議

政府は、今回、甘味資源の自給力総合対策に基き、一連のてん菜振興対策を講ずることとなつたが、その実施にあたつては次の各項を考慮すべきである。

記

一、将来、糖価水準の著しい低落その他の困難な事態が発生し、国内てん菜糖工業の採算の悪化、原料てん菜の現行指示価格の引下げ等のおそれがある場合には、てん菜糖の全面買入措置の再開或は特別の保護措置の実施により原料及び製品の価格の維持とてん菜栽培農家の所得確保につきいかんなきを期すること。

二、原料てん菜の共販態勢を確立し、てん菜栽培農家の利益を増進するよう措置すること。

三、てん菜生産の飛躍的促進を図るため、これが生産計画の策定及び実施に当つては、土地改良、土壌改良、品種改良、家畜導入、輪作等てん菜栽培のための積極的な助成措置を講ずること。

四、てん菜生産の裏付のないてん菜糖製造工場の濫設は、てん菜糖工業の健全なる発展を阻害することとなるので、今後における製造工場の新設に当つては慎重に対処すること。

五、今後のてん菜対策が、わが国の国際収支の改善、甘味資源の自給、寒冷地及び西南暖地の農業振興等の上に果すべき重大な役割にかんがみ、原料てん菜の価格形成、原料の出荷地域の調整、工場の新増設方針の確定、生産基盤の整備増強、試験研究の促進等てん菜及びてん菜糖の生産流通に関する各般の重要事項を調査審議するため、農林省に「てん菜振興調査会（仮称）」を設置することとし、その調査を進めすみやかに、てん菜生産振興臨時措置法を改正し、てん菜生産振興のための恒久的な基本制度を確立するものとすること。

右決議する。

〔第二十六号参照〕

港湾運送事業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における港湾情勢は、港湾諸施設の整備、出入船舶の大型化及び荷扱量の増大等著しい変化がみられ、これに対応して港湾運送事業の運送機能の充実が強く要請されているが、港湾運送事業の現状は、その大部分が中小企業であり、また、港湾運送に対する需要が波動性を有していること等に起因して、企業の安定性を確保し、その近代化、合理化を図ることがきわめて困難な状態である。

よつて、かような状情に対処し、港湾運送の秩序を確立し、事業の質的向上を図ろうとするのが本案の目的であつて、その内容の主なる点は、次のとおりである。

1　事業の種類として、いかだ運送事業を新たに設けること。

2　業務の範囲を限定して登録を受けることができること。

3　登録の拒否、事業停止及び登録取消に関する規定を整備すること。

4　事業の開始及び休止の届出を義務づけること。

5　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外の範囲を拡げること。

二　議案の修正議決理由

現行法によれば港湾運送事業は登録制となつているが港湾運送に関する秩序を更に確立し事業の健全な発達を図るため、事業を免許制に改めるとともに、検数事業、鑑定事業及び検量事業を事業の性質にかんがみ、これらの事業を港湾運送事業として規定するを適当と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十二日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

港湾運送事業法の一部を改正する法律

港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

（小字及び――は修正）

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

第二条第一項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第三号中「はしけのえい航」を「はしけ若しくはいかだの曳航」に改め、同項第四号中「貯木場を含む」を「水面貯木場を含む」に改め、同項に次の一号を加える。

五　港湾若しくは指定区間におけるいかだに組んで送又は港湾においてする木材の運送された木材の水面貯木場への搬入、いかだに組んで運送されるべき木材若しくは船舶若しくははしけにより運送されるべき木材の水面貯木場からの搬出若しくはこれらの木材の水面貯木場における荷さばき若しくは保管

六　船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の数量の計算又は受渡の証明（以下「検数」という。）

七　船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定（以下「鑑定」という。）

八　船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の容積又は重量の計算又は証明（以下「検量」という。）

第二条に次の一項を加える。

4　この法律で「検数人」とは、職業として検数に従事する者をいい、「鑑定人」とは、職業として鑑定に従事する者をいい、「検量人」とは、職業として検量に従事する者をいう。

第三条に次の一号を加える。

五　いかだ運送事業（前条第一項第五号に掲げる行為を行う事業）

六　検数事業（前条第一項第六号に掲げる行為を行う事業）

七　鑑定事業（前条第一項第七号に掲げる行為を行う事業）

八　検量事業（前条第一項第八号に掲げる行為を行う事業）

第四条○を次のように改める。

（免許）

（登録）

第四条　○前条第一号から第五号までに掲げる○港湾運送事業を営もうとする者は、○港湾運送事業の種類及び同条第六号から第八号までに掲げる港湾運送事業（以下「港湾運送事業等」という。）を営もうとする者ごとに、かつ、運輸大臣の行う登録を受けなければならない。ただし、指定区間においてする港湾運送事業については、当該指定区間の起点又は終点である港湾の一について登録を受ければ足りる。

2　○前条第一号から第五号までに掲げる港湾運送事業の登録は、運輸省令で定めるところにより、利用者、取扱貨物その他業務の範囲を限定して行うことができる。

（免許の申請）

第五条　港湾運送事業の免許を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　港湾

三　港湾運送事業の種類

三　港湾（検数事業等に係る場合を除く。）

四　業務の範囲を限定して登録を受けようとする場合においては、利用者、取扱貨物その他業務の範囲

五　運輸省令で定める事業計画

2　前項の申請書には、事業の収支見積その他運輸省令で定める事項を記載した書類を添附しなければならない。

3　運輸大臣は、申請者に対し、前二項に規定するもの外、商業登記簿の謄本その他必要な書類の提出を求めることができる。

（免許基準）

第六条　運輸大臣は、港湾運送事業の免許をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一　当該事業の開始により港湾運送供給量が港湾運送需要量に対し著しく過剰にならないこと。

二　当該事業を適確に遂行するに足る労働者及び施設を有するものであること。

三　当該事業を営む者の責任の範囲が明確であるような経営形態であること。

四　当該事業の経理的基礎が確実性を有すること。

2　運輸大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、申請者が左の各号の一に該当する場合を除いて、港湾運送事業の免許をしなければならない。

一　一年以上の懲役又は禁この刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二　この法律又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四十四条の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三　港湾運送事業の免許を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

四　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が前三号の一に該当する者であるもの

五　法人であつて、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）のうちに前四号の一に該当する者があるもの

（検数人等の登録）

第七条　検数人、鑑定人又は検量人（以下「検数人等」という。）になろうとする者は、その者し、同項第三号中「前二号」を「前三号の住所を管轄する港運局（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九条の海同項第二号の次に次の一号を加え運局をいう。以下同じ。）の検数人登録簿、鑑る。

三　営業に関し成年者と同一の能定める手続により、登録を受けなければ力を有しない未成年者又は禁治ない。

定人登録簿又は検量人登録簿に、運輸省令で

産者であつて、その法定代理人が前二号の一に該当する者であるもの

第七条第一項に次の二号を加える。

六　資産の合計金額から負債の合計金額を控除した金額が港湾運送に関して負うべき損害賠償の責任を考慮して運輸省令で定める一定の金額に達しない者

七　港湾運送の業務に必要な経験又は能力が運輸省令で定める基準に適合しない者

第七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項第六号の資産の合計金額及び負債の合計金額の計算方法は、運輸省令で定める。

（欠格事由）

第七条の二　左の各号の一に該当する者は、検数人等になることができない。

一　禁治産者又は準禁治産者

二　一年以上の懲役又は禁この刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

三　第十六条の三第二項の規定により登録の取消を受けた日から一年を経過しない者

（登録のまつ消）

第七条の三　海運局長（海運局の長をいう。以下同じ。）は、検数人等が左の各号の一に該当する場合には、その登録をまつ消しなければならない。

一　業務を廃止したとき。

二　死亡したとき。

三　前条第一号又は同条第二号に該当するに至つたとき。

四　第十六条の三第二項の規定により登録の取消をしたとき。

（登録料の納付）

第七条の四　検数人等の登録を受けようとする者は、登録料として千円を納めなければならない。

（事業開始の義務）

第八条　港湾運送事業の免許を受けた者（以下「港湾運送事業者」という。）は、運輸大臣の指定する期間内に、当該港湾運送事業を開始しなければならない。

2　天災その他やむを得ない事由により、前項の期間内に当該港湾運送事業を開始することができないときは、運輸大臣は、申請により、その期間を延長することができる。

（運賃及び料金）

第九条　港湾運送事業者は、運輸省令で定めるところにより、運賃及び料金で定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一　能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものであること。

二　特定の利用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

（運賃及び料金の割戻の禁止）

第十条　港湾運送事業者は、利用者に対し、収受した運賃及び料金の割戻をしてはならない。

（港湾運送約款）

第十一条　一般港湾運送事業の免許を受けた者（以下「一般港湾運送事業者」という。）は、運輸省令で定めるところにより、港湾運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一　利用者の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二　少くとも貨物の受取及び引渡並びに一般港湾運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

中「第九条及び前条の規定により実施することとなつた」を「第九条第一項及び前条第一項の規定により認可を受けた」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（事業の開始の届出）

第十二条の二　港湾運送事業者は、その事業を開始したときは、三十日以内にその旨を運輸大臣に届け出なければならない。現に休止している事業を再開したときも、同様とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（港湾運送の引受義務）

第十五条の二　港湾運送事業者は、左の場合を除いて、港湾運送を拒絶してはならない。

一　当該港湾運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。

二　天災その他やむを得ない事由による港湾運送上の支障があるとき。

三　当該港湾運送が第十一条第一項の規定により認可を受けた港湾運送約款に適合しないとき。

○港湾運送事業者」の下に「第二条第二号、第三号又は第四号」を「第二条第一項第二号から第五号まで」に改める。

（検数事業等の免許を受けた者を除く。）を加え、「第九条及び前条の規定により認可を受けた」を「第九条第一項及び前条第一項の規定により認可を受けた者（検数事業等の免許を受けた者を除く。）を加え、「第三号又は第四号」を「第二条第一項第二号から第五号まで」に改める。

（氏名の明示）

第十六条の二　検数事業等の免許を受けた者は、検数、鑑定又は検量（以下「検数等」という。）の依頼を受けた場合には、当該検数等に従事する者の氏名を依頼者及び関係人に告げなければならない。

（検数人等の禁止行為）

第十六条の三　検数人等は、船積貨物について左の各号に該当する行為をしてはならない。

一　個数の不正な計算又は受渡の虚偽の証明

二　積付に関する虚偽の証明又は鑑定

三　容積又は重量の不正な計算

2　海運局長は、検数人等が前項の規定に違反したときは、一年以内において当該検数人等の業務の停止を命じ、又はその登録を取り消すことができる。

3　海運局長は、前項に規定する処分をしようとするときは、当該検数人等に対し、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞をしなければならない。当該検数人等は、聴聞の場所において、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

第十七条第一項中「第三号又は第四号」を「第五号又は第六号」に改める。

（事業計画の変更）

第十七条　港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。但し、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

2　第六条の規定は、前項の認可について準用する。

3　港湾運送事業者は、第一項但書の事項について事業計画を変更したときは、遅滞なくその旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（事業計画に定める業務の確保）

第十七条の二　港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

2　運輸大臣は、港湾運送事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画に従い業務を行うべきことを命ずることができる。

（事業の譲渡及び譲受の認可等）

第十八条　港湾運送事業の譲渡及び譲受は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　港湾運送事業を経営する法人の合併及び解散は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。但し、港湾運送事業を経営する法人が港湾運送事業を行わない法人を合併する場合は、この限りでない。

3　第一項の規定により認可を受けて港湾運送事業を譲り受けた者又は前項の規定により認可を受けて合併した場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、免許に基く権利義務を承継する。

4　港湾運送事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の行つていた港湾運送事業を引き続き営もうとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

5　相続人は、前項の規定により被相続人の死亡後六十日以内に認可の申請をした場合においては、その認可をした旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、第四条第一項の規定にかかわらず、当該事業を営むことができる。

第十八条第二項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第十九条○を次のように改め、第十九条の二を削る。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十九条　港湾運送事業者が他の港湾運送事業者とする運送条件、事業施設、集貨その他港湾運送に関する事項を内容とする協定、契約又は共同行為（以下この条において「協定等」という。）であつて、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けてするものについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定を適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

2　運輸大臣は、当該協定等が次の各号に適合すると認める場合でなければ、前項の認可をしてはならない。

一　港湾運送に関する秩序を維持し、及び利用者の利便を増進するために必要なものであること。

二　取引の相手方を制限することにより、利用者が港湾運送の委託について任意に港湾運送事業者を選択することを妨げるものでないこと。

三　当該協定等に参加し、又は当該協定等から脱退することを不当に制限するものでないこと。

3　運輸大臣は、第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならない。

（事業の休廃止の許可）

第二十条　港湾運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、運輸省令で定める手続により、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の事業の休止の許可は、一年をこえる期間についてすることができない。

3　前項の規定は、災害による港湾施設の損壊その他やむを得ない事由に基く休止については、適用しない。

（事業改善命令）

第二十一条　運輸大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

一　第十八条第一項の規定による事業の廃止の届出があつた場合に、届出又は前条の規定による事業計画に定める事項を変更すること。

二　事業計画を変更すること。

中「登録」を「免許」に改め、同条第一項第二号及び第三号を次のように改め、同項に次の二号を加える。

三　事業の開始前及び事業の休止を実施しないとき。

四　正当な理由がないのに認可を受けた事業計画を変更しないとき。

第七条第一項第五号中を除き、第七条第一項第五号から第七号までの一に該当するに至つたとき。

三　第六条第二項第一号、第二号、第四号又は第五号の規定に該当するに至つたとき。

四　正当な理由がなくて、港湾運送事業の登録を受けてから六箇月以内に事業を開始せず、又は引き続き一年以上事業を休止したとき。

第二十二条第二項中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

第二十三条中「港湾運送事業者」の下に「（検数事業等の免許を受けた者を除く。以下本章において同じ。）」を加える。

第三十条中「（運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）第三十九条の海運局の長をいう。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　次条の規定は、海運局長が前項の規定により委任された運輸大臣の職権を行う場合には、適用しない。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

（運輸審議会への諮問）

第三十一条　運輸大臣は、港湾運送事業の免許、免許の取消若しくは事業の停止、港湾運送事業における基本的な運賃及び料金に関する認可若しくは変更命令又は公益命令若しくはその補償額の決定に関しては、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、処理しなければならない。但し、公益命令をしようとする場合において、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

（港湾管理者に対する通知等）

第三十二条　運輸大臣は、第二十一条の規定により運賃及び料金又は港湾運送約款に関する変更命令（検数事業等に係るものを除く。）をしようとするときは、当該港湾管理者の意見を聞かなければならない。

2　運輸大臣は、港湾運送事業（検数事業等を除く。）に関し免許をし、事業の廃止の許可をし、又は免許の取消をした場合においては、その旨を当該港湾管理者に通知しなければならない。

第三十二条の二中「、登録番号」を削る。

第三十三条の二〇第二項中「第十九条の二」を「第十九条」に改める。

〇第一項中「登録」を「免許」に、「第十八条第二項」を「第十八条第五項」に改め、「又は合併し」を削り、同条

第三十三条の三第一項及び第三十四条第一号中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第二項に後段として次のように加える。

その事業を休止し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第三十三条の三第三項中「第九条から第十条まで」を「第九条、第十条」に、「第二十条」を「第十九条」に、「第九条第一項及び第十九条を除く」を「第十九条第一項を除く」に、「第十九条中」を「第十九条第一項中」に改め、「及び第十九条第一項中「港湾運送事業の登録を受けた者（以下「港湾運送事業者」という。）」」及び「第九条及び第九条の二中「当該港湾運送事業者」とあるのは「当該木船運送事業者」と、」を削る。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

第三十四条　第四条第一項の規定に違反して港湾運送事業を営んだ者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十四条の二　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第四条第二項の規定による業務の範囲の限定に違反した者

二　第十四条（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第三十五条　左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第七条の規定による登録を受けないで職業として検数等に従事した者

二　第九条第一項（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項（第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第二十条第一項の規定により認可又は許可を受けなければならない事項を認可又は許可を受けないでした者

三　第十条（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）、第十五条、第十五条の二、第十六条（第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第十六条の二の規定に違反した者

四　第十六条の三第二項又は第二十二条（第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務又は事業の停止の処分に違反した者

五　第十七条の二第二項又は第二十一条の規定による命令に違反した者

第三十六条中「前二条」を「前三条」に改める。

第三十七条第二号中「第十七条第一項」を「第十二条の二、第十七条第一項」に改め、「、第十九条の二（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）」を削る。

第一号中「第九条第一項、第十一条第一項、」を削り、同条第二号を次のように改める。

二　第十七条第三項又は第三十三条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。

（経過規定）

2　この法律の施行の際現に改正後の第二条第一項の規定により新たに港湾運送事業となる事業を営んでいる者は、この法律の施行の日から六月間は、改正後の第四条第一項の登録を受けないでも、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該事業について同項の登録を申請した場合において、登録をした旨又は登録を拒否した旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

港湾運送事業の登録を受けている者又は改正前の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十三条において準用する同法第二十条第一項の規定により届出をして検数業、鑑定業若しくは検量業を営んでいる者若しくは同法第四十二条の三の規定の適用を受けて検数業、鑑定業若しくは検量業を営んでいる者は、この法律の施行の日から三年間は、港湾運送事業の免許を受けないでも、当該事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に当該事業について免許を申請した場合において、免許をした旨又は免許をしない旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

3　この法律の施行の際現に沿岸荷役事業の登録を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、いかだ運送事業の登録を受けないでも、引き続き改正前の第二条第一項第四号に掲げる行為を行う事業を営むことができる。その者がその期間内に当該事業についていかだ運送事業の登録を申請した場合において、登録をした旨又は登録を拒否した旨の通知を受ける日までの間についても、同様とする。

改正前の海上運送法第三十五条の登録を受けて検数人、鑑定人又は検量人となつている者は、改正後の第七条の登録を受けた者とみなす。

4　この法律の施行の際現に効力を有する協定等であつて、改正前の第十九条の二（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたものは、改正後の第十九条第一項（第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けたものとみなす。

5　この法律の施行の際現に港湾運送事業者である者については、改正後の第二十二条第一項第三号（改正後の第七条第一項第六号及び第七号の規定に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日から二年間は、適用しない。

第二項の規定により免許を受けないで一般港湾運送事業又ははしけ運送事業を従前の例により営んでいる者に対する改正後の第三十三条の二の規定の適用については、なお従前の例による。

6　この法律の施行の際現にその事業を休止している港湾運送事業者については、当該事業の休止は、改正後の第二十二条第一項第四号の規定の適用については、この法律の施行の日からしたものとみなす。

改正前の第三十三条の三第二項の規定により届出をして同条第一項の事業を営む木船運送事業者に対する改正後の同条第三項の規定の適用については、この法律の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

7　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（他の法律の改正）

8　海上運送法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、海運代理店業、検数業、鑑定業及び検量業」を「及び海運代理店業」に改め、同条中第十項から第十二項までを削り、第十三項を第十項とする。

第三章の章名及び第三十三条中「、海運代理店業、検数業、鑑定業及び検量業」を「及び海運代理店業」に改める。

第三十四条から第三十九条までを次のように改める。

第三十四条から第三十九条まで　削除

第四十八条第二号中「、第十三条又は第三十四条」を「又は第十三条」に改め、同条中第三号を削り、第三号の二を第三号とする。

9　運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十七号を次のように改め、第二十七号の二を削る。

二十七　港湾運送事業及び検数人等に関し、免許し、許可し、認可し、登録し、又は必要な処分をすること。

第二十六条第一項第八号中「港湾運送業（検数業及び検定業を含む。以下同じ。）」を「港湾運送事業」に改め、同項第八号の二中「港湾運送事業の登録」を「港湾運送事業及び検数人等に関する免許、許可、認可及び登録」に改める。

第四十条第一項第二十一号中「港湾運送業」を「港湾運送事業」に改め、同項第二十一号の二中「港湾運送事業の登録」を「港湾運送事業及び検数人等に関する免許、許可、認可及び登録」に改める。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（瀬戸山三男君外二十九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

宅地建物取引業者の営業保証金供託制度の全面的実施に伴い、国債証券、地方債証券その他建設省令で定める有価証券をもつて、営業保証金に充てることができるようにし、その供託を容易ならしめようというのが本案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、宅地建物取引業者の営業保証金供託を円滑に行うための措置として妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十三日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、農業災害補償制度の健全なる発展に資するため、この法律の施行の際現に農業共済基金に積み立てられている特別積立金につき、臨時措置として、その一部を取りくずし、これを会員の未払込となつている出資金に充当して処分することができることとするとともに、当該処分があつたときは、これをもつて農業共済基金の会員の出資の払込が完済されたものとみなすことができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、農業災害補償制度の運営の実態にかんがみ妥当なものと認め、本案は、全会一致これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十四年三月十三日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法案に対する附帯決議

今回の立法措置により農業共済基金の資本金は払込を完了するが、近年の豊作事情等を反映して農業共済

基金を利用しない会員が増加し、他面、農業共済制度に対する農家の不満が顕在化して共済掛金の徴収が円滑を欠き、この制度の運営が困難を加えつつある現状に対処するため、政府は、農業共済基金制度の機能を十分に発揮せしめるよう速かに左記の措置を講ずべきである。

記

一、農業共済基金の現行業務は、その融資対象が会員の事業資金の一部にとどまつているが、業務経費の融資、災害防除事業のための助成等業務範囲の拡大を図り、もつて農業共済制度全般の健全な発展に寄与しうるよう所要の措置を講ずること。

二、会員への不足金融資にあたり、保険金支払に必要な資金を貸付け、保険金の完全支払を実現するとともに、融資手続を簡素化して、会員の保険金支払を確実迅速ならしめるよう業務方法書を改訂すること。

右決議する。

（一）収支予算

ラジオ

	月額
受信料	八十五円
前期繰越剰余金	〇
収入	百六十九億六千三百五十九万六千円
資本収入	二十億六千七百八十万円
事業収入	百四十八億九千五百七十九万六千円
支出	百六十九億六千三百五十九万六千円
資本支出	二十三億二千四百四十四万六千円
事業支出	百四十四億三千九百十五万円
予備金	二億円

テレビジョン

	月額
受信料	三百円
収入	百二十億七千百万円
資本収入	四十四億二千五百四十万円
事業収入	七十六億四千五百六十万円
支出	百二十億七千百万円
資本支出	四十九億二千百八十万円
事業支出	六十九億九千九百二十万円
予備金	一億五千万円

（二）事業計画

前年度の事業計画において明らかにした長期事業計画の第二年度分を実施することとするが、ラジオにおいては、受信契約者の増加が頭打ち傾向にあり、現行の受信料をもつてしては計画遂行のための所要経費を確保し難いので、受信料を月額八十五円に改訂する。

右の長期計画に基いて立てられた当年度の実施計画の主要な項目を挙げれば、次のとおりである。

1　ラジオにおいては、標準放送網の整備、FM放送局の建設、老朽陳腐化施設の改善並びに放送施設の整備を図るとともに、番組内容の充実につとめる。

2　テレビジョンにおいては、総合テレビジョン放送網として釧路ほか十三局、教育テレビジョン放送網として札幌ほか五局の新設並びに既存施設の改善整備を図るとともに放送時間を拡充し、また番組内容の充実につとめる。

3　技術研究においては、無線、音響、受信改善対策その他の研究並びに各種技術の調査につとめる。

4　国際放送においては、送信方向及び送信時間を増加し、また内容の充実につとめる。

5　事業運営に当つては、従業員の待遇の適正化を図るとともに、合理化による節約を一層強化する。

（三）資金計画

1　年度内の入金額並びに出金額を左のとおり予定する。

入金額	二百六十九億四千九百七十九万六千円
ラジオ	百五十六億八千三百二十九万六千円
テレビジョン	百十二億六千六百五十万円
出金額	二百七十億千三百四十二万円
ラジオ	百五十六億七千二百九十一万九千円
テレビジョン	百十三億四千五十万千円

2　前年度よりの繰越金三億円、翌年度への繰越金二億三千六百三十七万六千円を予定する。

三　本件の議決理由

本件は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十三日

通信委員長　浅香　忠雄

衆議院議長加藤鎌五郎殿

日本国とアメリカ合衆国との間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国とアメリカ合衆国との間の郵便小包の交換業務に関しては、戦前は昭和十三年の日米小包郵便約定によつて規制されていたが、戦後も米国政府からサン・フランシスコ平和条約第七条の規定に基いて、この約定の復活を通告してきたので、現在この戦前の約定が適用されている。

しかしこの約定は、昭和十三年以来一度も修正が行われていないため、現状に適するよう改訂する必要があつたので、政府は、かねてより米国政府と新小包郵便約定の締結について交渉を行つてきたところ、先般その内容について両国間の意見が一致したので、本約定について、わが国は昭和三十三年十月二日東京において、アメリカ合衆国は十一月三日ワシントンにおいてそれぞれ署名した。

本約定は、わが国とアメリカ合衆国との間の小包郵便物の交換業務を現状に適するよう改善することを目的とし、小包交換に関する条件、小包の料金及び通関料、配達料、保管料等に関する事項、価格表記小包に関する取扱、転送小包、誤送小包等についての処理手続、航空小包に関する事項、事故の場合の損害賠償等について規定している。また、附属議定書では、本約定の規定を、アメリカ合衆国が施政権者である太平洋諸島の信託統治地域との間の小包郵便業務にも準用することを規定している。

よつて政府は、本約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国とアメリカ合衆国との間の小包郵便物の交換業務に関して、戦前からの古い約定にかえて、現状に適した規定を内容とする約定を締結することは、日米両国間の郵便小包の交換業務を改善し、業務が一層円滑に行われることになるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十三日

外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鎌五郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

政府は、パキスタンとの間に、所得に対する租税に関して二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結するため、昭和三十三年八月末以来交渉を行つてきた結果、両国間に意見の一致をみ、本年二月十七日、本条約に署名調印を行つた。

本条約は、両国が相互に、二重課税及び脱税の発生を防止し、もつて両国国民の経済的文化的活動の緊密化を図ろうとするもので、さきに締結されたわが国とアメリカ合衆国及びスウェーデンとの間のこの種の条約と大綱において同様の形式及び内容で、課税の対象、税率及び課税の免除、所得の源泉地、租税上の内国民待遇等について規定しており、また、二重課税回避の方法としては、両国とも外国税額控除方式を採用している。

本条約は、批准書交換の日に効力を生じ、無期限に効力を有するが、いずれの一方の締約国も、本条約の効力発生の日から五年の期間の後は、いずれの年においてもその六月三十日以前に、他方の締約国に書面による終了の通告を与えることができ、その場合には、本条約は、

(a)　パキスタンにおいては、その通告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各「前年度」又は各「課税計算期間」（パキスタンの税法によつて定義されるものをいう。）について

(b)　日本国においては、その通告が与えられた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度について

効力を失うことになつている。

よつて、政府は本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約は、わが国とアジア諸国との間のこの種の条約の最初のものであり、本条約を締結することは、両国間におけるこの種の条約の最初のものであり、本条約を締結することは、両国間における所得に対する二重課税及び脱税の発生を防止することにより、両国間の経済及び文化関係の緊密化を図るために必要かつ妥当な措置であるばかりでなく、他のアジア諸国とのこの種の条約の締結をも促進するためにも有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十三日

外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

政府は、ノールウェーとの間に、所得に対する租税に関して、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結するため、昭和三十三年十月以来交渉を行つて来た結果、両国間に意見の一致をみ、本年二月二十一日、本条約に署名を行つた。

本条約は、両国が相互に二重課税及び脱税の発生を防止し、もつて両国国民の経済的文化的活動の緊密化を図ろうとするもので、さきに締結されたわが国とアメリカ合衆国及びスウェーデン等との間のこの種の条約と大綱において同様の形式及び内容で、課税の対象、税率及び課税の免除、所得の源泉地、租税上の内国民待遇等について規定しており、また、二重課税回避の方法としては、わが国は外国税額控除方式を、ノールウェーは外国所得対応額減額方式を採用している。

本条約は、批准書交換の日に効力を生じ、五年の期間引き続き効力を有し、その期間の後は無期限に効力を有するが、いずれの一方の締約国も、少くとも六カ月以前に終了の予告を与えることによつて、五年の期間の終りに、又はその後いつでも本条約を終了させることができることになつている。

よつて、政府は本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、両国間における所得に対する二重課税及び脱税の発生を防止することにより、両国間の経済及び文化関係の緊密化を図るために必要かつ妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十三日

外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、

1　専科大学制度を新設しようとするものである。専科大学は四年制大学とは別個の高等教育機関として、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを目的としており、その修業年限は二年又は三年とし、必要があるときは高等学校教育を通じて五年又は六年の一貫教育をも行うことができる。

なお、従来の短期大学の設置認可は昭和三十四年三月三十一日までに限定し、専科大学の設置は昭和三十五年四月一日以降と規定している。

2　高等学校の定時制又は通信教育の課程に在学する者が、文部大臣の指定する技能者教育施設で教育を受けている場合、学校長は、文部大臣の定めるところにより、その施設における学習を当該高等学校の教科の一部とみなすことができる規定を設ける。

3　特殊教育関係の規定を整備する。

4　国立学校における授業料の減免について法定する。

以上をおもな内容とするものである。

二　議案の可決理由

従来の暫定的な短期大学制度を改善して恒久的制度としての専科大学を新設し、その目的性格を明確にするとともに、卒業生の職業能力、生活能力を充実して科学技術教育振興の社会的要請にも応えようとすることは、まことに時宜に適したものと認める。次に高等学校の定時制及び通信教育課程と技能者教育施設との連けいを図ることは、勤労青少年の身心の負担を軽減し、かつ、教育的効果をあげる上に有意義であり、特殊教育の拡充とともに、これ又時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十三日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、「学校教育法」等の一部改正による専科大学制度の新設等に伴い関係法律の規定を整理しようとするものである。

二　議案の可決理由

「学校教育法」等の一部改正に伴う妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十三日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔第二十七号（その一）参照〕

昭和三十二年度一般会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十二年度一般会計予備費の予算額は、八十億円であるが、このうち、五十九億四百余万円は、昭和三十二年五月十五日から同年十二月二十七日までの間に使用され、すでに第二十八回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十三年一月十四日から同年三月三十一日までの間に、河川等災害復旧事業及び河川等災害関連事業に必要な経費、失業対策に必要な経費、失業中の退職政府職員等に対する退職手当に必要な経費、退官退職手当の不足を補うために必要な経費等に、二十億八千九百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長加藤鐐五郎殿

昭和三十二年度特別会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十二年度各特別会計の予備費の予算総額は、七百二十一億七千九百余万円であるが、このうち、昭和三十二年六月二十五日から同年十二月二十七日までの間に、三百六億四千二百余万円を使用し、すでに、第二十八回国会において、承諾済みであり、その後、昭和三十三年二月十二日から同年三月二十九日までの間に、失業保険特別会計における失業保険給付に必要な経費、労働者災害補償保険特別会計における保険金支払に必要な経費、国有林野事業特別会計における仲裁裁定の実施等に必要な経費、糸価安定特別会計における生糸買入代金に必要な経費、中小企業信用保険特別会計における保険金支払に必要な経費等に、百五億九千八百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長加藤鐐五郎殿

昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条に基く使用総調書（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて、提出されたものであつて、昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条の規定に基き、昭和三十三年二月七日、印刷局特別会計における台湾向ボンド紙の新規受注及び日本銀行券の製造数量増加に伴い必要な経費に三億七千四百余万円、同年三月二十八日、資金運用部特別会計における預託金利子支払に必要な経費に十一億九千三百余万円、同年二月十四日、特別鉱害復旧特別会計における特別鉱害復旧事業に必要な経費に六千八百万円をそれぞれ使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長加藤鐐五郎殿

昭和三十二年度特別会計予算総則第十四条に基く使用総調書（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて、提出されたものであつて、昭和三十二年度特別会計予算総則第十四条に基き、昭和三十三年三月三十日、郵政事業特別会計における業務量の増加等に必要な経費に十三億九千百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長加藤鐐五郎殿

昭和三十三年度一般会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十三年度一般会計予備費の予算額は、九十億円であり、このうち、昭和三十三年四月四日から同年十二月二十六日までの間において、河川等災害復旧事業に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な経費、干害対策臨時事業に必要な経費、乳価対策に伴い必要な経費、中小繊維工業設備の処理に必要な経費、南極地域観測事業に必要な経費、東京国際空港の返還等に伴い必要な経費、租税還付加算金に必要な経費等に七十億三千九百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承認を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長加藤鐐五郎殿

昭和三十三年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十三年度各特別会計予備費の予算総額は、千九十六億千百余万円であるが、このうち、昭和三十三年四月二十二日から同年十二月二十六日までの間において、食糧管理特別会計における昭和三十三年産米の買入増加に伴い必要な経費、国有林野事業特別会計における災害復旧事業等に必要な経費、糸価安定特別会計における生糸買入代金に必要な経費、失業保険特別会計における失業保険給付に必要な経費等に四百四十七億六千九百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長加藤鐐五郎殿

昭和三十二年度一般会計国庫債務負担行為総調書に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、財政法第十五条の規定に基き、提出されたもので、昭和三十二年度国庫債務負担行為の限度額は、三十億円であり、このうち、駆潜艇「きじ」の復旧修理に必要な経費として、一億五千万円の限度で債務負担行為をすることとしたものである。

二　本件の議決理由

委員会において、審査の結果、本件は妥当なものと認め、異議がないと議決すべきものと決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三日

決算委員長　田中　彰治

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日本観光協会法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、わが国観光事業を一元化し国家的見地より積極的かつ、総合的に実施するため、財団法人国際観光協会及び社会法人全日本観光連盟を統合し、新たに日本観光協会を設立して国際観光事業の振興を図るを目的とし、その要旨は次の通りである。

1　日本観光協会を法人とし、運輸大臣の監督下に置き、その役員は会長一人、副会長一人、理事五人以内及び監事二人以内とし、会長、副会長及び監事は運輸大臣が任免し、理事は運輸大臣の認可を受けて会長が任免すること。

2　会員は、日本国有鉄道、地方公共団体、旅客運送業者、ホテル・旅館経営者及び旅行あつ旋業者等としその加入脱退は自由としたこと。

3　協会の運営は、会員のうちから選挙された三十人以内の運営委員をもつて組織する運営委員会が行うこと。

4　政府は業務の円滑な運営のため予算の範囲内において補助金を交付すること。

二　議案の可決理由

国際観光事業の振興を図るとと

もに観光事業一般の健全なる発達に資するため日本観光協会を設立して、その所要の事項を定める必要を認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十四年三月十七日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

日本観光協会法に対する附帯決議

わが国観光事業振興上、ホテル等受入施設の整備がきわめて緊要であるにかんがみ、政府は、昭和三十五年度以降、日本観光協会等に対し財政金融上の助成措置を強化拡充して、これらの事業の急速な促進を図るべきである。

右決議する。

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、総理府にその附属機関として、新たに皇居造営審議会以下五機関を附置しようとするもので、その要旨及び目的は、次のとおりである。

1　皇居造営審議会は、現在宮内庁におかれている仮宮殿では、国際外交の復活等国家的行事の増大した今日、到底その必要を充たしえないばかりでなく、両陛下の御住居である御文庫も御住居として適当でないので、皇居を造営する必要があり、この際一年の期間をもつて本審議会を設け、皇居造営に関する重要事項に関し、広く各界有識者の意見を聞き、現代にふさわしい皇居を営造しようとするものである。

2　訴願制度調査会については、現行訴願制度の基本をなす訴願法が、明治二十三年に制定されて以来、何らの改正も行われていない現状にも見られるごとく、行政の公正な運営と国民の権利救済をはかるための制度として、現行の訴願制度には幾多の不備、不統一があるので、これを公正かつ能率的なものとするため、一年の期間をもつて本調査会を設け、訴願制度に関する民主的にして合理的な成案をえようとするものである。

3　固定資産評価制度調査会は、固定資産の評価の現況には種々の問題があるので、この際二年の期間をもつて本調査会を設け、固定資産税その他租税の基礎となるべき固定資産の評価の適正化ならびに評価の一元化を図るため、固定資産の評価の方法、評価の機構等に関する必要な措置について調査審議を行おうとするものである。

4　税制調査会は、シャープ勧告以後における租税制度の経過にかんがみ、三年の期間をもつて本調査会を設け、租税体系のあり方、企業課税の方式等、国税、地方税をふくめた全般的な租税制度のあり方について調査検討を加えようとするものである。

5　産業災害防止対策審議会は、中小企業における災害の激増等最近、産業災害が年々増加の一途をたどつているので、これらの災害を未然に防止するため、五年の期間をもつて本審議会を設け、これが対策を講じ、かつ、強力に推進しようとするものである。

二　議案の可決理由

総理府に附属機関として皇居造営審議会以下五機関を附置しようとする本案の趣旨は、実情に合致した措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十四年度一般会計予算に四百五十四万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国民負担の現況にかんがみ、低額所得者の税負担の一層の軽減を図ることを中心として地方税制度を改正しようとするものであつて、改正の方針としては第一に、国、地方を通ずる平年度七百億円の減税を行うことを目途として、

1　個人事業税の基礎控除額を年十二万円から年二十万円に引き上げる。

2　法人事業税につき、一般法人に対する軽減税率適用限度額を引き上げて、所得のうち年百万円をこえ年二百万円以下の金額に対しても百分の十の軽減税率を適用することとするほか、所得年五十万円以下を百分の七に、年五十万円をこえ年百万円以下を百分の八にそれぞれ引き下げ、特別法人についても所得のうち年五十万円以下につき百分の七の軽減税率を設ける。

3　固定資産税の制限税率を百分の二・五から百分の二・一に引き下げる。

4　固定資産税の免税点を土地二万円、家屋三万円、償却資産十五万円に、それぞれ引き上げるものとする。

等の改正を加える外、所得税の減税に対応する住民税の減税を昭和三十五年度以降実施することとし、そのための所要の改正は明年これを行うこととしている。

方針の第二は、道路整備計画の推進に伴う道路財源の充実を図るため、軽油引取税の税率を、一キロリットルにつき現行八千円から一万二千円に引き上げることとしている。

次に本案第二条において、地方財政法の一部を改正して、固定資産税の制限税率引下げによつて生ずる関係市町村の減収額（六億円）を、さし当り、昭和三十四年度においては起債をもつて補てんできるよう特例措置を講じ、その元利償還金は国庫から補給することとしている。

本改正による増減収は、事業税、固定資産税及び住民税の減税による減収昭和三十四年度百一億円、平年度百十八億円、軽油引取税の増額による増収昭和三十四年度四十一億円、平年度四十六億円である。

二　議案の修正議決理由

本案は、住民負担軽減の要請に応えるとともに税制の合理化を図ろうとする趣旨のものであつて、かねて要望されている国、地方を通ずる租税制度の根本的改正に連なるものではないが、他に財源を求め難い地方財政の現段階においては、この程度の改正が妥当であると認められるが、ただ、原案における軽油引取税の大幅な税率引上げは、急激な負担の増嵩となるため、創設後日なお浅い本税の健全な運営にかえつて支障を来たすとの理由から、その増額を三割程度に止めるべしとの意見が有力となり、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十四年三月十八日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十一第一項及び第二項中「十二万円」を「二十万円」に改める。

第七十二条の二十二第一項第二号を次のように改める。

二　その他の事業を行う法人

特別法人	所得のうち年五十万円以下の金額の百分の七
	所得のうち年五十万円をこえる金額及び清算所得の百分の八
その他の法人	所得のうち年五十万円以下の金額の百分の七
	所得のうち年五十万円をこえ年百万円以下の金額の百分の八
	所得のうち年百万円をこえ年二百万円以下の金額の百分の十
	所得のうち年二百万円をこえる金額及び清算所得の百分の十二

第七十二条の二十二第二項中「（特別法人を除く。以下本項において同じ。）」を削り、「同項第二号の規定にかかわらず、」の下に「特別法人にあつては所得及び清算所得の百分の八とし、その他の法人にあつては」を加え、同条第三項中「「百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。」を「「百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、「年二百万円」とあるのは「二百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。」に改める。

第七十二条の三十三の次に次の一条を加える。

（更正の請求）

第七十二条の三十三の二　第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書（前条第一項の規定によつて提出された申告書については、第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限から一月以内に提出されたものに限る。）を提出した法人は、当該申告書に記載した所得若しくは収入金額若しくは事業税額の計算が事業税に関する法令の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤があつたことにより、当該所得若しくは収入金額又は事業税額が過大である場合においては、当該申告書に係る第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限から一月以内に限り、総理府令の定めるところにより、道府県知事に対し、当該所得若しくは収入金額又は事業税額につき、第七十二条の三十九第一項又は第七十二条の四十一第一項の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

2　第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書に記載すべき所得若しくは収入金額又は事業税額につき、前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出し、又は第七十二条の三十九若しくは第七十二条の四十一の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該修正申告書の提出又は当該更正若しくは決定に伴い、当該修正申告又は当該更正若しくは決定に係る事業年度後の事業年度分の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書に記載すべき所得若しくは収入金額又は事業税額が過大となる場合においては、当該修正申告書を提出した日又は当該更正若しくは決定の通知を受けた日から一月以内に限り、総理府令の定めるところにより、道府県知事に対し、当該所得若しくは収入金額又は事業税額につき、第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

3　道府県知事は、法人が交通の途絶その他やむを得ない理由により前二項の規定による更正の請求をその期限内にすることができないと認める場合においては、総理府令の定めるところにより、その期限を延長することができる。

4　道府県知事は、第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においては、その請求に係る所得若しくは収入金額若しくは事業税額を更正し、又はその請求の理由がない旨を当該請求をした法人に通知しなければならない。

5　第一項又は第二項の規定による更正の請求があつた場合においても、道府県知事は、事業税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予しない。ただし、道府県知事において相当の理由があると認めるときは、事業税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

第七十二条の三十四中「前条」を「第七十二条の三十三」に改める。

第七十二条の四十一第三項中「不足額」を「過不足額」に改める。

第七十二条の四十八第一項中「その他の法人」を「法人」に、「年百万円をこえる部分の金額」を「年百万円（当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。）以下の部分の金額と年二百万円をこえる部分の金額」に改める。

第七十二条の六十五第二項中「第七十二条の三十九又は」を「第七十二条の三十三の二第四項の規定による通知、第七十二条の三十九若しくは」に、「事業税額の更正若しくは決定」を「事業税額の更正若しくは決定の通知」に、「当該更正若しくは決定又は」を「当該第七十二条の三十三の二第四項の規定による通知に係る請求の理由がない旨の決定、当該課税標準額若しくは事業税額の更正若しくは決定又は当該」に改める。

第百四十七条第一項第一号中「百二十インチ」を「三・〇四八メートル」に改める。

第百八十条第一項第一号中「面積千坪ごとに　年額　三十円」を「面積百アールごとに　年額　九十円」に、「面積千坪ごとに　年額　六十円」を「面積百アールごとに　年額　百八十円」に改め、同条同項第二号中「延長一町ごとに　年額　三十円」を「延長千メートルごとに　年額　二百七十円」に、「面積千坪ごとに　年額　三十円」を「面積百アールごとに　年額　九十円」に改め、同条第三項中「千坪」を「百アール」に、「一町」を「千メートル」に改める。

第三百五十条第一項ただし書中「百分の二・五」を「百分の二・一」に改め、同条第二項から第七項までを削る。

第三百五十一条中「土地又は家屋にあつてはそれぞれ一万円、償却資産にあつては十万円」を「土地にあつては二万円、家屋にあつては三万円、償却資産にあつては十五万円」に、「一万円又は十万円」を「二万円、三万円又は十五万円」に改める。

第七百条の二第一項第一号中「摂氏」を「温度」に改める。

第七百条の七中「軽油一キロリットルにつき、八千円」を「一キロリットルにつき、一万二千四百円」に改める。

附　則

（軽油引取税に関する規定の適用）

第四条　この法律の施行の際特約業者若しくは元売業者以外の者が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者からすでに引取を行つた軽油について、この法律の施行後当該特約業者又は元売業者が引渡を行うための貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」という。）からの移出（当該特約業者又は元売業者の管理する他の貯蔵場等への移出及び特別徴収義務者以外の販売業者が引取を行つた軽油の特約業者又は元売業者以外の者が管理する貯蔵場等からの当該販売業者への移出を除く。）を行つた場合においては、当該移出を新法第七百条の三に規定する特約業者又は元売業者からの軽油の引取とみなし、新法の規定（第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千四百円とする。

第五条　この法律の施行の際、軽油引取税の特別徴収義務者以外の者が管理する貯蔵場等にある特別徴収義務者以外の販売業者の所有する軽油の数量が同一道府県内において一キロリットル以上である場合においては、当該販売業者がこの法律の施行の日に特約業者から軽油の引取を行つたものとみなし、新法の規定（第七百条の五第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千四百円とする。

〔別紙〕

地方税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、地方財政の現状と本案施行に伴う影響に深く留意し、特に左記事項についてそれぞれ適切な措置を講ずるとともに、可及的速かに税制の全般にわたる根本的改革を行い、もつて地方財政の健全化と安定化を図り、行政水準の維持向上に努むべきである。

一、国と地方との財源配分に再検討を加え、地方の自主財源を強化すること。

一、多額に上る住民の税外負担を解消し、公費をもつて支弁すべき経費に対しては財政措置をなすこと。

一、所得税の減税に伴う住民税の減収に対しては、たばこ消費税の税率引き上げ等によつて財源補てんを行うこと。

一、地方税制における各種の特例措置に再検討を加え、非課税制度については根本的整理を行うこと。

右決議する。

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の率を引き上げるとともに、単位費用を改訂し、測定単位の種類ごとに適用される補正の種類を法定する等地方交付税の算定方法を合理化しようとするものである。

すなわち、国税及び地方税を通ずる政府の減税方針実現のため、地方税においては百一億円にのぼる減収が生ずるほか、所得税及び入場税を始めとする国の税制の改正に伴い、自動的に生ずる地方財源の減少は百億円に上る反面、初任給の改訂、期末手当の増額等による給与費の増、公共事業費にかかる地方負担額の大幅な増加が見こまれるので、昭和三十四年度におけるこのような地方財源の減少による地方財政への影響を可及的に回避するため、地方交付税率を一パーセント引き上げるほか、道路整備事業にかかる高率の国庫負担率を維持し、道路目的財源の充実を図るとともに、あわせて地方団体間の財源の均衡化を前進させ、地方財政の健全性維持と行政水準の維持向上を目標とし、基準財政需要額の増額とその算定方法の合理化を図り、同時に配分方法を明確化しようとしたもので、その具体的内容を列挙すれば次の通りである。

第一、地方交付税の総額は、所得税、法人税及び酒税の百分の二十八・五（現行百分の二十七・五）とすること。

第二、左により、基準財政需要額の算定方法を改正すること。

1　道府県分、市町村分ともに、「その他の諸費」に「面積」を測定単位として加え、投資的経費の一部を包括的に算入するものとすること。

2　道府県分の農業行政費を増額するため、「耕地の面積」を測定単位とする単位費用を引き上げるほか、期末手当の増額、その他制度改正に伴う所要経費の増加額を算入するため、関係行政項目の単位費用を引き上げること。

3　「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」に基く事業の財源に充てた地方債の元利償還金を「災害復旧費」の測定単位の数値の中に算入するものとすること。

4　各行政項目ごとの測定単位に適用される補正の種類は法定するものとすること。

二　議案の可決理由

地方財政健全化の進行過程において急激な変動は極力避けねばならないが、地方税においても国税における減税方針と歩調をそろえ、特に納税者の零細負担の排除と負担の均衡化を図ることは望ましいことである。このような理由による減税と一面、更に昭和三十四年度における財政需要の新規増嵩とから起つてくる財源不足を補うとともに、その財源の補てん及び配分を一層合理化することは絶対に必要な措置であるから、本案の措置はなお十分とはいえないが、現在なし得る限度の地方財政対策と認め、採決の結果本案は賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき附帯決議を全会一致をもつて附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度分の地方交付税精算額百四十四億円を加え、昭和三十四年度の地方交付税は二千四百八十六億円が昭和三十四年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月十八日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

地方財政は、漸次改善されつつあるが、なお、多くの不健全な要素をかかえているので、とくに次の二点については、政府において格段の努力をいたすべきである。

一、明年度においては、「地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律」の適用期限が終了することもあつて公共事業の地方負担額が激増するので、その円滑な実施を確保することができるよう適時財政上必要な措置を講じて行くこと。

二、直轄事業に対する地方団体の負担金に係る交付公債制度は、必要な財源措置に代えて暫定的な措置としてとられたものであることにかんがみ、将来の地方財政を健全化するためすみやかに有効適切な措置を講ずること。

右決議する。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方税の徴収制度について、国税における徴収制度の改革と歩調をそろえて、明治時代以来の画期的な改革整理を行わんとするものである。

すなわち、政府は昭和三十年に設置した租税徴収制度調査会の三年にわたる検討の結果、行われた答申に基き、国税について国税徴収法の全面的改正を行うことになつたので、地方税についてもこれに準ずる改正を行うことが本案の目的であるが、改正の方針としては、地方税の徴収についての現行法の規定の形式、すなわち一般的な事項は総則中に規定し、滞納処分に関する手続については原則として国税徴収法に規定する滞納処分の例によるが各税目ごとに所要の事項を規定するという体系を動かすことなく、国税徴収法の改正と対応して地方税法の関係部分の改正を行い、地方税徴収制度の合理化を図つて私法秩序の尊重と地方税徴収確保の調整を図ることを基本としているのである。

従つて本案の内容は多岐にわたるが、総則の改正部分においては、租税徴収の確保、私法秩序の尊重及び徴収制度の合理化の三点であり、また、各税目にわたる改正の主なる内容は滞納処分に関する事項である。

すなわち、一方において、地方団体の必要財源確保と租税負担公平の見地から租税徴収を確保するため、従来通り原則として地方税の他の公課及び私債権に対する優先権を認めて徴税機関の自力執行権を維持するが、同時に他方においては、私法秩序を尊重し、個人の権利を不必要に不安に陥れないよう両者の間の調整を図るため、質権又は抵当権と租税の関係においては、ある程度租税の後退性を進め、また先取特権及び留置権と租税との関係においてもこれらの担保物権によつて担保される私債権に対し、若干の保護を与えることとし、また徴収制度の合理化については、徴収の緩和措置、譲渡担保及び仮登記によつて担保される債権と地方税との調整、担保権付財産の譲渡と地方税との調整、第二次納税義務制度の整備拡充、保全差押制度の創設等により、納税者あるいは第三者の保護及び地方税の徴収確保を図つている。

また、地方税の滞納処分手続は従来どおり国税徴収法の規定の例によることとしているが、地方税法自体に定められている事項については、滞納処分手続の合理化と第三者の権利保護を図るため、督促制度、異議申立期間、第三者の占有する差押動産等の搬出及び換価の制限等につき各般の改正を行つている。

なお、その例によることとなつている国税徴収法改正法案の滞納処分手続においては、第三者の権利の保護を図り、差押禁止財産の合理化、特に給料等の差押禁止範囲の合理化を行い、その他滞納処分手続の整備を図ろうとしているのである。

二　議案の可決理由

地方税の徴収に関する制度は明治時代以来殆んど大きな改正をみず、社会経済事情の変遷特に戦後における税制の根本的な変革等に即応していなかつたので、国税徴収法の全面的な改正とともに地方税についても徴収制度の合理化は当然必要なこととなり、国税徴収法の基本主義と歩調をそろえて改正を行うことは至極妥当なことであるから、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき附帯決議を全会一致をもつて附することに決した。

右報告する。

昭和三十四年三月十八日

地方行政委員長　鈴木善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本案施行による抵当権等の保護と併行して、賃金債権及びこれに関連する中小企業の下請代金債権について、政府は、将来、私法秩序との調整を図りつつ、これが保護につき特段の考慮を為すべきである。

右決議する。

〔第二十八号参照〕

国民年金法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の公的年金制度には、厚生年金保険、恩給、各種共済組合等すでにいくつかの制度があるが、これらはいずれも被用者を対象とするものであつて、国民の大半を占める農民、商工業者及び零細企業の被用者等はまだ何ら年金制度の恩恵に預つていないのである。しかるに最近のわが国の人口趨勢を見れば、死亡率の激減につれて老齢人口が国民全体の中において占める比率は飛躍的な増加を示しているが、これら老齢者の生活状態は、戦後における家族制度、社会経済事情の変化等により、戦前と比較してむしろ厳しさを加えている状態であつて、このことは程度の差こそあれ、身体障害者や母子世帯の場合も同様である。かかる事情からして社会保障制度の一環として全国民に年金制度を及ぼし、これを生活設計のよりどころとして、国民生活安定の体制を確立することが国民の一致した要望となつてきたのである。

本案は、かかる要望にこたえ、国民生活の安定が老齢、廃疾又は死亡によつてそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止し、もつて健全な国民生活の維持及び向上に寄与しようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

(一)　被保険者は、二十歳以上六十歳未満の全国民とすること。ただし、現行公的年金制度の適用者は除外し、これらの配偶者及び学生は任意加入としたこと。

(二)　年金給付の種類は老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金及び寡婦年金としたこと。

1　老齢年金

(イ)　保険料納付済期間が二十五年以上である者又は保険料納付済期間が十年以上二十五年未満であつて、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者が、六十五歳に達したときに支給。

(ロ)　老齢年金の額は、保険料納付済期間が二十五年以上の場合は、その期間に応じて二万四千円から四万二千円まで、保険料納付済期間が十年以上二十五年未満の場合は、その期間に応じて一万二千円から二万二千八百円まで。

(ハ)　受給権者の申出により、七十歳に達するまで支給を延期することができ、その年金額は政令で定める額を加算した額とする。

2　障害年金

(イ)　被保険者又はかつて被保険者であつた六十五歳未満の者が、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の廃疾の状態になつた場合において、その者が廃疾の原因となつた事故発生前に、次に掲げる保険

料を納付しているときに支給。

A　被保険者については、次のいずれかの保険料。

(I)　十五年以上の保険料。

(II)　被保険者期間から保険料免除期間を控除した期間の三分の二以上の期間の保険料（ただし、五年以上の保険料に限る。）。

(III)　事故発生前の引き続く三年間の保険料（その三年間において、一年半以内の保険料免除期間があるときは、残余のすべての期間の保険料）。

(IIII)　老齢年金の支給要件を満たすために必要な保険料。

B　かつて被保険者であつた六十五歳未満の者については、老齢年金の支給要件を満たすために必要な保険料。

(ロ)　障害年金の額は、保険料納付済期間に応じて二万四千円から四万二千円まで、廃疾が日常生活の用を弁じ得ない程度のものであるときは、これに六千円を加算。

3　母子年金

(イ)　被保険者が夫と死別し、夫によつて生計を維持した十八歳未満の子（二十歳未満で廃疾の状態にある子を含む。）の生計を維持する場合において、その者が夫の死亡前に障害年金の支給要件と同一の保険料を納付しているときに支給。

(ロ)　母子年金の額は、保険料納付済期間に応じて一万九千二百円から二万五千八百円まで、子が二人以上あるときは、第二子以降の子一人につき四千八百円を加算。

(ハ)　夫の死亡について現行公的年金制度による年金たる給付を受ける者があるときは、その額の三分の一相当額の支給を停止する。

4　遺児年金

(イ)　被保険者又はかつて被保険者であつた者が死亡した場合において、その者が死亡前に障害年金の支給要件と同一の保険料を納付しているときに、その者によつて生計を維持した十八歳未満の子（二十歳未満で廃疾の状態にある子を含む。）に支給。ただし、その子と生計を同じくする父又は母がいるときは、支給しない。

(ロ)　遺児年金の額は、保険料納付済期間に応じて、七千二百円から一万五百円まで、子が二人以上あるときは、第二子以降の子一人につき四千八百円を加算。

5　寡婦年金

(イ)　被保険者又はかつて被保険者であつた六十五歳未満の夫が死亡した場合において、その夫が死亡前に老齢年金の支給要件を満たすために必要な保険料を納付しているときに、その夫と十年以上婚姻関係を継続した妻に、六十歳から六十五歳までの間、支給。ただし、夫が障害年金の受給権者であつたことがあるときは支給しない。

(ロ)　寡婦年金の額は、死亡した夫が受けるべきであつた老齢年金相当額の二分の一。

(ハ)　特例による援護年金は老齢年金、障害年金及び母子年金としたこと。

1　老齢援護年金

(イ)　老齢年金の支給要件を満たすために、必要な保険料を納付しなかつた者であつて、保険料免除期間又は保険料納付済期間とを合算した期間が三十年をこえるものが、七十歳に達したときに支給。

(ロ)　老齢援護年金の額は、一万二千円。

2　障害援護年金

(イ)　障害年金の支給要件を満たすために必要な保険料を納付しなかつた被保険者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しない者又はかつて被保険者であつた六十五歳未満の者であつて老齢援護年金の支給要件を満たしているものが、日常生活の用を弁じ得ない程度の廃疾の状態にあるときに支給。

A　被保険者期間から保険料免除期間を控除した期間が五年以上ある場合において保険料納付済期間がその三分の二未満であるとき。

B　事故発生前の引き続く三年間（二十歳に達した後の期間に限る。）が、保険料納付済期間又は保険料免除期間で満たされていないこと。

(ロ)　二十歳に達する前に日常生活の用を弁じ得ない程度の廃疾の状態になつた者については、二十歳に達したときから支給。

(ハ)　障害援護年金の額は、一万八千円。

3　母子援護年金

(イ)　母子援護年金の支給要件を満たすために必要な保険料を納付しなかつた被保険者であつて、障害援護年金の支給要件のいずれにも該当しない者が、夫と死別し、夫によつて生計を維持した義務教育終了前の子の生計を維持するときに支給。

(ロ)　母子援護年金の額は、一万二千円。義務教育終了前の子が二人以上あるときは、第二子以降の子一人につき二千四百円を加算。

(ハ)　受給権者の属する世帯に二十五歳以上の子（長期の疾病又は廃疾等の状態にある子を除く。）があるときは、その支給を停止。

(ニ)　援護年金の支給停止の規定を設けたこと。

1　援護年金は、受給権者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その期間、その支給を停止すること。

(イ)　受給権者が現行公的年金制度による年金給付を受けることができるとき。ただし、援護年金の額が現行公的年金制度による年金たる給付の額をこえるときは、そのこえる部分については支給を停止しない。

(ロ)　受給権者に十三万円をこえる額の所得があるとき（受給権者に義務教育終了前の子があるときは、その子一人につき一万五千円を加算した額）。

2　老齢援護年金及び障害援護年金は、受給権者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その期間年金額の全部又は一部の支給を停止。

(イ)　受給権者の配偶者が、現行公的年金制度による六千円以上の年金を受けることができるときは、その額から六千円を控除した額。

(ロ)　夫婦がともに老齢援護年金を受けることができるときは、それぞれ三千円、夫婦の一方が老齢援護年金を、他方が障害援護年金を受けることができるとき

は、老齢援護年金について三千円。

(ハ)　受給権者の配偶者に所得税を納付すべき所得があるときは、全額。

(ニ)　受給権者を扶養している世帯中心者に勤労控除前所得五十万円以上の所得があるときは、全額。

(ホ)　被保険者及び年金給付に関する経過的特例を設けたこと。

1　被保険者に対する経過措置

昭和三十六年四月一日において五十歳以上の者は、被保険者としないこと。ただし、五十歳以上五十五歳未満の者は、任意加入被保険者とすること。

2　年金給付に関する経過措置

(イ)　昭和三十六年四月一日において三十一歳以上の者については、老齢年金の支給要件の二十五年をその年齢に応じて十年から二十四年に短縮。二十一歳以上五十歳未満の者については、老齢援護年金の支給要件の三十年をその年齢に応じて四年から二十九年に短縮。

(ロ)　昭和三十六年四月一日において三十五歳以上の者については、通常の老齢年金の額を増額した年金を支給すること。ただし、保険料納付済期間の短い者については、六十五歳から七十歳までの間は、これより若干減額。

3　援護年金の特別支給

(イ)　老齢援護年金は、昭和三十四年十一月一日において七十歳以上の者については昭和三十四年十一月一日から、昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者については、その者が七十歳に達したときから、支給。

(ロ)　障害援護年金は、昭和三十四年十一月一日において二十歳以上であつてすでに日常生活の用を弁じ得ない程度の廃疾の状態にある者については昭和三十四年十一月一日から、昭和三十六年四月一日において五十歳をこえる者が同程度の廃疾の状態になつたときはそのときから支給。

(ハ)　母子援護年金は、昭和三十四年十一月一日において二十歳以上であつてすでに夫と死別し、義務教育終了前の子の生計を維持するときはそのときから、支給。

(ホ)　年金財政関係はそれぞれ次の通りとしたこと。

1　国庫は、毎年度、納付された保険料の総額の二分の一に相当する額、援護年金の給付に要する費用の全額及び国民年金事業の事務の執行に要する費用の全額を負担すること。

2　保険料額は、三十五歳未満の者は月額百円、三十五歳以上の者は、月額百五十円。

3　保険料は、被保険者が納付するものとし、世帯主はその世帯に属する被保険者の保険料を、配偶者の一方は被保険者たる他方の保険料を、それぞれ連帯して納付する義務を負うこと。

4　被保険者が障害年金又は母子援護年金の受給権者であるとき、生活扶助を受けるとき又は国立のらい療養所その他の施設に収容されるときは、その期間保険料の納付を免除すること。

5　保険料の納付は、原則として国民年金手帳に国民年金印紙をはり、これを三箇月ごとに都道府県知事又は市町村長に提出してその検認を受けることによつて行うこと。

6　一定条件の下に保険料の前納、追納及び還付を認めること。

(ヘ)　年金給付又は保険料に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官又は社会保険審査会に、審査又は再審査を請求することができることとしたこと。

(ト)　施行期日は、それぞれ次の通りとしたこと。

1　援護年金の支給は、昭和三十四年十一月一日から実施。

2　被保険者の資格の届出等に関する規定は昭和三十五年十月一日から実施。

3　保険料の徴収等に関する規定は、昭和三十六年四月一日から実施。

二　議案の可決理由

国民生活の安定が老齢、廃疾又は死亡によつてそこなわれることを国民の共同連帯によつて防止するため、国民年金制度を創設することは、国民多年の要望にこたえるものであつて、その趣旨はきわめて時宜に適するものと認め、本案は、原案の通り、可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に百十億五千二百五十万三千円を計上している。

右報告する。

昭和三十四年三月十九日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

国民年金法案に対する附帯決議

政府は、国民年金法案発足後、その総体について改善拡充に努力すべきである。

特に左記事項について特段の考慮を払い、早急に適切なる措置が講ぜられるべきである。

一、国民年金制度、各種公的年金制度の相互間に通算調整の途を講ずることは国民皆年金の理想を達成するための不可欠の要件であるから、昭和三十六年度までにこれに必要な措置を完了すること。その際途中脱退者が不利にならないよう十分の配慮をすること。

二、生活保護法の運用において、老齢加算制度の創設、母子加算及び身体障害者加算の増額等の措置を講じ、生活保護法の被保護者にも援護年金支給の趣旨が十分に行きわたるよう早急に措置すること。

三、積立金の運用については、一部を資金運用部資金として運用するほか、一部は被保険者の利益のために運用する方途を講じ、努めて被保険者にその利益が還元されるよう特段の配慮を加えること。

四、援護年金の支給に当つては各種の制限措置、老齢援護年金の年令制限、各種所得制限に若干歳し過ぎる向も考えられるので、将来国民経済の発展に対応し、漸次これを緩和するよう考慮すること。

なお、準母子家庭にも母子援護年金を適用する道をひらくこと。

五、障害年金及び障害援護年金については、内科的疾患に基く障害者に対して逐次支給範囲に加えるよう考慮すること。

連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

連合国財産の返還等に伴つて返還財産を所有していた者その他の関係権利者に生じた損失の処理等を行うため、その対象となる者の範囲、これに支払われる返還善後処理金の額の算定及び支払の方法その他所要の事項を定めようとするものである。

二　議案の可決理由

連合国財産の返還については、当初「連合国財産の返還に関する件」によつて行われ、その後返還政令、株式回復政令及び譲渡政令

の三政令によつて返還に伴う複雑な法律関係を処理してきたが、損失の処理に関しては別に法律で定める旨を規定しているので、今回これらの損失の処理等を行うことは適切妥当な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

返還善後処理金の所要額は総計二十億七千七百万円と見込まれているが、昭和三十四年度の所要経費は国債の端数処理のための現金交付分と事務費計約一千六百万円余りであるが、これについては昭和三十四年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月十八日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、今回パキスタンとの間に所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について別途承認されておるので、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要すると認められるものについて所要の立法措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

日・パ両国間の二重課税を防止し、文化経済の交流の円滑を図るための措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十八日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、今回ノールウェーとの間に所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について別途承認されておるので、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要すると認められるものについて所要の立法措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

日・ソ両国間の二重課税を防止し、文化経済の交流の円滑を図るための措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十八日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、中小型鋼船造船業の合理化を促進することにより、船舶の輸出の振興及び海運業の健全な発達に寄与するものであつて、その主なる内容は次のとおりである。

第一　運輸大臣は、中小型鋼船の製造及び修繕に関する技術の向上及び生産費の低減を促進するため、海運造船合理化審議会の意見をきいて、中小型鋼船造船業について、合理化基本計画及び合理化実施計画を定めなければならないものとすること。

第二　合理化基本計画には次に掲げる事項を定めるものとすること。

1　昭和三十八年度末における中小型鋼船造船業の合理化の目標

2　新たに設置すべき設備の種類及び数量並びに設置に必要な資金に関する事項

3　くず化、転用その他の方法により処理すべき設備に関する事項

4　前三号に定めるもののほか、技術の向上、能率の増進その他合理化に関する重要事項

第三　政府は、合理化実施計画に定める中小型鋼船造船業の合理化のための設備の設置に必要な資金あつせんに努めるものとすること。

第四　運輸大臣は、造船技術審議会の意見をきいて、次に掲げる事項を定めて公表するものとすること。

一　中小型鋼船造船業における設備及び工事の方法の基準に関する事項

二　中小型鋼船の製造及び修繕に従事する者の技術的能力の基準に関する事項

三　中小型鋼船の設計の基本に関する事項

第五　モーターボート競走法の一部を改正し同法第十九条の規定に基く交付金を造船業者に対し補助又は貸付を行うことができるようにするものとすること。

第六　この法律は、公布の日から施行するものとするが昭和三十九年三月三十一日限り、その効力を失うものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、造船界の安定及び健全な発達を図るため、有効かつ、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に、運輸省所管中、標準船型設計委託費として、四百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月十九日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

中小型鋼船造船業合理化臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、中小型鋼船造船業の合理化を急速かつ容易ならしめるため、左記事項について特段の措置を講ずべきである。

一　合理化の実施に必要な資金源を確保すること。

二　輸出の振興を図るため取引の円滑化に努めること。特にポンド圏市場の開発について取引条件の緩和を図ること。

右決議する。

〔第二十九号参照〕

消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、消防事務の能率的な運営を図ることを目的とするもので、その内容は次の通りである。

1　現存の消防講習所を改めて消防大学校とし、あらたに諮問機関として消防審議会を設けるとともに、消防研究所の所掌事務等について規定する等、国家消防本部の組織及び機能の整備を図ること。

2　国及び都道府県は、市町村消防の運営の円滑化について配慮すること及び現行法にある市町村消防のための勧告、指導または助言をより適切にするために必要な資料の提出を求めること等について規定を整備して、国、都道府県、市町村相互間の協力援助等の関係を明らかにすること。

3　市町村の有効適切な消火活動に資するため、都道府県の所掌事務として、市町村が作成する火災防ぎよ計画の指導をあらたに加えること。

4　市町村の消防長の任用資格を定め、消防団長の職務を明確にして、市町村消防の充実と合理化を図ること。

5　その他規定の整備を図ること。

二　議案の修正議決理由

消防制度改正に関する先の消防審議会の答申並びに従来消防制度及び消防行政に関して問題となつていた事項について、政府が検討を加えて来た結果にもとづき、消防制度と消防事務につきさし当り必要な改善強化を加えようとするもので、その趣旨は妥当なものと認めるが、改正原案が市町村消防に対する国及び都道府県の干渉の道をひらき、自治消防の根本原則をおかすおそれがあることにかんがみ、これと関係のある条項を削除して現行法通りとすることを適当と認め、別紙の通り本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十四年度一般会計予算に六百五十四万三千円計上してある。

右報告する。

昭和三十四年三月十九日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔別紙〕

第十九条を次のように改める。（――は修正）

第十九条　国及び都道府県は、市町村の消防の自主性を尊重するとともに、その運営が円滑に行われるよう配慮するものとする。

第二十条に次の一項を加える。

国家消防本部長は、前項の規定による勧告、指導又は助言を行うため必要があるときは、当該都道府県若しくは市町村に対し必要な資料の提出を求め、又は当該都道府県若しくは市町村について所部の職員をして特に指定する事項を調査させることができる。

第二十条の二に次の一項を加える。

前条第二項の規定は、前項の規定により都道府県知事が行う勧告、指導及び助言について準用する。

消防法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、消防法における危険物の規制の改善を図ることを目的とするもので、その内容は次の通りである。

1　危険物の規制に関する実施規定を市町村の条例で定めることとなつているのをやめて、法律または政令で規定すること。

2　右に伴い、かつ、一段と火災予防の徹底を期するため消防本部未設置市町村における製造所及び貯蔵所等の設置の許可、危険物取締の事務を都道府県知事をして処理せしめること。

3　危険物取扱主任者、映写技術者の資格試験は、都道府県知事をして実施せしめること。

4　危険物に属するもののうち、動植物油類及び塗料類について、別表を改正して取締の合理化を図ること。

5　その他規定の整備を図ること。

二　議案の可決理由

先の消防審議会の答申並びに従来、消防行政の運営に関し問題となつていた事項について政府が検討を加えて来た結果にもとづき、さし当り必要な改善を図るため、その取扱に伴う火災発生の危険が大きく、消火の活動にも著しく困難を伴い、かつ、その火災によつて生ずる被害も大きい危険物について、その規制の改善と徹底を図る本案の趣旨はもとより妥当と認め、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十四年度一般会計予算に三十七万一千円計上してある。

右報告する。

昭和三十四年三月十九日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鎌五郎殿

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

アジア、中近東、中南米等の諸国に対する経済上の協力を行う事務は、従来アジア局、アメリカ局、欧亜局及び経済局で取り扱つて来たが、これを統合的かつ能率的に遂行するため、新たに経済局に経済協力部を設置し、同部において関係事務を一括処理せしめようとするものである。

なお、施行は昭和三十四年四月一日としている。

二　議案の可決理由

本案は経済協力事務の遂行を円滑にするため、所要の改正を行おうとするものであるから適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は昭和三十四年度一般会計予算外務省所管外務本省項目に百四十五万九千円を計上している。

右報告する。

昭和三十四年三月十九日

外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鎌五郎殿

関税及び貿易に関する一般協定の新第三表（ブラジルの譲許表）の作成のための交渉に関する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

従来、ブラジルはガット第三十五条の規定をわが国に援用してきたため、わが国は、同国とガット関係になかつたのであるが、ブラジルは昭和三十二年八月二十二日に同条の援用を撤回したので、同国と関税交渉を行うことが可能となつた。

たまたま、ブラジルは同年新関税法を制定したので、これに見合う新しい同国のガット関税譲許表を作成する必要が生じた。このための関係締約国間の関税交渉会議が、昭和三十三年二月よりジュネーヴで開催されたので、わが国もこの機会をとらえて会議に参加し、交渉の結果、同年十二月三十一日本議定書が作成された。

本議定書は、前文、第一部新第三表（ブラジルの譲許表）の作成、第二部第三表以外の譲許表の修正、第三部ブラジル、デンマーク及び日本国の追加譲許、第四部一般規定、末文及び附属書A、附属書B、附属書Cより成り、わが国はこの交渉においてブラジルから十四税目の関税譲許を獲得し、同国に二税目の譲許を行うことになつた。

なお、この議定書の附属書Cに掲げるブラジル、デンマーク及び日本国の譲許表は、ガットの書記局長がその締約国からその譲許表に含まれる譲許を適用する旨の通告を受領した日の後三十日目に、又はその通告を行う締約国が定める一層早い日にそれぞれ効力を生じ、これらの譲許表は、それが効力を生じた時から、前記の締約国に関する一般協定の譲許表とみなされる。

よつて政府は、本議定書の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本議定書を締結することにより、わが国はブラジルから十四税目の関税譲許を獲得し、二税目の譲許を与えることになるのであるが、このことによつて両国間の通商規模は拡大することが予想される。このことはわが国にとつても

多大の利益をもたらすことになるので、本議定書を締結することは、必要、かつ適切なる措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十九日

外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

カンボディア王国政府は、わが国に対し既に昭和二十九年十一月に、桑港平和条約に基く賠償請求権の放棄を通告しており、更に昭和三十年十一月桑港平和条約第十六条に基く戦争損害補償金の取得分を日本赤十字社に寄附する旨の表明があつた。

このような同国の一貫した友好的態度に対し、わが国は昭和三十一年八月両国間に効力の発生をみた友好条約において、経済、財政、技術及び文化的協力関係を強化するための協定を締結すべきことを約していた。しかるにその後、昭和三十二年六月カンボディア王国政府は、農業及び牧畜の開発について、わが国の援助を得たい旨の希望を明らかにしたので、じ来、経済及び技術協力協定の締結について交渉の結果、意見の一致を見るに至り、本年三月二日プノンペンで、両国代表の間で本協定の署名調印を行つた。

本協定は、わが国が、カンボディアに対し総額十五億円に相当する日本国の生産物及び日本人の役務を無償で三年間の期間内に供与するものであつて、その生産物及び役務の供与方式は、さきのラオスとの間の経済及び技術協力協定の援助実施方式と同一のものである。また、援助の対象としては、附属書において農業技術センターと種畜場の設置計画を予定している。

なお本協定は批准書交換の日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定は、両国間の友好理解を深めるばかりでなく、さらに東南ア諸国との善隣友好関係をも深める上に必要かつ妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和三十四年度大蔵省所管、賠償等特殊債務処理特別会計予算より十五億円を支出することになつている。

右報告する。

昭和三十四年三月十九日

外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日本国とユーゴースラヴィア連邦人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国とユーゴースラヴィアとの間には、現在、大正十二年に署名された日本国「セルブ、クロアート、スロヴェーヌ」国間通商航海条約が復活適用されているが、この条約は戦後の実情に即しない点もあり、これに代る新しい条約を締結することが必要となつたので、昭和二十八年八月以来交渉を行つて来たが、本年に入つて漸く両国の意見が一致し、二月二十八日、本条約に署名を行つた。

本条約は、現行条約を廃止し、これに代るもので、前文、本文十九箇条及び末文並びに条約の不可分の一部をなす四項目の議定書から成つている。本条約は、現行条約を参照するとともに、戦後わが国が締結した日・米、日・諸通商航海条約及び日・印、日・ソ、日・波通商協定等と類似した内容のもので、身体の保護及び出訴権に関する内国民及び最恵国待遇、財産の保護に関する最恵国待遇、入国及び居住等に関する最恵国待遇、事業活動等に関する最恵国待遇、営利法人の互認等の法人に関する規定、相互主義に基く領事官の任命、輸出入に関する最恵国待遇、商船の出入港等に関する規定、海難の救助及び紛争の解決等について定めている。

本条約は、批准書交換の日の後一箇月で効力を生じ、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し、本条約を終了させる意思を通告した日から六箇月を経過するまで効力を有することになつている。

よつて、政府は本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、わが国とユーゴースラヴィアとの間の通商航海関係を、現状に即した新たな法的基礎の上に置くことになり、両国間の友好関係及び経済関係を発展させるため妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月十九日

外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

政府は、デンマーク王国との間に、所得に対する租税に関して、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結するため、昭和三十三年十月八日より東京で交渉を行い、両国間の意見が一致したので十月十五日に仮調印を了し、これに基いて昭和三十四年三月十日コペンハーゲンで本条約の署名が行われた。

本条約は、両国が相互に二重課税及び脱税を防止し、もつて両国民の経済的文化的活動の緊密化を図ろうとするもので、基本的にはさきに締結されたわが国とスウェーデン及びノールウェイとの間の租税条約にならうもので、課税の対象、税率、課税の免除、所得の源泉地及び租税上の内国民待遇等について規定しており、また、二重課税回避の方法としては、両国とも外国税額控除方式を採用している。

なお、本条約は、批准書交換の日に効力を生じ、五年の期間引き続き効力を有し、その期間の後は無期限に効力を有するが、いずれの一方の締約国も、少くとも六箇月前に終了の予告を与えることによつて、五年の期間の終りに、又はその後いつでも本条約を終了させることができることになつている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約を締結することは、両国間における所得に対する二重課税及び脱税を防止することにより、両国間の経済及び文化関係の緊密化を図るため必要かつ妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十五日

外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は、石炭鉱業の合理化を図る目的をもつて昭和三十年に制

定されたものであり、その内容は、石炭鉱業整備事業団を設立して非能率炭坑の買上げを行うこと、坑口開設を制限すること、毎年度標準炭価を定めること等である。

本法施行以来、非能率炭鉱を二百四十万トン買上げたのであるが、昨秋以来の石炭不況に対処するためには、従来の買上わくである三百三十万トンを更に百万トン増加する必要が生じ、このために本案が提出されたのである。

本案の内容は、石炭鉱業整備事業団の買上げ業務に必要な費用にあてている鉱業権者及び租鉱権者の納付金の納付期間を現行の五年より更に一年延長して六年とするものである。

二　議案の可決理由

石炭産業の合理化を促進し、その体質改善を図ることは喫緊の急務であり、その施策の一環として、非能率炭坑の買上げ業務を継続しようとする本案の趣旨は、産業育成発展の見地からきわめて妥当なものと認め、本案は別紙のごとき附帯決議を附して、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、石炭需給の安定を図るため、需給調整機構を確立する等、速やかに抜本的方策を樹立すること。

二、離職労務者の就業対策について、総合的、計画的な施策を樹て、万遺憾なきを期すること。

なお、この一環として、中央並びに地方に石炭鉱業離職者対策協議会を設置すること。

三、離職労務者対策事業の実施にあたつては、地方自治体の財政負担を極力軽減せしめるよう措置するとともに、離職者の吸収に、最も適切、有効な鉱害復旧事業の拡大について特段の考慮を払うこと。

四、離職労務者の退職金（労働協約、就業規則等において定めあるもの）については、未払賃金に準じ、石炭鉱業整備事業団の炭鉱買収代金より弁済が受けられるよう措置すること。

昭和三十四年五月二日　衆議院会議録追録（その一）（二）　議案に関する報告書

小売商業特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国においては、小売商業が国民経済上きわめて重要な分野を占めているが、人口の増加とともに小売商の数は年々増加し、小売商相互間の競争がいよいよ激甚となつている上に、小売商以外の者の小売部門への進出が著しく、この圧迫によつて、中小小売商は深刻な経営の不振と不安定とに悩んでいる。

この実情にかんがみ、中小小売商の事業活動の機会を適正に確保するため、特別の措置を講じようとするのが本案の目的である。

なお、本案と同趣旨の法案が第二十六回国会に提出されたが、その後審査未了となり、本第三十一回国会に、再検討を加えた上、提出されたものである。

本案の主な内容は次のとおりである。

1　都道府県知事は、購買会の事業が中小小売商の利益を著しく害すると認めるときは、その員外利用を禁止し、更に必要があれば、員外利用禁止を確実に行わせるための措置命令をすることができる。

2　消費生活協同組合から員外利用の許可申請があつた場合、行政庁は、員外利用によつて中小小売商の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは許可をしてはならない。

なお、行政庁は、員外利用の許可を受けていない組合に対し、員外利用を防止するため、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3　政令で指定する市の区域内の小売市場について、建物の所有者と小売市場に開業しようとする小売商との貸付契約は、都道府県知事の許可を受けなければならない。許可の申請があつたときは、貸付料金等が、一定の基準に合致しているものに限り許可する。

なお、小売市場内の不公正取引について、都道府県知事及び公正取引委員会は必要な措置をとることができる。

4　生産業者又は卸売業者等が一般消費者に対する小売業を営むことによつて、中小小売商との間に紛争が生じた場合、都道府県知事は、すみやかにあつせん又は調停を行うものとする。

また、都道府県知事及び主務大臣は、紛争の解決のため必要な勧告を行うことができる。

二　議案の修正議決理由

本案の目的及び内容の骨子はおおむね妥当なものと認めるが、法律の題名、購買会に対する措置命令、消費生活協同組合に対する員外利用の許可、消費生活協同組合に対する措置命令、小売市場の許可及び生産業者又は卸売業者の小売業兼営等について、所要の修正を行うべきものと認め、本案は、これを別紙のとおり修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十四日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

小売商業○調整特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、小売商の事業活動の機会を適正に確保し、及び小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去し、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（購買会事業を行う者に対する措置命令）

第二条　都道府県知事は、購買会事業（事業者がその従業員の生活に必要な物品を供給する事業（その者がその従業員の生活に必要な物品を加工し、又は修理する事業を含む。）をいう。以下同じ。）を行う者がその従業員（従業員と同一の世帯に属する者を含む。以下同じ。）以外の者に従業員と同一又は類似の条件で購買会事業を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害すると認めるときは、主務省令で定めるところにより、購買会事業を行う者に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一　従業員以外の者には購買会事業を利用させない旨を購買会事業を行う場所に明示すること。

二　○従業員であることが不明りようである者に対しては、○従業員である旨を示す証明書を提示しない者には、購買会事業を利用させないこと。

三　購買会事業を行う者が発行する利用券と引換に又はその利用券に必要な事項を記入するのでなければ購買会事業を利用させないこと及びその利用券は従業員以外の者には交付しないこと。

2　都道府県知事は、前項の規定による禁止をした場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、購買会事業を行う者に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

（消費生活協同組合等の事業の利用）

第三条　厚生大臣又は都道府県知事は、消費生活協同組合法（昭和二

十三年法律第二百号）第十二条第三項ただし書（員外利用）の許可の申請があつた場合において、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（次条及び第二十六条において「組合」と総称する。）がその組合員（組合員と同一の世帯に属する者を含む。）及び会員（次条において「組合員」と総称する。）以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、同項ただし書の許可をしてはならない。

第四条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、消費生活協同組合法第十二条第三項ただし書の許可を受けていない組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一　組合員以外の者には物品の供給事業を利用させない旨を物品の供給事業を行う場所に明示すること。

二　組合員である旨を示す証明書を提示しない者には、物品の供給事業を利用させないこと。

三　組合が発行する利用券と引換に又はその利用券に必要な事項を記入するのでなければ物品の供給事業を利用させないこと及びその利用券は組合員以外の者には交付しないこと。

（小売市場の許可）

第五条　政令で指定する市（特別区を含む。○以下同じ。）の区域（以下「指定地域」という。）内の建物については、次の各号に掲げる貸付契約は、都道府県知事の許可を受けた者でなければ、小売市場（一の建物であつて、相手方と結んではならない。ただし、政令で定める物品の全部が、その一の建物をその店舗の用に供するものをいう。以下同じ。）とする小売商（その全部又は一部が政令で定める物品を販売する場合に限る。）の店舗の全部又は一部をその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡すことを内容とするもの（以下「小売商への貸付契約」という。）

一　一の建物の全部又は一部の貸付契約であつて、その契約に係る貸付により当該建物をその店舗の用に供する小売商の数が十以上となるもの

二　一の建物を十以上の小売商の店舗の用に供させるためこれらの者に貸し付けている者が結ぶ当該建物に係る貸付契約であつて、その店舗の用に供させるため小売商に当該建物の一部を貸し付ける旨を定めるもの

2　前項の許可は、一の建物ごとに行う。

3　前二項の規定の適用については、屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内の二以上の棟をなす建物は、これを一の建物とし、建物に附属建物があるときは、これを合せたものをもつて一の建物とする。

4　都道府県知事は、第一項の規定による処分をしようとするときは、当該建物の所在する市の市長（特別区にあつては区長。以下同じ。）に協議しなければならない。ただし、同項の許可を受けようとする者が当該市長である場合は、この限りでない。

（許可の申請）

第六条　前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその建物の所在する場所（建物を新築しようとする場合にあつては、その新築に係る土地の所在及び地番。以下この条及び第十五条第四号において同じ。）を管轄する都道府県知事に○その建物の所在する市の市長を経由して、○提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその業務を執行する役員の氏名及び住所

二　その建物の所在する場所及び○小売商にほし付け、又は譲り渡す床面積

三　その建物をその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商の数及びその小売商が主として販売する物品の種類

四　その建物をその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴するその建物に係る貸付料金の額及びその算出方法

五　前号の小売商からその建物の貸付に係る敷金を徴するかどうか、並びに徴する場合にあつてはその敷金の額及びその算出方法

六　第四号の貸付料金及び前号の敷金（以下「貸付料金等」という。）を除くほか、第四号の小売商から、修繕費に関する負担、共益費の負担、第三号の小売商の当該小売営業に係る共通の事項を処理するための経費に関する負担その他いかなる名目をもつてするかを問わず、その貸付に関し、財産上の利益を徴するかどうか、徴する場合にあつてはその財産上の利益の種類及び額並びにその額の算出方法

2　前項の申請書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書案○その他主務省令で定める書類を添えなければならない。

（許可の基準）

第七条　都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請が次の各号の一に該当すると認められる場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一　当該小売市場が開設されることにより、当該小売市場内の小売商と周辺の小売商との適合するものでないこと。

二　前条第一項第四号の貸付料金又は譲渡条件が主務省令で定める基準に従い算出方法について、その額の全部又は一部がその貸付料金を支払う小売商の売上高に応じて算出される方法が採用されていること。

三　前条第一項第六号の財産上の利益がその財産上の利益に対応する申請者の物若しくは役務の提供がないのに徴されているか、又はその財産上の利益の額がその物若しくは役務の提供の対価としては著しく高額なものであること。

四　申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者であること。

四　申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前号に該当する者であること。

五　申請者が第十一条の規定（第一項の規定による許可の取消しを受け、その取消の日から一年を経過しない者であること。

2　貸付料金等の基準に係る前項第一号の主務省令は、建物の位置、小売商の規模その他の小売条件及び類似店舗の貸付料金等その他の経済事情を参酌して定めるものとする。

（経過措置）

第六条　次の各号に掲げる建物をその店舗の用に供する小売商に貸し付けている者は、その建物につき、当該各号に掲げる時に、その建物の所在する場所を管轄する都道府県知事から第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

一　一の地域が指定地域となつた際現にその地域内において、小売市場となつている建物　その地域が指定地域となつた時

二　指定地域内の建物が、第三条第一項の物品を定める政令が制定され又は改廃されたことにより、小売市場とされるときにおけるその建物（その建物が小売市場とされることとなつた時

2　前項の規定により同項各号に掲げる建物につき第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その許可を受けたものとみなされた時から起算して一月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該都道府県知事に提出しなければならない。

一　第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二　その建物をその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から徴する　その建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件

3　前項の届出書には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書の写その他主務省令で定める書類を添えなければならない。

（変更の許可等）

第七条　第三条第一項の許可を受けた者（及び前条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者（以下「小売市場開設者」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、第六条第一項第四号から第六号までの事項を変更しようとするときは、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

一　第四条第一項第二号の小売商に貸し付け、又は譲り渡す床面積を増加しようとするとき。

二　第四条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件を変更しようとするとき（前条第一項の規定により第三条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、前条第二項第二号の貸付条件と異なる条件で貸し付けようとするとき。）

2　都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る変更により、第六条第一項（同項第一号に係る申請にあつては第五条第一号に、同項第二号から第六号までに掲げる事項に係る申請にあつては同条第二号項が前条第一項第一号から第三号までの各号の一に該当することとなると認められる場合を除き、その許可をしなければならない。この場合において、第五条第一号中「当該小売市場が開設されることにより」とあるのは、「申請に係る床面積を増加することにより」と読み替えるものとする。

3　小売市場開設者は、第六条第一項第一号から第三号までの事項に変更があつたとき（第一項第一号に該当する場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4　第三条第四項の規定は、第一項の規定による処分に準用する。

（貸付契約等を結ぶ場合の基準）

第八条　小売市場開設者は、第三条第一項の許可に係る建物を小売商にその店舗の用に供させるため貸し付ける場合又は譲り渡す場合には、第六条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項（第六条第一項の規定により第三条第四条第一項の申請書に記載した内容（その変更について前条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第四条第一項第二号に掲げる事項たものとみなされた者にあつては、第六条第一項の許可を受けたときは、その及びその建物を第六条第二項の届出書の提出二項の届出書）に合致許可に係る変更後の内容）に合致があつた日以後にその店舗の用に供させるため又は譲渡契約するように貸付契約又は譲渡契約を結ばなければならない。貸付契約又は譲渡契約を変更する場合も、同様とする。

（承継）

第九条　第三条第一項の許可に係る建物の全部又は一部の譲渡、貸付又は返却を受けた者は、政令で定めるところによりその建物の全部又は一部に係る小売市場開設者の地位を承継する。

2　小売市場開設者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、政令で定めるところにより当該建物に係る小売市場開設者の地位を承継する。

3　前二項の規定により小売市場開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

（許可の取消）

第十一条　都道府県知事は、小売市場開設者が正当な理由がないのに第三条第一項の許可に係る建物を十以上の小売商の店舗の用に供させるためこれらの者に貸し付け又は譲渡をしない期間が引き続き一年以上にわたるときは、その小売市場開設者に係る同項の許可を取り消すことができる。

2　第三条第四項の規定は、前項の規定による処分に準用する。

（政令への委任）

第十二条　前七条に定めるもののほか、一の地域が指定地域となつた場合及び第三条第一項ただし書の物品を定める政令が制定され、又は改廃された場合における必要な経過措置その他同項の許可に関し必要な事項は、政令で定める。

（請求）

第十三条　都道府県知事は、第三条第一項第二号に規定する者が貸付権者となつている当該建物で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商（同項ただし書の政令で定める物品の全部がその建物をその店舗の用に供する小売商の全部又は一部によつて販売されることとなつていない場合その他政令で定める場合を除く。次条第一項及び第十五条第四号において同じ。）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第七項に規定する不公正な取引方法（以下単に「不公正な取引方法」という。）を用いていると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

3　前項の主務大臣は、通商産業大臣及び当該請求に係る小売商の事業を所管する大臣とする。

（公正取引委員会の指示等）

第十四条　公正取引委員会は、第五条第一項第二号に規定する者が貸付権者となつている当該建物で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商が不公正な取引方法を用いていると認めるときは、その小売商に対し、すみやかにその行為を取りやめるべきことを指示することができる。

2　公正取引委員会が前項の規定による指示をした場合において、小売商がその指示に従つたときは、小売商のその指示に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十四条（違反者に対する

勧告、審判手続の開始、審決等）の規定は、適用しない。

（製造業者等の小売業兼業の届出）

第十四条　政令で指定する物品の製造業者又は卸売業者であつて、政令で指定する地域内において当該物品の小売業を営む者は、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。その小売業を廃止したときも、同様とする。

（あっせん又は調停）

第十五条　都道府県知事は、次の各号の一に掲げる紛争につき、その紛争の当事者の双方又は一方からあっせん又は調停の申請があつた場合において、物品の流通秩序の適正中小小売商の事業を期する活動の機会を確保するため必要があると認めるときは、すみやかに、あっせん又は調停を行うものとする。

一　製造生産業者がその生産に係る物品について行う一般消費者に対する販売事業に関し、その物品と同種のものを販売する中小小売商とその製造生産業者との間に生じた紛争

二　卸売業者がその卸売に係る物品について行う一般消費者に対する販売事業に関し、その物品と同種のものを販売する中小小売商とその卸売業者との間に生じた紛争

三　前二号に掲げるもののほか、中小小売商以外の者の行う一般消費者に対する物品の販売事業に関し、その者と中小小売商との間に生じた紛争

四　小売市場第五条第一項第二号に規定する者が貸付権者となつている当該建物で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商の販売事業に関し、当該貸付権小売市場開設者又はこれらの小売商と当該建物の所在する場所の周辺の地域内の中小小売商との間に生じた紛争

（調停員等）

第十六条　都道府県知事は、前条の調停を調停員に行わせなければならない。

2　前項の調停員は、一事件ごとに、三人以上五人以内とし、公益を代表する者及び当該紛争の当事者の事業に関し学識経験のある者のうちから都道府県知事が委嘱する。

3　第一項の調停員は、前条の調停を行う場合には、調停案を作成し、これを当事者の双方に示してその受諾を勧告するものとする。

4　都道府県知事は、前項の規定による勧告があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期する中小小売商の事業活動の機会を確保するため必要があると認めるときは、その勧告に係る調停案を理由を附して公表することができる。

5　前各項に定めるもののほか、調停に関し必要な事項は、政令で定める。

（勧告）

第十七条　都道府県知事は、第十五条各号の一に掲げる紛争（百貨店法（昭和三十一年法律第百十六号）第六条第一項に規定する百貨店業者と中小小売商との間に生じたものを除く。次条第一項において同じ。）が生じた場合（その紛争につき、第十五条のあっせん又は調停が行われている場合を除く。）において、物品の流通秩序の適正を期する中小小売商の事業活動の機会を確保するため特に必要があると認めるときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

第十八条　主務大臣は、第十五条各号の一に掲げる紛争（同条のあっせん又は調停が行われているものを除く。）につき、都道府県知事からの申出があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期する中小小売商の事業活動の機会を確保するため特に必要があると認めるときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

2　前項の主務大臣は、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣（その勧告の対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又は連合会であるときは、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）とする。

3　主務大臣は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第十九条　都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、購買会事業を行う者、小売市場開設者若しくは第三五条第一項の許可に係る建物内の小売商に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（異議の申立）

第二十条　この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、その処分をした都道府県知事に対し、異議の申立をすることができる。

2　都道府県知事は、前項の異議の申立があつたときは、その異議の申立をした者に対し、相当の期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

3　前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

4　聴聞に際しては、その異議の申立をした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

5　都道府県知事は、第二項の聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写をその異議の申立をした者に送付しなければならない。

（主務省令）

第二十一条　第二条、第四条、第四条第二項及び第七条第一項第一号第二号、第六条第三項及び第十四条の主務省令は、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令とする。

（罰則）

第二十二条　次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第三五条第一項の規定に違反して届出をした者で同項に規定する貸付契約を結んだ者

二　第八九条の規定に違反して貸付契約○若しくは譲渡契約○を結び、又はこれを変更した者

三　虚偽又は不正の事実に基いて第三五条第一項又は第八七条第一項の許可を受けた者

第二十三条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　○第六条第二項、第八条第三項又は第十九条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十五条　第二条第一項の規定による禁止に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者（法人にあつては、業務を執行する役員）は、一万円以下の過料に処する。

第二十六条　第四条の規定による命令に違反した組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二　小売商業○調整○特別措置法（昭和　年法律第　号）の施行に関すること。

第四条第四項中「第六号及び第七号並びに」を「第六号から第七号の二まで及び」に改める。

（消費生活協同組合法の一部改正）

3　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の四項を加える。

4　当該行政庁は、前項但書の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下本条において同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、同項但書の許可をしてはならない。

5　当該行政庁は、必要があると認めるときは、第三項但書の許可を受けていない組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一　組合員以外の者には物品の供給事業を利用させない旨を物品の供給事業を行う場所に明示すること。

二　組合員であることが不明りようである者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと。

6　厚生大臣及び通商産業大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の措置をとるべきことを指示することができる。

7　通商産業大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、組合が組合員以外の者に物品の供給事業を利用させている状況に関して必要な報告を求めることができる。

第百条の次に次の一条を加える。

第百条の二　組合の理事であつて第十二条第五項の規定による命令に違反した者は、これを一万円以下の過料に処する。

繭糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和三十三生糸年度における繭糸の需給関係の異常な不均衡に対処し、昨年六月第二十九回特別国会において、繭糸価格の安定に関する臨時措置法が制定され、本法に基き政府は、相当多量の生糸及び繭の買入棚上を行い、価格安定に努めたにもかかわらず、内外市場の不安を解消し予期の効果をあげることができなかつた。かかる情勢に即し、繭糸の最低支持価格の引下げ、桑園の減反、消費宣伝の強化、新規用途の開拓、生産の合理化の促進等各般の事項にわたり、思い切つた蚕糸政策上の改革を施すこととなつたが、その一環として、臨時措置法を一年延長することによつて三十四生糸年度における繭糸価格の安定に資することとし、本案が提案されたのである。

本案の主なる内容は次の通りである。

1　繭糸価格の安定に関する臨時措置法による臨時措置を昭和三十四年産の繭及びこれにより造る生糸に適用すること。

2　右に伴つて日本輸出生糸保管株式会社が昭和三十四生糸年度において買入等によつて取得した生糸又は乾繭を政府が買い入れる場合の買入金額の限度額を五十億円とすること。

二　議案の可決理由

本案は輸出振興及び蚕糸業の経営安定上妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十五年度糸価安定特別会計に五十億円を計上することになつている。

右報告する。

昭和三十四年三月二十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

酪農振興法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、酪農振興法施行後の実績にかんがみ、今後における酪農の健全な発達と農業経営の安定に資するため、同法に次のような改正を行わんとするものである。

1　集約酪農地域及び酪農経営を改善する必要のある特定地域の市町村の地区ごとに、計画的に経営の改善を図るため、酪農経営改善計画を作成実施する制度を設けること。

2　集約酪農地域の周辺地域について酪農事業施設の届出及び勧告の制度を設けて、生乳生産面を合理化する基盤を確立すること。

3　生乳等の取引契約について売買価格等を明確に約定させる措置を講ずること。

4　農業協同組合等が当事者となる契約等について行政庁の勧告ができるようにすること。

5　生乳等の取引に係る紛争の処理機構を改善強化して、取引の公正化を期すること。

6　牛乳及び乳製品の消費を学校給食を通じて計画的に増大させる措置を規定すること。

7　需給を調整するため乳製品の計画的保管の道を講ずること。

8　以上の諸措置の適正な実施のため、行政庁の調査権を拡大して、牛乳及び乳製品の生産、集荷、保管又は販売業者についても調査が行えるようにすること。

二　議案の修正議決理由

わが国の酪農は近来飛躍的な発展をみており、また今後、国民食生活の改善と農業経営の安定向上のため一層その推進を図る必要があるが、いまだ、牛乳乳製品の生産の基礎条件が確立されておらず、酪農経済の特殊の性質上、地域的、時間的に需給の不均衡が起り、乳価の過度の低落を来たしている実情であるので、この際、生産、流通、消費を一貫する改善合理化の方途を講ずることは、時宜に適する措置であるが、乳価紛争等が生じた場合、知事又は農林大臣があつ旋又は調停を行うに当つての裁量要件が厳にすぎるきらいがあるので、これを緩和して簡易に扱いうるようにする必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に、畜産振興費、農業改良普及事業費補助等として、二十八億五千三百余万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月二十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第二十条の前の見出し及び同条から第二十二条までを次のように改める。

（紛争のあっせん又は調停）

第二十条　都道府県知事は、生乳等取引契約に係る紛争につき、その当事者の双方又は一方から政令で定めるところによりあっせん又は調停の申請があつた場合において、生乳等の取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、すみやかに、あっせん又は調停を行うものとする。

第二十一条　都道府県知事は、前条の調停を行う場合には、その紛争の当事者から意見を聞いて、紛争の解決に必要な調停案を作成しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の調停案を作成するため特に必要があると

きは、農林大臣に対し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

3　農林大臣は、前項の規定による請求に係る協力をする場合において必要があるときは、中央生乳取引調停審議会の委員の中から適当な者を指名し、その者にその事務を行わせることができる。

第二十二条　都道府県知事は、前条第一項の調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

2　当事者は、前項の規定による勧告に係る調停案を受諾したときは、協定書を作成し、これにその双方が署名押印した上、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第二十三条を削り、第二十四条中「第二十二条第一項の協定案」を「前条第一項の規定による勧告に係る調停案」に、「あつ旋」を「調停」に、「及び協定案」を「及び調停案」に改め、同条を第二十三条とし、第三章中同条の次に次の二条を加える。

第二十四条　農林大臣は、生乳等取引契約に係る紛争でこれにつき都道府県知事に対し調停の申請があつたものについて当該都道府県知事からの申出があつた場合において、その申出に係る紛争と同種の紛争が他の都道府県においても発生しており、又は発生するおそれがあり、これらの紛争のなりゆきによつては二以上の都道府県の広範な地方にわたり生乳等の取引関係に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、中央生乳取引調停審議会の意見を聞き、その紛争の調停を農林大臣において処理すべき旨の決定をすることができる。

2　農林大臣は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該申出をした都道府県知事及び当該紛争の当事者に通知しなければならない。

3　都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該紛争に係る調停を打ち切り、すみやかに、農林大臣に対し、当該紛争について処理の経過を報告するとともに、関係書類を送付しなければならない。

第二十四条の二　農林大臣は、前条第一項の決定をしたときは、遅滞なく、中央生乳取引調停審議会の委員の中から三人を調停員として指名し、当該紛争に係る調停をその指名した調停員に行わせなければならない。

2　第二十一条第一項、第二十二条及び第二十三条の規定は、前項の調停員が行う調停について準用する。この場合において、第二十三条中「都道府県知事」とあるのは、「農林大臣」と読み替えるものとする。

〔別紙〕

酪農振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法改正の趣旨に即応し、その運用の全きを期するため、左記各項の実現に努むべきである。

記

一、乳製品の緊急保管を行うに当つては、生産者乳価の安定を図ることを本旨として措置するとともに、更に進んでは、別途に牛乳乳製品の価格安定機構の確立を検討すること。

二、有畜農家創設特別措置法に基く乳牛導入制度の融資条件を早急に改善すること。

三、牛乳乳製品の製造設備の新増設又は設備転換に必要な長期低利資金を農林漁業金融公庫、開発銀行等から貸付けることができる道をひらくこと。

四、牛乳乳製品の生産費、市況等に対する調査の徹底を期し、基礎資料の整備に全力を傾注すること。

公営住宅法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近の公営住宅管理の実情にかんがみ、管理に関する規定の整備をはかり、公営住宅本来の主旨にそつた管理、運営をはかろうとするもので、その要旨は次の通りである。

1　公営住宅入居者のうち、収入が一定基準をこえる者が引き続き三年以上入居している場合には当該住宅を明け渡すように努力する義務を課するとともに、事業主体に対しても当該居住者を他の適当な住宅にあつせんする義務を課し、同時に当該入居者がなお、ひきつづき入居をつづける場合には、割増賃料を徴収できるようにしたこと。

2　建設大臣が住宅対策審議会の意見をきいて、建築物価の変動を考慮して地域別に家賃の修正率をきめた場合、この修正率の範囲内の家賃変更については、公聴会にかけなくてもよいこととし、建築物価変動による家賃の不均衡是正について、その円滑かつ適正なる実施をはかつたこと。

3　低額所得者に対し家賃の減免をすることができること、事業主体は、敷金の運用による利益金を入居者の利便のために使用すべきことを明定する等、管理に関する規定の適正化をはかつたこと。

二　議案の可決理由

本案の主旨は、公営住宅の管理、運営を適正ならしめるための措置として妥当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十四日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鎌五郎殿

塩業整備臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における国内塩業の実情にかんがみ、その過剰生産力の円滑かつ適正な整理を行うため、一定期間に限り、塩又はかん水の製造を廃止した者に対して塩業整理交付金を交付するとともに、塩の需給調整上必要があるときは、製造の許可を取り消すことができることとする等所要の措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

従来、日本専売公社は一貫して国内塩の増産対策を講じてきたが、ここ数年来技術の飛躍的進歩のために食料塩たる国内塩は供給過剰となり製塩設備の整理統合を行わねばならぬ事態に立ち至つた。すなわち、現在日本の食料塩の需要は九十万トン内外であるにかかわらず、既に三十万トン過剰となる見通しなので、この過剰生産力を整理し、一定期間内の廃業者に対して塩業整理交付金等を交付することは必要適切な措置であると認め、本案は、別紙附帯決議を附して原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

塩業整理交付金は、製塩施設の製造廃止による減価をうめるための費用、廃業に伴つて必要とされる退職金を支払うための費用等であり、その総額は八十七億円に達するが、さしあたり昭和三十四年度は三十七億円余りを政府関係機関中、日本専売公社予算に計上し、昭和三十五年度に五十億円を予定している。

右報告する。

昭和三十四年三月二十四日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔別紙〕

塩業整備臨時措置法案に対する附帯決議

わが国の塩業が整備を受けざるを得ない事態に立ち至つたことについては従来政府並びに日本専売公社の施策に欠くる所多きものがあつたと認める。

よつて政府並びに日本専売公社は今回の整備に当り既存企業の保全に努力しやむを得ず整理せられる廃業者に対しては細心の注意を払い万遺憾なきを期するとともに、残存業者に対しても金融その他の面において一層の協力と援助を行わなければならない。

なお、塩専売事業の健全なる運営のためには今回の塩業整備のみをもつては十分とせず、事業全般にわたり再検討を加えこれが徹底的合理化を図る必要がある。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し送料は二十円）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(33)二一一一番(代表)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十四年五月二日

○第三十一回国会 衆議院会議録追録（その一）（三）

〔第三十号参照〕

自動車ターミナル法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近の自動車輸送の急激なる発展にかんがみ、自動車ターミナル事業の適正な運営及び専用自動車ターミナルの適正な管理を確保するとともに、自動車ターミナルの整備を促進することにより、自動車運送の健全なる発達を目的とするものであり、その要旨は次の通りである。

1　自動車ターミナル事業は免許事業とし、その使用料金については認可制を採り、さらに供用義務、構造設備の維持義務等を課して使用者の利便を確保するようにしたこと。

2　運輸大臣は、ある地区に自動車ターミナルが設置されているにもかかわらずそれを使用しないことによつて公衆の利便が阻害されていると認められる自動車運送事業者に対して当該自動車ターミナルを使用するよう命じ得るものとすること。

3　運輸大臣は、大都市等において多数のバス路線が集中している場所にバスターミナルがない場合、その地区に路線を有するバス事業者に共同してバスターミナルの設置に関して必要な措置をとるべきことを指示することができるものとすること。

4　運輸大臣は、必要により自動車ターミナルの設置又は改善のため用地及び資金の確保に関する措置を講ずるよう努力するものとしたこと。

二　議案の可決理由

最近の都市における自動車輸送の実情に対処するため妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十四年三月二十四日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

自動車ターミナル法案に対する附帯決議

政府は、自動車ターミナルの公共性にかんがみ、その整備を促進するため、国有及び公有地の貸付並びに道路、都市公園、駅前広場等の地下の占用等につき特別の配慮をするとともに、財政援助及び税の減免につき必要な措置を考慮すべきである。

なお、大都市におけるバスターミナル設置の緊要性にかんがみ、都心においてバスターミナル事業を経営する特殊法人の創設及びこれに対する政府出資につき早急に検討すべきである。

右決議する。

建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

建築基準法は去る昭和二十五年制定以来九年を経過し、この間における社会情勢の変化並びに建築技術の進歩に伴い、実情に沿わない面も生じて来たので、今回、同法施行の経験をも加味して全面的に検討を加え、実情に適合した合理的なものとすることが本案の目的である。

その要旨の主なる点は次の通りである。

1　最近の建築材料の進歩に伴い、従来の耐火構造と防火構造の中間的な防火性能を有する簡易耐火構造を本法の防火基準として設定し、これに伴つて防火に関する規定の整備を行つたこと。

2　用途地域内における建築制限のうち、工場に関するものにつき、最近の工業技術の進歩並びに公害防除施設の発達に伴い全面的な検討を加え合理化をはかる等用途地域に関する規定の整備を行つたこと。

3　がけ地等土地の事情によりやむをえない場合には、特定行政庁は建築審査会の同意をえて敷地と道路の関係についての規定の一部を緩和することができるようにし、また過小宅地が多い等土地の状況によりやむをえない場合で、特定行政庁が建設大臣の承認をえて指定する区域については、建ぺい率制限の一部を緩和できるようにする等実態に応じた制限ができるようにしたこと。

4　以上の他、昇降機等の建築設備、その他の工作物についても確認申請手続を準用すること、確認申請手数料を物価の変動に伴つて引き上げること等手続き関係の規定の整備を行つたこと。

二　議案の可決理由

本案の主旨は、建築行政の運営を適正ならしめるための措置として妥当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十五日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

土地区画整理法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和三十年に土地区画整理法が施行されて以来既に四年を経過し、その間土地区画整理事業を全国的に実施して、都市における公共施設を整備改善し、宅地の利用を増進してきたが、その運用の実績にかんがみ、宅地の立体化に関する規定等実情に即しない点があるのでこれらの点に関する規定を整備するのが本案の目的であり、その内容の主な点は次の通りである。

1　現行法では過小宅地等の換地の場合及び宅地所有者の同意があつた場合に限り、宅地の立体換地が認められているが、市街地の土地利用の高度化を促進するため都市計画上特に必要がある土地については、土地区画整理審議会の同意により宅地の立体換地を行うことができるものとすること。

2　土地区画整理事業の施行により、重要な公共施設の用地を造成した場合においては、施行者は、道路法その他の法律に基くその公共施設の管理者に対して、その用地取得費の範囲内において、土地区画整理事業の費用の全部又は一部の負担を求め

ることができるものとすること。

3　土地区画整理組合の役員、総代及び土地区画整理審議会の委員の任期は、最高三年となつているのを五年に延期すること。

4　所有権以外の権利で登記のないものは申告を義務づけられているが、申告後権利の移転、変更又は消滅があつた場合の届出については、当事者の双方又は一方から権利の異動を証する書類による届出をも認めるものとすること。

5　私道敷のような公共施設の用に供されている宅地については、事業の施行によりそれに代るべき公共施設が設置された場合等においては、当該宅地について換地を定めないで金銭により清算することができるものとすること。

6　保留地の処分については、施行者が土地区画整理審議会の同意を得て定める方法によることとなつていたのを改め、あらかじめ施行規程で定める方法によることとすること。

7　清算金を滞納する者に対して、施行者が延滞金を徴収することができるようにすること。

二　議案の可決理由

土地区画整理事業の実情にかんがみ、適切な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十五日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、低額所得者層の負担軽減を主眼として次の通り改めるものである。

1　扶養控除の引上げ

第一人目　七〇、〇〇〇円（現行五〇、〇〇〇円）但し昭和三十四年分　六五、〇〇〇円

第二、三人目　三〇、〇〇〇円（〃　三五、〇〇〇円）〃　〃　二八、五〇〇円

第四人目以下　三〇、〇〇〇円（〃　二五、〇〇〇円）〃　〃　二六、二〇〇円

2　税率

最低税率（一〇パーセント）の適用範囲の最高限度額（現行五〇、〇〇〇円）を一〇〇、〇〇〇円に引き上げる。

3　その他

退職所得の特別控除額を引き上げるとともに、災害によつて被害を受けたたな卸資産に係る純損失の繰越控除を青色申告者以外の者についても認めることとし、一定の臨時に発生する所得について五分五乗課税を行つて累進税率の適用を緩和する等の軽減及び合理化を図ろうとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、今次の税制改正の一環として、適切なものと認めるが、なお、青色申告の納税者が不当に権利を侵害されないために修正の必要を認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案の改正による減収見込額は次の通りである。

初年度　約三七九億円

平年度　約四二二億円

右報告する。

昭和三十四年三月二十五日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

（小字は修正）

第二十六条の二第一項第八号中「不具者控除額」を「障害者控除額」に改める。

第二十六条の三第十一項に後段として次のように加える。

この場合において、前項の規定による承認の取消の通知をするときは、その取消の基因となつた事由が同項に定める事由のいずれに該当するかを附記しなければならない。

第二十七条第七項中「第二十二条の二第五項」の下に「及び第二十五条の三」を加え、「及び第二十五条第四項」を「並びに第二十五条第三項及び第四項」に改める。

附　則

20　新法第五条第一項第二号、第十八条第四項、第二十六条第四項○、第二十六条の三第十一項○、第二十七条第七項、第二十九条第七項、第三十九条第五項、第六十一条及び第六十一条の三の規定は、この法律の施行後にこれらの規定に該当する事実が生じた場合について適用する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

利子所得について軽減税率による分離課税制度の適用期間を延長するとともに、長期性預貯金等の非課税措置を廃止し、価格変動準備金制度について、その取りくずしの方法を合理化し輸出所得控除制度の適用期間を延長するとともに、技術輸出の場合の所得控除額を引き上げ、交際費の損金不算入制度について、その基準額を合理化して適用期間を延長し、その他法人の増資の場合の登録税を軽減し、土地収用等の場合の負担の適正化を図ることとし、また、農地等の交換の場合の登録税、航空機についての通行税及び揮発油税の軽減等の措置を延長し、新たに、十三度清酒等につき軽減税率を設ける等の改正を行うものである。

二　議案の可決理由

本案は、今次の税制改正の一環として、妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、初年度増収額約五十五億円が見込まれている。

右報告する。

昭和三十四年三月二十五日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔第三十一号参照〕

防衛庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現下の情勢に対処し、国力に応じた防衛力を整備するため、防衛庁の職員の定員を一万二千八十二人増員して、二十五万四千七百九十九人に改めようとするもので、その増加の主なる内容は次の通りである。

1　自衛官の現定数二十二万二千百二人を八千八百三十三人増員して二十三万九百三十五人に改めること。

(1)　海上自衛隊にあつては、艦艇の増加に伴う要員並びに航空部門の増強及び後方関係の充実等に充てるため、二千二百二十六人増員して二万七千六百六十七人に改めること。

(2)　航空自衛隊にあつては、第五航空団の新設、航空警戒管制及び保安管制部門の整備拡大並びに学校、管制教育団、その他の教育部隊の充実及び補給処等の増強に充てるため六千六百人増員して、三万三千二百二十五人に改めること。

(3)　統合幕僚会議に所属する自衛官を七人増員して、四十三人に改めること。

2　自衛官以外の職員の現定数二万六百十五人を三千二百四十九人増員して二万三千八百六十四人に改めること。

なお、この法律の施行期日は、公布の日としている。

二　議案の可決理由

本案は、国土防衛のため、国

力にふさわしい自衛力の増強を図るものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案及び別途議決した自衛隊法の一部を改正する法律案の両案の施行に要する経費及びその他必要な経費として増勢分の歳出予算百二十五億五千五百万円のほか、国庫債務負担行為百九十八億八千七百万円及び継続費の昭和三十五年度以降の年割額の増加五十三億五千百万円が、昭和三十四年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鎌五郎殿

自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、自衛官の増員に伴い、部隊の編成を改めるとともに、所要の規定の整備を図ろうとするもので、その主なる内容は次の通りである。

1　方面隊三を増置し、五方面隊とし、陸上自衛隊の部隊の編成を改めること。

(1)　指揮系統の整理と陸上幕僚監部の業務の簡素化を図るため、陸上自衛隊の部隊は、方面隊及びその他の長官直轄部隊とし、管区隊及び混成団はすべて方面隊の隷属部隊とすること。

(2)　新設の三方面隊は、東北・東部、中部とし、その方面総監部の所在地をそれぞれ仙台市、東京都、伊丹市とすること。

2　第十混成団本部の所在地を三重県一志郡久居町から守山市に変更すること。

3　航空自衛隊における操縦要員の効果的養成を図るため、長官直轄部隊として新たに飛行教育集団を増設し、航空団及び飛行教育団をもつて編成し、同集団司令部を宇都宮市に置くこと。

4　航空防衛力の増強を図るため、新たに航空団一を増設し、これを第五航空団として、中部航空方面隊の隷下部隊に属せしめ、同司令部の所在地を宮城県桃生郡矢本町とすること。

5　航空団等の所在地等を変更すること。

(1)　第三航空団司令部及び管制教育団司令部の所在地を宮城県桃生郡矢本町から小牧市に変更すること。

(2)　北部航空方面隊司令部及び第二航空団司令部の所在地名を町が市になつたことに伴い、それぞれ三沢市、千歳市に変更すること。

6　陸上自衛隊の補給処及び病院並びに地方連絡部の長に対して指揮監督することができる部隊の長は、方面総監のみとすること。

7　自衛隊の病院の所掌事務を改め、病院において、診療又は看護に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練又は養成を行うことができるようにすること。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して、十月をこえない範囲内において、政令で定めることとし、一部については、公布の日から施行することとしている。

二　議案の可決理由

本案は、国土防衛のため、国力にふさわしい自衛力の増強を図るものであり、その措置は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案及び別途議決した防衛庁設置法の一部を改正する法律案の両案の施行に要する経費及びその他必要な経費として増勢分の歳出予算百二十五億五千五百万円のほか、国庫債務負担行為百九十八億八千七百万円及び継続費の昭和三十五年度以降の年割額の増加五十三億五千百万円が、昭和三十四年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鎌五郎殿

揮発油税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1　税率を一キロリットルにつき現行一万四千八百円を五千五百円引き上げて二万三百円とする。

2　製造場内に現存する揮発油が滞納処分等により換価されたときは、他の間接税と同様製造場から移出したものとみなすこと等である。

なお、この改正により初年度約百九十三億円の増収を見込んでいる。

二　議案の可決理由

本案は、道路整備財源確保の見地から妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鎌五郎殿

地方道路税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、別途行われる揮発油税率の引上げに伴い、地方道路税と揮発油税の現行の配分率を地方道路税分二百三十八分の三十五、揮発油税分二百三十八分の二百三に改めるとともに、利子税額、加算税額等の配分割合も同様に改正するものである。

二　議案の可決理由

本案は、揮発油税の税率引上げに伴う必要な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鎌五郎殿

物品税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

1　室内装飾用品、めつき製品など八品目を小売段階で課税することとするとともにサッカリン、ズルチンについては、税率を軽減して、選択により原料段階でも課税できるものとする。

2　化粧品、つり用具など十四品目についてはそれぞれ税率を引き下げ口紅、玉ラムネ、又は一部の課税物品の部分品などを非課税とするものである。

3　トランジスターラジオ、テープレコーダー、チクロ系甘味料及び高級織物については新規に課税を行おうとするものである。

なお、この改正により初年度約十億円、平年度約十一億円の減収が見込まれている。

二　議案の修正議決理由

本案は、課税物品間の均衡を図る見地から妥当と認めるが、諸般の事情を考慮して修正を行う必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙の通り附帯決議を附することに決した。

修正内容は、新規課税を行おうとする高級織物並びに従来製造課税となつている弾丸をそれぞれ課税から削除し、又従来製造課税となつているゴルフ用具等をゴルフ

ボールを除き、小売課税に移すとともに、銃については小売課税から製造課税に移すものである。

なお、書画、骨とうについて小売課税五パーセントとなつているものを三パーセントに改める。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、予算に及ぼす減収額は次の通りである。

初年度　約五億五千万円

平年度　約六億九千万円

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

山中大蔵政務次官は、本修正に対して「やむをえない」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第一条第一項を次のように改める。

左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニハ本法ニ依リ物品税ヲ課ス

第一種

甲類

一　貴石及半貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品

二　真珠及之ヲ用ヒタル製品

三　貴金属製品（貴金属ヲ鍍シ又ハ張リタル製品ニシテ第一種乙類各号及第二種各号ニ掲ゲザルモノヲ含ム）及金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第三号ニ掲グルモノヲ除ク

四　鼈甲製品、珊瑚製品、琥珀製品及象牙製品

五　七宝製品

六　毛皮製品

七　銃（ゴルフ用具、同部分品及附属品但シ第二種第二号ニ掲グルモノヲ除ク）

乙類

八　室内装飾用品及釣燈籠

九　茶道用具、香道用具及華道用具

十　化粧廻及装飾用又ハ調度用繊維製品

十一　高級織物（和装生地又ハ帯地ニ在リテハ一反又ハ一本ニ付価格二万五千円以上ノモノ洋装生地中幅百三十糎以上ノモノニ在リテハ一米ニ付五千五百円以上其ノ他ノモノニ在リテハ命令ヲ以テ定ムル価格以上ノモノヲ謂フ）

十二　身辺用細貨類

十三　囲碁用具、将棋用具及チェス用具

十四　書画及骨董

第二種

甲類

一　高級普通乗用自動車（輪距三百五糎又ハ気筒容積四千立方糎ヲ超ユルモノヲ謂フ）

二　ゴルフ用具（ボール）、同部分品及附属品

三　貴金属製ノ時計及同部分品並ニ金又ハ白金ヲ用ヒタル時計及同部分品

乙類

四　娯楽用ノモーターボート、スカール及ヨット

五　撞球用具

六　羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品

七　電気冷蔵器及瓦斯冷蔵器

八　電気、瓦斯又ハ液体燃料ヲ使用スルラジエーター（室内用ノモノニ限ル）又ハルームクーラー

丙類

九　普通乗用自動車但シ第三十七号及第四十八号ニ掲グルモノヲ除ク

十　写真機、写真引伸機、映写機、同部分品及附属品並ニ現像焼付用器具

十一　双眼鏡及斐眼鏡

十二　蓄音器及同部分品

十三　楽器、同部分品及附属品

十四　テレビジョン受像機及同部分品但シ第五十一号及第五十二号ニ掲グルモノヲ除ク

十五　扇風機

十六　写真用ノ乾板、フィルム及感光紙

十七　○銃及○薬莢及弾丸

丁類

十八　電気、瓦斯又ハ液体燃料ヲ使用スルストーブ

十九　電気器具、瓦斯器具及液体燃料器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

二十　氷冷蔵器

二十一　家具

二十二　鉄瓶並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

二十三　照明器具

二十四　ネオン管

二十五　煙火類

二十六　蚊遣及線香類

二十七　蓄音器用ノレコード

二十八　文具類

二十九　アルバム並ニ観賞用ノ写真及印刷物類

三十　飾物、玩具及遊戯具類但シ第四十四号ニ掲グルモノ及トランプ類税ヲ課セラルルモノヲ除ク

三十一　皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ

三十二　鞄、トランク及袋物類

三十三　帽子、杖及鞭

三十四　喫煙用ライター、電気マッチ、煙草入、パイプ其ノ他ノ喫煙用具

三十五　化粧用具

三十六　化粧品但シ第五十三号ニ掲グルモノヲ除ク

三十七　小型普通乗用四輪自動車（電気ヲ動力源トスルモノニ在リテハ輪距二百五十四糎以下其ノ他ノモノニ在リテハ輪距二百五十四糎以下ニシテ気筒容積千五百立方糎以下又ハ四輪駆動式ノモノヲ謂フ）

戊類

三十八　ラジオ聴取機（受信用真空管ヲ使用セザルモノヲ含ム以下同ジ）但シ第五十一号ニ掲グルモノヲ除ク

三十九　テープ式磁気録音再生機

四十　幻燈機及同ケース

四十一　電球類

四十二　時計及同部分品

四十三　魔法瓶及同ケース

四十四　釣用具、スキー用具、スケート用具、登山用具、モーターボート、スカール及ヨット

四十五　嗜好飲料但シ第三種第三号ニ掲グルモノ及酒税ヲ課セラルルモノヲ除ク

四十六　烏龍茶、包種茶、コーヒー、ココア及此等ノ代用物

四十七　グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料

己類

四十八　乗用三輪自動車及自動自転車

四十九　金庫

五十　敷物類

五十一　オールウェーブラジオ聴取機以外ノラジオ聴取機ニシテ受信用真空管五個以下又ハトランジスター八個以下ノモノ及ラジオ聴取機ノ部分品

五十二　受信用真空管、マイクロフォン、拡声用増幅器及拡声器

五十三　化粧クリーム、化粧水、化粧下、頭髪用ノ油及煉油、整髪料、養毛料並ニ染毛料

五十四　果実エッセンス類

五十五　紙及セロファン

第三種

一　燐寸

二　サッカリン、ズルチン、チクロヘキシルスルファミン酸ソーダ、オルソトロールスルフォアミド、パラフェネチヂン及チクロヘキシルアミン（以下人工甘味料ト謂フ）

三　清涼飲料（玉ラムネ壜以外ノ容器ニ充塡シタルモノニ限ル）

第二条第二項中「百分ノ十」を「百分ノ五」に改め、同条第三項中「四立方呎」を「百十四立」に改め、同条第四項中「第四十八号」を「第三十六号及第三十七号」に改め、同条第五項中「紙」を「果実エッセンス類並ニ紙」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条　第一種ノ物品ノ小売業者ガ其ノ第一種ノ物品ニ付販売若ハ買受ノ委託ヲ受ケテ之ヲ販売シ若ハ其ノ買受ノ委託者ニ引渡ス場合又ハ其ノ第一種ノ物品ニ付売買ノ媒介ヲ為ス場合ハ之ヲ其ノ所有ニ係ル当該物品ノ販売ト看做ス

第一種ノ物品ノ材料（第一種ノ物品ニ該当スルモノヲ除ク）ヲ販売シタル第一種の物品ノ小売業者ガ其ノ販売先ヨリノ委託ニ基キ之ニ彫刻其ノ他ノ加工ヲ施シテ之ヲ当該販売先ニ引渡ス場合ニ於テ当該加工後ノ物品ガ第一種ノ物品ニ該当スルトキハ之ヲ当該第一種ノ物品ノ販売ト看做ス此ノ場合ニ於テ其ノ委託者ガ当該加工ニ必要トサルル材料（当該小売業者ガ販売シタルモノヲ除ク）ヲ提供シタルトキハ当該材料ノ価格ヲ除キタル金額ヲ当該第一種ノ物品ノ販売価格ト看做ス

高級織物ニシテ第一条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノヲ使用シタル洋服、和服其ノ他ノ衣料品（第一種ノ物品ニ該当スルモノヲ除ク）ガ販売セラルル場合ハ当該衣料品ノ販売業者ガ第一種ノ物品ノ小売業者トシテ当該衣料品ニ使用セラレタル当該高級織物ヲ販売スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該衣料品ノ販売価格ヨリ当該衣料品ト為スニ要シタル費用ヲ控除シタル金額ヲ当該高級織物ノ販売価格ト看做ス

展覧会其ノ他之ニ類スル催物ヲ行フ場所ニ於テ其ノ催物ノ主催者ガ第一種ノ物品ヲ販売スル場合ハ当該主催者ガ第一種ノ物品ノ小売業者トシテ当該物品ヲ販売スルモノト看做ス

第一種ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ売買セラルル場合（強制競売又ハ之ニ準ズベキ場合ヲ除ク）ハ其ノ札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ第一種ノ物品ノ小売業者トシテ当該物品ヲ販売スルモノト看做ス

附　則

1　この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、改正後の物品税法（以下「新法」という。）第六条第三項の規定中改正に係る部分及び新法のその他の規定中次に掲げる物品に係る部分は、同年五月一日から適用する。

一　第一種第三号に掲げる物品のうち、改正前の物品税法（以下「旧法」という。）第一条第一項第二種第二十五号に掲げる物品に該当するもの

二　第一種第六号に掲げる物品のうち、旧法第一条第一項第二種第五十二号に掲げる物品に該当するもの

三　第一種第七号から第十二号までに掲げる物品

四　第二種第三十八号及び第五十一号に掲げる物品のうち、受信用真空管を使用しないラジオ聴取機

五　第二種第三十九号に掲げる物品

六　第三種第二号に掲げる物品のうち、チクロヘキシルスルファミン酸ソーダ、オルソトロールスルフォアミド、パラフェネチヂン及びチクロヘキシルアミン

2　この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税及び前項第一号から第三号までに掲げる物品（新法第一条第一項第一種第十一号に掲げる物品を除く。）で昭和三十四年四月中に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるもの（製造場から移出されるものとみなされるものを含む。）に対する物品税については、なお従前の例による。

6　次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定による物品税の免除を受けて昭和三十四年四月一日前に第一種の物品の小売業者が販売した旧法第一条第一項の第一種の物品又は当該免除を受けて同年四月一日（附則第一項第一号から第三号までに掲げる物品（新法第一条第一項第一種第十一号に掲げる物品を除く。）については、同年五月一日。以下この項において同じ。）前に製造場から移出され、若しくは保税地域から引き取られた旧法第一条第一項の第二種若しくは第三種の物品について、同年四月一日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における物品税の徴収については、なお従前の例による。

免除の規定	追徴の規定
物品税法第十一条第一項	同法第十一条第三項
物品税法第十二条第一項	同法第十二条第二項
物品税法第十三条第一項	同法第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条ノ二第三項若しくは第十八条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項	同法第五条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第一項	同法第七条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第九条第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第九条第二項又は第十一条第三項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七条	同法第八条
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百十二号）第二条第一項

21　昭和三十四年五月一日に製造場以外の場所において販売業者が所持する附則第一項第一号から第三号までに掲げる物品（新法第一条第一項第一種第十一号に掲げる物品を除く。）については、新法第四条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、物品税を免除する。

〔別紙〕

物品税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

商標指示に関する物品税法第六条第三項の改正は、物品税課税の適正化、公正化を趣旨とするものであるから、その実施に当つては、政府は本条の適用範囲、実施の時期等につき慎重な配慮をなし、これが正常な取引関係を著しく阻害することのないよう措置することを要望する。

入場税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

入場税負担の軽減及び合理化等を図るため次の通り改めるものである。

1　税率の引下げ

映画等に対する現行の五段階税率の区分を、五十円以下一割、百円以下二割、百円をこえるもの三割の三段階に改正するものである。

なお、演芸、音楽、見せ物については、演劇と同じ軽減税率を適用しようとするものである。

2　免税点の創設及び引上げ

仮設小屋等で行われる映画、演劇等の臨時興行について、新たに三十円の免税点を設け、展覧会場等への入場についても現行二十円の免税点を三十円に引き上げようとするものである。

なお、この改正により初年度約十九億円、平年度約二十三億円の減収が見込まれている。

二　議案の修正議決理由

本案は、入場税負担の軽減を図る見地から妥当と認めるが、諸般の事情を考慮して修正を行う必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

修正内容は、五十円以下一割の税率を七十円以下まで引き上げることと新たに設ける免税点と現行の免税点の引上げを三十円からそれぞれ二十円に戻すことである。

なお、施行期日を昭和三十四年五月一日から同年八月一日にするものである。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、予算に及ぼす影響は初年度においては関係ないが、平年度において約十億円減収が見込まれる。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

山中大蔵政務次官は、本修正に対して「賛成である」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐘五郎殿

〔別紙〕

（小字及び┃┃は修正）

第四条第一項第一号中○「○五十円以下」を「○七十円以下」に、○「○五十をこえ、○であるとき」を「○七十円をこえ、○であるとき以下○」に、「○八十円以下○」を「○百円以下○」に、「八十円をこえ、百三十円以下であるとき」を「百円をこえるとき」に改め、「入場料金が一人一回について百三十円をこえ、百五十円以下であるとき」、「入場料金の百分の四十」、「入場料金が一人一回について百五十円をこえるとき」及び「入場料金の百分の五十」を削り、同条第二項中「八十円」を「百円」に改め、同条第三項中「演劇」の下に「、演芸、音楽又は見せ物」を加え、「八十円」を「百円」に改める。

第五条第一項中「第二種の場所」を「第一種の場所のうち、主催者が催物を行うため臨時に設けたものその他これに類するものとして政令で定めるもの」に改め、「入場料金が」の下に「、当該催物の期間を通じ、すべて」を加え、「二十円」を「三十円」に改め、同条第二項中「学校教育法」を「前項の規定に該当する場合のほか、学校教育法」に、「興行場等に」を「第一種の場所へ」に改め、「、前項の規定にかかわらず」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3　第二種の場所への入場者から領収する入場料金が一人一回について三十円以下であるときは、入場税を課さない。

第五条第二項中「学校教育法」を「前二項の規定に該当する場合のほか、学校教育法」に改め、「前項の規定にかかわらず」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第二種の場所への入場者から領収する入場料金が一人一回について二十円以下であるときは、入場税を課さない。

第六条第一項中「○五十円、○八十円、百三十円、百五十円」を「○七十円、○百円」に改め、同条第二項中「前条第一項」を「○第一項又は第二項」に改め、「（前条第二項に規定する場合に該当するときは、同項に規定する金額。以下この項において同じ。）」を削り、「又は同項第二号に該当するときは」に改め「前条第三項に規定する場合に該当する税率」を「（当該入場者が第二種の場所への入場者である場合には、同項第二号に規定する税率）」に、「前条第二項に規定する場合に該当する入場」を「同条第一項に規定する第一種の場所への入場でその入場料金が同項の期間を通じすべて一人一回について三十円以下であるもの及び同条第二項に規定する場合に該当する入場」に改める。

第十九条第一項第六号を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「二十円」を「三十円」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第五条第一項の規定の適用を受ける場合

附　則

1　この法律は、昭和三十四年五月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、同年四月一日から施行する。

3　昭和三十四年五月一日以後に入場するために使用されることが明らかな入場券を、政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて同日前に前売するときは、その領収した入場料金は、同日に領収したものとみなす。

4　この法律の施行の日から六月間に限り、第一種の場所の経営者がその場所への入場（改正前の入場税法第四条第二項及び第三項に規定する入場を除く。）について定める入場料金（各等級別に定められる一人一回の入場料金をいう。以下同じ。）が、昭和三十四年三月三十一日以前六月間において、通算して最も長い期間定められていた入場料金につき政令で定めるところにより端数計算をした額（以下「基準額」という。）をこえるときは、当該入場につき定められる入場料金について課される入場税の税額の算定については、なお従前の例による。ただし、催物の種類が異なることとなつたことその他これに類する政令で定める事由が生じたため、当該経営者において当該入場について定める入場料金が基準額をこえることにつき所轄税務署長の承認を受けた場合又は○改正前の入場税法第六条第一項の規定の適用がある場合において基準額が○五十円以下、○七十円をこえ○八十円以下若しくは○百円をこえ百三十円以下○（○改正ときを除き、○改正合前の入場税法第四条第二項及び第三項に規定後の入場税法第四条第三項に規定する入場について基準額が五十円以下若しする入場（演劇をもつぱら催す場

くは七十円をこえる場合、所への入場を除く。）については、基準額が五十円以下若しくは七十円をこえ八十円以下」である場合○には、この限りでない。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在酒類については、ごく一部のものを除き物価統制令に基く最高統制価格、いわゆる公定価格が設けられているが、将来公定価格が廃止された際においても、国家財政に重要な地位をもつ酒税の保全に支障をきたすことのないよう、酒類の価格制度についてあらかじめ法的な準備を整えておくこととするとともに、酒類業組合等の運営に関し、若干の改正を加えることとしようとするものであつて、主なる内容は次の通りである。

1　酒類の価格制度として、現行の協定価格のほかに、新たに、基準販売価格、制限販売価格及び再販売価格の制度を設けることとしている。すなわち、大蔵大臣は、酒類の保全のため必要があると認める場合には、酒類の取引の基準となるべき販売価格を各酒類について定めることができることとし、同時に、級別の区分のある酒類については、各級別を通ずる酒税の収入を確保するため、下級酒類の最高販売価格を定めることができることとしている。また、大蔵大臣の指定した酒類については、その認可をうけて再販売価格維持契約を締結することができることとしている。

2　最近における立法例及び現行法の実施状況にかえりみ、酒類業組合について理事会制度を設けることとするとともに、合理化のためのカルテルを締結することができることとする等所要の規定の整備を図ることとしている。

二　議案の可決理由

本案は、将来酒類に対する公定価格が撤廃された際における酒類保全のための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

［別紙］

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、公定価格の撤廃と新価格制度への移行に当つては、相当長期の準備期間をおき、この間政府は業界の体制を整備するよう努力するとともに、その実施については、各酒類間の実施時期をなるべく同一時期とするよう努力する。

二、新たに協定価格制度を実施するに当つては、業界の実態にかえりみ、要すれば安定帯価格方式とすべきである。

三、当法律案と直接的関係はないが、総じて酒税率が高率に失するにより、これが低減につとめ、且つ、酒類間の不均衡の是正を行うべきである。

なお、清酒については、現行級別のほかに、消費者の購買力に応じて段階を増加する等取引に弾力性をもたせるべきである。

［第三十二号（その一）参照］

昭和三十四年度一般会計予算補正（第1号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算補正は、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への追加出資に関するものである。

以上の補正の結果、昭和三十四年度一般会計予算総額は一、四四四、三二二、一四二千円となる。

歳出

国際通貨基金及国際復興開発銀行出資諸費　二五、〇七三、九七九千円

この経費は、「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律」（仮称）の規定に基いて、国際通貨基金に対して二億五千万ドル、国際復興開発銀行に対し四億一千六百万ドルの追加出資に要するものである。

経費の内訳　（単位千円）

1　国際通貨基金関係　二三、四二二、五九五

出資用金地金購入費　二二、五〇〇、〇〇〇

出資用金地金購入手数料等　二二、五九五

出資金（円貨現金払込分）　九〇〇、〇〇〇

2　国際復興開発銀行関係　一、六五一、三八四

出資金（米貨払込分）　五九七、六〇〇

出資金（円貨現金払込分）　一、〇五三、七八四

計　二五、〇七三、九七九千円

歳入

雑収入

日本銀行特別納付金　二五、〇七三、九七九千円

この追加額は、「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律」（仮称）の規定によつて、日本銀行から納付される日本銀行所有の金地金の評価替による益金に相当する金額の受入見込額を計上したものである。

二　本予算の可決理由

本予算補正は、当初予算作成後生じた事由による必要なる処置であつて、妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

予算委員長　楢橋　渡

衆議院議長加藤鐐五郎殿

特許法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の特許法は、大正十年に制定され、爾来、数回の小改正を行つたのみであり、この間における経済情勢の変化、科学技術の進歩に伴い、実情に沿わない面も多々あるので、今回同法施行の経験をも加味して、全面的に検討を加え、現状に適合した合理的なものとすることが本案の目的である。

その要旨は次の通りである。

1　権利侵害に関する規定を新設したこと。

2　審判制度を二審制より一審制に改正したこと。

3　権利範囲の確認審判を特許庁の判定と改めたこと。

4　実施権を明確化したこと。

5　外国頒布の文献記載の発明は不特許としたこと。

6　特許要件に発明の進歩性の規定を追加したこと。

7　不特許発明に「原子核変換方法により製造されるべき物質」の規定を追加したこと。

8　特許権の存続期間の延長制を廃止したこと。

9　関連数発明を一出願にてなし得る道を拡大したこと。

10　公益上、特に必要な発明は、国以外の者でも実施できる規定を設けたこと。

11　無効審判請求の除斥期間は、一部を除き廃止したこと。

12　特許権の効力は業として実施するものに限定したこと。

13　特許料及び手数料の値上げを行つたこと。
等々である。
二　議案の可決理由
本案の主旨は、特許行政の運営を適正ならしめるための措置として妥当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
なお、別紙のごとき附帯決議を附することと決した。
右報告する。
昭和三十四年三月二十七日
商工委員長　長谷川四郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕
特許法案に対する附帯決議
政府は、特許法を初め工業所有権に関する新法の制定とともに、特許行政についても画期的改善を加え、特に左記諸点については速かに方策を樹立するとともに、その早急な実現を図るべきである。
記
一、今回の改正による特許料、登録料及び手数料の値上げに伴う増収分は、あげて、人員の増加を初め、審査、審判事務の促進のための経費に充当し、出来得れば、補正予算で措置すること。
二、累積せる審査、審判件数の一掃につき応急、恒久対策を樹立すること。
三、審査官、審判官については、その職務の特殊性並びに有能人材確保の困難性にかんがみ、妥当適正な特別給与制度を考慮すること。
四、工業所有権関係新法の運用に当つては、常に技術の進歩及び時代に即応するよう措置すること。
なお、速やかに弁理士法の根本的改正法案を提出すること。
五、特許発明の企業化促進のため、一般に対する発明内容の周知に努めるとともに、補助金制度等を拡充強化すること。

特許法施行法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
本案は、特許法の施行に伴い、必要な経過措置等と、施行期日を定めたもので、通常立法の場合は附則とすべき事項であるが、特許法は膨大なものであるため単独法案としたものである。
なお、施行期日は昭和三十五年四月一日である。
二　議案の可決理由
本案の主旨は、特許法制定に伴い、当然の措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十四年三月二十七日
商工委員長　長谷川四郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

実用新案法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
現行の実用新案法は、大正十年に制定され、爾来、数回の小改正を行つたのみであり、この間における経済情勢の変化科学技術の進歩に伴い、実情に沿わない面も多々あるので、今回同法施行の経験をも加味して、全面的に検討を加え、現状に適合した合理的なものとすることが本案の目的である。
その要旨は次の通りである。
1　権利侵害に関する規定を新設したこと。
2　審判制度を二審制より一審制に改正したこと。
3　権利範囲の確認審判を特許庁の判定と改めたこと。
4　実施権を明確化したこと。
5　実用新案権の対象を型から考案に改正したこと。
6　特許出願との間に、先、後願の相互関係規定を設けたこと。
7　特許法案に準じて、規定を改正したこと。
8　登録料及び手数料の値上げを行つたこと。
等々である。
二　議案の可決理由
本案の主旨は、特許行政の運営を適正ならしめるための措置として妥当なものであると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十四年三月二十七日
商工委員長　長谷川四郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

実用新案法施行法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
本案は、実用新案法の施行に伴い必要な経過措置等と、施行期日を定めたもので、通常立法の場合は附則とすべき事項であるが、実用新案法は膨大なものであるため単独法案としたものである。
なお、施行期日は昭和三十五年四月一日である。
二　議案の可決理由
本案の主旨は、実用新案法制定に伴い、当然の措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十四年三月二十七日
商工委員長　長谷川四郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

意匠法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
現行の意匠法は、大正十年に制定され、爾来、数回の小改正を行つたのみであり、この間における経済情勢の変化、科学技術の進歩に伴い、実情に沿わない面も多々あるので、今回、同法施行の経験をも加味して、全面的に検討を加え、現状に適合した合理的なものとすることが本案の目的である。
その要旨は次の通りである。
1　権利侵害に関する規定を新設したこと。
2　審判制度を二審制より一審制に改正したこと。
3　権利範囲の確認審判を特許庁の判定と改めたこと。
4　実施権を明確化したこと。
5　外国において公知、公用又は頒布刊行物記載の意匠を不登録とする規定を追加したこと。
6　販売、展示等による公知は、六カ月以内に限り登録となり得る例外規定を新設したこと。
7　組の物品の意匠の規定を新設したこと。
8　意匠権の存続期間を十五年に変更したこと。
9　特許法案に準じて、規定を改正したこと。
10　登録料及び手数料の値上げを行つたこと。
等々である。
二　議案の可決理由
本案の主旨は、特許行政の運営を適正ならしめるための措置として妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十四年三月二十七日
商工委員長　長谷川四郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

意匠法施行法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
本案は、意匠法の施行に伴い必要な経過措置等と、施行期日を定めたもので、通常立法の場合は附則とすべき事項であるが、意匠法は膨大なものであるため単独法案としたものである。

なお、施行期日は昭和三十五年四月一日である。

二　議案の可決理由

本案の主旨は、意匠法制定に伴い、当然の措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

商標法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の商標法は、大正十年に制定され、爾来、数回の小改正を行つたのみであり、この間における経済情勢の変化、科学技術の進歩に伴い、実情に沿わない面も多々あるので、今回同法施行の経験をも加味して、全面的に検討を加え現状に適合した合理的なものとすることが本案の目的である。

その要旨は次の通りである。

1　権利侵害に関する規定を新設したこと。

2　審判制度を二審制より一審制に改正したこと。

3　権利範囲の確認審判を特許庁の判定と改めたこと。

4　使用権を明確化したこと。

5　商標の不登録事由を追加したこと。

6　商標権の自由譲渡を認めたこと。

7　商標の使用許諾と質権の設定を認めたこと。

8　団体標章制を廃止したこと。

9　商標権の存続期間を改正したこと。

10　防護標章制度の規定を新設したこと。

11　不使用取消制度を強化したこと。

12　登録料及び手数料の値上げを行つたこと。

二　議案の可決理由

本案の主旨は、特許行政の運営を適正ならしめるための措置として妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

商標法施行法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、商標法の施行に伴い必要な経過措置等と、施行期日を定めたもので、通常立法の場合は附則とすべき事項であるが、商標法は膨大なものであるため単独法案としたものである。

なお、施行期日は昭和三十五年四月一日である。

二　議案の可決理由

本案の主旨は、商標法制定に伴い、当然の措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特許法案等の施行に際して、必要な関係諸法令の改正を内容としたものである。

このような他法令の整理に関する事項は、経過的事項を規定した附則または施行法案において規定するのが通常であるが、特許法案、実用新案法案、意匠法案及び商標法案に共通な事項が少くないので、単独法案としたものである。

二　議案の修正議決理由

本案の主旨は、特許法案等施行にあたり妥当なる措置であると認めるが、ただ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第百条は削除する必要がないので字句の修正のみを行い別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正）

第四条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「又は第百条第一項第一号」を削る。

第百条を次のように改める。

「専用実施権若しくは通常実施権」を「第一項及び第三項中「実施権」を

第百条　削除

特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特許法案、実用新案法案、意匠法案及び商標法案において、特許料、登録料が現行の約二倍に値上げされているが、これらは、いずれも施行期日が、昭和三十五年四月一日となつているので、あらかじめ本案により新法と同様の額まで値上げを行い、新法への移行を円滑ならしめるためのものである。

二　議案の可決理由

特許法案等新法施行の経過措置として妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月二十七日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔第三十三号参照〕

農林漁業基本問題調査会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、わが国農林漁業の生産力が戦後著しく増大し、国民経済の復興と成長に寄与するところ大なるものあるにかかわらず、その反面、他産業との間の所得の較差がなお相当の開きを示している実情にかんがみ、農林漁業と他産業との均衡ある発展を確保し、農林漁業における生産性の向上と所得の増大を図るため、総理府の附属機関として、農林漁業基本問題調査会を、二年間、設置しようとするもので、その主なる内容は次の通りである。

1　調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、農林漁業に関する基本問題を調査審議し、諮問に関連する事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

2　調査会は委員三十人以内で組織し、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員二十人以内を置くことができる。

3　委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命し、臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　調査会に、会長を置き、委員

の互選によつてこれを定め、会長は会務を総理する。

5　調査会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員三十人以内を置くことができ、専門調査員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6　調査会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する幹事十五人以内を置き、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣がこれを任命する。

7　委員、臨時委員、専門調査員及び幹事は、いずれも非常勤とする。

8　調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

9　調査会の庶務は、農林大臣官房において処理する。

10　この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は政令で定める。

11　この法律は、昭和三十四年四月一日から施行し、昭和三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

二　議案の修正議決理由

本案は、農山漁家の収入の実情にかんがみ、その生活の安定向上を図るため妥当な措置と認めるが、施行期日を公布の日と修正することを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、三千三百六万一千円が昭和三十四年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月三十一日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日昭和三十四年四月一日から施行する。

〔別紙〕

農林漁業基本問題調査会設置法案に関する附帯決議

本調査会の使命の重大性にかんがみ政府は本法実施に当つて特に左記事項に関して遺憾無きを期すべきである。

記

一、調査会委員の選任に当つては広く学識経験者の衆智を集約し得るよう慎重に配慮し、いやしくも特定の政治的立場に偏するがごとき構成を厳に排すること。

一、本法の有効期間内に政府において農林漁業に関する基本政策を立法化することを目途として、これに必要な答申を可及的短期間内になし得るよう作業を進めること。

一、政府は調査会の答申を尊重して、これを立法化するとともに必要な財政措置を講ずること。

右決議する。

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨及び目的は次の通りである。

第一点は、国民年金制度の実施に伴う事務機構を整備するため、新たに厚生省の内部部局として年金局を設置し、国民年金事業の企画、立案、指導監督等の事務を所掌させること。

第二点は、国民年金事業の実施に関する重要事項に関し、ひろく国民各層の意見を徴し、その適切な運営に資するため、附属機関として新たに国民年金審議会を設置すること。

第三点は、国民皆保険の進展と医療事情の推移にかんがみ、適切な医療制度の樹立に資するため、医療に関する制度及びこれに関連する基本的事項を調査審議する機関として、臨時に、医療制度調査会（存続期間は二年）を設置すること。

第四点は、現在建設中の千鳥ケ淵戦没者墓苑は、国が設立するものであり、その維持管理も国が直接行う必要があるため、大臣官房の所掌事務に、千鳥ケ淵戦没者墓苑の維持管理を加えること。

第五点は、母体の健康を保護することを目的とする受胎調節は、児童局の行政面で取り扱つている母子衛生の分野と密接な関連を有しているので、これらの事務を一体的に行うことにより、健全な家庭の建設に資するため、優生保護法の施行に関する事務のうち受胎調節に関する事務を、公衆衛生局から児童局に移管すること。

第六点は、旧海軍に係る復員関係事務量の漸減に伴い、地方復員部を廃止すること。

なお、施行期日は、年金局及び国民年金審議会の設置は本年五月一日、地方復員部の廃止は本年十一月十六日、その他は本年四月一日としている。

二　議案の修正議決理由

本案は、厚生行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に二千八百二十二万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年三月三十一日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

この法律中第八条、第九条第一項、第十三条、第二十九条第一項及び附則の改正規定（国民年金審議会に係る部分を除く。）は昭和三十四年四月一日から、目次中第二章第三節及び第三章に係る部分並びに第三章の改正規定は同年十一月十六日から、その他の規定は同年五月一日から施行する。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、精神薄弱者援護施設（十八歳以上の精神薄弱者を収容し、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う施設をいう。）を経営する事業を第一種社会福祉事業とすることである。

二　議案の可決理由

十八歳以上の精神薄弱者に対する援護措置の推進を図るため精神薄弱者援護施設を経営する事業を第一種社会福祉事業とすることは、時宜に適するものと認め、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に二千五百七十万一千円を計上している。

右報告する。

昭和三十四年三月三十一日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、近年、海外からの建設事業に関する引合等が漸次増加している現状にかんがみ、わが国の海外建設協力を促進するため、わが国の建設業者又は建設工事の設計、監理等を行ういわゆる建設コンサルタントの海外における事業活動に必要な入札保証金、契約保証金、建設機械購入資金等の多額の事業資金の調達について、これらの者の担保能力を増強し、金融の円滑化を図ることを目的とするもので、その要旨は次の通りである。

1　保証事業会社は、本来の業務である前払金保証事業のほか、公共工事に関する資金についての金融保証事業等を兼営しているが、新たに、建設業を営む者又は建設コンサルタント（建設工事に関する設計、監理、調査等を業とする者）が外国において業務を行う場合に必要な資金又は信用についての保証事業をも兼業として営むことができるものとすること。

2　保証事業会社の兼業の範囲を拡大することに伴い、これらの事業に関する約款の制定及びこれらの業務に関する建設大臣の監督について必要な規定を設けるものとすること。

二　議案の可決理由

建設業者又は建設コンサルタントの外国における事業活動の促進を図るため、保証事業会社が当該事業活動に必要な資金の借受等に関する債務の保証事業をも営むことができることとする必要を認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三十一日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔第三十四号参照〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、今回デンマーク王国との間に所得税及び法人税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結し、その批准について別途承認されているので、この条約に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要すると認められるものについて所要の立法措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由
日・デ両国間の二重課税を防止し、文化経済の交流の円滑を図るための措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十四年三月三十一日
大蔵委員長　早川　崇
衆議院議長加藤鐐五郎殿

中小企業退職金共済法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、中小企業者の相互扶助の精神に基き、その拠出による退職金共済制度を確立し、もつて中小企業従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とするものである。
その要旨は次の通りである。
1　常時雇用する従業員の数が百人（商業又はサービス業等を主たる事業とする事業主については、三十人）をこえない事業主は、退職金共済契約を締結することができることとすること。
2　掛金は共済契約者の全額負担とし、掛金月額は被共済者一人につき二百円以上千円以下とし、その間を百円刻みとすること。
3　給付は退職金及び解約手当金とし、その支給額は掛金納付月数（十二月未満のものを除く）に応じ、法律で定めること。
4　この制度の運営に当らせるため、中小企業退職金共済事業団を設置することとし、その組織、財務その他所要の事項を定めること。
5　事業団の余裕金は資金運用部に預託し運用する等のほか、できるだけ中小企業者の事業資金に融通されるように配慮されなければならないこととすること。
6　国は、掛金納付月数が八十四月以上である被共済者に係る退職金について、一定の国庫補助を行うこととすること等である。

二　議案の修正議決理由
中小企業退職金共済制度を創設することとし、これに関し必要な事項を定めることは、中小企業従業員の福祉の増進と中小企業の振興に資するため、その趣旨は適切妥当なものと認めるが、なお、本制度の内容を一層充実させるため、本案は別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。
修正の要旨は次の通りである。
1　退職金共済契約の締結について、個人別任意加入を任意包括加入に改め、この場合において、従業員の意見を聞かなければならないこととすること。
2　掛金納付月数の通算の条件を緩和すること。
3　この法律の改正及び施行に関する重要事項につき、諮問機関として労働省に中小企業退職金共済審議会を設置すること。
4　退職金に対する国庫補助について、掛金納付月数八十四月以上を六十月以上に改めること。
5　その他本制度の内容を充実させるため所要の修正を加えること等である。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費
中小企業退職金共済制度実施に必要な経費として、昭和三十四年度一般会計予算に五千七十九万二千円を計上している。
なお、本修正の結果必要とする経費は、初年度約二十万円、平年度約六百四万二千円の見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して倉石労働大臣は、本修正に対して「国庫補助の増額は別として全体としては、その趣旨に賛成である。」旨の意見を述べた。

右報告する。
昭和三十四年三月三十一日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕
（小字及び┃は修正）

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　退職金共済契約（第三条―第二十三条）
第三章　共済契約者及び被共済者（第二十四条―第二十七条）
第四章　中小企業退職金共済事業団（第二十八条―第六十条）
第五章　国の補助（第六十一条）
第六章　雑則（第六十二条―第六十五条）
第七章　罰則（第六十六条―第六十九条）
附則

（契約の締結）
第三条　中小企業者でなければ、退職金共済契約を締結することができない。
2　現に退職金共済契約の被共済者である者については、その者を被共済者とする新たな退職金共済契約を締結することができない。
3　中小企業者は、次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について退職金共済契約を締結するようにしなければならない。
一　期間を定めて雇用される者
二　季節的業務に雇用される者
三　試の雇用期間中の者
四　常時勤務に服することを要しない者
五　現に退職金共済契約の被共済者である者
六　第八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないもの
七　前各号に掲げる者のほか、労働省令で定める者
4　事業団は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職金共済契約の締結を拒絶してはならない。
一　契約の申込者が第八条第二項第一号の規定により退職金共済契約を解除され、その解除の日から六月を経過しない者であるとき。
二　当該申込に係る被共済者が第八条第二項第三号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者であつて、その解除の日から一年を経過しないものであるとき。
三　前二号に掲げるもののほか、労働省令で定める正当な理由があるとき。

（契約の申込）
第六条　退職金共済契約の申込は、○被共済者となるべき者の意に反して行つてはならず、かつ、○被共済者の氏名及び掛金月額を明らかにし、かつ、掛金月額に相当する額の申込金を添えてしなければならない。
2　申込金は、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充当する。
3　事業団は、退職金共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込金を返還しなければならない。

（掛金納付月数の通算）
第十四条　被共済者○が退職した後一年（○その者に係る掛金納付月数が二十四月以上の者に限る。）六月以内に、退職金を請求しないで再び当該中小企業者又は労働省令で定めるその者と類似の事業を行う中小企業者に雇用されて被共済者となり、かつ、その者の申出があつた場合であつて、その者の退職が当該被共済者の責に帰すべき事由又はその都合によるものでないと労働大臣が認めたときは、労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。

（退職金等の返還）
第十七条　偽りその他不正の行為により退職金等の支給を受けた者がある場合は、事業団は、その者から当該退職金等を返還させることができる。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、事業団は、その者に対して、支給を受けた者と連帯して退職金等を返還させることができる。
2　事業団が被共済者又はその遺族に退職金等を支給すべき場合において、第一項（前項）の規定により事業団に返還すべき金額があるときは、事業団は、その退職金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

（不利益取扱の禁止）
第二十五条　中小企業者は、退職金共済契約に関し、従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。
2　中小企業者は、退職金共済契約を締結しようとする場合においては、従業員の意見を聞かなければならない。

（業務の委託）
第四十六条　事業団は、労働大臣の認可を受けて、金融機関に対して、退職金等の支給並びに掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務の一部を委託することができる。
2　事業団は、労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対して、調査、広報その他の業務（前項に規定するものを除く。）の一部を委託することができる。
3　前二項に規定するものは、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（余裕金の運用）
第五十三条　事業団は、業務上の余裕金を運用するにあたつては、第三項に規定するもののほか、次の各号に掲げる方法以外の方法によつてはならない。
一　労働大臣及び通商産業大臣が

指定する金融機関への預金又は金銭信託

二　労働大臣及び通商産業大臣が指定する有価証券の取得

三　不産動の取得

2　事業団は、運用方法を特定する金銭信託又は不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合は、あらかじめ、労働大臣の承認を受けなければならない。

3　事業団は、政令で定めるところにより、業務上の余裕金のうち一定の金額を資金運用部に預託して運用しなければならない。

4　事業団は、四半期ごとに業務上の余裕金の運用計画を作成し、労働大臣及び通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5　業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金（又はその従業員の福祉を増進するための資金）に融通されるように配慮されなければならない。

（国の補助）

第六十一条　国は、毎年度、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

一　掛金納付月数（共済契約者が中小企業者であつた期間に係るものに限る。以下この号において六十八十四月以上である被共済者に係る退職金（掛金納付月数に応じ別表第一の中欄に定める金額に百分の五（掛金納付月数が百二十月以上の場合は、百分の十）を乗じて得た額に相当する部分に限る。）の支給に要する費用

二　事業団の事務に要する費用

第六章　雑則

（中小企業退職金共済審議会）

第六十二条　労働省に、中小企業退職金共済審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、この法律の施行及び改正に関する事項について労働大臣の諮問に応ずるほか、必要と認める事項について関係行政機関に建議することができる。

3　審議会は、十五人以内の委員をもつて組織する。

4　委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

5　前四項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（審査の請求）

第六十三条　共済契約者又は被共済者その他退職金等の支給を受ける権利を有する者は、退職金共済契約上の権利義務に関する事項について異議があるときは、労働保険審査会に審査を請求することができる。

2　前項の審査の請求は、請求人が異議に係る事実を知つた日から二月以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3　第一項の審査の請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

4　前三項の規定は、第一項に規定する者が同項の規定する事項について直ちに訴を提起することを妨げるものと解釈してはならない。

5　労働保険審査会は、第一項の審査の事務に必要な限度において、関係行政庁に対してその事務の一部を委任することができる。

6　前項に定めるもののほか、第一項の審査の手続に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（掛金及び退職金等の額の検討）

第六十四条　掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

（職権の委任）

第六十五条　この法律に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

（船員に関する特例）

第六十六条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である被共済者に関しては、第十条第三項、第十四条及び前条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第十条第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「海運局長」とする。

（戸籍書類の無料証明）

第六十七条　市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）は、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、事業団又は退職金等の支給を受ける権利を有する者に対して、被共済者又は退職金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

第七章　罰則

第六十八条　次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一　第七条第二項（第八条第五項及び第九条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十四条の規定に違反した者

二　第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第七十条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により労働大臣又は労働大臣及び通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第三十一条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第四十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第五十三条第一項又は第三項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第五十七条第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

六　第五十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第七十一条　第三十二条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（労働省設置法の一部改正）

第十四条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号の三の次に次の一号を加える。

十九の四　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第　号）に基いて、中小企業退職金共済事業団に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　中小企業退職金共済事業団の監督その他中小企業退職金共済法の施行に関すること。

別表第一

掛金納付月数	金額
一二月	七二〇円
一三月	八四〇円
一四月	九六〇円
一五月	一、〇八〇円
一六月	一、二〇〇円
一七月	一、三四〇円
一八月	一、四八〇円
一九月	一、六四〇円
二〇月	一、八〇〇円

三六〇円	四二〇円	四八〇円	五四〇円	六〇〇円
六七〇円	七四〇円	八二〇円	九〇〇円	

第十三条第一項の表中「中央労働基準審議会」を「中小企業退職金共済審議会　中央労働基準審議会」に改める。

中小企業退職金共済審議会	労働大臣の諮問に応じ、中小企業退職金共済法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
中央労働基準審議会	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。

二二月	一、九八〇円	九九〇円	
二二月	二、一六〇円	一、〇八〇円	
二三月	二、三四〇円	一、一七〇円	
二四月	二、五四〇円	一、二七〇円	
二五月	二、八四〇円	一、四二〇円	
二六月	三、一四〇円	一、五七〇円	
二七月	三、四四〇円	一、七二〇円	
二八月	三、七四〇円	一、八七〇円	
二九月	四、〇六〇円	二、〇三〇円	
三〇月	四、三八〇円	二、一九〇円	
三一月	四、七〇〇円	二、三五〇円	
三二月	五、〇二〇円	二、五一〇円	
三三月	五、三四〇円	二、六七〇円	
三四月	五、六八〇円	二、八四〇円	
三五月	六、〇二〇円	三、〇一〇円	
三六月	六、三六〇円	三、一八〇円	
三七月	六、七〇〇円	三、三五〇円	
三八月	七、〇四〇円	三、五二〇円	
三九月	七、三八〇円	三、六九〇円	
四〇月	七、七二〇円	三、八六〇円	
四一月	八、〇六〇円	四、〇三〇円	
四二月	八、四〇〇円	四、二〇〇円	
四三月	八、七二〇円	四、三六〇円	
四四月	九、〇四〇円	四、五二〇円	
四五月	九、三六〇円	四、六八〇円	
四六月	九、六八〇円	四、八四〇円	
四七月	一〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	
四八月	一〇、三二〇円	五、一六〇円	
四九月	一〇、六四〇円	五、三二〇円	
五〇月	一〇、九六〇円	五、四八〇円	
五一月	一一、二八〇円	五、六四〇円	
五二月	一一、五八〇円	五、七九〇円	
五三月	一一、八八〇円	五、九四〇円	
五四月	一二、一八〇円	六、〇九〇円	
五五月	一二、四六〇円	六、二三〇円	
五六月	一二、七四〇円	六、三七〇円	
五七月	一三、〇二〇円	六、五一〇円	
五八月	一三、三〇〇円	六、六五〇円	
五九月	一三、五八〇円	六、七九〇円	
六〇月	一四、五九〇円	六、九三〇円	
六一月	一四、八八〇円	七、〇七〇円	
六二月	一五、一七〇円	七、二一〇円	

六三月	一五、四六〇円	七、三五〇円	
六四月	一五、七六〇円	七、四九〇円	
六五月	一六、〇六〇円	七、六三〇円	
六六月	一六、三六〇円	七、七七〇円	
六七月	一六、六九〇円	七、九三〇円	
六八月	一七、〇二〇円	八、〇九〇円	
六九月	一七、三六〇円	八、二五〇円	
七〇月	一七、七〇〇円	八、四一〇円	
七一月	一八、〇四〇円	八、五七〇円	
七二月	一八、三八〇円	八、七三〇円	
七三月	一八、七三〇円	八、九〇〇円	
七四月	一九、〇九〇円	九、〇七〇円	
七五月	一九、四五〇円	九、二四〇円	
七六月	一九、八一〇円	九、四一〇円	
七七月	二〇、一七〇円	九、五八〇円	
七八月	二〇、五三〇円	九、七五〇円	
七九月	二〇、九〇〇円	九、九三〇円	
八〇月	二一、二七〇円	一〇、一一〇円	
八一月	二一、六五〇円	一〇、二九〇円	
八二月	二二、〇三〇円	一〇、四七〇円	
八三月	二二、四一〇円	一〇、六五〇円	
八四月	二二、七九〇円	一〇、八三〇円	
八五月	二三、一七〇円	一一、〇一〇円	
八六月	二三、五五〇円	一一、一九〇円	
八七月	二三、九三〇円	一一、三七〇円	
八八月	二四、三一〇円	一一、五五〇円	
八九月	二四、六九〇円	一一、七三〇円	
九〇月	二五、〇七〇円	一一、九一〇円	
九一月	二五、四九〇円	一二、一一〇円	
九二月	二五、九一〇円	一二、三一〇円	
九三月	二六、三三〇円	一二、五一〇円	
九四月	二六、七五〇円	一二、七一〇円	
九五月	二七、一七〇円	一二、九一〇円	
九六月	二七、六〇〇円	一三、一一〇円	
九七月	二八、〇三〇円	一三、三一〇円	
九八月	二八、四六〇円	一三、五一〇円	
九九月	二八、八九〇円	一三、七一〇円	
一〇〇月	二九、三二〇円	一三、九一〇円	
一〇一月	二九、七五〇円	一四、一二〇円	
一〇二月	三〇、一八〇円	一四、三三〇円	
一〇三月	三〇、六四〇円	一四、五五〇円	
一〇四月	三一、一〇〇円	一四、七七〇円	

一〇五月	三二、五六〇	一四、九九〇	一四、九九〇円
	三二、〇二〇	一五、一一〇	一五、一一〇円
一〇六月	三二、八二〇	一五、三三〇	一五、三三〇円
	三二、四八〇	一五、四三〇	一五、四三〇円
一〇七月	三二、二八〇	一五、五五〇	一五、五五〇円
	三二、九四〇	一五、六五〇	一五、六五〇円
一〇八月	三三、七四〇	一五、七七〇	一五、七七〇円
	三三、八六〇	一六、〇九〇	一六、〇九〇円
一〇九月	三三、二〇〇	一六、二一〇	一六、二一〇円
	三四、三二〇	一六、三三〇	一六、三三〇円
一一〇月	三四、一一〇	一六、四三〇	一六、四三〇円
	三四、七八〇	一六、五三〇	一六、五三〇円
一一一月	三四、五九〇	一六、六五〇	一六、六五〇円
	三五、一四〇	一六、七五〇	一六、七五〇円
一一二月	三五、〇六〇	一六、八八〇	一六、八八〇円
	三五、七一〇	一六、九七〇	一六、九七〇円
一一三月	三五、五四〇	一七、一一〇	一七、一一〇円
	三六、一八〇	一七、一九〇	一七、一九〇円
一一四月	三六、〇二〇	一七、二一〇	一七、二一〇円
	三六、六五〇	一七、三四〇	一七、三四〇円
一一五月	三六、五〇〇	一七、四一〇	一七、四一〇円
	三六、一二〇	一七、五三〇	一七、五三〇円
一一六月	三六、九八〇	一七、六三〇	一七、六三〇円
	三七、四七〇	一七、八五〇	一七、八五〇円
一一七月	三七、五九〇	一七、八五〇	一七、八五〇円
	三七、九八〇	一八、〇七〇	一八、〇七〇円
一一九月	三八、〇六〇	一八、〇七〇	一八、〇七〇円
	四〇、六四〇	一八、二九〇	一八、二九〇円
一二〇月	四〇、六三〇	一八、二八〇	一八、二八〇円
	四一、一三〇	一八、五一〇	一八、五一〇円
一二一月	四一、一六〇	一八、五二〇	一八、五二〇円
	四一、六二〇	一八、七三〇	一八、七三〇円
一二二月	四一、六九〇	一八、七六〇	一八、七六〇円
	四二、一一〇	一九、〇〇〇	一九、〇〇〇円
一二三月	四二、一二〇	一九、九五〇	一九、九五〇円
	四二、七六〇	一九、一七〇	一九、一七〇円
一二四月	四三、〇九〇	一九、三九〇	一九、三九〇円
	四三、三一〇	一九、四九〇	一九、四九〇円
一二五月			

一二六月	四三、八六〇	一九、七四〇	一九、七四〇円
	四四、四一〇	一九、八三〇	一九、八三〇円
一二七月	四四、九七〇	一九、九〇五	一九、九〇五円
	四五、五三〇	二〇、二四〇	二〇、二四〇円
一二八月	四五、五四〇	二〇、二七〇	二〇、二七〇円
	四六、一〇〇	二〇、四九〇	二〇、四九〇円
一二九月	四六、〇三〇	二〇、四九〇	二〇、四九〇円
	四六、六八〇	二〇、七一〇	二〇、七一〇円
一三〇月	四六、五二〇	二〇、九三〇	二〇、九三〇円
	四七、二六〇	二一、一六〇	二一、一六〇円
一三一月	四七、〇三〇	二一、一六〇	二一、一六〇円
	四七、八四〇	二一、三九〇	二一、三九〇円
一三二月	四七、五四〇	二一、三九〇	二一、三九〇円
	四八、四二〇	二一、八五〇	二一、八五〇円
一三三月	四八、〇五〇	二一、六二〇	二一、六二〇円
	四八、五六〇	二一、八五〇	二一、八五〇円
一三五月	四八、〇二〇	二一、八六〇	二一、八六〇円
	四九、〇七〇	二一、八八〇	二一、八八〇円
一三六月	四九、五六〇	二一、八八〇	二一、八八〇円
	四九、〇七〇	二一、九〇〇	二一、九〇〇円
一三七月	四九、〇七〇	二一、九〇〇	二一、九〇〇円
	五〇、五八〇	二一、九二〇	二一、九二〇円
一三八月	五〇、〇九〇	二一、九二〇	二一、九二〇円
	五〇、六〇〇	二一、九四〇	二一、九四〇円
一四〇月	五〇、〇五〇	二一、九四〇	二一、九四〇円
	五一、一一〇	二一、九六〇	二一、九六〇円
一四一月	五一、六七〇	二一、九六〇	二一、九六〇円
	五一、六二〇	二一、九八〇	二一、九八〇円
一四二月	五一、二九〇	二一、九八〇	二一、九八〇円
	五一、一三〇	二一、九八〇	二一、九八〇円
一四三月	五一、九一〇	二一、九八〇	二一、九八〇円
	五一、六四〇	二一、九八〇	二一、九八〇円
一四四月	五一、五三〇	二一、九八〇	二一、九八〇円
	五一、一五〇	二一、九八〇	二一、九八〇円
一四五月	五一、六六〇	二一、九八〇	二一、九八〇円
	五一、八一〇	二一、九八〇	二一、九八〇円
一四六月			

一四七月	五四、一七〇 五六、四五〇円	二四、三八〇 二五、四一〇円	
一四八月	五四、六九〇 五七、〇九〇円	二四、六一〇 二五、七〇〇円	
一四九月	五五、二一〇 五七、七四〇円	二四、八四〇 二五、九九〇円	
一五〇月	五五、七三〇 五八、四〇〇円	二五、〇七〇 二六、二八〇円	
一五一月	五六、三五〇 五九、〇六〇円	二五、三五〇 二六、五八〇円	
一五二月	五六、九七〇 五九、七二〇円	二五、六三〇 二六、八八〇円	
一五三月	五七、五九〇 六〇、三八〇円	二五、九一〇 二七、一八〇円	
一五四月	五八、二一〇 六一、〇四〇円	二六、一九〇 二七、四八〇円	
一五五月	五八、八三〇 六一、七〇〇円	二六、四七〇 二七、七八〇円	
一五六月	五九、四五〇 六二、三六〇円	二六、七五〇 二八、〇八〇円	
一五七月	六〇、〇七〇 六三、〇三〇円	二七、〇三〇 二八、三八〇円	
一五八月	六〇、六九〇 六三、七〇〇円	二七、三一〇 二八、六八〇円	
一五九月	六一、三一〇 六四、三七〇円	二七、五九〇 二八、九八〇円	
一六〇月	六一、九三〇 六五、〇四〇円	二七、八七〇 二九、二八〇円	
一六一月	六二、五五〇 六五、七一〇円	二八、一五〇 二九、五八〇円	
一六二月	六三、一七〇 六六、三八〇円	二八、四三〇 二九、八八〇円	
一六三月	六三、七九〇 六七、〇五〇円	二八、七一〇 三〇、一八〇円	
一六四月	六四、四一〇 六七、七二〇円	二八、九九〇 三〇、四八〇円	
一六五月	六五、〇三〇 六八、三九〇円	二九、二七〇 三〇、七八〇円	
一六六月	六五、六五〇 六九、〇六〇円	二九、五五〇 三一、〇八〇円	
一六七月	六六、二七〇 六九、七三〇円	二九、八三〇 三一、三八〇円	

一六八月	六六、八九〇 七〇、四〇〇円	三〇、一一〇 三一、六八〇円	
一六九月	六七、五一〇 七一、〇七〇円	三〇、三九〇 三一、九八〇円	
一七〇月	六八、一三〇 七一、七四〇円	三〇、六七〇 三二、二八〇円	
一七一月	六八、七五〇 七二、四一〇円	三〇、九五〇 三二、五八〇円	
一七二月	六九、三七〇 七三、〇八〇円	三一、二三〇 三二、八八〇円	
一七三月	六九、九九〇 七三、七五〇円	三一、五一〇 三三、一九〇円	
一七四月	七〇、六二〇 七四、四三〇円	三一、七九〇 三三、五〇〇円	
一七五月	七一、二五〇 七五、一二〇円	三一、〇七〇 三三、八一〇円	
一七六月	七一、八八〇 七五、八一〇円	三一、三五〇 三四、一二〇円	
一七七月	七二、五一〇 七六、五〇〇円	三一、六三〇 三四、四三〇円	
一七八月	七三、一四〇 七七、一九〇円	三一、九一〇 三四、七四〇円	
一七九月	七三、七七〇 七八、八八〇円	三二、一九〇 三五、〇五〇円	
一八〇月	七四、四〇〇 七八、五七〇円	三二、四七〇 三五、三六〇円	
一八一月	七五、〇三〇 七九、一二六〇円	三二、七五〇 三五、六七〇円	
一八二月	七五、六六〇 七九、九五〇円	三二、〇三〇 三五、九八〇円	
一八三月	七六、二九〇 八〇、六四〇円	三二、三一〇 三六、二九〇円	
一八四月	七六、九二〇 八一、三三〇円	三二、六〇〇 三六、六〇〇円	
一八五月	七七、五五〇 八二、〇二〇円	三二、八九〇 三六、九一〇円	
一八六月	七八、一八〇 八二、七一〇円	三三、一八〇 三七、一二〇円	
一八七月	七八、八二〇 八三、四〇〇円	三三、四七〇 三七、五三〇円	
一八八月	七九、四六〇 八四、〇九〇円	三三、七六〇 三七、八四〇円	

一八九月	八〇、一〇〇	八四、七八〇円	三六、〇五〇
一九〇月	八〇、七四〇	八五、四七〇円	三六、三四〇
一九一月	八一、三九〇	八六、一六〇円	三六、六三〇
一九二月	八二、〇四〇	八六、八五〇円	三六、九二〇
一九三月	八二、六九〇	八七、五四〇円	三七、二一〇
一九四月	八三、三六〇	八八、二三〇円	三七、五一〇
一九五月	八四、〇三〇	八八、九四〇円	三七、八一〇
一九六月	八四、七〇〇	八九、六五〇円	三八、一一〇
一九七月	八五、三七〇	九〇、三六〇円	三八、四一〇
一九八月	八六、〇四〇	九一、〇七〇円	三八、七一〇
一九九月	八六、七一〇	九一、七八〇円	三九、〇一〇
二〇〇月	八七、四〇〇	九二、五〇〇円	三九、三三〇
二〇一月	八八、〇九〇	九三、一三〇円	三九、六四〇
二〇二月	八八、七八〇	九三、九六〇円	三九、九五〇
二〇三月	八九、四七〇	九四、六九〇円	四〇、二六〇
二〇四月	九〇、一六〇	九五、四二〇円	四〇、五七〇
二〇五月	九〇、八五〇	九六、一六〇円	四〇、八八〇
二〇六月	九一、五六〇	九六、九〇〇円	四一、二〇〇
二〇七月	九二、二七〇	九七、六五〇円	四一、五二〇
二〇八月	九二、九八〇	九八、四〇〇円	四一、八四〇
二〇九月	九三、六九〇	九九、一五〇円	四二、一六〇

二一〇月	九四、四〇〇	九九、九一〇円	四二、四八〇
二一一月	九五、一二〇	一〇〇、六七〇円	四二、八〇〇
二一二月	九五、八五〇	一〇一、四三〇円	四三、一三〇
二一三月	九六、五八〇	一〇二、二〇〇円	四三、四六〇
二一四月	九七、三一〇	一〇二、九七〇円	四三、七九〇
二一五月	九八、〇四〇	一〇三、七五〇円	四四、一二〇
二一六月	九八、七八〇	一〇四、五三〇円	四四、四五〇
二一七月	九九、五二〇	一〇五、三一〇円	四四、七八〇
二一八月	一〇〇、二六〇	一〇六、〇九〇円	四五、一一〇
二一九月	一〇一、〇一〇	一〇六、八九〇円	四五、四五〇
二二〇月	一〇一、七六〇	一〇七、六九〇円	四五、七九〇
二二一月	一〇二、五一〇	一〇八、四九〇円	四六、一三〇
二二二月	一〇三、二七〇	一〇九、二九〇円	四六、四七〇
二二三月	一〇四、〇三〇	一一〇、〇九〇円	四六、八一〇
二二四月	一〇四、七九〇	一一〇、九一〇円	四七、一五〇
二二五月	一〇五、五六〇	一一一、七三〇円	四七、五〇〇
二二六月	一〇六、三三〇	一一二、五五〇円	四七、八五〇
二二七月	一〇七、一一〇	一一三、三七〇円	四八、二〇〇
二二八月	一〇七、八九〇	一一四、一九〇円	四八、五五〇
二二九月	一〇八、六八〇	一一五、〇二〇円	四八、九〇〇
二三〇月	一〇九、四七〇	一一五、八六〇円	四九、二六〇

二三一月	一一〇、二七〇 一一六、七〇〇円	四九、六二〇 五二、五二〇円	
二三二月	一一一、〇七〇 一一七、五四〇円	四九、九八〇 五二、九〇〇円	
二三三月	一一一、八七〇 一一八、三八〇円	五〇、三四〇 五三、二八〇円	
二三四月	一一二、六七〇 一一九、一三〇円	五〇、七〇〇 五三、六六〇円	
二三五月	一一三、四八〇 一一〇、〇九〇円	五一、〇六〇 五四、〇四〇円	
二三六月	一一四、二九〇 一一〇、九五〇円	五一、四二〇 五四、四三〇円	
二三七月	一一五、一〇〇 一一一、八一〇円	五一、七九〇 五四、八二〇円	
二三八月	一一五、九二〇 一一二、六八〇円	五二、一六〇 五五、二一〇円	
二三九月	一一六、七四〇 一一三、五五〇円	五二、五三〇 五五、六〇〇円	
二四〇月	一一七、五六〇 一一四、四二〇円	五二、九〇〇 五五、九九〇円	
二四一月	一一八、三九〇 一一五、三一〇円	五三、二八〇 五六、三九〇円	
二四二月	一一九、二二〇 一一六、一〇〇円	五三、六六〇 五六、七九〇円	
二四三月	一一〇、〇六〇 一一七、〇九〇円	五四、〇四〇 五七、一九〇円	
二四四月	一一〇、九一〇 一一七、九八〇円	五四、四二〇 五七、五九〇円	
二四五月	一一一、七六〇 一一八、八七〇円	五四、八〇〇 五七、九九〇円	
二四六月	一一二、六二〇 一一九、七八〇円	五五、一八〇 五八、四〇〇円	
二四七月	一一三、四八〇 一三〇、六九〇円	五五、五七〇 五八、八一〇円	
二四八月	一二四、三四〇 一三一、六〇〇円	五五、九六〇 五九、二二〇円	
二四九月	一二五、二〇〇 一三二、五一〇円	五六、三五〇 五九、六三〇円	
二五〇月	一二六、〇七〇 一三三、四三〇円	五六、七四〇 六〇、〇四〇円	
二五一月	一二六、九四〇 一三四、三六〇円	五七、一三〇 六〇、四六〇円	

二五二月	一二七、八二〇 一三五、二九〇円	五七、五二〇 六〇、八八〇円	
二五三月	一二八、七〇〇 一三六、一二〇〇円	五七、九二〇 六一、三〇〇円	
二五四月	一二九、五八〇 一三七、一五〇円	五八、三二〇 六一、七二〇円	
二五五月	一三〇、四七〇 一三八、〇九〇円	五八、七二〇 六二、一四〇円	
二五六月	一三一、三六〇 一三九、〇四〇円	五九、一二〇 六二、五七〇円	
二五七月	一三二、二六〇 一三九、九九〇円	五九、五二〇 六三、〇〇〇円	
二五八月	一三三、一六〇 一四〇、九五〇円	五九、九二〇 六三、四三〇円	
二五九月	一三四、〇七〇 一四一、九一〇円	六〇、三三〇 六三、八六〇円	
二六〇月	一三四、九八〇 一四二、八七〇円	六〇、七四〇 六四、二九〇円	
二六一月	一三五、八九〇 一四三、八四〇円	六一、一五〇 六四、七三〇円	
二六二月	一三六、八一〇 一四四、八二〇円	六一、五六〇 六五、一七〇円	
二六三月	一三七、七四〇 一四五、八〇〇円	六一、九八〇 六五、六一〇円	
二六四月	一三八、六七〇 一四六、七八〇円	六二、四〇〇 六六、〇五〇円	
二六五月	一三九、六一〇 一四七、七八〇円	六二、八二〇 六六、五〇〇円	
二六六月	一四〇、五五〇 一四八、七八〇円	六三、二四〇 六六、九五〇円	
二六七月	一四一、四九〇 一四九、七八〇円	六三、六七〇 六七、四〇〇円	
二六八月	一四二、四四〇 一五〇、七八〇円	六四、一〇〇 六七、八五〇円	
二六九月	一四三、四〇〇 一五一、七八〇円	六四、五三〇 六八、三〇〇円	
二七〇月	一四四、三六〇 一五二、七八〇円	六四、九六〇 六八、七五〇円	
二七一月	一四五、三一〇 一五三、八〇〇円	六五、三九〇 六九、二一〇円	
二七二月	一四六、二九〇 一五四、八二〇円	六五、八三〇 六九、六七〇円	

二七三月	一四七、二六〇 一五五、八四〇円	六六、二七〇 七〇、一三〇円	
二七四月	一四八、二四〇 一五六、八八〇円	六六、七一〇 七〇、六〇〇円	
二七五月	一四九、二二〇 一五七、九二〇円	六七、一五〇 七一、〇七〇円	
二七六月	一五〇、二〇〇 一五八、九七〇円	六七、五九〇 七一、五四〇円	
二七七月	一五一、一九〇 一六〇、〇二〇円	六八、〇四〇 七二、〇一〇円	
二七八月	一五二、一八〇 一六一、〇七〇円	六八、四九〇 七二、四八〇円	
二七九月	一五三、一八〇 一六二、一三〇円	六八、九四〇 七二、九六〇円	
二八〇月	一五四、一八〇 一六三、一〇〇円	六九、三九〇 七三、四四〇円	
二八一月	一五五、一九〇 一六四、一七〇円	六九、八四〇 七三、九二〇円	
二八二月	一五六、二〇〇 一六五、三四〇円	七〇、二九〇 七四、四〇〇円	
二八三月	一五七、二二〇 一六六、四二〇円	七〇、七五〇 七四、八九〇円	
二八四月	一五八、二四〇 一六七、五一〇円	七一、二一〇 七五、三八〇円	
二八五月	一五九、二七〇 一六八、六〇〇円	七一、六七〇 七五、八七〇円	
二八六月	一六〇、三一〇 一六九、六九〇円	七二、一四〇 七六、三六〇円	
二八七月	一六一、三五〇 一七〇、七八〇円	七二、六一〇 七六、八五〇円	
二八八月	一六二、四〇〇 一七一、八九〇円	七三、〇八〇 七七、三五〇円	
二八九月	一六三、四五〇 一七三、〇〇〇円	七三、五五〇 七七、八五〇円	
二九〇月	一六四、五一〇 一七四、一二〇円	七四、〇三〇 七八、三五〇円	
二九一月	一六五、五七〇 一七五、一二五〇円	七四、五一〇 七八、八六〇円	
二九二月	一六六、六四〇 一七六、一三八〇円	七四、九九〇 七九、三七〇円	
二九三月	一六七、七一〇 一七七、一五一〇円	七五、四七〇 七九、八八〇円	

二九四月	一六八、七八〇 一七八、六四〇円	七五、九五〇 八〇、三九〇円	
二九五月	一六九、八六〇 一七九、七九〇円	七六、四四〇 八〇、九一〇円	
二九六月	一七〇、九四〇 一八〇、九四〇円	七六、九三〇 八一、四三〇円	
二九七月	一七一、〇三〇 一八二、〇九〇円	七七、四二〇 八一、九五〇円	
二九八月	一七三、一二〇 一八三、一二五〇円	七七、九一〇 八二、四七〇円	
二九九月	一七四、二一〇 一八四、四一〇円	七八、四〇〇 八二、九九〇円	
三〇〇月	一七五、三三〇 一八五、五七〇円	七八、九〇〇 八三、五一〇円	
三〇一月	一七六、四四〇 一八六、七五〇円	七九、四〇〇 八四、〇四〇円	
三〇二月	一七七、五六〇 一八七、九三〇円	七九、九〇〇 八四、五七〇円	
三〇三月	一七八、六八〇 一八九、一三〇円	八〇、四一〇 八五、一一〇円	
三〇四月	一七九、八一〇 一九〇、三三〇円	八〇、九二〇 八五、六五〇円	
三〇五月	一八〇、九五〇 一九一、五三〇円	八一、四三〇 八六、一九〇円	
三〇六月	一八二、〇九〇 一九二、七四〇円	八一、九四〇 八六、七三〇円	
三〇七月	一八三、二四〇 一九三、九六〇円	八二、四六〇 八七、二八〇円	
三〇八月	一八四、三九〇 一九五、一八〇円	八二、九八〇 八七、八三〇円	
三〇九月	一八五、五五〇 一九六、四〇〇円	八三、五〇〇 八八、三八〇円	
三一〇月	一八六、七二〇 一九七、六二〇円	八四、〇二〇 八八、九三〇円	
三一一月	一八七、八九〇 一九八、八六〇円	八四、五五〇 八九、四九〇円	
三一二月	一八九、〇七〇 二〇〇、一一〇円	八五、〇八〇 九〇、〇五〇円	
三一三月	一九〇、二五〇 二〇一、三六〇円	八五、六一〇 九〇、六一〇円	
三一四月	一九二、四三〇 二〇二、六二〇円	八六、一四〇 九一、一八〇円	

三一五月	一九二、六二〇円	八六、六八〇円	二一九、〇〇〇円
	一〇二三、八八〇円	九一、七五〇円	一〇八〇、八〇〇円
三一六月	一九三、八一〇円	八七、二三〇円	二一〇、三三〇円
	一〇五、一五〇円	九二、三二〇円	一一〇〇、一一〇〇円
三一七月	一九五、〇一〇円	八七、七六〇円	二一三、六七〇円
	一〇六、四二〇円	九二、八九〇円	一一二四、六二〇円
三一八月	一九六、二三〇円	八八、三〇〇円	二一三、〇一〇円
	一〇七、六九〇円	九三、四六〇円	一一三六、〇四〇円
三一九月	一九七、四四〇円	八八、八五〇円	二一四、三六〇円
	一〇八、九八〇円	九四、〇四〇円	一一四七、四六〇円
三一〇月	一九八、六六〇円	八九、四〇〇円	二一五、七一〇円
	一一〇、一七〇円	九四、六二〇円	一一八八、八八〇円
三一一月	一九九、八九〇円	八九、九五〇円	二一七、〇七〇円
	一一一、五六〇円	九五、二〇〇円	一一九〇、三一〇円
三一二月	二〇一、二一〇円	九〇、五〇〇円	二一八、四三〇円
	一一一二、八七〇円	九五、七九〇円	一二四一、七六〇円
三一三月	二〇二、三六〇円	九一、〇六〇円	二一九、七九〇円
	一一一四、一八〇円	九六、三八〇円	一二四三、一二一〇円
三一四月	二〇三、六二〇円	九一、六二〇円	二一一、一六〇円
	一一一五、四九〇円	九六、九七〇円	一二四四、六九〇円
三一五月	二〇四、八五〇円	九二、一八〇円	二一二、三五〇円
	一一一六、八二〇円	九七、五七〇円	一二四五、七四〇円
三一六月	二〇六、一一〇円	九二、七五〇円	二一三、三三〇円
	一一一八、一五〇円	九八、一七〇円	一二四六、八一〇円
三一七月	二〇七、三七〇円	九三、三一〇円	二一四、九三〇円
	一一一九、四八〇円	九八、七七〇円	一二四七、九二〇円
三一八月	二〇八、六四〇円	九三、八九〇円	二一五、五四〇円
	一一二〇、八二〇円	九九、三七〇円	一二四八、一〇三〇円
三一九月	二〇九、九二〇円	九四、四六〇円	二一六、一五〇円
	一一二一、一七〇円	九九、八九〇円	一二四九、一一四〇円
三一〇月	二一一、〇四〇円	九五、〇四〇円	二一七、一六〇円
	一一二三、五三〇円	一〇〇、五九〇円	一二五〇、一二五〇円
三一一月	二一二、四八〇円	九五、六二〇円	二一八、一七〇円
	一一二四、九〇〇円	一〇一、一一〇円	一二五一、一三六〇円
三一二月	二一三、七七〇円	九六、二〇〇円	二一九、一八〇円
	一一二六、一一八〇円	一〇一、八三〇円	一二五二、一四七〇円
三一三月	二一五、〇七〇円	九六、七八〇円	二二〇、一九〇円
	一一二七、六六〇円	一〇二、四五〇円	一二五三、一五八〇円
三一四月	二一六、三七〇円	九七、三七〇円	二二一、二〇〇円
	一一二九、〇四〇円	一〇三、〇七〇円	一二五四、一六九〇円
三一五月	二一七、六八〇円	九七、九六〇円	二二二、二一〇円
	一一三〇、四二〇円	一〇三、六九〇円	一二五五、一七八〇円

三三六月	二一九、〇〇〇円	九八、五五〇円	二二二、二一〇円
	一一三一、八〇〇円	一〇四、三一〇円	一二五六、一八九〇円
三三七月	二一〇、三三〇円	九九、一五〇円	二二三、二二〇円
	一一三二、一一〇〇円	一〇四、九四〇円	一二五七、一九九〇円
三三八月	二一一、六七〇円	九九、七五〇円	二二四、二三〇円
	一一三四、六二〇円	一〇五、五八〇円	一二五八、二一〇〇円
三三九月	二一三、〇一〇円	一〇〇、三五〇円	二二五、二四〇円
	一一三六、〇四〇円	一〇六、二二〇円	一二五九、二二〇〇円
三四〇月	二一四、三六〇円	一〇〇、九六〇円	二二六、二五〇円
	一一三七、四六〇円	一〇六、八六〇円	一二六〇、二三〇〇円
三四一月	二一五、七一〇円	一〇一、五七〇円	二二七、二六〇円
	一一三八、八八〇円	一〇七、五〇〇円	一二六一、二四〇〇円
三四二月	二一七、〇七〇円	一〇二、一八〇円	二二八、二七〇円
	一一四〇、三一〇円	一〇八、一四〇円	一二六二、二五〇〇円
三四三月	二一八、四三〇円	一〇二、七九〇円	二二九、二八〇円
	一一四一、七六〇円	一〇八、七九〇円	一二六三、二六〇〇円
三四四月	二一九、七九〇円	一〇三、四一〇円	二三〇、二九〇円
	一一四三、一二一〇円	一〇九、四五〇円	一二六四、二七〇〇円
三四五月	二二一、一六〇円	一〇四、〇三〇円	二三一、三〇〇円
	一一四四、六九〇円	一一〇、一一〇円	一二六五、二八〇〇円
三四六月	二二二、五四〇円	一〇四、六五〇円	二三二、三一〇円
	一一四六、一六〇円	一一〇、七七〇円	一二六六、二九〇〇円
三四七月	二二三、九二〇円	一〇五、二七〇円	二三三、三二〇円
	一一四七、六三〇円	一一一、四三〇円	一二六七、三〇〇〇円
三四八月	二二五、三三〇円	一〇五、九〇〇円	二三四、三三〇円
	一一四九、一一〇円	一一二、〇九〇円	一二六八、三一〇〇円
三四九月	二二六、七四〇円	一〇六、五三〇円	二三五、三四〇円
	一一五〇、六〇〇円	一一二、七六〇円	一二六九、三二〇〇円
三五〇月	二二七、一五〇円	一〇七、一六〇円	二三六、三五〇円
	一一五二、一〇〇円	一一三、四四〇円	一二七〇、三三〇〇円
三五一月	二二九、五七〇円	一〇七、八〇〇円	二三七、三六〇円
	一一五三、六〇〇円	一一四、一二〇円	一二七一、三四〇〇円
三五二月	二四一、〇〇〇円	一〇八、四四〇円	二三八、三七〇円
	一一五五、一一〇円	一一四、八〇〇円	一二七二、三五〇〇円
三五三月	二四二、四三〇円	一〇九、〇九〇円	二三九、三八〇円
	一一五六、六二〇円	一一五、四八〇円	一二七三、三六〇〇円
三五四月	二四三、八七〇円	一〇九、七四〇円	二四〇、三九〇円
	一一五八、一三〇円	一一六、一六〇円	一二七四、三七〇〇円
三五五月	二四五、三三〇円	一一〇、三九〇円	二四一、四〇〇円
	一一五九、六六〇円	一一六、八五〇円	一二七五、三八〇〇円
三五六月	二四六、七八〇円	一一一、〇五〇円	二四二、四一〇円
	一一六一、一〇〇円	一一七、五四〇円	一二七六、三九〇〇円

三五七月	二四八、二四〇円	一一一、七一〇円
三五八月	二六二、七五〇円	一一八、二四〇円
三五九月	二四九、七一〇円	一一七、三七〇円
三六〇月	二五一、一九〇円	一一三、〇三〇円
三六一月	二六七、六七〇円	一一〇、一四〇円
三六二月	二五四、一六〇円	一一四、三七〇円
三六三月	二五五、六六〇円	一一五、〇四〇円
三六四月	二五七、一六〇円	一一五、七一〇円
三六五月	二五八、六七〇円	一一六、四〇〇円
三六六月	二六〇、一九〇円	一一七、〇八〇円
三六七月	二六一、七一〇円	一一七、七七〇円
三六八月	二六三、二四〇円	一一八、四六〇円
三六九月	二六四、七八〇円	一一九、一五〇円
三七〇月	二六六、三三〇円	一一九、八五〇円
三七一月	二六七、八九〇円	一二〇、五五〇円
三七二月	二六九、四五〇円	一二一、〇二〇円
三七三月	二七一、〇二〇円	一二一、六七〇円
三七四月	二七二、一八〇円	一二二、一五〇円
三七五月	二七四、一八〇円	一二三、三八〇円
三七六月	二七五、九八〇円	一二四、一〇〇円
三七七月	二七七、三七〇円	一二四、八二〇円

三七八月	二八〇、六〇〇円	一二六、二七〇円
三七九月	二八二、二二〇円	一二七、〇〇〇円
三八〇月	二八三、八五〇円	一二七、七三〇円
三八一月	二八五、四九〇円	一二八、四七〇円
三八二月	二八七、一四〇円	一二九、二一〇円
三八三月	二八八、八〇〇円	一二九、九六〇円
三八四月	二九〇、四七〇円	一三〇、七一〇円
三八五月	二九二、一四〇円	一三一、四六〇円
三八六月	二九三、八二〇円	一三一、一二〇円
三八七月	二九五、五一〇円	一三二、九八〇円
三八八月	二九七、二一〇円	一三三、七五〇円
三八九月	二九八、九二〇円	一三四、五二〇円
三九〇月	三〇〇、六四〇円	一三五、二九〇円
三九一月	三〇二、三六〇円	一三六、〇七〇円
三九二月	三〇四、〇九〇円	一三六、八五〇円
三九三月	三〇五、八三〇円	一三七、六三〇円
三九四月	三〇七、五八〇円	一三八、四一〇円
三九五月	三〇九、三三〇円	一三九、二〇〇円
三九六月	三一一、〇九〇円	一三九、九九〇円
三九七月	三一二、八六〇円	一四〇、七九〇円
三九八月	三一四、六四〇円	一四一、五九〇円

三九九月	三二六、四三〇円	一四二、四〇〇円	
四〇〇月	三一八、二三〇円	一五〇、七四〇円	
四〇一月	三三四、九八〇円	一四三、二一〇円	
四〇二月	三三〇、〇四〇円	一五一、六〇〇円	
四〇三月	三三一、八七〇円	一四四、〇二〇円	
四〇四月	三三三、七〇〇円	一四四、八四〇円	
四〇五月	三三五、五四〇円	一五二、二二〇円	
四〇六月	三三七、三八〇円	一四五、六六〇円	
四〇七月	三四一、九六〇円	一四六、一九〇円	
四〇八月	三四二、〇九〇円	一四七、九九〇円	
四〇九月	三四三、八三〇円	一四八、八一〇円	
四一〇月	三四四、八四〇円	一四八、一五〇円	
四一一月	三四六、三一〇円	一四九、八三〇円	
四一二月	三四七、二四〇円	一五〇、六八〇円	
四一三月	三四八、一〇〇円	一五一、〇九〇円	
四一四月	三四九、〇五〇円	一五二、九七〇円	
四一五月	三五一、一三〇円	一五三、八六〇円	
四一六月	三五二、一五〇円	一五四、七二〇円	
四一七月	三五四、一〇〇円	一五五、六〇〇円	
四一八月	三五五、一六〇円	一五六、五一〇円	
四一九月	三五七、一四〇円	一五七、四八〇円	

四一〇月	三五六、一三〇円	一六〇、二六〇円	
四一一月	三五八、一三〇円	一六一、一六〇円	
四一二月	三六〇、一四〇円	一六二、〇六〇円	
四一三月	三六二、一五〇円	一六二、九七〇円	
四一四月	三六四、一七〇円	一六三、八八〇円	
四一五月	三六六、二〇〇円	一六四、七九〇円	
四一六月	三六八、二〇〇円	一六五、七一〇円	
四一七月	三七〇、二九〇円	一六六、六一〇円	
四一八月	三七一、三一〇円	一六七、五六〇円	
四一九月	三七四、一四〇円	一六八、四五〇円	
四二〇月	三七六、一三〇円	一六九、三四〇円	
四二一月	三七九、一三〇円	一七〇、一六〇円	
四二二月	三八一、一四〇円	一七一、〇六〇円	
四二三月	三八二、一五〇円	一七二、九七〇円	
四二四月	三八四、一七〇円	一七三、八八〇円	
四二五月	三八六、二〇〇円	一七四、七九〇円	
四二六月	三八八、二四〇円	一七五、七一〇円	
四二七月	三九〇、二九〇円	一七六、六三〇円	
四二八月	三九二、三五〇円	一七七、五六〇円	
四二九月	三九四、四二〇円	一七八、四九〇円	
四三〇月	三九六、五〇〇円	一七九、四三〇円	
四三一月	三九八、五九〇円	一八〇、三七〇円	
四三二月	四〇〇、六九〇円	一八一、三一〇円	
四三三月	四〇二、八〇〇円	一八二、二六〇円	
四三四月	四〇四、九二〇円	一八三、二二〇円	
四三五月	四〇九、〇五〇円	一八四、一八〇円	
四三六月	四一一、九〇〇円	一八五、一五〇円	
四三七月	四一四、一七〇円	一八六、一二〇円	
四三八月	四一六、五三〇円	一八七、〇九〇円	
四三九月	四一八、八七〇円	一八八、〇七〇円	
四四〇月	四二一、九〇〇円	一八九、〇五〇円	

四四一月	四二三、一〇〇円	四四九〇円	一八〇、〇四〇円
四四二月	四二五、八二〇円	四一一、三三〇円	一九一、六二〇円
四四三月	四二八、一六〇円	四〇四、五一〇円	一九二、〇三〇円
四四四月	四三〇、五一〇円	四〇六、七三〇円	一九三、〇三〇円
四四五月	四三二、八七〇円	四〇八、九七〇円	一九四、〇四〇円
四四六月	四三五、二四〇円	四一一、二一〇円	一九五、八六〇円
四四七月	四三七、四八〇円	四一三、四八〇円	一九六、〇七〇円
四四八月	四四〇、〇二一〇円	四一五、七五〇円	一九八、〇九〇円
四四九月	四四二、四二〇円	四一八、〇三〇円	一九九、一二〇円
四五〇月	四四四、八四〇円	四二〇、三三〇円	二〇〇、一八〇円
四五一月	四四七、二八〇円	四二三、六四〇円	二〇一、一九〇円
四五二月	四四九、七三〇円	四二四、九六〇円	二〇二、三三〇円
四五三月	四五二、一一〇〇円	四二七、二一九〇円	二〇三、四九〇円
四五四月	四五四、六九〇円	四二九、六三〇円	二〇四、六一〇円
四五五月	四五七、一一〇〇円	四三二、九八〇円	二〇五、七四〇円
四五六月	四五九、七一〇円	四三四、三三〇円	二〇六、八七〇円
四五七月	四六二、二二〇円	四三六、七〇〇円	二〇八、〇〇〇円
四五八月	四六四、七五〇円	四三九、〇九〇円	二〇九、一四〇円
四五九月	四六七、一一九〇円	四四一、四九〇円	二一〇、六七〇円
四六〇月	四六九、八四〇円	四四三、九〇〇円	二一一、七五〇円
四六一月	四七二、四〇〇円	四四六、三三〇円	二一二、五八〇円

四六二月	四七七、九八〇円	四四八、七六〇円	二一三、七四〇円
四六三月	四七七、五六〇円	四五一、二二〇円	二一四、九〇〇円
四六四月	四八〇、一六〇円	四五三、六七〇円	二一六、〇七〇円
四六五月	四八二、七六〇円	四五六、一四〇円	二一七、二四〇円
四六六月	四八五、三八〇円	四五八、六二〇円	二一八、四二〇円
四六七月	四八八、〇二〇円	四六一、一一〇円	二一九、六一〇円
四六八月	四九〇、六七〇円	四六三、六〇〇円	二二〇、八〇〇円
四六九月	四九三、三三〇円	四六六、一一〇円	二二二、〇〇〇円
四七〇月	四九六、六四〇円	四六八、八九〇円	二二三、一〇〇円
四七一月	四九八、六九〇円	四七一、〇二〇円	二二四、一〇円
四七二月	五〇一、四〇〇円	四七三、一八〇円	二二五、六三〇円
四七三月	五〇四、一一〇円	四七六、二九〇円	二二六、八五〇円
四七四月	五〇六、八四〇円	四七八、七四〇円	二二八、〇八〇円
四七五月	五〇九、五八〇円	四八一、四六〇円	二二九、三一〇円
四七六月	五一二、三三〇円	四八四、〇六〇円	二三〇、五五〇円
四七七月	五一五、〇九〇円	四八六、六八〇円	二三一、七九〇円
四七八月	五一七、八七〇円	四八九、三一〇円	二三二、九〇四〇円
四七九月	五二〇、六七〇円	四九一、九五〇円	二三四、三〇〇円
四八〇月	五二三、四九〇円	四九四、六〇〇円	二三五、五七〇円
四八一月	四九七、二七〇円	四九七、九五〇円	二三四、九八〇円
四八二月	四九九、九五〇円	五〇〇、八四〇円	二三六、三三〇円

四八三月	五〇二、六四〇円	二二六、一九〇円
四八四月	五〇五、三五〇円	二二七、四一〇円
四八五月	五〇八、〇七〇円	二二八、六三〇円
四八六月	五一〇、八〇〇円	二二九、八六〇円
四八七月	五一三、五四〇円	二三一、一〇〇円
四八八月	五一六、三〇〇円	二三二、三四〇円
四八九月	五一九、〇七〇円	二三三、五九〇円
四九〇月	五二一、八五〇円	二三四、八四〇円
四九一月	五二四、六五〇円	二三六、一〇〇円
四九二月	五二七、四七〇円	二三七、三六〇円
四九三月	五三〇、三〇〇円	二三八、六三〇円
四九四月	五三三、一四〇円	二三九、九一〇円
四九五月	五三六、〇〇〇円	二四一、二〇〇円
四九六月	五三八、八七〇円	二四二、四九〇円
四九七月	五四一、七五〇円	二四三、七九〇円
四九八月	五四四、六四〇円	二四五、〇九〇円
四九九月	五四七、五五〇円	二四六、四〇〇円
五〇〇月	五五〇、四八〇円	二四七、七二〇円
五〇一月	五五三、四二〇円	二四九、〇四〇円
五〇二月	五五六、三七〇円	二五〇、三七〇円
五〇三月	五五九、三三〇円	二五一、七〇〇円

五〇四月	五六二、三一〇円	二五三、〇四〇円
五〇五月	五六五、三一〇円	二五四、三九〇円
五〇六月	五六八、三三〇円	二五五、七五〇円
五〇七月	五七一、三六〇円	二五七、一一〇円
五〇八月	五七四、四〇〇円	二五八、四八〇円
五〇九月	五七七、四五〇円	二五九、八五〇円
五一〇月	五八〇、五一〇円	二六一、二三〇円
五一一月	五八三、五九〇円	二六二、六二〇円
五一二月	五八六、六九〇円	二六四、〇二〇円
五一三月	五八九、八一〇円	二六五、四二〇円
五一四月	五九二、九四〇円	二六六、八三〇円
五一五月	五九六、〇八〇円	二六八、二四〇円
五一六月	五九九、二四〇円	二六九、六六〇円
五一七月	六〇二、四二〇円	二七一、〇九〇円
五一八月	六〇五、六一〇円	二七二、五三〇円
五一九月	六〇八、八二〇円	二七三、九七〇円
五二〇月	六一二、〇四〇円	二七五、四二〇円
五二一月	六一五、二八〇円	二七六、八八〇円
五二二月	六一八、五三〇円	二七八、三四〇円
五二三月	六二一、八〇〇円	二七九、八一〇円
五二四月	六二四、〇九〇円	二八一、二九〇円

五二五月	六二八、三九〇円	二八二、七八〇円	
五二六月	六三二、七一〇円	二八四、二七〇円	
五二七月	六三五、〇五〇円	二八五、七七〇円	
五二八月	六三八、四〇〇円	二八七、二八〇円	
五二九月	六四一、七六〇円	二八八、七九〇円	
五三〇月	六四五、一四〇円	二九〇、三一〇円	
五三一月	六四八、五四〇円	二九一、八四〇円	
五三二月	六五一、九六〇円	二九三、三八〇円	
五三三月	六五五、三九〇円	二九四、九三〇円	

五三四月	六五八、八四〇円	二九六、四八〇円	
五三五月	六六二、三一〇円	二九八、〇四〇円	
五三六月	六六五、七九〇円	二九九、六一〇円	
五三七月	六六九、二九〇円	三〇一、一九〇円	
五三八月	六七二、八一〇円	三〇二、七七〇円	
五三九月	六七六、三五〇円	三〇四、三六〇円	
五四〇月	六七九、九一〇円	三〇五、九六〇円	
五四〇月をこえる月数	六七九、九一〇円に、五四〇円を加算した金額	三〇五、九六〇円に、五四〇円を加算した金額	

消費生活協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、消費生活協同組合の行う共済事業について、その特殊性格にかんがみ、事業の経営的基礎を健全ならしめ、利用者たる組合員の利益の保護を図ることを目的とするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　組合が共済事業を行おうとするときは、共済事業規約を定めなければならないこととしたこと。

2　共済事業規約の設定、変更又は廃止の場合は、行政庁の認可を受けなければならないこととしたこと。

3　共済事業を行う組合は、厚生省令の定めるところにより責任準備金を積み立てなければならないこととしたこと。

二　議案の可決理由

消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会の共済事業の健全な運営を確保するため、共済事業に関する規定を整備することは、時宜に適するものと認め、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年三月三十一日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔第三十六号参照〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十三年七月十六日付の人事院勧告に基き、一般職国家公務員の期末手当を増額し、俸給表の改正を行い、あわせて一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則第二十三項の規定の趣旨にかんがみ、現行暫定手当の一部を俸給に繰り入れるとともにこれに伴う暫定手当の整理を行おうとするもので、その内容は次の通りである。

(一)　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に次のような改正を行うこと。

1　六月十五日に支給する期末手当の額を〇・一五月分増額して〇・六五月分としていること。

2　別表第一から別表第七までの俸給表を次のように改めていること。

(イ)　各俸給表の初任給に相当する俸給月額を新高卒、短大卒について各四〇〇円、大学卒について一、〇〇〇円（医師及び研究員については、一、二〇〇円）をそれぞれ引き上げるとともに、各俸給表の俸給月額一七、三〇〇円（行政職俸給表(一)については一八、一〇〇円、海事職俸給表(三)については一七、八〇〇円、医療職俸給表(一)については一八、二〇〇円、医療職俸給表(三)については一七、五〇〇円）までの俸給月額について若干ずつの引き上げを行つていること。

(ロ)　行政職(一)、教育職(一)、研究職及び医療職(一)の各俸給表の一等級について、新たに二号俸を追加していること。

(ハ)　各俸給表の号俸のうち、昇給期間が一年（行政職俸給表(二)については六月）を超える二つの号俸の昇給期間をそれぞれ三月短縮していること。

(ニ)　現行暫定手当のうち、一級地に在勤する職員に支給される額に相当する額を俸給月額に繰り入れていること。

なお、本改正は、昭和三十四年四月一日から施行することとしているが、俸給表の俸給月額は、同年九月三十日までの間は、附則別表により読み替えるものとし、暫定手当繰り入れに

よる俸給月額の改訂は、実質的には同年十月一日から施行することとしている。

㈡　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）の一部（附則）に次のような改正を行うこと。

1　暫定手当の支給対象を、附則第十六項による四級地、三級地及び二級地に在勤する職員並びに附則第二十一項の適用を受ける一級地在勤職員に改めていること。

2　暫定手当の支給額の算定基準率を、それぞれ、四級地百分の十五、三級地百分の十、二級地百分の五に改めていること。

3　その他、俸給の調整額に対する暫定手当の算定基礎となる額を、調整額の月額の範囲内で人事院の定める額とする等の必要な規定を設けていること。

なお、本改正は、昭和三十四年十月一日から施行することとしている。

二　議案の修正議決理由

昭和三十三年七月十六日付人事院勧告並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則第二十三項の規定の趣旨にかんがみ、本案は妥当な措置と認めるが、本案審議中、施行期日である昭和三十四年四月一日を経過したので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

一般会計所属職員分（但し、防衛庁職員を除く特別職の職員の分を含む）　約三十一億六千万円

特別会計所属職員分

約八億七千万円

合計約四十億三千万円が昭和三十四年度予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年四月三日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔別紙〕

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日（昭和三十四年四月一日から施行○○し、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和三十四年十月一日から施行する。（小字及び――は修正）

4　前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

（給与の内払）

5　この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行前に改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日から同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（暫定手当の特例）

6　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則第十九項の規定の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同項中「その者が受ける調整額の月額」とあるのは、「その者が受ける調整額の月額の範囲内で人事院の定める額」と読み替えるものとする。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に伴い、一般職の職員との権衡を考慮して、特別職の職員の給与に関する法律等に所要の改正を加えようとするもので、その要旨は次の通りである。

1　秘書官の俸給月額を改訂して、一般職の職員と同様に、暫定手当の一部を俸給月額に繰り入れることとしていること。

2　その他の特別職の職員につき、恩給若しくは、退職手当又は国家公務員共済組合に関する法令の適用に当つては、その受ける暫定手当の月額のうち政令で定める額を俸給とみなすこととしていること。

3　特別職の職員の給与に関する法律の適用範囲を定める規定につき、若干の改正を行つていること。

なお、施行期日は1及び2については本年十月一日、3については公布の日としている。

二　議案の修正議決理由

特別職の職員は、従来より一般職の職員との権衡を考慮してその俸給が定められている実情等にかんがみ、本案は妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として約三十三万円が、昭和三十四年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年四月三日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鎌五郎殿

〔別紙〕

附　則

（小字は修正）

この法律は、昭和三十四年十月一日から施行する。ただし、第一条中特別職の職員の給与に関する法律第一条第二十九号の改正規定は、公布の日から施行○○し、昭和三十四年四月一日から適用

防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、今般提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給の額等を改訂し、また、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案の提出に伴い、任期制自衛官の退職手当に所要の改正を行い、あわせて、自衛官の俸給等を月額に改める等必要な措置を講じようとするもので、その要旨は次の通りである。

1　参事官等の俸給表については、一般職の例に準じて改訂を行うこととしていること。

2　事務官等の俸給表については、従前通り一般職に適用される俸給表によることとしていること。

3　自衛官の給与についても、一般職の例に準ずる改訂を行うこととし、俸給表並びに営外手当の改訂を行うほか、現行の日額表示を月額表示に改め、あわせて、現行俸給額上あらかじめ控除されている恩給納金相当額を

俸給に繰り入れ、俸給からあらためて恩給納金を行うこととしていること。

なお、自衛官の諸手当についても、俸給と同様、月額に改めることとしている。

4　防衛大学校の学生に対する学生手当についても、初任給の引上げに対応して増額を行うこととしていること。

5　任期制自衛官に対する退職手当について、公務災害により退職し又は死亡した場合の最低保障額を引き上げ、また、継続任用の回数がすでに三回以上に及び場合の支給割合を改めることとしていること。

なお、施行期日は本年四月一日としているが、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案等に関連する改正規定は、その関連する法律の施行の日から施行することとしている。

二　議案の修正議決理由

防衛庁職員の給与は、一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認めるが、本案審議中、施行期日である昭和三十四年四月一日を経過したので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として約十九億円が、昭和三十四年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年四月三日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

［別紙］

（小字及び――は修正）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中防衛庁職員給与法第一条の改正規定並びに同法第二十八条の改正規定（第二十九条第二項の改正規定及び附則第十二項の規定を除き、昭和三十四年四月一日から適用する。）、第二十八条の三及び附則第九項の改正規定中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当暫定措置法」に改める部分は国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第　号）の施行の日から施行し、第一条中防衛庁職員給与法第二十八条（第一項に係る改正規定を除く。）、第二十八条の二（第二項に係る改正規定中「二十年以上」を「二十年以上二十五年未満の期間」に改める部分に限る。）及び附則（附則第九項の改正規定中「国家公務員等退職手当暫定措置法」を「国家公務員等退職手当法」に改める部分を除く。）の改正規定並びにこの法律の附則第九項から附則第十一項までの規定は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第　号）附則第一条第一号に掲げる日から施行し、第五条の規定は昭和三十四年十月一日から施行する。

（俸給等の支給に関する臨時措置）

8　昭和三十四年三月十六日から同月三十一日までの間における自衛官の俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当、営外手当及び隔遠地手当は、この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日から十日以内に同年四月一日から同月十日までの間において支給する。

11　国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる日において現に在職する任用期間の定のある隊員のうち自衛隊法第三十六条第四項の規定により既に三回以上任用された者の当該任用期間に係る退職手当については、新法第二十八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その額が同条の規定の例により計算して得た額に満たないときは、この限りでない。

（給与の内払）

12　この法律の施行前に旧法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日以降の期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

（傷病手当金の支給に関する経過措置）

13　この法律の施行の際昭和三十四年四月一日において現に旧法第二十九条第二項の規定により傷病手当金の支給を受けている者については、新法第二十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（恩給法の一部改正に伴う経過措置）

14　昭和三十四年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した自衛官（統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。）又はその遺族の恩給については、この法律による改正後の恩給法第四十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、戦傷病者の恩給法上の処遇について昨年九月三十日政府に報告された傷病恩給症状等差の調査に関する専門調査会の答申をもとし、恩給法の一部に所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1　増加恩給または傷病年金の裁定に当り、内部疾患のように長期的にみて疾病の程度に動きのあるものについては、「五年の期間」を単位とした恩給を給することは実情にそぐわないので、これを「三年以上五年以内の期間」と改め、恩給の査定が、常に疾病の消長に対応するようにすること。

2　肺結核、精神障害等のいわゆる内部疾患について、恩給法別表第一号表の二または三に掲げる「精神的または身体的作業能力の制限」という抽象的な規定及びそれに基く内規あるいは裁定例を再検討し、合理的な基準を定めることによつて症状の実態に即する適切な増加恩給または傷病年金が支給できるようにすること。

3　以上の措置は本年四月一日から施行すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、傷病関係恩給の適正化を図るため、おおむね妥当な措置と認めるが、更にその処遇を改善することは適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費の総額は、本年度約八千二百三十万円（うち修正による分約四百三十万円）の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して松野総理府総務長官より、「有期の増加恩給の期間を修正案のように修正することについては、改正案の趣旨を

没却するものであり、また、新たに退職後に出生した未成年の子に対する扶養家族加給を、更に拡張して生殖機能を廃した増加恩給受給者の退職後に養子となつた者についても、その一人を限り、加給の対象とすることについては、年金恩給制度が、退職当時の条件を基礎として給されるものであることよりして、傷病恩給において退職後の条件を加味するとの例外的措置は、最少限度に止めるべきであり、その範囲を拡大することは、他に影響を及ぼすおそれがないとはいえないので、なお慎重に検討を要するものがあると思われる」との意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十四年四月三日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第五十条第一項中「不具癈疾ノ回復シ又ハ其ノ程度低下スルコトアルヘキコトヲ認メタルトキハ三年以上五年以内ノ期間ヲ定メテ」に改め、同条第二項中「傷痍疾病回復セサル者」を「仍不具癈疾ノ状態ニ在ル者」に改める。

第六十五条第五項の次に次の一項を加える。

（公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ為生殖機能ヲ廃シタル者ニ限ル）ノ退職後養子トシテ為リタル未成年ノ子ニシテ継続当時ヨリ引続キ増加恩給ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスルモノアルトキハ当該養子以外ノ子ナキトキニ限リ其ノ一人ヲ扶養家族トス

第三項ノ規定ニ拘ラズ増加恩給ヲ受クル者

第二項中

「右ニ掲グル各症ニ該当セサル傷痍疾病ノ症項ハ右ニ掲グル各症ニ準シ之ヲ査定ス」

を

「右ニ掲グル各症ニ該当セサル傷痍疾病ノ症項ハ右ニ掲グル各症ニ準ジ之ヲ査定ス

右ニ掲グル各症ニ該当セサル癈疾ノ症項ハ右ニ掲グル各症ニ準シ之ヲ査定ス」

に改める。

別表第一号表ノ二中

「ザル傷痍疾病ノ症項ハ之ヲ査定ス

定ムル疾症ニ因ル不具症項ニ該当スルヤ否ヤ内閣総理大臣之ヲ定ム」

を

「ザル傷痍疾病ノ症項ハ之ヲ査定ス

定ムル疾症ニ因ル不具症項ニ該当スルヤ否ヤ内閣総理大臣之ヲ定ム」

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、昭和三十四年四月一日から施行する。第六十五条の改正規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和三十四年四月一日から適用する。

恩給法の一部を改正する法律の一部改正（従前の傷病恩給の取扱）

2　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）の一部を次のように改正する。

附則第三条及び附則第二十二条第三項の規定により同法による改正前の恩給法第五十条の規定の例によるものとされている第七項症に係る増加恩給又は傷病年金については、法律第百五十五号附則第三条及び附則第二十二条第三項の規定にかかわらず、この法律による改正後の恩給法第五十条の規定を準用する。

附則第二十二条第三項ただし書中「第五項」を「第六項」に改める。

（改正後の恩給法第六十五条の規定による加給）

3　昭和三十四年四月一日において現に増加恩給を受けている者の改正後の恩給法第六十五条第六項（改正後の法律第百五十五号附則第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による加給は、昭和三十四年四月分から行う。

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

4　恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第三項中「第六項」を「第七項」に改める。

〔別紙〕

恩給法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、第二十八国会昭和三十三年四月四日の内閣委員会において、「恩給法等の一部を改正する法律案」の可決されるにあたり、特に内閣委員長より質疑したる各項目については、総理府総務長官より「政府としては十分検討の上善処する」との言明を得ているので、この際本問題解決のため、すみやかに具体的方策をたつべきである。

二、傷病恩給の症状等差の是正については、昨年政府に「傷病恩給症状等差の調査に関する専門調査会」が設置され、学識経験者等により専門的な調査研究がなされたが、短日月のため肺結核、精神障害などわずか三つの分野に止まつたと報告しているごとく、その範囲が誠に狭あいであるから、その他の傷病についても引続き調査研究を行い恩給法の別表第一号表の二及び三を改正しもつて諸般の不均衡を是正すべきである。

三、戦傷病者の医療制度は誠に不備であり、今回の国立箱根療養所の入所料の増額問題を見ても明かである。

依つて、次期国会において戦傷病者戦没者遺族等援護法の必要なる改正を行い、再発者を含め戦傷病者の根本的な医療制度を確立すべきである。

右決議する。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十四年度における各行政機関の事業予定計画に即応し、行政機関全般の定員の適正化を図ろうとするもので、各行政機関職員の現定員の合計六十七万四千百四十四人に対し、六千六百四十四人を増員する反面、一千百二十七人を縮減し、差引五千五百十七人を増加して結局、第二条第一項の表の合計を六十七万九千六百六十一人にしようとするものである。

右増減の主なる内訳は次の通りである。

1　増員

科学技術庁附属の研究所の整備拡充等に伴うもの二百三十七人、国立大学の学年進行、学部の増設等に伴うもの六百二十六人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの二千五十五人、電気通信施設の拡張に伴うもの千九百十七人、道路事業の増加に伴う増三百八十人等。

2　減員

逓信省の電信電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの五百八十七人、調達庁の行つている駐留軍施設等の提供業務の減少によるもの三百二十人等。

二　議案の修正議決理由

本案は、行政運営上妥当なものと認めるが、定員外職員の定員化については、年来の懸案事項であることにかんがみ、総数において五千四百名の定員化をはかるほか、施行期日について修正することを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として昭和三十四年度一般会計予算及び特別会計予算に約十六億九千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十四年四月三日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日昭和三十四年四月一日から施行○する。○し、昭和三十四年四月一日から適用

（定員の特例）

第二条　改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、職員の定員に関し別に法律で定めるまでの間は、各行政機関の職員の定員は、政令で定める各行政機関別の員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

2　前項の規定により加えることとなる員数及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）附則第八条に規定する都道府県の職員（雇傭人を含む。）につき本項の規定に基き増加すべきこととなる員数は、これらを通じて五千四百人とする。

3　政府は、第一項の規定により定めるべき職員の定員に関する法律案を、この法律の施行の後最初に召集される国会に提出しなければならない。

（暫定定員）

三　第二条　改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調達庁	昭和三十四年七月三十一日	三二〇人
	昭和三十四年九月三十日	二八〇人
	昭和三十五年二月二十九日	一八五人
大蔵省本省	昭和三十四年九月三十日	二人
厚生省本省	昭和三十四年十一月十五日	一〇六人
	昭和三十五年五月十五日	八〇人
農林省本省	昭和三十四年九月三十日	一〇〇人
通商産業省本省	昭和三十四年九月三十日	二人

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）

四　第三条　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中「

昭和三十四年　五月十五日	四四人
昭和三十四年十一月十五日	二六人
昭和三十五年　五月十五日	八〇人

」を「

昭和三十四年五月十五日	一五〇人

」に改める。

農地被買収者問題調査会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

戦後行われた農地改革は、従来の社会的、経済的基盤を大幅に変革したことはいなめない事実であるけれども、これは、正当な法律に基き正当に行われたものであるから、これを是正する意味における補償は考えられないところであるが、現行農地法の問題とは別に、この農地改革の副次的結果ともいうべき被買収者に関する社会的な問題について、広く、各界の学識経験者の意見を聞き、その実情を明らかにするとともに、これに対して、なんらかの措置を講ずる要があるか否かを調査審議するため、総理府の附属機関として、農地被買収者問題調査会を設置しようとするのが本案の要旨であつて、その内容の主なる点は次の通りである。

1　調査会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、農地改革により農地を買収された者についての社会的な問題を調査審議することをその任務とする。

2　調査会は、二十人以内の委員で組織し、専門の事項を調査させるため、専門調査員十人以内を置くことができることとし、これらの委員及び専門調査員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　調査会に、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する幹事十人以内を置く。

4　委員、専門調査員及び幹事はいずれも非常勤とする。

5　調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

6　調査会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

7　この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は政令で定める。

8　この法律は、昭和三十四年四月一日から施行し、昭和三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

二　議案の修正議決理由

本案は、農地被買収者に関する社会的な問題について、調査審議することを目的とするものであるから、妥当な措置と認めるが、四月一日の施行期日を公布の日に改めることを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、一千万円が昭和三十四年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年四月七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日昭和三十四年四月一日から施行する。

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、去る三月二日署名され、国会の承認を経るため、別途今国会に提出された「日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定」に基いて、総額十五億円の無償の経済及び技術援助をわが国がカンボディアに供与することとなつたので、右債務の処理に関する政府の経理を賠償等特殊債務処理特別会計において行うことができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

日本国とカンボディアとの間の経済及び技術協力協定の締結に伴う措置として適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費

本改正案に伴う昭和三十四年度

中における支出額は、約七億円と見込まれている。

右報告する。

昭和三十四年四月七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資額が増額されることとなるのに伴い、出資額に関する規定を改めるとともに、その増額により必要となる財源を確保するための措置を講じ、あわせて所要の規定の整備を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

最近の世界経済及び国際貿易の急速な発展にかんがみ、わが国はここ数年来、これら両機関の資金充実の必要性を提唱してきたが、昨秋ニューデリーにおける年次総会において資本増加の決議がなされ、更に十二月の両機関の理事会において、国際通貨基金においては一律五割、国際復興開発銀行においては一律十割の増資の外、特に日本、西独、カナダの三国については特別の増資が認められた。

その結果、日本は基金への出資を現行の二億五千万ドルから倍額の五億ドルに、銀行への出資を現行の二億五千万ドルから二・六六倍の六億六千六百万ドルに特別増資することとなり、これに必要な措置をとるため本案が提出されたのであるが、本案は適切妥当なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

基金に対する出資二億五千万ドル（九百億円）及び銀行に対する出資四億一千六百万ドル（一千四百九十七億六千万円）のうち、国債による払込を除き、三十四年度において必要となる経費は、国際通貨基金関係二百三十四億二千二百五十九万五千円、国際復興開発銀行関係十六億五千百三十八万四千円、合計二百五十億七千三百九十七万九千円であつて昭和三十四年度一般会計予算補正（第1号）に計上されている。

右報告する。

昭和三十四年四月七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

接収貴金属等の処理に関する法律案（内閣提出参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

連合国占領軍に接収され、その後連合国占領軍から政府に引き渡された貴金属及びダイヤモンド並びに接収貴金属等に代るべきものとして連合国占領軍から政府に引き渡された金の地金等について、公平適正かつ迅速に、返還その他の処理をしようとするものである。

二　議案の可決理由

政府は、さきに接収貴金属等の数量等の報告に関する法律によつて、貴金属等を接収された者から必要な報告を徴してその内容を調査するとともに、連合国占領軍から引き渡された貴金属等の調査を実施してその状況もおおむね明らかとなつているので、この際速やかに返還その他の処理をすることは必要適切な措置であり、また参議院において納付金の額を一割から二割に修正したこともやむを得ない必要な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十四年度一般会計予算に接収貴金属等の処理に必要な経費として六百二十万九千円を計上している。

右報告する。

昭和三十四年四月七日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔第三十七号参照〕

社会教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、参議院先議であり、同院において、去る三月十一日、自由民主党、日本社会党、緑風会の三派共同提案により、これを修正議決し、即日、本院に送付されたもので、その要旨は、社会教育の振興を図るために、

1　従来、市町村においては、任意設置となつている社会教育主事及び同主事補を必置制に改め、これが養成のための講習実施者の範囲を広げて、教育に関する学科を有する大学学部に限ることなく、文部大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関においても行い得ることとしたこと。

2　現行法では、社会教育関係団体に対する国及び地方公共団体の補助金支出が禁止されているので、今回、この規定を削除し、今後、憲法の許す範囲内で補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、社会教育審議会等の意見を聞いてから行うべきことを規定したこと。

3　文部大臣が、公民館の設置及び運営上必要な基準を定め、文部大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の公民館が右の基準に従つて設置され、運営されるよう、必要な指導、助言その他の援助に努めること等を規定したこと。

4　従来、社会教育委員の職務は、教育委員会に対し、助言することであるが、今後、市町村の社会教育委員は、この職務の外に、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体等に対して助言、指導を行うことができることを規定するとともに、社会教育委員、公民館運営審議会委員等に報酬を支給できるように規定を改めたこと。

5　公民館、図書館及び博物館に関する国庫補助の規定を整備したこと。

などである。

二　議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、社会教育委員等の報酬に関する規定、公民館等の国庫補助に関する規定及び社会教育主事の暫定資格の削除に関する規定の施行期日が、本年四月一日となつており、四月一日は、すでに経過しているため、この施行日を公布の日から施行することに改める修正を適切と認め、本案は、別紙の通り、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十四年四月三日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

〔別紙〕

（――は修正）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中社会教育法第十九条、第三十二条、第三十五条及び第三十六条の改正規定、第二条、第三条並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

（社会教育主事等の経過規定）

2　この法律（前項ただし書に係る部分を除く。）の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない市町村にあつては社会教育主事を、現に社会教育主事補の置かれていない市にあつては社会教育主事補を、この法律による改正後の社会教育法第九条の二の規定にかかわらず、市にあつては昭和三十七年三月三十一日までの間、町村にあつては政令で定めるところにより、政令で定める間、それぞれ置かないことができる。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し送料は二十円）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十四年五月二日

○第三十一回国会　衆議院会議録追録（その二）（一）

請願に関する報告書
（第四十号（その一）参照）
内閣委員会

文官恩給調整に関する請願（請願者　山口県下関市長府町逢坂山口県退職公務員連盟下関市支部長　原田一二）（今澄勇君紹介）（第一号）、同（請願者　水戸市櫛町国鉄労働組合気付国鉄ＯＢ同志会水戸支部長菅谷馬之介外二百八十六名）（久保三郎君紹介）（第二号）、同（請願者　千葉市吾妻町教育会館内千葉県退職公務員連盟印旛郡市支部長大野浜蔵）（木倉和一郎君紹介）（第一六八号）、同（請願者　広島県福山市三吉町二百八十八ノ一杉原茂右エ門外千九百六十八名）（高橋等君紹介）（第一七〇号）、同（請願者　千葉県丸町萩原久平外二千十五名）（高橋禎一君紹介）（第一六九号）、同（請願者　広島県福山市三吉町二百八十八ノ一杉原茂右エ門外千九百六十八名）（高橋等君紹介）（第一七〇号）、同（請願者　千葉県退職公務員連盟君津地方支部長中川良助）（福井順一君紹介）（第一七一号）、同（請願者　福岡県若松市二島千八百七十八番地岡部守千代外百九十五名）（岡部得三君紹介）（第二五〇号）、同（請願者　千葉県四日市市千葉県退職公務員連盟所遠郡支部椎名清一外二名）（寺島隆太郎君紹介）（第四六四号）、同（請願者　広島市牛田町南区三百六十八番地　林諄外十四名）（大原亨君紹介）（第五〇二号）、同（請願者　鳥取県米子市富士見町百三十四番地柘植儀外九百十九名）（赤澤正道君紹介）（第五〇〇号）、同（請願者　名古屋市昭和区御器所町三丁目三十番地溝口清稱外八十三名）（辻寛一君紹介）（第九〇一号）、同（請願者　福岡県甘木市甘木町泉町福岡県退職公務員連盟朝倉支部長窪山貞次郎外六百二十三名）（中島茂喜君紹介）（第九〇二号）、同（請願者　鹿児島市山下町県教育会館内鹿児島退職公務員連盟黒木幸内外二千三百六十名）（上林山榮吉君紹介）（第九三二号）、同（請願者　新潟県佐渡郡金井村字貝塚野方英太郎外二千三名）（櫻井奎夫君紹介）（第九三三号）、同（請願者　群馬県太田市新井六百十三番地星野金八郎外二百四十四名）（東海林稔君紹介）（第九三四号）、同（請願者　福岡市百道本町三丁目中山清外五百六十九名）（進藤一馬君紹介）（第九三五号）、同（請願者　京都市左京区下鴨下川原町四十六番地藤森勝郎）（田中伊三次君紹介）（第九三六号）、同（請願者　徳島市福島本町三丁目藤岡直兵衛外千七百二十名）（秋田大助君紹介）（第九六七号）、同（請願者　愛知県挙母市挙母字長生五十七番地倉知桂太郎外二百五十一名）（伊藤よし子君紹介）（第九六八号）、同（請願者　岡山市内田春日町三十番地岡山県退職公務員連盟国府純治外九百二十四名）（橋本龍伍君紹介）（第八二二号）、同（請願者　群馬県勢多郡赤城村大字長井小川田五百六十五番地木嶋由太郎外四百九十五名）（茜ケ久保重光君紹介）（第八四六号）、同外一件（請願者　新潟県糸魚川市金沢鉄道管理局区内国鉄退職者協会糸魚川支部長水沼誠外二千六百四十二名）（田中彰治君紹介）（第八八六号）、同（請願者　福岡県大牟田市白銀町福岡県退職公務員連盟大牟田支部長渡富雄外五名）（檜橋渡君紹介）（第八七号）、同（請願者　長野県諏訪市和泉町国鉄ＯＢ同志会諏訪支部長沢田琢麿）（小川平二君紹介）（第九〇〇号）、同（請願者　名古屋市昭和区御器所町三丁目三十番地溝口清稱外八十三名）（辻寛一君紹介）（第九〇一号）、同（請願者　福岡県甘木市甘木町泉町福岡県退職公務員連盟朝倉支部長窪山貞次郎外六百二十三名）（中島茂喜君紹介）（第九〇二号）、同（請願者　鹿児島市山下町県教育会館内鹿児島退職公務員連盟黒木幸内外二千三百六十名）（上林山榮吉君紹介）（第九三二号）、同（請願者　新潟県佐渡郡金井村字貝塚野方英太郎外二千三名）（櫻井奎夫君紹介）（第九三三号）、同（請願者　群馬県太田市新井六百十三番地星野金八郎外二百四十四名）（東海林稔君紹介）（第九三四号）、同（請願者　福岡市百道本町三丁目中山清外五百六十九名）（進藤一馬君紹介）（第九三五号）、同（請願者　京都市左京区下鴨下川原町四十六番地藤森勝郎）（田中伊三次君紹介）（第九三六号）、同（請願者　徳島市福島本町三丁目藤岡直兵衛外千七百二十名）（秋田大助君紹介）（第九六七号）、同（請願者　愛知県挙母市挙母字長生五十七番地倉知桂太郎外二百五十一名）（伊藤よし子君紹介）（第九六八号）、同（請願者　岡山市内田春日町三十番地岡山県退職公務員連盟国府純治外九百二十四名）（橋本龍伍君紹介）（第八二二号）、同（請願者　群馬県勢多郡赤城村大字長井小川田五百六十五番地木嶋由太郎外四百九十五名）（茜ケ久保重光君紹介）（第八四六号）、同外一件（請願者　新潟県糸魚川市金沢鉄道管理局区内国鉄退職者協会糸魚川支部長水沼誠外二千六百四十二名）（田中彰治君紹介）（第八八六号）、同（請願者　福岡県大牟田市白銀町福岡県退職公務員連盟大牟田支部長渡富雄外五名）（檜橋渡君紹介）（第八七号）、同（請願者　長野県諏訪市和泉町国鉄ＯＢ同志会諏訪支部長沢田琢麿）（小川平二君紹介）（第九〇〇号）、同（請願者　名古屋市昭和区御器所町三丁目三十番地溝口清稱外八十三名）（辻寛一君紹介）（第九〇一号）、同（請願者　福岡県甘木市甘木町泉町福岡県退職公務員連盟朝倉支部長窪山貞次郎外六百二十三名）（中島茂喜君紹介）（第九〇二号）、同（請願者　鹿児島市山下町県教育会館内鹿児島退職公務員連盟黒木幸内外二千三百六十名）（上林山榮吉君紹介）（第九三二号）、同（請願者　新潟県佐渡郡金井村字貝塚野方英太郎外二千三名）（櫻井奎夫君紹介）（第九三三号）、同（請願者　群馬県太田市新井六百十三番地星野金八郎外二百四十四名）（東海林稔君紹介）（第九三四号）、同（請願者　福岡市百道本町三丁目中山清外五百六十九名）（進藤一馬君紹介）（第九三五号）、同（請願者　京都市左京区下鴨下川原町四十六番地藤森勝郎）（田中伊三次君紹介）（第九三六号）、同（請願者　徳島市福島本町三丁目藤岡直兵衛外千七百二十名）（秋田大助君紹介）（第九六七号）、同（請願者　愛知県挙母市挙母字長生五十七番地倉知桂太郎外二百五十一名）（伊藤よし子君紹介）（第九六八号）、同（請願者　佐賀市中ノ橋小路佐賀退職公務員連盟藤田宅磨外千九百二十五名）（井手以誠君紹介）（第九六九号）、同（請願者　鹿児島県退職公務員連盟堀重光）（宇田國榮君紹介）（第九七〇号）、同（請願者　松江市雑賀町四百十九番地古津千次郎外五百五十四名）（櫻内義雄君紹介）（第九七一号）、同（請願者　鹿児島市山下町県教育会館内鹿児島退職公務員連盟上原信一外九百九十五名）（床次徳二君紹介）（第九七二号）、同（請願者　長野県上田市笹井井出弥門外六百五十九名）（松平忠久君紹介）（第九七三号）、同（請願者　香川県観音寺市幸町堀野善太郎外千七百五十五名）（大平正芳君紹介）（第一〇一二号）、同（請願者　新潟県佐渡郡佐和田町大字市野沢六百九十番地近藤優策外二千三十名）（高橋清一郎君紹介）（第一〇一三号）、同（請願者　福岡県田川郡添田町野田千六百五十二番地中村武久）（滝井義高君紹介）（第一〇一四号）、同（請願者　浦和市仲町二千百四十二番地亀田孝吉外千二百九十八名）（松永東君紹介）（第一〇一五号）、同（請願者　岩手県水沢市佐倉河字祇園岩手県退職公務員連盟胆沢地方支部長高橋定之進外四百八十二名）（小澤佐重喜君紹介）（第一〇三七号）、同（請願者　山梨県南巨摩郡身延町清子三千百五十六番地山梨県退職公務員連盟理事渡辺幸輿外三百四十名）（金丸徳重君紹介）（第一〇三八号）、同（請願者　山梨県西八代郡下部町久保山梨県退職公務員連盟会理事長田重直外五百三十三名）（金丸信君紹介）（第一〇三九号）、同（請願者　埼玉県熊谷市大字熊谷二千八百四十五番地ノ三根岸悌次郎外千三百一名）（鴨田宗一君紹介）（第一〇四〇号）、同（請願者　福岡県小倉

市北方町日本退職公務員連盟福岡県第四区会長一徳由太郎外九百十五名）（藏内修治君紹介）（第一〇四一号）、同（請願者　金沢市御小人町十三番地宮本正樹外七百四十四名）（坂田英一君紹介）（第一〇四二号）、同（請願者　宮崎県小林市大字細野四百五十七番地山下宰二外千百二十三名）（瀬戸山三男君紹介）（第一〇四三号）、同（請願者　青森県弘前市袋町七十六番地青森県退職連盟理事長神英造外千四百六十六名）（津島文治君紹介）（第一〇四四号）、同（請願者　京都市北区大将軍鷹司町二十五番地壹島徳外三百八名）（中村三之丞君紹介）（第一〇四五号）、同（請願者　長野県埴科郡戸倉町七百七十七番地柳沢和恵外六百七十名）（羽田武嗣郎君紹介）（第一〇四六号）、同（請願者　埼玉県大宮市宮町五丁目七十二番地小沼清三郎）（福永健司君紹介）（第一〇四七号）、同（請願者　仙台市北六番丁二百一十七番地岩井克巳外八百七十一名）（愛知揆一君紹介）（第一〇七五号）、同（請願者　秋田市保戸野愛宕町四十二番地国鉄ＯＢ同志会秋田支部長佐藤源蔵）（石山權作君紹介）（第一〇七六号）、同外一件（請願者　福岡県門司市大黒中原町三千十四番地門鉄ＯＢ同志会長小川清一外千二百五十五名）（池田禎治君紹介）（第一〇七七号）、同（請願者　新潟県高田市西城町一丁目上野周吾外二千六十九名）（猪俣浩三君紹介）（第一〇七八号）、同（請願者　愛知県安城市山碕町大手四十七番地愛知県退職公務員連盟安城碧海支部長後藤善一外三百三十九名）（太田一夫君紹介）（第一〇七九号）、同（請願者　松江市東本町五丁目青山庸外五百四十九名）（大橋武夫君紹介）（第一〇八〇号）、同（請願者　福井市豊島中町三十七番地中谷文作外二千四百九十七名）（奥村又十郎君紹介）（第一〇八一号）、同（請願者　神戸市長田区五番町八丁目一ノ一番地兵庫県退職公務員連盟神戸市長田区支部長鞍安孝一外五百七十七名）（河上丈太郎君紹介）（第一〇八二号）、同（請願者　福岡県糸島郡前原町大字前原福岡県退職公務員連盟糸島郡支部長田中勇外六百二十二名）（簡牛凡夫君紹介）（第一〇八三号）、同（請願者　宮崎市神宮町六百十七番地鹿島透外千三百六十三名）（川野芳滿君紹介）（第一〇八四号）、同（請願者　兵庫県佐用郡佐用町山脇四百四十三番地兵庫県退職公務員連盟佐用郡支部長船引清一外二百八十一名）（河本敏夫君紹介）（第一〇八五号）、同外一件（請願者　兵庫県養父郡養父町大塚百八十番地兵庫県退職公務員連盟養父郡支部長黒田高外六百四十五名）（小島徹三君紹介）（第一〇八六号）、同（請願者　兵庫県多紀郡篠山町沢田二百五十番地兵庫県退職公務員連盟多紀郡支部長北内久幸外二百九十九名）（佐々木盛雄君紹介）（第一〇八七号）、同（請願者　仙台市光禅寺通七十番地小山元之進外八百二十八名）（佐々木更三君紹介）（第一〇八八号）、同（請願者　岩手県東磐井郡室根村折壁岩手県退職公務員連盟東磐井支部長菊池正人外四百七十七名）（志賀健次郎君紹介）（第一〇八九号）、同（請願者　埼玉県深谷市大字田谷二百九十七番地塚越公雄外千二百九十三名）（高田富之君紹介）（第一〇九〇号）、同（請願者　新潟県柏崎市大字吉井二千二百六十一番地伊部鈴樹外千七百六十九名）（田中角榮君紹介）（第一〇九一号）、同（請願者　山梨県山梨市上神内川千四十一番地鈴木孝外二百七十八名）（田邊國男君紹介）（第一〇九二号）、同（請願者　新潟県高田市西城町一丁目加藤郡治外五名）（塚田十一郎君紹介）（第一〇九三号）、同（請願者　兵庫県伊丹市鈴原町三丁目十四番地横山六郎外百七十九名）（富田健治君紹介）（第一〇九四号）、同（請願者　富山県退職公務員連盟神戸市長田区支部長佐藤寅秀外二名）（薄田美朝君外一名紹介）（第一一五六号）、同（請願者　富山市千歳町二十二番地の一富山教育館内富山県退職公務員連盟委員長中田栄太郎外千三百七十三名）（三鍋義三君紹介）（第一一五七号）、同（請願者　金沢市並木町百番地織田信治外七百二十二名）（南好雄君紹介）（第一一五八号）、同（請願者　秋田県山本郡三ツ井町荷上場字町館二百七十三番地菊池タキ外三百五十七名）（柳谷清三郎君紹介）（第一一五九号）、同（請願者　北海道札幌市南十七条西六丁目富樫勲外九百六十五名）（永井勝次郎君外一名紹介）（第一一六〇号）、同（請願者　山梨県韮崎市韮崎町二百十番地滝田嵩外五百四十四名）（内田常雄君紹介）（第一一九三号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町大字武雄原繁雄外千九百五十七名）（大坪保雄君紹介）（第一一九四号）、同（請願者　三重県伊勢市河崎町七百二十一番地仲上彰一外六十八名）（角屋堅次郎君紹介）（第一一九五号）、同（請願者　長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬三千六百八十五番地小林伍一外九百九十三名）（小坂善太郎君紹介）（第一一九六号）、同外一件（請願者　山口県萩市川島三百九十番地山口県退職公務員連盟萩支部長香川出外三百四十五名）（田中龍夫君紹介）（第一一九八号）、同（請願者　茨城県常陸太田市仲城町蘇原二良外千百七十七名）（塚原俊郎君紹介）（第一一九九号）、同（請願者　鹿児島市山下町一番地県教育会館内石原伸吉）（前田郁君紹介）（第一二〇〇号）、同（請願者　鳥取県西伯郡西伯町大字法勝寺古曳頴文外五百九十九名）（足鹿

覺君紹介）（第一二一三号）、同（請願者　鹿児島市山下町一番地教育会館内鹿児島県退職公務員連盟沼口龍雄）（池田清志君紹介）（第一一一四号）、同（請願者　埼玉県春日部市粕壁六千三百五十番地坂巻徹郎外四百二十二名）（板川正吾君紹介）（第一一一五号）、同（請願者　滋賀県近江八幡市西末町十番地広瀬長寿外千六十五名）（今井耕君紹介）（第一一一六号）、同（請願者　長野県茅野市湖東笹原両角丑助外四百七十六名）（小川平二君紹介）（第一一一七号）、同（請願者　埼玉県北足立郡吹上町大字吹上二千百四十四番地森田喜兵衛外七百四十二名）（柏正男君紹介）（第一一一八号）、同（請願者　兵庫県宍粟郡山崎町上寺百三十一番地入江栄太郎外百六名）（清瀬一郎君紹介）（第一一一九号）、同（請願者　神戸市垂水区西垂水町瑞ヶ丘九百五十九ノ二十七番地衣笠由之助外九百十一名）（五島虎雄君紹介）（第一一二〇号）、同（請願者　長野県松本市島立区二千三百八十八番地岡村俊次郎外八百二十九名）（下平正一君紹介）（第一一二一号）、同（請願者　盛岡市加賀野久保田鳥取万次郎）（鈴木善幸君紹介）（第一一二二号）、同（請願者　兵庫県高砂市米田町神爪四百七番地長谷川俊外二百名）（田中武夫君紹介）（第一一二三号）、同（請願者　香川県丸亀市土器町三千七百三十五番地川添秀夫外千七百五十五名）（田万廣文君紹介）（第一一二四号）、同（請願者　北海道亀田郡大野町字本郷四十八番地野本力蔵外三百四十名）（館俊三君紹介）（第一一二五号）、同外一件（請願者　兵庫県明石市藤江町三百九番地ノ一糟谷寛外三百六十三名）（渡海元三郎君紹介）（第一一二六号）、同（請願者　長野県飯田市大王路一丁目三番地小林宣外四百二十一名）（中島巖君紹介）（第一一二七号）、同（請願者　宮城県石巻市住吉町七番地小山憲三郎外六百四十三名）（日野吉夫君紹介）（第一一二八号）、同（請願者　群馬県館林市外加法師町四百二十六番地石川淑人外二百五十九名）（福井盛太君紹介）（第一一二九号）、同（請願者　埼玉県大宮市錦町国鉄大宮機関区内奥野千代吉外百九十七名）（福永健司君紹介）（第一一三〇号）、同（請願者　大津市甚七町十五ノ十番地脇坂芳三郎外千百九十五名）（矢尾喜三郎君紹介）（第一一三一号）、同（請願者　新潟県中蒲原郡村松町大字石曾斎藤丑太郎）（石田宥全君紹介）（第一一三二号）、同（請願者　兵庫県赤穂郡上郡町山野里二千五百七十七番地河本定一外百七名）（大西正道君紹介）（第一一三三号）、同（請願者　東京都渋谷区穏田一丁目一番地阿部真竜外六百九十名）（岡崎英城君紹介）（第一一三四号）、同（請願者　宮崎県都城市甲斐元町三千九百十五番地の七末永吉蔵外千百五十五名）（小山長規君紹介）（第一一三五号）、同（請願者　水戸市砂久保町五丁目四千八百一番地飯塚巳代次外千五十八名）（佐藤洋之助君紹介）（第一一三六号）、同（請願者　東京都江戸川区小岩町八丁目千百五十九番地宇井利一外三百九名）（島上善五郎君紹介）（第一一三七号）、同（請願者　滋賀県神崎郡能登川町川南八百五十番地水谷玄了外五百十九名）（堤ツルヨ君紹介）（第一一三八号）、同（請願者　島根県那賀郡三隅町大字湊浦斎藤武雄外五百三十九名）（中崎敏君紹介）（第一一三九号）、同（請願者　滋賀県滋賀郡堅田町途中三百十九番地西村皐麿外六百五十五名）（西村関一君紹介）（第一一一〇号）、同（請願者　青森市浦町字野脇九十九ノ十一番地吉岡龍太郎外一名）（淡谷悠蔵君紹介）（第一一四八号）、同（請願者　茨城県下妻市大字若柳飯塚専資郎外四百十八名）（赤城宗徳君紹介）（第一一四九号）、同（請願者　群馬県伊勢崎市上蓮町七十一番地鈴木仲次郎外二百四十八名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一一五〇号）、同（請願者　金沢市三所町七十五番地中村禎雄外七百十五名）（岡良一君紹介）（第一一五一号）、同（請願者　茨城県石岡市富田町千五百二十三番地高橋済外三百八十八名）（北澤直吉君紹介）（第一一五二号）、同（請願者　青森市花園町二百七十八番地大山まつ外二千二十二名）（島口重次郎君紹介）（第一一三五三号）、同（請願者　東京都江戸川区小岩町八丁目千百五十九番地宇井利一外四百七十一名）（島村一郎君紹介）（第一一三五四号）、同（請願者　富山市千歳町二十二番地ノ一富山教育館内富山県退職公務員連盟高岡市支部長大坊謹道外九百十五名）（正力松太郎君紹介）（第一一三五五号）、同（請願者　静岡県小笠郡小笠町嶺田四千七百十二番地静岡県退職公務員連盟小笠支部牧野音一郎外九百五十五名）（高見三郎君紹介）（第一一三五六号）、同（請願者　埼玉県川口市大字安行領根岸二千五十番地小沢宗四郎外八百六十六名）（高石幸三郎君紹介）（第一一三五七号）、同（請願者　金沢市桜町六番丁五番地ノ二表弥三郎外七百五十六名）（辻政信君紹介）（第一一三五八号）、同（請願者　和歌山県有田郡金屋町丹生七十九番地ノ二井爪幾太郎外六百二十八名）（辻原弘市君紹介）（第一一三五九号）、同（請願者　島根県江津市都野津大場伝市外五百十七名）（中村茂男君紹介）（第一一三六〇号）、同（請願者　東京都文京区雑司ケ谷町五十六番地沖春海外三百五十二名）（原彪君紹介）（第一一三六一号）、同（請願者　埼玉県大宮市大門町一丁目二十三番地埼玉県退職公務員連盟理事町田武太郎外六百十二名）（福永健司君紹介）（第一一三六二号）、同（請願者　北海道稚内市字クサンル対馬栄六外百九十二名）（松浦周太郎君紹介）（第一一三六三号）、同（請願者　北海道室蘭市舟見町九十九番地伊勢昌浩外二百六十一名）（山中日露史君紹介）（第一一三六四号）、同（請願者　埼玉県北葛飾郡幸手町大字幸手千百九十九番地本沢宗次郎外三百五十二名）（山本勝市君紹介）（第一一三六五号）、同（請願者　埼玉県入間郡坂戸町大字厚川十七番地の一吉川与一外八百二十九名）（山口六郎次君紹介）（第一一三六六号）、同外二件（請願者　静岡県熱海市下多賀日本退職公務員連盟熱海市支部長荒川次郎吉外五百九十六名）（山田彌一君紹介）（第一一三六七号）、同（請願者　熊本市刈草町百四十番地内藤義雄外六百三名）（石坂繁君紹介）（第一一三九一号）、同（請願者　熊本市清水町室園二百七十二番地橘本留喜外六百七十七名）（大久保武雄君紹介）（第一一三九二号）、同（請願者　金沢市上石伐町十一番地光林秀秋外七百三十三名）（大森玉木君紹介）（第一一三九三号）、同（請願者　熊本県八代市鷹辻町菅村常正外二百四十八名）（川村継義君紹介）（第一一三九四号）、同（請願者　熊本県八代郡龍北村新田五百四十二番地沼田静雄外四百四十四名）（坂田道太君紹介）（第一一三九五号）、同（請願者　熊本県天草郡有明村赤崎前田諒能外二百六十九名）（吉田重延君紹介）（第一一四〇六号）、同（請願者　新潟県三島郡和島村大字上桐二千三百九十六番地小黒赳郎外千八百八名）（亘四郎君紹介）（第一一四〇七号）、同（請願者　宮崎市神宮町六百十七番地鹿島透外千百四十五名）（相川勝六君紹介）（第一一四一五号）、同（請願者　茨城県東茨城郡常北町大字上古内七百二十九番地町井幸之介外六百二十三名）（加藤高蔵君紹介）（第一一四一六号）、同（請願者　大阪市東住吉区山坂町四丁目四十六番地近藤璞治外五百十四名）（菅野和太郎君紹介）（第一一四一七号）、同外一件（請願者　兵庫県加西郡北条町西剣坂七百六十七番地兵庫県退職公務員連盟加西郡支部長中村茂雄外六百三十二名）（渡海元三郎君紹介）（第一一四一八号）、同（請願者　大阪府富田林市城山町大阪府退職公務員連盟南河内支部長梁瀬直利外三百六名）（古川丈吉君紹介）（第一一四一九号）、同（請願者　福岡市高宮町福岡県退職公務員連盟会長井ノ口末吉）（伊藤卯四郎君紹

介）（第一四四九号）、同（請願者　宮城県玉造郡鳴子町大口字赤湯十八番地高橋甚兵衛外五百十九名）（大石武一君紹介）（第一四五〇号）、同外一件（請願者　奈良県天理市丹波市町四十五番地畑中元一外千百八十九名）（岡本茂君紹介）（第一四五一号）、同（請願者　三重県阿山郡島ケ原村一万二千六十一番地垣内兼治郎外百十四名）（川崎秀二君紹介）（第一四五二号）、同（請願者　群馬県藤岡市三本木高瀬泰作外四百九十三名）（栗原俊夫君紹介）（第一四五三号）、同（請願者　新潟県三島郡和島村大字上桐小黒赳郎外千六百七十九名）（小林進君紹介）（第一四五四号）、同（請願者　神奈川県川崎市上麻生四百十一番地佐藤儀助外三百七十二名）（土井直作君紹介）（第一四五五号）、同（請願者　長野県須坂市寿町千三百七十三番地清水虎治郎）（中澤茂一君紹介）（第一四五六号）、同外一件（請願者　愛知県守山市廿軒家字廿軒家十番地田中瑛外一名）（丹羽兵助君紹介）（第一四五七号）、同（請願者　神奈川県鎌倉市岡本九百三十四番地渡辺重彦外三百八十九名）（野田武夫君紹介）（第一四五八号）、同（請願者　東京都北多摩郡小平町小平学園東区七番地土田弥一外九百二十五名）（細田義安君紹介）（第一四五九号）、同（請願者　長野県松本市東町二丁目五番地田中清長外八百五十六名）（増田甲子七君紹介）（第一四六〇号）、同（請願者　横浜市磯子区中原町六百十八番地森田浪太郎外千三名）（松尾トシ子君紹介）（第一四六一号）、同（請願者　大阪府貝塚市窪田町二十三番地大阪府退公連貝塚市部長武本謙吉外四百二十九名）（松田竹千代君紹介）（第一四六二号）、同（請願者　新潟県新発田市新築地池田周太外二千二百九十名）（井伊誠一君紹介）（第一五〇七号）、同（請願者　東京都大田区入新井三丁目百二十五番地対馬敬吾郎）（菊池義郎君紹介）（第一六一七号）、同（請願者　大分県東国東郡竹田津町大字竹田津井上俊宏外千七百五十九名）（西村英一君紹介）（第一六一八号）、同（請願者　大阪府池田市才田二百四番地石畑真一外四百四十八名）（淺香忠雄君紹介）（第一六三七号）、同（請願者　神奈川県相模原市田名二万七百二十五番地神奈川県退職公務員連盟高北支部長井上幸八外八百名）（岩本信行君紹介）（第一六三八号）、同外一件（請願者　山口県美弥郡秋芳町別府篠田武彦外百八十三名）（周東英雄君紹介）（第一六三九号）、同（請願者　北海道岩内郡岩内町清住桐井力蔵外九百五十四名）（薄田美朝君紹介）（第一六四〇号）、同（請願者　高知県香美郡大宮町下野尻二百五十六番地ノ二藤原常村外六百二十五名）（林譲治君紹介）（第一六四一号）、同外一件（請願者　北海道旭川市末広町一丁目水野元忠外百九十八名）（林唯義君紹介）（第一六四二号）、同（請願者　秋田県大曲市塚腰鈴木光次外三百六十九名）（根本龍太郎君紹介）（第一六四三号）、同（請願者　東京都文京区大塚仲町三十六番地市川守吉外六百二十七名）（田中榮一君外一名紹介）（第一六六九号）、同（請願者　大分県日田市城内町草野富吉外二千七百六十八名）（廣瀬正雄君紹介）（第一六七〇号）、同（請願者　静岡県周智郡森町森百八十二番地西尾幸太郎外三百五十九名）（足立篤郎君紹介）（第一六八三号）、同（請願者　山口県大島郡大島町三蒲大元玄一）（受田新吉君紹介）（第一六八四号）、同外五件（請願者　静岡県吉原市伝法二千九百四十二番地ノ三飛奈剛外千九百二十三名）（遠藤三郎君紹介）（第一六八五号）、同（請願者　大阪市阿倍野区文の里三丁目三十三番地出口憲）（大矢省三君紹介）（第一六八六号）、同（請願者　富山県黒部市三日市辻火作外千三百四十八名）（鍛冶良作君紹介）（第一六八七号）、同（請願者　宮崎市神宮町六百十七番地鹿島シヅ外千百十五名）（片島港君紹介）（第一六八八号）、同（請願者　大分市神崎小谷古賀末次郎外千九百二十七名）（木下哲君紹介）（第一六八九号）、同（請願者　東京都文京区大塚仲町三十六番地ノ一柘植宗香外六百二十名）（河野密君紹介）（第一六九〇号）、同（請願者　神奈川県川崎市上平間四百二十番地渡辺寿千代外五百二十名）（中嶋英夫君紹介）（第一六九一号）、同（請願者　東京都北多摩郡狛江町岩戸千八十八番地井上延太郎外八百六十四名）（中村高一君紹介）（第一六九二号）、同（請願者　長野県茅野市二万一千四百十番地の一両角源重外四百七十八名）（原茂君紹介）（第一六九三号）、同（請願者　徳島市北福島町一丁目元木菊茂外千七百二十一名）（廣瀬勝邦君紹介）（第一六九四号）、同（請願者　東京都南多摩郡稲城町矢野口六百十六番地東京都退職公務員連盟五島茂永外八百四十五名）（北條秀一君紹介）（第一六九五号）、同（請願者　新潟県長岡市中千手町退職公務員連盟森山善雄）（二宅正一君紹介）（第一六九六号）、同（請願者　神奈川県藤沢市上藤沢七百八十五番地土方義道外七百名）（森島守人君紹介）（第一六九七号）、同（請願者　北海道上川郡神楽町新開一区山田敬喜外二百五十二名）（安井吉典君紹介）（第一六九八号）、同（請願者　奈良県橿原市木原町二百六十二番地原納弥三郎外五百三十二名）（秋山利恭君紹介）（第一七〇四号）、同（請願者　東京都品川区五反田三丁目百十九番地吉原鼎外百三十五名）（宇都宮徳馬君紹介）（第一七〇五号）、同（請願者　鹿児島県退職公務員連盟鹿児島県二区東哲雄外六百十二名）（中馬辰猪君紹介）（第一七九八号）、同外一件（請願者　東京都西多摩郡五日市町戸倉二百二十八番地堀内利愛外千八百八十名）（福田篤泰君紹介）（第一七九九号）、同（請願者　福岡県豊前市横武町字薬師寺高橋茂外五百八十六名）（平井義一君紹介）（第一八二九号）、同（請願者　前橋市前代田町八十六番地牧辰雄外五百二名）（藤枝泉介君紹介）（第一八三〇号）、同（請願者　山口県厚狭郡山陽町埴生藤村助七郎外八十七名）（田中龍夫君紹介）（第一八六二号）、同（請願者　青森市沖館千刈三百八十九弘済会授産場内国鉄ＯＢ同志会青森県支部寺山浩一外二百八十六名）（津島文治君紹介）（第一八六三号）、同（請願者　香川県高松市一宮町千七百三十七番地ノ一片岡寅吉外千四十名）（福家俊一君紹介）（第一八六四号）、同（請願者　神奈川県藤沢市片瀬二千四百九十八番地鈴木小節外七百三十七名）（片山哲君紹介）（第一九一四号）、同（請願者　大阪府吹田市九百四十六番地大阪府退職公務員連盟吹田支部長岡本太郎外五百二十五名）（阪上安太郎君紹介）（第一九一五号）、同（請願者　東京都世田谷区玉川奥沢町三丁目二百八十八番地渡辺英外千百名）（鈴木茂三郎君紹介）（第一九一六号）、同（請願者　福島県安積郡富久山町福原字沼下一番地薄井孝平外二百八十三名）（栗山博君紹介）（第一九一七号）、同（請願者　新潟県長岡市中千手町一番地森山善雄）（大野市郎君紹介）（第二〇二四号）、同（請願者　広島県呉市仁方町千四百四番地の二青木弘毅外千百二十三名）（中川俊思君紹介）（第二〇二五号）、同外二件（請願者　山口県下松市花岡弘中伝人外二名）

（受田新吉君紹介）（第二〇六二号）、同（請願者　京都市北区等持院西町十五番地和崎角次郎外三百十一名）（加賀田進君紹介）（第二〇六三号）、同（請願者　福島県富山市千歳町二十二番地ノ一富山教育館内富山県退職公務員連盟射水郡支部長大橋良作外八百十七名）（佐野憲治君紹介）（第二〇六四号）、同（請願者　福島県郡山市清水台五十八番地安斎一郎外四百四十一名）（粟山博君紹介）（第二〇六五号）、同（請願者　福岡県三潴郡大木町大字福土田中キミ子外二百一名）（山崎巖君紹介）（第二〇六六号）、同（請願者　愛知県豊川市野口町前野四十五番地愛知県退職公務員連盟豊川支部長寺部倍吉外百四十一名）（鈴木正吾君紹介）（第二二九五号）、同（請願者　埼玉県秩父市大字大宮六百七十八番地埼玉県退職公務員連盟秩父支部長浅見籬蔵外千二百九十六名）（荒船清十郎君紹介）（第二二九六号）、同（請願者　東京都杉並区神戸町五十五番地藤野恭久外七百八十二名）（帆足計君紹介）（第二二三四三号）、同外四件（請願者　福島県郡山市南町大字八幡甲四百八十五番地三浦勝弥外三百四十名）（八田貞義君紹介）（第二五〇二号）、同（請願者　青森市花園町二百七十八番地大山まつ外千二百八十五名）（三和清一君紹介）（第二五二四号）、同（請願者　福島県郡山市南町九十番地園分幸一外二百六十四名）（天野光晴君紹介）（第二五四二号）、同外一件（請願者　福島県双葉郡富岡町字夜の森南三丁目八番地佐藤俊信外五百十三名）（齋藤邦吉君紹介）（第二五四三号）、同（請願者　滋賀県彦根市中組東町三十九番地佐々木於外也外千六百八十九名）（堤康次郎君紹介）（第二五九六号）、同外二件（請願者　福島県石川郡石川町字南町七十六番地草野啓作外五百五十二名）（野口忠夫君紹介）（第二五九七号）、同（請願者　金沢市沼田町三十六番地北村伊三郎外七百十八名）（坂田英一君外一名紹介）（第二七〇四号）、同（請願者　福岡県飯塚市東菰田四百三番地北崎善知外一名）（多賀谷眞稔君紹介）（第二七〇五号）、同（請願者　福島県双葉郡楢葉町井出萩平十八番地鈴木永名次外五百七十二名）（武藤武雄君紹介）（第二七〇六号）、同外三件（請願者　福島県郡山市南町六十六番地佐藤左一外九百六十名）（小松信太郎君紹介）（第二七九七号）、同（請願者　長野県松本市南上横田町千四百三十四番地平出春由外二百五十一名）（増田甲子七君紹介）（第二八二六号）、同（請願者　三重県多気郡大台町弥越井神戸半七郎外六十五名）（田中幾三郎君紹介）（第二九〇〇号）、同外一件（請願者　福島県東白川郡棚倉町大字祝部内字権現下百五十番地福島県退職公務員連盟東白川支部近藤高義外三百一名）（野口忠夫君紹介）（第二九〇一号）、同（請願者　松江市外中原町百十八番地園山亀蔵外五百四十名）（竹下登君紹介）（第三〇五九号）、同外一件（請願者　愛媛県周桑郡丹原町字丹原行元亀一外五百七十一名）（八木徹雄君紹介）（第三〇六〇号）、同（請願者　長野県北佐久郡東村三百五十六番地神津真助外六百四十八名）（井出一太郎君紹介）（第三〇七六号）、同（請願者　神奈川県足柄上郡山北町向原三千四百六番地野地正令外百二十六名）（小金義照君紹介）（第三〇七七号）、同（請願者　高松市中野町三百六十四番地富善藤士外千四十名）（成田知巳君紹介）（第三〇七八号）、同外一件（請願者　愛媛県周桑郡丹原町大字田野上方愛媛県退職公務員連盟周桑支部佐伯源八外五百七十一名）（井原岸高君紹介）（第三一四七号）、同（請願者　三重県桑名市益生町三百四十八番地野口清蔵外二百六名）（木村俊夫君紹介）（第三一四八号）、同外一件（請願者　福島県双葉郡高岡町大字小良ヶ浜森喜七外五百十四名）（木村守江君紹介）（第三二〇二号）、同（請願者　高知市寿町高知県退職公務員連盟理事長坂本重寿外千百五十四名）（濱田幸雄君紹介）（第三四二六号）、同外一件（請願者　愛媛県伊予市尾崎六百四十九番地の十一愛媛県退職公務員連盟伊予支部長才岡兼太郎外六百十二名）（關谷勝利君紹介）（第三四六六号）及び同（請願者　仙台市長町門前町九番地鳥海玄太郎外八百二十二名）（菊地養之輔君紹介）（第三四九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年十月一日より一部改正された恩給の仮定俸は、一万五千五百円ベースにはなはだしい制限抑制が加えられているので、これを是正してすみやかに完全なる一万五千五百円ベースの仮定俸を実施するとともに、文官恩給の内部には、退職時期の相違によつて著しい恩給額の不均衡を生じているから、新旧退職者間の格差を調整し、あわせて公務員の給与水準の改訂に伴う恩給法の改正を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

文官恩給におけるベースアップ制限抑制の是正並びに恩給額の不均衡の是正は国家財政の許す範囲で十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

召集旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願（請願者　長野県諏訪市桜ケ丘二百八十一番地長野県旧軍人関係恩給権擁護連盟東筑支部長岡崎嵓外千三百二十四名）（増田甲子七君紹介）（第三一一号）、同（請願者　長野県上伊那郡南箕輪村四千九百六十七番地有賀誠一外六百二十四名）（吉川久衛君紹介）（第三一二号）、同外二件（請願者　岡山県西大寺市西幸西岡山県旧軍人恩給連盟西大寺支部長岡崎順一外五百七名）（逢澤寛君紹介）（第三三一号）、同外二件（請願者　岡山県久米郡旭町栃原二千七十四番地岡山県旧軍人関係恩給権擁護連盟久米郡支部長板倉一生外千七百三名）（小枝一雄君紹介）（第三三三号）、同（請願者　長野県須坂市大字須坂千四百三十六番地松崎明外一万一千三十一名）（小坂善太郎君紹介）（第三三四号）、同（請願者　山口県下松市大字河内二千三番地伊藤晃外百五十名）（橋本正之君紹介）（第四〇七号）、同（請願者　長野県上伊那郡南箕輪村五千三百十四番地唐木儀三郎外六百二十四名）（吉川久衛君紹介）（第四〇八号）、同（請願者　松江市上の木町菅野一外五百二十四名）（櫻内義雄君紹介）（第四四〇号）、同外三件（請願者　岡山県高梁市高倉町田井四千五百三十八番地井田肇外二千三百六十九名）（橋本龍伍君紹介）（第四四一号）、同（請願者　山梨県中巨摩郡白旧軍人関係恩給権擁護連盟委員長田辺松太郎外一万三千百五十五名）（高橋等君紹介）（第二四九号）、同（請願者　福岡県糸島郡志摩村末松誠一外一名）（簡牛凡夫君紹介）（第二六六号）、同（請願者　福岡県糸島郡前原町加布里九百三十八番地西原徳兵衛外六百十五名）（簡牛凡夫君紹介）（第二一〇号）、同（請願者　長野県東筑摩郡坂北村長野県旧軍人関係恩給権擁護連盟東筑支部長岡崎嵓外千三百二十四名）（増田甲子七君紹介）（第三一一号）、同（請願者　長野県上伊那郡南箕輪村四千九百六十七番地有賀誠一外六百二十四名）（吉川久衛君紹介）（第三一二号）、同外二件（請願者　岡山県西大寺市西幸西岡山県旧軍人恩給連盟西大寺支部長岡崎順一外五百七名）（逢澤寛君紹介）（第三三一号）、同外二件（請願者　岡山県久米郡旭町栃原二千七十四番地岡山県旧軍人関係恩給権擁護連盟久米郡支部長板倉一生外千七百三名）（小枝一雄君紹介）（第三三三号）、同（請願者　長野県須坂市大字須坂千四百三十六番地松崎明外一万一千三十一名）（小坂善太郎君紹介）（第三三四号）、同（請願者　山口県下松市大字河内二千三番地伊藤晃外百五十名）（橋本正之君紹介）（第四〇七号）、同（請願者　長野県上伊那郡南箕輪村五千三百十四番地唐木儀三郎外六百二十四名）（吉川久衛君紹介）（第四〇八号）、同（請願者　松江市上の木町菅野一外五百二十四名）（櫻内義雄君紹介）（第四四〇号）、同外三件（請願者　岡山県高梁市高倉町田井四千五百三十八番地井田肇外二千三百六十九名）（橋本龍伍君紹介）（第四四一号）、同（請願者　山梨県中巨摩郡白

根町山梨県旧軍人懇談会長中込寅一外五千二百十名）（金丸信君紹介）（第四六三号）、同（請願者　広島市鉄砲町百九番地佐村武（内海清君紹介）（第五八七号）、同（請願者　福島県石城郡好間村上好間北区十四ノ二番地佐久間富治外百三十八名）（木村守江君紹介）（第五八八号）、同（請願者　埼玉県与野市大戸四百五十番地埼玉県軍人恩給擁護連盟委員長海野雅外千四百名）（福永健司君紹介）（第六九八号）、同外三件（請願者　福井市宝永中町三十一番地県厚生世話課分室内福井県旧軍人恩給擁護連盟会長小林修治郎外五千七百四十五名）（植木庚子郎君紹介）（第七一六号）、同（請願者　岡山県赤磐郡山陽町河本千二十一番地岡山県旧軍人連盟赤磐支部長生本五八外百一名）（亀山孝一君紹介）（第七八二号）、同外一件（請願者　横浜市金沢区六浦町四千五百四十六番地竹中竜造外二百五十九名）（小泉純也君紹介）（第八一八号）、同（請願者　長野県上田市新田小林嘉瑞外八百八十六名）（羽田武嗣郎君紹介）（第八一九号）、同（請願者　鳥取県東伯郡東伯町大字徳万六百三十三番地新諸五郎外三千八百七十六名）（古井喜實君紹介）（第八二〇号）、同（請願者　金沢市上柿木畠一の八番地石川県軍人恩給会長伊佐一男外五千九百四十名）（辻政信君紹介）（第八八三号）、同（請願者　福岡県浮羽郡田主丸町井上秀雄外百二十名）（楢橋渡君紹介）（第八八四号）、同（請願者　島根県安来市本町内藤種次郎外三百七十三名）（櫻内義雄君紹介）（第八八五号）、同（請願者　大津市真西町五十三番地国富八尺麿外二万八千七百五十三名）（今井耕君紹介）（第八九四号）、同（請願者　横浜市戸塚区吉田町千十二番地神奈川県旧軍人恩給権擁護会戸塚支部長小山孝路外百二十八名）（小泉純也君紹介）（第八九五号）、同（請願者　新潟県十日町市寅甲三百七番地の三大熊倉造外二百九十七名）（田中彰治君紹介）（第八九六号）、同（請願者　愛知県碧海郡桜井町大字小川字志茂愛知県旧軍人恩給同志会碧海郡支部長神谷桂治外四十七名）（中垣國男君紹介）（第八九七号）、同（請願者　群馬県高崎市請地町三十八番地群馬県旧軍人恩給権擁護連盟委員長野口俊太郎）（中曾根康弘君紹介）（第八九八号）、同（請願者　石川県河北郡森本町字岩出真田政一外四千五百六十名）（南好雄君紹介）（第八九九号）、同（請願者　埼玉県北足立郡桶川町大字桶川千四百七番地の二埼玉県軍人恩給権擁護連盟委員長小島淳吾外三百二十三名）（松永東君紹介）（第九三八号）、同（請願者　茨城県結城市西町湯本四郎外四百六十九名）（北澤直吉君紹介）（第九七四号）、同（請願者　京都市伏見区深草鳥居崎町京都府旧軍人関係恩給権擁護連盟理事長南義人外九百八十七名）（小川半次君紹介）（第一〇一六号）、同外二件（請願者　浦和市高砂町三十六番地埼玉県軍人恩給権擁護連盟委員長柄沢修輔外二百十二名）（高石幸三郎君紹介）（第一〇一七号）、同（請願者　青森市本町二十一番地青森県第一区旧軍人恩給失権者友の会長楠美知行外千八百二十三名）（津島文治君紹介）（第一〇四八号）、同外九件（請願者　岐阜市雲井町二丁目一番地岐阜県恩給権擁護連盟委員長谷口弥兵衛外一万三千四百六十二名）（野田卯一君紹介）（第一〇四九号）、同（請願者　三重県一志郡久居町西鷹跡町四百十九番地藤田正直）（木村俊夫君紹介）（第一一〇七号）、同（請願者　水戸市新原町三千七百八十八名）（佐藤洋之助君紹介）（第一一〇八号）、同（請願者　佐賀市兵庫町大字渕七百八十一番地福井清六外八千八百九十名）（大坪保雄君紹介）（第一一〇一号）、同外四件（請願者　福岡県柳川市大字隅町四十九番地福岡県旧軍人恩給擁護連盟柳川連合副支部長藤島茂雄外百十二名）（山崎巖君紹介）（第一七〇四号）、同（請願者　神奈川県平塚市桃浜町三千四百三十番地神奈川県旧軍人関係恩給権擁護会支部長柴田一男外百四十三名）（小金義照君紹介）（第一七四九号）、同外四件（請願者　埼玉県北葛飾郡吉川町大字平沼四十一番地宮田幸太郎外四百九十一名）（福田篤泰君紹介）（第一八〇〇号）、同外一件（請願者　福岡県田川市東区西大通三千七十五番地福岡県旧軍人恩給権擁護連盟田川連合支部長木村寿衛外八百二十三名）（平井義一君紹介）（第一八二一号）、同（請願者　東京都青梅市日影和田六番地志村与一外六十一名）（福田篤泰君紹介）（第一八三二号）、同（請願者　仙台市二十人町百八十三番地宮城県旧軍人関係恩給権擁護連盟幹事長渡辺長寿外三千九十四名）（保科善四郎君紹介）（第一八六六号）、同（請願者　熊本市行幸町十九番地県庁内川上政雄外千五十五名）（園田直君紹介）（第一九一八号）、同（請願者　東京都世田谷区喜多見町二千九百九十番地早川栄二外八十九名）（賀屋興宣君紹介）（第一九九〇号）、同（請願者　愛知県新城市新城町愛知県軍恩失権者会新城支部浅井計雄外二名）（鈴木正吾君紹介）（第一九九一号）、同（請願者　和歌山市紀三井寺九百六十八番地和歌山県人軍人恩給権擁護連盟名草地区支部長宮崎善進外二百七十八名）（坊秀男君紹介）（第一九九二号）、同（請願者　山形市六日町百四十五番地山形県軍人恩給連盟村山地区戸沢盛一外千六百十六名）（黒金泰美君紹介）（第二〇二六号）、同外一件（請願者　埼玉県本庄市大字共栄三十九番地埼玉県軍人恩給権擁護連盟清水隆治外三十一名）（荒船清十郎君紹介）（第二二九七号）、同外一件（請願者　埼玉県北足立郡足立町大字志木二千八百二十三番地埼玉県軍人恩給権擁護連盟朝霞地区委員長尾崎時三郎外六百六十七名）（高石幸三郎君紹介）（第二二九八号）、同（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地旧軍人関係恩給権擁護全国連合会長草鹿任一）（大久保武雄君紹介）（第二三三〇号）、同（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地旧軍人関係恩給権擁護全国連合会長草鹿任一）（高橋等君紹介）（第二三三五七号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡高城村川畑武雄（池田清志君紹介）（第二四四四号）、同（請願者　埼玉県越谷市越谷四千六百三十五番地埼玉県軍人恩給権擁護連盟越谷地区委員長森田亀太郎外七百十二名）（福田篤泰君紹介）（第二五二三号）、同（請願者　富山市下木町東邦生命富山支社内富山県軍人恩給権擁護連盟会長森田範正外千九百八十五名）（内藤隆君紹介）（第二五四五号）、同（請願者　鹿児島県川内市永利前原秀）（池田清志君紹介）（第二五九三号）、同（請願者　岡山県玉野市築港七千三百二十五番地橋本定寿外三百十七名）（星島二郎君紹介）（第二五九四号）、同（請願者　佐賀県小城郡小城町北小路二百四十九番地井手喜由外六千九百七十五名）（大坪保雄君紹介）（第二六五五号）、同外二件（請願者　兵庫県龍野市龍野町下川原玉田正二外二千五百名）（清瀬一郎君紹介）（第二七〇三号）、同外一件（請願者　鹿児島県日置郡伊集院町下谷口家村新七外二千五百九十一名）（宇田國榮君紹介）（第二七四九号）、同外一件（請願者　福岡県若松市安政町福岡県旧軍人恩給連盟若松市連合支部長脇谷隆之外五百九十六名）（岡部得三君紹介）（第二七五〇号）、同（請願者　鹿児島県指宿市今

和泉岩本仁礼義彦)(上林山榮吉君紹介)(第二七五一号)、同外五件(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地波多野吾一外六百八十八名)(鈴木正吾君紹介)(第二七五二号)、同(請願者　愛媛県北条市土手内重見一雄)(關谷勝利君紹介)(第二七五三号)、同外一件(請願者　兵庫県加古川市平荘町山角四百七十八番地大西一義外千七十五名)(渡海元三郎君紹介)(第二七五四号)、同外一件(請願者　鹿児島市田上町五十五番地種子田重徳外千二百四十五名)(床次徳二君紹介)(第二七五五号)、同(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地本庄和夫外千八百五十八名)(中垣國男君紹介)(第二七五六号)、同(請願者　鹿児島県谷山市上福元四千五百二十九番地伊地知四郎外二千二百七十一名)(前田郁君紹介)(第二七五七号)、同(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地堀場定義)(江崎真澄君紹介)(第二八二一号)、同(請願者　福岡県小倉市上富野西鳥越築瀬貫外二十一名)(藏内修治君紹介)(第二八二二号)、同(請願者　福岡県糸島郡前原町大字川付西茂男外六百九十二名)(中村寅太君紹介)(第二八二三号)、同外二件(請願者　長野県大町市大字大町四千七十一番地宮田正外二千八百四十五名)(増田甲子七君紹介)(第二八二四号)、同(請願者　千葉県印旛郡印旛村萩原千五百二十二番地鈴木徳之助外千九百七十六名)(木倉和一郎君紹介)(第二八二五号)、同(請願者　長野県駒ヶ根市赤穂千五百二十八番地長野県旧軍人関係恩給権擁護連盟駒ヶ根支部宇田義夫外千二十七名)(小川平二君紹介)(第二八六七号)、同外八件(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権者会知多郡東浦町支部長竹内正外千二百七十一名)(久野忠治君紹介)(第二八六八号)、同(請願者　松江市末次本町十三番地島根県旧軍人関係恩給権擁護連盟松江市、八束郡支部栗原次外三百四十六名)(櫻内義雄君紹介)(第二八六九号)、同外一件(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権者会名古屋市連合支部長杉村正治外四百四十七名)(辻寛一君紹介)(第二八七〇号)、同(請願者　埼玉県行田市大字埼玉四千百二十六番地埼玉県軍人恩給権擁護連盟北埼地区委員長平野米二外五千八十九名)(青木正君紹介)(第二九〇二号)、同(請願者　京都府天田郡三和町千束大槻実外九百六十一名)(柳田秀一君紹介)(第二九〇三号)、同外三件(請願者　岡山県井原市上出部町百五十九番地鳥越重太郎外一千三百十三名)(犬養健君紹介)(第三〇二七号)、同(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権者会稲沢市旧昭治支部長加藤正夫)(江崎真澄君紹介)(第三〇二八号)、同外六件(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権者会西春日井郡西春村支部長浅田玄猷外六名)(丹羽兵助君紹介)(第三〇二九号)、同(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権者会丹羽郡扶桑町支部長間宮透)(江崎真澄君紹介)(第三〇五七号)、同(請願者　島根県那賀郡金城村大字七条迫田広一外五百二十六名)(竹下登君紹介)(第三〇五八号)、同外一件(請願者　長野県北佐久郡浅間町上の城二千八百九十九番地西川理助外九百九十八名)(井出一太郎君紹介)(第三〇七九号)、同外一件(請願者　岡山県英田郡作東町芦河内七十番地岡山県旧軍人関係恩給連盟支部長江見秀夫外千九十一名)(逢澤寛君紹介)(第三一四九号)、同(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権者会中島郡平和町支部長　鈴木正春)(江崎真澄君紹介)(第三一五〇号)、同(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権者会中島郡祖父江支部長　山口元三郎)(江崎真澄君紹介)(第三一六〇号)、同(請願者　京都府福知山市字雲原旧軍人恩給権擁護連盟福知山市天田郡連合支部岸本己之助外九百六十一名)(芦田均君紹介)(第三一九六号)、同(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権者会海部郡飛島村支部長服部一郎)(江崎真澄君紹介)(第三一九七号)、同外二件(請願者　長野県更級郡更級村長野県旧軍人関係恩給権擁護連盟更級支部長近藤保房外千百二十名)(倉石忠雄君紹介)(第三一九八号)、同(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権者会稲沢市大里支部長日下秋由)(江崎真澄君紹介)(第三二五八号)、同外十三件(請願者　群馬県伊勢崎市旭町五十七番地群馬県旧軍人恩給権擁護連盟伊勢崎第一支部長西江孫次郎外三千六百十二名)(五十嵐吉藏君紹介)(第三三九一号)、同(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権会海部郡佐屋町支部長　鈴木隆元)(江崎真澄君紹介)(第三三一五号)、同(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権者会丹羽郡谷村支部長船橋茂正)(江崎真澄君紹介)(第三三二四号)、同(請願者　千葉県茂原市小轡千葉県長茂旧軍人恩給権擁護連盟委員長御須千城外千六十八名)(千葉三郎君紹介)(第三三二五号)、同(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権者会海部郡八開村支部長渡辺悟)(江崎真澄君紹介)(第三三三八号)、同(請願者　京都府綴喜郡田辺町京都府旧軍人恩給擁護連盟田辺支部川端智誠外百九十八名)(川崎末五郎君紹介)(第三三三九号)、同(請願者　茨城県那珂郡大宮町九百四十九番地茨城県旧軍人恩給権擁護連盟那珂郡支部委員長立花半七外二百八十七名)(塚原俊郎君紹介)(第三三四〇号)、同(請願者　山口県長門市深川湯本四百三十二番地藤野毅一外二百七十三名)(周東英雄君紹介)(第三三四六号)、同(請願者　埼玉県川口市安行藤八四百七十二番地埼玉県軍人恩給権擁護連盟中山利外二十四名)(高石幸三郎君紹介)(第三四二五号)、同(請願者　埼玉県岩槻市大字大谷二百八十番地埼玉県軍人恩給権擁護連盟岩槻支部委員長上原幸吉外四十七名)(青木正君紹介)(第三四四七号)、同外一件(請願者　愛知県春日井市鳥居松町一丁目四百四十四番地愛知県旧軍人恩給失権者会西尾支部岡田文一外四百八十名)(久野忠治君紹介)(第三四六五号)、同(請願者　群馬県高崎市柳川町群馬県旧軍人恩給権擁護連盟高崎連合支部長田村武二外千九百六十名)(中曾根康弘君紹介)(第三四八一号)及び同(請願者　鹿児島県揖宿郡山川町議会議長桑鶴良助)(上林山榮吉君紹介)第三四九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般国会において恩給法が改正され、ある程度要望した事項が是正されたことは感謝するところであるが、赤紙により召集せられた旧軍人中、最後まで戦地にあつて帰還したものは、終戦前後の混乱のため恩給証書が下付せらるる前に恩給法が停止される等、加算制廃止による失権者がそのまま取り残されたことは、遺憾にたえない。ついては、これら失権者に対し加算制復元実施の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人のうち、最後まで戦地にあつて帰還した者のおかれている不遇な実情にかんがみ、加算制度を復元することは、国家財政の許す範囲内で考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

元満州国等日系官吏の恩給法適用に関する請願(請願者　仙台市連坊小路二百三十一番地生出武蔵)(佐々木更三君紹介)(第六号)、同(請願者　北海道札幌郡豊平町平岸四区百二十八番地満蒙関係恩給法改正期成同盟北海道支部長富樫甚作)(薄田美朝君紹介)(第七号)、同外六件(請願者　甲府市塩部町二千六百十三番地足達利正外六名)(金丸徳重君紹介)(第二七七号)、同(請願者　仙台市志波町二丁目百四十六番地二階堂一三)(菊地養之輔君紹介)(第二七八号)、同(請願者　三重県員弁郡石加村岩野見斉)(山手滿男君紹介)(第三一五号)、同(請願者　高松市天神前二百二十五番地藤本稲生)(大平正芳君紹介)(第四〇四号)、同(請願者　浦和市埼玉大学事務局内満蒙関係恩給法改正期成同盟埼玉支部長遠藤隆次)(柏正男君紹介)(第五〇三号)、及び同(請願者　三重県三重郡菰野町大字大強原出口武)(木村俊夫君紹介)(第五〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元満州国建国当時以来の殉職者、公務傷病者、ソ連参戦後の病

没者、抑留中の死亡者、未帰還者等についてはもちろん、帰還後再就職した者でも老境に入つてすでに退職し、または退職を求められている者が少くない現在、一刻も早く元満州国等の日系官吏に対し恩給通算問題を解決し、恩給法適用の法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

元満州国等日系官吏のおかれている不遇な実情にかんがみ、国家財政の許す範囲内で十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

内閣委員長　内海安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

真田地区菅平の寒冷地手当増額に関する請願（請願者　長野県小県郡真田町菅平菅原郵便局宮原正一外三十一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県小県郡真田地区の菅平は年間の平均気温は、七・六度で、北海道の札幌七・四度と函館八・五度の中間に位し、また、東京教育大学菅平高原生物研究所の位置における観測では、六・一度という旭川の五・七度に近いほどの寒冷地帯であり、積雪量は約一・三メートルで、暖房費は平坦地の真田町に比して四倍ないし五倍を要するのに、同地区が四級地で、同地区より好条件にある軽井沢、川上等の地区が五級地であるということは、まことに不公平である。ついては、同真田地区菅平の寒冷級を、公平を期する立場より五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

真田地区菅平における寒冷、積雪対策のための生計費増加の実情にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

公務扶助料の支給範囲拡大に関する請願（請願者　福岡県小倉市石田千二百七十八番地奥登茂彦）（藏内修治君紹介）（第一〇五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

故海軍二等整備兵曹奥竹夫は、生後二年十箇月にして母を失い、同四年二箇月にして父を亡くし、自後は長兄たる登茂彦夫妻の手によつて成長し、佐世保海兵団に入り、南洋群島方面において戦死したものであるが、同居の親族で幼児を遺し父母が早世した場合、兄たち夫婦が親にかわつて、その扶養の義務を履行する実例は少くなく、幼児のためには育ての親であり、実父母となんら異なるところがない。ついては、育ての親を父母の扱いに準じ、公務扶助料を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の育ての親を実母に準じて取り扱うように戦傷病者戦没者遺族等援護法で考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

旧軍人関係恩給の加算制復元に関する請願（請願者　福岡県戸畑市小芝町四丁目福岡県旧軍人恩給擁護連盟戸畑支部長小田竹次外四百五十六名）（岡部得三君紹介）（第一一六七号）、同（請願者　盛岡市上田館向四十五番地の十四斎藤甚蔵外五百五十八名）（野原正勝君紹介）（第一二四四号）、同（請願者　山口県豊浦郡豊田町大字殿敷千七十一番地山口県豊浦郡旧軍人恩給擁護連盟委員長藤本茂外二百五十五名）（安倍晋太郎君紹介）（第一四〇八号）、同外一件（請願者　福島県双葉郡双葉町大字渋川字西かの四十二番地朝田貫一外二千七百三十六名）（木村守江君紹介）（第一五一五号）、同（請願者　福島県田村郡船引町大字船引字原田百十三番地遠藤勉外九百二十三名）（助川良平君紹介）（第一五一六号）、同（請願者　福島県会津若松市徒ノ町八番地平向九十九外千八十二名）（八田貞義君紹介）（第一五一七号）、同外二件（請願者　福島県伊達郡伊達町千供田二十四番地若林喜一外二千六百十三名）（粟山博君紹介）（第一五一八号）、同（請願者　福島県河沼郡会津坂下町大字字内鈴木清次外四百九十九名）（山下春江君紹介）（第一六四五号）、同（請願者　香川県丸亀市福島町六十一番地香川県恩給権擁護連盟会長長尾吉五郎外七千百四十四名）（大平正芳君紹介）（第一八二六号）、同（請願者　新潟県南魚沼郡塩沢町大字宮野下四百十四番地駒形常治外五百七十九名）（田中角榮君紹介）（第一八二七号）、同（請願者　高松市西通町九十二番地香川県恩給権擁護連盟副理事長十河庄平外二千二十三名）（福家俊一君紹介）（第一八六九号）、同（請願者　宇都宮市戸祭町二千六番地木村福造外百四名）（高瀬傳君紹介）（第一九二一号）、同（請願者　福島県大沼郡新鶴村米沢白井久吉外三十二名）（菅家喜六君紹介）（第二四七〇号）、同（請願者　新潟県長岡市新栄町四丁目八十八番地尾形伊七外三百七十二名）（大野市郎君紹介）（第二五〇〇号）、同（請願者　宇都宮市三条町千三百二十九番地栃木県元軍人関係者擁護連盟会長鈴木一三外千百五十八名）（船田中君紹介）（第二六六八号）、同（請願者　愛媛県議会議長西田唯次）（關谷勝利君外一名紹介）（第二七〇七号）、同（請願者　新潟県新井市字小出雲千六百七十番地大塚平三郎外五百六十八名）（田中彰治君紹介）（第二七〇八号）、同外一件（請願者　新潟県南魚沼郡湯沢町宮之下駒形常治外七百五十三名）（大野市郎君紹介）（第二八二七号）、同（請願者　新潟市関屋新町一丁目四十二番地倉茂周蔵外八百九十三名）（高橋清一郎君紹介）（第二八二八号）、同（請願者　新潟県刈羽郡北条町北条樫出勇外八百七十三名）（田中角榮君紹介）（第三〇九六号）、同（請願者　香川県大川郡白鳥町東山三百十三番地香川県恩給擁護連盟大川第一支部長桑島勝隆外七百五十二名）（福家俊一君紹介）（第三〇九七号）、及び同外一件（請願者　群馬県藤岡市藤岡二千六百番地中村大次外八百十七名）（中曾根康弘君紹介）（第三三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人のうち終戦時に戦地にあつた者は、終戦前に帰還したり、以前から恩給を受けていた者が既得権者として年金を受けているにもかかわらず、終戦前後の混乱のため、恩給証書が下付される前に恩給法が停止され、その後の改正によつて加算が認められず、恩給権を失つている。ついては、旧軍人関係恩給の加算制を復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人のうち終戦時に戦地にあつた者のおかれていた不遇な実情にかんがみ、国家財政の許す範囲内で十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

軍人恩給是正に関する請願（請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷三丁目五百四十番地大木堅造外九百九十八名）（岡崎英城君紹介）（第二三一一号）及び同外二件（請願者　東京都西多摩郡日の出村大久野二千百二十三番地東京都恩給権擁護連盟西多摩郡南部支部長宮田伴蔵外二百八十八名）（福田篤泰君紹介）（第一八〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

軍人恩給におけるベースアップの制限、号俸の引き下げは、当時における恩給予算不足のため、やむを得ず採られた措置のように伝えられるが、このことは恩給法上当然の権利を無視するものであるのみならず、該当者数から見て予算も多額を要しないで解決可能と思料せられる。ついては、ベースアップの制限を撤廃し、取り残されている号俸の引き上げを行うよう恩給法を改正するとともに、旧軍人関係恩給の加算制復元について早急に審議会を作り、実施可能なる案を作製して有資格者は一様に恩典に浴し得るよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍人関係恩給におけるベースアップの制限撤廃並びに加算制度の復元は、国家財政の許す範囲内で考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月二十七日
内閣委員長　内海　安吉
衆議院議長加藤鐐五郎殿

政府移管旧日本医療団職員の恩給等通算に関する請願外一件
（請願者　東京都千代田区霞ケ関二丁目一番地厚生省医務局内大塚弘外一名）（浅香忠雄君紹介）（第一四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
旧日本医療団職員の在職期間は、解散時における混乱等に災いされ、国家公務員の在職期間に通算されることなく今日に至つているが、同医療団は法理上も現実面も国策機関であり、国の代行機関であつたことは、一点の疑いもないところであり、この在職期間だけを空白として恩給、退職手当、共済組合年金等の受給資格から除外するのはまことに不合理である。ついては、旧日本医療団職員の在職期間を国家公務員の在職期間に通算するよう、措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
旧日本医療団職員の解散時における混乱等の実情にかんがみ、国家財政の許す範囲内で考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月二十七日
内閣委員長　内海　安吉
衆議院議長加藤鐐五郎殿

上山市の寒冷地手当引上げ等に関する請願（請願者　山形県上山市長松本長兵衛）（黒金泰美君紹介）（第一九一九号）及び同外一件（請願者　山形県上山市自治労上山市職員組合委員長斉藤敏男外一名）（西村力弥君紹介）（第一九二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県上山市においては町村合併を全国にさきがけて実施し、合併町村は山間村のため寒冷積雪が地域に比較して非常に多く、不均衡がはなはだしくなつている現状であり、その上、冬季六箇月に及ぶ寒冷積雪地帯の被服、食糧、住居、防寒、防雪等の対策を講ずるに必要な生計費の増加等の実情よりみて、現支給率についてはいまだ十分とはいえない。ついては現行法案を改正し、寒冷地給の現行支給六割を八割に増額するとともに、上山市の寒冷地級四級地を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
上山市の冬季六カ月に及ぶ、寒冷、積雪対策のための生計費増加の実情にかんがみ、寒冷地手当の支給地域区分を現在の四級地から五級地に引き上げられたいという本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月二十七日
内閣委員長　内海　安吉
衆議院議長加藤鐐五郎殿

公務員の扶養手当改訂に関する請願外一件（請願者　秋田県北秋田郡花矢町花矢町立長走小学校長高橋定志外一名）（石山權作君紹介）（第二〇五八号）、同外一件（請願者　秋田県能代市立浅内小学校長浅野弥助外一名）（鈴木一君紹介）（第二〇五九号）、同外一件（請願者　秋田県北秋田郡花矢町花矢町立矢立中学校長田山一郎外一名）（石山權作君紹介）（第二三六二号）、同外三件（請願者　秋田県湯沢市市立湯沢東小学校長佐々木千代治外三名）（栗林三郎君紹介）（第二三六三号）、同外三件（請願者　秋田県能代市豊祥台市立能代第二中学校長杉渕稔外三名）（鈴木一君紹介）（第二三六四号）、同外一件（請願者　秋田県北秋田郡花岡町根井下花岡小学校長野呂朝吉外一名）（石山權作君紹介）（第二五八二号）、同外二件（請願者　秋田県雄勝郡羽後町三輪中学校長松野寛外二名）（栗林三郎君紹介）（第二五八三号）、同（請願者　秋田県能代市立東能代中学校長杉山庄蔵）（鈴木一君紹介）（第二五八四号）、同外三件（請願者　秋田県平鹿郡雄物川町柏木千後田福地中学校長青川恭治郎外三名）（栗林三郎君紹介）（第二六九七号）、同（請願者　秋田県平鹿郡平鹿町醍醐字大橋七番地醍醐小学校長奥山正一）（鈴木一君紹介）（第二六九八号）、同外二件（請願者　秋田県北秋田郡合川町合川東中学校長高橋金蔵外二名）（石山權作君紹介）（第二九三一号）、同外三件（請願者　秋田県河辺郡河辺町岩見小学校長佐々木二郎外三名）（栗林三郎君紹介）（第二九三二号）、同外三件（請願者　秋田県平鹿郡増田町西成瀬中学校長石田元二郎外三名）（鈴木一君紹介）（第二九三三号）、同外一件（請願者　秋田県北秋田郡合川町立合川西小学校長成田廸外一名）（石山權作君紹介）（第三〇九八号）、同外三件（請願者　秋田県由利郡金浦町立金浦小学校長畠山伝一郎外三名）（栗林三郎君紹介）（第三〇九九号）、同（請願者　秋田県男鹿市戸賀小学校長保坂兼橘）（鈴木一君紹介）（第三一〇〇号）、同外一件（請願者　秋田県由利郡象潟町字妙見下七十七ノ二番地象潟町立象潟小学校長阿部林次郎外一名）（栗林三郎君紹介）（第三一〇二号）及び同外一件（請願者　秋田県仙北郡協和村立荒川小学校長加藤六三郎外一名）（栗林三郎君紹介）（第三一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行給与法による扶養手当の月額は、配偶者六百円、満十八歳未満の子のうち一人が六百円でその他の扶養親族は一人につき四百円となつているが、この額は昭和二十三年の二千九百二十円ベース以来のもので、また配偶者の連れ子でも養子縁組をしていないものならびに配偶者の父母、継父母、義弟等は、たとえ扶養していても、同手当の対象とならないのは、生活的給与の性格上、当然改訂の必要があり、民間給与と比較しても、実情に沿わないものと考えられるので、給与法審議の際に抜本的に改訂せられたいというのである。

二、請願の議決理由
扶養手当の生活給与的性格にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月二十七日
内閣委員長　内海　安吉
衆議院議長加藤鐐五郎殿

高学歴教員の俸給是正に関する請願外一件（請願者　秋田県大館市立下川沿中学校長浪岡力蔵外一名）（石山權作君紹介）（第二〇八六号）、同外一件（請願者　秋田県大館市釈迦内大館市立釈迦内小学校長佐々木陽二外一名）（鈴木一君紹介）（第二〇八七号）、同外二件（請願者　秋田県大館市大館市立杉沢小学校長畠山清明外二名）（石山權作君紹介）（第二三八一号）、同外二件（請願者　秋田県南秋田郡五城目町富津内中学校長淡路進）（鈴木一君紹介）（第二九三九号）、同外三件（請願者　秋田県由利郡大内村莵岡小学校長黒川一外三名）（栗林三郎君紹介）（第三一〇二号）及び同（請願者　秋田県仙北郡協和村立船岡中学校長豊島慶治）（栗林三郎君紹介）（第三一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高学歴教員の俸給是正に関しては、第二十五回国会において成立した法律第百七十六号により、昭和三十二年三月三十一日付で実施されたが、その対象範囲には師範学校卒、青年師範学校卒、旧専門学校卒、旧高等学校令による専門学校卒、旧高等学校令、旧大学令による大学予科、旧陸士、旧海兵卒で三年以上教員としての経験を有する者等も含まれているが、昭和十八年以降の師範学校卒は、旧制中学、旧制高女卒で専門学校と同様三年間の修学年数であるにもかかわらず、適用

から除外されているのは不当である。また昭和三十二年四月一日以降の新大卒資格取得者をも、同特典に浴せしめないのは、学校種別によつて差別をつけるものであり、きわめて遺憾である。ついては、昭和三十二年三月三十一日付で実施された高学歴教員の俸給是正に伴う対象範囲に、（一）昭和十八年以降の師範卒、（二）昭和三十二年四月一日以降の新大卒資格取得者を加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和十八年以降の師範学校卒は、専門学校卒とその修学年数において同じである実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

浜坂町及び温泉町の寒冷地手当引上げ等に関する請願（請願者　兵庫県美方郡浜坂町長仲山茂義外三名）（小島徹三君紹介）（第二三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今国会に国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律案が上程せられ、目下審議中の由であるが、寒冷地手当の支給については、現在の寒冷地帯に要する物資等より勘案してとうてい現状では不十分であるので、改正案を早急に成立されるとともに、同改正法律施行の際、兵庫県美方郡浜坂町および温泉町は、寒冷度、積雪度等に比し、級地が低く不合理であるから、浜坂町を三級地に、温泉町を四級地にそれぞれ引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

浜坂町及び温泉町の寒冷度、積雪度にかんがみ、寒冷地手当の支給地域区分を浜坂町は三級地に、温泉町は四級地に引き上げられたいという本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日高町八代地区の寒冷地手当引上げに関する請願（請願者　兵庫県城崎郡日高町立八代中学校能登宗一外十六名）（佐々木良作君紹介）（第二三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

寒冷地に勤務する公務員に対する寒冷地手当については、昨年、級地改訂により、兵庫県城崎郡日高町の旧八代村は、ほとんど同一気象にある隣村旧西気村、清滝村が四級地となり、旧三方村、旧三椒村等が三級地となつたため、旧同村に勤務する公務員は、著しく不合理な取り扱いをうけている。ついては、同日高町旧八代村の寒冷地手当（現在二級地）を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

日高町の旧八代村は、隣村の旧西気村、清滝村と気象条件がほとんど同一である実情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

住宅手当制度化に関する請願外一件（請願者　長野県小諸市長町田増夫外二名）（井出一太郎君紹介）（第三一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の住宅費の増高は著しく、教育公務員においても、多額の家賃を負担している者と自家を所有している者と住宅費の負担において相当の差異があるが、公立学校職員服務規程第七条は職員は主としてその勤務する学校所在地に居住しなければならないと規定されており、この居住の原則により忠実に任地に居住している者は、多額の家賃を負担しているから、通勤手当制度化によりあらたな矛盾を生じている。ついては、住宅手当を制度化されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における住宅費の増高事情等にかんがみ、本請願の趣旨ならびに目的は十分考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

同一市内公務員の暫定手当不均衡是正に関する請願（請願者　京都府福知山市呉服町福知山郵便局柴田八二外一名）（柳田秀一君紹介）（第三一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村合併による新市域に勤務する公務員の暫定手当支給率を旧市域と同等に引き上げ、同一市内の不均衡を早急に是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

戦没者遺族援護の特例措置に関する請願（請願者　栃木県下都賀郡大平村字北武井山中誠一）（山口好一君紹介）（第三四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦死者の実母は、戦死者の出生後間もなく離別し、戦死者は継母によつて養育されたが、戦死者は自分の戦死後の恩給等一切は継母に与えたいと遺言して戦死した。しかるに、継母の入籍は、戦死者の戦死直後であつたため、育ての親には恩給受給権がなく、戦死者の意思に沿うことができない。ついては、戦死者の遺言もあり、婚姻を続け戦死者を育てあげたという公知の事実の存在する時は、入籍時期のいかんを問わず、継母にも恩給受給権を与えられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の継母を実母に準じて取り扱うように戦傷病者戦没者遺族等援護法で考慮するを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

内閣委員長　内海　安吉

衆議院議長加藤鐐五郎殿

地方行政委員会

公衆浴場業の固定資産税軽減に関する請願外五件（請願者　佐賀市米屋町百七十六番地平山熊吉外五名）（井手以誠君紹介）（第一三号）、同（請願者　富山県魚津市紺屋町二十番地黒崎直作）（鍛冶良作君紹介）（第一四号）、同（請願者　山梨市上神内川鈴木正敏）（田邊國男君紹介）（第一五号）、同（請願者　静岡県磐田市中泉千二百九十四番地ノ四小野田栄）（竹山祐太郎君紹介）（第一一六号）、同（請願者　静岡市七間町十七番地静岡県公衆浴場業環境衛生同業組合藤田英二）（足立篤郎君紹介）（第二五一号）、同（請願者　三重県伊勢市一色町千五百六十九番地菊川喜佐雄）（角屋堅次郎君紹介）（第二八〇号）、同（請願者　宮城県石巻市公衆浴場組合副組合長福田寿喜）（日野吉夫君紹介）（第二八一号）、同（請願者　富山市総曲輪四ツ組西部五十三番地黒田梅松）（三鍋義三君紹介）（第二八二号）、同（請願者　福岡県八幡市中央町二丁目八幡市浴場組合総連合会長前田一）（伊藤卯四郎君紹介）（第二四七号）、同外二件（請願者　佐賀県唐津市唐房四千六百九十五番地吉田キヨ子外二名）（保利茂君紹介）（第四〇九号）、同外四件（請願者　愛媛県宇和島市朝日町二百九十三番地酒井庄三郎外四名）（今松治郎君紹介）（第五九八号）、同（請願者　岐阜市春日町一丁目十二番地浴場同業組合副理事長川本昇）（三田村武夫君紹介）（第五九九号）、同（請願者　岐阜市加納新本町二丁目古沢定一君）（野田卯一君紹介）（第七二五号）、同（請願者　新潟市礎町通上一ノ丁千九百二十六番地新潟県公衆浴場協同組合理事長熊谷忠作）（田中角榮君紹介）（第一一一一号）及び同（請願者　宮城県石巻市公衆浴場組合長瀬戸靖衛）（内海安吉君紹介）（第一一七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

物価統制令および公衆浴場法、環境衛生法等の法令により、営業ならびに施設に対して法の規制を受ける公衆浴場業については、そ

の公共性および特異性にかんがみ、固定資産税の負担を軽減するため、次記措置を講ぜられたいというのである。(一)公衆浴場の営業用土地、建築物の固定資産税を軽減すること、(二)公衆浴場の営業用土地、建築物の評価については建築物の特殊構造たるにかんがみ、特別の減点基準を設けること。

二、請願の議決理由

公衆浴場の営業の用に供する土地及び建築物に対する固定資産税の軽減及びこれら固定資産の評価について特別の減額基準を設定することを要望する本請願の趣旨は、公衆浴場業の公共性及びその各種の規制に服することによる特異性にかんがみ、適当な処遇を与えることは望ましいことではあるが、一面において税制上における各種の特殊取扱には再検討を要するものがあるので、本件は地方税制の総合的再検討の際に一の問題点として他の諸問題点とも比較検討を加える必要があると思われる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

遊興飲食税減免に関する請願（第六〇二号）、同（請願者　新潟市古町通九番地新潟県寿司商環境衛生同業組合川上吉助）（第九〇五号）、同（請願者　神戸市須磨区飛松町三丁目一番地兵庫県鮨商環境衛生同業組合理事長渡辺善一郎）（第九〇六号）、同（請願者　静岡市両替町一丁目五番地静岡県飲食業環境衛生同業組合理事長青島富太郎外二名）（第九〇七号）、同（請願者　千葉市吾妻町二丁目武井企一）（第一一七〇号）、同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会長毛利鋼三）（第一八四九号）及び同（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地中央卸売市場内全国大衆飲食税対策協議会野川浩伸）（第一九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

遊興飲食税は、戦時下のしやし抑制を目的として設定したのであるが、現在では大衆的負担の軽減と遊興面に重点をおいて、数次にわたり免税点の引き上げと税率の変更等が行われたにもかかわらず、現行法の遊興を伴わない普通飲食に対する免税点が依然として三百円にとどまつているのは過重である。ついては、国民生活の向上した今日、地方税法中遊興飲食税に関して、遊興の伴わない飲食については、現行の三百円から五百円に免税点を引き上げ、遊興面との均衡をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

遊興の伴わない、いわゆる大衆飲食について、遊興飲食税の免税点を引き上げるべきことは数年来論じられ、また、漸次その一部の実現をみたのであるが、現行の三百円を五百円に引き上げることについても、既に方針は国会においても、これまでに附帯決議等によつて認められていたのである。

しかるに今国会においては、公約減税の線に制約せられて、財源の関係上やむなく見送りとなつたが、本件は従来の経緯にかんがみ、近き将来にその実現をみるべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

大規模償却資産に対する固定資産税課税の改正に関する請願（請願者　群馬県利根郡水上町品田元雄）（北條秀一君紹介）（第一七〇九号）、同（請願者　静岡県磐田郡佐久間町長北井三子夫）（安井吉典君紹介）（第一七一〇号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡湯之谷村長米山重良外百十八名）（纐纈彌三君紹介）（第一九九六号）、同（請願者　徳島県那賀郡木沢村長川田義則外百五十七名）（秋田大助君紹介）（第二六七四号）、同（請願者　山口県阿武郡川上村長岡崎良男）（田中龍夫君紹介）（第二六七五号）、同（請願者　北海道静内郡静内町長貝田信二）（篠田弘作君紹介）（第二七一五号）、同（請願者　北海道河東郡上士幌町長鈴木泰助外一名）（本名武君紹介）（第二八四〇号）、同（請願者　岡山県真庭郡久世町長三村専治外一名）（小枝一雄君紹介）（第二八七四号）、同（請願者　長野県更級郡大岡村長丸山基宣）（小坂善太郎君紹介）（第二八七五号）、同（請願者　高知県長岡郡大豊村長三谷泉水）（濱田正信君紹介）（第二八七六号）、同外三件（請願者　奈良県吉野郡下北山村長上平高敬外三名）（前田正男君紹介）（第二八七七号）、同（請願者　長野県東筑摩郡生坂村長井口周司）（増田甲子七君紹介）（第三〇四六号）、同（請願者　福島県南会津郡只見村長目黒善三郎外一名）（八田貞義君紹介）（第三〇六六号）、同（請願者　新潟県南魚沼郡湯沢町長角谷虎繁）（田中角榮君紹介）（第三一二一号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏）（亘四郎君紹介）（第三一二二号）、同（請願者　富山県東礪波郡庄川町長斎藤平治）（松村謙三君紹介）（第三一二五九号）、同（請願者　宮崎県児湯郡西米良村長甲斐武教外一名）（川野芳滿君紹介）（第三一六四号）、同（請願者　長野県下伊那郡天竜村長野竹伊里外一名）（吉川久衛君紹介）（第三一六五号）、同（請願者　愛知県北設楽郡豊根村長熊谷格三）（鈴木正吾君紹介）（第三一九〇号）、同（請願者　熊本県球磨郡湯ノ前町長豊永鶴一外一名）（福永一臣君紹介）（第三二一三号）、同（請願者　静岡県榛原郡本川根町長鈴木治平外一名）（松岡嘉兵衛君紹介）（第三二四一号）、同（請願者　宮崎県東臼杵郡南郷村長岩杉正）（相川勝六君紹介）（第三三九一号）、同（請願者　石川県石川郡吉野谷村山田美農里）（坂田英一君紹介）（第三三九二号）、同（請願者　長野県西筑摩郡吾妻村長志村松一）（増田甲子七君紹介）（第三四二七号）及び同（請願者　福島県南会津郡檜枝岐村長橋朝良）（八田貞義君紹介）（第三四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電源開発ならびに工場開発とともに、総合的な町村造りを実行しなければならない関係町村は、当初期待した固定資産税の収入がどうしても不可欠であるから次記諸点に沿つて地方税法を改正されたいというのである。(一)地方税法第三百四十九条の四第二項中、基準財政需要額の百分の百三十とあるのを百分の百七十にすること、(二)同法第三百四十九条の五第一項中に新たに建設された一つの工場または発電所の用に供するもののうち、とあるのを、新たに建設された一つの工場または発電所および変電所の用に供するもののうち、とすること、(三)同法第三百四十九条の五第二項第一、第二、および第三号中第一適用年度百分の百八十、第二適用年度百分の百六十、第三適用年度百分の百四十とあるのを、固定資産税が課税されることとなつた年度から、五箇年間の固定資産税については、基準財政需要額の百分の二百とすること。

二、請願の議決理由

本請願は、地方税法中の固定資産税について、いわゆる大規模償却資産に関する所在市町村の課税限度額の引上げ及びその対象資産の一部拡大、即ち新設大規模償却資産に対する本税課税標準の特例とされるもののうちに変電所をも加えることを要望するものである。本件については既に幾度か制度改正が行われ、関係市町村と当該道府県との間に財源配分が適正になされるよう努めたのであるが、さらに新市町村の建設その他時の推移にかんがみ、考慮すべきものなしとしない。政府は税制再検討の際、あわせて研究する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

地方財政の確立に関する請願（請願者　長野県議会議員北沢貞一外一名）（中澤茂一君紹介）（第八五一号）、同（請願者　長野県議会議員原武）（原茂君紹介）（第八五二号）、同（請願者　長野県議会副議長風間和夫外一名）（小澤貞孝君紹介）（第九七八号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治外一名）（松平忠久君紹介）（第九七九号）、同（請願者　長野県議会議員深沢則吉）（下平正一君紹介）（第一〇一九号）、同（請願者　長野県議会議員　西沢

寛志）（吉川久衛君紹介）（第一〇五二号）、同（請願者　長野県議会議員小林重英）（小川平二君紹介）（第一二四七号）及び同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一四二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は明年度予算編成に当り、地方税の減税を考慮しているが、減税そのものは喜ぶべきとしても、このことはようやく立ち直りつつある地方財政に相当額の歳入欠陥が見込まれ、重大な影響を及ぼすから、慎重に検討の上、減税の円滑なる実施と財源補てんをあわせ考慮され、地方自治の育成保護に万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は昭和三十四年度及び自後の地方税の減税と地方財政の健全化との調整をはかり、減税の円滑なる実施と財源補てんに遺憾なからしめることを要請しているのであつてその趣旨はもとより当然妥当なものである。本件に関連する地方税財政関係法案は既に成立し当面の措置は一応決定せられたのであるが、なお今後、政府においても事態の推移に伴い、本請願の願意にそうよう適切な措置を講じて行く必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

地方財源の増強等に関する請願（請願者　岩手県議会議長　金子太右衛門）（鈴木善幸君紹介）（第一〇五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国の減税措置が伝えられるとおり実施されるとなれば、地方財政は、明年度現行措置を維持するだけでも、なお相当額の歳入欠陥が生ずる見込みであるので、明年度の国家予算編成に際しては、さしあたり財政計画上生ずる歳入欠陥額については、その全額を地方財源の増強と、地方債資金の増額によつて充足する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国の減税措置に伴う地方財政上の歳入欠陥について、その全額を地方財源の増強と地方債資金の増額によつて充足せよとする本請願の趣旨は、もとより国の施策によつて生ずる結果については国が責任をもつて措置すべきであるから、これを了承するになんら問題はないが、本件に関連する国の税財政施策等は、既に予算や関係法律案が今国会において成立したことによつて一応決定したのである。しかしながら本請願の趣旨の実現については、今後なお、政府の善処すべきものがある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

地方財政強化に関する請願（請願者　愛媛県議会議長　西田唯次）（關谷勝利君紹介）（第三四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方団体は、国民負担の軽減に多大の効果をもたらした減税の実施により、百億円の歳入減少をきたし、一方公共事業の施行強化策によつて二百十八億円の負担を必要とし、あまつさえ給与改訂等のため予算の編成難に当面している。このような状態は、国策の遂行を不可能に陥いれるのみならず、地方自治の健全な発展を阻害することとなる。ついては、地方に対する財源付与を考慮し、これに対する特別措置を講ぜられるとともに、とりあえず公共事業にかかる国庫負担等の臨特法の継続実施と、地方債のわくの拡充を実現せられたいというのである。

二、請願の議決理由

国の施策に基く地方税の減税により、地方財政上の歳入減を招来して地方自治の発展を阻害するおそれがあるとし、地方財源の増強を要望し、特に公共事業にかかる国庫負担等の臨時特例法の有効期限の延長と地方債のわくの拡充についてその実現を望んでいる本請願の願意は、地方財政の現段階において考慮に値するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

地方財政措置拡充強化に関する請願（請願者　岡山県議会議長　中国五県議会正副議長会議井本稔）（亀山孝一君紹介）（第一七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般政府原案として決定をみた地方税制改正要綱によれば、昭和三十四年度の税減収額は、百四億円にのぼり、これに対する補充措置として現在考慮されているものは、地方団体の自主財源充実および地方自治の振興をいつそう困難ならしめるものである。ついては、地方財政措置を拡充強化するため、すみやかに最小限度次の措置を講ぜられたいというのである。（一）地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の適用期限を延長すること、（二）たばこ消費税率を三・四パーセント引き上げること、（三）既発行交付公債の利子を免除すること。

二、請願の議決理由

本年度から実施されることとなつた地方税の減税に伴う地方財政への影響をできるだけ緩和するために、地方財源の強化ないし減少防止のための策として本請願が要望している各事項は、あるいは既に法的には一応決定ずみのものもあるが、その他のものは今国会における地方財政関係法律案の成立に際し、本委員会としては附帯決議として要望した事項でもあり、いずれにしてもこれらの事項はすべて、今後の地方財政強化の観点から望ましく、政府においてもこれを考究し、善処すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政委員会　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

駐留軍及び自衛隊所在市町村に対する助成交付金等に関する請願（請願者　三重県度会郡小俣町長奥野良蔵外一名）（田村元君紹介）（第二三〇二号）、同（請願者　鳥取県米子市長野坂寛治外一名）（足鹿覺君外一名紹介）（第二三二九号）、同（請願者　静岡県浜松市長岩崎豊外一名）（竹山祐太郎君外一名紹介）（第二三六九号）、同外三件（請願者　岐阜県稲葉郡鵜沼町長塚本万治郎外七名）（野田卯一君紹介）（第二三七〇号）、同外三件（請願者　岐阜県稲葉郡那加町長山林清之助外七名）（平野三郎君紹介）（第二三七一号）、同（請願者　山口県岩国市長土肥京一外一名）（橋本正之君紹介）（第二四四九号）、同（請願者　千葉県木更津市長浜名儀三外一名）（福井順一君紹介）（第二四五〇号）、同外三件（請願者　岐阜県稲葉郡蘇原町長清水信市外五名）（三田村武夫君紹介）（第二四五一号）、同（請願者　福島県安積郡逢瀬村長本田通之助外一名）（粟山博君紹介）（第二四五二号）、同（請願者　鳥取県境港市長足立実外一名）（赤澤正道君外一名紹介）（第二四七三号）、同（請願者　岡山県勝田郡奈義町長須一源平外一名）（小枝一雄君紹介）（第二五〇三号）、同（請願者　新潟県北蒲原郡笹神村長酒井清一外一名）（渡邊良夫君紹介）（第二五〇四号）、同（請願者　大分県玖珠郡玖珠町長吉岡好太夫外一名）（廣瀬正雄君紹介）（第二五二五号）、同（請願者　群馬県邑楽郡大泉町長金井正一外一名）（福井盛太君紹介）（第二五二六号）、同（請願者　長崎県大村市長大村純毅外一名）（綱島正興君紹介）（第二五四六号）、同（請願者　群馬県邑楽郡大泉町議会議長野村定一外一名）（長谷川四郎君紹介）（第二五四七号）、同（請願者　宮城県名取市長高橋秀松外一名）（保科善四郎君紹介）（第二五四八号）、同（請願者　大分県別府市長荒金啓治外一名）（綾部健太郎君紹介）（第二五九八号）、同（請願者　岐阜県稲葉郡稲羽町長伊藤英雄外一名）（綴綱彌三君紹介）（第二五九九号）、同（請願者　愛知県豊川市長牧山英之外一名）（鈴木正吾君紹介）（第二六〇〇号）、同外三件（請願者　岐阜県稲葉郡那加町議会議長松浦義一外六名）（楯兼次郎君紹介）（第二六〇一号）、同（請願者　東京都北多摩郡砂川町二百五十四番地石野昇）（中村高一君紹介）（第二六〇二号）、同（請願者　岩手県岩手郡滝沢村長沢目岩治郎外一名）（野原正勝君紹介）（第二六〇三号）、同（請願者　徳島県板野

郡松茂村長小川長利外一名）（三木武夫君紹介）（第二六〇四号）、同（請願者　岐阜県稲葉郡鵜沼町議会議長五島登勝外一名）（山本幸一君紹介）（第二六〇五号）、同（請願者　北海道帯広市長吉村博外一名）（本名武君紹介）（第二六七二号）、同（請願者　青森県下北郡大湊町長佐々木由吉外一名）（三浦一雄君外六名紹介）（第二六七三号）、同（請願者　愛媛県温泉郡重信町長高須賀治利外一名）（關谷勝利君紹介）（第二七一二号）、同外二件（請願者　岐阜県稲葉郡穂原町議会議長川島一三二外五名）（山本幸一君紹介）（第二七一三号）、同（請願者　福岡県遠賀郡芦屋町長黒山高麿外一名）（岡部得三君紹介）（第二七五八号）、同（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（前田郁君紹介）（第二七九号）、同（請願者　静岡県榛原郡御前崎町長小野田喜平外一名）（松岡嘉兵衛君紹介）（第二七六〇号）、同（請願者　佐賀県三養基郡上峰村大字坊所六百六番地大園謙一外一名）（三池信君紹介）（第二七六一号）、同（請願者　福岡県築上郡築城町長加来正内外一名）（藏内修治君紹介）（第二八三五号）、同（請願者　長崎県西彼杵郡西海村長松原丈作外一名）（綱島正興君紹介）（第二八三六号）、同（請願者　鹿児島県国分市長中馬猪之吉外一名）（中馬辰猪君紹介）（第二八三七号）、同外二件（請願者　東京都府中市長小林茂一郎外七名）（細田義安君紹介）（第二八三八号）、同（請願者　北海道野付郡別海村長山崎藤作外一名）（本名武君紹介）（第二八三九号）、同（請願者　福岡県三井郡小郡町長高松二郎外一名）（第二八七一号）、同（請願者　群馬県太田市長武川英男外一名）（長谷川四郎君紹介）（第二八七二号）、同外二件（請願者　東京都立川市長中島舜司外五名）（中村高一君紹介）（第二九七九号）、同（請願者　山梨県南都留郡中野村長高村忠吉外一名）（堀内一雄君紹介）（第二九八〇号）、同（請願者　北海道帯広市議会議長柴田幸七郎外一名）（松浦定義君紹介）（第二九八一号）、同（請願者　大阪府泉北郡信太村議会議長山本秀太郎外一名）（小西寅松君紹介）（第三〇四〇号）、同（請願者　鹿児島県国分市議会議長野村武重外一名）（中馬辰猪君紹介）（第三〇四一号）、同外三件（請願者　愛知県春日井市長梅村議一外六名）（丹羽兵助君紹介）（第三〇四二号）、同外四件（請願者　東京都西多摩郡福生町長秋山誠一外九名）（福田篤泰君紹介）（第三〇四三号）、同（請願者　埼玉県大宮市長清水虎尾外一名）（福永健司君紹介）（第三〇四四号）、同（請願者　福岡県三井郡小郡町長高松六男外一名）（山崎巖君紹介）（第三〇四五号）、同（請願者　茨城県勝田市長安藤男外一名）（塚原俊郎君紹介）（第三〇六五号）、同（請願者　福岡市長奥村茂敏外一名）（簡牛凡夫君紹介）（第三一七号）、同（請願者　和歌山県西牟婁郡串本町長塩津六郎外一名）（早川崇君紹介）（第三一八号）、同（請願者　東京都北多摩郡村山町長諸江吉夫外一名）（福田篤泰君紹介）（第三一九号）、同（請願者　福岡県筑紫郡春日町長田中正孝外一名）（中島茂喜君紹介）（第三一五四号）、同（請願者　福岡県粕屋郡和白町長小林市助外一名）（中島茂喜君紹介）（第三三四二号）及び同（請願者　北海道帯広市長吉村博外一名）（松浦定義君紹介）（第三三五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

駐留軍ならびに自衛隊所在市町村は、基地が所在することにより特殊財政需要を余儀なくされる反面、産業、文化等の発展が阻害されているばかりでなく、財政収入の道が閉ざされているが、およそ国土防衛は国全体の問題であり、一部市町村にのみ財政負担と犠牲を負わしめることはきわめて不合理である。ついては、次記措置を講ぜられたいというのである。（一）次の諸施設を国有提供施設等所在市町村助成交付金の対象とすること（1）自衛隊の全施設、（2）接収解除に伴い遊休状態にある諸施設、（3）基地に関し、ドル勘定により設置された諸施設、（二）防衛支出金制度を改正し、提供基地のみならず自衛隊所在関係市町村に対しても、道路、橋、学校等の諸施設に要する特殊需要に必要な経費につき国庫負担の措置を講ずること。

二、請願の議決理由

本請願の要望事項は数項目にわたり、必ずしもこれを一概に論じ得ないのであるが、もとより、その理由として主張する基本的根拠は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の成立したゆえんときを一にするものであるから、一応これを了承するにやぶさかではない。要は、駐留軍ならびに自衛隊所在市町村は財政上特殊の地位を与えられているから、本法による助成交付金の対象資産の範囲をできるだけ拡大し、また、防衛支出金制度の改正によって、自衛隊所在市町村に対してもその財政上の負担を軽くするよう、制度の改正を望んでいるのであるが、その具体的細目方法等は検討を要するものがある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政委員長　鈴木善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

駐留軍及び自衛隊所在市町村に対する助成交付金等に関する請願（請願者　神奈川県横須賀市小川町十一番地長野正義外一名）（小泉純也君紹介）（第二七一一号）、同（請願者　京都府舞鶴市長佐谷靖外一名）（柳田秀一君紹介）（第二九八二号）、同（請願者　広島県呉市長松本賢一外一名）（松本俊一君紹介）（第三二九四号）及び同（請願者　長崎県佐世保市長山中辰四部外一名）（北村徳太郎君紹介）（第三三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

駐留軍ならびに自衛隊所在市町村は、基地が所在することにより特殊財政需要を余儀なくされている反面、産業、文化等の発展が阻害されているばかりでなく、財政収入の道が閉ざされているが、およそ国土防衛は国全体の問題であり、一部市町村にのみ財政負担と犠牲を負わしめることは、きわめて不合理である。ついては、（一）次の諸施設を国有提供施設等所在市町村助成交付金の対象とされたいというのである。（1）自衛隊全施設、（2）接収解除に伴い遊休状態にある諸施設および旧海軍用の土地、建物その他の固定資産で、現に未利用の状態にあるもの、（3）基地に関し、ドル勘定により設置された諸施設、（二）防衛支出金制度を改正し、提供基地のみならず自衛隊所在関係市町村に対しても、道路、橋、学校等の諸施設に要する特殊需要に必要なる経費につき、国庫負担の措置を講ずること。

二、請願の議決理由

本請願は、国有提供施設等所在市町村助成交付金制度の拡大適用により、また、防衛支出金制度を改正して提供施設のみならず、自衛隊所在関係市町村に対しても国庫負担の道を開き、もつて関係市町村の財政負担の重圧を緩和すべきだとするのである。特に本請願者は旧軍港四市の市長であつて、助成交付金として旧海軍用の土地、建物等で未利用状態にあるもの、いわゆる遊休施設を加えることを希望していることは注目に値する。今国会における国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案においても、本委員会は附帯決議をもつて、交付金の対象資産範囲拡大を希望したのであるが、これらの点は具体的に実情に即するよう政府において検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政委員長　鈴木善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

鹿屋市の国有提供施設等所在市町村助成交付金増額に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第三〇六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋航空隊の整備拡充に伴い、鹿屋市においても、道路、橋、学校、住宅等の諸施設の増、改築、移転等の経費が年々増加し、行財政運営上支障をきたしているが、国においては、国有提供施設等に対しては基地交付金を交付しているが、国有提供施設に付随した施設については、なんら助成措置なく、また国有提供施設に対する対象資産評価額はきわめて少なく、一例を示すと滑走路については、その十分の一以下で評価格されている現状である。ついては、同市の円滑なる行財政運営を期するためにも、基地交付金の対象資産評価の適正化をはかるとともに、これら交付金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有提供施設等所在市町村に対する交付金の交付に際してはその対象資産の評価を適正にし、その交付金の増額をはかつて関係市町村助成の目的を達するに遺憾なき

を期することは本制度創設の趣旨に照らしても必要かつ当然のことであつて、今国会において本制度の根拠である法律の一部改正が行われた際においても、当委員会は附帯決議をもつてその趣旨を改めて鮮明にした次第であつて、いわゆる基地交付金に関する本請願の願意は採るべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政　委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

新市町村職員の給与改善等に関する請願（請願者　前橋市天川町二百六十五番地の三井上正男外六千六百五十三名）（北條秀一君紹介）（第二三六五号）、同（請願者　新潟市川岸町三丁目二十八番地稍生千代馬外七千八百六十五名）（門司亮君紹介）（第二三六六号）、同（請願者　山梨県韮崎市職員組合伺山達雄外六千四百八十五名）（安井吉典君紹介）（第二三六七号）、同（請願者　高知県高岡郡高岡町乙三千五百三十二ノ三番地田村義喜外六千百七十二名）（矢尾喜三郎君紹介）（第二三六八号）、同（請願者　埼玉県蕨市職員組合中沢了）（坂上安太郎君紹介）（第二六〇七号）、同外一件（請願者　栃木県那須郡黒磯町職員組合平山武夫外三千三百二十五名）（太田一夫君紹介）（第二六〇八号）、同（請願者　東京都千代田区六番町一全日本自治団体労働組合中央執行委員長山本伊三郎外六千五百六十一名）（坂上安太郎君紹介）（第二七一四号）、同（請願者　東京都八王寺市八王寺市職員組合溝口桂外六千三百六十九名）（川村継義君紹介）（第三一二〇号）及び同外二件（請願者　埼玉県蕨市役所職員組合稲田秀明外五千七百六十一名）（佐野憲治君紹介）（第三二三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新市および新町村職員の低給与改善のため、次の諸措置を講ぜられたいというのである。（一）新市町村職員の給与、勤務諸条件の決定と運営が、地方公務員法によつて行われるための行財政上の指導措置を行うこと、（二）新市町村に給与条例と初任給、昇給、昇格基準を設け、国家公務員なみの給与改善ができるよう財源措置をすること、（三）自治庁より、各新市町村に対して、給与額について財源（交付税および基準財政需要額中）を明示すること、（四）補助金を現行の二分の一から、全額もしくは五分の四程度に増率すること、（五）地方財政計画中の諸給与額算定基準については、単価と人員を地方の実情に沿うようにすること。

二、請願の議決理由

本請願は新市町村の職員給与の現状にかんがみ、その低給与改善のため、各般の方途を講ずるよう要望しているのであるが、町村合併の成果を完全にするため新市町村の建設に万全の処置を講ずべきことはいうまでもなく、職員給与の改善もまたその一要素たるを失わない。政府においても右の見地より本請願の要望事項につき検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政　委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国有資産等所在市町村交付金の増額に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（上林山榮吉君紹介）（第一一一〇号）、同（請願者　鹿児島県　議会副議長日高広為）（床次徳二君紹介）（第一一七二号）、同（請願者　鹿児島県議会議員浜崎隼人）（前田郁君紹介）（第一二四六号）、同（請願者　鹿児島県議会　議員福村厚行）（中馬辰猪君紹介）（第一五六六号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員東政則）（小牧次生君紹介）（第二〇七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有資産等所在市町村交付金および納付金に関する法律第二条第二項の国有林野関係の交付金は、固定資産課税標準単価に面積に乗じ、その一・四パーセントが交付金となつているが、その額はきわめてきん少で今日の経済事情に即しないのみならず、各市町村の固定資産課税標準単価の差に応じて、一町歩当りの交付金額に著しい差を生じ、不合理な点が見受けられる、ついては、一・四パーセントの交付率を大幅に引き上げるとともに、一率に各市町村の固定資産標準単価を基礎とするのでなく、平等割を加味して、同種の国有資産に対する交付金の均衡をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林の評価額が低く、かつ全国市町村ごとの固定資産課税標準の単価の不均一のため、国有林野関係の国有資産等所在市町村交付金は低額でかつ全国的に不均衡であるから、これを是正して関係市町村の本件交付金の増額をはかり、もつて当該市町村の財政を益することは、本交付金制度を創設した本旨にかんがみても、もとより望ましいことであつて、本請願の願意はできうる限りこれを達成させるよう考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政　委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国有資産等所在市町村交付金増額に関する請願（請願者　鹿児島県大口市田島栄蔵）（池田清志君紹介）（第一四七一号）、同（請願者　鹿児島県議会副議長日高広為）（中馬辰猪君紹介）（第一五二五号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員東政則）（小牧次生君紹介）（第二〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

林野所有面積から生ずる収益は、民有林においては事業税として地元に還元され、国有林においてはこれら国有資産に対して交付金を配分しているが、その対象資産評価格が低く、交付金額はきわめて少ないため、特に鹿児島県大隅地方の各市町村のように、民有林、国有林の占める面積の割合が多い市町村においては、行財政運営に多大の支障をきたしている。ついては、国有資産等所在市町村交付金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林を多くその管内に所在せしめる市町村は、国有林の評価のいかんによつて国有資産等所在市町村交付金の額に変動を生じ、それによつて市町村財政上多くの影響を受けることはいうまでもないことである。国有林の評価を適正にし、関係市町村特に本請願のごとく、その影響を受けることの多大な市町村にとつては、その行財政運営の支障を除くため、本交付金の増額の方途を講ぜられることは望ましいことである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政　委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

農地法による地方公共団体の経費負担の改正に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（前田郁君紹介）（第一二〇三号）、同（請願者　鹿児島県大口市田島栄蔵）（池田清志君紹介）（第一四七一号）、同（請願者　鹿児島県議会副議長日高広為）（中馬辰猪君紹介）（第一五二五号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員東政則）（小牧次生君紹介）（第二〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、農地法にかかわる土地利用関係調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべきものを、地方財政法施行令第十九条において定めているが、これは本来国の事業として地方財政法第十条の四にかかげるように、当然地方公共団体は負担義務を負わない経費で、同法附則3の前段において暫定措置として当分の間、同法十条の四の規定にかかわらず地方公共団体の負担とされ現在に至つているものである。しかるに、たとえば農地等の買収売渡実績確定調査費にみられるように、国が負担する額はきわめて微々たるもので、大部分は地方公共団体の負担となつており、地方財政、住民の福祉を圧迫している実情は黙過し難い問題である。ついては、施行令において規定される事務の円滑をはかる上からも、また窮迫せる地方財政負担の軽減をはかる見地からも、地方財政法の本旨に沿い、地方財政法附則3の前段を削除されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政法は地方財政運営の健全性を保持するための諸原則に基き、地方団体やその機関の行う行政事務の処理に要する経費の負担関係について規定している。もと

より、国の行政事務については地方公共団体はその経費を負担しないことが原則であるから、本件請願が農地法にかかる土地利用関係の調整に要する経費のうち、地方公共団体が負担すべきものがあることは変則例外的処置であつて地方財政に不利を与うるものであるから、現行の例外処置を改めて、地方財政法の原則によるよう改むべきであるとすることは当然の要請であると考えられる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

消防制度の改善強化に関する請願（請願者　仙台市外記丁六丁目一番地宮城県消防協会長板垣金造外二十名）（保科善四郎君紹介）（第五〇九号）及び同（請願者　仙台市外記丁六番地の一宮城県消防協会副会長庄司隆外二十名）（長谷川峻君紹介）（第七二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消防は国民の生命財産の保護というきわめて重要なる任務を帯び、その使命達成のための消防力の充実強化と教養等、これが財源はことごとく市町村の負担となつているので、改正法案の実現に努力しているが、財政等諸般の事情は楽観を許さない情勢にある由で、消防人は現行制度の改善強化をはかるため新消防制度の実現を期待している。ついては、改正法案を必ず実現せしめ、消防に職を奉ずるものの期待に沿えるよう配慮と協力をされたいというのである。

二、請願の議決理由

消防制度の改善に関する、法律の一部改正は消防法及び消防組織法の双方について、政府より改正案の提出を見、既にその成立を見たのであるが、これらの改正は消防制度の全面的かつ根本的な改革とはいい難く、しかも一部修正を受けたのみならず、特に消防財政の確立については特段の前進は認められない。従つて本請願の趣旨の達成については、今後なお、政府においても検討を要するものがあると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

消防制度改正に関する請願（請願者　石川県議会議長川崎昇太郎）（大森玉木君紹介）（第七八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行消防制度は、戦後の特殊事情のもとに、わが国行政民主化の一環として、その責任を市町村に移したものであるが、これがため国および道府県の責任所在が不明確となり、消防行政の能率的かつ合理的運営に多くの支障を来たしている。ついては、左記事項を実現し、真に能率的合理的な消防制度に改正されたいというのである。（一）消防行政の円滑な遂行と消防力の改善強化のため、国および都道府県の市町村消防行政については、責任所在の明確化をはかること、（二）義勇消防団の奉仕的出動については、その経費支弁および傷害等に対する補償制度を確立すること、（三）市町村ならびに都道府県の消防に要する経費に対し、国がその二分の一を負担すること、（四）消防施設税をすみやかに設置すること。

二、請願の議決理由

消防制度の改革に関しては、今国会においても政府の提案にかかる関係二法案の成立により、当面一応の改正が行われた。従つて本件請願の願意とする各事項のうち一部については、既に決定を見たものもあると思われるが、その他の事項特に消防財政の確立や消防施設税等については、さらに政府においても具体的にその推進をはかるよう検討を行う必要があると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

地方行政委員長　鈴木　善幸

衆議院議長加藤鐐五郎殿

法務委員会

占領軍の不法行為等による被害者救済に関する請願（請願者　名古屋市西区東枇杷島町十四番地川口良子）（辻寛一君紹介）（第二四七五号）、同（請願者　愛知県西春日井郡清州町大字清州二千六百五十二番地杉山日出吉）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二四七六号）、同（請願者　愛知県犬山市御幸町小島良政）（江崎真澄君紹介）（第二五〇五号）、同（請願者　愛知県犬山市大字東古券二百六十八番地石田治光）（江崎真澄君紹介）（第二五二七号）、同（請願者　名古屋市瑞穂区堀田通九丁目五百二十一番地進駐軍愛知県被害者連盟渡辺秀夫外一名）（赤松勇君紹介）（第二六〇九号）、同（請願者　愛知県豊橋市向草間町字化新切山上しな）（鈴木正吾君紹介）（第二六一〇号）、同（請願者　愛知県知多郡大府町大字森岡字尾坂田一丁目二番地城すず）（辻寛一君紹介）（第二六一一号）、同（請願者　愛知県碧海郡高岡町字竹上太田格太郎）（太田一夫君紹介）（第二七一七号）、同（請願者　愛知県春日井市大手町五十六番地鈴木政夫）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二八四二号）、同外二件（請願者　名古屋市南区三吉町一丁目十五番地山本晃外二名）（辻寛一君紹介）（第二八七八号）及び同（請願者　東京都千代田区永田町二丁目十二番地鬼島国武外一名）（丹羽兵助君紹介）（第三二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年九月より昭和二十七年四月二十七日の平和条約が発効されるまで七年間に、占領連合国将兵からの不法行為等により殺害された者の家族あるいは傷害を受けた者は、当時正当な補償もなされず、日本政府よりわずかな見舞金の支給を受けたのみであり、一家の支柱を失つた遺家族あるいは身体の傷害を受けた者のその後の生活は困難をきわめている。ついては、これが遺家族および被害者の救済措置を法制化するとともに、当面の生活補助として見舞金を支給する等同被害者救済措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

平和条約発効後、駐留軍の不法行為により損害を受けた者は、日米行政協定に基き、損害賠償を受けているが、平和条約発効前のこの種の被害者に対する補償は十分でなく、その間に不均衡がある点にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月九日

法務委員長　小島　徹三

衆議院議長加藤鐐五郎殿

占領軍による被害補償に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（松澤雄藏君紹介）（第六一二号）、同（請願者　長野県議会議員北沢貞一外一名）（中澤茂一君紹介）（第八五三号）、同（請願者　長野県議会議員原武）（原茂君紹介）（第八五四号）、同（請願者　長野県議会副議長風間和夫外一名）（小澤貞孝君紹介）（第九八〇号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治外一名）（松平忠久君紹介）（第九八一号）、同（請願者　長野県議会議員深沢則吉（下平正一君紹介）（第一〇二〇号）、同（請願者　長野県議会議員西沢寛志）（吉川久衛君紹介）（第一〇五五号）、同（請願者　長野県議会議員小林重英）（小川平二君紹介）（第一二四八号）及び同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本が連合国の占領下にあつた当時、連合国将兵の不法行為等によつて死亡した者、またその家族、あるいは傷害をうけた者は、当時正当な補償もなされず、日本政府よりわずかな見舞金の支給を受けただけであつたが、独立後も平和条約によつて被害者の損害賠償請求権の放棄を規定しているため、同権行使が事実上不可能の状態である。ついては、平和条約のいかんにかかわらず、国の責任においてこれら被害者に完全な補償を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

平和条約発効後、駐留軍の不法行為により損害を受けた者は、日米行政協定に基き、損害賠償を受けているが、平和条約発効前のこの種の被害者に対する補償は十分でなく、その間に不均衡があるが、被害者側からいえば平和条約発効の前後によつて地位に差があるとは考えられず、本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月九日
法務委員長　小島　徹三
衆議院議長加藤鐐五郎殿

泥酔犯罪者に対する処罰法制定に関する請願（請願者　埼玉県大宮市仲町三丁目九十二番地谷川和子）（柏正男君紹介）（第六六二号）、同（請願者　東京都中野区天神町二十二番地日本基督教婦人矯風会中野支部長近藤正子）（河上丈太郎君紹介）（第一七一一号）、同（請願者　長崎市片渕町二丁目五番地キリスト教婦人矯風会長崎支部長土岐ヤス）（今村等君紹介）（第二一〇七五号）及び同（請願者　東京都世田谷区北沢二丁目百五十四番地尾上幾久子）（片山哲君紹介）（第二九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

暴力の追放は、社会の安寧を維持する上に最も必要な政策であるが、この暴力につらなる酒乱暴行が最近特に目立つて多くなつている。ついては、酒乱者の行動を寛大に処理しがちなわが国の社会通念や法律は、現代の文化世界の道徳にもはや通用しないので、暴力に関連する泥酔犯罪者にも適切なる処罰措置をとり、同時に保安処分法をすみやかに制定されたいというのである。

二、請願の要旨及び目的

わが国は、よつぱらいの天国といわれる。暴力行為の発生も酒に原因するものが多く又酒の威力をかりて異常な行為にでても、飲食上の行為は寛大である。これは社会一般の罪であるとも、又立法上の不備であり、文化的社会にはほど遠いものがある。本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月九日
法務委員長　小島　徹三
衆議院議長加藤鐐五郎殿

一、請願の要旨及び目的

盛岡地方法務局伊保内出張所庁舎等改築に関する請願（請願者　岩手県九戸郡九戸村長佐々木忠三外一名）（山本猛夫君紹介）（第一四七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盛岡地方法務局伊保内出張所庁舎は、明治三十二年に開設されたもので、腐朽はなはだしく、かつ雨漏り等によつて事務執行や重要書類の保存にも支障をきたしている現状である。ついては、すでに庁舎新築のための敷地を確保し、事務所、住宅も岩手県九戸郡九戸村において措置することを村議会において決議しているから、国において、早急に同出張所倉庫を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

直接国民の権利義務に関する事務を処理する登記所が雨漏り等によつて事務執行や重要書類の保存に支障をきたしているようでは、財産権の保護も全うされないのであり、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月九日
法務委員長　小島　徹三
衆議院議長加藤鐐五郎殿

一、請願の要旨及び目的

松山地方法務局日吉出張所存置に関する請願（請願者　愛媛県北宇和郡日吉村長渡辺綱雄外一名）（木原津與志君紹介）（第二〇七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般松山地方法務局日吉出張所を事務処理能率の向上と経費の節減をはかるため、廃止するという通牒に接したが、同出張所は設置以来三十有余年の永い歴史を持ち、その間住民の利便に寄与するところまことに大きく、もし廃止になつて黒瀬川出張所に移管されると交通不便で広面積の同村の住民は多大の不利不便を忍ばねばならないので、住民ひとしく同出張所の存置を熱望している。ついては、松山地方法務局日吉出張所を従来どおり存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の権利義務に関する事務を処理する登記所ほど直接国民の利害に関するものはなく、人員不足等の理由によつてこれを廃止すべきではなく、政府はこれがために予算措置に努力すべきであり、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月九日
法務委員長　小島　徹三
衆議院議長加藤鐐五郎殿

一、請願の要旨及び目的

検察制度刷新に関する請願（請願者　岐阜県養老郡上石津村一之瀬首藤雄平）（神近市子君外十六名紹介）（第三一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県養老郡上石津村一之瀬の首藤雄平は、昭和三十年六月深瀬一之、井上信、長井雄の三氏を業務上横領、特別背任で告訴したが、東京地検では告訴人の首藤および被告訴人の深瀬氏を一回の取調べもせず、犯罪の容疑なしと不起訴処分に附したが、深瀬氏はこの事件に重要な役割をなしたもので、告訴人に犯行を告白している。しかるにかれを取調べずして犯罪の容疑なしと断ずるのは、まことに無謀な処置であり、このような度外れの不起訴処分は社会に悪影響を与えるものと信じ、第二十六国会に衆議院に請願したが、これに対し法務委員会での次官の説明や請願処理報告は不誠実で遺憾にたえない。ついては、深瀬一之を喚問して犯罪事情を聴取されたいというのである。

二、請願の議決理由

検察官が公訴権を行使するにあたつて、すべての関係人を自から調べる必要はないであろうが、告訴告発事件等の処理にあたつては、慎重に行い被害者等に疑問の残らないように処理すべきであり、本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月九日
法務委員長　小島　徹三
衆議院議長加藤鐐五郎殿

防府簡易裁判所及び防府区検察庁新庁舎建設促進に関する請願（請願者　東京都文京区林町六十八番地林町住宅二百三十五号　青柳一郎）（小島徹三君紹介）（第三一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県防府市ならびに同県佐波郡を管轄区域とする簡易裁判所と区検察庁は、防府市車塚旧市会議事堂に昭和二十三年に開庁し、その後国庁通り旧保健所跡の現仮庁舎に移転し、階下を裁判所、階上を検察庁として合同使用しているが、それぞれの機関は年々事件数が増加する傾向にあり、同庁舎は極度に狭くなり、法廷、調停室、事務室、待合室等にも不足を生じ、執務の完全を期することができない状態である。ついては、最高裁判所および法務省の依頼により、防府市当局では市内中央部に位置する大林寺の最良田地を敷地としてあつせんしすでに昭和二十七年に埋立も完了しているので、該地にすみやかに新庁舎を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の基本的人権を守る裁判所や検察庁が他の官署と同居し、狭いやをきわめ、不便をかこつているがごときは、人権の保護も全うされないのであり、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月九日
法務委員長　小島　徹三
衆議院議長加藤鐐五郎殿

一、請願の要旨及び目的

森吉町米内沢に簡易裁判所設置に関する請願（請願者　秋田県北秋田郡森吉町長金為助）（鈴木一君紹介）（第一一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年四月十七日法律第六十三号下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律第一条による別表第四表の名称欄に米内沢簡易裁判所を、所在地欄に秋田県北秋田郡森吉町を追加し、また第二条別表第五表の高等裁判所欄に仙台を、地方裁判所及び家庭裁判所欄に秋田を、簡易裁判所欄に米内沢を、管轄区域欄に秋田県の内、北秋田郡の内、森吉町、阿仁町、合川町、上小阿仁村をそれぞれ追加改正し、秋田県北秋田郡森吉町米内沢に簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

簡易裁判所は一警察署を単位に設け令状の発行を急速に処理し、又簡易な事件を簡単に解決して国民に親しみやすい裁判所にするために設けられたものであり、国家財政の許すかぎり設置するのがその目的に沿うものであつて、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月九日
法務委員長　小島　徹三
衆議院議長加藤鐐五郎殿

布施市に大阪地方裁判所支部設置に関する請願（請願者　大阪府布施市長鈴木義仲外十名）（大倉三郎君紹介）（第一八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東大阪地区の大半の区域を占める布施市、八尾市、河内市、枚岡市、柏原市の五市は、近来の目ざましい発展により、人口四十五万人、商工業事業所数九千五百、同従業員六万五千人を越える状況にあつて、これに伴つて裁判事件も増加の一途をたどつているが、裁判機関としては、昭和二十二年布施市に簡易裁判所の設置を見たに過ぎず、地方裁判所に属する事件については、そのつど大阪地方裁判所まで出向かねばならない現状で、きわめて不利不便である。ついては、布施市に大阪地方裁判所支部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
すべての国家機関は国民のためのものであり、裁判機関においても又その通りであつて、国家財政の許すかぎりこれらの機関は国民の利便のために設けるべきであり、本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月九日
法務委員長　小島　徹三
衆議院議長加藤鐐五郎殿

宇都宮地方裁判所大田原支部等の昇格に関する請願（請願者　栃木県大田原市長鈴木邦衛外四名）（高瀬傳君紹介）（第二八四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県大田原市に設置されている宇都宮家庭裁判所大田原支部、宇都宮地方裁判所大田原支部ならびに宇都宮地方検察庁大田原支部は、乙号支部であつて、合議体による裁判および少年事件ならびにこれら事件の捜査および公訴の提起は、いずれも大田原市より鉄道を利用して約一時間三十分、バスを利用して二時間を要する宇都宮市所在の宇都宮地方裁判所、宇都宮家庭裁判所、宇都宮地方検察庁において取り扱われているので、地方民ならびに警察署その他関係者の不便はきわめて大きく、これら関係者は各支部の甲号支部昇格を切望している。ついては、前記各支部を甲号支部に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由
すべての国家機関は国民のためのものであり、裁判機関においても又その通りであつて、国家財政の許すかぎりこれらの機関は国民の利便を考えてその機構上の対策を立てるべきである。本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月九日
法務委員長　小島　徹三
衆議院議長加藤鐐五郎殿

占領軍の不法行為等による被害者救済に関する請願（請願者　愛知県岡崎市井田町四丁目五十五番地鈴木きく）（太田一夫君紹介）（第三三五四号）及び同（請願者　愛知県犬山市薬師町薬師寺山口恵聴）（江崎真澄君紹介）（第三四一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十年九月より昭和二十七年四月二十七日の平和条約が発効されるまで七年間に、占領連合国将兵からの不法行為等により殺害された者の家族あるいは傷害を受けた者は、当時正当な補償もなされず、日本政府よりわずかな見舞金の支給を受けただけであり、一家の支柱を失つた遺家族あるいは身体の傷害を受けた者のその後の生活は困難をきわめている。ついては、これが遺家族および被害者の救済措置を法制化するとともに、当面の生活補助として見舞金を支給する等同被害者救済措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
平和条約発効後、駐留軍の不法行為により損害を受けた者は、日米行政協定に基き、損害賠償を受けているが、平和条約発効前のこの種の被害者に対する補償は十分でなく、その間に不均衡がある点にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月二十八日
法務委員長　小島　徹三
衆議院議長加藤鐐五郎殿

泥酔犯罪者に対する処罰法制定に関する請願（請願者　東京都新宿区百人町三丁目三百六十番地早川かい）（鈴木一君紹介）（第三三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
暴力の追放は、社会の安寧を維持する上に最も必要な政策であるが、この暴力につらなる酒乱暴行が最近特に目立つて多くなつている。ついては、酒乱者の行動を寛大に処理しがちなわが国の社会通念や法律は、現代の文化世界の道徳にもはや通用しないので、暴力に関連する泥酔犯罪者にも適切なる処罰措置をとり、同時に保安処分法をすみやかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由
わが国は、よつぱらいの天国といわれる。暴力行為の発生も酒に原因するものが多く又酒の威力をかりて異常な行為にでても飲酒上の行為は寛大である。これは社会一般の罪であるとともに、又立法上の不備であり、文化的社会にはほど遠いものがある。本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月二十八日
法務委員長　小島　徹三
衆議院議長加藤鐐五郎殿

築館簡易裁判所に家庭裁判所併置に関する請願（請願者　宮城県栗原郡築館町屋敷七十三番地栗原地方町村会長千葉秋男）（長谷川峻君紹介）（第三四三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県栗原郡は、その面積八百六平方キロ余、人口十三万六千余人を擁する宮城県下随一の大郡であるが、その広範な地域の中心地である築館町には、政治、経済、教育、文化等のあらゆる官公庁の各出先機関が設置されており、かつ交通の便もよく同郡民は短時間にして所用をはたしているも、ひとり家庭裁判所だけが古川市に支部があるため、古川市に出向かねばならず、著しい不便をこうむつている。ついては、築館簡易裁判所に家庭裁判所を併置されたいというのである。

二、請願の議決理由
家庭裁判所は、国民の基本的人権に関する民事行政ともいわれるものを主として取扱うものであり、政府は国家財政の許すかぎりこれらの機関は国民の利便のために考え設けられるべきであり、本請願の趣旨は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月二十八日
法務委員長　小島　徹三
衆議院議長加藤鐐五郎殿

外務委員会

在日朝鮮人帰国に関する請願（請願者　東京都新宿区信濃町二十五番地在日本朝鮮人総連合会中央帰国対策委員会委員長李季白）（岩本信行君外十七名紹介）（第五一〇号）、同（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（松澤雄蔵君紹介）（第六〇五号）、同（請願者　新潟県議会議長岡田幸平）（田中彰治君紹介）（第九四〇号）、同（請願者　滋賀県議会議長丹波重蔵）（今井耕君紹介）（第一二四九号）、同（請願者　津市古河町三百六十番地在日本朝鮮人総連合会三重県本部帰国対策委員長金邦顕）（濱地文平君外一名紹介）（第一二一八号）、同（請願者　茨城県高萩市大和町二丁目四十四番地在日朝鮮人総連合茨城県北部支部鄭宝瑛）（石野久男君紹介）（第一三七三号）、同（請願者　東京都新宿区信濃町二十五番地在日本朝鮮人総連合会廬在浩外一名）（帆足計君外十七名紹介）（第一六四八号）及び同（請願者　熊本県議会議長二神勇雄）（大久保武雄君紹介）（第二四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
在日朝鮮人六十万の内、最近生活の窮乏著しく、その日の生計はもちろん、子弟の教育もできないほどの状態に陥つているものが多く、従つて朝鮮に帰りたいという要望が日増しに高まつてきている。ついては、在日朝鮮人総連合会は特に帰国対策委員会を設けて努力をしているから、在日朝鮮人の朝鮮帰国がすみやかに実施できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
在日朝鮮人帰国の早期実施のための措置を要望している本請願の趣旨は、人道上からも妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月二十七日
外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日韓漁業問題解決に関する請願（請願者　東京都千代田区神田佐久間町三丁目三十七番地全国水産練製品協会理事長小谷権六）（小林絹治君紹介）（第九一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
韓国が一方的に不法な李ラインを設定し、日本漁船をだ捕抑留していることは憤激にたえないところであり、日本水産業界としてはあらゆる手段をつくしてこの解決に当つているが、今なお抑留船員全部の送還さえ見ない状態で、政府は過般来日韓会談の外交交渉によつて難局打開につとめているが、きわめて難航しているとのことであり遺憾である。ついては、この際漁業協定の締結、公海における安全操業の確保、抑留漁船、船員の送還について、強硬なる態度をもつて交渉に当り万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由
公海における安全操業の確保、日韓漁業協定の締結及び韓国に抑留されている漁船、船員の送還については要望している本請願の趣旨は、きわめて妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月二十七日
外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日韓漁業問題の打開促進等に関する請願（請願者　東京都港区赤坂溜池一番地三会堂全国漁業協同組合連合会会長理事片柳真吉）（鈴木善幸君紹介）（第三四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日韓交渉は、開始以来十年を経過せるも、いまだになんら解決のきざしをみず、依然として脅威のままに放置されており、その間に捕獲されたわが国漁船は二百五十四隻、乗組員は三千二百二十六名の多きに達しているが、不幸にしてその犠牲となつた抑留船乗組員は、父祖伝来の生活の根拠を身とともに奪われたものが多く、またこれら留守家族の窮状はその極に達しているので、抑留者の早期帰還ならびに抑留者および留守家族に対する援護救済のために、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）日韓漁業問題の早期解決、（二）抑留船員の早期帰還、留守家族の援護、（三）巡視船の増強、警戒の強化、（四）特殊保険料率の減免、（五）代船建造のための融資および利子補給。

二、請願の議決理由
日韓漁業問題の早期解決、抑留船員の早期帰還並びに留守家族の援護及び関係漁業者の保護等について要望している本請願の趣旨は、きわめて妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月二十七日
外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

在日朝鮮人の帰国援助に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫外一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四六八号）、同（請願者　長野県更級郡川中島町北沢貞一外一名）（中澤茂一君紹介）（第三四九四号）及び同（請願者　長野県上田市泉町小山一平外一名）（松平忠久君紹介）（第三四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
在日朝鮮人の帰国援助は、人道的見地に立つ当然の措置であるのみならず、わが国の英断として世界の世論がこれを歓迎していることは周知の通りである。ついては、一日も早く障害を除去し、帰国の実現を期せられるよう努力をされるとともに、なお在日朝鮮人はいずれも多年わが国に在留し、日本人との相互関係において物質的精神的連繋が深く、帰国に当つての諸困難に対し、官民一致の援助が必要と考えられるので、この点についても万全の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
在日朝鮮人の帰国援助を要望している本請願の趣旨は人道上からも妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月二十七日
外務委員長　櫻内　義雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

文教委員会

高等学校の授業における生徒の編成及び教職員配置の基準法制化に関する請願外三十件（請願者　佐賀市蓮池町佐賀高等学校蓮池分校教育後援会長武田資義外三十四名）（井手以誠君紹介）（第二八号）、同外一件（請願者　岡山市東古松八十六番地の五岡山県立岡山南高等学校PTA会長砂田輝武外一名）（亀山孝一君紹介）（第二九号）、同（請願者　熊本県本渡市本渡町熊本県立天草高等学校育友会長松本碩春）（國田直君外一名紹介）（第三〇号）、同（請願者　岡山県浅口郡船穂町大字船穂千三百九十一番地岡山県立玉島商業高等学校PTA会長田中庄市）（星島二郎君紹介）（第三一号）、同（請願者　山形県最上郡金山町大字金山二百五十四番地山形県立金山高等学校PTA会長岸今朝松）（松澤雄藏君紹介）（第三三号）、同外一件（請願者　福岡県筑後市大字和泉二百五十一番地福岡県立八女高等学校父母教師会長吉田大外一名）（荒木萬壽夫君紹介）（第九二号）、同外一件（請願者　熊本県八代市大福寺町熊本県立八代工業高等学校PTA会長福島泰蔵外一名）（坂田道太君紹介）（第一九二号）、同（請願者　松江市西川津町島根県立松江高等学校PTA会長鈴木繁徳）（櫻内義雄君紹介）（第一九四号）、同外五件（請願者　静岡県浜名郡浜北町於呂静岡県立天龍林業高等学校PTA会長坪井亀蔵外五名）（竹山祐太郎君紹介）（第一九五号）、同（請願者　石川県河北郡宇ノ気町石川県立津幡高等学校PTA会長大和七郎）（南好雄君紹介）（第一九六号）、同（請願者　秋田県能代市中町秋田県立鮪代高等学校PTA会長西村節朗）（柳谷清三郎君紹介）（第一九七号）、同（請願者　島根県周吉郡西郷町大字西町島根県立隠岐高等学校PTA会長沢井友市）（大橋武夫君紹介）（第二五六号）、同外一件（請願者　宮崎県児湯郡都農町宮崎県立都農高等学校PTA会長河野伝一外一名）（相川勝六君紹介）（第二六七号）、同（請願者　宮崎県北諸県郡高城町宮崎県立高城高等学校PTA会長天神原兼広）（瀬戸山三男君紹介）（第二六八号）、同（請願者　東京都練馬区豊玉北四丁目十四番地東京都立大泉高等学校PTA会長堺俊郎）（中村梅吉君紹介）（第二六九号）、同（請願者　横浜市磯子区滝頭町八十二番地神奈川県立横浜翠嵐高等学校PTA会長茂呂嘉雄）（飛鳥田一雄君紹介）（第二九一号）、同外一件（請願者　滋賀県栗太郡瀬田町県立瀬田工業高等学校PTA会長高野惣平）（今井耕君紹介）（第三一〇号）、同（請願者　山形県東田川郡櫛引村大字上山添字田中二十一番地山添高等学校PTA会長伊藤与惣左衛門）（加藤精三君紹介）（第三二一号）、同（請願者　宮崎市下北方町榎木元二千五百十九番地宮崎県立宮崎商業高等学校PTA会長稲毛義治）（川野芳滿君紹介）（第三二二号）、同（請願者　石

川県輪島市鳳至町県立輪島高等学校PTA会長七尾勝利)(益谷秀次君紹介)(第三二四号)、同(請願者　熊本県八代郡鏡町熊本県立八代農業高等学校PTA会長山下千秋)(川村継義君紹介)(第三六四号)、同(請願者　宮崎県小林市真方宮崎県立小林高等学校PTA会長肥田木暢)(小山長規君紹介)(第三六五号)、同(請願者　宮城県角田市横田町角田高等学校PTA会長泉光亮)(竹谷源太郎君紹介)(第三六六号)、同(請願者　神奈川県三浦市三崎町県立三崎水産高等学校PTA会長山田久治)(中嶋英夫君紹介)(第三六七号)、同(請願者　宮城県桃生郡河北町相野谷字旧屋敷五十七番地飯野川高等学校PTA会長木村幸四郎)(内海安吉君紹介)(第四二一号)、同外九件(請願者　佐賀県杵島郡大町町恵比須町県立武雄高等学校大町分校PTA会長副島靖正外九名)(大坪保雄君紹介)(第四二二号)、同(請願者　宮城県角田市角田字牛館十番地宮城県角田女子高等学校父母教師会長本間直人)(保科善四郎君紹介)(第四二三号)、同外八件(請願者　佐賀県唐津市千々賀佐賀県立唐津実業高等学校教育振興会長岩本徳次郎外八名)(保利茂君紹介)(第四二四号)、同(請願者　島根県仁多郡横田町県立横田高等学校PTA会長山田善吉)(大橋武夫君紹介)(第四五二号)、同(請願者　秋田県湯沢市新町県立湯沢南高等学校PTA会長富谷忠助)(笹山茂太郎君紹介)(第四五三号)、同(請願者　新潟県高田市西城町三丁目高田商業高等学校PTA会長大島憲吾)(田中彰治君紹介)(第四五四号)、同(請願者　宮城県気仙沼市町裏六十六番地鼎が浦高等学校PTA会長斎藤斉)(長谷川峻君紹介)(第四五五号)、同(請願者　仙台市支倉通九番地宮城県仙台第二高等学校PTA会長渋谷三郎)(愛知揆一君紹介)(第四七五号)、同(請願者　高松市六番町七ノ四香川県立高松商業高等学校PTA会長松村芳文)(藤本捨助君紹介)(第四七六号)、同(請願者　山形県新庄市馬喰町山形県立新庄南高等学校PTA会長高橋喜一郎)(松澤雄藏君紹介)(第四七七号)、同(請願者　島根県那賀郡三隅町島根県立浜田高等学校PTA会長大屋正夫)(中村英男君紹介)(第五二九号)、同(請願者　宮城県遠田郡小牛田町北浦宮城県小牛田農林高等学校父母教師会長門間要治)(日野吉夫君紹介)(第五三〇号)、同(請願者　宮城県黒川郡大和町宮城県黒川高等学校PTA会長相沢鉄蔵)(保科善四郎君紹介)(第五三一号)、同外一件(請願者　新潟県南魚沼郡六日町新潟県立六日町高等学校PTA会長戸田直衛外一名)(三宅正一君紹介)(第五三二号)、同(請願者　岡山県玉野市立商業高等学校PTA会長山下重太郎)(山崎始男君紹介)(第五三三号)、同(請願者　滋賀県近江八幡市出町四百八十七番地県立八幡高等学校PTA会長岡田久治郎)(今井耕君紹介)(第六一四号)、同(請願者　岡山県和気郡和気町福富岡山県立瀬戸農業高等学校PTA会長日笠邦輔)(亀山孝一君紹介)(第六一五号)、同(請願者　岩手県一ノ関市中里町二百二十番地岩手県立一ノ関第一高等学校PTA会長菅原謙次郎)(志賀健次郎君紹介)(第六一六号)、同(請願者　熊本県葦北郡葦北町県立葦北農林高等学校育友会長篠原雄一)(福永一臣君紹介)(第六一七号)、同(請願者　島根県那賀郡三隅町県立益田産業高等学校PTA会長滝川三一)(大橋武夫君紹介)(第六六五号)、同(請願者　盛岡市内丸百四番地岩手県高等学校教職員組合委員長佐藤此助)(志賀健次郎君紹介)(第七〇〇号)、同外十三件(請願者　静岡県引佐郡三ケ日町本坂静岡県立三ケ日高等学校PTA会長後藤金雄外十三名)(竹山祐太郎君紹介)(第七〇一号)、同(請願者　石川県鳳至郡穴水町字大町県立穴水高等学校PTA会長増田多四郎)(益谷秀次君紹介)(第七一一号)、同(請願者　盛岡市上田岩手県立盛岡第一高等学校内岩手県高等学校長協会理事長鈴木長)(北山愛郎君紹介)(第七三一号)、同(請願者　北海道常呂郡佐呂間町高等学校PTA会長大沢佐太郎)(永井勝次郎君紹介)(第七三二号)、同(請願者　秋田市土崎港相染中島字上九十二番地の十八秋田市立高等学校PTA会長伽羅谷倉之助)(柳谷清三郎君紹介)(第七三三号)、同(請願者　東京都大田区雪ケ谷町五百六十七番地城南高等学校PTA会長直井伊助)(宇都宮徳馬君紹介)(第七八七号)、同(請願者　東京都大田区田園調布三丁目四百三十九番地都立田園調布高等学校PTA会長菊地甲三)(菊池義郎君紹介)(第七八八号)、同外二件(請願者　岩手県大船渡市盛町岩手県立盛高等学校PTA会長鈴木宰平外二名)(志賀健次郎君紹介)(第七八九号)、同(請願者　東京都目黒区中目黒三ノ千七十五番地都立小石川工業高等学校PTA会長木島米次郎)(薄田美朝君紹介)(第七九〇号)、同外二十四件(請願者　山口県下関市園田町二十番ノ一下関商業高等学校PTA会長大津新一外二十四名)(橋本正之君紹介)(第七九一号)、同(請願者　青森県五所川原市県立五所川原高等学校PTA会長原治三郎)(三和精一君紹介)(第七九二号)、同(請願者　石川県議会議長川崎昇太郎)(坂田英一君紹介)(第七九三号)、同(請願者　山形県東置賜郡川西町山形県立置賜農業高等学校PTA会長新野丈作)(黒金泰美君紹介)(第八三六号)、同(請願者　福岡県久留米市野中町福岡県立久留米高等学校PTA会長野田光太郎)(楢橋渡君紹介)(第八三七号)、同(請願者　秋田県仙北郡角館町中町秋田県立角館高等学校PTA会長田口芳郎)(根本龍太郎君紹介)(第八三八号)、同(請願者　山形県最上郡舟形町舟形百四十九番地山形県立新庄北高等学校PTA会長星川嗷太郎)(松澤雄藏君紹介)(第八三九号)、同(請願者　東京都新宿区矢来町六番地都立市ケ谷商業高等学校PTA会長藤崎晴二)(淺沼稻次郎君紹介)(第八五八号)、同(請願者　新潟県五泉市大字一本杉市立五泉実業高等学校父兄会長関川栄治)(石田宥全君紹介)(第八五九号)、同(請願者　石川県小松市三日市町二十二番地県立小松高等学校PTA会長園山武平)(岡良一君紹介)(第八六〇号)、同外一件(請願者　大津市石山寺辺町滋賀県立大津高等学校PTA会長堀井太三郎外一名)(矢尾喜三郎君紹介)(第八六一号)、同(請願者　青森県八戸市大字白銀町青森県立八戸水産高等学校PTA会長高谷金五郎)(夏堀源三郎君紹介)(第八九二号)、同(請願者　福岡県若松市土井町二番地県立若松高等学校PTA会長田中豊美)(岡部得三君紹介)(第九一一号)、同(請願者　福岡県山門郡瀬高町上庄福岡県高等学校父母教師連合会長壇幹一)(山崎巖君紹介)(第九一二号)、同外一件(請願者　福岡県八幡市元城町県立八幡中央高等学校PTA会長松本次八外一名)(伊藤卯四郎君紹介)(第九五二号)、同(請願者　滋賀県八日市市八日市町県立八日市高等学校PTA会長加藤音吉)(堤ツルヨ君紹介)(第九五三号)、同(請願者　福島市中町六十一番地福島県高等学校教職員組合執行委員長渡辺宏)(小松信太郎君紹介)(第九八七号)、同(請願者　新潟県佐渡郡畑野村県立佐渡高等学校PTA会長富田宝純)(櫻井奎夫君紹介)(第九八八号)、同(請願者　香川県丸亀市田村町千一番地香川県立丸亀商業高等学校PTA会長戸倉俊明)(大平正芳君紹介)(第一〇二一号)、同(請願者　北海道帯広市西一条南十一丁目十九番地帯広三条高等学校父母と先生の会長竹中一晃)(本名武君紹介)(第一〇六〇号)、同(請願者　福岡県行橋市大字大橋福岡県立京都高等学校PTA会長肥田一郎)(池田禎治君紹介)(第一一一九号)、同外十二件(請願者　佐賀市上多布施町四百三十三番地佐賀県立ろう学校PTA会長石丸コト外六十名)(三池信君紹介)(第一一二〇号)、同(請願者　滋賀県彦根市池洲町四十番地滋賀県立彦根西高等学校PTA会長西田喜蔵)(堤康次郎君紹介)(第一二六二号)、同外一件(請願者　秋田県横手市下根岸丁二十一番地秋田県立横手城南高等学校PTA会長武茂礼治外一名)(笹山茂太郎君紹介)(第一三二六号)、同(請願者　秋田県大曲市十日市六十九番地大曲農校定時制PTA連合会長坂本富松)(栗林三郎君紹介)(第一三二七号)、同(請願者　北海道上川郡愛別村字金富北海道愛別高等学校PTA会長斎藤梅男)(安井吉典君紹介)(第一三二八号)、同(請願者　東京都荒川区日暮里三丁目二百七番地都立竹台高等学校PTA後援会長細川隆一郎)(天野公義君紹介)(第一七五五号)、同(請願者　東京都江東区深川平野町三丁目三番地東京都立江東商業高等学校父母と教師の会長三浦正純)(新井京太君紹介)(第一七五六号)、同(請願者　東京都品川区東品川四丁目九十一番地都立八潮高等学校父母と教師の会長斎藤力)(宇都宮徳馬君紹介)(第一七五七号)、同(請願者　新潟県長岡市新町四丁目新潟県立長岡商業高等学校PTA会長佐藤正己)(大野市郎君紹介)(第

一七五八号）、同（請願者　東京都中野区千代田町十五番地全国高等学校ＰＴＡ協議会副会長藤江黙成）（岡崎英城君紹介）（第一七五九号）、同外一件（請願者　東京都世田谷区世田谷二丁目千二百二十三番地東京都立明正高等学校ＰＴＡ会長河野清三外二名）（賀屋興宣君紹介）（第一七六〇号）、同（請願者　東京都練馬区豊玉北一丁目十番地東京都立蔵前工業高等学校ＰＴＡ会長飯川長吉）（金丸信君紹介）（第一七六一号）、同（請願者　東京都世田谷区下馬町一丁目百四十一番地東京都立駒場高等学校ＰＴＡ会長西盛吉）（小牧次生君紹介）（第一七六二号）、同（請願者　東京都江東区深川高橋五丁目二番地東京都立墨田工業高等学校ＰＴＡ会長山本貞道）（坂田道太君紹介）（第一七六三号）、同外一件（請願者　東京都江戸川区小岩町二丁目二千七百四十九番地東京都立農業高等学校ＰＴＡ名誉会長丸山恭正外一名）（島村一郎君紹介）（第一七六四号）、同（請願者　東京都板橋区上板橋町七丁目四千七百五十五番地東京都立北野高等学校ＰＴＡ会長花岡清助）（世耕弘一君紹介）（第一七六五号）、同（請願者　東京都新宿区山吹町八十一番地東京都立赤城台高等学校ＰＴＡ会長斎藤啓助）（田中榮一君紹介）（第一七六六号）、同外十八件（請願者　仙台市東二番町仙台図南高等学校父母教師会長菊地次郎外十八名）（長谷川峻君紹介）（第一七六七号）、同（請願者　東京都千代田区神田多町三丁目十一番地全国高等学校ＰＴＡ協議会長山口虎夫）（橘本登美三郎君外二名紹介）（第一七六八号）、同（請願者　東京都文京区竹早町八番地東京都立竹早高等学校ＰＴＡ会長山口秀男）（田中榮一君外一名紹介）（第一七六九号）、同（請願者　東京都北区袋町一丁目八百七十五番地東京都立城北高等学校ＰＴＡ会長吉岡幾三）（濱野清吾君紹介）（第一七七〇号）、同外一件（請願者　東京都立川市富士見町四丁目三十七番地東京都立北多摩高等学校ＰＴＡ会長村野順外一名）（福田篤泰君紹介）（第一七七一号）、同外一件（請願者　宮城県柴田郡大河原町宮城県立大河原高等学校父母教師会長三浦孫一郎外一名）（保科善四郎君紹介）（第一七七二号）、同（請願者　東京都文京区西片町東京都立北高等学校ＰＴＡ会長佐々木計）（星島二郎君紹介）（第一七七三号）、同外一件（請願者　東京都八王子市長房町東京都立富士森高等学校ＰＴＡ会長高橋誠一外一名）（細田義安君紹介）（第一七七四号）、同（請願者　千葉県市川市八幡町二丁目二千二十番地東京都立小石川高等学校ＰＴＡ会長引野懋）（松前重義君紹介）（第一七七五号）、同（請願者　東京都世田谷区成城町千百番地東京都立世田谷工業高等学校ＰＴＡ会長鈴木弥兵）（森清君紹介）（第一七七六号）、同（請願者　愛媛県新居浜市金子乙三百三十番地田坂春）（八木徹雄君紹介）（第一七七七号）、同外十四件（請願者　愛媛県議会議員宇都宮勇太郎外十四名）（八木徹雄君紹介）（第一八〇九号）、同外一件（請願者　石川県羽咋郡富来町領家町石川県立富来高等学校ＰＴＡ会長浜辺半七郎外一名）（南好雄君紹介）（第二〇三三号）、同外一件（請願者　山梨県中巨摩郡白根町飯野三千六百七十八番地山梨県立巨摩高等学校ＰＴＡ会長名執斉一外一名）（金丸信君紹介）（第三一八三号）、同外一件（請願者　山梨県大月市大月町山梨県立都留高等学校ＰＴＡ会長伊藤祐長外一名）（内田常雄君紹介）（第三一九二号）、同（請願者　島根県周吉郡西郷町島根県立隠岐水産高等学校ＰＴＡ会長奥川陽一）（大橋武夫君紹介）（第三一九三号）、同（請願者　宇都宮市花房町千九百二番地栃木県高等学校ＰＴＡ連合会長大越新一）（小平久雄君外四名紹介）（第三二一九号）、同外一件（請願者　新潟県小千谷市住吉町県立小千谷高等学校ＰＴＡ会長星野則行外一名）（三宅正一君紹介）（第三三九四号）、同（請願者　松江市乃木福富町島根農科大学附属農林高等学校ＰＴＡ会長講武亮三）（櫻内義雄君紹介）（第三四三〇号）、同（請願者　長野県議会議長　風間和夫外一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四七〇号）、同（請願者　長野県下水内郡豊田村滝沢登外一名）（中澤茂一君紹介）（第三四九六号）及び同（請願者　長野県上田市泉町小山一平外一名）（松平忠久君紹介）（第三四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高校校舎の腐朽改築を要する八万二千坪のうち、その対象となつているのはおよそ五分の一の一万七千坪のみであり、その学級定員も高等学校設置基準法に四十人以下となつているのに、大部分の府県はその定員を五十人としており、さらに教職員定員も、その定員基準は全くの空文になつている。しかも公立高校の教育費は地方交付税中に算定されているが、その単位費用額は実態経費を下回り、その差額分は、地方自治体と父兄の負担になつている実情である。ついては、高校教育の確立のため、高等学校の授業における生徒の編成およびその教職員の配置の基準に関する法律を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校における教育水準の向上充実をはかるため、学級編制の基準及び教職員配置の基準等について、合理的な改善措置を講ずるよう特に考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

児童生徒災害補償法制定等に関する請願（請願者　大阪市北区中之島一丁目四番地大阪市学校保健会長浜野松太郎）（菅野和太郎君紹介）（第三四号）、同（請願者　秋田市亀ノ丁西土手町秋田県学校保健会長鈴木次男）（笹山茂太郎君紹介）（第七九七号）、同（請願者　京都市　中京区新町六角明倫校内京都市養護教育研究会長歌千代）（田中伊三次君紹介）（第七九八号）及び同（請願者　埼玉県熊谷市熊谷百十五番地埼玉県連合ＰＴＡ会長山崎茂外九名）（山本勝市君紹介）（第一三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民の健康はわが国再建の礎石であり、学校保健に関する施策の充実強化は国民保健の根本であるが、さいわい学校保健法はさきの議会を通過したが、同法の立法同様、多年全国の学校保健関係者一同が熱望している児童生徒災害補償法がおおざりのまま今日におよんでいる。ついては、学校保健法と児童生徒災害補償法は、車の両輪のようなもので、両者相待つてはじめて学校における健康管理はその全きを期することができるものであるから、児童生徒災害補償法の制定ならびにこれに伴う予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

学童の災害事故の多い現状にかんがみ、学校安全の普及徹底をはかるとともに、児童生徒の災害救済制度について立法措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

寺院旧境内墓地の内務、文部次官通牒に関する請願（請願者　札幌市南七条西七丁目北海道教務所長藤津梨）（薄田美朝君紹介）（第三六号）、同外一件（請願者　千葉県市川市鬼越町四十七番地神明寺住職萩原教尊外一名）（臼井莊一君紹介）（第一九八号）、同（請願者　松江市朝日町四百七十番地浄土真宗本願寺派山陰教区教務所長榊原道雄）（櫻内義雄君紹介）（第一九九号）及び同（請願者　宮崎県延岡市恒富願成寺宮崎県曹洞宗宗務所長佐藤美暉）（瀬戸山三男君紹介）（第二〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年当時国有財産であつた寺院の旧境内墓地は、同年法律第五十三号「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」が施行されて、該寺院に無償譲渡等の措置が行われた。これにならつて、地方公共団体有になつている寺院の旧境内墓地についても、同年四月二日、国有地同様該寺院に無償譲渡及び返還すべき旨の「宗発第二十四号内務、文部次官通牒」が発せられた。ところが当時は終戦後の混乱期に当り、通信交通等正常を欠き、この通牒は末端にまで行き渡らずして不徹底に終り、その大半が未処理となつたため、全国各地に問題を起している現状である。ついては、すみやかに該通牒の確認徹底を期するよう善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

次官通牒が発せられた当時は終戦後の混乱期に当り、末端にまで徹底しなかつたことにより、受け得べき権利を喪失したので、しか

るべき救済措置を講ぜられたいとの請願の趣旨は、さらに検討を加える必要があるものと認める。憲法第八十九条、地方自治法第二百十二条等を拠り所として、この種の請願を拒否せんとすることは、本問題が憲法施行前に存在した原因に基くことを考慮に入れるとき、不適当な措置と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　荘一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

高等学校における科学教育振興に関する請願（請願者　盛岡市上田与力小路四十三番地全国高等学校長協会長両角英運）（山本猛夫君紹介）（第三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時世界の各国は、科学の驚異的進歩に即応して、科学教育および技術教育の振興に国の総力を挙げているが、わが国の科学技術発展の基礎教育たる高等学校における理数科教育の現状は、施設、設備の不足と関係教職員の負担過重のため、まことに憂慮にたえないものがある。ついては、理科教育振興法に基く補助金を増額し、公私立高等学校、中学校、小学校の理科教育設備費として、昭和三十四年度以降五年間毎年三十八億円を支出するとともに、公私立高等学校数学教育設備充実のため、同三十四年以降年間一億七千万円程度を支出する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

理数科教育の重要性にかんがみ、高等学校、中、小学校における理科教育設備、施設及び数学教育設備等を整備充実するための財政措置に関し、十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　荘一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律制定促進に関する請願外九件（請願者　京都府綴喜郡宇治田原町南森田富久栄外百二十六名）（岡本隆一君紹介）（第三五九号）、同外三件（請願者　福井市中藤小学校黒川キミコ外六千三百八十三名）（堂森芳夫君紹介）（第一五三九号）、同（請願者　千葉県市川市平山町二丁目二百四十五番地角田千代外三百七名）（吉川兼光君紹介）（第一五四〇号）、同（請願者　福井市福井県教職員組合北畑登美子外四千二百名）（堂森芳夫君紹介）（第一六二九号）、同（請願者　千葉県成田市不動岡二千三十四番地新妻愛子外五百九十二名）（木倉和一郎君紹介）（第一七二三号）、同（請願者　大津市上百石町滋賀県教職員組合執行委員長駒井徳左ヱ門外千百六十名）（堤ツルヨ君紹介）（第三一二五号）、同（請願者　茨城県那珂郡大宮町立塩田小学校中崎久子外千百九十名）（石川次夫君紹介）（第三一一五号）、同（請願者　茨城県多賀郡十王町立山部小学校野口節子外千二百一名）（石野久男君紹介）（第三一二六号）及び同（請願者　長崎市立山町十九番地飛鳥清子外二千一十三名）（木原津與志君紹介）（第三三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十年の第二十二回国会で女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律が成立し、補助教員の配置件数は漸次増加しているが、この法律は義務規定ではないし、また地方財政も苦しいからというので、補助教員の配置がなされなかつたり、二箇年の打ち切りになつたりするために、産前産後の休暇も八週間から六週間に止まつている現状で、最低、労働基準法の十二週間だけは休ませてやりたいとの趣旨でつくられた同法律も本当には生かされていない現状である。ついては、同法の一部改正によつて、休暇の期間には必ず補助教員を配置し、正常な休暇がとれるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校教育の正常な実施をはかるため、女子教育職員の産前産後の休暇期間中は、補助教員の配置が確保できるよう改善措置を講ずることについて、考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　荘一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

養護教諭を各校必置に関する請願外一件（請願者　岐阜県郡上郡八幡町長尾東作外百十名）（加藤鐐造君紹介）（第三六〇号）、同外四件（請願者　福岡市大字七隈七百九十一番地ノ二阿部トシ子外百四十八名）（河野正君紹介）（第三六一号）、同外五件（請願者　福岡県飯塚市鯰田松村ハルヱ外百八名）（多賀谷眞稔君紹介）（第三六二号）、同外二件（請願者　岐阜県安八郡墨俣町広瀬栄外百六十七名）（楯兼次郎君紹介）（第四二六号）、同（請願者　福岡県山田市下山田九百七十八番地ノ二松岡幸子外八十五名）（伊藤卯四郎君紹介）（第五三四号）、同外一件（請願者　岐阜県安八郡墨俣町豊田美杖外百十一名）（加藤鐐造君紹介）（第五三五号）、同外二十三件（請願者　岐阜県関市西仙房町四番地日野沢吉之外千二百五十九名）（山本幸一君紹介）（第五三六号）、同（請願者　岐阜県瑞浪市釜戸町高田梅吉外五十三名）（加藤鐐造君紹介）（第六六六号）同外三件（請願者　岐阜県加茂郡七宗村上麻生井戸式子外二百十七名）（楯兼次郎君紹介）（第六六七号）、同外九件（請願者　岐阜県郡上郡八幡町小那比馬渕俊也外四百八十九名）（山本幸一君紹介）（第六六八号）、同（請願者　岐阜県不破郡関ケ原町野上西脇正見外五十六名）（大野幸一君紹介）（第七三五号）、同外一件（請願者　岐阜県不破郡関ケ原町玉長谷川重治外百三十二名）（楯兼次郎君紹介）（第七三六号）、同（請願者　岐阜県不破郡垂井町宮代中村令一外五十六名（山本幸一君紹介）（第七三七号）、同（請願者　長崎県島原市中堀町斎藤信雄外千二百六十一名）（金子岩三君紹介）（第七八六号）、同外二十件（請願者　岐阜県美濃市片知町後藤清計外九百三十六名（加藤鐐造君紹介）（第八六二号）、同（請願者　岐阜県不破郡関ケ原町大字今須山田敏雄外三百五十五名）（山本幸一君紹介）（第八六三号）、同外十五件（請願者　岐阜県瑞浪市日吉町安藤亘外三百五十六名）（加藤鐐造君紹介）（第九五一号）、同（請願者　岐阜県羽島市足近町市場岩田甚吉外三十一名）（山本幸一君紹介）（第九八九号）、同外三件（請願者　岐阜県羽島市小熊町篠田正敏外百四十五名）（加藤鐐造君紹介）（第一〇五九号）、同外十五件（請願者　岐阜県揖斐郡大野町公郷小森清一外六百三十六名）（大野幸一君紹介）（第一一七八号）、同外二十五件（請願者　岐阜県本巣郡根尾村石川進外百三十八名）（山本幸一君紹介）（第一一七九号）、同外十五件（請願者　横浜市鶴見区北寺尾町千百九十二番地市立旭小学校佐野節子外三千二百六十一名）（中嶋英夫君紹介）（第一三二九号）、同（請願者　横浜市西区藤棚町一丁目二百二十番地市立稲荷台小学校杉本悦子外百四十三名）（中嶋英夫君紹介）（第一三七九号）、同外五件（請願者　岐阜県揖斐郡池田町字般若畑松下明外三百九名）（楯兼次郎君紹介）（第一四八八号）、同外三十一件（請願者　岐阜県中津川市立神坂小学校丸山雅巳外千七百三十二名）（楯兼次郎君紹介）（第一五四一号）、同外四件（請願者　岐阜県高山市上三之町中村三郎外百二十九名）（山本幸一君紹介）（第一五四二号）、同（請願者　宮崎県都城市姫城町四千二百十六番地椿時子）（児玉末男君紹介）（第一六二八号）、同（請願者　岐阜県山県郡伊自良村橋野寿海外五十五名）（楯兼次郎君紹介）（第一七二〇号）、同外八件（請願者　岐阜県恵那郡明智町勝美喜雄外七百二十九名）（山本幸一君紹介）（第一七二二号）、同（請願者　岐阜県可児郡御嵩町井尻小倉よしえ外五十六名）（大野幸一君紹介）（第一九三二号）、同外十件（請願者　岐阜県美濃郡立花町村山幸子外四百九十四名）（加藤鐐造君紹介）（第二〇九〇号）、同外一件（請願者　福岡県浮羽郡田主丸町片ノ瀬高良チヱ子外千四百三十二名）（田中稔男君紹介）（第二〇九一号）、同（請願者　愛知県西加茂郡藤岡村藤岡村立中山小学校内梅村梅子外二十五名）（小林錡君紹介）（第二二六〇号）、同外四件（請願者　福岡市中比恵町北崎久恵外二百八十六名）（鈴木正吾君紹介）（第二三〇五号）、同外一件（請願者　愛知県西加茂郡

藤岡村御作小学校松原文子外五十名）（伊藤よし子君紹介）（第二三七八号）、同（請願者　愛知県西加茂郡藤岡村御作小学校太田志げ子外二十五名）（太田一夫君紹介）（第二三七九号）、同（請願者　京都府船井郡八木町字木原今西しつ外六十一名）（岡本隆一君紹介）（第二六二五号）、同外十件（請願者　名古屋市北区楠町楠中学校森博子外二百八十六名）（辻寛一君紹介）（第二六二六号）、同外二件（請願者　岐阜県岐阜郡栄町高井えい外百二十四名）（山本幸一君紹介）（第二六二七号）、同外五十七件（請願者　愛知県南設楽郡作手村高松小学校大原要子外千三百二十九名）（伊藤よし子君紹介）（第二七二〇号）、同（請願者　京都市左京区浄土寺南田町山本深外四十二名）（加賀田進君紹介）（第二七二一号）、同外二件（請願者　愛知県江南市草井小学校井上泰治外十四名）（佐藤観次郎君紹介）（第二七二二号）、同（請願者　愛知県渥美郡田原町神戸中学校鈴木倫夫外十二名）（穂積七郎君紹介）（第二七二三号）、同外十七件（請願者　愛知県西尾市上町西野町小学校岩崎せつ子外四百四十一名）（横山利秋君紹介）（第二七二四号）、同外二十八件（請願者　愛知県西尾市室町室場中学校浅井みち子外五百十九名）（中垣國男君紹介）（第二七二三号）、同外五十二件（請願者　愛知県碧海郡高岡町若園小学校香村喜市外千百五十四名）（伊藤よし子君紹介）（第二八〇〇号）、同外十一件（請願者　愛知県東春日井市旭町旭東中学校横井奈津子外二百四十五名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二八四六号）、同外二十六件（請願者　名古屋市昭和区鶴舞小学校花田夏子外五百九十八名）（赤松勇君紹介）（第二九八五号）、同外五十五件（請願者　愛知県豊川市麻生田町麻生田小学校辻良外千百十名）（太田一夫君紹介）（第二九八六号）、同外十三件（請願者　愛知県海部郡弥富町大藤小学校荒尾節子外三百十二名）（佐藤観次郎君紹介）（第二九八七号）、同外二十五件（請願者　愛知県常滑市鬼崎南小学校新帯弘子外五百十二名）（塚本三郎君紹介）（第二九八八号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡国分寺町戸倉新田九百十三番地宗貞恵美子外五百七十一名）（山花秀雄君紹介）、同外四十四件（請願者　愛知県豊橋市横須賀町津田小学校川瀬きよ子外千八十二名）（穂積七郎君紹介）（第二七二七号）、同外二件（請願者　愛知県一宮市今伊勢町今伊勢小学校横井孝之外七十七名）（江崎真澄君紹介）（第三三九五号）、同（請願者　福岡県糸島郡小富士小学校養護教諭西登久子外二十二名）（河野正君紹介）（第三三九六号）、同外三件（請願者　愛知県一宮市川田町大志小学校岩田稔外九十四名）（江崎真澄君紹介）（第三四一〇号）、同外三件（請願者　愛知県一宮市千秋町北部中学校岸延一外九十九名）（江崎真澄君紹介）（第三四三九号）、同外三件（請願者　愛知県一宮市浅井町浅井中学校秋田一男外九十六名）（江崎真澄君紹介）（第三四四九号）及び同外十四件（請願者　愛知県瀬戸市宮脇町深川小学校中井臣子外二百八十一名）（河野孝子君紹介）（第三四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後、子供たちは運動と完全給食によつて、その体格は戦前に見られない成長を示したことは、子供の健康に養護教諭の果した役割は大きいものがあるが、しかしそれは全国的な、しかも都市中心のことであつて、一歩いなかの辺地に入ると、やはりトラコーマとか回虫に悩まされた栄養不足の顔色の悪い子供が数多く見られる。ついては、予算措置をとり、養護教諭を一校一名必置とされたいというのである。

二、請願の議決理由

学校保健の重要性にかんがみ、養護教諭を各校に必置することについて、十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

衆議院議長加藤鐐五郎殿

文教委員長　臼井　莊一

養護教諭及び事務職員を各校必置に関する請願（請願者　熊本市新生町八十四番地の八宮村友外四百三名）（川村継義君紹介）（第三六三号）、同（請願者　大津市上百石町滋賀県教職員組合執行委員長駒井徳左エ門外千八十名）（堤ツルヨ君紹介）（第三一二四号）及び同（請願者　群馬県富岡市神成千八十五番地富岡市立一ノ宮小学校田中和枝外二十五名）（中曾根康弘君紹介）（第三二六三号）に関する報告書

一、諸願の要旨及び目的

学校保健の拡充強化は、国民保健の根本的な施策であり、児童、生徒の健康生活を医学的な立場から観察指導を続けている養護教諭の任務の分野は広く、かつ重大であり、さらに教職員の健康管理についても、授業担任以外の過剰勤務を削減し、児童教育に専念できるよう、事務職員を必置制にすべきである。ついては、養護教諭ならびに事務職員を義務制諸学校に必置制とするよう、学校教育法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育諸学校における教育目的を十分に達成するため、養護教諭及び事務職員を各校に必置することについて、十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

衆議院議長加藤鐐五郎殿

文教委員長　臼井　莊一

大田区東沿岸地区小中学校の防音施設設置に関する請願（請願者　東京都大田区羽田一丁目二百四十五番地亀石正男）（加藤勘十君紹介）（第五二七号）及び同（請願者　東京都大田区羽田二ノ六ノ一大田区東沿岸地区公立中小学校防音対策協議会会長松本鶴二）（菊池義郎君外一名紹介）（第五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都大田区東沿岸地区公立小中学校は、中学校二校、小学校七校が設けられており、地域的には国際空港の西側地区に位置しているが、空港より発する爆音は周辺校に対し著しい妨害を与え、学校教育上一大支障をきたしている。ついては、以上の公立小中学生徒の学業低下の実情にかんがみ、実情調査の上当該学校施設に対し防音設備をされたいというのである。

二、請願の議決理由

羽田空港周辺学校における教育上の支障を除去するため、防音施設等の未施設学校について、実情を調査の上、急拠有効適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

衆議院議長加藤鐐五郎殿

文教委員長　臼井　莊一

学童の災害事故の多い現状にかんがみ、学校安全の普及徹底をはかるとともに、児童生徒の災害救済制度について立法措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

衆議院議長加藤鐐五郎殿

文教委員長　臼井　莊一

産業教育振興に関する請願（請願者　東京都千代田区飯田町一丁目十六番地社団法人全国工業高等学校長協会理事長　日浦晃）（保科善四郎君紹介）（第七〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

科学技術教育の振興が国策として強力に推進される今日、国会および政府は、その重要な一環である産業教育の拡充に特に関心を寄せられ、昭和三十四年度国家予算の編成にあたつては、産業教育振興法に基く、左記経費の確保について、措置されたいというのであ

十八番地福島県学校保健協会長中尾秀雄外八名）（木村守江君紹介）（第六一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校保健法が制定されたことは喜びにたえないが、同法と同様に、多年全国の学校保健関係者一同の熱望している児童生徒災害補償法がいまだ制定されないことは遺憾である。ついては、両者相待つてはじめて学校における健康管理に万全を期することができるのであるから、すみやかに児童生徒災害補償法を制定し、これに伴う予算措置を講ぜられ、学校安全対策を強化し、災害事故の防止を期し、もつて義務教育の円滑な実施に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

る。（一）産業教育振興五箇年事業に要する経費総額七百二億八千三百二十一万円、（二）年間所要経費百四十億五千六百六十四万二千円、（三）年間国庫負担金および補助金額、七十億四千九百七十二万一千円。

二、請願の議決理由

産業教育振興法制定の趣旨にかんがみ、産業教育の強化拡充のため、政府は、今後も引続き十分な財政措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

学校牛乳給食実施に関する請願（請願者　岩手県水沢市常盤小学校父母と教師の会長伊藤嘉一郎外一名）（北山愛郎君紹介）（第七三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

酪農振興策の一環として学校牛乳給食がとり上げられ、各校でも実施されてきたが、昭和三十三年十月に、乳量が少ないとの理由のもとに十五日分だけの牛乳給食日数を減らしたのはいかんであり、乳量の減少というより、予算の点からこの処置がとられたものと思われる。ついては、児童の体力向上の面からも、年間を通じて学校牛乳給食ができるよう予算措置をされたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食の重要性にかんがみ、牛乳給食の実施についてさらに改善を加えるよう考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

未開発地の教育事業整備促進に関する請願（請願者　北海道議会議長荒哲夫外六名）（長谷川峻君紹介）（第七三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

未開発地の開発は、資源の開発にあわせ文化事業が並行して行われなければならないが、従来はとかく資源の開発に重点が置かれ、教育等の文化事業については顧みられることが少く、かつ未開発地を多く包容する地域は、負担能力が少いにもかかわらず全国一律の法律または行政基準をもつて臨み、なんらの特別の配慮がなされていないので、北海道、東北地方のように開拓可能地を多く持ち、今後の開発が大いに期待される未開発地域においては、その生活環境が著しく悪く、住民は定着性を欠き、開発上の障害となつている。ついては、これら未開発地域の小中学校校舎、教員住宅、学童寄宿舎、スクールバス等の諸施設に対し、特に高率国庫補助制度を創設するとともに、教員等の養成ならびに確保についても同様の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

未開発地域における教育諸施設、教職員の養成確保等について、特別の措置を講ずるよう考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

教育財政確立に関する請願（請願者　東京都千代田区西神田二丁目十番地日本PTA全国協議会長増田要次郎）（佐藤虎次郎君紹介）（第七九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次代を背負う児童生徒の教育の健全な発展を期するため、次記諸項をすみやかに実現されたいというのである。（一）義務教育諸学校施設および建築費等の国庫負担金を増額すること、（二）辺地学校の定義を拡大し、辺地教育の振興をはかること、（三）すし詰学級をすみやかに解消すること、（四）理科教育振興法ならびに各種振興法の予算を増額すること。

二、請願の議決理由

教育の充実向上を期するため、義務教育諸学校施設の建築費国庫負担金の増額、すし詰学級の解消等について、考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

学校給食法の一部改正等に関する請願（請願者　東京都千代田区西神田二丁目十番地日本PTA全国協議会長増田要次郎）（佐藤虎次郎君紹介）（第七九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年学校給食法が公布されて以来、学校給食の普及発展はまことに目ざましいものがあり、児童生徒の体位向上に大きな役割を果していることは喜びにたえないが、しかしながら、学校給食の実態は、現状をもつて満足し得られるものではなく、その目的達成のため、一そう普及発展することが望ましい。ついては、学校給食法の一部を改正し、法律の対象として、学校給食既設設備補助を加えることと、施設設備に関する補助の増額、準要保護児童生徒に対する補助の増額ならびに小麦粉、脱脂粉乳の値下げ等が実現するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食の充実向上をはかるため、既設の給食設備について法律上国庫補助の対象とすること、施設、設備、準要保護児童生徒に対する国庫補助の増額及び小麦粉脱脂粉乳の値下げに関し、十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

児童生徒災害補償法制定に関する請願（請願者　東京都千代田区西神田二丁目十番地日本PTA全国協議会長増田要次郎）（佐藤虎次郎君紹介）（第七九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国義務教育諸学校の児童生徒が、学校管理下において災害（負傷、疾病、廃疾または死亡）を受けている率は〇・八八パーセント、すなわち年間十六万人強にのぼり、これに要する医療費は、損害賠償を受け、または社会保険の給付を受けた額を除いて、実に二億三千万円強にのぼつている実情であるが、これが費用は、PTAあるいは被災児童生徒の保護者が負担している。ついては、児童生徒災害補償法を制定し、児童生徒の災害救済の万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

学童の災害事故の多い現状にかんがみ、学校安全の普及徹底をはかるとともに、児童生徒の災害救済制度について立法措置を講ずる必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

奄美群島に東京大学伝染病研究所支所設置に関する請願（請願者　鹿児島県大島郡天城村長吉岡為良外十三名）（保岡武久君紹介）（第八〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美群島の復興については、特別措置法の施行と各機関の援助とにより、着々と進展しつつあることは喜びにたえないが、同群島には保健衛生に対する施設が乏しく、伝染病やハブのかみ傷によつて尊い生命を犠牲にした事実も多く、住民生活に多大の不幸をもたらしている実情である。ついては、東京大学伝染病研究所支所を同群島内に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

奄美群島における保健衛生事情にかんがみ、同群島内に適当な施設を設置することに関し、適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

スポーツ振興法制定促進に関する請願（請願者　長野県議会議員北沢貞一外一名）（中澤茂一君紹介）（第八六四号）、同（請願者　長野県議会議員頁武）（原茂君紹

介）（第八六五号）、同（請願者　長野県議会副議長　風間和夫外一名）（小澤貞孝君紹介）（第九九〇号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治外一名）（松平忠久君紹介）（第九九一号）、同（請願者　長野県議会議員飯田福治）（下平正一君紹介）（第一〇二二号）、同（請願者　岩手県議会議長金子太右衛門）（鈴木善幸君紹介）（第一〇六一号）、同（請願者　長野県議会議員西沢寛志）（吉川久衛君紹介）（第一〇六二号）、同（請願者　滋賀県議会議長丹波重蔵）（今井耕君紹介）（第一二六〇号）、同（請願者　長野県議会議員小林重英外一名）（小川平二君紹介）（第一二六一号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一四三五号）及び同（請願者　島根県議会議長室崎勝造）（竹下登君紹介）（第一七二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時スポーツが国民の間に急速に普及振興し、広く関心を集めるに至つたことはよろこばしいことであるが、これが実行する層はきわめて限られた範囲であつて、大部分の国民はいろいろの障害のため、その実際活動は阻害されている実情である。ついては、スポーツが今後一そう普及し、その健全な発展をはかるため、政府に画期的なスポーツ振興方策を樹立することを要望するとともに、施設の充実、指導者の養成、スポーツ団体ならびにその事業の助成等に予算を増額して、その法制化の実現を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

スポーツの健全な普及発展をはかるため、適切な振興施策を講ずるよう十分検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

公立高等学校教職員定数基準の法制化に関する請願（請願者　新潟県議会議長岡田幸平）（田中彰治君紹介）（第九五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校教育法により、高等学校の教諭その他の教職員の定数基準が定められているが、地方財政の現状から、実際はこれの定数基準は、まつたく有名無実化している実情にある。ついては、公立高等学校の教職員の定数を確保し、さらにその教職員の給与に要する経費について国が必要な補助を行うことにより現状を是正しようとする、文部省立案中の「高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置の基準に関する法律案」および「公立高等学校教職員の定数基準の確保に関する臨時措置法案」は、まことに時宜に適した法律案と思料せられるから、これが制定を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校における教育水準の向上充実をはかるため、教職員定数の基準等について、合理的な改善措置を講ずるよう特に考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

学校給食法等の一部改正に関する請願（請願者　埼玉県熊谷市熊谷百十五番地埼玉県連合ＰＴＡ会長山崎茂外七名）（松永東君紹介）（第九五六号）及び同（請願者　浦和市岸町埼玉県高等学校長協会理事長　木村泰夫外七名）（山本勝市君紹介）（第一三八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童生徒の心身の健全な発達、ひいては国民の健康は、学校給食の普及振興にありとして定めた政府の最良施策が、現在では質実ともに最良のものとはいえないので、左記事項につき適切な措置をとられたいというのである。（一）幼稚園児にも保育所と同様給食を実施するよう昭和三十四年度において措置すること、（二）学校給食施設および設備ならびに準要保護児童、生徒の給食費の国庫補助を増額すること、（三）給食用小麦粉の品質を向上し、価格を値下げすること、（四）学校給食を担当する栄養管理職員ならびに必要な調理従事職員の給与費について、国庫補助の道を開き身分の安定をはかること、等。

二、請願の議決理由

学校給食の普及充実をはかるため、幼稚園児にも給食を実施すること、学校給食施設設備、準要保護児童生徒に対する国庫補助の増額等について、十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

学校図書館振興に関する請願（請願者　東京都世田谷区下馬三丁目五十二番地　松尾弥太郎）（大西正道君紹介）（第九八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校教育において各教科学習、特別教育活動のすべてに奉仕して、その効果をたかめる学校図書館の充実は現下の急務である。ついては、左記事項を実現されたいというのである。（一）司書教諭資格取得に必要な科目の講座を各大学に設けること、（二）司書教諭の発令を促進するとともに、定員を確保し、あわせて司書教諭講習規程を改正すること、（三）学校司書の身分を保障し、配置を義務づけること、（四）国立点字出版所を設立し、盲人用録音テープの郵税を軽減すること、（五）義務教育費国庫負担法による教材費を増額し、そのなかの図書館費を明確にすること。

二、請願の議決理由

学校図書館の充実振興をはかるため、司書教諭の養成、定員の確保及び学校図書館の司書の身分安定、配置義務等について考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

学校図書館に司書配置に関する請願（請願者　大阪市立東高等学校内池上聖子）（大西正道君紹介）（第九八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校図書館の司書は、ＰＴＡまたは図書館費の中から採用されているという私的な雇用関係にあるため、社会保障の恩典に浴し得ず、退職金もおぼつかない状態にあり、このため司書事務の研修を積んで危げなく歩み初める頃になると、職場に深い愛着を持ちながらも去つて行くことになり、また一部公費で採用されている者も、助手とか校務員とか給仕等の名義を流用しているので、同じく身分の不安定を免れない状態にある。ついては、司書の身分安定と学校図書館の今後の発展のため、次の措置を講ぜられたいというのである。（一）学校司書の定員を定め、配置を義務づけること、（二）学校司書の給与をすべて公費支弁とすること、等。

二、請願の議決理由

学校図書館の司書の身分安定、配置義務等について考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

盲ろう教育振興に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（床次徳二君紹介）（第一八〇号）、同（請願者　鹿児島県議会議員田島栄蔵）（池田清志君紹介）（第一二五八号）、同（請願者　鹿児島県議会議員浜崎隼人）（前田郁君紹介）（第一二五九号）、同（請願者　鹿児島県議会副議長日高広為）（中馬辰猪君紹介）（第一五四四号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員東政則外一名）（小牧次生君紹介）（第二〇九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盲ろう教育は、ゆるがせにできない社会問題であるので、次記について特別の措置を講ぜられたいというのである。（一）現在義務制の不正常授業については法的措置がされたが、なお児童生徒一人当りの坪数が少ないので、これが基準を引き上げること、（二）高等部は中学卒業生のほとんど全員が進学する状況であるので、教室等の施設について国庫補助の対象とすること、（三）高等部は居住地の関係で大多数が寄宿舎生活を余儀なくされ、経済的負担が大であるの

で、就学奨励法の適用措置を講ずること。

二、請願の議決理由

盲聾教育の実情にかんがみ、これが振興充実をはかるための適切な措置に関し、十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日本芸術院会員増員に関する請願（請願者　東京都品川区西大崎四丁目七百八十番地豊道慶中外一名）（臼井莊一君紹介）（第一二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在日本芸術院会員の定数は百名以内となつているが、これは日本学士院会員百五十名に比して、余りに開きがあつて、芸術軽視のそしりを免れないのみならず、第五分科書道は会員が少数なのに出品点数が年々増加しており従来より運営面に幾多の支障を生じていたが、尾上柴舟会員の死亡によつて、さらに困難をきたし、日展に対する協力にも一大支障をきたすのではないかと憂慮される実情である。ついては、日本芸術院会員五十名増員が困難ならば、最小限三十名程度を増員されるとともに、書道部門に対し、そのうち、数名を割り当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

芸術の振興上、日本芸術院会員の増員について、十分考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

スポーツ振興に関する請願（請願者　福島県議会議長河原田盛雄）（八田貞義君紹介）（第一三三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青少年の心身の健全な発達とすぐれた社会人形成のためにスポーツの果たす役割はきわめて大きいが、財政窮迫のために施設の整備補修はもちろん、指導者の活動の問題等、これが十全を期し難くその効果を挙げ得ないことは、はなはだ遺憾である。ついては、政府においては、わが国青少年のスポーツ振興を飛躍的強力に推進するため、これが所要経費の予算措置を講ずるとともに、次記諸項を内容とするスポーツ振興法の制定をはかられたいというのである。

(一)あらゆる階層の国民が広くスポーツを楽しむことのできるよう、その施設ならびに設備充実費に対し助成をはかること、(二)スポーツ指導者の増加と資質の向上をはかり、その指導組織を強化すること、(三)体育研究機関の設置と、これが助成をはかること、等。

二、請願の議決理由

スポーツの健全な普及発展をはかるため、適切な振興施策を講ずるよう十分検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

高等学校の授業における生徒の編成及び教職員配置の基準法制化等に関する請願（請願者　福島県議会議長河原田盛雄）（八田貞義君紹介）（第一二三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高等学校教育の振興は、わが国文化の向上のためにきわめて重要な役割を果すものであるが、新学制発足以来十年を経過した今日においても、なお多くの問題点が指摘される。すなわち学校教育法第三条に基いて定められた「高等学校設置基準」において、教員定数と生徒の編成とについては甲号表を用いることとし、特別の理由がある場合のみ乙号表を認め、かつ乙号表を下回つてはならないと規定しながらも、実際には甲号表を実施しているところはほとんどなく、乙号表すら満足に実施されていない状態であり、その結果として教員の労働時間等も過重になり、日本の運命をになう青年に対する教育が十分に行われ難い実情である。ついては、高等学校の授業における生徒の編成および教職員配置の基準に関する法律の立法化をはかるとともに、左記事項を実現して高等教育の基本を確立されたいというのである。(一)当面においては乙号表の完全実施を勧奨すること、(二)次いで甲号表へ移行せしめること、(三)高等学校教職員給与費の四割を国庫負担とすること。

二、請願の議決理由

高等学校における教育水準の向上充実をはかるため、学級編制の基準及び教職員配置の基準等について、合理的な改善措置を講ずるよう特に考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

学校教育法の一部改正に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡下甑村西山小学校養護婦山下小離）（中馬辰猪君紹介）（第一五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校保健の拡充強化は、国民保健の根本的な施策であり、学校においては児童生徒ならびに教職員の健康管理に万全を期し、営々として学校保健の前進に努力しているが、辺地においては医療機関もなく、地理的に不便な学校への兼務は、労多く健康教育に支障をきたしていることは明かである。ついては、学校教育法第二十八条の但し書きおよび同法第百三条を削除して、養護教諭を小、中学校の義務制諸学校に必置制とし、同法第五十条を改正して、高等学校にも養護教諭を必置することとし、その完全実施のための予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校保健の重要性にかんがみ、小中学校及び高等学校に養護教諭を必ず置くための適切な措置に関し、十分考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

産業教育振興に関する請願（請願者　岡山県議会議長中国五県議会正副議長会井本稔）（亀山孝一君紹介）（第一七二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年度以降、高等学校産業教育設備充実のため相当の経費が支出され、産業教育の振興に寄与されたことは、感謝にたえない。しかるに、その整備の状況は六十四パーセントであるにもかかわらず、政府においては、当初の計画通り七十パーセントに達したとの見解のもとに、昭和三十三年度から一般設備費の国庫補助が打ち切られたことは、まことに遺憾である。ついては、日進月歩の科学技術ならびに生産技術に即応する産業教育を振興するため、これが設備充実に要する経費について、国庫補助を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校における産業教育のための実験実習の設備は、なお、一層充実強化される必要があるため、政府は今後もその一般設備費の国庫負担又は補助を継続することについて、十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

学校教育法第二十八条の一部改正に関する請願（請願者　東京都町田市成瀬二千百四十四番地町田市小学校校務主任会長坂倉茂一外二十四名）（福田篤泰君紹介）（第一八七一号）、同（請願者　東京都南多摩郡日野町日野二千七百二十七番地落合武外二十七名）（細田義安君紹介）（第二一八七号）、同外一件（請願者　東京都葛飾区青戸町一丁目二十五番地区立中青戸小学校葛飾区立小学校務主任会幹事長富樫建造外百五十二名）（島村一郎君紹介）（第二三三三号）、同（請願者　東京都武蔵野市関前町四百二十番地東京都新宿区立小学校務

主任会鈴木了吉外四十五名（渡邊良夫君紹介）（第二三三四号）、同（請願者　東京都杉並区方南町杉並区立方南小学校内杉並区立小学校校務主任会長星日記外九十一名）（岡崎英城君紹介）（第二四五五号）、同（請願者　東京都南多摩郡日野町豊田千三十一番地八王子市立小学校校務主任会坂口清外四十三名）（福田篤泰君紹介）（第二四八二号）、同（請願者　東京都渋谷区代々木富ケ谷町千五百二十六番地足立区立小学校校務主任会幹事長武田与助外七十二名）（新井京太君紹介）（第二五〇六号）、同（請願者　東京都板橋区稲荷台十七番地倉田次郎外六十一名）（濱野清吾君紹介）（第二五〇号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡国立町国立九十四番地山中増四郎外四十六名）（細田義安君紹介）（第二五一号）、同（請願者　東京都墨田区吾嬬町西四丁目五十三番地墨田区立小学校教務主任会福田四郎外七十六名）（島村一郎君紹介）（第二八四五号）、同外一件（請願者　東京都杉並区上高井戸四丁目千八百六十九番地伊藤誠成外四十七名）（岡崎英城君紹介）（第三〇四八号）、同（請願者　東京都文教区駒込林町百七十四番地池田順一外五十二名）（福田篤泰君紹介）（第三一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今日の教育界のごとく、勤務評定、道徳教育、教育課程の改訂等幾多の難問題が山積し、激動しているさなかにあつて校長が職務を完全に遂行するためには、その補佐職が絶対に必要である。ついては、学校教育法第二十八条第一項に「教頭」を加え、かつ同条中に、教頭の職務内容を規定されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校運営上、教頭の地位を確立するための立法措置に関し、考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

教職員の研修賞制度化に関する請願外一件（請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町立種梅中学校長松岡恭思郎）（鈴木一君紹介）（第二〇八九号）、同外二件（請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町立緑ケ丘小学校長朝日了回外二名）（石山權作君紹介）（第二三八四号）、同外二件（請願者　秋田県湯沢市湯沢市立湯沢東小学校長佐々木千代治外二名）（栗林三郎君紹介）（第二三八五号）、同外二件（請願者　秋田県河辺郡河辺町和田中学校長丹靖雄外三名）（鈴木一君紹介）（第二三八六号）、同外一件（請願者　秋田県大館市市立有浦小学校長野口雄一外一名）（石山權作君紹介）（第二六二二号）、同外二件（請願者　秋田県雄勝郡羽後町三輪中学校長松野寛外二名）（栗林三郎君紹介）（第二六二三号）、同外二件（請願者　秋田県山本郡二ツ井町飛根字前田富根小学校長禿四郎外二名）（鈴木一君紹介）（第二六二四号）、同外三件（請願者　秋田県大館市釈迦内小学校長佐々木陽二外三名）（鈴木一君紹介）（第二七二五号）、同外三件（請願者　秋田県平鹿郡大森町立大森中学校長斎藤善九郎外二名）（栗林三郎君紹介）（第二七二六号）、同（請願者　秋田県北秋田郡鷹巣町立坊沢中学校小坂芳美）（石山權作君紹介）（第二九九〇号）、同外三件（請願者　秋田県平鹿郡十文字町睦合中学校長佐々木辰蔵外三名）（栗林三郎君紹介）（第二九九一号）、同外二件（請願者　秋田県山本郡二ツ井町二ツ井中学校長畠修三外二名）（鈴木一君紹介）（第二九九二号）、同外三件（請願者　秋田県本荘市神の沢松ケ崎中学校長鈴木知能外三名）（栗林三郎君紹介）（第三一二三号）及び同（請願者　秋田県由利郡仁賀保町中三地字橋本九十八番地小出中学校長斎藤四郎）（栗林三郎君紹介）（第三一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育職員はその職務の特殊上、研究会出席、図書購入等研修を主とした勤務を日夜おくつているが、研修費の出どころがないため、研究会出席は事務連絡の一般旅費とこみにされており、十分まかなわれていないのみならず、特に最近は財政再建の名の下に諸手当が制約を受け、いきおい学校PTAに依存する傾向が強く、父母負担が増大している状況である。ついては、教職員の研修費を制度化するため、地方自治法第二百四条第二項等を改めて、その財源を当面教職員一人月額千円として、財政計画ならびに義務教育国庫負担金に策定されたいというのである。

二、請願の議決理由

教職員の研修を支障なく行わせるため、研修費の支給について、検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区九段四丁目六番地日本歯科医師会長佐藤運雄外一名）（臼井莊一君紹介）（第二三〇四号）及び同（請願者　東京都千代田区九段四丁目六番地日本学校歯科医会長向井喜男外一名）（小林進君紹介）（第三五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立学校の学校医の公務補償に関する法律は、昭和三十二年法律第百四十三号をもつて同年八月三十一日より適用されることになつたが、同法は学校医のみを対象としており、昭和三十三年法律第五十六号をもつて公布された学校保健法によつても、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等が学校保健に従事することが規定されているが、公務災害の補償を適用されるのは、学校医のみであつて、学校歯科医、学校薬剤師は適用されないことはきわめて差別的待遇であり、遺憾にたえない。ついては、学校歯科医ならびに学校薬剤師をもその対象とするよう同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

公立学校の学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害補償について、適切な措置を講ずるよう考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

へき地教育振興に関する請願（請願者　秋田市西根小屋上丁　秋田県辟地教育振興期成同盟田中忠治）（石山權作君紹介）（第二三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年へき地教育振興が叫ばれるに及び、昭和三十一年六月人事院は従来のへき地手当の定額から率支給に改めるとともに、隔遠地所在官署指定評価点数表により指定をやり直したが、この基準によると、大半の県が不利になることから、四パーセントきざみの率支給という一歩進んだ手当も支給されないままに今日に至つている現状である。ついては、第二十八回国会のへき地教育振興法の一部改正により、へき地学校指定基準は、文部省令で定めることになつているが、現行の各県基準より不利にならないよう、すみやかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

へき地における教育の特殊事情にかんがみ、へき地学校の級別指定基準を定めるにあたつては、地方の現在基準より不利にならないよう十分考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

定時制高等学校夜間勤務手当支給の法律制定に関する請願（請願者　青森市大字浦町字橋本五十一番地青森県公立高等学校教職員組合執行委員長奥川文雄）（第二五二九号）、同（請願者　青森市大字浦町字橋本五十一番地青森県教職員組合執行委員鳴海賢蔵）（淡谷

悠蔵君紹介）（第二六一五号）及び同（請願者　青森市大字浦町字橋本五十一番地青森県教職員組合執行委員長佐藤健次）（野口忠夫君紹介）（第二六一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

夜間の定時制高校に勤務する教職員は、ほとんど家庭的な気分やまどいにひたることなく、自分の子女の学習指導やしつけについても、学齢期以後はほとんど放置して、きわめて劣悪な条件の下で教育活動を行つているもので、昼間勤務に比べて夜間勤務の故に負わされている経済的な失費については、これを補償し、少しでもその苦痛を減少させていくことは、夜間課程を主体としている定時制教育の振興上緊急の要務である。ついては、定時制高等学校の教職員に対する夜間勤務手当三千円を支給する法律を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

夜間の定時制高等学校に勤務する教職員の職務の特殊性にかんがみ、これが待遇改善について考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

山形県下のへき地教育振興に関する請願（請願者　山形市香澄町木ノ実小路二百一番地の一山形県教員組合執行委員長加藤慶次）（淡谷悠蔵君紹介）（第二六一七号）、同（請願者　山形市香澄町木ノ実小路二百一番地の一山形県教員組合駒沢直次郎外一名）（西村力弥君紹介）（第二七二七号）及び同（請願者　山形県香澄町木ノ実小路二百一番地ノ一山形県教員組合佐藤庄次）（野口忠夫君紹介）（第二七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二十八回国会において、へき地教育振興法の一部が改正され、へき地学校の級別指定基準は、文部省令で定めることになつているが、その指定基準の制定に当つては、現行の各県指定基準が改悪されることなく、次の事項を十分尊重し、その実現をはかられたいというのである。（一）へき地教育振興法改正の趣旨を十分生かした基準にすること、（二）既得権を尊重しその完全確保を明記するため、へき地教育振興法附則第二項を改正すること、（三）各都道府県の特殊な条件を十分尊重して指定するよう、省令に明記すること、（四）級地指定の特例を一割に制限することなく、その幅を拡大すること、（五）単級、複式手当の支給根拠を明示するための立法措置を講ずることなど。

二、請願の議決理由

へき地における教育の特殊事情にかんがみ、へき地学校の級別指定基準を定めるにあたつては、地方の実情を重視し、少くとも現在の基準より不利にならないよう十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

広島県下のへき地教育振興に関する請願（請願者　広島県山県郡戸河内町二百九十六番地岡山力外二名）（大原亨君紹介）（第二八八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

へき地教育振興法の改正に伴う文部省新へき地基準の省令公布が目前に迫つてきたが、聞くところによると、文部省第三次案の確保も困難な情勢にある由であり、かくなるときは、広島県においては現在指定学校のうち、相当数が失格することとなり、まことに憂慮にたえない。ついては、中国山地の山奥に、あるいは内海離島の島影に、恵まれない地域環境にあるへき地学校の教育振興のため、次の事項を実現されたいというのである。（一）へき地学校指定基準の省令制定にあたつては、全国画一の交通条件のみに片寄ることなく、各府県の特殊事情を重視したものとし、少くとも現在の指定校が失格することがないよう、法的措置を講ずること、（二）単級、複式手当の法制化にあたつては、従来同県で支給していたとおり、二箇学年複式を含めたものを制定すること、等。

二、請願の議決理由

へき地における教育の特殊性にかんがみ、へき地学校級別指定基準を定めるにあたつては、地方の実情を重視し、少くとも現在の基準より不利にならないよう十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

義務教育施設の整備事業実施時期繰上げに関する請願（請願者　鹿児島県肝属郡串良町長北田武盛）（池田清志君紹介）（第二八八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童、生徒の増加に伴い、公立学校施設の需要は急を要し、町村はこれが建築に苦慮しており、明年度の文教施設費が大幅に増額される見込とはいえ、建築単価が実際より低く、かつ申請坪数の打ち切りのため、計画遂行にあたり、教室の間仕切りまでしか補助の対象とならず、残部は町村が単独で施行するため、町村財政の負担増をきたしつつある。ついては、文教施設の建築単価および坪数を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

公立文教施設の整備を促進するため、国が負担する工事費の坪当り建築単価の引上げ及び国庫負担坪数の決定については、実情に副うよう考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十七日

文教委員長　臼井　莊一

衆議院議長加藤鐐五郎殿

私立幼稚園の振興に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫外一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四七一号）、同（請願者　長野県下水内郡豊田村滝沢登外一名）（中澤茂一君紹介）（第三四九八号）及び同（請願者　長野県小県郡東部町田中山岸光治外一名）（松平忠久君紹介）（第三四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十二年二月幼稚園設置基準が改正され、その経過措置としてあらたに新基準に達していない既設の幼稚園に対しては、昭和三十七年一月三十一日までに新基準に達するよう措置すべきものと義務づけられたが、この間、幼稚園は就学前の幼児教育の重要性にかんがみ、学校教育法第一条の学校に加えられ、教育組織の新しい教育機関として、その成強化につとめ、ようやくその緒につかんとしている今日、この新基準に従い、特に既存施設の増改築等をはじめ施設の充実をはかることは、貧弱な今日の幼稚園財政からしてとうてい実現困難である。ついては、私立幼稚園の堅実なる発展を期するため、同施設充実に要する経費の融資または助成等の援助措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園に対する可能な援助措置に関し、考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月二十七日
文教委員長　臼井　莊一
衆議院議長加藤鐐五郎殿

社会労働委員会

酒癖矯正施設の設立に関する請願（請願者　金沢市上柿木畠十八番地金沢基督教青年会渕田多穂理）（坂田英一君紹介）（第一八号）及び同（請願者　東京都渋谷区鉢山町十四番地角谷園子）（岡崎英城君紹介）（第二一五六号）

一、請願の要旨及び目的

国民の飲酒量が年々増加するにつれ、酒乱者やアルコール中毒患者が激増し、家庭の破壊や悲劇事件等、飲酒上の社会悪や犯罪もまた年々ふえている。ついては、かれらを合法的に収容して、酒乱者、アルコール中毒患者の更生と予防のため、酒癖矯正施設を急設されたいというのである。

二、請願の議決理由

酒癖矯正施設の設置は時宜に適した措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

保育所に対する予算措置に関する請願（請願者　名古屋市中区京町二丁目二十一番地愛知県社会福祉協議会長石黒幸市外二万三千百十二名）（中垣國男君紹介）（第一二三号）、同（請願者　岐阜県恵那郡明智町川村鈴行外二千八百三十七名）（纐纈彌三君紹介）（第二一〇号）、同（請願者　愛知県一宮市千秋町大字加茂伊藤徹外一名）（河野孝子君紹介）（第三八六号）、同外一件（請願者　宮城県栗原郡若柳町上町十三番地伊藤博外三十八名）（保科善四郎君紹介）（第五六三号）及び同（請願者　宮城県議会議長高橋文五郎）（長谷川峻君紹介）（第六八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十三年七月一日から実施された保育所措置費交付方式の改訂は、わずかな予算を基礎としたため、保育料の急激な引き上げ強行となり、保護者を塗炭の苦しみに追い込み、また保育所の経営を困難に陥し入れた。ついては、保育事業従事者の生活保障のみならず、対象者の福祉と、わが国の社会福祉事業発展のために左記事項につき善処されたいというのである。（一）保育単価を全面的に引き上げること、（二）保育料の負担を軽減すること、（三）乳児保育促進のため保育所の施設整備費を増額すること、等。

二、請願の議決理由

社会福祉事業の円滑な発展のため、前掲のごとき措置を講ずることは、妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

はり、きゅう術の科学的研究所設立に関する請願（請願者　横浜市南区宿町三丁目五十四番地石井新太郎）（飛鳥田一雄君紹介）（第一一四号）、同（請願者　福岡県小倉市金田町二丁目衛藤雪男外十六名）（藏内修治君紹介）（第一一五号）、同（請願者　各古屋市中川区八幡町六丁目四十七番地郷治義重外二十九名）（辻寛一君紹介）（第一一六号）、同（請願者　大阪市生野区鶴橋北ノ町二丁目百三十二番地青十字会館武田武雄）（中山マサ君紹介）（第一一七号）、同（請願者　神奈川県平塚市新宿千二百三十一番地須藤方矢島与七）（片山哲君紹介）（第二八〇一号）及び同（請願者　京都府乙訓郡長岡町大字神足字西ノ口二十六番地出田実英外十六名）（田中伊三次君紹介）（第八〇五号）、同（請願者　香川県大川郡引田町引田二千四百二十七番地占部寿子外五十七名）（福家俊一君紹介）（第八四〇号）、同（請願者　京都市中京区寺町夷川下ル要法寺前町七百番地樋口哲雄外一名）（田中伊三次君紹介）（第八六六号）、同（請願者　東京都杉並区清水町二百十八番地井上八十彦外四十二名）（帆足計君紹介）（第一三三四号）、同外二件（請願者　長野市大字三輪九百九十六番地園原信次郎外九名）（中澤茂一君紹介）（第二四二七号）及び同外三件（請願者　新潟県高田市大手町四十八番地木村忠実外千四十三名）（田中彰治君紹介）（第二五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現代医学によっても日常多くの治療上の弊害があるので、西勝造は古今東西の医学ならびに保健に関して研究の結果、西式健康法として広義の予防医学の見地に立ち、現代医学とほとんど対照的ともいうべき学理と実際の生活指導を創案し効果をあげている。ついては、西式健康法により国民の健康を保持増進し、諸種の疾患に悩む者をその生活指導によって回復せしめるため、西式健康指導員の資格を法律で定められたいというのである。

二、請願の議決理由

国民保健上検討すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

栄養士法の一部改正に関する請願（請願者　千葉市本町三丁目九十九番地社団法人千葉県新給食協会長川島茂）（始関伊平君紹介）（第一二三二号）、同（請願者　千葉市新宿町二丁目九十八番地千葉県給食教育研究会長宮原実）（吉川兼光君外一名紹介）（第六八三号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原保健所内千葉県保健所会長中野敏）（臼井荘一君紹介）（第一一二一号）、同外二件（請願者　福岡市薬院堀端七ノ百二十三番地福岡県町村長会長柿原種雄外二名）（滝井義高君紹介）（第一四九二号）、同（請願者　東京都港区芝田村町六丁目十番地日本栄養士会長田中静雄）（千葉三郎君紹介）（第一八一一号）及び同（請願者　横浜市中区日本大通り一番地神奈川県栄養士会長荒木正三郎）（滝井義高君紹介）（第二一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行栄養士法による栄養士の集団給食管理の実情は、病院においては治療食上の知識技能が不足していること、学校においては教育学的な素養がないこと等のほか、集団栄養管理の実務が全然教育されていないこと、および共通的に調理学ならびに調理の基本などが不足しているので、集団給食の運営上支障がある。ついては、栄養士の資質向上をはかるため、栄養士法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
栄養士の資質向上をはかるため、適切妥当であり、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

三陸海岸一帯を陸中海岸国立公園に追加指定の請願（請願者　宮城県議会議長高橋文五郎外五名）（山本猛夫君紹介）（第一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三陸海岸一帯は、リアス式沈降海岸として、わが国最大の規模を有するばかりでなく、その豪壮雄大な原始景観は、他の追従を許さないものがあり、学術的見地からも高く評価されて、同海岸中岩手県釜石市大根崎海岸より岩手県下閉伊郡大田名部港に至る地域はすでに陸中海岸国立公園に指定されているが、同地域に連なる松島海岸より大根崎海岸に至る地域および大田名部港より種差海岸に至るきわめて特色ある景趣に富んでいる一帯が加えられていないので、雄大な三陸海岸は、国立公園としての真価を発揮しえない。ついては、宮城県松島海岸より岩手県大根崎海岸までの地域および岩手県大田名部港より青森県種差海岸までの地域を陸中海岸国立公園に追加して三陸海岸国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願はその趣旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

国立療養所の特別会計制実施反対に関する請願外一件（請願者　千葉県柏市国立療養所柏病院患者自治会松島光一外一名）（臼井荘一君紹介）（第一〇九号）、同（請願者　青森県東津軽郡平内町石岡昇）（淡谷悠蔵君紹介）（第五三九号）、同（請願者　千葉県習志野市国立療養所習志野病院内本庄和夫）（小川豊明君外一名紹介）（第五四〇号）、同外一件（請願者　茨城県那珂郡東海村村松晴嵐荘内関根村夫外一名）（石野久男君紹介）（第六七八号）、同（請願者　佐賀県三養基郡中原村国立佐賀療養所内平野一外六百十九名）（井出以誠君紹介）（第七四六号）、同（請願者　愛媛県温泉郡重信町国立愛媛療養所寮友会桃島幸雄）（中村時雄君紹介）（第一三三三号）及び同（請願者　新潟県柏崎市大久保二保千八百十四番地国立新潟療養所内大田多四郎外五百五十五名）（小林進君紹介）（第二四二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
伝えられるところによると、このたび国立療養所は、特別会計制に移行し、独立採算制のもとに運営されて行く由であるが、長期療養を要する結核患者の療養生活は、親、兄弟にも多大の迷惑を及ぼし、その生活はきわめて苦しく、さらに独立採算制に伴い、医療費の二割引や経費減免制度の廃止となれば、ただちに医療費の実質的増額となり、療養生活を続けることが一そう困難となる。ついては、国立療養所の特別会計制実施に反対するというのである。

二、請願の議決理由
国立療養所の特別会計実施ともなれば、その影響するところはじん大であり検討すべき問題である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

原爆被害者救援に関する請願（請願者　盛岡市不来方町岩手県婦人団体連絡協議会長阿部トシヨ）（野原正勝君紹介）（第二七一号）、同（請願者　京都市下京区室町通六条下ル京都府原爆被災者の会長日丸美義）（水谷長三郎君紹介）（第二九五号）、同（請願者　佐賀市神野町二本松六百七十番地県婦人会館内県婦人連絡会長古賀マサノ）（大坪保雄君紹介）（第三二五号）、同（請願者　宮城県塩釜市宇台七十七番地茂賀奈七郎外八百九十八名）（菊地養之輔君紹介）（第三七八号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町蒸風園有村敏男外二百二十名）（西村関一君紹介）（第三二七九号）、同（請願者　盛岡市穀町百六十七番地荒太田美智外百五十二名）（山中吾郎君紹介）（第三八〇号）、同（請願者　神戸市生田区下山手通七丁目一番地兵庫県原爆被害者の会長副島まち子）（山下榮二君紹介）（第三八一号）、同（請願者　盛岡市上田字西上台三十三番地ノ五小野隆祥外百五十五名）（北山愛郎君紹介）（第四二八号）、同（請願者　高知市西弘小路八番地高知県婦人会連絡協議会長高崎市子）（濱田正信君紹介）（第四二九号）、同（請願者　東京都北多摩郡田無町千七百三十番地宮下有信外三十七名）（福田篤泰君紹介）（第四三〇号）、同（請願者　大津市東浦一番丁滋賀県地域婦人団体連合会長吉田ナミ）（今井耕君紹介）（第六四二号）、同（請願者　福島県会津若松市大町名古屋町百二番地会津官公労連絡協議会会長秋山鉄義）（八百板正君紹介）（第六八五号）、同（請願者　甲府市橘町山梨県連合婦人会武内なか子）（内田常雄君紹介）（第七〇八号）、同（請願者　福島県会津若松市中大和町十番地会津地区労働者生活協同組合理事長秋山鉄義）（野口忠夫君紹介）（第七五一号）、同（請願者　鳥取市湯所町二百九十七番地福山一男外百二名）（足鹿覺君紹介）（第一二六三号）及び同（請願者　前橋市総社町千九百九十八番地須藤叙彦）（茜ケ久保重光君紹介）（第一九五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
原爆被害者援護対策として、次の措置を講ぜられたいというのである。（一）原爆被害者の医療等に関する法律を改正し、生活保障を含む原子爆弾被害者援護法を制定すること、（二）被爆死没者に対する弔慰金と遺族援護確立のため、原子爆弾死没者遺家族援護法を制定すること、（三）遺伝的影響を含む原爆症の根治治療と予防法を確立するため、国内に原爆症医学調査、研究機関を設置するとともに、水俣奇病に関する請願（請願者　熊本県水俣市長中村正外一名）（園田直君紹介）（第二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和三十一年八月熊本県水俣湾沿岸地帯を中心として多発した原因不明の中枢神経疾患（水俣奇病）は、手足けいれん、視覚、聴覚、言語、歩行、意識障害、失調等症状が特異的であり、死亡率も三十三パーセントの高率を示している。ついては、り災者の援護救済および奇病発生原因の究明について措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
水俣奇病は、該地方住民の重大な生活問題であり、又保健対策上根本的原因を究明し、すみやかに解決する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

に、国際的放射線生物学研究機関を設置するよう、国連および米英ソ三国に要請決議をすること、（四）原爆被害調査白書を昭和三十四年度に作製すること、等。

二、請願の議決理由

原爆被害の重要性にかんがみ、本請願の要旨はきわめて適切妥当なるものと認め、よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

結核児童療育費国庫負担に関する請願（請願者　兵庫県三田市大原千三百十四番地国立兵庫療養所長小川吾七郎外一名）（五島虎雄君紹介）（第二九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の結核児童は実に五十一万人を数え、そのうち療養を要する者は十五万人の多きに達しているが、これら病児の療養と生活環境にふさわしいものは二千ベッドに過ぎず、その他は医療面でも生活面でも、また教育面でも忘れられた存在となつている実情である。ついては、結核児童の療養をはばむ大きな原因の一つである入院療養費を国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

結核対策を強力に推進することは国家百年の大計として喫緊の要務であり、特に前掲の趣旨はきわめて妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

生活保護法による出産扶助費増額等に関する請願（請願者　宮崎市南広島通三丁目三番地松尾糸尾外二百六十九名）（川野芳満君紹介）（第三二六号）、同（請願者　宮崎市別府町三十七番地宮崎県助産婦会長浜いわ）（兒玉末男君紹介）（第三八二号）、同（請願者　宮崎市広島通三丁目二十三番地菅原このゑ外百二十二名）（瀬戸山三男君紹介）（第八〇二号）及び同（請願者　福岡市雁林町二十一番地日本助産婦会福岡県支部長田島セト外千八百九十六名）（簡牛凡夫君紹介）（第一一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行生活保護法による出産扶助費は、昭和二十七年五月に増額となつたもので、その後一般物価は値上りしているから、これが増額をはかるとともに、公衆衛生の普及などにより、助産婦に対しても経済的、技術的により高度のものが要求されているが、同法による助産費では、助産婦の職業的収入としては、単に労働ならびに経済負担を要求せられるのみで、まことに低額であるから、出産扶助費を一件当り、三千円に増額し、一級地、二級地等の地域的差別を排除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は現今の社会情勢下適切妥当なものと認め、よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

原爆被爆者援護法制定等に関する請願外四件（請願者　広島市国泰寺地区民生委員協議会長新田行太外三十四名）（砂原格君紹介）（第三二七号）、同外二件（請願者　広島市南観音町七百二十八番地奥田脩一外三十二名）（大原亨君紹介）（第三七六号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地金沢顕雄）（帆足計君紹介）（第六四一号）及び同（請願者　広島県三次市三次町伊藤敏美外二名）（内海清君紹介）（第九九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

原爆被害者援護対策として、次の措置を講ぜられたいというのである。（一）原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を改善して、生活保障を含む原子爆弾被爆者援護法を制定すること、（二）原爆死没者に対する弔慰金と遺族援護を確立するため、原爆死没者援護法を制定すること、（三）悪性遺伝を断ち切ることを含む原爆症の根治療法と予防法を確立するため、国内に原爆症医学調査研究機関を設置するとともに、国際的放射線生物学研究機関を設置するよう、国連および米英ソ三国に対する決議をすること、（四）原爆被害調査白書を昭和三十四年度に作製すること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨ならびに目的は、十分考慮するを必要と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国、公立病院における助産婦の定員確保等に関する請願（請願者　宮崎市別府町三十七番地宮崎県助産婦会長浜いわ）（兒玉末男君紹介）（第三八四号）及び同（請願者　宮崎県日向市大字富高八千八十一番地石川クニ外百四十六名）（瀬戸山三男君紹介）（第八〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行保健婦助産婦看護婦法によると、助産の業務は、医師を除いては助産婦でなければ行つてはならないと規定し、また医療法には、病院の産科もしくは産婦人科には看護婦のうち適当数の助産婦を置くことを規定しているにもかかわらず、現在の国公立病院には助産婦の定員が認められず、医師が助産を行うのほかは看護婦という職種によつて助産婦の有資格者が採用されて助産を行つている状態であり、また看護婦であるがゆえに、助産婦の業務のみならず看護婦として産科以外の勤務をも兼任し、給与においても看護婦と同等の基準を適用している。かかる現状では、助産婦として専門的教育を受ける者たちの意欲を阻害し、ひいては将来わが国の母子衛生にも重大な影響を及ぼすものと思われる。ついては、現在慣習となつている病院助産婦を、看護婦として採用するのを改めて、助産婦の定員を確保し、専門職業人として当然である身分の確立をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

国公立病院に勤務する助産婦の身分については、検討すべき問題であり、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

栄養士法の一部改正に関する請願（請願者　東京都中央区明石町二十三番地東京都中央保健所長渡辺義雄外一名）（八田貞義君紹介）（第四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文化的国民生活が日々向上している今日、保健所の業務から見て、栄養士の業務はさらに深く広くなり、今後は知識、技術ともにより高度の栄養士が必要となつてきたことが痛感される。ついては、保健所業務の完遂を期するため、栄養士法の一部を次のごとく改正されたいというのである。（一）栄養士の修業年限二年制を三年制に改め、これに国家試験を課すること、（二）従来の試験制度は、廃止すること。

二、請願の議決理由

栄養士の資質向上を図るため本請願その趣旨適切妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

保健所の強化に関する請願外一件（請願者　福島県石川郡石川町石川地方婦人会連絡協議会長松浦綾子外一名）（八田貞義君紹介）（第四五八号）、同（請願者　新潟県南蒲原郡中之島村大字中之島歌城千代外四名）（亘四郎君紹介）（第四五九号）、同外一件（請願者　和歌山県那賀郡桃山町安楽川婦人会長堀園子外十七名）（坊秀男君紹介）（第四八三号）、同（請願者　千葉県山武郡九十九里町婦人会秋庭テル外五十一名）（寺島隆太郎君紹介）（第四八四号）、同外四件（請願者　長野県上伊那郡西春近村婦人会長春日千春外五十名）（吉川久衛君紹介）（第四八五号）、同外四件（請願者　大分県中津市日ノ

出町中津保健所内角野伊律子外五十九名)(綾部健太郎君紹介)(第五四五号)、同外八件(請願者　岐阜県郡上郡白鳥町婦人会長會我キミ外百二十四名)(野田卯一君紹介)(第五四六号)、同外二件(請願者　宮城県桃生郡河南町教育委員会内広渕婦人会長佐々木ヤヱ外十五名)(長谷川峻君紹介)(第五四七号)、同外九件(請願者　岡山県真庭郡八束村婦人会内むつみ会長小谷花子外二百三十一名)(亀山孝一君紹介)(第六二九号)、同外一件(請願者　石川県石川郡鳥越村公民館内鳥越校下婦人会長北村朝生外五十二名)(坂田英一君紹介)(第六三〇号)、同外二件(請願者　岩手県東磐井郡東山町長坂婦人会長阿部喜恵外二十四名)(志賀健次郎君紹介)(第六三二号)、同外一件(請願者　宮崎県東臼杵郡門川町婦人連絡協議会松瀬婦人会長本田ヒサ子外一名)(相川勝六君紹介)(第六七〇号)、同外三件(請願者　島根県能義郡布部村婦人会長荒金マサノ外三名)(大橋武夫君紹介)(第六七一号)、同外二件(請願者　愛知県碧海郡知立町役場内知立町婦人会志江知恵子外六十二名)(河野孝子君紹介)(第六七二号)、同(請願者　宮城県栗原郡栗駒町連合婦人会岩崎婦人会長若林貞子外五名)(長谷川峻君紹介)(第六七三号)、同外五件(請願者　徳島県三好郡東祖谷山村連合婦人会長喜田カツ子外十七名)(秋田大助君紹介)(第七〇四号)、同(請願者　佐賀県東松浦郡肥前町婦人会長石田サクヨ外十七名)(大坪保雄君紹介)(第七〇五号)、同外二件(請願者　奈良県高市郡高取町役場内高取町婦人会長馬場ふじえ外三十五名)(岡本茂君紹介)(第七〇六号)、同外二件(請願者　熊本県本渡市佐伊津町浜津二百二十九番地明瀬みゆき外四十四名)(園田直君紹介)(第七〇七号)、同外一件(請願者　青森県十和田市大字三本木婦人会長田中きく外二十名)(渋谷悠藏君紹介)(第七三九号)、同外四件(請願者　福井県遠敷郡上中町遠敷郡連合婦人会長石川さと外二十四名)(植木庚子郎君紹介)(第七四〇号)、同(請願者　香川県香川郡直島町字宮ノ浦直島町婦人会長関本春野外五十二名)(藤本捨助君紹介)(第七四一号)、同(請願者　福井県今立郡池田村上池田地区婦人会長梅田静子外四十名)(植木庚子郎君紹介)(第七九九号)、同外二件(請願者　高知県高岡郡東津野村船戸地区婦人会長久原芳子外二十三名)(濱田正信君紹介)(第八〇〇号)、同(請願者　秋田県大館市連合婦人会長石田よし子外五名)(柳谷清三郎君紹介)(第八〇一号)、同外一件(請願者　長崎県南松浦郡富江町連合婦人会長谷川清子外一名)(北村德太郎君紹介)(第九一五号)、同外二件(請願者　群馬県北群馬郡長尾村婦人会長広山トクヱ外百二十二名)(中曾根康弘君紹介)(第九一六号)、同外一件(請願者　兵庫県朝来郡和田山町役場内和田山町連合婦人会長古屋敷春枝外三十六名)(清瀬一郎君紹介)(第一四三六号)、同外三件(請願者　兵庫県多可郡中町教育委員会内中町婦人会門前班長土田ひさえ外百五十名)(渡海元三郎君紹介)(第一四三七号)、同(請願者　北海道十勝国池田町高島六十三番地横山ひでの外二十名)(多賀谷眞稔君紹介)(第一七四一号)、同(請願者　鹿児島県揖宿郡開聞町仙田開聞町婦人連絡協議会迫田ふじ外二十七名)(宇田國榮君紹介)(第二〇四二号)、同外一件(請願者　兵庫県氷上郡山南町金屋氷上郡連合婦人会長沢野恵津子外十名)(小島徹三君紹介)(第二〇四三号)、同外二件(請願者　埼玉県北足立郡吹上町教育委員会内白菊婦人会長大道寺ふさ外四十三名)(高石幸三郎君紹介)(第二〇四四号)、同外一件(請願者　福島県西白河郡泉崎村大字泉崎川崎婦人会長佐藤梅代外十名)(八田貞義君紹介)(第二〇四五号)、同外一件(請願者　石川県鹿島郡田鶴浜町田鶴浜婦人会長米田しげ外十三名)(南好雄君紹介)(第二〇四六号)、同外一件(請願者　鹿児島県大島郡徳之島町徳之島町婦人連絡協議会長指宿ひで子外三十六名)(保岡武久君紹介)(第二〇四七号)、同外一件(請願者　秋田県由利郡岩城町内道川道川婦人会長高橋ハル外一名)(笹山茂太郎君紹介)(第二一一三号)、同外二件(請願者　愛知県宝飯郡御油町御油町婦人会長原千恵子外十六名)(鈴木正吾君紹介)(第二一一四号)、同外二件(請願者　岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑村連合婦人会長岩見ヒサ外十九名)(野原正勝君紹介)(第二一一五号)、同外一件(請願者　福島県郡山市郡山市大槻婦人会長岡部スヱ外五十七名)(粟山博君紹介)(第二一一六号)、同外二件(請願者　島根県江津市二宮町江津市連合婦人会山藤政重外四十二名)(大橋武夫君紹介)(第二一六二号)、同外一件(請願者　神奈川県厚木市厚木二千百三十六番地厚木婦人会浅葉スミ外十名)(小金義照君紹介)(第二一六三号)、同外一件(請願者　長野県更級郡更北村役場内婦人会長多田愛子外四十三名)(小坂善太郎君紹介)(第二一六四号)、同外二件(請願者　静岡県浜名郡新居町新居町連合婦人会長片山浩代外五十四名)(中村幸八君紹介)(第二一六五号)、同外三件(請願者　静岡県安倍郡井川村井川村婦人会長長島きん外四十二名)(西村直己君紹介)(第二一六六号)、同(請願者　栃木県塩谷郡塩原町塩原町婦人会長河瀬久良外五十一名)(野澤清人君紹介)(第二一六七号)、同外三件(請願者　山口県熊毛郡田布施町公民館内田布施町婦人会長町田ミネ外五十七名)(橋本正之君紹介)(第二一六八号)、同外三件(請願者　高知県高岡郡東津野村東津野村婦人会長上岡清子外三十五名)(濱田正信君紹介)(第二一六九号)、同外一件(請願者　大分県東国東郡安岐町安岐町婦人会長永松あつ子外十九名)(綾部健太郎君紹介)(第二一八八号)、同(請願者　愛媛県北宇和郡松野町松丸婦人会長正木タケ子外二名)(今松治郎君紹介)(第二一八九号)、同(請願者　福岡県若松市旭小路四百十一番地若松保健所長下河辺舜一外九名)(岡部得三君紹介)(第二一九〇号)、同外一件(請願者　富山県婦負郡音川村吉住音川村婦人会奥井そのゑ外五十四名)(鍛治良作君紹介)(第二一九一号)、同外二件(請願者　山形県鶴岡市七日町甲五十四番地鶴岡市連合婦人会長木村幸子外百二十四名)(加藤精三君紹介)(第二一九二号)、同(請願者　熊本県天草郡苓北町坂瀬川苓北町連合会婦人会猪口志ち子外三名)(園田直君紹介)(第二一九三号)、同(請願者　北海道檜山郡江差町中歌町江差町婦人団体連絡協議会長白石アイ外六名)(田中正巳君紹介)(第二一九四号)、同外五件(請願者　山梨県南都留郡道志村道志村婦人会長大田栄子外七十四名)(田邊國男君紹介)(第二一九五号)、同外一件(請願者　岐阜県武儀郡武儀村役場内武儀村婦人会長　堀江初子外六名)(三田村武夫君紹介)(第二一九六号)、同外五件(請願者　茨城県東茨城郡常澄村常澄村婦人会長鈴木はる外九十一名)(加藤高藏君紹介)(第二三〇九号)、同(請願者　香川県綾歌郡国分寺町国分寺南部婦人会長北浦松枝外一名)(加藤常太郎君紹介)(第二三一〇号)、同外一件(請願者　岡山県苫田郡上斉原村上斉原村婦人会長杉山すみ子外一名)(亀山孝一君紹介)(第二三一一号)、同外一件(請願者　千葉県香取郡大栄町津宮浦大栄町婦人会長葛生あき外六十四名)(木倉和一郎君紹介)(第二三一二号)、同外二件(請願者　茨城県日立市助川日立飲食業組合長茂木伊三郎外五十七名)(塚原俊郎君紹介)(第二三一三号)、同外三件(請願者　宮城県柴田郡村田町村田婦人会村上はつほ外二十八名)(保科善四郎君紹介)(第二三一四号)、同(請願者　北海道上川郡上川町公民館内婦人団体連絡協議会長野田フミヱ外二十五名)(松浦周太郎君紹介)(第二三一五号)、同(請願者　熊本県阿蘇郡阿蘇町小野田阿蘇郡連合婦人会長岩本いつえ外十五名)(大久保武雄君紹介)(第二三三六号)、同外二件(請願者　群馬県邑楽郡明和村明和村婦人会連絡協議会長関口須美子外百八名)(長谷川四郎君紹介)(第二三三七号)、同外三件(請願者　長野県西筑摩郡福島町福島町婦人会長福井栄外三十四名)(増田甲子七君紹介)(第二三三八号)、同外一件(請願者　埼玉県草加市吉町草加市連合婦人会長宮本満枝外四十三名)(板川正吾君紹介)(第二四〇六号)、同外三件(請願者　長崎県南高来郡吾妻村古城名吾妻村連合婦人会長坂本マツヨ外五十八名)(今村等君紹介)(第二四〇七号)、同外三件(請願者　広島県福山市新馬場町福山市連合婦人会長奥野澄子外四十六名)(内海清君紹介)(第二四〇八号)、同外六件(請願者　奈良県北葛城郡香芝町香芝町連合婦人会島田はる子外八十三名)(岡本茂君紹介)(第二四〇九号)、同(請願者　京都府宇治市宇治乙方町三十三番地宇治婦人会長藤井貞子外十三名)(岡本隆一君紹介)(第二四一〇号)、同外五件(請願者　静岡県藤枝市瀬戸谷瀬戸谷婦人会長渡辺た

き外八十二名）（勝澤芳雄君紹介）（第二四一一号）、同（請願者　福島県双葉郡川内村川内婦人会長原はるよ外三十五名）（齋藤邦吉君紹介）（第二四一二号）、同（請願者　秋田県山本郡山本村森岳字小中野森岳婦人会長渡辺キミ）（鈴木一君紹介）（第二四一三号）、同外四件（請願者　兵庫県加古川市篠原町六十番地岩崎しん外六十九名）（田中武夫君紹介）（第二四一四号）、同（請願者　滋賀県伊香郡余呉村坂口余呉村婦人会長東野コヅエ外二名）（堤ツルヨ君紹介）（第二四一五号）、同外三件（請願者　北海道河東郡上士幌町上士幌町連合婦人会会長岸本いと外五十一名）（永井勝次郎君紹介）（第二四一六号）、同外十一件（請願者　長野県北佐久郡協和村役場岡田かほる外二百十五名）（松平忠久君紹介）（第二四一七号）、同（請願者　青森県西津軽郡鰺ケ沢町連合婦人会長岩谷さなへ外四名）（三和精一君紹介）（第二四一八号）、同外三件（請願者　愛知県瀬戸市幡山本地原山瀬戸市婦人団体連絡協議会長加藤とく江外二十五名）（久野忠治君紹介）（第二四八八号）、同外二件（請願者　岡山県上房郡賀陽町西大和婦人会長平野緑外二十四名）（橘本龍伍君紹介）（第二四八九号）、同外二件（請願者　群馬県吾妻郡吾妻町大字郷原唐沢唐沢婦人会松井きく外百五十八名）（中曾根康弘君紹介）（第二五三七号）、同（請願者　北海道上川郡東神楽村五号東神楽村連合婦人会長平山ちよ子外二十四名）（松浦周太郎君紹介）（第二五三八号）、同外二件（請願者　島根県浜田市大字内田浜田市連合婦人会美川支部長花田カヅ外百三名）（中村英男君紹介）（第二六四二号）、同外三件（請願者　石川県石川郡白峰村役場内白峰婦人会長織田正栄外四十九名）（坂田英一君紹介）（第二七三三号）、同外九件（請願者　岐阜県加茂郡坂祝村取組坂祝村婦人会長山口さき外百三十七名）（加藤鐐造君紹介）（第二八〇五号）、同外八件（請願者　長野県諏訪郡下諏訪町木ノ下三輪和子外百四十五名）（小山平二君紹介）（第二八八五号）、同外一件（請願者　佐賀県藤津郡塩田町久間田崎ゆう外六十一名）（大坪保雄君紹介）（第二八八六号）、同（請願者　群馬県勢多郡宮城村柏倉宮城村連合婦人会長阿久沢せい外九名）（五十嵐吉藏君紹介）（第三〇七四号）、同外十一件（請願者　福井県小浜市住吉連合婦人会吉田好江外百八十一名）（堂森芳夫君紹介）（第三二五〇号）、同（請願者　香川県香川郡塩江町長平山茂直外五名）（藤本捨助君紹介）（第三四五二号）、同外二件（請願者　岐阜県武儀郡武芸村婦人会長花村せつ子外三十一名）（三田村武夫君紹介）（第三四五三号）、外同一件（請願者　鹿児島県大島郡徳之島町婦人連絡協議会長指宿ひで外三十名）（保岡武久君紹介）（第三四五四号）、同外一件（請願者　大阪府泉南郡岬町多奈川婦人会長大中喜美子外十四名）（小西寅松君紹介）（第三四七二号）、同（請願者　埼玉県北足立郡鳩ケ谷町婦人会長石田志げ外三名）（高石幸三郎君紹介）（第三四八八号）、同（請願者　長野県上高井郡綿内村綿内村婦人会長小林つるを外二十一名）（小坂善太郎君紹介）（第三四八九号）、同外一件（請願者　埼玉県南埼玉郡八潮村八潮村連合婦人会長大山トク外二十八名）（板川正吾君紹介）（第三五〇六号）、同外五件（請願者　岐阜県恵那郡山岡町山岡町婦人会原支部長小木曾千里外八十一名）（加藤鐐造君紹介）（第三五〇七号）、同外一件（請願者　新潟県北魚沼郡広神村広神村婦人連絡協議会長馬場イツ外二十七名）（小林進君紹介）（第三五〇八号）、同（請願者　山口県玖珂郡美和町美和町婦人会長正房千恵子外十一名）（橋本正之君紹介）（第三五〇九号）及び同外一件（請願者　神奈川県愛甲郡清川村煤ケ谷婦人会長山田イソ外二十五名）（小金義照君紹介）（第三五四四号）に関する

報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆衛生の重要化に伴い、保健所業務がますます増加するにかかわらず、その人的および物的設備はまことに不完全で、その機能を十分発揮することができないのみならず、国民保健上重大な障害を来たそうとしているのはきわめて遺憾である。ついては、すみやかに保健所に勤務する全職員を国庫負担の対象とするとともに、保健所に関するすべての経費に対する国庫負担率を二分の一に引き上げ、あわせて保健所職員の待遇改善を実施せられたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆衛生の第一線で活躍する保健所職員の使命は重大であり、国家財政の許す範囲内で前掲の措置を講ずることはきわめて妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

結核専門医の増員に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信外百九十名）（中曾根康弘君紹介）（第四七九号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内田部井良仁）（栗原俊夫君外一名紹介）（第五五一号）及び同（請願者　栃木県河内郡河内村下岡本国立栃木療養所内谷口寿雄外八百四十八名）（戸叶里子君紹介）（第六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核患者は、病気を早くなおすために結核専門医によつて正しい治療を受けられることを切実に願つているが、地方の病院や療養所では、医師の待遇が悪いため定員すら確保できない状態である。ついては、安心して適切な療養指導が受けられるよう、結核専門医の増員をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の病院、療養所において、待遇関係から、結核医の採用困難であることは、結核対策上重要問題である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

結核回復者の就職及び住宅保障に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信）（中曾根康弘君紹介）（第四八〇号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩六百八十番地上宮教会療園内大橋養）（八木一男君紹介）（第五六七号）、同（請願者　群馬県高崎市東町六十九番地大塚弘久外百五十二名）（茜ケ久保重光君紹介）（第六二四号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地金沢蹈雄）（帆足計君紹介）（第六二五号）、同外一件（請願者　茨城県那珂郡東海村村松松晴嵐荘内篠原洲子外一名）（石野久男君紹介）（第六八〇号）、同（請願者　新潟県西蒲原郡内野町国立内野療養所内鈴木満男外二百八十七名）（櫻井奎夫君紹介）（第七五〇号）及び同外二件（請願者　新潟県柏崎市大久保二保千八百十四番地国立新潟療養所内太田多四郎）（小林進君紹介）（第二四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

療養の結果、社会に復帰できるようになつた結核回復者が一日も早く自立できるよう、次の事項を措置されたいというのである。

（一）結核回復者のための公営住宅の建設、（二）身体障害者福祉法の援護措置の拡大（運賃割引を百キロ以下にも適用する等）、（三）世帯更生資金、国民金融公庫の生業資金の優先貸付、（四）共同作業所の増設、（五）回復者寮の設置、（六）官公庁、大企業に結核回復者を一定率以上に雇用させる措置をもうけるための優先雇用法の立法化。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨検討すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し長貨拾二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九局四四三一番・四四三二番

印刷局

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十四年五月二日

○第三十一回国会　衆議院会議録追録（その一）（二）

社会労働委員会
国立病院、療養所の給食費引上げに関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信）（中曾根康弘君紹介）（第四八一号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地金沢顕雄）（帆足計君紹介）（第六四三号）及び同外一件（請願者　新潟県柏崎市大久保二保千八百十四番地国立新潟療養所内信江清外一名）（小林進君紹介）（第二四二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在国立病院、療養所の給食材料費は、一率百二円に引き上げられたが、これでも療養三原則の一つである栄養療法に十分でなく、患者の好みにあつた給食もできない。ついては、給食材料費を百三十円以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨適切妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

戦傷病療養者の保障に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信外百九十名）（中曾根康弘君紹介）（第四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧陸海軍に所属していた戦争犠牲者は、いまなお多く全国各地の病床に苦しい毎日を送り、療養を続けているが、長い闘病生活にもかかわらずまだ回復できず、生活の能力もない苦しい状態におかれている。ついては、社会保障の確立のため、次記を実現されたいというのである。（一）療養給付の治療制限を撤廃すること、（二）自己の責任によらず申請もれになつていた戦傷病者の療養給付を復活すること、（三）療養給付の他に生活の面も保障すること、（四）結核後保護施設入所料の給付をすること、（五）職業補導、就職のあつせんおよび住宅の確保をすること、（六）入院者に対する越冬見舞金品支給を予算化すること、（七）申請から裁定までの期間を短かくすること。

二、請願の議決理由

戦争犠牲者に対して前掲の措置を講ずることは、適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

健康保険の給付内容改善及び国庫補助増額に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信）（中曾根康弘君紹介）（第四八三号）、同（請願者　茨城県鹿島郡鹿島療養所内臼井実外百八十八名）（石野久男君紹介）（第六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府管掌の健康保険は、現在六十億の黒字となつていながら予防給付は除かれているため、健康診断の費用は全額受診者負担であり、また三十三年十月一日より医療費が引き上げになつたので家族負担はふえ、医師にかかることが困難な状態になつている。ついては、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）給付内容の改悪は絶対に行わないこと、（二）第二十四国会で改悪されたものをもとのように改善すること、（三）傷病手当金の給付期間を三年に延長し、療養給付期間を三年から五年に延長すること、（四）被扶養者の療養給付率を五割から七割以上に引き上げること、等。

二、請願の議決理由

保険財政の現状等にかんがみ本請願は妥当なるものと認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

基準看護及び基準給食の基準引上げに関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信）（栗原俊夫君外一名紹介）（第五五〇号）、同（請願者　群馬県甘楽郡南牧村青木茂作外百三十二名）（茜ケ久保重光君紹介）（第六三六号）及び同（請願者　茨城県鹿島郡鹿島療養所内臼井実外百八十八名）（石野久男君紹介）（第六七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現地、国立病院および療養所の給食費は百二円であるが、結核患者に必要なバター、牛乳、卵、新鮮な野菜を献立の中で生かしていくには、一日百三十円以上の費用が必要であるので、補食費をねん出することのできない患者にとつては深刻な悩みであるから、七割以上の純材料費を使うことによつて栄養が十分とれるよう基準をつくられたい。また快適な療養をおくり一日も早く回復するためにはゆきとどいた看護が必要であるけれども、看護内訳によれば看護婦五割以上、準看護婦三割以上となつているにもかかわらず、無資格者が二割以上も入つていることは、無資格者によつてひき起される事故を考えた場合、人道的問題である。ついては、基準看護の基準、人員の有資格者の増員、看護の具体的な内容を明示し、適切な措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

結核患者にとつて、大気、安静、栄養は三大原則であるが、特に栄養は重要なるにかんがみ、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

結核予防法予算増額に関する請願（請願者　前橋市江木町十全病院内松井茂雄外百六十六名）（栗原俊夫君外一名紹介）（第五五四号）、同（請願者　群馬県伊勢崎市上植木本町二千七百二十一ノ一小川貞吉外百七十四名）（茜ケ久保重光君紹介）（第六二八号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内綿貫一郎）（栗原俊夫君外一名紹介）（第七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核予防法は、結核問題の解決健康保険法の療養給付期間延長等に関する請願（請願者　前橋市江木町十全病院内松井茂雄）（栗原俊夫君外一名紹介）（第五五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核の治療は最近著しく進歩し、療養の期間も短縮されたが、ある場合には依然として治療が困難で、中には万策尽きて悪い病状のまま退院するものが多数ある現状であるから、現在の三年の制限を、できるだけ延長するよう、健康保険法を改正するとともに、被扶養者の認定は、実質的な扶養の事実に立脚するとともに、また傷病手当金も一年半の給付とせず、これが期間を延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核治療の進歩は近年著しいものがあるが、結核の治療は依然として困難なる実情にあることにかんがみ、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

に最も重要な使命を持つものであり、国民ひとしく期待をかけているが、実際は多くの対象者がその必要とする療養を受けることができず、命令入院にしても、化学療法や手術にしても、予算がないため不許可となるものがきわめて多い現状であり、また病院、療養所等において悲劇的な打切り問題や入院隔離のできない患者が非常に多い。ついては、現在の法律等を一部でも改正して、結核予防法の予算の増額をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

結核対策は、国民保健上重要施策であると認めるので、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

アフター・ケア予算増額等に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信）（栗原俊夫君外一名紹介）（第五五五号）及び同（請願者　群馬県高崎市根小屋町吉田純一外百九十九名）（茜ケ久保重光君紹介）（第六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核回復者が社会復帰するには、最終的にアフター・ケア（後保護）が必要であるから、アフター・ケア予算の増額措置を講じられるとともに、アフター・ケア法の制定について配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

在宅結核患者の入院促進に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信）（栗原俊夫君外一名紹介）（第五五六号）及び同（請願者　群馬県高崎市住吉町五番地清水孟造外百五十二名）（茜ケ久保重光君紹介）（第六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の結核医学からみて、入院治療をすることが結核回復の近道とされているが、結核治療費の公費負担が少いことが主因をなし、加えて各種社会保障、国民健康保険の給付内容の貧弱さ、生活保護による入院の困難などにより、全国的に約一割も空床がありながら入院できない患者が多数に上っていることは、政府の結核対策の貧困さを示すものであり遺憾にたえない。ついては、これら在宅患者をすみやかに入院せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近の結核病床の利用率は低下しているが、なお、要入院結核患者数は八十六万の多数に達している現状にかんがみ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

社会保障費増額に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信）（栗原俊夫君外一名紹介）（第五五七号）及び同（請願者　群馬県利根郡水上町大穴穂刈清一外百八十一名）（茜ケ久保重光君紹介）（第六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在全国には結核患者が、登録されているだけでも二百七十万人といわれるが、社会保障制度が貧困なため、進歩した医学の恩恵をあまねく受けるにはほど遠い現状であり、生活保護法の適用を受けるにしても、生活基準が一箇月成年男子でも二千円に満たない非稼働世帯を根拠として算出された額であり、その他の解釈と運用についても、法の精神と反した通達が厚生省より出されているので、この適用を受ける者はごく限られた人だけである。ついては、福祉国家の使命である国民の健康な生活を保障するため、社会保障費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核対策は国民保健上、重要施策であり、その趣旨適切妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

国民健康保険の国庫補助増額等に関する請願（請願者　前橋市江木町十全病院内松井茂雄）（栗原俊夫君外一名紹介）（第五五八号）及び同（請願者　茨城県那珂郡東海村村松晴嵐荘臼井実外四百八十五名）（石野久男君紹介）（第六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

多くの入院患者層のうち、国民健康保険の入院患者が最も気の毒な状態であるが、それは給付率のよくない約半額以上の負担が家庭の経済に重大な影響を及ぼすからで、特に医療費の値上りによって一そう危機をはらんでおり、このため入院を放棄し、退院するものが続出している。しかも健保との関係が不統一であり、ある場合は療養期間満了後の健保家族の加入を拒否したり、反対にある場合は明らかに健保家族的性格のあるものを強制的に国保に加入せしめ、二重税的負担に苦しませる等、多くの不合理な点があるが、これらは国保補助金が少いためである。ついては、国民健康保険の補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民皆保険の早期実現の趣旨からみて、本請願は妥当なるものと認める。よってこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

医療単価改正に関する請願外一件（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信外百八十二名）（栗原俊夫君外一名紹介）（第五五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十三年十月一日から一点単価が改訂になり、医療費が引き上げられたが、社会保険被扶養者および自費患者の経済的負担がふえるだけでなく、国庫補助が少いため、医療費引き上げが被保険者にはね返ってくるため、療養に専念できない等、いろいろな問題点が含まれている。ついては、国庫負担を大幅に増額し、安心して療養に専念できるよう、医療単価の改正をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よってこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

日雇健康保険の給付内容等の実情にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よってこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

国立病院、療養所の営利化反対に関する請願外一件（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信外四百十九名）（栗原俊夫君外一名紹介）（第五六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核治療の中心的存在である国立病院および療養所は、最近経費減免制度の引き締めや滞納の苛酷な取り立てを行い、利益をあげない療養所の統廃合等を行つて、もうかる療養所へと、営利化の方向に進んでいるが、これは国立の病院、療養所本来のあり方に逆行するものである。ついては、国の予算を増額して国立病院、療養所の営利化の傾向をなくすよう適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨検討すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

結核治療費全額国庫負担制度確立に関する請願外一件（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信外四百八十名）（栗原俊夫君外一名紹介）（第五六二号）、同（請願者　神奈川県相模原市小山三千百二十九番地相模更生病院内西原朝雄）（岩本信行君外一名紹介）（第六一九号）、同（請願者　栃木県河内郡河内村下岡本国立栃木療養所内谷口寿雄外千五百七十五名）（戸叶里子君紹介）（第六二〇号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地金沢顕雄）（帆足計君紹介）（第六二一号）、同（請願者　茨城県那珂郡東海村村松青嵐荘内川島隆一）（石野久雄君紹介）（第六八二号）及び同外二件（請願者　新潟県小千谷市二千二百十番地国立小千谷療養所内高橋辰平外二名）（小林進君紹介）（第二四二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核患者は、結核実態調査に示されるように全国で二百七十二万人もいるが、これに対する結核ベッドは二十五万余床という少い数にもかかわらず、全国で四万余床もあいているのは、いまだ社会保障制度が充実されていないためである。ついては、次記事項をすみやかに実施し、あわせて予算的措置を講ぜられたいというのである。（一）結核治療費を全額国庫負担とすること、（二）アフター・ケア施設を増設し、職業補導、医療管理等を充実させる生活条件の改善をはかること、（三）予防、治療およびアフター・ケアを一貫して立法化すること。

二、請願の議決理由

結核対策は、国民保健上重要施策であり、その趣旨適切妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

健康保険法の一部改正に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩六百八十番地上宮教会療園内大橋襄）（八木一男君紹介）（第五六五号）及び同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地金沢顕雄）（帆足計君紹介）（第六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般健康保険が赤字であるという理由で、患者負担等の改悪が行われたが、現在では、厚生省の言明によると、健康保険財政は赤字を克服して、百億の積立ができている由である。ついては、先に改正された点を従来の通り、再改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

健康保険の黒字財政にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつてこれを議会の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

生活保護法の一部改正に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩六百八十番地上京教会療園内大橋襄）（八木一男君紹介）（第五六六号）及び同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地金沢顕雄）（帆足計君紹介）（第六四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活保護の適用をうけて入院療養中の患者は、同法の内容があまりに劣悪なため、多くの療友がその負担に耐えられず、退院して行くのを見送つているが、たとえば一箇月の日用生活費六百四十円という同法の保護基準では、パンツが一年に一着、夏シャツが一年に一着しか与えられず、朝夕ベッドにある患者にとつて、とうてい耐えられないものである。ついては、生活保護基準を倍額に引き上げ、入院者生活費を千円にするとともに、遺家族年金、厚生年金、公務扶助料は収入認定から除外し、かつ期末扶助、勤労控除額の引き上げについて措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会経済情勢から本請願の要旨は考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

生活保護法による基準額引上げ等に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内須田吉信外四百六十一名）（苗ケ久保重光君紹介）（第六二二号）、同（請願者　栃木県河内郡河内村下岡本国立栃木療養所内谷口寿雄外九百二十五名）（戸叶里子君紹介）（第六二三号）、同（請願者　群馬県利根郡昭和村綿貫一郎外二百五十五名）（栗原俊夫君紹介）（第七四八号）及び同（請願者　新潟県西蒲原郡内野町国立内野療養所内鈴木満男外二百五十二名）（櫻井奎夫君紹介）（第七四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の生活保護法の内容は、憲法で保障された健康にして文化的な生活というには、あまりにもひどいものであり、被保護者の自立は著しく阻害されているから、次の諸点を考慮されたいというのである。（一）基準額を大幅に引き上げること、（二）期末扶助を千五百円以上支給すること、（三）厚生年金、恩給、遺族年金などを収入認定の対象としないこと、（四）入院患者加算六百四十円を千円以上に引き上げること、（五）地方自治体の支給する越冬見舞、夏季見舞を収入と認定しないこと、（六）各扶助を自立助長に役立つよう取り扱うこと。

二、請願の議決理由

現下の社会経済情勢から本請願の要旨は考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

社会保障制度の強化に関する請願（請願者　栃木県河内郡河内村国立栃木療養所内谷口寿雄外五百九十五名）（戸叶里子君紹介）（第六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十四年度予算編成において、国立療養所の特別会計制度は見送られることになつた由であるが、なお国立療養所の経費引き締め、生活保護基準額、結核予防法予算の引き下げ等、社会保障特に結核対策については予算編成上軽視されているが、結核医学が進歩したとはいえ、結核はなお相当の長期にわたる療養を要するものである。ついては、国の根本的な結核対策によつて、治療費を全額負担として結核を撲滅するよう結核予防法予算を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核対策は、国民保健上重要なものであり、近年死亡数は著しく減少したが、なお患者数は相当多く、一段の強力な対策を必要としている現状にかんがみ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働
委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国立病院の結核病床増設に関する請願（請願者　宇都宮市戸祭町九百三十一番地国立栃木病院内尾又吉三郎）（戸叶里子君紹介）（第六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在国立総合病院の結核患者収容数は、厚生省の方針によつて漸次減少させる由であるが、年々七十万人の結核患者が発生している今日、国立総合病院の結核ベッド数の減少は遺憾にたえない。ついては、今後は国立総合病院における結核ベット数を増大されたいというのである。

二、請願の議決理由
結核病床の整備について、全医療機関の総合的配置状況により、計画すべきものであり、検討さるべき問題である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日

社会労働
委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

アフター・ケア施設の拡充等に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地金沢顕雄）（帆足計君紹介）（第六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
アフター・ケア施設の内容を充実させ、完全なものにするため、次の事項を考慮されたいというのである。（一）アフター・ケア施設を拡充、新設すること、（二）アフター・ケア施設の運営費の補助率ならびに予算をふやして、補導内容と、その設備を改善すること、（三）補導期間を一年半ないし二年に延長すること、（四）生活特別基準額を二倍に引き上げること、（五）給食を基準給食施設並みにすること、（六）社会保険患者でもアフター・ケア施設に入れるようにすること、（七）呼吸不具者と呼ばれる結核外科の落し子を救うために、アフター・ケア施設に付属して公営の授産所、共同作業場をつくること。

二、請願の議決理由
結核回復者の完全な社会復帰をはかるため、アフター・ケア施設等拡充することは適切なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日

社会労働
委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国立療養所の看護人員増員に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地金沢顕雄）（帆足計君紹介）（第六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立療養所では重症者、術後患者には付添婦が認められていたが、昭和三十年に新看護体制が強行されてこれが認められなくなり、これまでは付添婦によつて、看護人員の不足を補つてきたがこれができなくなつた。ついては、重症者や術後患者の不便や苦痛を取り除くため、また看護婦の労働過重をなくするため、国立療養所の看護人員の増員を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願はその趣旨適切妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日

社会労働
委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

結核予防法の一部改正に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地金沢顕雄）（帆足計君紹介）（第六四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
結核予防法の命令入所の適用人員を増員するとともに、次記の事項を実現されたいというのである。（一）命令入所は期間を切らず、全額国庫負担とすること、（二）国の負担率を従来の五割から八割に引き上げること、（三）予防法にカナマイシンを適用すること。

二、請願の議決理由
結核対策は、国民保健上重要施策であり、その趣旨妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日

社会労働
委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

健康保険の給付内容改善等に関する請願（請願者　茨城県那珂郡東海村村松晴嵐荘内篠原洲子）（石野久男君紹介）（第六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
健康保険の財政は、三十一年度には四十数億円、三十二年度には六十億円の黒字となつている由であるから、この機会に大幅な国庫負担を加え、傷病手当金の給付を、標準報酬の十分の八とし、その支給期間を三年にする等、その給付内容を改善され、さらに、日雇労働者健康保険の給付を改善し、また国民健康保険に対する国庫負担を大幅に引き上げ、給付内容を充実されたいというのである。

二、請願の議決理由
前掲の事項は国家財政並びに保険財政の許す範囲内において十分考慮する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日

社会労働
委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

結核対策強化に関する請願（請願者　茨城県那珂郡東海村村松晴嵐荘内川島隆一）（石野久男君紹介）（第六七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近年結核医学の非常な進歩により、亡国病とまで言われた結核の病率は急激に減少したにもかかわらず、厚生省の発表によると、年々七十万の結核患者が発生しているという事実は、日本の社会保障制度に欠陥があるためと考えられる。ついては、結核対策を重点的に施策されたいというのである。

二、請願の議決理由
結核対策は、国民保健上重要施策であり、その趣旨適切妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日

社会労働
委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

結核治療費全額国庫負担制度確立等に関する請願（請願者　茨城県那珂郡東海村村松晴嵐荘内篠原洲子）（石野久男君紹介）（第六七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
結核医学は最近画期的に進歩したが、かえつて治療費と生活費の問題が病気にもまして深刻な問題となつている。ついては、結核治療費の全額国庫負担制度を確立し、結核後保護を立法化し、後保護施設予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
結核対策は、国民保健上重要施策であり、その趣旨適切妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日

社会労働
委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国立病院及び療養所の文化施設均等化に関する請願（請願者　神奈川県横須賀市不入斗町四丁目二十五番地国立横須賀病院内遠藤幸吉外百三十五名）（土井直作君紹介）（第六八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
神奈川県横須賀市の国立横須賀病院と県下各療養所、国立病院の文化施設水準を比較すると、内容のいかんにかかわらず非常な不均衡が見られるのみならず、その不備のしわ寄せが、患者にかかつているので、文化費獲得運動を展開したところ、病院側としては、残飯売却代金の充当以外ないと明言し、厚生当局の内示を得れば、早速にもという誠意ある意向を示した。ついては、厚生当局への交渉を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願はその趣旨検討すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院におい

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

家政婦の職域拡大に関する請願（請願者　岡山市上西川町十二番地日本臨床看護婦家政婦組合連合会長下平千重）（亀山孝一君紹介）（第七四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十六年の完全看護制および昭和三十三年の基準看護制の実施により、家政婦の付添看護活動は完全にシャットアウトされることになつたが、その基準看護が完全実施の暁には家政婦等の完全失業は二万四千二百七十三名という膨大な数が見込まれている。ついては、看護婦、家政婦の生活安定のため、職業安定法第三十二条施行規則第二十四条における家政婦の定義を改訂され、家政婦の職域を拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由
家政婦の職域の拡大は、完全看護制及び基準看護制の実施に伴い妥当な要請である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

看護婦、準看護婦等の職域確保に関する請願外一件（請願者　岡山市上西川町十二番地日本臨床看護婦家政婦組合連合会長下平千重外一名）（亀山孝一君紹介）（第七四四号）、同（請願者　大阪市天王寺区茶臼山町日本臨床看護婦家政婦組合大阪連合会長小林政枝）（菅野和太郎君紹介）（第一八四二号）、同（請願者　前橋市堀川町六十七番地日本臨床看護婦家政婦組合連合会群馬県支部湯山花子）（藤枝泉介君紹介）（第一八四四号）、同（請願者　山口県下関市名池町千六百九十七番地化山看護婦家政婦紹介事務所北山キクエ外二名）（安倍晋太郎君紹介）（第二〇三四号）及び同外一件（請願者　愛媛県今治市西門通り菅家政婦看護婦紹介所菅ハルノ外一名）（八木徹雄君紹介）（第二五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和三十四年四月一日より完全実施を予定されている新基準看護制実施にともない、派出看護婦、準看護婦および看護補助者の過去四十数年の歴史ある病人付添看護活動は、全面的にシャットアウトされることになるが、全国で三万人近くの派出看護婦、準看護婦、看護補助者をして町に失業者として投げ出すような新基準看護制は、病院の経営にプラスしたのみで、患者等に付添看護活動してきた看護婦等に対しては、きわめて冷酷な措置であり遺憾にたえない。ついては、基準看護制の中にあつて、付添看護活動が実質的にできうるよう、看護婦、準看護婦等の職域確保につき行政措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

し体不自由児施設増設等に関する請願（請願者　仙台市岩本病院内宮城県肢体不自由児協会長岩本正樹外五名）（長谷川峻君紹介）（第八四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
し体不自由児の療育については、宮城県においても昭和三十年九月し体不自由児施設宮城県整拓桃園が開設されたが、現在同県下には、七千名をこえるし体不自由児がおり、早急に拓桃園へ入園を要するものが六百七十余名にもなつているが、拓桃園の現状は、収容定数五十四名で、年間の回転はわずか四十名内外であり、事実、無為に日を送るうち児童福祉法の適用を受ける満十八才をこえ、治療の機会を失し、限りない失意の底にある親子が数多くなつている。ついては、福祉の底にあるといわれるし体不自由児のために、し体不自由児施設を新設増築されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の要旨は同県下の実情にかんがみ、施設増設の措置を講ずる必要がある。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

原子爆弾被爆者援護法制定に関する請願（請願者　長野県議会議員　北沢貞一外一名）（中澤茂一君紹介）（第八六七号）、同（請願者　長野県議会議員原武）（原茂君紹介）（第八六八号）、同（請願者　長野県議会副議長風間和夫外一名）（小澤貞孝君紹介）（第九九二号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治外一名）（松平忠久君紹介）（第九九三号）、同（請願者　長野県議会議員深沢則吉）（下平正一君紹介）（第一〇二四号）、同（請願者　長野県議会議員西沢寛志）（吉川久衛君紹介）（第一〇六四号）、同（請願者　長野県議会議員小林重英外一名）（小川平二君紹介）（第一二六七号）及び同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一四三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
広島、長崎において原爆の被害をうけて十三年たつた今日においても、多くの人たちが原爆症のために、十分に働き得ず生活面でも医療面でも非常に困つているので、それら原爆被害者に対して生活面、医療面での対策をすみやかに確立するよう左記事項を実現されたいというのである。（一）「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」が成立したがいまだ手続きのむずかしさや指定病院数が少いため、利用者は五十パーセント程度であるので医療施設をすみやかに拡充すること、（二）被爆者に対して生活保障援護の道をさらに進めること、（三）右記一連の施策を含めて「原水爆被爆者援護法」をすみやかに制定すること。

二、請願の議決理由
原爆被害者及び遺家族の心情を考察し、これが援護のため前掲の措置を講ずることは、きわめて適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

国定公園施設整備費国庫補助増額に関する請願（請願者　高知県知事溝渕増巳）（森本靖君紹介）（第九五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高知県における国定公園は、昭和三十年四月一日足摺地域が足摺国定公園に、また昭和三十一年十一月一日から土佐郡本川村、吾川郡池川町の一部が石鎚国定公園として指定されたのであるが、発足以来公園地域内の利用者は増加の一途をたどりつつあるにもかかわらず、この施設整備等はこれに伴わず、受入態勢がはなはだしく立ち遅れており、同県観光資源の保護開発の上からも大きな障害となつている実情である。ついては、昭和三十四年度予算においては、国定公園施設整備費に対する国庫補助金を増額計上されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、観光資源の保護開発上の見地から、きわめて適切なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

学校給食栄養士の向上に関する請願（請願者　福井市御本丸町一番地福井県学校給食会理事長川端喜代士）（堂森芳夫君紹介）（第九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
学校給食栄養士は栄養の学理、技術を駆使し、学童の栄養を確保することはもちろん、さらに学校給食の本質である児童の栄養教育を行うという大きな使命をもつているが、現行栄養士法による栄養士養成制度は、この要請に相応な人材を生み出すために不適当な現状にある。ついては、現行の二年制を三年以上の養成期間に改正す

るために、栄養士法第二条第一項を改正するとともに、卒業者には全員国家試験を課し、学校給食栄養士としての有能な人材を育成するよう、同法第二条第二項を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校栄養士の資質向上を図るため、その趣旨適切妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

工場及び事業場給食栄養士の向上に関する請願（請願者　福井市松影町福井地区工場給食会長佐々木清一）（堂森芳夫君紹介）（第九九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

オートメーション化によりますます高度の発達をなしつつある各種企業は、現在形を変えて勤労者の頭脳、体力を高度に要求しているが勤労者の鋭敏な頭脳、たくましい体力の源泉は、栄養的な食生活に起因するところが大であり、工場、事業場の給食は生産力の源泉として一段と大きな意義をもっている。しかし、近時栄養士の十分なる栄養管理が行われていないむきが多く見受けられることは、現行栄養士法による養成制度の欠陥である。ついては、現行の二年制を三年以上の養成期間に改正するために栄養士法第二条第一項を改正するとともに、卒業者には全員国家試験を課し、工場事業場給食栄養士としての有能な人材を育成するよう、同法第二条第二項を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

工場及び事業場給食栄養士の資質の向上を図るため、その趣旨適切妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

病院給食栄養士の向上に関する請願（請願者　福井市宝永上町五十番地福井県病院協会長真田清一郎）（堂森芳夫君紹介）（第九九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

急速なる医学の進歩に伴い病院給食の重要性は一段と高まっているが、栄養士の素質、教養、能力が他の医療関係者に比し低下の傾向にあり、この原因は日々進歩する社会情勢に即応せず、旧態依然たる栄養士養成制度の欠陥にある。ついては、現行の二年制を三年以上の養成期間に改正するために、栄養士法第二条第一項を改正するとともに、卒業者には全員国家試験を課し、病院給食栄養士としての有能な人材を育成するよう、同法第二条第二項を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

病院栄養士の資質向上を図るため、本請願はその趣旨適切妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

結核予防費の国庫補助率引上げに関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（上林山榮吉君紹介）（第一一二三号）、同（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（上林山榮吉君紹介）（第一一二四号）、同（請願者　鹿児島県議会議員浜崎隼人）（前田郁君紹介）（第一一二六号）、同（請願者　鹿児島県議会議員浜崎隼人）（前田郁君紹介）（第一一七〇九号）、同（請願者　鹿児島県議会副議長日高広為）（中馬辰猪君紹介）（第一四三八号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員東政則外一名）（小牧次生君紹介）（第二〇九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核予防対策として国民全部が結核検診を受けられることになつたことは喜ばしいことであるが、検診の結果発見された患者は、その治療に多額の経費を要するため、十分な医療が受けられないものが多く、これが結核の感染源となっている現状である。ついては、結核予防の万全を期するため、次記の諸点について善処されたいというのである。（一）地方財政事情から予算計上に困難をきたさぬよう現行の結核予防に対する補助率「二分の一」を「十分の八」に引き上げること、（二）現行の「結核医療の基準」を改正して、大幅に結核医療を実施させること、（三）患者に対する医療は少くとも八割以上を公費負担とすること、（四）濃厚感染のおそれある患者は、即刻入院加療を命じ、治療に要する費用は全額公費負担とすること。

二、請願の議決理由

結核対策は、国民保健上重要施策であり、その趣旨適切妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

フイラリヤ予防措置法制化に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（上林山榮吉君紹介）（第一一二四号）、同（請願者　鹿児島県議会議員浜崎隼人）（前田郁君紹介）（第一一七〇九号）、同（請願者　鹿児島県議会副議長日高広為）（中馬辰猪君紹介）（第一六一二号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員東政則外一名）（小牧次生君紹介）（第二〇九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県におけるフイラリヤ症（糸状虫症）は、他県に比較して最も多く、特に奄美大島のごときは、その住民の二十パーセントが子虫保有者であると推計されている、しかるに最近の医学の進歩は、保虫者の駆虫や媒介蚊の駆除により、容易にその予防措置を講じ得るに至つたが、これが予防措置は、自覚症状のない保虫者なしは、流行地域の全住民が対象であるため、駆除治療に相当な経済負担を必要とする、ついては、フイラリヤ予防上必要な国庫補助の立法化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

フイラリヤ症（糸状虫症）は、地方的寄生虫病であり、その多発地方においては、住民の保健対策上重要な問題で、その抜本的予防措置には相当な財政負担となり、国庫補助の必要を認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

食肉販売業者の環境衛生同業組合連合会設立認可促進に関する請願（請願者　神戸市生田区元町一丁目十二番地兵庫県食肉環境衛生同業組合理事長平井幸義外二十三名）（田中武夫君紹介）（第一一二六号）、同（請願者　東京都港区芝高浜町十番地全国食肉環境衛生同業組合連合会長大橋源治郎）（臼井荘一君紹介）（第一八三五号）、同（請願者　宇都宮市池上町三千三十六番地栃木県食肉環境衛生同業組合理事長清生清三外四名）（山口好一君紹介）（第一八九四号）、同（請願者　宇都宮市池上町三千三十六番地栃木県食肉環境衛生同業組合理事長渡辺清太郎外四名）（小平久雄君紹介）（第一九五九号）、同（請願者　宇都宮市池上町三千三十六番地栃木県食肉環境衛生同業組合副理事長滝沢武君外五名）（野澤清人君紹介）（第一九六〇号）、同（請願者　山形市十日町山形県食肉環境衛生同業組合理事長二藤武雄外一名）（木村武雄君紹介）（第二〇一四号）、同（請願者　山口県吉敷郡小郡町大正町千三百十七番地山口県食肉環境衛生同業組合理事長松本恭一外四名）（受田新吉君紹介）（第二一一〇号）、同（請願者　兵庫県印南郡志方町志方平井参次外二名）（田中武夫君紹介）（第二一一一号）、同（請願者　山口県吉敷郡小郡町大正町千三百十七番地山口県食肉環境衛生同業組合副理事長貞政軍次外四名）（橋本正之君紹介）（第二一一二号）、同（請願者　甲府市堅町七十九番地浅川孝政外二十六名）（内田常雄君紹介）（第二一七〇号）、同（請願者　兵庫県姫路市高尾町五百五十八番地姫路食肉供給組合長堀田保治郎外二名）（渡海元三郎君紹介）（第二一〇二号）、同（請願者　岡山市内山下三十番地の三岡山県食肉環境衛生同業組合理事長岡本義夫外一名）（亀山孝一君紹介）（第二一三九号）、同（請願者　東京都港区芝高浜町十番地全国食肉環境衛生同業組合連合会内広島県食肉環境衛生同業組合理事長左奈田正雄外四名）（高橋頴一君紹介）（第二二四〇号）、同（請願者　熊本市新市街熊本県食肉

環境衛生同業組合理事長山下時良)(石坂繁君紹介)(第二四九八号)、同(請願者　名古屋市中村区高畑町東大門十四番地愛知県食肉環境衛生同業組合専務理事久野平一)(久野忠治君紹介)(第二四九九号)、同(請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷一ノ七百三十三番地東京都食肉環境衛生同業組合理事長尾堅太郎外二名)(小川半次君紹介)(第二五三〇号)、同(請願者　東京都港区芝南佐久間町一丁目二十六番地竹内藤七外一名)(田中榮一君紹介)(第二五五九号)、同(請願者　大阪市浪速区元町二丁目八十二番地元町会館内大阪府食肉環境衛生同業組合理事長荒山林威外六名)(菅野和太郎君外一名紹介)(第二五六〇号)、同(請願者　東京都中野区本町通り四丁目二十番地竹内敏男外二名)(岡崎英城君紹介)(第二六二八号)、同(請願者　東京都品川区五反田二丁目三百二十六番地前田清作外二名)(宇都宮徳馬君紹介)(第二六七六号)、同(請願者　東京都武蔵野市吉祥寺千八百五十四番地片山雅夫外二名)(福田篤泰君紹介)(第二七四二号)、同(請願者　京都市下京区四条油小路東入ル立原流市外三名)(中村三之丞君紹介)(第二七七二号)、同(請願者　静岡県浜松市平田町一番地静岡県食肉環境衛生同業組合副理事長北村隆策外三名)(中村幸八君紹介)(第二八五三号)、同(請願者　横浜市神奈川区山内町一丁目一番地神奈川県食肉環境衛生同業組合理事長竹内重吉外二名)(野田武夫君紹介)(第二八九〇号)及び同(請願者　新潟市古町新潟県食肉環境衛生同業者組合理事長石原雄一外一名)(亘四郎君紹介)(第三一八〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

十数万の全国食肉販売業者は、環境衛生関係営業の適正化に関する法律の施行に伴い、環境衛生同業組合連合会を結成するに至つたが、そく聞するところによると、同法の成立を見る際、厚生農林両大臣ならびに自由党幹部において、氷雪と食肉は次期国会で除外云々の申し合せがあるため、同連合会の認可について、厚生当局は困惑している由であるが、このような申し合せ程度で、施行されている法律がひかめられたり、認可の支障となつていることは、国家のためまことに憂うべき事態であり、同業者にとつて迷惑至極である。ついては、すみやかに食肉販売業者の環境衛生同業組合連合会設立認可の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨適切妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

ハンゼン氏病対策に関する請願(請願者　岡山県邑久郡邑久町愛生園社会啓蒙研究会片山厳)(逢澤寛君紹介)(第二一〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ハンゼン氏病(らい病)患者は、末代まで結婚の自由を失い、行くさきざきまで白眼視されて、社会の片隅に置き去りにされているが、同病は遺伝病でも不治の病でもないことは、医学の進んだ今日では立証されているところであつて、いまなお収容に応じない患者が絶えないのは、社会の迫害から少しでも避けられる道はないかともだえ苦しみ死を割り切ることのできない患者にほかならない。ついては、ノルエーのように患者が進んで収容され得る社会状勢を作るとともに、患者の早期治療に応ずる政策を積極的に進められたいというのである。

二、請願の議決理由

ハンゼン氏病患者は、半世紀にわたる対策により、その数も著しく減少したが、さらに徹底的に抜本的収容対策を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

結核治療費の全額国庫負担等に関する請願(請願者　滋賀県議会議長　丹波重蔵)(今井耕君紹介)(第二一六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

厚生省の調査によると全国で二百九十二万余名の結核患者がおり、そのうち直ちに入院を要するものが百三十七万人と推定されているが、一方ベッド数は全国で二十万床のうち、二割の空床となつている現状は、明らかに入院治療を必要とする者が経済的理由によつて入院が妨げられ、適切な治療ができないことを物語つている。ついては、結核患者の医療費は全額国庫負担とするとともに、また結核児童は全国を通じて、大人の患者に混つて治療されているため、その環境きわめて悪く、療養期間中教育は放置され、寒心にたえない実情にあるから、結核児童の専門病棟を設置し、適切な環境のもとで、教育治療を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核対策は、国民健康上重要施策であり、その趣旨適切妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

戦傷病者のための単独法制定に関する請願(請願者　滋賀県栗太郡栗東町荒張三百三番地沢幸吉)(今井耕君紹介)(第一三八二号)、同(請願者　鹿児島市長田町一番地鹿児島県傷痍軍人会長佐多直大)(宇田國榮君紹介)(第一四一二号)、同(請願者　大阪市南区田島町二番地大阪府傷痍軍人会長津留昌宏)(淺香忠雄君紹介)(第一四八九号)、同(請願者　福岡市県庁内福岡県傷痍軍人会長加藤政太郎)(藏内修治君紹介)(第一四九〇号)、同(請願者　広島市千田町三丁目八百九十番地ノ十二広島県傷痍軍人会本部副会長園太敏生)(高橋等君紹介)(第一六一一号)、同(請願者　山口県美祢郡美東町大字絵堂山口県傷痍軍人会副会長山口辰雄)(田中龍夫君紹介)(第一六五五号)、同(請願者　長崎市立山町一番地長崎県庁世話課内長崎県遺合傷痍軍人会長梁瀬健吾)(馬場元治君紹介)(第一六五七号)、同(請願者　鹿児島県姶良郡隼人町朝日園畑嘉太郎)(中馬辰猪君紹介)(第一六八〇号)、同(請願者　岡山市石関町七十二番地岡山県傷痍軍人会長楠山昊太)(亀山孝一君紹介)(第一八四〇号)、同(請願者　横浜市戸塚区戸塚町二十九番地森本昇市)(小金義照君紹介)(第一八四一号)、同(請願者　岡山市石関町七十二番地小郷好夫)(橘本龍伍君紹介)(第一八四二号)、同(請願者　青森県中津軽郡岩木村竜ノ口三上直太郎外一名)(竹内俊吉君紹介)(第一八七七号)、同(請願者　青森県弘前市撫牛子西田百十八番地桜庭長八外一名)(津島文治君紹介)(第一八七八号)、同外一件(請願者　千葉市幕張町四丁目八百十番地高橋正次外一名)(福井順一君紹介)(第一八七九号)、同(請願者　和歌山県伊都郡かつらぎ町和歌山県傷痍軍人会名山正明外一名)(坊秀男君紹介)(第一八八〇号)、同(請願者　福島県郡山市字大重町四十三番地遠藤金盛)(粟山博君紹介)(第一八八一号)、同(請願者　福島県郡山市字中町十番地遠藤好夫)(山下春江君紹介)(第一八八二号)、同(請願者　名古屋市北区柳原町二丁目三番地佐々木善一)(早稲田柳右エ門君紹介)(第一八八三号)、同(請願者　松山市西須賀町愛媛県傷痍軍人会連合会古河福義)(關谷勝利君紹介)(第一九四四号)、同(請願者　熊本市内坪井町百七十五番地戸次正元)(園田直君紹介)(第一九四五号)、同(請願者　新潟市西天明町百五番地長谷川由太郎)(高橋清一郎君紹介)(第一九四六号)、同(請願者　長野市県町五百四十番地日本傷痍軍人会長野県傷痍軍人会竹内芳邦)(増田甲子七君紹介)(第一九四七号)、同(請願者　新潟市一番堀通り県庁世話課内新潟県傷痍軍人会渡辺信市)(渡邊良夫君紹介)(第一九四八号)、同(請願者　島根県簸川郡大社町四本松大谷清)(櫻内義雄君紹介)(第二〇二二号)、同(請願者　鹿児島市長田町一番地鹿児島県傷痍軍人会鵜木歓喜)(中馬辰猪君紹介)(第二〇四八号)、同(請願者　金沢市十一屋町力四十ノ十九番地石川県傷痍軍人会徳田保久外一名)(南好雄君紹介)(第二〇四九号)、同(請願者　高松市宮脇町五百五番地香川県傷痍軍人会白井要平)(藤本捨助君紹介)(第二一七六号)、同(請願者　長野県松本市県町北区宮下巍平)(小坂善太郎君紹介)(第二一九七号)、同(請

第二番地寺岡秀吉外一名）（世耕弘一君紹介）（第二一九八号）、同（請願者　和歌山市中之島貝柄町二七番地北海道傷痍軍人会道南連合会長佐藤千里）（田中正巳君紹介）（第二一九九号）、同（請願者　北海道函館市千代ケ岱町香川県仲多度郡多度津町、有木功）（加藤常太郎君紹介）（第二二三一六号）、同（請願者　松山市東拓川町空谷光友）（中村時雄君紹介）（第二二六〇号）、同（請願者　青森県弘前市十面沢二十八番地斎藤三四郎）（三和精一君紹介）（第二六四一号）、同（請願者　和歌山市島橋東ノ丁百四十八番地興梠学）（山口喜久一郎君紹介）（第二六七八号）、同（請願者　三重県多気郡多気町平谷三百三十八番地日本傷痍軍人会多気郡支部中井知一）（田村元君紹介）（第二八五二号）、同（請願者　新潟県西蒲原郡黒崎村緒立久住恵一）（田中角榮君紹介）（第三一三七号）及び同（請願者　長崎市立山町一番地長崎県民生労働部世話課内長崎県連合傷痍軍人会松田良一）（倉成正君紹介）（第三五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

傷い軍人の援護措置に関する現行法規および援護機関は、いずれも幾重にも重なり、指導、保護は適確を欠き、啓発は絶無にひとしく、このためいたずらに混乱を生じせしめている現況にある。ついては、戦傷病者の身分規範を定め、各種法規を統一し、軍人、軍属の公務上の負傷等に対し、国家補償の精神に基き、軍人、軍属であつた者およびその家族の特異性にかんがみ、単独法を制定し、援護の徹底を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

戦傷病者に対して強力なる援護の措置を講ずることは、きわめて妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

一、請願の要旨及び目的

戦没者遺族の処遇については、先般法律の改正により、文武間の不均衡が是正され、戦没者遺族の処遇に関する大筋の解決がなされたのであるが、しかもなお、法の不備、公務認定基準による制約、戸籍関係等のために、戦後十三年余を経た今日においても、なんら国家の補償に浴せず、悲境に放置されている多数の遺族があることは、はなはだ遺憾である。ついては、すみやかに次記諸項を実現されたいというのである。（一）援護法の一部を改正する法律中、準軍属の遺族に対し、遺族年金を支給すること、（約二万八千人、約七億七千五百万円の給与金差額分）（二）共済組合から年金を受けられない内地勤務軍属の戦没者遺族に遺族年金を支給すること（弔慰金三千人一億五千万円、年金二千人一億六百万円）、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は国家財政の許す範囲内で十分考慮するを妥当と認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

一、請願の要旨及び目的

戦没者遺族の処遇に関する請願（請願者　東京都千代田区九段一丁目五番地財団法人日本遺族会長高橋竜太郎）（賀地文平君紹介）（第一三八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦没者遺族の処遇に関する請願（請願者　長崎市立山町一番地長崎県民生労働部世話課内長崎県連合傷痍軍人会松田良一）（倉成正君紹介）（第三五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦没者遺族の処遇に関する請願（請願者　岡山県議会議長中国五県議会正副議長会井本稔）（亀山孝一君紹介）（第一七三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在国は、簡易水道事業を普及奨励するため、市町村に対して国庫補助金を交付しているが、その金額は少額であつて、とうてい要望を満たすことはできない実情である。近時、公衆衛生の向上、生活の改善合理化、産業の振興等により、簡易水道施設の要望は絶大なものがあるので、簡易水道事業に対する国庫補助予算の大幅な増額とともに補助率を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

簡易水道事業に対する国庫補助増額に関する請願（請願者　岡山県議会議長中国五県議会正副議長会井本稔）（亀山孝一君紹介）（第一七三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆衛生保持の見地より保健所行政の使命は重大であり、前掲の措置を講ずることは、きわめて適切妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

保健所に対する国庫補助増額に関する請願（請願者　岡山県議会議長中国五県議会正副議長会井本稔）（亀山孝一君紹介）（第一七三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保健所運営に要する人件費、物件費等の経費については、保健所法の定めるところにより、国が三分の一を負担することとなつているが、保健所行政の本質にかんがみ、保健所は国と地方との平等の責任と負担により運営されなければならないのに、現行の低率補助は、この経費負担区分上不合理であるばかりでなく、地方財政を不当に圧迫している実情である。ついては、国民の福祉増進上、保健所の一そうの充実を期するため、現行負担率三分の一を二分の一に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆衛生保持の見地より保健所行政の使命は重大であり、前掲の措置を講ずることは、きわめて適切妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国立箱根療養所の戦傷者入所料国庫負担に関する請願（請願者　東京都渋谷区代々木初台五百四十五番地奈良栄三）（高瀬傳君紹介）（第一七七八号）、同（請願者　滋賀県栗太郡栗東町荒張三百三番地沢幸吉）（今井耕君紹介）（第一八八四号）、同（請願者　京都市中京区夷川通東洞院西入京都府傷痍軍人会長山科喜一）（小川半次君紹介）（第一八八五号）、同（請願者　熊本市内坪井町百七十五番地戸次正元）（大久保武雄君紹介）（第一八八六号）、同（請願者　青森県弘前市撫牛子西田百十八番地の一桜庭長八外二名）（竹内俊吉君紹介）（第一八八七号）、同（請願者　和歌山市島橋東ノ丁百四十八番地興梠学）（坊秀男君紹介）（第一八八八号）、同（請願者　福島県郡山市字大重町四十三番地遠藤金盛）（山下春江君紹介）（第一八八九号）、同（請願者　島根県簸川郡大社町四本松大谷清）（大橋武夫君紹介）（第一九三三号）、同（請願者　岡山県井原市井原町三千三百三十三番地岡山県傷痍軍人会佐藤勇）（亀山孝一君紹介）（第一九三四号）、同（請願者　広島県三原市港町八百五十二番地ノ二広島傷痍軍人会宮本若松）（永山忠則君紹介）（第一九三五号）、同（請願者　群馬県高崎市柳川町群馬県傷痍軍人副会長飯塚正平）（長谷川四郎君紹介）（第一九三六号）、同（請願者　群馬県高崎市柳川町群馬県傷痍軍人会長田村武一）（藤枝泉介君紹介）（第一九三七号）、同（請願者　新潟県見附市新町新潟県傷痍軍人会副会長丸山新市外一名）（亘四郎君紹介）（第一九三八号）、同（請願者　岐阜県傷痍軍人会馬場良朗）（平賀三郎君紹介）（第二〇五〇号）、同（請願者　福井市館町十番地福井県傷痍軍人会荒井公一）（植木庚子郎君紹介）（第二一〇七号）、同（請願者　金沢市下本多町五丁目五番地石川県傷痍軍人会浦川孝市）（岡良一君紹介）（第二一〇八号）、同（請願者　山口県美禰郡美東町大字綾木宮崎正二）（田中龍夫君紹介）（第二一〇九号）、同（請願者　長崎市立山町一番地長崎県傷痍軍人会川崎猪三）（田口長治郎君紹介）（第二一七三号）、同（請願者　高松市宮脇町五百五番地香川県傷痍軍人会白井要平）（藤本捨助君紹介）（第二一七四号）及び同（請願者　松山市西須賀町二千四百二十七番地古河福義）（中村時雄君紹介）（第二六三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立箱根療養所は、昭和十五年首脊髄戦傷者の収容を目的として設置され、現在百二十名の患者が収容されているが、その内六十二名が戦傷者であり、両下し切断または両下し機能廃絶、かつ下半身不随、糞尿失禁等、再起不能の重症者であり、傷病恩給以外の収入は皆無であるのに、昭和三十三年十月傷病恩給の改定を契機として、入所料は現行月額四百円から二千円程度であつたものが、一万二千

円を越えるものをはじめ九千円程度に引き上げられ、強制的に徴収されている実情である。ついては、該療養所の患者は、半数以上十数年も一般社会から隔離治療に専念しているものであり、かつ国家の命令により軍人として勤務中に受傷したものであるから、これら戦傷者の入所料は国庫において支弁するとともに、国庫負担による医療制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦争犠牲者たる受傷者に対して援護の強化を図るため、前掲の医療制度を早急に確立することは、適切妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十二条の規定により、国立伊東、別府保養所に入所している第二項症以上の重度戦傷病者に対し、厚生省は従来より戦傷病者の負担となつている日額八十七円十九銭の一部負担金とは別に、月額二千円の看護料を徴収することを意図しており、その理由として、第二項症以上の戦傷病者は、増加恩給に年額二万四千円の加給が昭和三十三年十月から支給されているので、完全看護である保養所の入所の加給額全額を徴収するとのことであるが、この加給制度は重症者にできるだけ厚く、かつ現実に即応した処遇をするという精神から設けられたもので、入所者からその全額を徴収することは、立法の精神および国家補償の理念に反するのみならず、戦傷病者の家族の生活を一そう困窮せしめることになる。ついては、これが重度戦傷病者の看護料徴収に反対するというのである。

千葉市幕張町四丁目八百十番地高橋正次)(始関伊平君紹介)(第一九四一号)、同(請願者　千葉市幕張町四丁目百八十番地千葉県傷痍軍人会河野治平)(福井順一君紹介)(第一九四二号)、同(請願者　岐阜市青柳町五丁目岐阜県傷痍軍人会副会長武藤代次郎)(三田村武夫君紹介)(第一九四三号)、同(請願者　島根県浜田市片庭町上田語咲)(櫻内義雄君紹介)(第二〇二三号)、同(請願者　長野県上田市松尾町長野県傷痍軍人会伊藤祐二)(松平忠久君紹介)(第二一一八号)、同(請願者　長崎市立山町一番地長崎県傷痍軍人会川崎俶三)(田口長治郎君紹介)(第二一七五号)及び同(請願者　東京都練馬区下石神井一丁目二百十一番地小出方東京都傷痍軍人会中村弘)(岡崎英城君紹介)(第二四五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十二条の規定により、国立伊東、別府保養所に入所している第二項症以上の重度戦傷病者に対し、厚生省は従来より戦傷病者の負担となつている日額八十七円十九銭の一部負担金とは別に、月額二千円の看護料を徴収することを意図しており、その理由として、第二項症以上の戦傷病者は、増加恩給に年額二万四千円の加給が昭和三十三年十月から支給されているので、完全看護である保養所の入所の加給額全額を徴収するとのことであるが、この加給制度は重症者にできるだけ厚く、かつ現実に即応した処遇をするという精神から設けられたもので、入所者からその全額を徴収することは、立法の精神および国家補償の理念に反するのみならず、戦傷病者の家族の生活を一そう困窮せしめることになる。ついては、これが重度戦傷病者の看護料徴収に反対するというのである。

二、請願の議決理由

戦争犠牲者に対して、国家財政の許す範囲内で援護措置を講ずることは、きわめて適切妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

生活保護法の保護基準引上げ等に関する請願(請願者　埼玉県南埼玉郡蓮田町黒浜国立埼玉療養所内星慶治外一名)(志賀義雄君紹介)(第一八一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

不治の病といわれた結核も、長足な医学の進歩に伴い、社会復帰への道が大きく切り開かれてきたことは喜びにたえないが、しかし依然として結核患者の絶対数は減少をみないばかりか、七十六万余の人々が医療から放置されている現状であり、またたび重なる医療費の増額や一昨年来の不況等諸種の悪条件によつて、療養を途中で打ち切らざるを得ない患者が増加していることは遺憾にたえない。ついては、これら患者の窮状を打開するため、生活保護法の保護基準を大幅に引き上げるとともに、生活保護による入院患者の入院加算費を最低六百四十円から千円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

困窮にあえぐ多くの人達の窮状を打開するためには、本請願の要旨は時宜に適する措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

大島青松園整備に関する請願(請願者　香川県木田郡庵治村六千三十四番地第一大島青松園内大基純三)(藤本捨助君紹介)(第一八一二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県木田郡庵治村の、国立療養所大島青松園は、歴史も古く今年で満五十年を迎えるが、旧式の家屋および老朽した建物は、年ごとに改善されつつあるとはいえ、いまだに大多数が旧態依然としてのこされている実情である。ついては、他園と同等の水準に引き上げるため左記事項につき、すみやかに整備を施行されたいというのである。(一)飲料用水と雑用水との別々の配管工事をして水不足を解消すること、(二)十五むねの軽症寮大部屋を小部屋に改造すること、(三)調髪場を新築すること、(四)事務所倉庫を新築すること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

脳卒中患者療養所設立に関する請願(請願者　新潟県長岡市蔵王町五百八十番地長田正松)(櫻井奎夫君紹介)(第一九五八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

脳卒中における死亡者は年々増加し、昭和二十六年以来国民死因の第一位を占めているが、脳卒中の大部分は半身不随のまま数年月を経過して死亡するのが例であり、その間患者はもちろん、家族一同が精神的に、経済的に苦痛をこうむるので、まことに同情にたえない。ついては、脳卒中発病後転地療養ができるよう、脳卒中患者療養所を設立されたいというのである。

二、請願の議決理由

脳卒中は、国民死亡の第一位を占め、国民保健上重要問題である現状にかんがみ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

酒癖矯正院設立等に関する請願(請願者　東京都文京区湯島天神町二丁目三番地山室武甫)(清瀬一郎君紹介)(第二〇二九号)、同(請願者　東京都新宿区百人町三丁目三百六十番地財団法人日本基督教婦人矯風会法律部長平山清)(中村高一君紹介)(第二〇七七号)、同(請願者　東京都千代田区丸ノ内東京都庁内東京都主事篠原秀雄)(臼井荘一君紹介)(第二一五五号)、同(請願者　東京都杉並区高円寺二丁目三百五十三番地大日本無医村救済会長嶺秀雄)(菊池義郎君紹介)(第二一八五号)、同(請願者　東京都港区芝公園増上寺椎尾弁匡)(八田貞義君紹介)(第二三七四号)、同(請願者　東京都新宿区柏木五丁目八百四十六番地大曾根源)(山中吾郎君紹介)(第二三七五号)、同(請願者　神奈川県藤沢市長後千二百七十三番地小林留木)(増田甲子七君紹介)(第二六四三号)、同(請願者　東京都下北多摩郡田無町二千八百二十五番地神保倉吉)(門司亮君紹

介（第二六四四号）、同（請願者　東京都文京区竹早町八番地都立竹早高等学校内和賀井博之）（杉山元治郎君紹介）（第二七三四号）、同外二件（請願者　東京都世田谷区上北沢町二丁目五百九十三番地杉山健一郎外六十五名）（本島百合子君紹介）（第二七三五号）、同（請願者　東京都台東区浅草芝崎町三丁目六番地の七来馬琢道）（床次徳二君紹介）（第二七七一号）、同（請願者　東京都世田谷区経堂町五百八十番地永尾福蔵）（片山哲君紹介）（第二八〇四号）、同（請願者　東京都練馬区豊多摩上二丁目二十二番地練馬清掃事務所長飯田八老）（大野幸一君紹介）（第三〇〇二号）、同（請願者　東京都新宿区百人町三丁目三百六十番地社会福祉法人慈愛会慈愛寮福田勝）（片山哲君紹介）（第三〇〇三号）、同外一件（請願者　東京都千代田区富士見町三丁目一番地法政大学理事大木赴夫外一名）（山中吾郎君紹介）（第三〇〇四号）及び同外一件（請願者　東京都杉並区下井草町百四十五番地喜納清秀外一名）（河野孝子君紹介）（第三四八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後は年を追つて乱酒者の横行はなはだしく、悪質な者はみだりに他人を殺傷し、交通事故を起し、あるいは家庭の平和を乱し、または放火等の大犯罪を起すことが多々あるが、現行法においては、これら乱酒犯罪者が心神喪失とみなされる時は無罪となるため、かかる悪癖を幾回でも繰り返えされるおそれがあり、社会は常に不安におびえている。ついては、この際政府の発表した保安処分法（酒害防止取締法）等の制定を促進するとともに、特に過度の酒癖者に対しては、積極的に手を差し伸べて、これを指導矯正し、更生保護をはかるため、国立の酒癖矯正院を東京に設立されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨を実現することは、きわめて時宜に適する措置と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

労働者災害補償保険法の一部改正に関する請願（請願者　大阪市大淀区中津本通二丁目八十四番地労災指定促進会長小山賢隆）（古川丈吉君紹介）（第二三二二号）、同外一件（請願者　大阪市東住吉区山坂町五丁目五十一番地西淀川区医師会理事忠田喜一外二名）（滝井義高君紹介）（第三一三五号）、同外六件（請願者　大阪市西淀川区柏里町二丁目三十四番地西淀川区医師会理事木全啓之助外六名）（井岡大治君紹介）（第三一七四号）、同外四件（請願者　大阪市生野区南生野町一丁目七十一番地岡田日向外四名）（大矢省三君紹介）（第三一七五号）、同外九件（請願者　大阪府池田市新町通三丁目二千六百八十三番地池田市医師会監事弓場靖外九名）（原田憲君紹介）（第三一七六号）、同外二件（請願者　大阪市此花区四貫島白鳥町五番地辻治外二名）（堀昌雄君紹介）（第三一七七号）、同外十五件（請願者　大阪府八尾市木戸三百六十四番地八尾市医師会長藤沢志朗外十五名）（古川丈吉君紹介）（第三一八九号）、同（請願者　京都市上京区丸太町通智恵光院上ル京都府医師会長入江栄一郎外一名）（岡本隆一君紹介）（第三二四六号）、同（請願者　大阪市阿倍野区昭和町東一丁目二十四番地阿倍野区医師会理事末広一夫）（八田貞義君紹介）（第三二四七号）、同外六件（請願者　大阪府貝塚市海塚三百三十六の一番地三島医院三島隆吾外六名）（古川丈吉君紹介）（第三四〇〇号）、同（請願者　大阪市東住吉区山坂町二丁目四十五番地東住吉医師会理事吉松茂久）（菅野和太郎君紹介）（第三四二一号）、同外二十一件（請願者　大阪市東淀川区三津屋北通一丁目二十五番地安岡邦夫外二十一名）（滝井義高君紹介）（第三五〇二号）及び同外十六件（請願者　大阪市阿倍野区阪南町西二丁目二十六番地阿倍野区医師会議長桂宇一郎外十六名）（堀昌雄君紹介）（第三五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在労働者の業務上の傷病については、労災指定医療機関で療養をうけ、この療養費は労働基準局が医療機関に直接支払うことになつているが、その医療機関の指定はなはだしく制限されており、しかもその指定は、労働基準局の一方的な秘密判定で行われていることは遺憾である。ついては、労働者災害補償保険法の一部を次のように改正されたいというのである。（一）労働者災害補償保険法による医療機関の指定は、医師が開設するものについては、その開設者に医師たる欠格要件がないかぎり、その申請によつてすべて指定するようにすること、（二）前項の改正が急速に実現され難い場合には、非指定医が行つた労災患者の療養費は、患者の委任によつて、労働基準局が当該医療機関に支払うようにすること、（三）千円未満の労災療養費についても、労働基準局から直接医療機関に支払うようにし、少くともその支払の責任は労働基準局が持つようにすること。

二、請願の議決理由

労働者災害補償保険法に基く、指定医療機関並びに療養費の支払いに関する本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

最近の結核医学の進歩は、結核患者の療養生活に大きな変化をもたらし、患者は希望をもつて療養を続けているが、医療面を除外した日常生活そのものについては、必ずしも恵まれた生活とはいえず、特に療養所における患者の手足であり、慈母的存在でもある看護婦の、絶対数の不足は、いろいろの面で療養者に悪影響を及ぼしている。こういう実情下において、厚生省は、今後六箇月以内に看護婦の定員調整という名目で、国立療養所の看護婦定員を減らそうとしているのは、さらに看護婦を過重の労働に追いやるものである。ついては、国立療養所の療養者の生活を、これ以上脅かすことのないよう看護婦を増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨適切妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国立療養所の医師定員確保に関する請願（請願者　新潟県柏崎市大久保二保千八百十四番地国立新潟療養所内太田多四郎）（小林進君紹介）（第二四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立新潟療養所においては、現在五名の医師が欠員しており、このために患者の入所制限を行い、手術数を減らしている現状である。これは患者に大きな不安を与えており、新潟県の結核対策の推進にも大きな影響を与えている。ついては、国は国立療養所の医師の定員を確保するよう施策されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所の基幹職員である医師の欠員は、その原因を検討し早急に欠員解消を図る必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

飛弾、木曾川国定公園指定に関する請願（請願者　愛知県犬山市長岡部益衛外二名）（江崎真澄君紹介）（第二四六〇号）及び同（請願者　岐阜県美濃加茂市長渡辺栄一外二名）（大野伴睦君紹介）（第二四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜および愛知両県にまたがる飛弾、木曾川流域は、飛弾下呂町より、犬山市に至る長さ八十五キロにも及ぶ雄大な渓谷を中心とした自然景観で、全国においてもこれに比すべきものがなく、年々観光する人々は増加し、昨年は五百万人に達している状態である。ついては、飛弾、木曾川流域の河川の

景勝の保護管理を完全にして、大衆の保健、休養および教化あわせて国内観光資源の総合開発に資するために、同流域を国定公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

自然景勝の保護の見地より、前掲の地域を国定公園に指定する措置を講ずることは適切なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

薬事法の一部改正に関する請願（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会長近藤伊平外八名）（濱田幸雄君紹介）（第二五〇七号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会副会長萩沢政吉外八名）（森本靖君紹介）（第二六四七号）、同外一件（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会副会長渡辺義門外八名）（坂田英一君紹介）（第二七三二号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会副会長小林岩水外八名）（小松信太郎君紹介）（第二八〇六号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会副会長園部裕司）（荒船清十郎君紹介）（第二八四七号）、同（請願者　長野県南佐久郡佐久町高野町千三十五番地高見沢正衛）（羽田武嗣郎君紹介）（第二八四八号）、同（請願者　岐阜市加納新町岐阜県薬業士会長佐藤英一）（野田卯一君紹介）（第二八八九号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会副会長武田多呂吉外八名）（柳田秀一君紹介）（第三〇一五号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会副会長中島環）（川野芳満君紹介）（第三〇五一号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会副会長伊藤善蔵外八名）（八田貞義君紹介）（第三一五六号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会長近藤伊平外八名）（江崎真澄君紹介）（第三一六八号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会永井秀吉外九名）（河野孝子君紹介）（第三一六九号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会尾関義雄外九名）（辻寛一君紹介）（第三一七〇号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会水野勝久外九名）（林唯義君紹介）（第三一七一号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会服部勲）（早稲田柳二門君紹介）（第三一七二号）、同（請願者　山口県宇部市琴芝通山口県薬業士会長福田忠男外五名）（橋本正之君紹介）（第三一八八号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会今西政男外九名）（芦田均君紹介）（第三二二〇号）、同（請願者　山口県宇部市琴芝通り一丁目山口県薬業士会副会長古屋平人外一名）（今澄勇君紹介）（第三二二一号）、同（請願者　広島県皆実町一丁目千九百三十三番地全日本薬業士連合会副会長林俊蔵外十四名）（高橋禎一君紹介）（第三二六八号）、同（請願者　佐賀市蓮池町五十二番地佐賀県薬業会長横溝精介外九名）（三池信君紹介）（第三三二九号）、同（請願者　新潟県新発田市万町上野益三外九名）（渡邊良夫君紹介）（第三三三〇号）、同（請願者　山口県下関市吉見町西川早次）（周東英雄君紹介）（第三三六九号）、同（請願者　東京都世田谷区若林町二百二十三番地小林すず外九名）（賀屋興宣君紹介）（第三四五〇号）、同（請願者　高松市栗林町二百五十番地全日本薬業士連合会香川県会長伊賀文次外九名）（大平正芳君紹介）（第三五四六号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会塩見次郎外九名）（川崎末五郎君紹介）（第三五四七号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会糸井猛外九名）（前尾繁三郎君紹介）（第三五四八号）、同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会熊野憲太郎外九名）（加賀田進君紹介）（第三五七七号）及び同（請願者　東京都渋谷区上通一丁目二十一番地全日本薬業士連合会香川県会長伊賀文次）（藤本捨助君紹介）（第三五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

指定医薬品以外の医薬品用具化粧品販売業者の資格を法文化する等のため、薬事法を次記の通り一部改正されたいというのである。

（一）指定医薬品以外の医薬品用具化粧品販売業者いわゆる二号業者の資格を法文化し、名称を薬業士とし、免許および試験等に関する事項を規定すること、（二）医薬品の販売業をなし得る者は、「薬剤師若しくは一薬業士またはこれらの者を管理者として使用する者に限る旨を、同法第二十九条中または別条に規定すること、（三）現に指定医薬品以外の医薬品販売業者である者等については、その既得権を尊重し、附則に必要な経過規定を置くこと、（四）指定医薬品の品目を縮限すること。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨検討すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

動員学徒犠牲者の処遇改善に関する請願（請願者　佐賀県武雄市武雄町十間堀山崎豊一外一名）（大坪保雄君紹介）（第二五五三号）、同（請願者　佐賀県伊万里市大坪町白野力武弥助）（井手以誠君紹介）（第二七三〇号）、同（請願者　佐賀市赤松町三十六番地佐賀県動員学徒犠牲者の会長近藤薫）（三池信君紹介）（第二七三一号）、同（請願者　佐賀県神崎郡神崎町三丁目四百二十六番地佐賀県動員学徒犠牲者の会森信外一名）（保利茂君紹介）（第三二一九号）及び同（請願者　佐賀市赤松町三十六番地佐賀県動員学徒犠牲者の会副会長樋口猛外一名）（八木昇君紹介）（第三三七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二十八回国会において成立した戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の施行により、一歩前進した動員学徒犠牲者の処遇改善が行われたが、しかし、これは旧軍人、軍属に比しまだ相当の隔たりがあり、また対象者において、動員学徒としての職場で職務に従事中の傷害、死亡については、いまだなんらの処遇を受けることができないことになっている。ついては、国家総動員の名のもとに要請され、職場で死亡し、あるいは傷病疾病にかかり、身体の自由を失い、就職等に重大な支障を生じ、苦境にあえぐ動員学徒およびその遺族の生活実態は黙視することはできないので、同法を動員学徒のすべてに適用し、かつ弔慰金、遺族年金および傷害年金を軍人、軍属と同額に支給するよう、同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦争犠牲者である動員学徒及びその遺家族等の心情を考察し、国家財政の許可範囲内で、これが援護の措置を講ずることは、きわめて妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

国立病院医師の待遇改善に関する請願（請願者　東京都文京区駒込西片町十番地栗山重信）（大坪保雄君紹介）（第二八八七号）、同（請願者　横浜市戸塚国立横浜病院野坂三枝）（田中正巳君紹介）（第三〇一〇号）、同（請願者　東京都北多摩郡国立町二百番地黒川清之）（小川半次君紹介）（第三一七三号）、同（請願者　東京都目黒区中目黒一丁目一番地伊藤恭次郎）（大坪保雄君紹介）（第三一八四号）、同（請願者　千葉市国立病院鈴木五郎外一名）（河野孝子君紹介）（第三二二八号）及び同（請願者　東京都新宿区矢来町三十三番地奥田喜久二）（河野孝子君紹介）（第三二一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立病院長協議会はこれまで幾度か国立病院勤務医師の待遇改善につき陳情してきたが、いまだ成果をみるに至らないことはまことに遺憾であり、このまま放置すれば、優秀な医師の招請、確保を初め、国立病院の運営上重大な支障を招来することになるので、すみやかに適切な措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
国立病院の基幹職員である医師の獲得は、その待遇の点について、困難な現状にかんがみ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

国立療養所の定員削減反対等に関する請願（請願者　東京都中野区江古田二丁目国立中野療養所患者自治会兼平幸則外一千名）（帆足計君紹介）（第三〇一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
このたび厚生省、大蔵省は、国立療養所の特別会制への移行の方針に基き、その第一段階として訓令定員削減を関東甲信越地区において、百九十八名を計画しているが、東京都中野区国立中野療養所においては、昭和三十一年に付添制度を廃止して新看護体制となつてから、看護婦をふやさず、従来より看護力が低下して、患者は多くの不便を感じていたのに、さらに削減されるならば、患者の療養に重大な支障を生じることは、明らかである。ついては、国立療養所定員削減に反対するとともに、看護人員を増加されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、検討すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

生活保護法による基準寝具制度創設に関する請願（請願者　東京都杉並区和田本町八百七十五番地救世軍杉並療養所内岡林泉）（帆足計君紹介）（第三〇一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
健康保険には基準寝具制度があつて、健康保険患者には無料で寝具を貸し出しているにもかかわらず、生活保護患者はその恩典に浴せず、料金の支払いを必要としていることは、明らかな差別待遇である。ついては、生活保護法では一時扶助による寝具の給付制度があるものの、これは簡単に行かず、ことに独身者には適用されないという実情を考慮し、生活保護法で健康保険の基準寝具制度を準用されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、適切妥当なものと認め、よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

長期療養者に期末見舞支給に関する請願（請願者　東京都杉並区和田本町八百七十五番地救世軍杉並療養所内岡林泉）（帆足計君紹介）（第三〇一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
結核が治る病気となつたとはいえ、なお相当の長時日を要し、三年、五年ベッドに苦しい日夜を過している者も少くなく、またこれらの人々は、療養の年を重ねるに従つて経済的に窮迫し、生活扶助併給者はもとより、一部負担をしている者、健康保険の傷病手当金が切れた者等もきわめて苦しい生活を送つている実情である。ついては、これら長期入院者に、盆暮れに際して見舞の金品を支給せられるよう措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
長期療養者に期末見舞金等を支給する措置を講ずることは、まことに適切なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

健康保険法の一部改正に関する請願（請願者　東京都杉並区和田本町八百七十五番地救世軍杉並療養所内岡林泉）（帆足計君紹介）（第三〇一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
健康保険財政は、黒字になつている現状から、左の諸点につき健康保険法を改正して、被保険者およびその家族の福利増進と国民の明るい生活保障を確保されたいというのである。（一）健康診断を健康保険で扱うこと、（二）被保険者家族にも医療費は全額給付すること、（三）入院時の患者一部負担を廃止すること。
二、請願の議決理由
前掲の諸事項は保険財政の許す範囲内において十分考慮する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

保健婦等の産前産後の休暇中における正常な業務の確保に関する法律制定の請願（請願者　東京都杉並区高円寺一丁目十四番地井上ナツエ）（小林絹治君紹介）（第三〇五二号）、同（請願者　東京都三鷹市新川病院井上澄江外三百八十名）（亀山孝一君紹介）（第三五四九号）、同（請願者　東京都杉並区堀之内一丁目四十四番地東京都杉並助産婦会加藤かよ外三百七十三名）（亀山孝一君紹介）（第三五八八号）、同（請願者　東京都新宿区河田町十番地東京女子医科大学病院関光外三百三十四名）（亀山孝一君紹介）（第三五八九号）及び同（請願者　東京都中野区本郷通一丁目七番地稲吉はつゑ外二百八十名）（亀山孝一君紹介）（第三五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
婦人勤労者のうち教職員については、産前産後の休暇中に代替要員を置くことがすでに立法化されており、ことに今国会にはその一部を改正する法律案が準備上程されるなど、婦人勤労者の保護について、一般の関心はきわめて向上しているにもかかわらず、保健婦、助産婦および看護婦の産前産後休暇中の代替要員に関しては、なんら考慮されないのは遺憾である。保健婦等の出産の約五十パーセントが異常産であるのは、一つに妊娠中の休養不足と労働過重に原因するものであり、労働基準法に定められる産前産後の休養をとるためには、その代替要員の配置が必須の条件である。ついては、保健婦、助産婦および看護婦の産前産後の休暇中における正常なる業務の確保に関する法律を制定されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その趣旨適切妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
社会労働委員長　園田　直
衆議院議長加藤鐐五郎殿

国立病院、療養所の医師、歯科医師の待遇改善に関する請願（請願者　京都市伏見区深草向畑町国立京都病院内疋田義太

郎）（小川半次君紹介）（第三一三三号）及び同外二件（請願者　京都府宇治市木幡内畑六番地川上一郎外二名）（小川半次君紹介）（第三四二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

貴重なる人命を預かる医師という職業は、世界いずれの国を見ても、他のいかなる職種よりもその待遇は著しくよいが、わが国の国立病院、療養所の医師の給与はなはだ低く、そのため国立病院、療養所においては医師の欠員が続出し、また診療ならびに研究上の意欲を阻害している。ついては、国家公務員俸給表医療職第一表の根本的改訂を行い、最低三割方増俸されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立病院、国立療養所の医師、歯科医師の採用は、その待遇問題から、著しく困難している現状にかんがみ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

脊髄損傷患者の保護に関する請願外十四件（請願者　福岡県小倉市曾根町九州労災病院栄口円二外十四名）（多賀谷眞稔君紹介）（第三一二四号）、同（請願者　山口県小野田市南中川町山口労災病院患者自治会小坂作市）（今澄勇君紹介）（第三二四二号）及び同外二十三件（請願者　山口県小野田市南中川町山口労災病院角政夫外五十三名）（多賀谷眞稔君紹介）（第三二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

脊髄損傷患者は、職場で事故に見舞われ、人間としての機能を全く失い、一生治る見込みなく失望と不安の中で療養生活を送つており、健康保険によつて三箇年の療養給付とけい肺および脊髄保護法によつて二年間、あわせて五年の療養期間を経過すれば、生活保護法を受けるだけとなり、このたび臨時措置法が施行されたものの、その適用範囲の認定は、特別保護法の適用以上に厳しく、重症患者のごく少数に限られ、さらに最近に至つては、特別保護患者の治療費さえ二割節減が各病院に通達されるなど、同患者を法律の恩恵から遠ざける空気が強く、不治の病に悩む同患者の生存意欲を低下せしめている。ついては、臨時措置法の認定基準の適用範囲を拡大するとともに、同患者で七年経過後も、そのため発生した病気については、外科後処置を認め、かつ休業補償を百パーセントに引き上げ、終身支給とするなどの措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

脊髄損傷患者の十分なる救済は、脊髄損傷の実態からみて必要な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

旧満州国軍日系軍官及び生徒の遺族援護に関する請願（請願者　山口県下関市長門町五十四番地三浦正甫外三名）（今澄勇君紹介）（第三二二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧満州国軍日系軍官は、当時勅令の定めるところに従い日本軍人としての身分を保有し、関東軍司令官の指揮監督下にあり、常に国防の先端にあつて、日本軍と同様の立場において任務に服していたのであるから、これが遺族に対し、恩給法または遺族援護法を適用するとともに、同じく関東軍司令官の指揮監督下にあり、ソ連に抑留中死没した陸軍軍官学校予科生徒の遺族に対し、軍人として遺族援護法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

失業対策事業就労者の賃金引上げに関する請願（請願者　新潟県議会議長岡田幸平）（田中彰治君紹介）（第三二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

失業対策事業就労者の賃金単価は、昭和三十一年九月の一般職種別賃金調査の結果に基き、昭和三十二年度予算においては三百二円として算定され、その後米価の改訂に伴い三百六円に引き上げられて以来、今日までそのまま据え置かれているが、この間消費者物価の上昇も激しく、一般賃金は年々四、五パーセントの上昇をみている。一方、一般国民消費水準も年年順調な伸長を示し、生活保護世帯に次ぐ低所得層といわれる失業対策労務者と一般世帯との生活水準の格差はますます拡大するのみならず、健全な労働力再生産も困難な実情にある。ついては、失業対策事業就労者の賃金に対し、すみやかに適切な引き上げ措置を講じ、その生活を保障されたいというのである。

二、請願の議決理由

失業対策事業就労者の賃金引上げは、現下の経済状態において妥当な要請である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

十和田八幡平国立公園の特別保護地区に指定等に関する請願（請願者　秋田県知事小畑勇二郎）（鈴木一君紹介）（第三三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

十和田八幡平国立公園地域内において、鉱物の採掘が行われることは、世界的にもまれな該地域の泥火山現象を含む自然景観が根底から破壊されることになるから、景観の維持はもちろん、国民保健、教化等一般公益に資するため、早急に自然公園法第十八条第一項の規定により、特別保護地区に指定の上、該地域を厳正に保護するとともに、同国立公園の国立公園指定以前から、公園内に鉱区を有している八幡硫黄株式会社は、長期にわたる鉱業活動の停止により打撃を受けているから、同会社に対し、適切な善後措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、適切妥当なるものと認め、よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部改正に関する請願（請願者　岩手県議会議長　金子太右衛門）（鈴木善幸君紹介）（第三三六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

母子相談員は、母子福祉資金の貸付等に関する法律の規定により、非常勤とせられているが、最近における勤務の実態は、法制定当時と比較して、その事務量は著しく増加し、一般職員となんら異ならない勤務の常態となつている現状にかんがみ、実情に即した法律改正を行い、またその所要経費についても財源を付与するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

母子相談員の勤務の実態からみて、要旨のごとき措置を講ずることは緊要なものと認め、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

医薬品小売業者の窮状打開に関する請願（請願者　神戸市兵庫区塚本通三丁目九番地兵庫県医薬品協同組合白川一夫外二名）（山下榮二君紹介）（第三三七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時、大企業のオートメーション方式による大量生産とこれを消化するマスコミニケーションの徹底は、流通機構の最先端たる小売業界の自主性と企画性を根本から崩壊せしめ、大資本の系列に従属する一握の特定業者のみが大資本の指令に従い、資本のテコ入れによつて業界を踏みにじり、他の群小同業者を不当に圧迫しつつある状態となつてきた。ついては、医

薬品小売業者に関しては、左記措置を講じ、同経営の健全化をはかられたいというのである。（一）小売薬業者の乱立防止、（二）生協購買会等の医薬品取扱および事業所の医薬品あつせん取扱の禁止、（三）不当廉売の制限、等。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨検討すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

樺太引揚韓国人援護に関する請願（請願者　東京都千代田区猿楽町二丁目四番地韓国ＹＭＣＡ（二百二名）朴魯学外十名）（島上善五郎君紹介）（第三三九九号）、同（請願者　東京都千代田区猿楽町二丁目四番地韓国ＹＭＣＡ第二次大戦時韓国人犠牲者連合会姜炳文外十名）（小林進君紹介）（第三五一〇号）及び同（請願者　東京都千代田区猿楽町二丁目四番地韓国ＹＭＣＡ内第二次大戦時韓国人犠牲者連合会李義八外十名）（河野孝子君紹介）（第三五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千九百五十七年八月一日より本年二月七日まで六次にわたつて樺太より引き揚げてきた韓国人は、願れば産業戦士という美名の下に、日本政府のため、あるいは徴用工として、あるいは募集人夫という形で、酷寒零下四十度の樺太の地で強制的労働に従事したのであるが、終戦後軍人、軍属や日本人引揚者に対しては、わずかとはいえ恩給や給付金等の名目で援護の手をさしのべており、その他戦争犠牲者には貧弱ながらもなんらかの援護措置が講じられているのに、これらの人々が放置されていることはきわめて遺憾である。ついては、道義的立場から樺太引揚韓国人に対し、国家補償の支給を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつてこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

引揚者給付金等支給法の一部改正に関する請願（請願者　熊本県議会議長二神勇雄）（第三四三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

引揚者給付金等支給法を適用される、生活保護法による被扶助者は、給付される国債還付金を、臨時収入として毎月の扶助金から控除され、引揚者に対する恩典も無視されている現状である。ついては、引揚者への見舞金として完全に支給されるよう、引揚者給付金等支給法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

ソロモン群島方面における戦没者の遺骨収集に関する請願（請願者　熊本県議会議長二神勇雄）（大久保武雄君紹介）（第三四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後十四年余を経過した現在、今なおソロモン群島に、数十万の遺体が放置されていることは、遺族はもちろん国民として、まことに痛恨にたえないものがある。ついては、政府はこの遺族の心情を推察されて、ソロモン群島方面の遺骨収集の実現を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

身体障害者雇用促進法の制定に関する請願外一件（請願者　広島県松永市柳津町二千三百十四番地の二玉上頼正外一名）（永山忠則君紹介）（第三四六二号）、同外一件（請願者　広島県尾道市久保町六十六番地ノ一尾道市身体障害者福祉協会塩飽秀吉外一名）（内海清君紹介）（第三五一二号）及び同外二件（請願者　広島市舟入川口町七百二十五番地田中民夫外二名）（大原亨君紹介）（第三五一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

身体障害者福祉向上の究極の目的は、その職業更生にあるが、従来労働行政機関において行われていた身体障害者雇用の開拓は全く行き詰まりの現状にあり、このためわが国の身体障害者総数約八十万人のうち、十四パーセントは職につきうるだけの能力を持つているにもかかわらず、就職できずに極貧にあえでいる現状である。ついては、身体障害者雇用促進法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

身体障害者の雇用促進は、その福祉向上のため必要な措置であり、雇用促進法制定の要請は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

樺太引揚韓国人援護等に関する請願（請願者　東京都千代田区猿楽町二丁目四番地韓国ＹＭＣＡ第二次大戦時韓国人犠牲者連合会朴魯学外十名）（河野孝子君紹介）（第三四八七号）及び同（請願者　東京都千代田区猿楽町二丁目四番地韓国ＹＭＣＡ第二次大戦時韓国人犠牲者連合会沈桂燮外十名）（島上善五郎君紹介）（第三五一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

樺太より引き揚げてきた韓国人には、帰国手当ならびに旅費が支給されなかつたが、これら韓国人は、日本政府の戦争政策のため、動員されて樺太に渡つていたのであるから、これらに対して国家補償を講じられ、日本人引揚者と同様の帰国手当ならびに旅費を支給するとともに、帰国しても職がない者が大部分であり、本籍が朝鮮だからといつて仕事を断わられる現状においては、今後就職口を見いだすことは、きわめて困難で、自分で仕事を造つてゆく方向にしか活路がないから、緊急措置として、一世帯十万円の生業資金を貸与し、かついまだ樺太に残留している韓国人四万余名の帰還実現を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国家財政の許す範囲内で考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鐐五郎殿

けい肺及びせき髄障害者の保護に関する請願（請願者　岡山市築港緑町一番地岡山労災病院内杭原始外二名）（逢澤寛君紹介）（第三五七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

けい肺およびせき髄障害者に対して、同臨時措置法の認定の不合理、特別保護法患者の治療費さえ二割節減を各病院に通達する等、法の恩恵から遠ざかる空気が強まつている現状であるから、次記要目を実施されたいというのである。（一）臨時措置法に関する認定の不合理を解消し、臨時措置法の適用を拡大すること、（二）現行労災法を改正して、休業補償を九割とし、終生保障すること、（三）現行労災法を改正して、医療を終生保障すること、（四）昭和三十一年特別保護法施行前の労災法患者にも、特別保護法を認めること、（五）現行法を改正してけい肺ならびに脊損患者に労災法該当以外の疾病に対しても、医療を健康保険同様に認めること、等。

二、請願の議決理由

けい肺及びせき髄障害者の十分なる救済は、その実態からみて必要な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

社会労働委員長　園田　直

衆議院議長加藤鎌五郎殿

農林水産委員会

地方卸売市場法制定に関する請願（請願者　大阪市西成区玉出本通五丁目三十九番地株式会社玉出青果市場取締役社長寺西松治外八名）（井岡大治君紹介）（第一三四号）、同（請願者　大阪市西成区玉出本通五丁目三十九番地株式会社玉出青果市場取締役水野三五郎外二名）（大矢省三君紹介）（第一三五号）、同外一件（請願者　神奈川県藤沢市長後七百五十三番地高座中部食品市場社長石井正雄外四名）（片山哲君紹介）（第一三六号）、同（請願者　浦和市岸町六丁目百八番地埼玉県青果市場連合会長阪恵加助外十三名）（柏正男君紹介）（第一三七号）、同（請願者　熊本県八代市萩原栄町四百九十九番地市川修一）（川村継義君紹介）（第一三八号）、同（請願者　大阪府布施市荒川一丁目六十五番地株式会社太下青果取締役社長木下義清外一名）（久保田鶴松君紹介）（第一三九号）、同（請願者　福島県平市字大町三十四番地株式会社平青果市場社長国井一美）（小松信太郎君紹介）（第一四〇号）、同（請願者　熊本市行幸町県経済部農産課内熊本県青果卸市場連合会長月田清吉）（坂本泰良君紹介）（第一四一号）、同（請願者　青森市大字古川字柳川二十六番地青森県青果卸売市場連合会長工藤市太郎外二名）（島口重次郎君紹介）（第一四二号）、同（請願者　福井市田原下町八字六十九番地福井県青果物荷受業者協会長牧田登）（堂森芳夫君紹介）（第一四三号）、同（請願者　埼玉県所沢市株式会社所沢青物市場取締役社長野口藤吉外五名）（平岡忠次郎君紹介）（第一四四号）、同（請願者　神奈川県小田原市新玉三丁目七百九十三番地神奈川県青果物卸売市場連合会長奥津武一郎）（森島守人君紹介）（第一四五号）、同（請願者　新潟市東堀通り三番町四百七十八番地渡辺意輪夫）（柳田秀一君紹介）（第一四六号）、同（請願者　埼玉県秩父市大字大宮千二十八番地秩父魚菜市場取締役社長池田倉造外三名）（渡船清十郎君紹介）（第一四七号）、同（請願者　山形県酒田市山居町五十八番地庄内青果市場取締役社長金内勇治）（池田正之輔君紹介）（第一四八号）、同（請願者　大阪府布施市長栄寺二丁目三番地布施大一青果株式会社取締役社長北埜孝雄外二名）（大倉三郎君紹介）（第一四九号）、同（請願者　大阪府守口市早苗町四十番地守口青果株式会社長三木喜四郎外二名）（押谷富三君紹介）（第一五〇号）、同（請願者　神奈川県横須賀市日の出町一丁目一番地横須賀青果物株式会社取締役社長中村末太郎外二名）（小泉純也君紹介）（第一五一号）、同（請願者　神奈川県足柄上郡松田惣領千四百一番地の二松田農産市場取締役社長小金義照外一名）（小金義照君紹介）（第一五二号）、同（請願者　長野市上千歳町長野青果市場取締役社長千野鶴吉）（小坂善太郎君紹介）（第一五三号）、同外六件（請願者　大阪府堺市海山町二丁目四十一番地堺七道青果卸売市場取締役社長辻野清一外十六名）（小西寅松君紹介）（第一五四号）、同（請願者　岐阜県多治見市東燃魚菜株式会社中山正人）（綿織彌三君紹介）（第一五五号）、同（請願者　浦和市常盤町三丁目五十五番地丸北青果荷受商業協同組合理事長石井竹次郎外十三名）（高石幸三郎君紹介）（第一五六号）、同外二件（請願者　静岡県島田市新町通り島田青果市場取締役社長鈴木松次郎外十名）（高見三郎君紹介）（第一五七号）、同（請願者　青森県弘前市代官町三番地弘前青果卸売市場協会須藤助吉外二名）（竹内俊吉君紹介）（第一五八号）、同（請願者　兵庫県加古川市加古川町寺家町六十六番地の一加古川青果株式会社長唐津安雄外三名）（渡海元三郎君紹介）（第一五九号）、同（請願者　青森県八戸市八戸青果卸売市場協会杉若福次郎外二名）（夏堀源三郎君紹介）（第一六〇号）、同（請願者　静岡県引佐郡細江町気賀二百五十五番地丸八気賀青果市場理事長杉原与市外一名）（中村幸八君紹介）（第一六一号）、同（請願者　兵庫県洲本市常盤町乙四百四十五番地淡路青果物株式会社国本国一外三名）（永田亮一君紹介）（第一六二号）、同外二件（請願者　静岡県藤枝市青木百三十六番地の二藤枝青物市場株式会社長西野平四郎外十名）（西村直己君紹介）（第一六三号）、同（請願者　宇都宮市旭町二丁目三千四百四十五番地宇都宮青果市場株式会社長高橋栄作）（野澤清人君紹介）（第一六四号）、同（請願者　大阪市東淀川区新高北通一丁目六番地三国青果株式会社長山下喜一外二名）（原田憲君紹介）（第一六五号）、同（請願者　長野県上田市下房山町三千六百二十七番地上田青果市場株式会社長青木彦治）（羽田武嗣郎君紹介）（第一六六号）、同（請願者　山口県防府市三田尻駅通周防青果卸売市場村上由三）（橋本正之君紹介）（第一六七号）、同外二件（請願者　大阪府八尾市西郷千百二十七番地丸八青果株式会社山下豊吉外八名）（吉川丈吉君紹介）（第一六八号）、同（請願者　埼玉県川口市元郷町一丁目千八百五十六番地川口青果物荷受商業協同組合理事長宮川貞外十二名）（福永健司君紹介）（第一六九号）、同（請願者　京都府綾部市駅前通り東石ケ坪四番地の七綾部魚菜株式会社長吉田義雄）（前尾繁三郎君紹介）（第一七〇号）、同（請願者　埼玉県北足立郡朝霞町大字膝折一番地朝霞青果卸売市場取締役油木真太郎外十三名）（松永東君紹介）（第一七一号）、同（請願者　神奈川県中郡大磯町国府本郷五百三十九番地湘南青果株式会社取締役中津川清治外一名）（吉田茂君紹介）（第一七二号）、同（請願者　和歌山市市西大工町十三番地共和青果株式会社長石原正俊外三名）（山口喜久一郎君紹介）（第一七三号）、同（請願者　埼玉県東松山市大字松山四千四百一番地松山青果海産物商業協同組合理事長松本保吉外七名）（山口次郎次君紹介）（第一七四号）、同（請願者　静岡県沼津市本白銀町百七十六番地の一沼津青果市場株式会社長真野為雄外七名）（山田彌一君紹介）（第一七五号）及び同（請願者　金沢市石屋小路十二番地金沢市青果卸売場連合会長岡島支作）（大森玉木君外一名紹介）（第一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下政府の生鮮食料品の流通に対する施策は、中央卸売市場法によりわずかに大都市を対象とする方策にのみ限られ、地方の都道府県においては、ほとんど放任の形で置き去られていることは、地方都市青果市場の現状と将来を考えるとき、憂慮にたえない。ついては、この際わが国の経済状勢にかんがみ、国民食生活の安定をはかるため、地方卸売市場法をすみやかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

生鮮食料品は国民食生活上不可欠のものであるが、政府の流通施策は大都市に集中されているため地方青果市場は放任の形となつている。このため国民食生活の安定をはかる必要上、本請願の主旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

農林漁業基本法制定促進に関する請願（請願者　福島県議会議長河原田盛雄）（助川良平君紹介）（第一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の経済は、すでに戦後の復興期を終えて発展期に入つたといわれるが、この中にあつて鉱工業生産の著しい発展に比較して、農林漁業の発展はきわめて緩慢であり、国民経済の中に占める農林漁業の地位は、漸次低下の傾向にある。ついては、国民経済の中の重要な分野を占める、農林漁業の位置づけおよびこれら生産物価格の保障をはじめ農林漁業の総合的振興をはかるため、農林漁業基本法をすみやかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における鉱工業生産の著しい発展に比較して第一次産業たる農林漁業の発展は緩慢であり、国民経済の中に占める農林漁業の地位は漸次低下の傾向にある。この総合的振興対策をはかるため、農林漁業基本法をすみやかに制定せられたいという本請願の趣旨はきわめて適切妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

井田川沿岸かんがい用水確保に関する請願（請願者　富山県婦負郡八尾町井田川沿岸灌漑水確保期成同盟会長佐藤正治外三十二名）（内藤隆君紹介）（第二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県が室牧川上流に電源を開発すれば、これが付帯事業として奨励される開田計画により井田川の流水域に変化が生じ、下流沿岸の既設田のかんがい水が不足することに対し、農民の心配が生じていることは、県政の偏在に基くものと考えられるので、この心配不安を除去する方法と施策をすみやかに樹立実施されることを願うとともに、神通川から導入する補給水路ならびに室牧ダムが完成するまで、開田の計画奨励および事業着手を中止されたいというものである。

二、請願の議決理由

本件の趣旨のように、電源開発事業などによって、既設の農業用水に不利益を及ぼし、競合を招来する虞があるような場合には、十分の調整を行い、既得権を侵害しないよう適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

家畜共済掛金率改訂等に関する請願（請願者　鹿児島市小川町県畜連内鹿児島県獣医師会長松田辰二）（池田清志君紹介）（第四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業災害補償法に基く家畜の死廃病傷共済は、病傷給付の普遍化によつて死廃事故の著しい低下となり、家畜資源の確保と有畜農家の経営安定に寄与するところ大きく、農家からは非常な歓迎を受けているが、共済掛金に対する国庫負担は最低共済金額に対応する死廃部分の掛金の二分の一で、死廃事故の低下に直接役立つている病傷部分に対する掛金は全額農家負担ということになつているので、昭和三十四年度の家畜共済掛金率改訂に際しては、死廃部分に病傷の直接費部分を加えたものについて、農家の選んだ共済金額に対する共済掛金の二分の一に改められたい。また乳牛の病傷事故は特に高率を示しているので、多発地帯に対する特別指導の方法を講ずるとともに、繁殖障害防除事業、指定獣医師等に対する講習会の実施、あわせて乳牛加入促進の一方途として集団加入等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

家畜共済の現状から、農家の負担を軽減することは特に必要なことであり、家畜共済に対する掛金の国庫負担方式を改めて農家負担の軽減を図るとともに、酪農の進展に即応し、乳牛については、病傷事故の多発地帯に対する特別指導、繁殖障害防除事業、指定獣医師等に対する講習会の実施および加入奨励等について特別の措置を講ぜられたいという本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

木炭生産安定の法的措置に関する請願（請願者　鹿児島市栄町谷口慶吉外六名）（池田清志君紹介）（第四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木炭は、従来わが国の家庭燃料として古い伝統と歴史を誇つて現在に至つたのであるが、一方市場における燃料事情は、プロパンガス、液体燃料および電気等の浸透により、木炭需要の分野は侵食されて、木炭業界は重大な段階に到達している。ついては、木炭生産安定のために左記措置を立法化されたいというのである。（一）生産、消費面における価格調整、（二）法人団体として自主的活動を推進するため団体育成強化のための国庫助成金措置の確立、（三）国有薪炭林の払い下げ促進、等。

二、請願の議決理由

従来、木炭価格は季節的に左右されやすく、また、最近における原木難や文化燃料の浸透により、木炭価格の不安定と売行不振を来し、経済基盤の弱い木炭業界は重大段階に立ち至つている。かかる現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

宮城県営中津山村外二町二箇村用排水改良事業促進に関する請願（請願者　宮城県桃生郡桃生町長高橋繁外九名）（長谷川峻君紹介）（第四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

遅々として進行しない宮城県営中津山村二町二箇村用排水改良事業のため昭和三十四年度予算に次記事業費を割当てられたいというのである。（一）鶴家排水機場に千五百ミリポンプ三百馬力ディーゼル二台、および千二百ミリポンプ二百馬力ディーゼル一台計三台の予算四千五百万円、やむをえざる場合においても千五百ミリ二台運転可能なる予算の割当、（二）後谷地排水機場を明年度において着手するよう、基礎工事費の一部二千万円の割当、（三）五十五人排水路全線を完成するよう、工事費一千万円の割当。

二、請願の議決理由

昭和三十四年度予算は、既に成立をみたが、土地改良事業の重要性にかんがみ、本件はその趣旨妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

整理転換によるいるか漁業者の生活保障に関する請願（請願者　宮城県釜石市大字釜石第一地割二百四十一番地釜石漁業協同組合平野松之助）（鈴木善幸君紹介）（第四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回いるか漁業の整理転換に伴う補助金（漁船建造、漁具購入費補助）ならびに廃船交付金、下船手当金等の政令により、各該当者は、それぞれ交付金を受領する段階になつたが、半数に近い業者が、その対象から除外されたのは、政府の審査がいかなる調査、いかなる基準によつて該当船、脱落者を決定したのか不明確で、脱落業者としては、まことに遺憾である。ついては、脱落業者に対し、今後の生活保障をされたいというのである。

二、請願の議決理由

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の誠実なる実施を期するため、いるか漁業の整理転換措置がとられたのであるが、いやしくもその取扱いに公平を欠くことがないよう措置することにより、関係漁業者の生活の安全を図ることは妥当な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

林業政策強化に関する請願（請願者　仙台市北五番町二十一番地宮城県林業改良普及協会長高橋進太郎外九名）（長谷川峻君紹介）（第五六九号）及び同（請願者　宮城県塩釜市山ノ寺百五十五番地宮城県林道協会粟野豊助）（保科善四郎君紹介）（第五七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木材需給についてみると、昭和三十二年度の消費量は戦前の二倍以上にも達しているのに、一方用材の伐採量は既開発林の年間生長量の二・六倍に及ぶ過伐となつている。ついては、森林資源の現況にかんがみ、次記のような強力な林業政策を推進されたいというのである。（一）林道網の整備強化、（二）林種転換による拡大造林の推進、（三）林木育種事業の強化拡充、（四）荒廃林地復旧事業ならびに地すべり防止事業の拡充、（五）水源林造成事業の維持実施、（六）海岸砂地造林事業の強化、（七）林業改良普及事業の強化、等。

二、請願の議決理由

現在、木材需要は年々増加の一途をたどり、他面、用材の既開発林は過伐状態にあり、強力な林業施策を講ずる必要があるので、本請願の趣旨は、林道・造林・治山・治水・林業改良普及事業等国家的施策として、最も妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付

して採択すべきものと議決した。
なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

林道網の整備拡充に関する請願（請願者　盛岡市菜園東北林道協会長野原正勝外六名）（保科善四郎君紹介）（第五七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国の民有林の実態と、近年累積の一途をたどる木材の需要からして、未開発林に対する林道開設こそ現下の急務であるが、特に東北地方においては、開発促進からしても、林道網を早急に整備拡充する必要がある。ついては、林道開設年次計画を完遂し得るよう、昭和三十四年度林道開設に対する国庫補助予算を大幅に増額するとともに、林道開設箇所は年々奥地に移行するので、工事費も多額を要するから、補助率を大幅に引き上げ、かつ離島における林道事業の拡充、林道開設事業の地方公共団体の負担金に対する起債復活について措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
近来、木材需要の増大に対処するため、林道開設をすることにより、未開発林における森林資源を開発することは、現下、国家緊要の施策であり、このため、林道網の整備拡充を図る事が必要である。かかる見地から本請願の趣旨は妥当であることを認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

蚕糸業の振興安定に関する請願（請願者　岩手県議会議長橋木八百二）（保科善四郎君紹介）（第五七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
蚕糸業はわが国ことに自然的条件に恵まれない地帯の農家の有力なる換金生産として、農家経済安定のためますます重要性を増しているが、三十三年の蚕糸業の事情を顧みると、繭および生糸の生産計画不調による需給の不均衡、一般経済不況、化繊の進出あるいは糸価の割高等の諸制約が重なり合つて悪化し、ついに繭糸価格安定法の支持価格を割る事態に至り、業界は混乱し、養蚕農家は多大の損失を受けるなど、まことに憂慮にたえない。ついては、(一)蚕糸業安定の基本国策の早期樹立、(二)蚕糸業振興の恒久対策の樹立、(三)蚕糸技術普及体制の強化拡充、(四)繭価安定法の運用方針の明示等の諸施策を実施し、もつて蚕糸業の振興安定をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由
三十三年糸年度における蚕糸業界は諸般の悪条件の累積により異常の混乱状態を現出したのに顧み、斯業の振興安定をはかる諸施策を講ぜられたいという本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

木炭の価格安定対策確立等に関する請願（請願者　東京都渋谷区栄通り二丁目十一番地全国木炭生産者大会長三浦辰雄）（保科善四郎君紹介）（第五七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近年木炭の生産は原木価格の高騰と原木林の奥地移行によつて、ますます困難の度を加えつつあるとともに、木炭の価格が他の燃料に比して安定性に乏しく、つねに変動しているので、さらに生産条件を悪化しているのみならず、いたずらに他燃料の進出を促進している現状にあるため、木炭生産者は著しい収入減に、最低生活すら保障されない窮状に追い込まれている。ついては、(一)木炭価格安定対策の確立、(二)生産指導強化対策の拡充、(三)原木確保対策の確立、(四)共済制度の実施促進についてつて措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
従来、木炭価格は季節的に左右されやすく、原木難による原木価格の高騰と文化燃料の普及により、木炭価格の不安定と売行不振を来し、経済基盤の弱い木炭業界は重大段階に立ち至つている。山村振興の国家的施設とあわせてその対策が強く叫ばれているとき、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

漁港整備費増額等に関する請願（請願者　宮崎県議会議長坂口仲一）（片島港君紹介）（第五七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県下の各漁港は、台風常襲地帯であるため、その防災施設および漁船の動力化と遠洋漁業の進展に伴う、船体の大型化等に対する施設が不十分で、その機能を十分に発揮できない実情にあり、これが早期拡充が望まれているが、現在の漁港予算規模から見ると、なお相当の長い年月を要することとなる。ついては、昭和三十四年度には、大幅に漁港整備費を増額し、工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
漁港整備のための予算を重点的に配分して、工事の促進をはかり漁業の振興に資することは、妥当な措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

救農土木事業の実施促進に関する請願（請願者　宮崎県議会議長坂口仲一）（片島港君紹介）（第五七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
凍霜害に続く干害により、宮崎県下被災農家の様相も次第に深刻化し、まことに憂慮すべき現状にあるので、県においては、県単独事業あるいは既定公共事業等の操作により極力これら農家の救済につとめているが、なにぶんにも貸金にして約三億円を要し、既定公共事業では、とうていその目的達成が困難である。ついては、追加個所の早期実施ならびに救農土木事業に対して高率補助の特別措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
凍霜害に続く干害により、宮崎県においては、県下の被害農家を救済するためには、多額の費用を要することが予想され、現行国庫補助率において県の財政では到底賄いきれない現情なるにかんがみ本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

千拓事業促進に関する請願（請願者　東京都渋谷区上通二十七番地全国千拓事業促進協議会代表宮城千拓協議会菅江篤）（保科善四郎君紹介）（第七一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
千拓事業の昭和三十四年度予算は、千拓特別会計設立の趣旨と、同事業の特殊性とにかんがみ、昭和三十四、三十五年度を最盛期として、七箇年で完成するよう、また補助千拓も、千拓特別会計と同様に早期完成するよう、次のように予算措置をされたいというのである。(イ)国営千拓三十二億四千七百万円、(ロ)八郎湾千拓二十七億五千二百万円、(ハ)代行千拓十七億二百万円、(ニ)補助千拓三億七千七百五十万円、(ホ)千拓付帯工事二億円。

二、請願の議決理由
経済効果の大きい千拓事業について、特定土地改良工事特別会計設置の際七カ年間の完成を目途とした趣旨にかんがみ、これが早期完成を図るため、本請願は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

薬莱山ろくを特定農地開発事業地域に指定に関する請願（請願者　宮城県古川市薬莱山麓特定地域開発促進協議会長渋谷甲一郎）（長谷川峻君紹介）（第七五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県加美郡小野田町、宮崎町、中新田町および色麻村地域は、鳴瀬川上流地域に属し、薬莱山ろくに展開する左右両岸の流域五千四百余町歩の広大な土地資源が未開発のまま残存されているが、地域内の農家は積雪寒冷単作地帯のため経済的基盤はきわめてもろく、一町五反歩以下の農家戸数は（全戸数五千百余戸のうち）六十二・七パーセントに達しており、また次三男対策についてもまことに憂慮されている状態である。ついては、同地域に開発事業および土地改良事業を施行し農家経営基盤を確立されたい。また同地域内鳴瀬川上流には、東北開発計画に基き多目的ダムの建設が計画され、昭和三十五年着工の予定で現在調査が進められており、ダム建設による開田一千余町歩かんがい補給用水受益面積六千余町歩が見込まれているので、同地域を昭和三十四年度特定農地開発事業地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

未開発の土地資源を開発改良して産業の振興を図ることは、国の重要施策の一つであり、本件の地域を特定農地開発事業地域に指定して、早急に開発事業に着手することは、以上の趣旨から妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国有林の開放に関する請願（請願者　北海道議会議長荒哲夫外六名）（長谷川峻君紹介）（第七五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国山林の所有形態が、北海道、東北地方のように国有林に偏在していることは、土地利用の産業に依存している同地方の発展を著しく阻害しているので、終戦以来全国および北海道、東北六県議会議長会において前後十一回にわたり関係方面に要望してきたが、いまだ満足すべき状態に達していないことは遺憾である。ついては、この際大幅に国有林を開放し、地方産業の振興に寄与されるとともに、集約利用をはかり、地方労働の場を与え、もつて地方住民の生活の安定と福祉の増進をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林が地方的に偏在し、ために産業の発展を著しく阻害している現状にかんがみ、この際、国有林を大幅に開放することにより地方産業の振興に寄与せしめるべきであるとの本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

大豆価格の安定に関する請願（請願者　北海道議会議長荒哲夫外六名）（長谷川峻君紹介）（第七五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大豆は北海道、東北、中部各地方における農産物中重要な地位を占めており、大豆価格の高低は、これら地域の農家経済に至大の影響を及ぼしているが、大豆価格は一応農産物価格安定法の対象とはなつているものの、政府価格の適用は農産物規格規程に規格その二に拡大するとともに、政府買上価格についても、大豆作農家の現実の生産費を償い得る価格とし、かつ買上げ時期は大豆の出回り期を勘案して行われたいというのである。

二、請願の議決理由

大豆は、北海道、東北、中部等各地方における重要なる畑作農産物である現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

木炭の価格安定に関する請願（請願者　北海道議会議長荒哲夫外六名）（長谷川峻君紹介）（第七五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木炭は生産、販売ともに、その経済基盤がぜい弱であり、かつ生産消費が季節的である関係から、常に価格変動の著しい特性を持つており、近年この傾向はますます顕著となつて、生産消費者の不安と経済的影響はまことに大きいものがある。ついては、国民の生活必需物資たる本炭の適正格価の維持ならびに農山村経済の安定をはかるため、すみやかに左記事項の趣旨を骨子とする、木炭価格安定に関する立法措置を講ぜられたいというのである。（一）適正価格を維持するため、備蓄による調整措置を講ずること、（二）国において、農産物価格安定法などの例によつて実施することが望ましいが、それが困難なときは、国は都道府県の責任において特定団体を指定して実施せしめること、等。

二、請願の議決理由

従来、木炭価格は季節的に左右されやすく、原木難による原木価格の高騰と、文化燃料の普及により、木炭価格の不安定と売行不振を来し、経済基盤の弱い木炭業界は重大な段階に立ち至つている。山村振興の国家的施策とあわせてその対策を強く叫ばれているとき、本請願の趣旨は妥当であると認める。

よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

荒川沿岸用排水改良事業の機械費増額に関する請願（請願者　宮城県登米郡追町新田字狼欠飯田弥市）（長谷川峻君紹介）（第七五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十三年度宮城県営荒川沿岸用排水改良事業農林省当初割当事業費のうち、機械ポンプ発注費は、百万円となつているが、これでは同事業の目的達成に支障をきたすから、同機械費を増額されたいというのである

二、請願の議決理由

既に昭和三十四年度予算は成立をみたが、土地改良事業の円滑なる実施及び早期完成のため本件の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

菅の沢ため池買収に関する請願（請願者　山形県東田川郡藤島町大字大川渡字前千刈十二番地成沢功）（柳谷清三郎君紹介）（第七五八号）及び同（請願者　山形県東田川郡藤島町大字大川渡字前千刈十二番地成沢武雄）（石田博英君紹介）（第八〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大正九年に完成以来、秋田県山本郡山本村、八龍村および能代市付近一帯の広い地域にわたりかんがい用水を供給している菅の沢ため池は、山形県東田川郡藤島町大字大川渡の成沢武雄の所有にかかるものであり、その政府買収方実現に関しては、昭和二十六年以来県庁、仙台東北農地事務局および農林省諸官の援助により継続実行中であるが、今日に至るもいまだその実現をみるに至らないことは遺憾である。ついては、この上延引することは、精神的にも経済的にも耐え得ないから、該ため池をすみやかに買収されたいというのである。

二、請願の議決理由

個人所有に係るため池が広範囲にわたる農耕地のかんがい用水に供されていることは、公共的性格を有するものであるから、本件ため池は、早急に政府が買収すべきことを妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

北海道の治山事業拡充強化に関する請願（請願者　北海道議会議長荒哲夫）（永井勝次郎君紹介）（第七五九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道においては、戦時戦後を通じて山林の乱伐とこれに伴う河川の荒廃に加え、特殊気象障害等により連年風水害をこうむり、その被害はきわめて膨大なものがあり、これが対策は寸刻を争う緊急事となつている。ついては、北海道総合開発の推進、寒地農業確立の見地からも、極力災害復旧につとめるとともに、荒廃地復旧、防風、防霧林等、防災林の拡充造成、林野砂防等一連の恒久治山対策を確立し、すみやかにこれら治山事業の拡充強化をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由
国土保全、治山治水対策は、わが国林野の根本施策であり、特に北海道は地理的にも風水害による被害が多い位置にあるので、すみやかに治山事業等の拡充強化をはかるべきであり、かかる見地から本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

家畜共済掛金国庫負担割合の改善に関する請願（請願者　北海道議会議長荒哲夫）（小平忠君紹介）（第八六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近年家畜飼養上の事故中、特に乳牛の事故が急激し、掛金率の大幅な引上げが余儀なくされているが、これによる農家の掛金負担増は、家畜飼養農家の家畜共済組合への加入を困難ならしめている。かかる事態を防止するためには、家畜共済掛金に対する国庫負担割合の改善以外に道がないが、現行国庫負担方式によれば、農家が選択した共済金額が、定款で定める最低線を上回るに従つて農家負担割合が累増するため、負担力の小さい農家は止むなく低額の共済金額を選択する結果、実損補てんの実効が上らない実情にあり、また農家経済の実情と病傷発生の状況から、死廃のみでなく、病傷部分に対しても、同様の国庫負担をする必要がある。ついては、農業災害補償法第十三条第十二項に規定する定款等で定める家畜共済の「死亡および廃用についての最低共済金額に対する掛金の二分の一国庫負担」を、「死亡廃用および病傷（直接費部分）についての掛金の二分の一の国庫負担」に改正し、これに伴う予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
家畜共済の現状から、農家の負担を軽減することは特に必要なことであり、家畜共済の死亡廃用ばかりでなく病傷（直接費部分）についてもその掛金の二分の一について国庫負担を行われたいという本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

昭和三十四年五月二日　衆議院会議録追録（その二）（二）　請願に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近年家畜飼養上の事故中、特に乳牛の事故が急激し、掛金率の大幅な引上げが余儀なくされているが、これによる農家の掛金負担増は、家畜飼養農家の家畜共済組合への加入を困難ならしめている。かかる事態を防止するためには、家畜共済掛金に対する国庫負担割合の改善以外に道がないが、現行国庫負担方式によれば、農家が選択した共済金額が、定款で定める最低線を上回るに従つて農家負担割合が累増するため、負担力の小さい農家は止むなく低額の共済金額を選択する結果、実損補てんの実効が上らない実情にあり、また農家経済の実情と病傷発生の状況から、死廃のみでなく、病傷部分に対しても、同様の国庫負担をする必要がある。ついては、農業災害補償法第十三条第十二項に規定する定款等で定める家畜共済の「死亡および廃用についての最低共済金額に対する掛金の二分の一国庫負担」を、「死亡廃用および病傷（直接費部分）についての掛金の二分の一の国庫負担」に改正し、これに伴う予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
家畜共済の現状から、農家の負担を軽減することは特に必要なことであり、家畜共済の死亡廃用ばかりでなく病傷（直接費部分）についてもその掛金の二分の一について国庫負担を行われたいという本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

米穀予約売渡制度の維持強化に関する請願（請願者　宮崎県議会議長坂口仲一）（相川勝六君紹介）（第九一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
食糧生産の確保ならびに国民生活の安定は、現行米穀予約売渡制度を通じて初めて実現されるものであるが、一方生産農家の経済安定のためにも、同制度の維持強化は必要である。ついては、左記事項について適切な措置を講ぜられたいというのである。（一）米穀予約売渡制度を維持存続すること、（二）生産費および所得補償方式によつて米価を決定すること。

二、請願の議決理由
食糧生産の確保及び国民生活の安定を図る上において、米穀予約売渡制度を維持存続するとともに、米価については生産費及び所得補償方式によつて決定すべきであるという本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

大中之湖干拓に伴う造船業者の被害補償に関する請願（請願者　滋賀県蒲生郡安土町大字常楽寺蒲生神崎造船組合長深尾多一郎外十一名）（今井耕君紹介）（第九一八号）及び同（請願者　滋賀県近江八幡市白王町船正造船所北川正一外十一名）（西村関一君紹介）（第一三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
琵琶湖随一の船舶航行度を誇る大中之湖沿岸の造船業者は、このたびの大中之湖干拓事業の実施により、唯一の生計のかてを奪われることになる。ついては、同工事施工に当り、他の事業者に対してなされたと同様、同湖岸造船業者にも適切な補償措置をされたいというのである。

二、請願の議決理由
この種間接被害に対しても、八郎潟の場合におけるつくだ煮業者に対すると同様措置することにより、被害者を救済することは妥当なる措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

日中漁業民間協定更新に関する請願（請願者　東京都千代田区神田佐久間町三丁目三十七番地全国水産煉製品協会理事長小谷権六）（小林絹治君紹介）（第九二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
水産煉製品の生産数量は年々増大し、三十二年度では一億二千万貫（農林統計）をこえ、その金額は六百億円に上り、動物性蛋白質の給源として国民栄養に寄与しているが、水産煉製品製造業者は、原料魚として使用量の七十パーセントを占める以西底びき漁業が、日中、日韓の国際事情から操業が不安になつているので、その経営も不振を極めている状態であり、このままでは以西底びきに原料魚を依存する業者は、漁獲減、魚価高に追いつめられ、ひいては国民大衆の食生活にも影響するところ大なるものがある。ついては、日中友好確立と日中漁業協定の早期更新実現のため、適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
日中両国関係の改善と国交正常化に努力を払い、両国漁業界の友好と信頼を深め、再び日中漁業民間協定を締結して、安全操業を確保することは適切なる措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

沿海州公海機船底びき網漁業に関する請願（請願者　東京都千代田区神田佐久間町三丁目三十七番地全国水産煉製品協会理事長小谷権六）（小林絹治君紹介）（第九二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
ソ連沿海州公海機船底びき網漁業は、戦前からその漁獲物の大部分は水産煉製品の原料魚として最も重要なものであつたが、戦後ソ連との国際事情によりその操業がほぼ絶たれ、今なお実現を見ないことはまことに遺憾である。ついては、すみやかにソ連との漁業交渉によつてこれが解決をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由
沿海州公海は、従前の好漁場であり、これが操業を確保して関係漁業者の期待に答えることは、公海自由の原則を堅持しているわが国にとつて当然であつて、これがためソ連との漁業交渉によつて解決することは適切なる措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十四年四月三十日
農林水産委員長　松浦周太郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

福島県営一号林道小檜沢線の二級国道宇都宮米沢線接続に関する請願（請願者　福島県耶麻郡熱塩加納村長遠藤久虎外一名）（八田貞義君紹介）（第九二二号）

一、請願の要旨及び目的

福島県営一号林道小檜沢線は、福島県耶麻郡熱塩加納村大字熱塩字小檜沢を起点として、昭和二十九年度に着手し、同三十二年度までに計画延長六千九百六メートルを開設完成したが、同三十四年度以降は、接続地たる国有林地内を通る約三千メートルの開設により、山形県米沢市内大嶽倉沢地内において二級国道宇都宮米沢線に接続するが、同村道完成の暁は、山林開発対象面積は千四百町歩数万石および国有林野の無限なる林産物開発が可能となり、地方振興上最重要幹線道路となる。ついては、福島県営一号林道小檜沢線を、二級国道宇都宮米沢線に接続するよう、国有林にかかる地域の林道開設工事を昭和三十四年度において施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

林道を開設することにより、森林資源を開発することは、現下緊要の国家施策とされているところであり、そのため本請願の趣旨は妥当であると認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

喜多方小国間林道の全通促進に関する請願（請願者　福島県耶麻郡熱塩加納村長遠藤久虎外一名）（八田貞義君紹介）（第九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県喜多方市と山形県西置賜郡小国町とを結ぶ資源開発道路のうち、福島県耶麻郡熱塩加納村大字宮川字五枚沢より、県境赤崩山を経由して、山形県西置賜郡飯豊町大字岩倉字鍵掛に至る林道開設工事は、昭和三十三年度において、計画の変更により、開設保留となる由で地元住民ひとしく失望しているが、該未開設地域は、その全部が国有林で占められ、両県資源開発基幹道路として、最も効率的な箇所である。ついては、喜多方小国間林道の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

基幹林道を開設し、森林資源を開発することは、現下緊要の国家施策とされているところであり、そのため本請願の趣旨は妥当であると認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

だ捕漁船第七太栄丸の損害補償に関する請願（請願者　鹿児島県串木野市新生町百八十一番地太栄水産株式会社取締役社長東栄三）（上林山榮吉君紹介）（第九五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年一月十八日韓国政府は一方的宣言により、李ラインを設定して以来、多数の日本漁船は不法だ捕され、乗組船員は朝鮮に抑留され、これがためだ捕漁船主は経営的に、また精神的にも致命的打撃を受けている。この間抑留船員への救援処置はなされたが、だ捕漁船主に対してはなんら救援対策もなく、経営はますます困難をきたしているから、この際第七太栄丸の損害三千二百余万円を補償されたいというのである。

二、請願の議決理由

抑留されている漁船乗組員と同様、被害船主に対しても抑留漁船に対する救済措置を講じて、漁業経営の安定を図ることは妥当な措置である。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

だ捕漁船第六丸六丸の損害補償に関する請願（請願者　鹿児島県串木野市羽島四千九百十九番地峯元水産株式会社代表取締役峯元ワサ）（上林山榮吉君紹介）（第九六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

韓国政府によりだ捕された漁船船員に対しては、留守家族見舞金等の救援措置が設けられたが、これが船主に対しては、なんらの救援対策もなく、このためだ捕漁船第六丸六丸の所有会社は、四苦八苦の経営難に追い込まれている。ついては、第六丸六丸の損害二千五百五十六万六千六百八十七円を補償されたいというのである。

二、請願の議決理由

抑留されている漁船乗組員と同様、被害船主に対しても抑留漁船に対する救済措置を講じて、漁業経営の安定を図ることは妥当な措置である。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

だ捕漁船第十二共進丸の損害補償に関する請願（請願者　鹿児島県串木野市新生町百八十一番地浜田水産株式会社取締役社長浜田英吉）（上林山榮吉君紹介）（第九六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県串木野港を根拠とする漁船運営は、済州島近海を主要漁場としているが、韓国政府の一方的宣言による李ラインの設定により日本漁船のだ捕されるものが相次ぎ、浜田水産株式会社が経済的総力をあげて建造した漁船第十二共進丸も、進水後わずか一箇月、昭和二十九年十月二十二日出漁中にだ捕された。抑留船員留守家族の窮状に対しては、政府より救援金の交付がなされ関係者一同感謝にたえないところであるが、同じ状態にある被害船主に対してはなんら救援措置がなされないため、同会社の経営は不調の一途をたどっている。ついては、だ捕漁船第十二共進丸の損害五千七百六十七万二千九百八十一円につき適切な補償措置をされたいというのである。

二、請願の議決理由

抑留されている漁船乗組員と同様、被害船主に対しても、抑留漁船に対する救済措置を講じて、漁業経営の安定を図ることは妥当な措置である。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

新潟県の消費者米価丁地復元に関する請願（請願者　新潟県議会議長岡田幸平）（田中彰治君紹介）（第九六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県の消費者米価が昭和三十二年十月から丙地価格に改訂されたことは、同県が戦後の食糧対策に多大な貢献を行っている事実と、全国最高の産米県である県民感情からみて納得しえないものであるとともに、産業、経済、消費者家計等同県と同一条件にある東北各県が丁地価格取扱を受けていることとの均衡、ならびに基本希望割当に対する買受日数が丙地十七県中最下位にある実態にかんがみ、きわめて不合理であり遺憾にたえない。ついては、新潟県の消費者米価を従前の丁地取扱いに復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県における米穀事情から、消費者米価を現在の丙地価格から丁地価格に指定変更をしてもらいたいとの本請願の趣旨は妥当であると認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

開田事業助成に関する請願（請願者　岩手県議会議長金子太右衛門）（鈴木善幸君紹介）（第一〇六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県における農地造成開田事業の状況は、農林漁業資金制度の発足以来急激にふえ、昭和三十二年度までの施行実績は三千三百余町歩、事業費十一億余万円であり、昭和三十三年度の施行予定は八百余町歩三億五千余万円に及び、なお今後年々七百町歩内外、事業費二億五千余万円の事業費が

予定されているが、開田事業は一般補助の対象外であり、その資金は、農林漁業融資による外ないが、開田地は飯米自給等の地域もあり、比較的小規模のものが多く、関係農民は零細で農業経営も比較的不安定であり、その償還にはきわめて困窮している実情である。ついては、開田事業を、昭和三十四年度より非補助土地改良事業助成措置要綱による助成の対象とされたいというのである。

二、請願の議決理由

補助対象外の小規模な開田事業に対し、農林漁業金融公庫の一般融資制度から、低利の非補助小団地等土地改良事業助成基金制度に切かえ、これによって、利子の低減をはかり、これら開田事業を促進せしめることは妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産　委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

救難用航空機の増強に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地の一岩手県漁業協同組合連合会長伊藤佐十郎）（鈴木善幸君紹介）（第一〇七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近近海における水産資源の枯渇などにより、漁船は遠洋化の一途をたどり、そのため遠洋における海難も逐年増加しているが、これが救助に際しては、救助船艇の現場到着まで日時を要するので、広範囲の捜索にもかかわらず、漂流物さえ発見できない海難が大半という悲惨な結果を招来している。ついては、海難が手遅れになることなく救助されるよう、救難用航空機を増強されたいというのである。

二、請願の議決理由

救難用航空機を増強し、海難救助に遺憾のないよう措置することは、海難事故の多い現状にかんがみ適切なる措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産　委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

木炭価格安定対策及び共販体制確立に関する請願（請願者　宮崎市宮田町一丁目九十七番地宮崎県農業協同組合中央会長温水三郎）（瀬戸山三男君紹介）（第一一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済基盤の弱小な木炭生産農家の窮状にかんがみ、木炭原木供給、需要調整および価格安定対策について有効な施策を講ずるよう政府に要請するとともに、系統農協にあつては、計画生産、集荷、保管等に一そうの機能を発揮し、その効果をあげるため、次記事項を実現されたいというのである。

（一）政府は木炭価格の安定をはかるため、農産物価格安定法に準じた立法措置を講ずるとともに、農協の調整保管倉庫の建設整備に必要な長期低利資金の融通の措置を講じ、かつその費用の一部を国庫負担とすること、（二）政府は、木炭生産を確保するため、広葉樹林の存置ならびに適正価格により農協に一括払い下げを行う措置を講ずること、（三）県は農協の調整保管木炭に対する保管料および金利等の経費の助成を行うこと。

二、請願の議決理由

従来、木炭価格は季節的に左右されやすく、また、最近における原木難や文化燃料の普及により、木炭価格の不安定と売行不振のため、経済基盤の弱小な木炭生産農家は窮地に陥つている現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産　委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

八千種における農地取上げ反対等に関する請願（請願者　兵庫県神崎郡福崎町八千種二千五百十八番地水田万次）（大西正道君紹介）（第一三三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近兵庫県神崎郡福崎町八千種在住の小作人九十数名に対し、地主側より農地賃貸借契約解約の予告通知をしたが、これは農地法第二十条の規定に違反した行為であり、当然無効であるが、法律的に無知な一般小作人は極度に不安にかられており、また耕作地取り上げが不可能にしても、それによつて小作料の値上げ等を強要し、将来農地法の改正によつて、耕作地の取り上げなどを行う企図でもある。ついては、もしこのような法改正が行われると、農業民主化の基盤はくずれ、小作人は生活の危機にさらされるから、農地法の改正に反対するとともに、不法な土地取り上げがないよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

耕作者の地位と農業経営の安定を図るため政府は現行農地法を厳正に施行し、不当な小作地取り上げに対しては、すみやかに適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産　委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

水産物小売業者育成に関する請願（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地全国水産物小売団体連合会長塩沢達三外一名）（岡良一君紹介）（第一二八六号）、同（請願者　金沢市上近江町十九番地金沢魚商業協同組合理事長麻田六平）（辻政信君紹介）（第一四九四号）、同（請願者　岡山市二日市町二十一番地岡山魚市場仲買小売組合連合会長中田佐一）（中原健次君紹介）（第一七四二号）、同（請願者　新潟県見附市見附冷蔵倉庫協同組合理事長武石吉次郎）（亘四郎君紹介）（第一九六四号）、同（請願者　香川県三豊郡詫間町詫間鮮魚小売商組合佐名清一外一名）（大平正芳君紹介）（第二〇一五号）、同外二件（請願者　山形県米沢市大町八百九十九番地米沢海産物小売組合長山田小八郎外三名）（木村武雄君紹介）（第二〇一六号）、同（請願者　広島県福山市入舟町千八十四番地福山鮮魚事業協同組合理事長西原義夫）（高橋禎一君紹介）（第二〇五一号）、同（請願者　三重県伊勢市河崎町三百七十五番地伊勢魚仲買組合斎藤昌三外一名）（濱地文平君紹介）（第二三二三号）、同（請願者　三重県四日市市稲葉町三千四百七十九番地の十一四日市魚業協同組合大森義一）（山手滿男君紹介）（第二三二四号）、同外三件（請願者　東京都荒川区尾久町三丁目二千二百八十一番地尾久魚商組合毛塚治三郎外三名）（天野公義君紹介）（第二四九一号）、同外六件（請願者　東京都足立区千住二丁目二十二番地足立食品商業連合会長番場忠三外三名）（新井京太君紹介）（第二四九二号）、同外二件（請願者　東京都北区十条仲原町一丁目八番地王子魚商組合副組合長植谷半五郎外二名）（濱野清吾君紹介）（第二四九三号）、同外一件（請願者　高知市九反田一番地高知中央市場鮮魚買受人協同組合理事長池沢直喜外一名）（濱田幸雄君紹介）（第二五一〇号）、同（請願者　岡山市二日市町二十一番地岡山魚市場仲買小売組合連合会長中田佐一）（星島二郎君紹介）（第二五四〇号）、同（請願者　富山県黒部市生地生地魚市商業協同組合理事長麻田六平）（辻政信君紹介）（第一四九四号）、同（請願者　岡山市二日市町二十一番地岡山魚市場仲買小売組合連合会長中田佐一）（星島二郎君紹介）（第二五六一号）、同（請願者　福井市田原下町八丁目五番地福井県魚商組合連合会長吉田喜智）（植木庚子郎君紹介）（第二三一七〇号）、同（請願者　千葉市長州町一丁目百番地千葉水産物商業組合石渡定吉）（臼井莊一君紹介）（第二三一七一号）、同（請願者　東京都大田区東蒲田二丁目十四番地蒲田魚商業協同組合理事長鈴木俊治）（宇都宮徳馬君紹介）（第二三一七二号）、同（請願者　新潟県長岡市表町四丁目長岡鮮魚小売商組合長武内幸吉）（大野市郎君紹介）（第二三二三号）、同（請願者　京都市下京区朱雀分木町市有地京都水産物小売団体連合会長江東藤一）（小川半次君紹介）（第二三二七四号）、同外九件（請願者　大阪市東区谷町五丁目二十番地大阪市水産物商業協同組合東支部長飯田芳太郎外九名）（押谷富三君外一名紹介）（第二三二七五号）、同（請願者　山形市寒河江市大字幸田三百五十二番地の一西村山海産物買受人組合江口権兵衛）（鹿野彦吉君紹介）（第二三二七六号）、同（請願者　福島県会津若松市大町堅丁会津若松海産物小売同業組合藤崎忠吉）（菅家喜六君紹介）（第二三二七七号）、同（請願者　山形県西置賜郡小国町西

置賜海産物小売組合長志村庄之助）（黒金泰美君紹介）（第三二七八号）、同（請願者　神奈川県横須賀市三春町四丁目一番地横須賀鮮魚商業組合長杉山正太郎）（小泉純也君紹介）（第三二七九号）、同（請願者　名古屋市熱田区川並町一番地名古屋市魚商組合連合会副会長船橋亨）（辻寛一君紹介）（第三二八〇号）、同（請願者　山形県新庄市金沢二千六百三十一番地最上地区海産物仲買人組合長清野源之助）（松澤雄藏君紹介）（第三二八一号）、同（請願者　京都市下京区朱雀分木町市有地京都水産物小売団体連合会長江東藤一）（水谷長三郎君紹介）（第三三七二号）、同（請願者　仙台市東七番町四十六番地ノ二仙台水産物商業協同組合理事長大学善之亟外二百十七名）（愛知猿一君紹介）（第三四七三号）、同（請願者　富山県下新川郡朝日町荒川通り朝日町魚商組合長加藤敏雄）（山口六郎次君紹介）（第三五二五号）、同外二件（請願者　富山県魚津市浜経田経田魚商組合浜田長春外二名）（鍛冶良作君紹介）（第三五二六号）、同（請願者　富山県西礪波郡石動町五百五十五番地石動地区魚商組合島津一郎）（正力松太郎君紹介）（第三五二七号）、同外一件（請願者　富山県婦負郡和合町四方鮮魚小売商業協同組合理事長浦上作二外一名）（内藤隆君紹介）（第三五二八号）、同（請願者　山形県寒河江市大字幸田三百五十二番地ノ一大沢小八外一名）（鹿野彦吉君紹介）（第三五二九号）、同（請願者　京都市下京区朱雀分木町市有地京都水産物小売団体連合会副会長松岡勝次外一名）（川崎末五郎君紹介）（第三五三〇号）、同（請願者　福島県会津若松市大町竪丁会津若松海産物小売組合岸久吉外一名）（菅家喜六君紹介）（第三五三一号）、同（請願者　名古屋市熱田区川並町一番地名古屋市魚商組合連合会副会長国中静一外一名）（辻寛一君紹介）（第三三七二号）、同（請願者　山形県新庄市金沢二千六百三十一番地最上地区海産物仲買人組合吉田勇外一名）（松澤雄藏君紹介）（第三五三三号）及び同（請願者　京都市下京区朱雀分木町市有地京都水産物小売団体連合会長江東藤一）（柳田秀一君紹介）（第三五八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産物小売業者は、水産業界における流通末端業者として、消費者に直結しているが、業者の当面の重要問題である税金、買出資金あるいは同業者の乱立防止等の諸問題について、業者を指導育成するための所轄官庁がなく、単に一般中小企業として取り扱われ、事実上水産行政の範囲外におかれているので、水産物流通過程の一貫性を欠き、水産業界の機能を著しく減退せしめている。ついては、水産物小売業者の市場別登録制を実施し、水産庁内に消費部を設けて小売商の実態を掌握し、適確なる育成対策を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

水産物小売業者は消費者と直結し、食生活上、重要不可欠の存在であるにもかかわらず、従来、この者に対する指導育成については徹底を欠いていた面もあり、水産業界の機能を十分発揮し得なかつた実情よりして、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

一、請願の要旨及び目的

松前大ツクシナイ高台造田開発に関する請願（請願者　北海道松前郡松前町字弁天七十六番地　松前大ツクシナイ台地造田開発期成会長菊池勝三郎外四十九名）（稚熊三郎君紹介）（第一六五九号）に関する報告書

一、請願の趣旨及び目的

北海道松前郡松前町字弁天部落は、新松前町の中央部落で、漁港松前港を海面に抱く百二十八世帯の漁業部落であるが、三十一年春以来の凶漁は、部落経済を貧困に陥し入れており、その対策としては小家畜の飼養等を行つているが、さらにこれが解決は恒久対策が必要である。ついては、同部落周辺の大ツクシナイ原野の造田開発を行つて、漁家経済の安定をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

営農を取入れ漁家経済の安定をはかることは、豊凶の差の大きい漁業にとつて適切な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

漁業協同組合整備特別措置法制定に関する請願（請願者　東京都中央区銀座東五丁目一番地北海道ビル内北海道水産会長野口常利）（松浦周太郎君紹介）（第一八九五号）、同（請願者　北海道札幌市北三条西七丁目道漁連内北海道水産会副会長山端元治外一名）（芳賀貢君紹介）（第二一七七号）及び同（請願者　東京都港区赤坂溜池町一番地全国漁業協同組合連合会片柳真一）（松浦周太郎君紹介）（第二二〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業協同組合に対しては、農業協同組合整備特別措置法の措置が講ぜられているが、漁業協同組合には、このような制度が確立していないので、最近各府県では条例をもつて漁業協同組合の整備強化をはかつている。しかし、災害資金、国の求償権等の、条例をもつてしては解決し得ない問題もあり、かつ農業協同組合整備措置法制定の際の附帯決議もあるのであるから、この際国の助成措置、借入金償還の緩和、利子の減免等を盛り込んだ漁業協同組合整備特別措置法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業協同組合の中には、回収不能と見込まれる不良債権を相当かかえ、その上に多額の欠損金を有しこれ等の重圧のため経営不振に陥り組合本来の任務を十分果し得ないものが相当多数に上り、漁村経済及び漁民生活を圧迫している現状であり、さきに制定を見た農業協同組合整備特別措置法の例により所要の措置を講じ組合の立ち直りをはかることは適切なる措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

水産業改良助長法制定に関する請願（請願者　東京都中央区銀座東五丁目一番地北海道ビル内北海道水産会長野口常利）（松浦周太郎君紹介）（第一八九六号）及び同（請願者　北海道札幌市北三条西七丁目道漁連内北海道水産会副会長川端元治外一名）（芳賀貢君紹介）（第二一七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在北海道における漁村収容人口は三十万人をこえ、漁業協同組合を経済の中軸として、一応は他産業との均衡を維持しているが、しかし、漁村の内部を分析すると、依然として封建的要素が温存され、そのため経済的、文化的、技術的面において、農民等他の階層よりもはるかに社会的低位置に甘んじているというのが現状である。ついては、水産業技術改良普及事業の拡充をはかり、沿岸漁民の資質向上と漁業生産ならびに漁業経済の合理化を期せられるよう、水産業改良助長法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

多数の漁民を擁する沿岸漁業の経営は日々深刻の度を加えておる現状に対処して、試験研究機関の成果を助長するとともに漁撈、養殖及び加工の各般にわたつて沿岸漁村に普及員等を設置して技術の改良と経営の刷新をはかり、あわせて生活の改善を促進する基本法制を整備して水産業の合理的な発展と漁民生活の安定に資することは適切なる措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

開拓者救済に関する請願（請願者　岩手県岩手郡滝沢村開拓制度改革期成協議会長柳村兼吉外十二名）（鈴木善幸君紹介）（第二〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土開発の国策の下に、開拓者は示された政府の指針に準拠しつつひたすら開拓の達成に闘魂をふるい来つたのであるが、打ち続く災害の襲来に加え、一般経済界の深刻な不況の影響をこうむり、ついに今日に至るも所期の目的達成

はおろか、すべての開拓者は例外のない悲惨な境遇に置かれている実情である。ついては、すみやかに次記事項を実現されたいというのである。（一）開拓推進のため融資された各種資金の償還を一本化し、次のような法的措置をすること、(1)据置期間は改正法施行の日より十箇年とする、(2)償還期間は据置期間経過後三十箇年賦とする、(3)利子は無利子とする、（二）開拓者に対し開拓者給付金（厚生は生業）を一世帯当り百万円ないし二百万円交付すること、（三）国会に開拓行政特別調査委員会（仮称）を設置し所要の調査と対策をたてること。

二、請願の議決理由

開拓者の大部分は農業経営が不振をきわめ特に各種償還金の償還に苦しんでいる。これを救済するため本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

牛乳学校給食事業の補助単価引下げ反対に関する請願（請願者長野県小県郡丸子町腰越斎藤岩男）（羽田武嗣郎君紹介）第二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十四年度政府予算案によれば、牛乳学校給食事業の補助単価が従来の百八十センチ立方当り四円から三円七十銭に引下げられているが、長野県においては、その差額を牛乳の供給価格引き下げ、あるいは給食費の増額等によつて調整して事業を実施することは、きわめて困難な事情にある。ついては、補助単価を従来どおり百八十センチ立方当り四円に決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食による計画的な消費拡大措置は、酪農政策の重要な一かんとして今後ますます重視し力を注がなければならない。しかるに昭和三十四年度政府予算の生乳学校給食の補助が、大蔵省の見解として物価指数の低落を理由に一合当り四円を三円七十銭に引下げられたが、実情はこの差額三十銭の負担の調整が困難であるから従来通りにされたいという本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

鹿児島県下の配給精米価格引下げに関する請願外一件（請願者鹿児島県姶良郡栗野町長西田円外四名）（池田清志君紹介）（第二四六五号）、同（請願者　鹿児島県姶良郡吉松町長中水千利外三名）（池田清志君紹介）第二六四九号）及び同外二十八件（請願者　鹿児島県姶良郡牧園町長永田良幹外百三名）（池田清志君紹介）（第二七七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在鹿児島県の配給精米価格は中間地価格（一キログラム当り八十五円）であるが、隣県の宮崎、熊本両県は生産地価格（一キログラム当り八十三円）であり、一キログラム当り二円の価格差があるので、同県の年間消費量が約五万トンであることから前記両県より食生活において実に一億円の負担を背負つていることになるが、現行価格は従来同県が需給上消費県であつたために設定されたもので、同県は、天災を免れれば三十三年産米のごとく収穫量は二十一万一千トン以上になり、需給上の不足は生じないのみならず、県外出荷も可能となる状態であるから、鹿児島県の消費者米価を、現行の中間地価格（八十五円）から、熊本、宮崎両県同様の生産地価格（八十三円）に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県における米穀事情から、消費者米価を現行の中間地帯価格から、生産地価格に引き下げられたいという本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

中央卸売市場足立分場魚類部敷地拡張促進に関する請願外二件（請願者　東京都荒川区尾久町三丁目二千二百八十一番地尾久魚商組合毛塚治三郎外二名）（天野公義君紹介）（第二四九四号）、同外五十八件（請願者　東京都足立区普賢寺町六百五番地普賢寺町婦人会長臼倉はな外五十八名）（新井京太君紹介）（第二四九五号）、同外二十一件（請願者　東京都北区赤羽町一丁目百六十二番地赤羽魚商組合長滝本恒由外二十一名）（濱野清吾君紹介）（第二四九六号）及び同外二十九件（請願者　東京都荒川区尾久町三丁目二千三百番地荒川区婦人協議会尾久町母の会増渕操外五十八名）（天野公義君紹介）（第三〇五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都中央卸売市場足立分場魚類部は、敷地が狭く、中央卸売市場（築地）との調整転送が不完全なため、消費者、生鮮食品取扱業者の望む生鮮食料品卸売市場としての機能は全く発揮されず、分場周辺二百万都民の食生活に十分な供給がなされていないことはきわめて遺憾である。ついては、次記事項をすみやかに実現されたいというのである。（一）東京都中央卸売市場足立分場魚類部敷地を一万坪拡張し、施設の充実改善をすること、（二）東京都中央卸売市場（築地）と足立分場との調整転送の完全実施（魚種を揃え、量を豊富にするよう行政指導を行うこと）、（三）前二項の実現を期するため、大幅な国庫補助を行うこと。

二、請願の議決理由

東京都中央卸売市場足立分場魚類部は敷地が狭く、生鮮食料品卸売市場としての機能を十分に果し得ず、ために、分場周辺二百万都民の食生活に十分な供給がなされない実状にかんがみ、早急に対策を講ずべきであり、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

農業基本法制定促進に関する請願（請願者　福島県田村郡都路村都路村農業委員会長武田善治外四百三名）（助川良平君紹介）（第二五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の農業は、海外余剰農産物の圧迫ならびに他産業に比較して低所得の要因により、農家経済の不安定を見つつあるとき、最近繭、牛乳、青果物等一連の農産物価格の暴落傾向は、ますます農家の不安を増大せしめている。ついては、政府は農産物価格安定施策を含む基本的農業振興施策を確立するための農業基本法を制定し、内閣に農業基本法制定調査会を設置して、同法の制定促進をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

今国会において「農林漁業基本問題調査会設置法」が成立し、農林漁業の総合的振興対策の樹立をはかるための基本的調査に着手することとなつたが、その調査の結論にもとずいて、農業基本法を制定することは現下のわが国の農林漁業の現状からきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

農道の国庫補助率引上げに関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（池田清志君紹介）（第二六四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土地改良事業における農道は、現在も団体営事業として取り扱われているが、近時の農道は、その規模においても、ほとんど町村道に匹敵し、従つて公共性においても、なんら変ることがないにもかかわらず、その国庫補助率は、わずかに事業費の二割で、残額は、農林漁業金融公庫資金の融通と農民の負担によつて行われている。ついては、都市を中心とする道路の受益者負担が、きわめてわずかであるのにかんがみ、同農道に対する国庫補助率を大幅に引き上げて、都市と農村との懸隔をせばめ農業経営安定の一助とされたいというのである。

二、請願の議決理由

農業生産基盤の拡充強化のため、団体営土地改良事業の大幅な

促進を図る措置として、補助率を引上げることは、妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

宮古港を外国産麦類揚港に指定の請願（請願者　盛岡市鷹匠小路五十四番地岩手県製粉製麺工業協同組合理事長菊地政次郎外三名）（山本猛夫君紹介）（第二六五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

製粉精麦の主要原料である外国産麦類については、現在政府の管理下におかれ、東北各県の工場において加工する原麦は、横浜港より工場所在地のもより政府指定倉庫まで政府運送を行い売卸を受けてきたが、最近政府は、運送賃の節減等の関係より政府運送を廃止し、輸入港において外麦を売却する現地売却方式を行う意図の下に、すでにわく外売却として一部を輸入港において売却する措置を講じ、近く全国的に現地売却を実施しようとする情勢にあるが、この現地売却が実施されると、輸入港所在工場と東北各県における工場との原料引取運賃差がきわめて大きくなり、原料買付より現品到着までに一箇月以上要する実情から、資金が固定するばかりでなく、岩手県県内製粉精麦工場は輸入港所在工場に比し著しく不利な状態におかれ、同県内産業に及ぼす影響もまた膨大なものと思われる。ついては、岩手県においては、宮古港がすでに昭和三十三年四月一日でか本科穀類の揚港としての指定を受け、港湾施設も年々整備改善されまた輸入大豆取扱の実績もあるので、この際宮古港を外国産麦類の揚港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手県をはじめとする東北地方の製粉精麦工場を保護し、国民食糧の確保に資する上に、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

佐世保港外投びよう禁止による漁業損失補償に関する請願（請願者　長崎県佐世保市東浜町三百四十二番地佐世保市漁業協同組合六漁港代表組合長理事松本義隆外五名）（網島正興君紹介）（第二八五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十六年四月十三日米軍水路部告示（昭和二十七年二月二十八日岡崎、ラスク交換公文）により設定された佐世保港外投びよう（錨）禁止区域における漁業損失に対しては、講和発効後昭和二十七年四月二十九日以後は補償されたが、講和発効前の一箇年分は、その後調達庁ならびに水産庁に対し再度陳情したが、現在に至るもなんらの補償措置を講ぜられないことは遺憾である。ついては、昭和二十六年四月十三日より昭和二十七年四月二十八日までの、講和発効前の佐世保港外投びよう禁止による一箇年分の漁業損失補償をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

講和発効前における連合軍の演習等により漁業者が被つた損害に対しては、昭和二十五年七月二十一日の閣議決定に基き補償してきたのであるが、当時この措置にもれたものについても閣議決定の線に沿つて同様の補償措置を講ずることは妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国有林野払下げに関する請願（請願者　鹿児島肝属郡串良町長北田武盛）（池田清志君紹介）（第二八九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新市町村建設促進法第二十四条で、町村合併を行つたところには、基本財産造成のため、必要があるときは、国有林野の払い下げを受けられるようになつているが、適正規模町村の故をもつて、合併計画もなかつた町村に対しては、なんらの措置もなされないため、それらの町村では、民有林以上の広大な国有林を有しながら、町村財源にはなんらの恩恵も受けられない実情にある。ついては、国有林野の払い下げを合併町村のみに限定せず、広く町村が恩恵を受けられるよう、第二次国有林野整備法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在、市町村に対する国有林野の払い下げは市町村における基本財産造成のため、新市町村建設促進法に基いて合併町村を対象として行われ、合併計画のなかつた町村に対しては何らの措置もなされていない実状にかんがみ、この不合理を是正するため、第二次国有林野整備法を制定し、広く町村がこの恩恵を受けられるよう措置すべきであるとの本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

土地改良事業の補助率引上げ等に関する請願（請願者　島根県益田市益田大石三七雄外五十三名）（櫻内義雄君紹介）（第二八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土地改良事業において、現行制度は補助率の低率（二ないし三割平均）と、採択基準面積二十町歩以上という条件が加えられている関係上、土地条件を整備して、農業所得の増大をはかろうとしても、手の出しようが無く、これを見送る気の毒な農民が全国に幾百万にも及ぶことと思われる。ついては、団体営土地改良事業のうち、農道事業かんがい排水事業、換地計画を伴う区画整理事業等、公共性の大きい事業の補助率を五割以上に大幅に引き上げるとともに、採択基準面積現行二十町歩以上とあるを、三町歩に引き下げ緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業生産基盤の拡充強化のため、団体営土地改良事業の大幅な促進を図る必要がある。これがため団体営土地改良事業の補助率を引上げることは妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

開拓者救済措置に関する請願（請願者　岩手県岩手郡滝沢村字砂込岩手山麓開拓酪農農業協同組合内開拓制度改革期成協議会長柳村兼吉）（鈴木善幸君紹介）（第二一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

開拓者は、終戦以来国土開発の一員として、標高二百メートルから六百メートルの山野において、物心両面の困窮と戦いつつ現在に至つているが、打ち続く天災害の襲来により、各種融資は名のみで、各種償還金の肩替りとして処理され、末端開拓者にはなんら恩恵を与えられず、働けば働くほど雪だるま式に借金が重なる実情である。ついては、今年の春肥料がすみやかに入手せられるよう措置するとともに、開拓者の各種融資が償還期となり現在強制執行まで行われているが、開拓者個々の実態を掌握して、これが整理に関しては、開拓営農が破壊されぬよう適切な方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近、開拓者の大部分が農業経営の不振をきわめ、特に各種償還金の償還に苦しんでいる。これが救済のため、旧債の償還延期及び経営資金の追加融資が必要である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国営農地事業に従事する農林省職員給与の地元負担解消に関する請願（請願者　秋田市中谷地町一番地全農林労働組合秋田県本部執行委員長館岡賢次郎）（鈴木一君紹介）（第二一〇九号）及

び同（請願者　秋田市中谷地町一番地全農林労働組合秋田県本部北島真之助外一名）（石山權作君紹介）（第三三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国営開墾建設事業や国営土地改良事業に従事する農林省職員（農地局）の給与は、全額国庫負担で支弁されるべきものと思料するが、昭和三十三年「行政機関職員定員法の一部を改正する法律」により、定員化（新定員）された職員および常勤職員の給与諸手当、旅費支給の現状は農地事業工事事務費すなわち事業費で支弁されており、不足額は地元負担、県費負担でまかなつている実情にある。ついては、国営農地事業に従事する職員の給与支弁は、一切農地事務局職員給与で支払い、もつて地元負担、県費負担を解消されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方農地事務局の一部の職員の給与が農林省職員の定員内にあるにもかかわらず、事業費によつて支弁されている不合理は是正する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

松山港を植物防疫法第六条第二項の港に指定等に関する請願（請願者　愛媛県議会議長西田唯次）（關谷勝利君紹介）（第三二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

松山港は、四国地方の表玄関ともいうべき立地条件にあり、最近の画期的改修工事によつて、関西屈指の規模をもつ重要港湾となつたが、また同港頭には、農林省指定倉庫、輸出みかんおよびカン詰の出荷機関、その他植物等の輸出入に必要な施設も整備され、神戸税関松山支所も設置されている。ついては、左記措置を講ぜられたいというのである。（一）松山港を植物防疫法第六条第二項の港に指定すること、（二）松山市に植物防疫所および輸出品検査所またはこれらの支所もしくは出張所を設けること。

二、請願の議決理由

四国地方の表玄関ともいうべき松山港の立地的重要性にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

甘しよでん粉の即時政府買入れに関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（保岡武久君紹介）（第三二八三号）、同（請願者　鹿児島県議会副議長日高広為）（池田清志君紹介）（第三四二二号）及び同（請願者　鹿児島市山下町一番地笠井純一）（小牧次生君紹介）（第三五一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府においては、甘しよ生産の安定をはかるため、でん粉消費分野の拡大およびでん粉用途開拓のための結晶ぶどう糖工業育成等種種対策を推進し、また農産物価格安定法に基く甘しよ価格の安定を講じられているが、現在におけるでん粉価格は政府買入れ価格を相当下回つている状態で、市況好転のきざしもみられず、もし、この状態が続けば、でん粉製造工場はもちろん、生産農家の経営に重大な影響を与えることになる。ついては、でん粉の即時政府買上げを行い、市況回復の方途をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

農産物価格安定法の精神を活かし甘しよ生産の安定をはかるために、本請願の趣旨は適切妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

水産業改良普及事業の整備拡充に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地の一岩手県漁業協同組合連合会田代三郎）（鈴木善幸君紹介）（第三二九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産業は、原始産業として対比される農業に比し、著しく劣つている現状であり、岩手県においても、県費をもつてわずか数名の改良普及員を常置しているにすぎず、このような状態は水産業の発展を阻止するばかりでなく、他産業に比し、ますます後進性を増大する結果となる。ついては、水産業改良普及事業の制度化をはかり、改良普及員を増員し、水産業全般の発展を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

多数の漁民を擁する沿岸漁業の経営は日々深刻の度を加えておる現状に対処して、試験研究機関の成果を助長するとともに、漁撈、養殖及び加工の各般にわたつて沿岸漁村に普及員等を設置して技術の改良と経営の刷新をはかり、あわせて生活の改善を促進するための基本法制を整備して、水産業の合理的な発展と漁民生活の安定に資することは適切なる措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

漁業共済制度の助成に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地の一岩手県漁業協同組合連合会田代三郎）（鈴木善幸君紹介）（第三二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業共済制度は試験実施として、全国沿海都道府県において行われているが、漁業の実態掌握が困難なことと、過去の実績資料が乏しい点などにより、比較的高率の掛金負担となり、農業共済のような再保険制度もなく、共済金支払いの裏付けとなる財政措置も稀薄な状況にあるので、一般的に契約状況は、はなはだ低調である。ついては、同制度育成のためには、全面加入が必要条件であるから、掛金に対する国庫補助と再保険制度ならびに支払基金制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業共済制度は制定後、日なお浅く、試験的実施の段階にあり、また、漁業の実態が復雑であるため、実施面においてはなはだ不備な点がある。かかる見地から本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

新農山漁村建設総合対策による事業費の国庫補助増額に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地の一岩手県漁業協同組合連合会山本徳太郎）（鈴木善幸君紹介）（第三二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新農山漁村建設総合対策による事業費に対しては、現在三割ないし五割の国庫補助が交付されているが、新農山漁村建設の趣旨達成上、他県に比し後進性の強い特殊事情をもつ岩手県の場合においては、著しく地元負担が過重となるから、漁村振興のため、現行補助率を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

新農山漁村建設総合対策による事業費に対する国庫補助率を引上げられたいとの要望は全国的なものであり、特に後進性の強い地方についてはその必要性が大であると思料され、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

漁業協同組合の育成強化に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地の一岩手県漁業協同組合連合会田代三郎）（鈴木善幸君紹介）（第三二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業協同組合の育成強化のため次記事項を実現されたいというのである。（一）漁業権はすべて漁業

協同組合に免許されるよう法を改正すること、(二)漁業協同組合の施設に対し補助または長期低利の資金を融資すること、(三)漁業協同組合の漁船自営に対する許可漁業権を付与すること。

二、請願の議決理由

沿岸漁業者の振興をはかるため、その中核をなす漁業協同組合の組織及び漁業制度について抜本的な改正をするとともに、助成措置を講じ組合の育成強化を図らんとする本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

水産業協同組合法の一部改正に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地の一岩手県漁業協同組合連合会田代三郎）（鈴木善幸君紹介）（第三三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行水産業協同組合法による総代定数は多きに失し、経費、組合運営上よりみて小数精鋭主義が妥当である。また総会総代会の招集期日も単協の場合は著しい不便をこうむつている。ついては、水産業協同組合法の一部を左記の通り改正されたいというのである。

(一)総代の最低数を二十名とすること、(二)総会、総代会の招集期日を短縮して五日前とすること。

二、請願の議決理由

水産業協同組合法は、過去十箇年の実施の経過にかんがみ、根本的には現に漁業制度調査会において、これが全般にわたつて再検討中であり、特に、総会及び総代会制度については、農林水産業のうち、すでに森林法に基く森林組合にあつては、去る昭和三十年、法律第一一七号をもつてその緩和を図つた経緯もあり、この際実情に即して総代会制度等に再検討を加え、これが緩和を図ることにより組合運営の円滑を期することは妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

水産物価格安定策に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地の一岩手県漁業協同組合連合会田代三郎）（鈴木善幸君紹介）（第三三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産物価安定制度の確立は、沿岸漁業振興の必須条件であり、多年にわたつてその実現を要望し続け、ようやく昭和三十四年度予算において、さんま、魚かす、するめの集荷に関し、必要な金利の助成措置が実施されようとしており、魚価施策の第一歩を踏み出したことになるが、これはあくまで暫定措置であり、これをもつて沿岸漁業振興の万全を期し得ないことは、きわめて明白である。ついては、抜本的水産物価格安定策として、農産物価格安定法に準じた制度の確立と、流通対策事業に関連する凍蔵、冷凍、加工、保管等の施設に対する重点的な助成措置を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

従来水産政策は、ややもすると漁獲の面に重点が指向され、その後における処理、加工及び流通の面においてはおろそかになりがちであつて、大漁貧乏の現象を起していたのである。

特に多獲性大衆魚についてはこの傾向が顕著に表われており、この弊害を除去し漁家経営の安定を図るため、農産物と同様水産物についても価格安定のための基本法を制定するとともに保蔵及び加工施設の充実を促進することは適切な措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

漁業共済規程の一部改正に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地の一岩手県漁業協同組合連合会田代三郎）（鈴木善幸君紹介）（第三三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業共済規程は、制定まだ日浅く、かつ漁業の実態が複雑であるため、実施において現状に則さない面が多々ある。ついては、左記事項につき、漁業共済規程を改正されたいというのである。(一)現行の集団契約を、個人契約または小数グループによる契約に改めて共済限度額を引き上げること、(二)のり養殖用網地は、合成繊維のほか植物性繊維（七日品）を認めること、(三)漁具共済対象漁具の拡大をはかること。

二、請願の議決理由

漁業共済制度は、制定後、日なお浅く、試験的実施の段階にあり、また、漁業の実態が複雑であるため、実施面においてはなはだ不備な点がある。かかる見地から本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

日ソ漁業交渉の早期妥結に関する請願（請願者　北海道議会議長荒哲夫）（本名武君紹介）（第三四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第三回北西太平洋日ソ漁業委員会は、開議以来すでに二箇月余を経過せるにもかかわらず、いまだ合意点に達せず、新聞の報道によれば、ソ連側よりの漁区、総漁獲量等に関する規制措置がきわめて過酷な案をもつて提示され、その動向いかんによつては、全船の出漁が危ぶまれており、このことは、さけ、ます漁業の時期を目前にひかえ、全船出漁を強く熱望してすでに万般の出漁態勢を確立している関係漁業者に、大いなる不安と動揺とを与えておりまことに遺憾である。ついては、政府は、これら関係漁業者の熱望をいれ、日ソ漁業委員会の交渉を早期円満妥結に導き、もつて、さけ、ます漁船の全船が出漁できるよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

さけ・ます資源についての科学的調査の熱していない現在においては、日・ソ友好の基本精神に則り例年とかけはなれない漁獲量をしかもすみやかに決定することは妥当な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

名神高速道路建設に伴う土地改良の助成等に関する請願（請願者　愛知県一宮市長伊藤一外四十五名）（江崎真澄君紹介）（第三四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

名神高速自動車道路の建設は、わが国産業の立地振興および国民生活の拡大を目ざす画期的な事業であるが、またその建設のために、沿線農耕地に及ぼす影響は多大なものがあり、これらに対処するためには、土地改良を実施することが先決問題である。ついては、円滑なる同道路建設の推進とそれに関連する諸環境の整備のため、左記事項につきすみやかに措置されたいというのである。(一)関連土地改良事業費の財政的措置については別わく予算で行うこと、(二)同補助率を引き上げること、(三)同調査費をすみやかに交付すること、等。

二、請願の議決理由

名神高速自動車道路の建設に伴う沿線農耕地の影響を救済するため、妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鎌五郎殿

繭及び生糸の価格安定等に関する請願（請願者　熊本県議会議長二神勇雄）（大久保武雄君紹介）（第三四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蚕糸業は、昭和二十六年十二月繭糸価格安定法実施以来、同法の保護のもとに輸出の漸増をはかり、安定を続けてきたが、昭和三十三生糸年度においては、他繊維とともに未曾有の混乱に陥り、夏秋蚕期においては最低繭糸価も支え切れず、このため業界のこうむつた損害は膨大にのぼつた。政府

はこの間の情勢を洞察し、今国会に対し、日本蚕繭事業団法案を提案しているが、繭価水準の決定に当つては、慎重を期して、生産の衰退等を来たさないよう特段の考慮を払うと同時に、繭糸価格安定法の維持強化についても適当なる予算措置を講ぜられたい。また、絹および生糸の消費を強力に拡大するため、同業界において日本絹業協会を設立しているが、同協会の目的達成のため、画期的な予算措置の増額と、指導の完全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

蚕糸業の推移と現状に即しこれが振興をはかるために列挙されている本請願の趣旨はいずれも妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

漁業金融機関の拡充強化等に関する請願（請願者　東京都港区赤坂溜池一番地三会堂全国漁業協同組合会長理事片柳真吉）（鈴木善幸君紹介）（第三四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁家経済の安定向上を期するための漁業の近代化の促進には、多額の資金を必要とするのみならず、漁業生産はきわめて自然的条件に左右され、豊凶の激しい産業であるから、これらの金融の円滑化のためには組合金融を主軸とする漁業金融機能の拡充強化をはかる必要がある。ついては、農業漁業金融公庫と組合金融との事業分野を調整し、長期資金の円滑な融通をはかるため、（一）公庫法の改正によつて貸付期限の長期化、金利の引き下げ、手続の簡素化を実現し、（二）災害融資は公庫資金をもつてまかない、（三）沿岸漁業整備要綱による沿岸漁船資金の確保とこの手続きを簡素化するとともに、金融機関の整備について、（一）信漁連を農林中金の代理業務取扱金融機関に指定し、（二）信漁連を農林漁業金融公庫の受託金融機関に指定する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業経済は自然的条件に左右され易く、豊凶の激しい産業であり、また、漁業近代化の促進にあたつては、多額の資金を必要とするが、そのためには漁業金融機能の拡充強化をはかり、長期資金の円滑なる融通をはかるべきであり、本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

漁場埋立補償に関する基本法制定の請願（請願者　東京都港区赤坂溜池一番地三会堂全国漁業協同組合連合会長理事片柳真吉）（鈴木善幸君紹介）（第三四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後の飛躍的な鉱工業の発展および都市人口の増大等により、工業用敷地干拓等のために、沿岸漁場埋立の実施にともない、漁民生業の場である漁場が失われつつあることはきわめて遺憾である。ついては、沿岸漁場確保のため、漁場埋立補償に関する基本法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

工業用敷地の造成及び干拓等のため、沿岸漁場が埋立てられて漁場が失われ、沿岸の特に零細なる漁民の生活がおびやかされ又これが補償についてもしばしば問題を惹起している現状である。これがため基本的な法制を確立し沿岸漁民の生活の安定を図ることは近時この種事件の多発するときにおいては妥当な措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

水産業改良助長法の制定に関する請願（請願者　東京都港区赤坂溜池一番地三会堂全国漁業協同組合連合会長理事片柳真吉）（鈴木善幸君紹介）（第三四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

沿岸漁業振興の中心的課題である沿岸資源の培養、増殖と生産の合理化のため、いまや水産業改良普及事業の普及強化は緊急の要務であるにもかかわらず、昭和三十四年度予算においては、四十八名の改良普及員の新設が企図せられているにすぎず、一方農業においては、すでに農業改良助長法が制定されて農業生産の維持増進に多大の寄与をしている。ついては、この際水産業改良助長法を制定し、水産改良普及員制度の強化と、沿岸漁業に関する試験研究施設の充実をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

多数の漁民を擁する沿岸漁業の経営は、日日深刻の度を加えておる現状に対処して、試験研究機関の成果を助長するとともに、漁撈、養殖及び加工の各般にわたつて沿岸漁村に普及員等を設置して技術の改良と経営の刷新をはかり、あわせて生活の改善を促進するための基本法制を整備して、水産業の合理的な発展と漁民生活の安定に資することは適切な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員会

衆議院議長加藤鐐五郎殿

水産物価格安定法の制定に関する請願（請願者　東京都港区赤坂溜池一番地三会堂全国漁業協同組合連合会長理事片柳真吉）（鈴木善幸君紹介）（第三四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さんま、いか等多獲性大衆魚は、商品としての腐敗性と地域的、季節的な水揚集中および加工、冷凍施設を含む流通市場の不備により、魚価の変動が激しく、そのために再生産はもちろんのこと、漁民の日常生活も著しく脅かされている。ついては、農産物価格対策には、すでに農産物価格安定法による国の保護が制度化されているのであるから、水産物に対しても、水産物価格安定法を制定し、魚かす、その他の加工製品等の政府買上措置による魚価支持制度の確立等を実現するとともに、必要なる諸施設を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

従来、水産政策は、ややもすると漁獲の面に重点が指向され、その後における処理、加工及び流通の面においてはおろそかになりがちであつて、大漁貧乏の現象を起していたのである。特に多獲性大衆魚については、この傾向が顕著に表われており、この弊害を除去し漁家経営の安定を図るため、農産物と同様水産物についても価格安定のための基本法を制定することは適切なる措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

オホーツク海漁場の全面的解放に関する請願（請願者　東京都港区赤坂溜池一番地三会堂全国漁業協同組合連合会長理事片柳真吉）（鈴木善幸君紹介）（第三四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

オホーツク海域が、なんらの科学的資源調査に基く結論をまたず、日ソ漁業交渉の結果、一方的に放棄せられたことは、関係漁民にとつて致命的であり、はなはだ遺憾である。ついては、オホーツク海、西カムチヤツカにおける、さけ、ます漁業を、オホーツク沿海漁民等に対し、即時全面的に解放されたいというのである。

二、請願の議決理由

前年度の日ソ漁業委員会の決定により、昭和三十四年以降出漁を停止することになつたオホーツク海の公海におけるさけ・ます漁業については、当時における不十分なる同海域の科学的資源調査の結果及びわが国が一貫して堅持している公海自由の原則から遺憾な措置であつた。よつて、速やかに再び操業できるよう措置することは妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

農地買収の調査に関する請願（請願者　埼玉県児玉郡上里村大字堤六百六十一番地木村彦治）（荒船清十郎君紹介）（第三四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十二年十月十一日付をもつて、農林省農地局管理部長より埼玉県農林部長宛に、木村彦治の農地買収取消請願について実情調査の上処理するよう通達があつたところ、農林部長猪方孝三郎氏は通達を拒み、そのまま転任したため、やむを得ず昨年五月十日上里村長谷川茂氏を通じ実情調査の上早急に処理するように依頼した。しかるに農林部長栗原昌一氏も農林省の通達を拒み、なんらの手続をとらず放任した。ついては、請願者木村彦治の農地買収にからむ実情を調査されたいというのである。

二、請願の議決理由

木村彦治の農地買収取消請願について、その実情調査を行うことは妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

木炭の最低価格維持制度の確立に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫外一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四七四号）、同（請願者　長野県下水内郡豊田村滝沢登）（中澤茂一君紹介）（第三五一五号）、同（請願者　長野県小県郡東部町田中山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三五一六号）及び同（請願者　長野県知事西沢権四郎）（小澤貞孝君紹介）（第三五七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県の製炭業者は、約八千世帯に及び、しかも零細な山村農民が多く、近時原木難や文化燃料の普及のため、木炭の売行も悪く、価格の不安定のため、生活の困難を訴えている現状である。しかるにそく聞するところによると、昭和三十四年度より実施しようとしている木炭出荷調整対策の指定に長野県がはずれるよう聞きおよんでいるが、年間三百四十万俵を生産する同県としては、まことに遺憾にたえない。ついては、当然指定、採択されるよう強く要請するとともに、奥地共同製炭事業が成り立つよう、索道、炭よう、集荷施設の助成等を講じ、さらに、経済連等を通じての備蓄体制資金の利子補助等を措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

従来、木炭価格は季節的に左右されやすく、また、近時における原木難や文化燃料の普及のため、木炭は売行不振となり、又、価格の不安定により木炭業者に与える影響は深刻であり、かかる実状に対処するため政府は昭和三十四年度より木炭出荷調整対策を実施しているが、年間三百四十万俵を生産する長野県において、この指定からはずされるやにそく聞されることは真に遺憾であり、指定、採択されるよう、又、奥地共同製炭事業が成り立つよう措置されたいとの本請願の趣旨は山村振興の立場よりみて当然妥当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国有林野払下げに関する請願（請願者　鹿児島県議会議員大坪静夫）（上林山榮吉君紹介）（第三五五一号）及び同（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（池田清志君紹介）（第三五八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新市町村建設促進法により、町村合併を行つた町村については、基本財産造成のために国有林野の払い下げが受けられることになつているが、合併計画のなかつた町村に対しては、なんらの措置もなされず、これら町村の中には、民有林以上の国有林を有しながら、なんらの財源上の寄与をも受け得ない実情にあるので、合併町村だけに限定せず、広く町村がこの恩恵を受けられるよう、第二次国有林野整備法を制定し、国有林野の払い下げが行われるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在、市町村に対する国有林野の払い下げは市町村における基本財産造成のため、新市町村建設促進法に基いて合併町村を対象として行われ、合併計画のなかつた町村に対しては何らの措置もなされていない実状にかんがみ、この不合理を是正するため、第二次国有林野整備法を制定し、広く町村がこの恩恵を受けられるよう措置すべきであるとの本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

造林事業費増額に関する請願（請願者　鹿児島県議会議員大坪静夫）（上林山榮吉君紹介）（第三五五二号）及び同（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（池田清志君紹介）（第三五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近における木材需要の増加に伴い、森林生産力の増額は緊急な要請であり、鹿児島県においても、国の林野行政の方針にのつとり、拡大造林の長期計画をはかつて事業を推進しつつあるが、既往の造林実績に徴するに、造林の計画的推進、造林意欲の向上は、その補助金交付によるところが大きいが、造林事業の過半を占める人夫賃は毎年高騰の傾向にあり、これが標準施策経費の引上げは必須要件である。ついては、政府は造林事業費の拡大をはかり、もつて所期の造林計画を達成するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における木材需要の増加に伴い、拡大造林事業を推進せしめる事が今日、緊急の要務であり、このため造林事業の過半を占める人夫賃は毎年高騰している実状にかんがみ、これが標準施策経費の引上げを行い、造林事業費の拡大を行うべきであり、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

農林水産委員長　松浦周太郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

商工委員会

中小企業等災害対策の制度化に関する請願（請願者　福島県議会議長河原田盛雄）（助川良平君紹介）（第一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国は、例年数次にわたる風水害等のために膨大な損害をこうむり、その都度復旧に多大な費用を投じている実情は遺憾であるが、これら災害に対処して、さきに農林漁業家等に対しては、融資その他一連の施策を講じているにもかかわらず、中小企業家等に対する施策は皆無に等しく、災害時における業界の不安困窮は絶大なものがある。ついては、中小企業等の災害対策を制度化されたいというのである。

二、請願の議決理由

風水害等の天災がはなはだしく多いわが国においては、資本力弱小の中小企業に対し、特段の災害対策を講ずる必要があり、この見地から本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月一日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

諸物価の値上げ反対に関する請願（請願者　東京都港区芝田村町二丁目五番地労金会館内全国消費者団体連絡会長中林貞男）（五島虎雄君紹介）（第四三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近政府や与党では私鉄、バス、電力、ガス、水道、国鉄定期券、NHK聴視料、新聞等の料金の値上げを行う意向を表明し、バスなどの一部では、すでに値上げが実施されているが、このように公共的諸料金を引き上げることは、直ちに消費米価をはじめ、他の一般消費物価に影響を与え、値上がりを促進することは明らかであり、消費者の生活は、ますます圧迫されることになる。ついては、諸物価の値上げを行われないよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
物価を安定し国民生活の向上を期するため妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月一日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

中国産生漆輸入に関する請願外二十八件（請願者　福島県会津若松市大町三ノ町三十一番地会津漆器協同組合連合会長鈴木勇吾外二十八名）（八田貞義君紹介）（第七六〇号）、同（請願者　長野県議会議員北沢貞一外一名）（中澤茂一君紹介）（第八七四号）、同（請願者　長野県議会議員原武）（原茂君紹介）（第八七五号）、同（請願者　長野県議会副議長風間和夫外一名）（小澤貞孝君紹介）（第一〇〇〇号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治外一名）（松平忠久君紹介）（第一〇〇一号）、同（請願者　長野県議会議員飯田福治）（下平正一君紹介）（第一〇二八号）、同（請願者　長野県議会議員西沢寛志）（吉川久衛君紹介）（第一〇六七号）、同外一件（請願者　宮崎県玉造郡鳴子町字車場沢口漆工株式会社社長沢口賢吾外一名）（大石武一君紹介）（第一一八五号）、同（請願者　長野県議会議員小林重英外一名）（小川平二君紹介）（第一一七三号）、同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一四四一号）、同（請願者　高知市天神町百五十八番地土佐漆芸工業株式会社長岡崎亀太郎）（濱田正信君紹介）（第一五〇二号）、同外八名（請願者　秋田県雄勝郡稲庭川連町大館山田長次郎外百五十一名）（飯塚定輔君紹介）（第一五四五号）、同（請願者　松江市北殿町三百十八番地松江八雲塗工芸企業組合理事長石村春荘）（大橋武夫君紹介）（第一五四六号）、同（請願者　徳島県三好郡池田町徳島県漆器工業協同組合理事長田岡日良）（秋田大助君紹介）（第一五四七号）、同外一件（請願者　金沢市上松原町三十四番地高野漆行高野庄次郎外十名）（坂田英一君紹介）（第一五四八号）、同外二件（請願者　三重県伊勢市岩淵町伊勢漆器協同組合理事長村田健右衛門外二名）（田村元君紹介）（第一五四九号）、同外一件（請願者　盛岡市内丸六十九番地岩手県漆器工業協同組合理事長佐々木誠外一名）（野原正勝君紹介）（第一五五一号）、同外四件（請願者　岐阜市松鴻町一丁目十六番地奥村漆商店奥村清喜外四名）（平野三郎君紹介）（第一五五二号）、同外二件（請願者　高松市古馬場町七番地の十二香川県漆器工業協同組合理事長森繁治外三名）（藤本捨助君紹介）（第一五五三号）、同外二件（請願者　石川県輪島市河井町二十四部十七の八番地牛腸新三郎外二名）（南好雄君紹介）（第一五五四号）、同外二件（請願者　愛媛県今治市大字桜井今治市桜井漆器協同組合羽藤桝作外二名）（村瀬宣親君紹介）（第一五五五号）、同（請願者　大分県日田市淡窓町日田漆器株式会社長横尾松之助）（村上勇君紹介）（第一五五六号）、同外十件（請願者　大阪府布施市小若江四百十二番地小路宇一外十名）（大矢省三君紹介）（第一六二四号）、同外三件（請願者　新潟市本町通八番町新潟県漆器商工業協同組合理事長丸山岩治郎外三名）（稲葉修君紹介）（第一七八一号）、同外一件（請願者　岩手県東磐井郡大東町摺沢字但馬崎十二番地ノ十四青柳敬一郎外一名）（小澤佐重喜君紹介）（第一七八二号）、同外三件（請願者　香川県高松市北古馬場町十四番地波多野省三外三名）（福家俊一君紹介）（第一八二一号）、同外五件（請願者　長野県西筑摩郡楢川村平沢自治会長石本佐一外五名）（増田甲子七君紹介）（第一八二二号）、同外二件（請願者　青森県弘前市大字袋町七十五番地青森県漆器連合会長奈良敏雄外二名）（三和精一君紹介）（第一八二三号）、同（請願者　富山市下川原町一番地牧野義孝外千二百九名）（内藤隆君紹介）（第二〇一七号）、同（請願者　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目八百五十六番地大橋漆工業株式会社東京出張所大橋嘉一）（岡崎英城君紹介）（第二五一一号）、同外三件（請願者　京都市下京区高辻通富小路西入雁金町百五十七番地京都府漆器組合理事長西村彦之衛外三名）（小川半次君紹介）（第二六五三号）、同外三件（請願者　石川県輪島市鳳至上町百四十五番地輪島漆器商工組合福久元太郎外三名）（大森玉木君紹介）（第二六五四号）、同外三件（請願者　山形県酒田市内町三十二番地酒田漆器業組合理事布川富二外三名）（加藤精三君紹介）（第二六五五号）、同外六件（請願者　東京都豊島区千早町一丁目十一番地日本高級塗料株式会社取締役社長渡利吉外六名）（濱野清吾君紹介）（第二六五六号）、同外四件（請願者　大阪市東区本町一丁目九番地株式会社斎藤商店取締役社長斎藤正産外四名）（中山マサ君紹介）（第二六五七号）、同（請願者　兵庫県姫路市龍野町一丁目十六番地西沢甚平）（大矢省三君紹介）（第二八〇七号）、同（請願者　大阪市生野区勝山通六丁目五千八百四十五番地衣川彰産）（阿部五郎君紹介）（第三〇二〇号）、同外二件（請願者　東京都中央区日本橋本町四丁目十四番地日本精漆工業協同組合市橋与太郎外三名）（田中稔男君紹介）（第三〇二一号）、同外七件（請願者　名古屋市中区飴屋町十二番地日本精漆工業協同組合岩橋光之助外七名）（原彪君紹介）（第三〇二二号）及び同外八件（請願者　東京都中央区日本橋馬喰町二丁目二番地山崎漆工業株式会社長山崎弘太郎外八名）（門司亮君紹介）（第三〇二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長い伝統を持ち、父祖伝来の技術を時代に適合させて現在に至つているウルシ器産業は、近年全国的な販路の拡張と一そうの技術革新によつて、一大飛躍の気運にあつたが、主要原料であり、その必要量の九十パーセントを依存する中国産生ウルシが全面的に輸入途絶となつたため、枯渇するウルシ原料に関係業者は不安と焦慮の日を送つている。ついては、このまま推移すれば業者の死活問題となり、日本固有の文化財ウルシ工業は断絶するから、中国産生ウルシの輸入を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
わが国において独特の技術と伝統を有するウルシ器産業については、商工業の発展と外貨獲得のために今後とも振興を図るべきであり、本請願の趣旨はこの見地からきわめて妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月一日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日中貿易再開促進に関する請願（請願者　長野県議会議員北沢貞一外一名）（中澤茂一君紹介）（第八七二号）、同（請願者　長野県議会議員原武）（原茂君紹介）（第八七三号）、同（請願者　長野県議会副議長風間和夫外一

名）（小澤貞孝君紹介）（第一〇〇二号）、同（請願者　長野県議会議員小山一平外一名）（松平忠久君紹介）（一〇〇三号）、同（請願者　長野県議会議員飯田福治）（下平正一君紹介）（第一〇二九号）、同（請願者　長野県議会議員西沢寛志）（吉川久衛君紹介）（第一〇六八号）、同（請願者　長野県議会議員小林重英外一名）（小川平二君紹介）（第一二七二号）及び同（請願者　長野県議会議員羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第一四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日中両国間の貿易は、近時日本経済の必然的な要望と国民多数の盛り上がる与論により開始され、年々取引品目の拡大と取引量の増大を見、両国間の経済振興はもちろん、友好に寄与するところ大なるものがあり、三十二年来第四次協定の締結が進められ、これに非常な期待がよせられていたところ、突如これが打ち切りとなり、現在依然として再開の見通しを得るに至らず、わが国の経済は容易ならざる事態となりつつあることは遺憾であるから、すみやかにこれが貿易再開を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の貿易振興の必要性及び日中両国間の歴史的、地理的関係から見て、日中貿易については、積極的な施策を講じてその円滑化を図る必要があり、この見地から本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月一日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

輸出工芸展覧会等復活再開に関する請願（請願者　京都市東山区山科薬大前町一番地京都輸出美術工芸作家協会理事長片山真太郎）（田中伊三次君紹介）（第八九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

輸出工芸展覧会は、昭和十年より同十二年までは商工省主催、昭和十三年より同十六年までは商工省貿易局主催のもとに行われ、同展覧会出品の入選作中の優秀な作品は、中、南、北米各国および南方諸国の各都市に送られ、社団法人日本輸出工芸連合会主催商工省後援のもとに展覧会を開き、これらの国々に日本工芸の優秀性を認識させて相当の注文を受け外貨獲得に寄与してきたが、昭和十七年以後は第二次大戦のために中止されて今日に及んでいる。戦後の日本経済の再建は輸出が第一であると叫ばれながら、外貨獲得上重要な地位を占める輸出工芸に対して、なんらの考慮も払われていない。ついては、輸出工芸振興方策の第一歩として、輸出工芸展覧会および海外展示会の復活再開をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の輸出貿易振興の必要性及び資源乏しく人口の多い国情から見て、工芸品輸出の振興については特に考慮を払うべきであり、この見地から本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月一日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

黒又川第二発電所着工促進に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏外一名）（田中角榮君紹介）（第一一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

黒又川水系電源開発計画は昭和二十八年七月決定、同年黒又川第一発電所の建設に着手し、昭和三十二年末には一部発電をするに至つたが、計画中の第二発電所は、たん水区域その他必要用地等がすべて国有地、公有地（村有林）等であるため、補償問題等もなく、また第一発電所建設の際の仮設物件等の施設はこれを転用することが可能であるから、工事費も安価となる。ついては、第一発電所工事に引き続き、黒又川第二発電所建設に着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力不足を打開するため、電源の増強はきわめて重要なものである。とくに近来急速に電力需要が増加している東北地区の現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月一日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

発明考案者にバッジ交付に関する請願（請願者　新潟県南魚沼郡塩沢町大沢四十五番地星野享一）（大野市郎君紹介）（第二〇五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

発明考案者は、国家において最も重要なる科学技術の進歩に大きな役割をはたしているが、発明考案者が、発明者としてのなんらかの携帯表示を付するならば、一般公衆が希望あることを相談することなどができて、発明考案のヒントを広く得ることが可能となる。ついては、発明考案者にバッジを交付し、発明考案の推進を期して国家の発展に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

科学技術の伸展はわが国の現状においてはまことに重要であるにかんがみ、発明者に対する保護と発明意欲の増進のため、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月一日

商工委員長　長谷川四郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

運輸委員会

三陸沿岸縦貫鉄道の敷設促進に関する請願（請願者　宮城県議会議長高橋文五郎外五名）（山本猛夫君紹介）（第一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸開発は、その豊富な資源と相待つて、国土総合開発法の施行に伴い、一そうその重要度を増している今日、三陸沿岸縦貫鉄道の完遂は、一日もゆるがせにできない重要要件である。ついては、宮城県本吉町前谷地間の調査線を前谷駅より着工して急速に敷設完了するとともに、青森県大畑町、大間町間、岩手県久慈市、宮古市間および同釜石市、三陸村、大船渡市盛間と宮城県石巻市を起点とし、河北町飯野川を経て津山町柳津を結ぶ路線を予定線に編入の上、急速に敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

三陸地方資源開発、輸送力の増強をはかる等のため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮することを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

海難防止運動予算に関する請願（請願者　愛知県岡崎市大字島字鳥山十七番地稲垣諭治郎）（竹

谷源太郎君紹介）（第三九二号）

一、請願の要旨及び目的

わが国は昔より世界一の海難国と称せられ、悲惨極まる海難が多発しており、日本船舶職員協会においては多大な犠牲を払つて海難防止に当つてきたが、終戦後は海上保安庁が各地で海難防止会の設立に尽力し、該協会と連絡をとつて互に協力して円満に海難防止運動を続けているのに、近時運輸省海運局では、社団法人海難防止協会を設立して、競艇会等より多額の会費を徴収して、同運動を開始されたことは、該事業に支障を招来するものであり、遺憾にたえない。ついては、海難防止運動は海上保安庁を中心として実施するとともに、該運動に要する約一億円の予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

海難防止運動を更に強力に推進し、もつて海難事故の絶無を期するため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

山科駅西方鉄橋の改修等に関する請願（請願者　京都市東山区山科安朱桟敷町一番地白子喜一郎外二十七名）（中村三之丞君紹介）（第四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道本線は京都府山科駅西方で国道一号線と立体交差しているが、その交差地点のみ同国道の道幅が狭いため、近時の自動車交通の発達によつて同交差地点は京津間国道中最大のあい路となり、交通事故も逐年増加の一途をたどつている。ついては、東海道本線山科駅西方一キロにある鉄橋を改修して、同線と立体交差する地点の国道一号線を拡張整備し、多発する交通事故を未然に防除するとともに交通の安全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区における道路交通の円滑化をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

港湾整備費増額等に関する請願（請願者　宮崎県議会議長坂口仲一）（片島港君紹介）（第五七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県の長期経済計画の実施にあたつては、まず海上輸送力の増強を期することが、急務であるが、現在の港湾予算の規模をもつては、なお相当の長い年月を要することとなり、所期の目的を達し得られない実情である。ついては、港湾整備費の増額および工事の促進に関し、特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

海上輸送力の増強を図り、もつて宮崎県の長期経済計画の遂行を促進するため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

川内河口港建設に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長横山正元外一名）（池田清志君紹介）（第六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内市に誘致した中越パルプ川内工場は、二倍の増設をなし、原木の搬入、製品の積出等は、串木野、阿久根の遠隔港にたよらざるを得ない状況で、また食糧品、建築資材、ヒューム管等、沿岸、離島向け物資は逐日増加の一途をたどり、川内港の必要を痛感している。ついては、川内河口港新規建設費として、昭和三十四年度においてぜひとも予算を計上し、工事に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における産業経済の発展に対応し、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

経済基盤強化のための重要港湾緊急整備対象事業として和歌山北港建設に関する請願（請願者　和歌山県知事小野真次）（長谷川峻君紹介）（第六八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の経済伸張のため、最も効果ある緊急措置として、経済基盤強化のための重要港湾の整備に着目し、特別会計制度の設置により急速なる整備事業を実施することは、きわめて有効適切な措置であるが、和歌山県においては、外国貿易の貨物取扱量では全国五指の中に算えられる和歌山下津港があり、同県北部の臨海工業地帯の造成整備によつて、同港に対応する和歌山北港の建設は早急を要するものがある。ついては、鉄鋼業および化学工業の二大基幹産業の関連重要港たる和歌山北港の建設について、ぜひ「経済基盤強化のための重要港湾緊急整備」の対象事業として採用するよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

和歌山北港の和歌山県北部臨海工業地帯開発についての拠点としての重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

古江港に防潮堤設置に関する請願（請願者　宮城県東臼杵郡北浦村長松井繁夫外五百二十一名）（川野芳満君紹介）（第七六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東臼杵郡北浦村にある古江港は、およそ六平方キロの海域であるが、台風の中心が接近するときは高潮によつて平穏時の海面より一メートルないし一・五メートルの海面水位の上昇を来たし、特に満潮時には著しいものがある。しかしこれを防ぐ防潮堤の設置については、貧困なる村財政にてはいかんとも致し難いのですみやかに古江港に防潮堤を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

古江港の現況並びに村財政の現状にかんがみ、防潮堤の設置につき、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

準用河川梅田川鉄橋架替えに関する請願（請願者　宮城県議会議長高橋文五郎）（長谷川峻君紹介）（第七六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙山線及び東北本線の梅田川は、仙台市西北部にその源を発し、東流して七北田川に合流するが、しばしば出水し、その都度膨大なる被害をもたらしているが、これは一つには同河川を横断して東北本線ならびに仙山線が通過しており、その橋が川幅の狭い地点に架設され、かつ重複しているためである。ついては、仙山線および東北本線の梅田川鉄橋を改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の民生安定をはかるため、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

丸森線敷設促進に関する請願（請願者　宮城県伊具郡角田町長加藤正義外九名）（長谷川峻君紹介）（第七六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

丸森線（未設）は、現在の東北本線と比較して、その沿線人口は

周密で、しかも豊富な資源を有し、ことにそく聞するところによると、石炭消費量は現在線の三分の一、機関車の損耗度においても三分の一ですみ、運行時間も三十分短縮されるとのことである。ついては、地方産業の開発上からまた、多年等閑に付された東北・北海道の総合的開発促進の上からもぜひ丸森線を国策線として敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに交通系統上の見地より、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

新得、足寄間鉄道敷設促進に関する請願（請願者　北海道上川郡新得町長平野栄治外十三名）（長谷川峻君紹介）（第七六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下の国情にかんがみ、国内資源の開発は、きわめて重要であり、その促進は一つに鉄道の敷設にかかつているが、新得、鹿追、士幌、上士幌、足寄を結ぶ鉄道の新設は、北海道の総合開発上きわめて緊急かつ重要な施策であるから、すみやかに建設線として採択の上、敷設工事に着手せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発をはかるため、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

津軽海峡連絡鉄道トンネル工事施行促進等に関する請願（請願者　北海道議会議長荒哲夫外六名）（長谷川峻君紹介）（第七六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道、本州間の青函航送は、今後十年で行詰りの状態に達するものと推定され、これが輸出問題の解決のためには海底トンネルにより結ぶ以外に方法が見出せない今日、三十三年度国鉄新線建設費の特別調査費五億円中に東海道幹線増設調査費と津軽海峡連絡鉄道および四国本土間長大橋架設調査費が含まれているということであるが、いまだにその配分も行われず、本格的着工の見通しを得ないことはまことに遺憾である。また北海道、本州との連絡輸送と東北開発の進展に伴う輸送の増加は、東北幹線の複線化および電化なくしては処理することは不可能な実情である。ついては、すみやかに津軽海峡連絡鉄道トンネル貫通工事に着手するとともに、東北幹線の複線化および電化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道、本州間の円滑なる連絡輸送をはかり、わが国地方資源の開発を促進するため、請願の趣旨にそうよう善処せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

津谷、前谷地間鉄道敷設促進に関する請願（請願者　宮城県本吉郡志津川町長田中完義外十九名）（長谷川峻君紹介）（第七六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸鉄道気仙沼津谷間の敷設工事は、昭和三十二年二月十一日完成、営業を開始し、ついで津谷以南、前谷地までの既決路線もさらに調査線に決定したことは、地元民の喜びとするところであるが、該鉄道は、石巻線前谷地から気仙沼までの開通によつて初めて敷設の目的を達することとなるので、現状としては一部区間は恩恵に浴するが、同地方の地理的孤立性はいまだ解消には至らず、地方産業開発、物資の交流上まことに遺憾である。ついては、すみやかに津谷、前谷地間の工事に着工し、大船渡線より久慈までを直結して、いわゆる三陸沿岸鉄道としての所期の目的を達成せられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに交通系統上の見地より、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

長野県下観光事業の振興に関する請願（請願者　長野県上田市本町羽田義知）（羽田武嗣郎君紹介）（第八四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民生活の安定とともに、大衆の観光意欲は急速にたかまり、全国有数な観光資源を有する長野県を訪れる内外観光者数は年間千九百万人に達しているが、観光事業の開発振興については、次記諸項が多大の障害となつているので、すみやかに解決実現せられたいというのである。（一）現在の分化された中央機構では多大の不利、不合理があるので、総合性をもつた強力な観光行政組織を確立すること、（二）観光振興資金融資方策を確立すること、（三）輸送力を強化すること、等。

二、請願の議決理由

当該県における観光事業の開発振興をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

四日市、津間短絡路線敷設に関する請願（請願者　三重県桑名市長諏訪精一郎外二十八名）（木村俊夫君紹介）（第八四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県交通の動脈たる関西本線ならびに参宮線は、いずれも敷設当時京阪神と神宮所在地の伊勢志摩を連絡することを主眼とした私設鉄道で、その後国有に転換されたものの、なんらの整備も行われずに今日に至つているが、紀勢線が逐年延長するに伴い、参宮線を経る貨客の交流はその様相を一変し、中京ならびに京浜地帯と直結する情勢に変つており、今後紀勢線の全通とこれを基幹とする紀伊半島一帯の開発の進展に伴つて、参宮線、関西本線の混雑は火をみるよりも明らかである。ついては、四日市、津両駅間に短絡路線を敷設し、同地方の産業、経済、文化の発展を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の発展並びに交通系路上の見地より、予算資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

自動車事故防止対策に関する請願（請願者　京都市中京区四条大宮西入錦大宮町百十四番地京都府自動車整備振興会長中久保耕太郎）（長谷川峻君紹介）（第八四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自動車は年々激増するとともに、その性能の向上により、スピード化し、あわせて道路整備の充実により、いよいよ高速化しつつあるにかかわらず、これに対する検査および登録関係等の施設は旧態依然たるものであり、またその要員に至つては逆に減員されている実情である。ついては、自動車事故防止のため、その対策予算を増額し、万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における道路交通の著しい発達にかんがみ、当該業務処理の円滑化を促進するため請願の趣旨にそうよう考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(33)三一一番～五番

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十四年五月二日

○第三十一回国会　衆議院会議録追録（その二）（三）

運輸委員会
仁山信号場の昇格等に関する請願（請願者　北海道亀田郡七飯町字峠下仁山駅昇格期成会実行委員長竹田栄七外八十三名）（館俊三君紹介）（第八八〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
北海道亀田郡七飯町字峠下の国鉄仁山信号場を駅に昇格させることは、昭和二十七年以来再度七飯町議会の議決を経て、部落民の総意を関係当局に陳情してきたが、そく聞するところによれば、現信号場の位置がこう配などの地理的条件が悪いため、実現困難であるとの事であるが、戦後十三年を経た今日、峠下部落自体の状況にもまた客観的情勢にも大きな変化があつて、駅昇格の問題は一日もゆるがせにできない重要課題となつている。また現在の運賃には、仁山信号場を起点とする運賃計算がなされず、隣駅の軍川駅ならびに渡島大野駅をそれぞれ起点としているため、乗降者にとつて常に不合理な運賃計算となり、これによつてこうむる経済的損失は少なからざるものがある。ついては、仁山信号場をすみやかに駅に昇格させるとともに、運賃計算についても適切なる措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地区住民の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月二十八日
運輸委員長　塚原　俊郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

日中線にディーゼルカー運行の請願（請願者　福島県耶麻郡熱塩加納村長遠藤久虎外二名）（八田貞義君紹介）（第九二四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
野岩羽線貫通促進運動は地方民挙げて五十年の永きにわたり継続実施してきたところであるが、奥只見電源開発のため、昨年只見線重要資材輸送暫定措置ならびに国鉄経営合理化の名のもとに、日中線の輸送削減が実施され、現在では一日三往復の運行が行われているが、これでは喜多方市方面の通勤、通学者のみが利用でき、一般旅客者はまことに不便であるばかりでなく、貨物を取り扱わないので、地方民の利用がますます減少する傾向にあることはきわめて遺憾である。ついては、同地方産業の開発と文化の交流のために汽車の運行は必要であるので、現行三往復の運行は通勤、通学、ならびに物資の輸送に用い、その空間にデイーゼルカーを運行されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地方における旅客交通の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月二十八日
運輸委員長　塚原　俊郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

千歳飛行場の第一種空港指定に関する請願（請願者　北海道千歳市長山崎友吉外一名）（正木清君紹介）（第一〇三二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
千歳飛行場が、昭和二十六年六月四日北方航空路の開発に伴う北海道における使用飛行場として指定されてから今日まで、真の北海道の空の玄関として、またローカル線の基地として、その重大使命を完全に果してきたが、気象、地利、地形的にもすぐれ、他に求めようとしても得られない同飛行場を、現下の航空路網の発展状況から、空港整備法に基き、すみやかに第一種空港として指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
千歳飛行場は、気象、地理的にきわめて好条件に恵まれており、また、北海道における民間航空路の基地としての重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月二十八日
運輸委員長　塚原　俊郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

鹿児島海上保安部に航空機配置に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（上林山榮吉君紹介）（第一一三一号）、同（請願者　鹿児島県議会議員田島栄蔵）（池田清志君紹介）（第一二九〇号）、同（請願者　鹿児島県議会議員浜崎準人）（前田都君紹介）（第一二九一号）、同（請願者　鹿児島県議会議員東政則）（小牧次生君紹介）（第一二一四八号）及び同（請願者　鹿児島市議会議長鹿児島県市議会議長会長会長牛飼市助）（池田清志君紹介）（第一二四六六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鹿児島県は東支那海ならびに中部太平洋にわたる広範な重要漁場であり、これら海域を主漁場として操業する漁船は年々増加し、また同県の各港を根拠地として操業する県外船も多数となりつつある現状であるが、同海域を管轄する鹿児島海上保安部は、きわめて広範囲にわたる海域を所管しているので、これら海上に集中する船舶の緊急事態に際し、現有保安部巡視船をもつてしては、海難等の捜索、救助に早急、適確なる活動を期待することは至難である。ついては、鹿児島海上保安部に航空機を配置し、漁船の安全に万全を期せられたいというのである。
二、請願の議決理由
当該海域における海上保安の確保並びに海難救助の万全を期するため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月二十八日
運輸委員長　塚原　俊郎
衆議院議長加藤鐐五郎殿

失業駐留軍要員によるタクシー事業免許認可に関する請願（請願者　東京都練馬区東大泉町三百五十四番地の二十八清水忠男外七名）（川野芳満君紹介）（第一三四六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
失業駐留軍要員は、現下の社会情勢下において、今後の生活を維持するため、非常な窮地に追い込まれているが、このたび有志が集まり、自動車の運転と修理の経験を生かして、タクシー会社の経営を企画し、必要書類を昭和三十二

年十二月二十三日東京陸運局に申請したが、その後同局からなんの通達もなく不安を感じている。ついては、失業救済の意味から、これがタクシー事業免許を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

駐留軍離職者対策の緊要性にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国鉄福島輸送派出所存続に関する請願（請願者　福島県議会議長河原田盛雄（八田貞義君紹介）（第一二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方開発は、わが国経済発展上緊急欠くべからざるものであることは言をまたないが、この達成には輸送力の増強が必要不可欠である。ことに福島県は、豊富な天然資源を包蔵し、かつ東北地方第一の人口と生産規模を有するが、運輸交通の不利不便から容易に後進性を脱却し得ない実情にあるとき、今日まで同県内貨客輸送の中枢機関として多大な効果を上げてきた国鉄福島輸送派出所が廃止されるということは、東北地方開発の国策に反するのみならず、同県内各地の豊かな農林産物、鉱工生産品等の輸送に一大支障を来たすことは必然である。ついては、国鉄福島輸送派出所を存続するとともに、東北地方における国鉄輸送力の総合的な増強をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興をはかる等のため、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

飯田線強化促進に関する請願（請願者　愛知県新城市議会議長松井徳太郎外十六名）（鈴木正吾君紹介）（第一四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県豊橋市を基点として長野県に通ずる飯田線の、正確で敏速、快適な輸送は、中部経済圏の確立とともに、沿線住民の福祉を向上し、産業発展を促進し、新市町村の発展充実の基礎をなすものであり、地方自治関係者はもちろん、あらゆる沿線関係方面の感謝しているところであるが、今回そく開するところによれば、この飯田線に独立採算制を採用して管理所を新設し、機構の整理を企画されているとのよしであり、遺憾にたえない。ついては、国民の利便を捨て、地方秩序を乱す該制度の採用を取りやめ、飯田線の強化促進のためあらゆる便宜をはかり、静岡鉄道管理局管下において現状機構をもつて具体的協力をされたいというのである。

二、請願の議決理由

地方沿線住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

原町田駅の西口駅設置に関する請願（請願者　神奈川県相模原市議会議長山口茂治外三千四百十八名）（岩本信行君紹介）（第一五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県相模原市が首都圏整備法の脚光をあびて一年、相模原市の南玄関としての小田急沿線地帯は、現在世帯数四千四百二十戸、人口一万八千四百二十人をかぞえ、近来公団住宅の建設等に伴つて人口の増加は著しく、現在の二倍ないし三倍となることは必至の情勢である。ついては、本年二月誕生した町田および相模原両市の発展のため、国電原町田駅に西口を開設し、ラッシュアワーの混雑緩和をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅利用者の利便を図るため、実情に即して研究いたし請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

中札内村、芽室町上渋山間バス路線免許に関する請願（請願者　北海道河西郡中札内村長太田一良外一名）（正木清君紹介）（第一五〇五号）及び同（請願者　北海道河西郡芽室町字上美生栄前田栄三郎）（館俊三君紹介）（第一四四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道河西郡中札内村から帯広市川西町清川を経て芽室町上渋山に至る延長三十一キロの間のバス運行については、かねてから請願に及んでいたが国鉄バスおよび十勝バス会社両者の路線免許競願となり、運輸審議会の議を経なければ決定をみない段階となつている。ついては、関係住民も熱望しているから、すみやかに同バス運行の免許を採択するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における旅客交通の利便をはかるため、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

鍛冶屋、梁瀬両駅間鉄道敷設に関する請願（請願者　兵庫県多可郡加美村長篠原卯三郎外二名）（堀川恭平君紹介）（第一五六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄加古川線鍛冶屋駅より、兵庫県多可郡加美村、氷上郡青垣町を経て、山陰線梁瀬駅に至る区間に鉄道を敷設することは、兵庫県南部の小野市、社町、西脇市を中心とする工業地帯と山陰地方の梁瀬、和田山、城崎、豊岡、鳥取、福知山等の諸都市を直結せしめ、地方産業経済の発展に資するところ、まことに大であるのみならず、沿線の加美村、青垣町、山東町付近は豊富な森林資源等を埋蔵している。ついては、鍛冶屋、梁瀬両駅間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系統上の見地より、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国鉄自動車古江川北線延長に関する請願（請願者　鹿児島県肝属郡大野占町長遊喜半次郎外三名）（前田郁君紹介）（第一六六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県大隅半島南部地区は本土の最南端に位置し、四百三十方キロに及ぶ林野面積を有し、総合開発特定地域として林産資源開発のための諸事業が着々と実施されているが、同地域の運輸交通の現況をみると、陸上旅客運送は三州自動車会社、貨物運送は日本通運だけとなつており、また海上交通は南九州商船会社による定期貨客運送があるが、これは回数も少く、運送能力も小さい上に、冬季荒天の続く場合は全く利用できない状況であり、従つて住民の鉄道開通に対する熱望はきわめて強く、森林資源をもつ同地域の開発は一に鉄道開通にかかつている。ついては、川北線は鉄道予定線として大正年間に決定していながらいまだに早急な実現も望めない状況であるから、国鉄自動車古江川北線を同地まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

諫早、長崎間平坦線敷設促進に関する請願（請願者　長崎県知事佐藤勝也外二十二名）（金子岩三君紹介）（第一九八〇号）、同（請願者　長崎市長田川務外十三名）（今村等君外二名紹介）（第二一四七号）及び同（請願者　長崎県議会議長水頭鉄一外七名）（田口長治郎君外五名紹介）（第二一七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄長崎本線諫早、長崎間平坦線は、すでに昭和二年、法律第三十七号をもつて鉄道敷設法別表に第百十四ノ二として建設予定線に指定されてから、三十余年にわたり、その敷設が熱望されてきたがいまだに実現をみないことは遺憾である。ついては、同平坦線は、長崎県の基幹産業である水産、造船、石炭、鉱工業等の飛躍的発展を期するほか、年間二百七十九万人をこえる観光客の輸送増強、長崎港を基地とする漁業開発および中国、南方諸国との貿易促進についても国策上重要な路線であるから、すみやかに同諫早、長崎間平坦線を建設するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに地方資源の開発をはかる等のため、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

小野駅、岡谷市間バス運行に関する請願（請願者　長野県東筑摩郡筑摩地村長矢彦豊二外十八名）（増田甲子七君紹介）（第二〇一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央線小野駅を起点として、勝弦、岡谷市間のバス運行については、地元民多年の要望であつたが、たまたま国鉄乗合自動車、松本電気鉄道株式会社、諏訪自動車株式会社の三者競願となつたため、いまだ実現を見ず今日に至つている。ついては、すみやかに同問題を解決し、小野、岡谷間のバス運行を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該沿線住民の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

丸林地先の無人踏切に警報器設置の請願（請願者　栃木県下都賀郡野木村字友沼九百八十九番地平岡重一郎外一名）（山口好一君紹介）（第二三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県下都賀郡野木村字丸林地先の無人踏切は、国道と県道とを結ぶ主要道路上にあるので、交通量が多いが、両側が雑木林におおわれ見通しきわめて悪く、このため現在まで多くの犠牲者を出しており、特に列車のスピードアップや通過列車の増加に伴い、さらに犠牲者の続出が予想される状況にありまことに憂慮にたえない。ついては、同丸林地先無人踏切に踏切警報器を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方住民の交通安全をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

松戸市馬橋、小山市間鉄道敷設に関する請願（請願者　千葉県野田市長戸辺織太郎）（天野公義君紹介）（第二三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

首都圏の建設整備をはかるには、その周辺地域を一体とした総合的計画を策定し、とくに住宅団地の造成ならびにこれに関して、混雑する貨物輸送などの交通網の整備こそきわめて重要な施策であると確信する。しかるに茨城県猿島地方と栃木県小山市を結ぶ一帯は、東京都と至近距離にありながら、交通の便悪く、発展は遅々として進まない状況にあり、もし同地方に鉄道が敷設されれば、都内への貨物輸送は緩和され、東京近効の貨物操車場不足の悩みも解消されるばかりでなく、地方経済の拡大再生産にも影響するところ、まことに大なるものがある。ついては、千葉県松戸市馬橋より、流山町、野田市および茨城県猿島郡境町栃木県小山市に至る区間を鉄道予定線に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のため、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

城東貨物線の電化及び客車運行に関する請願（請願者　大阪府大東市長川口房太郎外一名）（浅香忠雄君紹介）（第二四三七号）、同（請願者　大阪府布施市長鈴木義仲外十三名）（久保田鶴松君外一名紹介）（第二四三八号）、同（請願者　大阪府河内市長清水正三外一名）（杉山元治郎君紹介）（第二四三九号）及び同（請願者　大阪府吹田市長山口富次郎外一名）（阪上安太郎君紹介）（第二六六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近来大阪の東部ならびに西南部の発展は著しく、ことに東大阪は住宅地域として、また商工業地域として膨張の一途をたどりつつあり、いまこの地帯の交通運輸の現状を見るとき、東西線としては国鉄片町線、関西線あるいは近鉄線があるが、南北鉄道線に至つては、わずかに大阪市内の国鉄城東線のみであつて、地域住民があげてこれを利用するため、日々の殺人的混雑は世論のひとしく認めるところである。ついては、国鉄城東貨物線を経由する吹田、杉本町間の未電化区間の電化ならびに全線の客車運行を早期実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方沿線住民の利便を図り、輸送力の増強をはかる等のため、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

木材類の特別等級編入及び遠距離割引存置等に関する請願（請願者　鹿児島県大口市里田島築蔵外一名）（池田清志君紹介）（第二四六七号）、同（請願者　鹿児島市山下町二十三番地鹿児島県杭木業協同組合理事長光安善平）（上林山榮吉君紹介）（第二四九七号）、同（請願者　仙台市定禅寺通り檜町宮城県木材組合連合会長青木清）（保科善四郎君紹介）（第二五六二号）及び同（請願者　長崎市竹之久保町三丁目七百二十四番地長崎県木材協会浜田新一郎）（今村等君紹介）（第二六五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

このたび、日本国有鉄道においては、貨物運賃を改正する由であるが、鹿児島県においては、最近原木事情の悪化はいよいよ深刻化し、原木の値上りは著しく、原価計算によれば、原木費が製品原価の八十パーセントを占めている現状であり、原料の価格を考慮しない製品の価格だけによる機械的な貨物運賃改正等級区分は、木材業者にとつて死活の問題である。ついては、木材の鉄道貨物運賃については、これを特別等級に編入して、遠距離割引および現行減トン制度はそのまま存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

農林水産物資に対する運賃の生産者並びに消費者に及ぼす影響の大なる点にかんがみ、請願の趣旨につき考慮せしめるよう、措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

自動車運送事業等運輸規則の一部改正に関する請願（請願者　東京都台東区西町二十番地全国自動車運輸労働組合連合会中央執行委員長引間博愛）（井岡大治紹介）（第三〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

トラック運輸事業の急速な発展に伴つて、交通事故は年々増加し、深刻な社会不安をまき起しているが、この交通事故の最大原因は、これに従事する労働者が労働基準法を全く無視した劣悪な労働環境や労働条件の中に追いこまれているからである。ついては、この前時代的な労働条件を改善し、適正な労働により、交通事故を軽減し、社会不安を除去するため、運行ダイヤの適正化、定休制と非番制の確立、賃金体系の適正標準化と最低賃金の確立、仮眠、宿泊設備の規制について、適切なる措置を講ずるよう、自動車運送事業等運輸規則を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該事業の最近における急速な発展の実情にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日豊線日向長井駅、豊肥線三重町駅間鉄道敷設促進に関する請願（請願者　宮崎県宮崎郡清武町議会議長宮崎県町村議会議長会長日高正）（川野芳滿紹介）（第三〇五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日豊線日向長井駅、豊肥線三重町駅間の鉄道敷設については、十年前より関係地元民の要望してきたところであり、同線が開通すれば現日豊線よりも約二時間半短縮する事が可能であるばかりでなく、さらに沿線は豊富な林産資源、地下資源に恵まれており、今後の開発が期待されている。ついては、該鉄道をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業資源の開発並びに交通の利便をはかるため、現地の実情を調査の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

串木野駅に準急デイーゼルカー等停車に関する請願（請願者　鹿児島県串木野市長満留正光外一名）（宇田國榮君紹介）（第三〇七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

串木野駅は、地理的にも産業、経済的にも重要なる要衝にあつて、さきに急行「霧島」の停車駅となつたが、近時の中心都市への人口移動と産業取引の増加により、同急行の利用は急速に増し、同駅においては、もはや乗降にも難渋をきたす満員盛況を呈しており、やむなく始発駅鹿児島駅より急行「霧島」あるいは「さつま」等を利用しているありさまである。ついては、鹿児島、博多間にデイーゼルカーが準急運行されるということであるが、同準急を串木野駅に停車されたいというのである。なお、下り急行についても、鰍島連絡船の連絡関係上、下り急行「さつま」を串木野駅に停車されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅乗降旅客の利便を図るため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

陸前中田を南仙台に駅名変更の請願（請願者　仙台市中田町手塚蔵治）（竹谷源太郎君紹介）（第三一四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台市中田町は、鉄道および国道が南北に貫通し、仙台市の南玄関に位しているが、同町にある国鉄駅は大正末期に設けられた当時の駅名「陸前中田」を今もつて称しているため、社会生活上非常に不便をこうむつている。ついては、国鉄駅「陸前中田」を「南仙台」と改名されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

信越本線改良に関する請願外四件（請願者　長野県上田市長水野鼎蔵外四名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三一三二号）、同外三件（請願者　長野県南佐久郡野沢町長高見沢猛外三名）（井出一太郎君紹介）（第三一三五号）、同（請願者　長野県小県郡塩田町長武田助左エ門）（羽田武嗣郎君紹介）（第三一八七号）、同（請願者　長野県小諸市長町田増夫）（井出一太郎君紹介）（第三一三一二号）、同外一件（請願者　石川県小松市浜佐美町千九十番地小松商工会議所会頭大川藤市外一名）（辻政信君紹介）（第三三二一八号）、同（請願者　長野県知事林虎雄外一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三三一九号）、同外四件（請願者　富山県黒部市議会議長堀川恒次郎外四名）（鍛冶良作君紹介）（第三三三二号）、同外五件（請願者　長野県更級郡川中島町議会議長千野輝雄外五名）（倉石忠雄君紹介）（第三三三三号）、同外二件（請願者　新潟県議会議長岡田幸平外二名）（田中彰治君紹介）（第三三三四号）、同外三件（請願者　富山市議会議長浅地央外二名）（内藤隆君紹介）（第三三三五号）、同外十二件（請願者　新潟県高田市長川澄農治外十二名）（塚田十一郎君紹介）（第三三四五号）、同外九件（請願者　長野県上水内郡信濃町長松木重一郎外二十七名）（小坂善太郎君紹介）（第三三六四号）、同（請願者　富山県高岡市長堀健治）（佐野憲治君紹介）（第三三八五号）、同（請願者　長野市長倉島至）（中澤茂一君紹介）（第三三八六号）、同外二件（請願者　長野県北佐久郡軽井沢町議会議長遠山民治郎外二名）（松平忠久君紹介）（第三三八七号）、同外二件（請願者　富山県黒部市長芦崎久治外二名）（三鍋義三君紹介）（第三三八八号）、同外八件（請願者　金沢市長土井登外八名）（坂田英一君紹介）（第三四一四号）、同外一件（請願者　長野県小県郡丸子町長職務代理者助役中村房一外一名）（井出一太郎君紹介）（第三四二四号）、同外三件（請願者　福井県知事代理高橋明厚外二名）（植木庚子郎君紹介）（第三四四三号）及び同（請願者　長野県埴科郡戸倉町長米沢嘉久太）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越本線は近年輸送力が著しく低下し、順路である北陸対関東の貨物を全部上越回りにしても、なおかつ年々増加する貨客をさばき切れないが、その原因は同線が開通以来六十数年、根本的改良なく今日に至つているためであり、特に横川、軽井沢間の碓氷線は、千分の六十六・七という急こう配を、ラックレールを使つた特殊な線路により、特別の機関車を用いて運行しているので、輸送力と速度に絶対的制約を受け、信越本線の輸送力を著しく減退せしめている。ついては、碓氷線はすでに輸送力が限界にきており、国鉄当局においても、同線の改良を検討中であるが、これが改良に際しては、はりつけ線増案では、間もなく輸送力の限界がくるから、千分の二十五のこう配のう回線をもつて、改良されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該本線の重要性にかんがみ、輸送力の増強をはかるため、実情に即して請願の趣旨にそうよう措置せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

航路標識の整備促進及び尾崎灯台に霧笛信号設置に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地の一岩手県漁業協同組合連合会山本徳太郎）（鈴木善幸君紹

介）（第三三〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸は随所に難所があり、海難事故が多発し、特に濃霧期において航行に危険と不便を感じているので、航行安全のため航路標識の整備を促進するとともに、釜石尾崎灯台に霧笛信号設備を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における船舶航行の安全を確保するため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

水産物の輸送力増強及び三陸沿岸鉄道敷設促進等に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地ノ一岩手県漁業協同組合連合会山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第三三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産物流通対策のうち、重要な問題である輸送力の増強と貨物運賃の適正化は、魚価形成に決定的な影響を与える。ついては、水産物の特性を考慮して、すみやかに左記事項を実現されたいというのである。（一）水産物輸送の合理化と運賃の軽減、（二）三陸沿岸鉄道の敷設。

二、請願の議決理由

水産物資の輸送力増強は生産者並びに消費者に及ぼす影響大であり、また地方産業の振興交通系統上の見地より、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

大船渡市に測候所及び宮古外二市に臨港分室設置に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地の一岩手県漁業協同組合連合会内岩手県海難防止連絡協議会長伊藤佐十郎）（鈴木善幸君紹介）（第三三〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸の気象観測施設は宮古、石巻間二百キロが全く空白状態にあり、漁船および機帆船等の海難事故は、年々増加している。ついては、これが海難事故を未然に防止し、海事産業の振興発展を期するため、宮古、石巻の中間位置にあり、かつ三陸沿岸屈指の基地漁港として、また太平洋航行ならびに内海船舶の卓越せる停泊地として最適の位置を占める岩手県大船渡市に測候所を設置するとともに、気象測器の点検、観測通報業務の指導、気象情報の解説等のため、三陸沿岸の主要港であり、かつ岩手県海難防止連絡協議会地区連絡会の所在する釜石市、宮古市および久慈市にそれぞれ盛岡気象台または宮古測候所の臨港分室を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における海難事故を防止し、もつて、海事産業の発展を期するため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

石北線留辺蘂、生田原両駅間の路線変更に関する請願（請願者　北海道常呂郡留辺蘂町長佐野準一郎外一名）（松田鐵藏君紹介）（第三三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石北線常紋トンネルは海抜四百メートルの北海道常呂郡と紋別郡との境界に位し、金華駅から二十五分の一の急こう配のため、各列車は必ず留辺蘂駅から機関車補機を取り付け、生田原間を運転している現況であり、このために石炭、機関車、人員、時間等運営維持に要する経費は、年間数億円を算するものと思料せられ、まことに国家的損失は大きく、しかも同トンネルは開設以来四十数年を経過し、内部の浸水、亀裂等の危険現象が生じている。しかるに、路線を変更し、留辺蘂駅から、う回して、温根湯を経て生田原駅に至る鉄道を敷設すれば、こう配はゆるやかとなり、機関車補機の必要なく、また温根湯温泉郷への観光客等の誘致、温根湯奥地および生田原奥地の開発を促進する等の利点がある。ついては、石北線留辺蘂駅生田原間の路線を変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方沿線住民の利便を図るため、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国鉄長野工場の拡充強化に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫外一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四七七号）、同（請願者　長野県更級郡川中島町北沢貞一）（中澤茂一君紹介）（第三五一八号）、同（請願者　長野県上田市泉町小山一平）（松平忠久君紹介）（第三五一九号）及び同（請願者　長野県知事西沢権四郎）（小澤貞孝君紹介）（第三五八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄長野工場は、終戦後修車の一元化の一翼をにない、独立せる車両修繕というきわめて地味な、しかも輸送力の増強には常に緊密にして、欠くことのできない重要なる使命を負つて全国的にも優秀な技術工場として前進を続けている。しかるにこのたびの国鉄整備の答申中、廃止計画工場に同工場が加えられていることはまことに遺憾である。ついては、国鉄長野工場を永久に存置すると同時に、本工と分所とを統合して、国鉄経営の合理化の線に沿つた経営方式を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国鉄経営の合理化に資するため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

長野県陸運事務所庁舎建築促進に関する請願（請願者　長野県議会議長風間和夫外一名）（羽田武嗣郎君紹介）（第三四七八号）、同（請願者　長野県更級郡川中島町北沢貞一）（中澤茂一君紹介）（第三五二〇号）、同（請願者　長野県小県郡東部町田中山岸光治）（松平忠久君紹介）（第三五二一号）及び同（請願者　長野県知事西沢権一郎）（小澤貞孝君紹介）（第三五八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県陸運事務所庁舎は、さる一月二十三日隣接建物からの出火によつて焼失したが、そのため現在とりあえず隣接建物の一部を仮庁舎として業務を行つているが、日を追つて激増する陸運事務を、完全に遂行することは現仮庁舎においてはきわめて困難である。ついては、すみやかに長野県陸運事務所庁舎を建築されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該陸運事務の円滑をはかるため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

銭洲漁場に灯標設置に関する請願（請願者　横浜市中区相生町一丁目十七番地　一都三県あじ、さば、さんま漁業協会長理事石渡春吉外四名）（土井直作君紹介）（第三五二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

銭洲漁場は東京都神津島の南西約二十海里にあつて、古来から各種漁業の好漁場と知られているが、しかし同漁場に若干の小岩礁があるため、操業漁船ならびに一般航行船舶がしばしば遭難もしくは被害があり、重大な支障を来たしている。ついては、同漁場に灯標を設置されるよう、すみやかに現地の調査計画ならびに調査費予算を設定され、具体的対策を樹立されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該漁場における操業並びに船舶航行の安全を確保するため、請願の趣旨にそうよう努力するを適

当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

船舶職員臨時講習会実施経費国庫補助に関する請願（請願者　鹿児島県串木野市長満留正光外二名）（宇田國榮君紹介）（第三五九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

海難事故の積極的防止方策は、人的質の向上にまつことが多大であり、なかんずく漁船の海難事故の防止については、他船種と異り、専門的学識を有しないものが多く、いきおい無知のまま乗船し、主として漁業を中心に実地訓育される関係上、船員資格取得と並行して専門的学術の再研修の必要が痛感されるので、鹿児島県串木野市においては船舶職員の臨時講習会を計画したが、受講希望者多数に上り、相当の効果が期待されるが、船員の家計は豊かでなく、講習会実施経費全額を受講料に依存することは忍びがたいところである。ついては、海難防止対策の一助として、串木野市の同講習会に補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

海難防止の完べきを期するため、請願の趣旨にそうよう努力するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

通信委員会

浜松テレビ局設置に関する請願（請願者　静岡県浜松市栄町四十番地西遠ラジオ電器商組合長中本辰弥外一名）（中村幸八君紹介）（第二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜松市は、テレビ局設置について、昭和三十一年以来運動を続けているが、いまだテレビ局開局を見ず、遠く名古屋のテレビ放送を受信しているため、つねに不安定な聴視で普及も思うにまかせぬ状態にある。ついては、海道筋のテレビ発祥の地といわれる浜松市にテレビ局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

テレビジョン放送に対する地元の熱望に応えるため、なるべくすみやかにテレビジョン放送局を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願の地域には、将来適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

通信委員長　浅香　忠雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

藤ノ川に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　高知県幡多郡西土佐村長三石重行外百五十五名）（森本靖君紹介）（第三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県幡多郡西土佐村藤ノ川部落は、海抜九百メートルに及ぶ堂ケ森山脈に包囲された全く孤立的へき遠の盆地に位し、局区については元口屋内局に属しているが、同局までの距離十五キロのうち約七キロが徒歩で急な坂道を越さねばならず、その不利不便は言語に絶するものがある。ついては、藤ノ川に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には、将来適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

通信委員長　浅香　忠雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

長岡郡南部地区電話施設の整備統合に関する請願（請願者　高知県長岡郡後免町長金堂久喜外四名）（森本靖君紹介）（第三〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県長岡郡後免町、同郡香長村、同郡岡豊村および香美郡岩村は、昭和三十四年十月一日を期して、南国市として市制施行が実現することとなり、従来地元民が後免電報電話局への統合を要望していた日章郵便局、前浜郵便局、稲生郵便局、十市郵便局は、すべて同一市内に包含されるので、異町村であるという理由で見送りになつていた条件が解消されることになつた。ついては、三十三年度か三十四年度に後免電報電話局の敷地を確保し、引続き局舎建築、四郵便局の区内統合して、自動式電話にする等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

請願地域における電話事情にかんがみ、町村合併による新市発足の暁には、予算等を勘案して、逐次電話加入区域の統合を図るとともに、将来適当の機会において、自動改式を図る必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

通信委員長　浅香　忠雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

錦及び丘新田に農村電話架設の請願（請願者　高知県宿毛市錦地山本寅次外二名）（森本靖君紹介）（第三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県宿毛市の錦および丘新田部落は、九十五世帯の農山村であるが、木炭の年産は一万四、五千俵にのぼり、また五年後には柑橘年産一万六、七千貫が見込まれる等、換金作物の生産振興に伴い、流通交換は必然的に増大の一途をたどつており、それらの施設整備は急を要するものである。ついては、生産規模内容の合理化、企業化のみならず、住民の生命安全保持の見地からも、同市錦および丘新田地区に農村電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便を図るため、予算等を勘案して将来適当の機会において、農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

運輸委員長　塚原　俊郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

伊福形地区に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　宮崎県延岡市伊福形日野秀一）（片島港君紹介）（第五七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県延岡市伊福形は、戸数八百、人口四千五百の部落にして、その中心地より、土々呂郵便局へ二キロ余り、南延岡局へは四キロ余りという、郵便局の利用については、非常に不便なところであるが、最近市営住宅の建設が確定し、また新設国道沿いに伊福形駅が開設される由なので、部落民待望の郵便局の設置は必要な情勢となつてきた。ついては、延岡市伊福形地区に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には、将来予算関係及び他との振合を考慮し、適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

通信委員長　浅香　忠雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

祝子郵便局の電報配達事務取扱いに関する請願（請願者　宮崎県延岡市大字祝子北林宝十外五

百七十四名）（片島港君紹介）（第五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県延岡市大字祝子区域は、延岡電報電話局の受持区域となつているが、市制施行地とはいえ、電報配達については、すべて特使区域であり、諸事連絡する場合は多額の特使配達料を支払うことと、これによる配達の遅配が多く、緊急用件もその用を満たさないことがしばしばあり、しかも延岡電報電話局扱いの特使配達区域のうち、同区域内の特使配達が総取扱の三分の二以上を占めている実情にある。ついては、これらの悪条件を解消するため、祝子郵便局を電報配達局に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本地域住民の利便を図るため、予算等を勘案して、将来適当の機会において、請願の趣旨の実現を図る必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

通信委員長　淺香　忠雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

名瀬市にテレビ放送所設置に関する請願（請願者　鹿児島県名瀬市長大津鉄治外二名）（保岡武久君紹介）（第六五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美群島は、日本復帰以来奄美群島復興特別措置法により同群島の復興事業も年々着々と進展しているが、産業経済、諸施設の復興とともに、文化的整備の振興も緊要であり、特に文化伝播に最も大きな効果をもつテレビジョン放送は同島が最も早急な実現を期待しているものである。ついては、テレビ放送所を名瀬市に建設し、奄美群島民に文化の恩恵を浴せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

名瀬地方のごときへき遠の離島についても、テレビジョン放送の普及を図る必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

通信委員長　淺香　忠雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

駅内に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　宮城県刈田郡蔵王町長佐藤甲二外九名）（佐々木更三君紹介）（第九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字駅内（通称永野市街地）に、無集配特定郵便局が設置されれば、永野、永野西、曲竹北、曲竹南、矢附、円田入、円田表および塩沢地域に所在する七百二十三戸の住民が受ける利益は多大なものがあるばかりでなく、官公署、学校、会社その他団体、組合、工場等の経済関係に基く、郵便事務、金融の動きも膨大なものがある。ついては、前記位置に無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には、将来予算関係及び他との振合を考慮し、適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

通信委員長　淺香　忠雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

三谷公民館に公衆電話架設の請願（請願者　高知市三谷部落山中豊夫外十六名）（森本靖君紹介）（第九六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知市三谷、七ッ渕南、北の三部落は、高知市役所より六キロ、泰農協、小学校より四キロの遠距離にあるため、文化通信の便がなく、県庁、市役所および防火、防犯、急病人等の緊急連絡に多大の不便をきたしている。ついては、昭和三十三年度において、三谷部落独自で郵政当局に対し公衆電話設置の要請をしたところ、戸数定数に達せず、その選よりもれたので、今回は三部落の総意により、高知市三谷三百七十五番地三谷公民館に公衆電話を架設するよう、措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便を図るため、なるべくすみやかに農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

通信委員長　淺香　忠雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

高井部落に農村電話架設の請願（請願者　高知県香美郡物部村長公文包治外一名）（森本靖君紹介）（第九六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡物部村高井部落は、山間の辺地に位する戸数百九戸の部落であつて、いまだ電話設置の機会に恵まれていないが、最近住友共同電力株式会社の発電工事労務者千人が転入してきたので、防犯の完全を期するためにも、電話の設置は不可欠となつた。ついては、同香美郡物部村高井部落に農村公衆電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便を図るため、すみやかに農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

通信委員長　淺香　忠雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

手結山地区の電話普通加入区域編入に関する請願（請願者　高知県香美郡夜須町長恒光幸寿）（森本靖君紹介）（第九六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡夜須町手結山地区は、戸数百二十戸の農、漁、商を主体とする部落で、住吉海岸の県立公園指定等により、ますます発展の気運にあり、県外取引も盛んになつて電話の必要性を痛感しているが、区域外のため工事費および維持費が高く、加入希望者の大部分が加入を見合せている現状である。ついては、手結山地区を電話普通加入区域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

本地域の電話事情にかんがみ、予算等を勘案して、将来適当の機会において、請願の趣旨の実現を図る必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月二十八日

通信委員長　淺香　忠雄

衆議院議長加藤鐐五郎殿

影仙頭及び小川部落に農村電話架設の請願（請願者　高知県香美郡物部村会議長門脇元馬外一名）（森本靖君紹介）（第一一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県香美郡物部村内の影仙頭および小川部落は、総戸数二百十戸、人口四百八十三名で村役場を離れること約八キロ、林道宇筒舞線の沿道にあつて、奥地には膨大な国有、民有の山林資源を有し、これに働く転入労務者も五十名余り、搬出のため出入するトラックも一日多くは十数台にのぼる現状であるために、電話の設置は必要欠くべからざる地域である。ついては、同村影仙頭および小川部落に農村電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

電話に恵まれない本地域の住民の利便を図るため、すみやかに農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月二十八日
通信委員長　淺香　忠雄
衆議院議長加藤鐐五郎殿

神戸市に簡易保険、郵便年金加入者保養ホーム設置に関する請願（請願者　神戸市長原口忠次郎外一名）（小松信太郎君紹介）（第一一八八号）及び同（請願者　神戸市兵庫区石井町三丁目十七番地堺豊喜外二名）（五島虎雄君紹介）（第一二九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
郵政省においては、簡易保険ならびに郵便年金加入者に対する老後の生活安定と福利の増進をはかる厚生施設として、すでに熱海に保養ホームを設定され、また別府にも建設中であるが、神戸市有馬町の有馬温泉は、周囲の環境、温泉泉質、交通事情等より見て、大阪郵政局管内の第三次保養ホームの好適の候補地と認められる。ついては、前記神戸市有馬温泉地に右保養ホームを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月二十八日
通信委員長　淺香　忠雄
衆議院議長加藤鐐五郎殿

四ツ谷部落等に農村電話架設の請願（請願者　群馬県館林市大字四ツ谷三十二番地飯塚喜市外九名）（福井盛太君紹介）（第一四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
群馬県館林市の中心から約四キロ離れた館林市内四ツ谷、陣谷および田谷の各部落は、総数八十余戸よりなる米麦中心の新興農村地帯であるが、通信設備もなく、また供便区まで二キロも離れているため日常生活に多大の支障を来たしており、特に出水期等においては著しい。ついては、四ツ谷部落、陣谷部落および田谷部落に、すみやかに農村電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由
電話に恵まれない本地域の住民の利便を図るため、すみやかに農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月二十八日
通信委員長　淺香　忠雄
衆議院議長加藤鐐五郎殿

飯舘村伊丹沢外四部落に農村電話架設の請願（請願者　福島県相馬郡飯舘村長高橋市平外六百七十九名）（小松信太郎君紹介）（第二〇二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県相馬郡飯舘村は、旧入舘村と飯曾村が合併して発足したのであるが、同村は阿武隈山系上にあり、山間辺地の広範囲な領域と地勢の特異性から、住民の福利を増進し、産業の振興をはかるには、通信機関の整備が必要である。ついては、同村内の伊丹沢、小宮、草野、佐須および須萱の五部落に、農村公衆電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由
電話に恵まれない本地域の住民の利便を図るため、なるべくすみやかに農村公衆電話を設置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月二十八日
通信委員長　淺香　忠雄
衆議院議長加藤鐐五郎殿

中野局の電話増設に関する請願（請願者　兵庫県加西郡加西町上宮木中野局電話集団加入推進協議会委員長西村覚次外十六名）（田中武夫君紹介）（第三三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県中野局は加西郡旧九会村地区を管区とし、現在百二十五名の電話既加入者を有し、さらに同地区諸産業の発展に伴い、新加入申込者は六十六名に達しているが、同局に対する電話加入の割当は年間に五ないし六くらいの状態で、とうてい新加入申込者の要求を満たすことができない実情である。ついては、中野局の電話を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由
本地域における電話事情にかんがみ、逐次電話設備の拡充を図る必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月二十八日
通信委員長　淺香　忠雄
衆議院議長加藤鐐五郎殿

建設委員会

治水事業費増額に関する請願（請願者　山形市旅籠町三百一番地山形県治水協会長加藤富之助）（松澤雄藏君紹介）（第一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
米産地である山形県は、連年の出水により、耕地の侵食、冠水など多大の被害を受けているが、河川改修はほとんどはかどらず、他地方に比して著しく立ち遅れのまま放置されている現状である。ついては、山形県の治水事業費を大幅に増額し、同事業を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
建設委員長　堀川　恭平
衆議院議長加藤鐐五郎殿

寝屋川水系改修事業促進に関する請願（請願者　大阪府守口市長木崎正隆外一名）（淺香忠雄君紹介）（第一五五号）、同（請願者　大阪府枚岡市長吉岡市次郎外一名）（杉山元治郎君紹介）（第一五六号）、同（請願者　大阪府八尾市長脇田幾松外一名）（古川丈吉君紹介）（第一五七号）、同（請願者　大阪府大東市長川口房太郎外一名）（原田憲君紹介）（第二六四号）、同（請願者　大阪府布施市長鈴木義仲外一名）（大倉三郎君紹介）（第二七三号）及び同（請願者　大阪府布施市議会治水対策特別委員長山口藤松）（阪上安太郎君紹介）（第七七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東大阪七市（河内市、大東市、寝屋川市、八尾市、布施市、枚岡市、守口市）の地域は、淀川、古大和川のデルタ地帯に発展した都市であるため、宿命的に、同地域は低湿地が大部分を占め、多年にわたり水禍の辛酸をなめてきたが、昭和二十九年以来大阪府が策定着工にかかつている寝屋川水系改修事業実現の暁には、東大阪の水禍は根本的に解消し、その発展に資する所は著しいものがあると期待されるが、現下昭和三十三年当該事業に対する公共土木事業としての国の事業認承額から判断すれば、将来同事業完成までには相当長年月を要するものと思われ、地元住民は全く安眠たりえないものがある。ついては、東大阪の実情と、大阪府下における同地区の地理的、社会的存立価値の重要性を認めて、同事業をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十四年四月三十日
建設委員長　堀川　恭平
衆議院議長加藤鐐五郎殿

治山治水対策事業強化促進に関する請願（請願者　大阪府守口市長木崎正隆外一名）（淺香忠雄君紹介）（第一五八号）、同（請願者　大阪府枚岡市長吉岡市次郎外一名）（杉山元治郎君紹介）（第一五九号）、同（請願者　大阪府八尾市長脇田幾松外一名）（古川丈吉君紹介）（第一六〇号）、同（請願者　大阪府布施市長鈴木義仲外一名）（大倉三郎君紹介）（第二七二号）、同（請願者　大阪府河内市長清水正外一名）（久保田鶴松君紹介）（第三九四号）及び同（請願者　大阪府布施市議会治水対策特別委員長山口藤松）（阪上安太郎君紹介）（第七七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民の生命財産を脅やかし、国民生活を窮乏に陥れ、国土を荒廃に導く水害の根本的解消をはかるための治山治水対策事業の強化とその促進は、国民ひとしく希求するところである。ついては、昭和三十四年度国家予算編成に当つては、同事業の重要性を一そう認識し、その予算を大幅に増額し、治山治水事業の促進、防災施設の整備をはかるため、特別法を制定し、治山公債を発行する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

鶴見川、矢上川及び帷子川改修促進に関する請願（請願者　神奈川県知事内山岩太郎外五名）（藤山愛一郎君紹介）（第一六一号）、同（請願者　神奈川県議会議長松岡正二外五名）（門司亮君紹介）（第一六二号）、同（請願者　神奈川県川崎市長金刺不二太郎）（中嶋英夫君紹介）（第三九五号）、同（請願者　横浜市議会議長津村峯男外五名）（森島守人君紹介）（第四九六号）及び同（請願者　神奈川県川崎市議会議長青木喜市）（土井直作君紹介）（第六九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

台風二十二号は九月二十六日に神奈川県江の島付近に上陸して京浜地帯を通過したため、各地に被害を与え特に鶴見川、矢上川および帷子川ははんらんし、各種工場の生産機能は停止するとともに浸水家屋は四万五千余戸に及び十数万人の被害者を出したことは遺憾である。鶴見川は昭和十三年の台風を契機として内務省直轄工事河川として指定され、同年起工以来二十年を経過したが、その進行率は全計画のわずか二十一パーセントであり、また帷子川も昭和二十九年度以来国庫の補助を得て河川局部改修事業を行つているが、これまた国庫補助額きん少のため、四箇年にしてわずか一キロメートルにも達しない現況である。ついては、これら河川をすみやかに改修せられるよう措置を講ぜられたいのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

押切、舞台間最上川橋架設に関する請願（請願者　山形県西村山郡河北町長市川清矩外五名）（松澤雄藏君紹介）（第一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県道谷地長瀞線中、同県西村山郡河北町押切および舞台間の最上川は県営の渡船で連絡しているが、今日では交通量も急激に殖えており、増水時には渡船不可能の日数も相当ある等、多くの者が交通の不便をかこつている。ついては、同県道が北村山郡東根町、村山市および一級国道十三号線に通ずる重要路線であるにかんがみて、河北町押切および舞台間の最上川に橋を新しく架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

角川流域の砂防直轄地域編入に関する請願（請願者　山形県最上郡戸沢村長茂木久太郎外一名）（松澤雄藏君紹介）（第一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡戸沢村内の角川流域は、土地構成においても、気象的な面から見ても、地すべりと崩壊し易い地層となつているので、多量の積雪や豪雨のある場合の災害はまことに大きく、地域住民は古くから水災と地すべり対策のため、苦闘を続け、村財政は困窮している。ついては、同角川流域を砂防直轄地域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

住宅施策の強化拡充に関する請願（請願者　大阪市東区大手前町二番地大阪住宅復興促進協議会長松原与三松）（菅野和太郎君外一名紹介）（第二七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後十三年を経た今日においても、国民は依然として住宅不足に悩んでおり、ことに産業都市における勤労者の住宅事情は深刻を極めている。ついては、特に低収入の都市勤労者のため、公営住宅の飛躍的な増大をはかるとともに、都市住宅の不燃化、再開発を推進することを基本方針として、次の事項につき、適切な措置を講ぜられたいというのである。（一）公営住宅を大量建設すること、（二）公営住宅の規模の拡大と不燃率を引き上げること、（三）公庫住宅の融資額を引き上げること、（四）公団住宅の家賃低下をはかること、等。

二、請願の議決理由

低額所得者のための住宅対策強化の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

一級国道三号線隈之城地区改修に関する請願（請願者　鹿児島県川内市隈之城町隈之城地区国道拡幅改良期成同盟組合能勢忍）（池田清志君紹介）（第四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内市隈之城地区を通る一級国道三号線は、六十余年同地区住民に多大の恩恵を与えてきたが、聞くところによると今度現存の同国道を廃して他に路線を変更するということであるが、かくては同地区住民の福利に重大な影響を及ぼさざるをえない。ついては、木場茶屋のガード下の急カーブも改良された折柄、現在の路線を存続し、さらに拡幅改修されたいというのである。

二、請願の決議理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認め

る。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

砂防事業費増額に関する請願（請願者　長野県庁内長野県治水砂防協会会長片桐知従）（増田甲子七君紹介）（第四六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県はその地勢、地質よりして水災害はことのほか多く、一度豪雨が襲来すると、被害は多大なる額にあがり、その被害が年々繰り返され、そのつど貴重な人命の喪失と、多くの物的損失とがあり、まことに寒心にたえないものがある。さきに治山治水基本対策要綱を設定されたが、いまだにわずかに基本額の一端を予算化されたにすぎないことは、その目的よりしてはなはだ遺憾である。ついては、砂防事業の重要性にかんがみ、国土保全、民生安定の上より、砂防予算の増額について優先的に格別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

未開発県の道路行政強化に関する請願（請願者　宮崎県議会議長坂口仲一）（片島港君紹介）（第五七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は農林産をはじめ、幾多の地下資源を豊富に埋蔵しているが、これが開発のかぎである同県道路の現状は、実延長二千七百二十九キロメートルのうち、改良済みのものはわずかに四百キロメートルに過ぎず、未改良延長の占める割合は実に八十四パーセントを示しており、このためこれら資源のほとんどは未開発のまま今日におよんでいる。ついては、未開発県の道路行政を強力に推進し、もつて産業開発を促進されたいというのである

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

えびの、霧島温泉間有料道路建設に関する請願（請願者　宮崎県議会議長坂口仲一）（片島港君紹介）（第五八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在霧島国立公園に対し、宮崎県側には小林韓国線、鹿児島県側には南霧島線が公団の手により有料道路として建設され利用されているが、遺憾ながらこの道路はそれぞれ両県内に止まり両県を結ぶ路線がないため、七十二キロメートルの回り道を余儀なくされ、霧島国立公園をめぐる両県の特異な観光資源が広く大衆の利用に供し難い実情にある。ついては、宮崎県側有料道路の終点えびのと鹿児島県側有料道路の終点霧島温泉間約十キロメートルに有料道路を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

産業開発道路の整備促進に関する請願（請願者　宮崎県議会議長坂口仲一）（片島港君紹介）（第五八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は西北方に九州山脈を負い、高温多湿で天然資源に恵まれているが、交通不便という地理的条件のため、あらゆる面において後進地となつており、県においては、未開通箇所の開通ならびに既設道路の改修について、鋭意努力をしているが、容易に着手できない実情にある。ついては、このような後進県における未開通道路の開発については、特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

一級国道十号線の改修促進に関する請願（請願者　宮崎県議会議長坂口仲一）（片島港君紹介）（第五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は、一級国道十号線が国鉄日豊線と並行して南北に縦断し、交通の動脈をなしているが、日豊線は単線であるため輸送力は極端に制限され、これがため近年交通の負担は一級国道十号線が負わなければならない状態になつてきた。ついては、同十号線は全延長百八十八キロのうち、改良済み五十五キロで、約三十パーセント、舗装に至つてはわずか三十キロ、十六パーセントに過ぎず、九州各県に比較して著しく立ち遅れているから、同線を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

新治水緊急五箇年計画の早期実現に関する請願（請願者　宮崎県議会議長坂口仲一）（片島港君紹介）（第五八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は戦後たび重なる台風雨による被災河川の改修もいまだ完工されず、現在計画実施中の河川、砂防事業は遅々として進行していない状態であり、さらに昭和三十三年のようにひでりによる被害もじん大であるので、これらを防ぐためにも、河川の改修は急務である。ついては、今般建設省において策定されている新治水五箇年計画の早期実現をはかるとともに、この裏付けとなる事業費を、予算のわくを増額して交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

夏川改修工事促進に関する請願（請願者　宮城県知事大沼康）（長谷川峻君紹介）（第五八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城、岩手両県境を流れる中小河川夏川は、流路延長十五キロ余に達しているが、昭和二十三、二十五年の水害には破堤、決潰し、逐次補強されつつあることは感謝にたえないが、宮城、岩手両県境の最下流部左岸岩手県側において延長約〇・二五キロの区間は無堤にひとしい低堤部で、わずかの降雨でつねにはんらんし、下流地域

登米郡中田耕土約三千ヘクタールに大被害を与えている実情である。ついては、昭和三十四年度においてこれが改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

二級国道山口埴生線改修等に関する請願（請願者　山口県宇部市長三隅順輔）（安倍晋太郎君紹介）（第六五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県宇部市の中央を貫通する二級国道山口埴生線は、山口県下はもちろん、遠く阪神、北九州を結ぶ重要経済幹線であり、また瀬戸内海沿岸各都市に通ずる動脈幹線でもあるが、近時関門トンネルの開通による交通量の激増と車両の大型化と相まつて混雑の極に達しているので、左記地点をすみやかに改修されたいというのである。

（一）宇部市内西南工業地帯、宇部興産本社前より平原地区に至る道路の幅員を拡張し、舗装すること、（二）二級国道山口埴生線を、一級国道に昇格し一級国道九号線と二号線との重用を廃して、山口市より宇部、小野田両市を通過の上、下関市に至るべく一級国道路線を変更すること、（三）一級国道二号線よりの分岐点（山口市嘉川幸の橋）より宇部市に至る間の道路を拡幅して舗装すること、等。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

東北地方の治水対策事業予算確保等に関する請願（請願者　青森県庁内青森県河川協会長田沢吉郎外四名）（長谷川峻君紹介）（第六九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方の河川は、原始河川のまま放置されており、未開発の資源を擁しながら、自然の猛威にさらされている現状であるから、恒久的治水対策を樹立するため、次の事項については具体的措置を講ぜられたいというのである。（一）恒久的治水基本対策に基く予算の確保、（二）新治水事業緊急五箇年計画の早期完全実施、（三）河川の維持補修のための補助制度の制定、（四）水防態勢の強化のため水防費の全額国庫負担、（五）過年度災害復旧事業の早期完成、（六）東北開発法の早期完全実施。

二、請願の議決理由

災害防除並びに国土開発の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

県道若柳登米線等の舗装に関する請願（請願者　宮城県登米郡登米町菊地茂作外一名）（長谷川峻君紹介）（第六九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県登米郡登米町は、古くから同県中政治、経済、文化等屈指の町として繁栄してきたが、同町の中心を走る県道若柳登米線、一の関石巻線および古川志津川線の近接五郡に通ずる重要幹線道路は、地盤軟弱にしてでこぼこはなはだしく、かつ、ほこりの発生が著しく、通行者はもとより沿線居住者等に及ぼす影響は保健衛生上、経済上からまことに憂慮すべき状態である。ついては、昭和三十四年度において右三路線を粗粒式アスファルトコンクリートに舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

黒部川の流砂防止対策に関する請願（請願者　富山県下新川郡入善町長米沢甚吾）（三鍋義三君紹介）（第六九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県下新川郡入善町の用水は、黒部川右岸の合口用水より取り入れて四千町歩余の水田をかんがいしているが、土地が砂質浅耕土で、下層はほとんど砂のため、多量の用水を必要としている。このため水口の冷害は他に例のないほどの災害をこうむつている。この流砂は近時関西電力株式会社の黒部発電工事ならびに上流の谷の崩壊が大きな原因と思われる。ついては、実情調査の上、これが完全な流砂防止を関西電力株式会社と関係機関に実施せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

平塚橋及び刺橋架替え等に関する請願（請願者　埼玉県川越市名細第一土地改良区理事長田村孝左衛門外一名）（高石幸三郎君紹介）（第七六九号）及び同（請願者　埼玉県川越市長伊藤泰吉外一名）（山口六郎次君紹介）（第七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県川越市を貫流する入間川に架設されている平塚橋は、入間川改修に伴い延長不足かつ幅員狭く、その上木橋の仮橋のため現在腐朽はなはだしく、自動車、トラックの運行はほとんど禁止の状態にあり、また同地区小畔川に架設せられてある刺橋も、平塚橋同様きわめて貧弱な橋で、このため、埼玉県下でも重要な位置を占める県道川越、児玉線は、この二つの仮橋によつてはばまれ、物資の輸送等に多大の支障をきたしている。ついては、平塚橋および刺橋をかけかえるとともに、小畔川無堤地区約六百メートルの左右岸に、新堤を築造する工事は、予算額きん少のため、実施が危ぶまれている由であるが、かくては多大の経費と労力を費した土地改良区も、同川のはんらんにより、破壊されるおそれがあるから、同工事を完成するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保並びに災害防除の見地より、早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

北海道、東北地区の一級国道整備促進に関する請願（請願者　北海道議会議長荒哲夫外六名）（長谷川峻君紹介）（第七七四号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級国道の整備は、政府の最重点施策として取り上げられ、これが完全整備のため、昭和三十三年以降七箇年で総額三千八百億円の工事計画を策定しているやにそく聞するが、この作業実施に当つては、従来改良率ならびに舗装率において他地区に比し著しく劣勢であつた北海道、東北地方等を特に早期に、重点的に取り上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

中小河川改修事業費増額等に関する請願（請願者　宮城県議会議長高橋文五郎）（長谷川峻君紹介）（第七七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次宮城県を襲つた十一号、二十一号および二十二号台風による被害は、激じんにして、土木関係の被害額のみでも七億円余に達するものと推定されるが、その最大の原因は、抜本的対策がなされていない中小河川のはんらん等によるものである。ついては、中小河川改修事業費を大幅に増額するとともに、小河川改修事業費についても国庫の助成を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

臨海都市開発のための土地造成促進に関する請願（請願者　宮城県知事大沼康）（長谷川峻君紹介）（第七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県石巻地区は、昭和二十六年七月北上特定地域として指定され、また仙塩地域も、昭和三十二年十月工業立地条件整備を開発目標として特定地域に指定され、それぞれ総合的見地から産業立地の適正化がはかられているが、近来の臨海都市の地域的拡大の傾向にかんがみ、海岸の埋め立て、土地区画整理および遊休地の活用等、諸般の土地造成事業が緊急の要件と思料せられる。ついては、臨海都市の土地造成について格別の促進措置を講ずるとともに、建設省に都市開発公団を設置し仙塩および石巻地域を重点的に取り上げるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国土開発の見地より、必要な措置であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

長野県下の道路整備に関する請願（請願者　長野県南佐久郡野沢町長野県旅客自動車協会長相馬朝四郎外四名）（羽田武嗣郎君紹介）（第八一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県における道路は、整備がおくれ、道路、橋とも全国比よりもはるかに低い状態におかれているため、県内の工業面、文化面等の発展にも大きな障害となつている。ついては、同県道路を全国なみの水準に整備の促進をはかるため次記項目について配慮されたいというのである。（一）長野県内道路の整備を、道路整備五箇年計画に大幅にとりいれること、（二）道路整備緊急措置法第五条第二項の規程にいう特別立法でさだめる補助率を、昭和三十四年度以降も三十三年どおりの高率補助を適用すること、（三）臨時就労対策事業、特別失業対策事業を道路の公共事業のわくからはずし、一般財源により別途事業として失業者の救済方法を考えること、（四）中央自動車道（東京、小牧間）を「国土開発縦貫自動車道建設法」の別表に定められている路線を基準として、予定路線を早急に決定し、昭和三十五年度には着工できるよう配慮すること。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

熱塩加納村の砂防えん堤工事促進等に関する請願（請願者　福島県耶麻郡熱塩加納村長遠藤久虎外一名）（八田貞義君紹介）（第九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後大幅な植林をしたとはいえ、戦時中の乱伐による山林の荒廃により、豪雨ならびに融雪期においては、各谷間より流出する土砂はなはだしく、下流の河床は年々高昇し、これがため、河身は異動し、沿岸耕地はもちろん、人家にはいんらんするため、破壊流出は年々多大の被害をこうむりつつある現状である。ついては、根本対策としては、水源地に対し砂防えん堤の施設が最も適切であるので、昭和三十四年度においては、福島県耶麻郡熱塩加納村内を流れる押切川小檜沢地内、濁川黒岩地内、五枚沢川五枚沢地内、野辺沢川上川原地内に砂防えん堤を構築するとともに、同村の地すべり防止対策工事についても、昭和三十四年度以降については、大幅な防止工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

城端八幡線の冬季交通確保に関する請願（請願者　富山県東礪波郡城端町長天富直次外五名）（松村謙三君外一名紹介）（第一〇〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県西部、石川県南部地域と、岐阜県とを結び、ひいては日本海と太平洋とを連結する山間地帯の要衝飛越特定地域の幹線道路たる城端八幡線を、積雪指定路線の効用を十二分に発揮せしめ、冬季交通不能の障害を打開し、年間を通して交通を確保しうるよう措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

夏川改良工事促進に関する請願（請願者　岩手県議会議長金子太右衛門）（鈴木善幸君紹介）（第一〇七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

夏川堤防は、昭和二十六年防災工事として上流一部の改良が行われ、引き続き翌二十七年度より河川局部改良事業として、毎年継続

事業として、昭和三十三年度までに、事業費三千九百四十三万円をもつて、延長七千六百メートルが施行された。しかしながら、なお未着工の堤防延長二百四十メートルおよび嵩上、腹付延長二千百メートル余ならびに鉄道橋および道路橋の付帯事業をも残している現況であるから、昭和三十四年度においては、ぜひ同河川の堤防工事を完了されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国土開発中央自動車道建設促進に関する請願（請願者　長野県上伊那郡美和村長伊藤修治外一名）（吉川久衛君紹介）（第一〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京、神戸間の高速自動車道については、国土開発縦貫自動車道建設法により中央自動車道と決定されており、その一区間である名古屋、神戸間の建設はすでに開始されているが、現在調査中の東京、名古屋間についてもすみやかに調査を終え、中央自動車道を実現できるよう、次記措置を講ぜられたいというのである。（一）中央自動車道東京、名古屋間予定路線を通常国会において法定すること、（二）中央自動車道東京、名古屋間は昭和三十五年度より着工し、三十九年度完成すべきこと。

二、請願の議決理由

国土開発縦貫自動車道建設法の趣旨にかんがみ、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

横根地域の農地地すべり防止対策促進に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏外一名）（田中角榮君紹介）（第一一二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡入広瀬村地内大字横根地域の地すべりは、往古より緩慢な動きを続けているもので、地すべり地域は農地、水田を主として三十数町歩におよび、その中に民家十数戸が所在し、被災の程度は年々激増する傾向にあり、これが防止対策が必要の事態となつている。ついては、同横根地域の農地保全等農地の地すべり防止対策事業を昭和三十四年度に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

芋鞘新田地内地すべりによる被災民救済に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏外一名）（田中角榮君紹介）（第一一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県北魚沼郡入広瀬村大字芋鞘新田の地すべり災害は、去る一月五日夕刻より突如として発生し、住家七むね、倉庫二むねの倒壊の事態をひき起し、被害はさらに拡大するものと予測されている。ついては、地すべり等防止法第二十五条に基く立退指示のあつた家屋に対しては、住宅移築等に要する経費として、住宅金融公庫よりすみやかに最大限度の融資をし、同地域の地すべり防止対策の公共事業は次年度も継続する等、これが救済に格別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

主要地方道若松小出線改良工事促進に関する請願（請願者　新潟県北魚沼郡小出町役場内小出只見線全通期成同盟会長田中角榮外十八名）（田中角榮君紹介）（第一一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県会津地方から新潟県小出町に至る若松小出線は、会津街道と称され、国道（新潟県側一般国道一七号線）に接続する最重要路線であり、新潟、福島両県住民は古くよりこの道路により、親密なる交流を継続している。また、同道路の未改修区間の沿線に埋れる多大な地下資源、森林資源の開発とあわせて、去る昭和二十八年八月只見川黒又川水系電源開発計画の決定と同時に起工された黒又川第一発電所および田子倉発電所の建設工事、ならびに同計画の未着工電源開発の資材輸送の最重要ルートとして、ますますその重要性を加えている。ついては、新潟県北魚沼郡入広瀬村大字大白川新田から福島県南会津郡只見村大字田子倉に至る未改良区間をすみやかに改良せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

宮崎県の治水事業費増額に関する請願（請願者　宮崎市別府町県庁内宮崎県治水期成同盟会長坂口仲一）（片島港君紹介）（第一一八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は戦後度重なる台風雨により被災河川の改修もいまだ完備されず、現在計画実施中の中小河川改修事業直轄河川改修事業も遅遅として進行せず、しかも、同県は河川数も多く発電、かんがい等諸用水の需要は非常に大であり、ことに昨年のごときはひでりにより相当な被害をこうむつておる。ついては、被害防止のためにも河川の改修は急務を要するが、相当の残事業を有しているので、同県の特殊事情考慮の上、治水事業費の増額をされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

瀬田川流域直轄砂防事業の予算増額に関する請願（請願者　滋賀県甲賀郡信楽町長西岡音吉外二名）（今井耕君紹介）（第一一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

瀬田川支流大戸川および信楽川は、その水源を滋賀県甲賀郡信楽町に発し、下流は大津市田上町大石町において瀬田川本川におのおの合流するものであるが、この流域一帯は淀川水系としてまた全国的にもまれに見る花こう岩の風化の激しい集団した崩壊山地であるため、古来豪雨により山地より流出する土砂の被害は、地方的にも

大きく、ひいては下流淀川の治水上悪影響を及ぼしている。ついては、下流の治水に併行して、上流地域の直轄砂防事業を、この際根本的に増大促進し上、下流相まつて淀川水系治山治水の完全を期するため、瀬田川水系直轄砂防事業予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

日光川改修工事促進に関する請願（請願者　愛知県中島郡平和町長浅野安次郎）（江崎真澄君紹介）（第一六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡平和町を流れる日光川の改修工事は、昭和二十七年度より着工となり、すでに約千七百メートルの間について、完成を見たことは、まことに感謝にたえないが、現在施行中の場所は、同町の中心部で改修による効果の最も顕著な箇所であるにかかわらず、家屋が密集しているので、これが移転に多額の費用を要し、このためその完成になお数年を待たねばならぬ状態にあることは、同町発展の大きな障害ともなり、まことに憂慮にたえない。ついては、日光川の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

中央自動車予定路線の法定化等に関する請願（請願者　神奈川県津久井郡藤野町長山崎喜美治外一名）（岩本信行君紹介）（第一六六一号）、同（請願者　山梨県大月市長井上武右衛門外一名）（内田常雄君紹介）（第一六六二号）、同外十二件（請願者　長野県西筑摩郡読書村長鈴木常雄外二十五名）（増田甲子七君紹介）（第一九八二号）及び同（請願者　長野県飯田市追手町長野県下伊那郡町村長会長小笠原正賢）（中島巌君紹介）（第三四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十二年に国土開発縦貫自動車道建設法が成立し、昭和三十二年度より第一期工事として名古屋、神戸間の建設に着手し、続いて東京―名古屋間を本年度より始まる道路整備五箇年計画により着工の予定であるとそく聞し、喜びにたえないが、この時に当つて、過去に繰り返された中央道か東海道かの論争を蒸し返し、中央道の建設を阻害し、縦貫自動車道の路線を東海道に変えようとする運動が展開されていることはまことに遺憾である。ついては、国土開発縦貫自動車道の内、東京、名古屋間の路線を中央自動車道として昭和三十四年十二月召集の通常国会において法定化するとともに、該区間を昭和三十五年度より着工し、昭和三十九年度に必ず完成するよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国土開発縦貫自動車道建設法の趣旨にかんがみ、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

滋賀県の砂防予算増額に関する請願（請願者　滋賀県甲賀郡信楽町長西岡音吉外六名）（今井耕君紹介）（第一七九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県山岳地帯の地質は、大部分が花こう岩、石灰石等よりなり、風化、崩壊しやすく、各河川の上流は傾斜急で、多量の土砂を流送するため、河床が上昇し、全国でも有数の天井川を形成して、古くから水害に悩まされていたが、同県を縦断した台風十七号により、河川はさらに荒廃し、このまま放置するにおいては、降雨期には新しい崩壊も誘発されることは、火を見るよりも明らかである。ついては、これが対策として、昭和三十四年度以降新規に砂防工事が実施できるよう、砂防予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

関門国道トンネルの通行料引上げに関する請願（請願者　岡山県議会議長中国五県議会正副議長会議長井本稔）（亀山孝一君紹介）（第一八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

関門国道トンネルの通行料金については、すでに数回にわたりその引き下げを要望したところであるが、本月三月末日をもつて、記念特別料金の期間が満了することにかんがみ、特別料金の期間延長ならびに料金の漸減について、特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

関門国道トンネル利用者の実情にかんがみ、検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

境橋本橋の架設に関する請願（請願者　埼玉県猿島郡境町長高崎新一外二十一名）（川島正次郎君外一名紹介）（第一九八一号）及び同（請願者　埼玉県北葛飾郡杉戸町長白石梅吉外二十一名）（丹羽喬四郎君紹介）（第二八九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城、千葉、埼玉の三県にわたる利根、江戸両川分流周辺地帯および関連地域は、首都圏の一部として重要な存在であり、当然道路交通施設の整備が不可欠のものであるにもかかわらず、自然的障害として利根、江戸二大河川によつて分断され、鉄道無線路地域であるため、交通輸送上の支障のまことにはなはだしく、バス、トラックのう回運行によつて、かろうじて運輸の命脈を保つている現況である。ついては、主要地方道結城、野田線中、茨城県猿島郡境町地先および千葉県東葛飾郡関宿町地先を結んで利根川に橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

下久保ダム建設に伴う太田部部落の交通確保等に関する請願（請願者　埼玉県秩父郡吉田町長高田直三外三十三名）（荒船清十郎君紹介）（第二三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県秩父郡吉田町太田部部落は、産業経済ならびに文化の交流一切が埼玉県に属しながら、吉田町方面への連絡には、群馬県鬼石町から埼玉県皆野町をう回するという、地形の関係からは群馬県となされる特殊な辺地部落であるが、このたび同部落に下久保ダムが建設の運びとなり、部落交通の関門であるつり橋の埋没によつて、外界との交通が途絶するという危機に直面しており、全く部落の死活問題である。ついては、下久保ダム建設に伴う、太田部部落の埋没家屋移転の諸経費の補償ならびに土地および地上物権の賠償とともに、部落の交通確保についても万全の対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

公共事業の適正補償並びに交通確保の見地より、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

二級国道飯田浜松線の整備促進に関する請願（請願者　静岡県天龍市長熊村昌一郎外一名）（中村幸八君紹介）（第二四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道飯田浜松線のうち、静岡県天龍市以北は、高い山岳が重つている未開発地域であり、いわゆる天龍林業地帯としてその森林資源は無尽蔵であり、また地下鉱資源も多く埋蔵されているが、これらの資源の輸送路としての同国道の現状はまことに寒心にたえないものがある。ついては、二級国道飯田浜松線のうち、特に静岡県天龍市以北佐久間町を通じ、愛知県境に至る部分を、すみやかに全面的に改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国、県道鹿児島、霧島間等の整備促進に関する請願（請願者　鹿児島市長鹿児島産業観光道路整備期成同盟会長勝目清）（池田清志君紹介）（第二四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県がその産業経済の後進性および停滞性からぬけ出るためには、同県の豊かな観光資源を開発することが必要であるから、鹿児島市を中心とする指宿、霧島両温泉地帯と桜島の観光地帯とを結ぶ左記国道および隣接県道の整備をすみやかに完成されたいというのである。（一）国道一級十号線（鹿児島市―浜之市間）、（二）国道二級二二三号線（浜之市―牧園町間）、（三）国道二級二二四号線（鹿児島市―桜島口間）、（四）国道二級二二六号線（鹿児島市―指宿間）。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

大渡橋架替えに関する請願（請願者　鹿児島県日置郡伊集院町長上村洋平太外一名）（宇田國榮君紹介）（第二八五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県道伊集院、東市来線の、日置郡伊集院町太田地内神之川に架設されている大渡橋は、嘉永四年の造築で、旧式石造橋であり、その損傷ははなはだしく、最近の交通量の増加と飛躍的重量車の運行には急激に増加することは明白である。ついては、鹿児島県道伊集院、東市来線、日置郡伊集院町太田地内神之川に架設されている大渡橋を、すみやかに永久橋にかけかえ、交通の円滑をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

町村道の老朽橋架替工事費国庫補助及び起債に関する請願（請願者　鹿児島県肝属郡串良町長北田武盛）（池田清志君紹介）（第二八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村道にかけられた老朽橋は、これを放置し得ない実情にあるがそのかけかえ工事には多額の経費を要し、町村の財政力では完全な実施はきわめて困難な状態であるから、これを補助および起債の対象とされたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に措置する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

海老野、栗野町間道路新設に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町長西田円外一名）（池田清志君紹介）（第二八九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

霧島国立公園の登山入口に位する鹿児島県姶良郡栗野町と宮崎県西諸県郡飯野町海老野の間約五キロは、歩道によるほかなく、押し寄せる観光客に不便を与え、観光価値も半減しているが、海老野五キロ前までは、営林署林道が完成しているので、これを改修併用し、五キロの道路を開削すれば、観光価値も倍加し、文化経済上にも、寄与するところ大である。ついては、海老野、栗野町間道路を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

二級国道山形鶴岡線の寒河江市内六供町、洲崎間改修に関する請願（請願者　山形県寒河江市役所内二級国道寒河江洲崎道路拡幅促進期成同盟会長大沼清男外四名）（西村力弥君紹介）（第三〇二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道山形鶴岡線の山形県寒河江市内六供町、県立寒河江高等学校前より同市洲崎に至る道路は、幅員四・五メートルで、自動車のすれちがいも出来ず、ために同付近の交通事故は年々増加の一途をたどつている。さらに、一たん降雨があると、長岡山、寒河江高等学校のグランドからあふれた

水は、同国道を洗い、沿道民家の敷地内に濁流となつて流れ込んでくる。ついては、二級国道山形鶴岡線の寒河江市内六供町、洲崎間をすみやかに拡幅整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保並びに災害防除の見地より、早急に施工する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鎌五郎殿

渡良瀬川の岩手地区河川改修に伴う移転住民の補償促進に関する請願（請願者　栃木県足利市勧農町五百八十三番地黒田吉蔵）（山口好一君紹介）（第三一五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利市地先渡良瀬川岩井地区の河川改修に伴い、同市岩井町、勧農町および渡田町在住の農業、機業などを営む約三百戸の住民は、適当な地に移転しなければならないが、これが補償については、移転住民が安んじて生業を続け得るよう、地価その他移転資材費等の高騰を十分考慮したものとし、早急に支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

公共事業の適正補償による円滑施行の見地より、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鎌五郎殿

建設業法施行令の一部改正に関する請願（請願者　岡山市山科町六十一番地岡山県建設労働組合執行委員長森安光雄）（中原健次君紹介）（第三一五六号）、同（請願者　岡山市山科町六十一番地岡山県建設労働組合広瀬一郎）（橋本龍伍君紹介）（第三二二一号）、同（請願者　東京都港区芝白金三光町四百八十六番地全国土建労働組合総連合中央執行委員長吉田直）（三宅正一君紹介）（第三四一六号）、同（請願者　岡山市山科町六十一番地岡山県建設労働組合書記長青木白信）（山崎始男君紹介）（第三四一七号）及び同（請願者　岡山市山科町六十一番地岡山県建設労働組合執行委員大石繁）（和田博雄君紹介）（第三四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近建設業者というには余りにも零細な施工者や、いわゆる棟梁、一人親方といわれる職人層が、五十万円以上の請負をやつているとか、建築士の資格をもつているなどの理由で、業者登録を強いている事例が全国的に見られるが、これは建築職人の生活実態や施工実態を無視した職人いじめの措置であり、登録指導としては行き過ぎである。ついては、建設業法施行令第一条に「建設業法第三条第一号の政令で定める軽微な工事は、工事一件の請負代金の額が五十万円に満たない工事とする。」とあるが、右の五十万円を百万円に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

物価の変動等にかんがみ妥当な措置であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鎌五郎殿

武蔵中央縦貫道路建設に関する請願（請願者　埼玉県東松山市長中里勇吉外二十八名）（山口六郎次君紹介）（第三一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時長距離自動車輸送はとみに増加し、特に東京都近県群馬をはじめ長野、新潟方面より中山道（国道第十七号線）の利用は日々に増加し、いまや輸送の限界に達する状態といわれているが、埼玉県川越市の南端より、武蔵野の中央を縦貫して、同県入間郡西北部、比企、大里両郡西部、児玉郡中央部を貫通し、埼玉、群馬両県境の大里郡上里村勅使河原地先の国道第十七号線と連絡するときは、東京都への最短区間を一直線に五十数キロで直結し国道第七号線の副道路となり、上信越方面より都心に至る距離の短縮と、沿線の開発等に寄与するところじん大であるのみならず、同計画道路の沿線は比較的未開発の地域が多く、その建設費も低れんである。ついては、これが武蔵中央縦貫道路（仮称）を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採決すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鎌五郎殿

肱川ダム地域の地すべり防止対策事業促進に関する請願（請願者　愛媛県議会議長西田唯次）（関谷勝利君紹介）（第三一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土総合開発法に基く四国西南特定地域総合開発計画の一環として着手された建設省直轄工事の肱川多目的ダム事業の進行に伴い、昭和三十三年十月三十日第一次たん水を開始し、同年十一月二十八日に一部発電を開始したが、その直後水位の激変によるものかたん水地域内の喜多郡肱川村大字西、東宇和郡野村町大字栗木および同町大字坂石の三地区に、それぞれ大規模の地すべりが発生し、県道の崩壊、橘の移動、井戸および用水池の水渇、家屋の傾斜、耕地の亀裂等の現象を起し、地域住民に生活上重大な危険と恐怖を与えるとともに、これら地域が万一崩壊すれば、同ダム自体の効用はもちろん、県営発電事業への影響もはかり知れないものがある。ついては、この危険な現地の事情やダムの補償による移転住宅の一部再移転不能等の事情を考慮し、建設省直轄ダム対策事業として、これが地すべり防止対策事業を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鎌五郎殿

国道一号線篠原村地内の舗装等に関する請願（請願者　静岡県浜名郡篠原村長柑曾識治外十七名）（中村幸八君紹介）（第三二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道一号線中静岡県浜名郡篠原村地内の路線改良については、建設省において、新路線を計画し、その事業実施のため用地の買収を所有者代表等と交渉中であるが、しかし、住家と店舗の連坦する区間約四千八百メートルの現国道についても、今後各種車両等がひん繁に交通することは明らかであり、従つて路面はますます損傷の度を加え、砂じんと泥ねいは跡を絶たず、ために交通事故も依然として人命を脅かし続けることが十分考えられる。ついては、国道一号線中静岡県浜名郡篠原村地内の

舗装工事および側こう工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

久慈川改修促進に関する請願（請願者　茨城県常陸太田市西二番地武藤常介）（塚原俊郎君紹介）（第三三二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県久慈、那珂両郡境を流れる久慈川改修工事は、昭和十三年から工事に着手しているが、経費の割当がきわめて少額であるため、小部分の工事に着手するほか仕方なく、それが一たび豪雨にあえば、たちまち破壊されて、むしろ工事着手以前より、ひどい被害を受けることがたびたびあり、しかも同河川は肥えた土地を貫流しているので、ちよつとした水害でも三億円以上の被害を受ける実情にある。ついては、少くとも年間三億円以上の経費を注入して、今後五箇年位で全工事を完了せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

行合野川の改良工事促進に関する請願（請願者　佐賀県東松浦郡北波多村議会議長松下勇）（保利茂君紹介）（第三三二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県東松浦郡北波多村の行合野川は、準用河川であるが、屈曲はなはだしく、毎年雨期には洪水のためはんらんし、耕地および農作物の被害が大きく、ことに収穫を目前にした稲、麦は、全滅に近い状態が続き、このため新河川付替工事を企図申請して認可を受け、昭和三十三年十一月一日より局部改良工事として着工しているが、完成は二十年後の見通しである。しかし地元では工事と並行して土地改良区を作り、旧河川ならびに耕地の区画整理を意図しているので、完工までの歳月が長期化すれば、せつかくの耕地も新河川掘削のための廃土で農耕ができなくなり、生活を脅かす状態となり、憂慮にたえない。ついては、行合野川を小河川に編入して、改良工事をすみやかに完成せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

名古屋、岐阜間新国道路線の丹陽町内通過に関する請願（請願者　愛知県一宮市丹陽町総代会長森忠則外二名）（江崎真澄君紹介）（第三四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道二十二号線交通量緩和の見地より、名岐間新国道建設を計画中であるやにそく聞するが、愛知県一宮市丹陽町は、名古屋北部工業地帯ならびに名古屋中央部と一宮、岐阜を結ぶ至短距離内に位し、名神高速道路インターチェンジ所在地となることに決定しており、加えて都市南進の原則をもつてすれば、一宮市街地は将来同丹陽地区に伸び、名古屋市との連結も遠くないことと考えられるが、現在名古屋市へ通ずる適当な道路なく、発展も遅々として進まない現況である。ついては、同新国道を同町地内を通過するように決定されたいというのである。

二、請願の決議理由

輸送力確保の見地より検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

二級国道二百二十六号線知覧町地内の改修等に関する請願（請願者　鹿児島県川辺郡知覧町長飯野武夫外一名）（上林山榮吉君紹介）（第三四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道二百二十六号線は、明治四十二年開削当時のままで、幅員極度に狭く、曲折箇所連続し、近時の諸車大型化と交通量増大によつて危険な状態にあるが、特に知覧町（鹿児島県川辺郡）地内は改良工事の急を要する。また、主要地方道谷山知覧線についても、左記地点の改良を考慮されたいというのである。（一）知覧町上郡河上橋より後岳三差路までの延長千八百メートルの道路舗装、（二）桑代より池之河内までの延長千二百メートルの道路改良、（三）右二区間の外知覧町地内全線約五千五百メートルの路面補修、側溝の新設、（四）知覧町境より平川までの防災工事と舗装。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月三十日

建設委員長　堀川　恭平

衆議院議長加藤鐐五郎殿

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会

未帰還者調査に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（上林山榮吉君紹介）（第一一三五号）、同（請願者　鹿児島県議会副議長日高広為）（床次徳二君紹介）（第一一九一号）、同（請願者　鹿児島県議会議員浜崎隼人（前田郁君紹介）（第一三〇一号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員東政則）（小牧次生君紹介）（第一一四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在国、都道府県協力のもとに未帰還者の全国一斉特別調査を行つているが、その規模、調査技術の内容等を検討するとき、十全の調査措置とは考えられず、とくに終戦以来今日までの未帰還者調査の実績から考えれば、今日なお調査の余地が存していると確信する。ついては、今回の特別調査が未帰還者調査打切りの前提のような印象を留守家族はじめ広く一般に与えているようであるが、政府においては、今後さらに徹底的調査のため、たとえば各県相互の資料交換等万全の施策を講じ、未帰還者調査の完全解決をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

未帰還者調査の現状にかんがみ、今後さらに徹底的調査を行う必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年四月九日

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長　田口長治郎

衆議院議長加藤鐐五郎殿

大蔵委員会

畑作改善及び麦作対策としてビール税率引下げに関する請願（請願者　宇都宮市塙田町五百

二十九番地栃木県麦酒麦耕作組合連合会長理事坪山徳弥外三百二十八名）（神田大作君紹介）（第二〇号）、同（請願者　長野市大字南長野南県町六百八十七番地長野県麦酒麦耕作組合連合会長滝沢敏外七十三名）（中澤茂一君紹介）（第二一号）、同（請願者　千葉市本千葉町五十三番地千葉県麦酒麦耕作組合連合会副会長佐藤重郎）（吉川兼光君紹介）（第二二号）、同（請願者　大津市境川町二千百二十一番地滋賀県麦酒麦耕作組合連合会長谷口久次郎外九十八名）（今井耕君紹介）（第一九一号）、同（請願者　山口県吉敷郡小郡町大字下郷千四百十八番地山口県麦酒大麦生産組合連合会長原田清作外七十七名）（田中龍夫君紹介）（第二五五号）、同（請願者　京都市中京区西ノ京小堀町二丁目二十四番地京都府麦酒麦耕作組合連合会副会長和田伊一外百六十三名）（岡本隆一君紹介）（第二八五号）、同（請願者　松江市殿町十九番地の一島根県経済農業協同組合連合会長理事安部厚外五十八名）（中崎敏君紹介）（第二八六号）、同（請願者　大津市境川町二千百二十二番地滋賀県麦酒麦耕作組合連合会副会長吉田義美外九十八名）（矢尾喜三郎君紹介）（第二八七号）、同（請願者　山口県大島郡大島町三蒲農業協同組合有田新外七十七名）（橘本正之君紹介）（第四一八号）、同（請願者　前橋市曲輪町乙六十九番地群馬県麦酒麦耕作組合連合会長須藤義夫外五十九名）（藤枝泉介君紹介）（第四四六号）、同（請願者　前橋市曲輪町乙六十九番地群馬県麦酒麦耕作組合連合会長田中綾治外六十名）（福田赳夫君紹介）（第四四七号）、同（請願者　鳥取市東品治町十九番地ノ五鳥取県経済農業協同組合連合会長三橋誠外百三十七名）（足鹿覺君紹介）（第一三一九号）、同（請願者　北海道札幌市北七条東八丁目北海道ビール麦耕作組合連合会長吉田明正外二十名）（松田鐵藏君紹介）（第一四八六号）、同（請願者　福岡市須崎土手町十八ノ一福岡県農業協同組合中央会長森部隆輔外三十六名）（中村寅太君紹介）（第一四八七号）、同（請願者　佐賀市赤松町三十五番地佐賀県経済農業協同組合連合会長田中健次外二十一名）（保利茂君紹介）（第一五三八号）、同（請願者　鹿児島市小川町百八番地鹿児島県経済農業協同組合連合会長谷口慶吉）（上林山榮吉君紹介）（第一九九七号）、同（請願者　岡山市桑田町一の五番地岡山県麦酒麦耕作組合連合会長岡崎嘉次外百四十五名）（小枝一雄君紹介）（第二三〇二号）及び同（請願者　宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井西臼杵郡ビール麦耕作組合連合会長福田利一外五十三名）（川野芳滿君紹介）（第二八四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

畑作振興と麦作対策は現下の重大農業問題として検討され、これが施策についても種々立案計画されているが、畑冬作の大宗を占める麦作について、外国産麦の圧迫と内国産麦の需要減退から、きわめて不安定な作物として問題があり、これが対策として他作物の転換を企画しているが、これぞという有利な作物もないのが現状である。しかし麦作の中にあってビールの原料であるビール麦のみは、五十有余年にわたる契約栽培によって計画生産、計画取引が行われるため、価格もつねに普通大麦より二割高を保ち安定しているため、ビール麦の増反を希望する農家は年々増加しているが、この希望を充足することは不可能で、これはかかってビールの消費量に基因しており、消費の拡大されれば当然原料であるビール麦の契約高が増加することは自明の理である。ついては、ビール消費の拡大を阻害している大きな原因はビール税率の高率にあるから、ビール税率を大幅に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本件については酒税全般の立場から検討を加えなければならないと思われるが、なお、畑作振興及び麦作対策農業政策の見地から十分研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

葉たばこ収納価格の引上げに関する請願（請願者　福島県議会議長河原田盛雄）（助川良平君紹介）（第二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

葉たばこの生産は、福島県における特産物として農家経済上きわめて重要な地位を占めているが、同県は全域にわたり松川葉の耕作を指示されており、その収納価格は在来種第二種中は編入されているため、たばこ専売法第五条の規定にもかかわらず、その耕作に投入した生産費に比し、反当り七、八千円の赤字を余儀なくされ、県内総額においては約十億円の減収となつている状態である。ついては、積雪寒冷地帯における福島県たばこ耕作農家の経済向上ならびに葉たばこ生産の安定を期するため、松川葉を在来種第一種に編入するか、あるいはそれに匹敵する価格に引き上げる等の措置をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

松川葉の輸出品としての特殊性及びその生産の実情等にかんがみ、専売事業の円滑な運営をはかるため十分研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

減税に関する請願外一件（請願者　東京都台東区浅草新吉原揚屋町十七番地新吉原料飲組合長吉原良外一名）（島上善五郎君紹介）（第二四号）、同（請願者　山口県下関市唐戸町一番地新生青色申告会長藤本増一）（竹谷源太郎君紹介）（第二五号）、同外八件（請願者　福岡県直方市大正町三丁目福岡県理容環境衛生同業組合直方支部長松尾誠郎外八名）（伊藤卯四郎君紹介）（第五一三号）、同外十件（請願者　福岡県田川市後藤寺駅前千七百五十六番地福岡県理容環境衛生同業組合田川支部長松尾春男外十名）（池田禎治君紹介）（第五一四号）、同外三件（請願者　福岡県若松市中川通り四丁目若松製麺組合長伊藤幸美外三名）（岡部得三君紹介）（第五一五号）、同外五件（請願者　福岡県糸島郡前原町神在糸島郡製麺組合長畑中卯右エ門外五名）（簡牛凡夫君紹介）（第五一六号）、同外三件（請願者　福岡県久留米市瀬ノ下町久留米市生麺組合長宮園善吉外三名）（田中稔男君紹介）（第五一七号）、同（請願者　福岡県門司市堀川町二丁目門司市麺類商工協同組合理事長宮武太郎次）（池田禎治君紹介）（第六一二号）、同外三件（請願者　福岡県朝倉郡三輪村依井九百四十七番地朝倉西部理容師会長広瀬亀三外三名）（中島茂喜君紹介）（第七二九号）、同二十九件（請願者　福岡市天神町八十八番地福岡市写真師会長中城虎彦外二十九名）（河野正君紹介）（第八二三号）及び同（請願者　福岡県粕屋郡志免町寿町二百四十一番地志免町商工会長河野圭介）（河野正君紹介）（第九四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十四年度税制改正においては、次記の通り減税公約を実施されたいというのである。（一）所得税の免税点を、年所得（平均家族）三十万円に引き上げること、（二）事業税は基礎控除を二十万円、免税点を三十万円にすること、（三）中小法人に対する税率を引き下げること、（四）その他中小企業に対する総合的減税措置の実施。

二、請願の議決理由

昭和三十四年度税制改正案はすでに国会を通過成立しているが、本件の趣旨については、今後の税

制改正における研究課題として十分考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

人工化学甘味剤の物品税撤廃に関する請願（請願者　大阪市東区平野町二丁目十一番地愛晃薬品株式会社庄司憲太郎外五十八名）（野澤清人君紹介）（第二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

サッカリン、ズルチン等人工化学甘味剤の物品税は、ほぼ五十パーセントに相当しぜい沢品の税率と同様の高率で、現在では高率課税のため企業も安定を欠き不正業者がのさばるに至つており、現在年間二億五千万円の外貨を獲得している輸出面においても、種々の障害を招いているばかりでなく、国民保健上にもゆゆしい悪影響を及ぼしている。ついては、人工化学甘味剤に対する税率はドイツ四パーセント、イタリヤ三パーセントで、わが国においても水あめ、ブドウ糖は無税、新製品たるチクロ酸系統の甘味剤は無税であるにかんがみ、人工化学甘味剤の物品税を撤廃し、やむを得なければ五パーセント程度に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和三十四年度税制改正の一環として、物品税法の一部を改正する法律案が今国会においてすでに可決成立したが、なお、今後物品税の可及的合理化をはかるため十分検討すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

退職金課税の減免に関する請願外五十一件（請願者　名古屋市昭和区鶴舞町寺内博外五十一名）（横山利秋君紹介）（第二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

退職金は、定年となつて退職する者に、老後の生活保障として支給されるものであるが、これに膨大な課税をするために退職金は本来の使命を達することができないありさまである。ついては、不労所得である相続税の基礎控除が、五十万円から百五十万円に引上げられたのにかんがみても、退職金課税も基礎控除を、五十万円から百五十万円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該者の実情等にかんがみ、税制全般の見地から、今後研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

漆器の物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋通二丁目二番地加藤ビル日本漆器協同組合連合会理事長山田孝之助外二十三名）（藤本捨助君紹介）（第四七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漆器は主として、零細なる家内工業者の製造にかかる物品で、その多くは担税力の低い大衆の消費を対象としているのみならず、同税に対する物品税の年間徴税額は、概算四百八十万円程度で、一品目または一納税者当りの税額がきん少である反面、徴税技術上の面から見て、納税の確保を期し難い実情にある。ついては、漆器に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和三十四年度税制改正の一環として、物品税法の一部を改正する法律案が今国会においてすでに可決成立しているが、なお、今後物品税の可及的合理化をはかるため十分検討すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

たばこ小売手数料引上げに関する請願（請願者　長野県伊那市大字伊那部四千五百四十八番地伊那たばこ販売協同組合理事長高田宝代外八名）（吉川久衛君紹介）（第一〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

たばこ小売手数料は、昭和二十八年以来八分にくぎづけされているが、最近のたばこ店の実態は、戦前のような零細で副業的なものと異なり、自由競争の渦中にあつて一般に営業費が増加しているばかりでなく、戦前に見られなかつた事業税、所得税の課徴、たばこ店自体の負担にかかる宣伝費の増加、さらに販売目標完遂のため、多大の買受け資金を利息を払つて調達するなど、現行手数料では、すでに営業の採算的限界に浮沈している実情である。ついては、たばこ小売手数料を一割に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

たばこ販売店の永年にわたる国家財政への貢献の実績に報いるとともに、販売目標達成のための積極的な協力を要請し専売事業の円滑な運営をはかるため、近時、店舗の近代化等諸般の事情による営業費漸増傾向にかんがみ、財政全般の見地等をも勘案し、適切な処理を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

酒類の減税に関する請願（請願者　東京都中央区新川一丁目二番地全国卸売酒販売組合中央会長牧原仁兵衛外七名）（川野芳滿君紹介）（第一一一二号）及び同（請願者　鹿児島県姶良郡牧園町酒販組合長森山重志）（池田清志君紹介）（第三三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

酒類の価格は、不当に高率な間接税によつて、国民大衆の購買力とはなはだしくかけはなれた高価で、酒税負担の度合も低所得層ほどますます増大して均衡を失しており、勤労大衆を著しく圧迫する結果となつているから、酒価が一般物価水準と均衡のとれる線まで酒税率を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における酒税負担の実情に顧み、大衆負担の軽減の観点より、去る第二十八回国会において内閣提出にかかる酒税法の一部を改正する法律案が可決成立し既に下級酒類の税率引下げが行われたが、なお、酒類全般の見地より、今後検討を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

葉たばこ減収に伴う生産農家助成に関する請願（請願者　福島県議会議長河原田盛雄）（八田貞義君紹介）（第一三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県における三十三年度葉たばこの生産は、ひでり、病虫害、台風被害などにより品質が低下し、量目も激減を示し、減産額六億四千万円を算し、農家経済に多大の影響を及ぼしたが、このような収

納代金の減収は、生産農家の再生産意欲を低下せしめて、生産地域の盛衰にかかる重大問題と思料される。ついては、昭和二十八・二十九両年度に実施された助成と同様に、減収加算金のような措置により、生産農家に対し、助成の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の決議理由

専売事業の円滑な運営をはかるため、葉たばこ耕作の農家経済に占める地位等にかんがみ、その実情を十分考慮すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

戦傷病者の所得税減税に関する請願（請願者　東京都千代田区丸ノ内一丁目一番地財団法人日本傷痍軍人会長蒲穆）（高瀬傳君紹介）（第一四三三号）及び同（請願者　東京都千代田区丸ノ内一丁目四番地財団法人日本傷痍軍人会伊丹川善通）（永山忠則君紹介）（第一四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行所得税法で、障害年金を受けている旧軍属、公務扶助料または遺族年金を受けている遺族は七千円の税額控除を、また、一般身体障害者は五千円の税額控除を受けているが、傷病恩給を受けている戦傷病者には、なんらの考慮も払われず、健康者と同率の税金が課せられているのは過酷である。ついては、健康者より収入の少ない、傷病恩給または障害年金を受給している戦傷病者が、一般社会で健康者と同様の生活ができるよう、所得税の一万円の税額控除をされ、また傷病年金を受けているものの普通恩給は非課税とされたいというのである。

二、請願の議決理由

戦傷病者の実情等にかんがみ、恩給及び年金との関連性をも考慮しつつ、今後研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

貴金属製品の小売課税軽減に関する請願（請願者　東京都中央区新富町三丁目八番地全日本時計貴金属眼鏡小売組合連合会長佐川久一外一名）（砂原格君紹介）（第一七五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十一年八月現在施行されている物品税の中、貴金属製品は小売課税で、その免税点が二千五百円、課税率が二十パーセントとなつているが、今日では実情に沿わぬばかりでなく、正常な企業発展を阻害し、国策的にも重要な問題となつている。ついては、次記措置を講ぜられたいというのである。（一）貴金属製品の現行小売課税最低限、金製品二千五百円を五千円に、銀製品千二百円を三千円に引き上げること、（二）貴金属製品の現行小売課税二十パーセントを十パーセントに引き下げること。

二、請願の議決理由

昭和三十四年税制改正の一環として、物品税法の一部を改正する法律案が今国会においてすでに可決成立しているが、なお、今後物品税の可及的合理化をはかるため十分検討すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

ガス器具の物品税減免に関する請願（請願者　東京都目黒区中目黒一丁目八百九番地全国瓦斯器具工業連合会長織内経緯）（廣瀬勝邦君紹介）（第一九二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公益事業としてガスの普及発達が強力に推進されている現状において、ガス器具の大部分に、他のぜいたく品同様物品税が課せられ、文化生活の向上に重大な障害を及ぼしていることはまことに遺憾にたえない。ついては、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）ガスストーブについては、現状税率二十パーセント（免税点なし）を販売価格六千円以下のもの、また正面の幅五十センチ以上のサーキュレーターおよびスケレトンの正面焼熱面積五百平方センチ以上ならびに、スケレトンの直径十五センチ以上のものは免税とし、それ以外のものの税率は十パーセント以下に改めること、（二）調理用ガス器具のガスレンジについては、現行税率二十パーセントを、トッププレートの面積六平方尺（〇・五六平方メートル）以上のものおよび販売価格三万円に満たない小型レンジは免税とし、それ以外のものの税率は十パーセント以下に改めること、（三）ガス調理台については現行税率二十パーセントを、二口あるいは三口七輪と戸棚付台とを組合せたものは免税とすること、等。

二、請願の議決理由

昭和三十四年度税制改正の一環として、物品税法の一部を改正する法律案が今国会においてすでに可決成立しているが、なお、今後物品税の可及的合理化をはかるため十分検討を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

特許権譲渡及び分権に対する課税撤廃に関する請願（請願者　東京都千代田区五番丁三番地東京発明産業振興会瀬味建二外十五名）（黒金泰美君紹介）（第二〇三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

天然資源の乏しいわが国の自立発展の基礎は、一にかかつて頭脳資源の開発にあることは明白であるが、その施策は貧困で、まことに憂うべき状態である。頭脳資源の開発は、換言すれば発明発見を主流とする創意工夫の発現であるが、発明発見は、これに適当な社会制度および保護施策なくしては生まれてこないことは歴史上からみても明らかである。ついては、発明の助成と緊密不可分の関係にある、特許権譲渡または分権による所得に対する課税は、特に左記諸点を考慮して、撤廃されたいというのである。（一）特許課税は発明意欲を減退させ、（二）発明の市場化ならびに技術交流を妨げており、（三）国家財源としてもその税額は少額であつて、また（四）特許権等工業所有権は、同じく無体財産権である著作権に対して、その優遇措置が著しく不均衡である。

二、請願の議決理由

経済及び文化等国力の充実をはかるため科学水準高揚策の一端として、発明発見の助成は国策的見地からも考慮すべきことである。本請願についても他との均衡を勘案しつつ適宜善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

源泉被課税者に対する恩典措置に関する請願（請願者　岩手県水沢市大畑小路四十一番地ノ五永井庄蔵）（北山愛郎君紹介）（第二〇八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

源泉被課税者は、納税組合による納税よりも納税成績がよく、全くの完納であるにもかかわらず、納税組合員には国および地方公共団体では、期限内完納報奨金などの恩典を与え、源泉被課税者にはなんの恩典もないというのは、ま

ことに不合理である。ついては、源泉被課税者に対し、納税組合員なみかそれ以上の恩典措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

徴税行政の円滑な運営をはかり、徴税貫等国費節減の見地からも配慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

木版画の物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都中央区銀座西八丁目九番地日本木版画出版協会長渡辺規外十七名）（小川半次君紹介）（第二五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木版画は世界的の文化財として、文楽や歌舞伎とともに保存育成されるべきものであるが、現在木版画に対しては物品税「第一種第六号書画（版画及拓本を含む）及骨董」として一割が小売課税されているが、木画業者は弱体な資本で、家内工業的であり、また技術者も漸減しており、その売上金額も少いので、物品税を撤廃されたい。なお、撤廃不可能の場合は、免税点を一枚三千円に引き上げ、かつ一組二万円以下を免税とされたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和三十四年度税制改正の一環として、物品税法の一部を改正する法律案が、今国会においてすでに可決成立しているが、なお、物品税の可及的合理化をはかるため、今後十分検討を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

農業課税に関する請願（請願者　福島県田村郡都路村農業委員会長武田善治）（助川良平君紹介）（第二五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在以上の税負担の増加は、農家経済をますます圧迫するものであり、特に積雪寒冷単作地帯の農民にとつては深刻な問題である。ついては、農業課税に対する抜本的改正として、左記事項をすみやかに実現されたいというのである。

（一）所得税について、家族労働の報酬を経費として認めること、（二）所得税の減税にあたつては、税率の引き下げよりも、基礎控除および扶養控除額を引き上げること、（三）相続税、固定資産税等の不動産評価を適正にし、かつ統一すること、（四）固定資産税を大幅に引き下げること。

二、請願の議決理由

農家経済の実情等にかんがみ、他との均衡を考慮しつつ税制全般の見地より研究すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

鹿屋市に国民金融公庫支所設置に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉）（二階堂進君紹介）（第三〇六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市は、二千二百平方キロ、人口三十八万六千を有し、大隅半島の政治、経済、文化、交通の中心地であり、さきに南九州総合開発特定地域に指定され、総事業費百五十八億円をもつて産業基盤確立の各種事業が着々と推進され、また近い将来農産資源の開発はもちろん、林産資源の開発を中心とする工業の進展が期待されているが、同地方には、金融機関としては鹿児島銀行支店外三銀行支店、信用金庫支店ならびに地元信用組合があるのみで、中小企業者の金融操作はきわめて困難な実情である。ついては、鹿屋市に国民金融公庫支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業の金融疎打開を期するため考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

公共企業体職員等共済組合法の一部改正に関する請願（請願者　埼玉県大宮市植竹町一丁目六十五番地大河原重蔵外三名）（松永東君紹介）（第三一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧令勅令第八十号および第六十号元陸海軍属工場の共済組合の適用を受けていた組合員であつて、勤続年数満二十年未満で終戦とともに退職し、昭和二十三年六月三十日までに新共済組合員にならなかつた組合員については、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法によつて、旧令共済組合在職期間は長期給付の期間として通算とはならず、また同組合員には終戦という不慮の事態に旧共済の一時脱退金の規定等の適用をも受けえなかつた事情もある。ついては、旧令共済組合員期間を全面的に通算するよう、法律を改正するとともに、公共企業体職員等共済組合法第五条による二パーセントの減額措置を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については当時の実情に即し研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

漁業協同組合に対する課税適正化等に関する請願（請願者　盛岡市内丸七十二番地の一岩手県漁業協同組合連合会会田代三郎）（鈴木善幸君紹介）（第三一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近における沿岸漁業の経営は、不漁と災害とにより極度に行き詰り、再生産資金確保に困難を来たし、また漁業協同組合は法に定められている通り、公共性および非営利的性格を持つものであるのに、課税上妥当でないと認められる点が多いから、次記諸措置を講ぜられたいというのである。（一）漁業協同組合、同連合会が剰余金の内、準備金諸積立金等の内部留保金はすべて非課税とすること、（二）固定資産税の全面免除、（三）漁港法等による漁業等に対する地元負担金は指定寄附金扱とすること、（四）演習による損害、開発計画による埋立等に対する補償金については一切課税しないこと、等。

二、請願の議決理由

漁業協同組合の実態を十分掌握し、税制全般の見地から、課税の合理化をはかる等のため研究を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

濁酒密造防止対策に関する請願（請願者　福島県会津若松市上大和町新城猪之吉）（八田貞義君紹介）（第三四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

濁酒を密造する事は、法律を犯し、一方衛生上有害であることはすでに万人の知悉する所であるが、それがいまだに跡を断たないということは、文明国として不思議な現象であり、遺憾にたえない。ついては、その防止対策とし

て清酒の大幅減税および玄米一斗（農家の食糧米）を提供すれば、清酒二級酒一斗と交換する、ただし交換酒一斗を受け取る時に税として千二百円を支払うこと、また一家の交換は二斗を限度とする、米酒交換を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

酒税の脱漏を防ぎ、同時に国民の保健衛生をはかるため酒税全般の見地より十分考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

漁民及び漁業協同組合課税対策に関する請願（請願者　東京都港区赤坂溜池一番地三会堂全国漁業協同組合連合会長理事片柳真吉）（鈴木善幸君紹介）（第三四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁民の租税公課負担力はすでに限界に達しているにもかかわらず、漁民課税、特に地方税についてこれが増徴をはかろうとする動きがみられ、また漁業協同組合の有する公共的使命とその非営利的性格にかんがみ、課税上妥当でない取扱いをしていることはきわめて遺憾である。ついては、次記事項をすみやかに実現されたいというのである。漁民課税については、（一）不漁災害対策準備金積立制度を設け、その積立額を必要経費に認めること、（二）演習等による損害ならびに埋立等による損害に対する補償金については一切課税しないこと、（三）水産養殖業を変動所得適用の対象に認めること、（四）漁船に対する償却率は割増制度を特に設けること、（五）その他漁民の負担に耐えざる課税はこれを撤廃すること。漁業協同組合課税については、（一）協同組合、連合会の特別法人税を撤廃すること、なおこれが実現までは少なくとも剰余金の内準備金諸積立金等内部留保（出資配当、役員賞与を除く）したものは、すべて非課税とすること、（二）固定資産税の免除、等。

二、請願の議決理由

当該者の実情を十分掌握し、今後、検討を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

大蔵委員長　早川　崇

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国土総合開発特別委員会

特定地域総合開発計画事業費に対する国の負担割合に関する特例立法に関する請願（請願者　北海道議会議長荒哲夫外六名）（長谷川峻君紹介）（第七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土総合開発法に基いて指定された特定地域は、国策として総合的にかつ重点的に開発されることとなつており、多量の公共事業が計画されているが、これらの地域はいずれも未開発後進地域で経済力も弱く、これを擁する地方団体の財政力も貧弱であつて、通常の負担割合をもつて事業を進めることは困難である。ついては、政府は国土総合開発法第十三条第二項に基き、特定地域開発計画事業（一般公共事業）に対する国の高率負担制度を確立するため、経費の割合に関する特例の立法措置を講じ、これら重要事業の促進をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

国土総合開発法の趣旨にかんがみ、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

国土総合開発特別委員長　篠田　弘作

衆議院議長加藤鐐五郎殿

九州地方開発法等制定に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長大坪静夫）（床次徳二君紹介）（第一一九一号）、同（請願者　鹿児島県議会議員田島栄蔵）（池田清志君紹介）（第一二九九号）、同（請願者　鹿児島県議会議員浜崎隼人）（前田郁君紹介）（第一三〇〇号）、及び同（請願者　鹿児島県議会副議長日高広為）（中馬辰猪君紹介）（第一四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州地方を開発して、地域住民の福祉をはかるとともに、国民経済の発展に寄与することは、ひとり国土総合開発のみならず、わが国産業経済の振興上最も重要かつ緊急と認められているところである。ついては、九州地方開発推進の支柱となるべき次記三法を制定せられたいというのである。（一）九州地方開発法、（二）九州開発公庫法、（三）九州開発株式会社法。

二、請願の議決理由

九州地方総合開発促進のためには、本請願中、（一）九州地方開発法を除く、（二）九州開発公庫法及び（三）九州開発株式会社法の項については、その趣旨いずれも妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

国土総合開発特別委員長　篠田　弘作

衆議院議長加藤鐐五郎殿

国土調査事業の拡充に関する請願（請願者　埼玉県北葛飾郡鷲宮町長大木義一外九名）（周東英雄君紹介）（第二八五五号）、同（請願者　東京都千代田区麹町五丁目五番地ノ三全国国土調査協会長周東英雄）（北山愛郎君紹介）（第三一三八号）、同（請願者　北海道空知郡幌向町長木間篤太郎外九名）（北山愛郎君紹介）（第三一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土調査事業は、わが国経済の復興と自立を実現するための諸施策の基礎となる国土の実態を、科学的かつ総合的に調査して、国土の開発、保全およびその利用の高度化に資するを目的としているが、この国土の科学的実態の掌握こそ、地方振興ひいては国家再建の道標である。ついては、左記事項の実施により、国土調査事業を拡充発展させられたいというのである。（一）国土調査事業を、わが国当面の緊急重要政策とし、策定を樹立すること、（二）年次別事業の実施に必要な国庫負担額の増額（毎年度約三千平方キロ）をはかること、（三）地籍調査に対する現行国庫補助単価を、すみやかに、実施県および市町村につき実態調査によつて、適正な額まで増額すること、（四）地籍調査完了市町村については、国土の利用効率の高度化をはかるため、国土調査の一環事業として、土地分類および水調査の細部調査を実施しうるよう、その経費についても具体的予算化の措置を講ずること、（五）国土調査事業の低調なる現況に抜本的改革を加えるため、各種調査の成果の維持管理を円滑適正に運営するに必要な国および地方公共団体の指導、実施ならびに管理の機構を整備拡充をすること、等。

二、請願の議決理由

国土調査事業の進展をはかるためには、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

国土総合開発特別委員長　篠田　弘作

衆議院議長加藤鐐五郎殿

地籍調査事業費増額に関する請願（請願者　鹿児島県議会議員大坪静夫）（上林山榮吉君紹介）（第三五五三号）及び同（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（池田清

志君紹介）（第三五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国は国土調査法により、地籍調査事業を実施しているが、その目的のように、産業開発なかんずく農林畜産業の現代的要請に応え、その進展をはかるためには、当該事業の緊急かつ全面的な実施をまたれるもの切なる状況にあり、これが遅滞は、今後の産業の進展のための基本計画に食い違いを与え、ひいては国民生活向上に影響を及ぼすので、同事業費のわくを拡大するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地籍調査事業の促進をはかるためには、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十四年五月二日

国土総合開発特別委員長　篠田弘作

衆議院議長加藤鐐五郎殿

衆議院会議録第四十号（その二）中正誤

頁	段	行	誤	正
一〇〇五	二	八	（第二八四九号）	（第二八四八号）

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）
（送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話　（代表）二六〇一三三一一